都市災害復旧事業等事務必携

令和７年４月

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

都市局 都市安全課

総　目　次

第１　都市災害復旧事業制度について

１　わが国における災害復旧制度の沿革…… 1

1)公共土木施設の災害復旧…… 1

2)都市施設等の災害復旧 …… 2

3)降灰除去事業 …… 3

２　都市災害復旧事業制度の概要…… 5

都市災害復旧事業等概要 …… 6

第２　都市災害の発生から完了までの実務（降灰除去事業を除く）

都市災害復旧事業のフロー …… 7

１　災害の発生

1)採択要件の基本 …… 9

2)災害の定義 …… 9

3)対象施設及び事業等 …… 10

4)「堆積土砂排除事業」と「災害等廃棄物処理事業」等との連携（連携スキーム） …… 14

5)適用の考え方…… 14

6)適用除外 …… 16

7)未供用開始施設の取扱い …… 17

8)公共土木施設の取扱いに準じて取扱う事項(都市施設等) …… 18

２　緊急情報連絡

1)情報連絡の対象となる事象 …… 18

2)連絡経路 …… 19

3)報告様式 …… 19

３　災害報告

1)被害状況報告 …… 20

2)文書報告（確報：被災後10日以内）…… 20

3)訂正報告 …… 21

4)報告の方法…… 21

４　応急工事

1)応急仮工事と応急本工事 …… 22

2)応急工事の取扱い …… 23

５　事前打合せ…… 23

６　国庫負担申請 （公園施設）、国庫補助申請（都市施設等）…… 24

７　原形復旧の原則…… 25

1)公共土木施設（公園）の場合…… 25

2)都市施設（街路・都市排水施設等）等の場合…… 25

８　設計書の作成
1)事業費の範囲 …… 26
1-1)本工事費 …… 27
1-2)附帯工事費…… 28
1-3)用地費及び補償費 …… 28
1-4)船舶及び機械器具費…… 28
1-5)工事雑費 …… 28
2)設計単価・歩掛・数値基準 …… 28
3)都市施設（街路・都市排水施設等）の場合の目論見書及び設計書…… 29
９　災害復旧事業費等の決定
災害査定の内容 …… 30
災害査定のフロー …… 30
1)災害査定の準備 …… 31
2)概要説明 …… 31
3)実地査定 …… 31
4)机上査定等…… 32
5)指示書の作成 …… 32
6)設計書等の訂正及び検算…… 33
7)工事費等の決定（朱入れ）…… 33
8)保　留（保留協議） …… 34
9)失格・欠格 …… 35
10)目論見書の作成…… 36
11)復命書の作成…… 36
10　事業の実施 …… 36
11　国庫負担金・補助金の交付申請及び決定等
1)国庫負担金・補助金の内示 …… 37
2)国庫負担金・補助金の箇所別流用…… 37
3)国庫負担金・補助金の交付申請 …… 38
4)国庫負担金・補助金の交付決定 …… 38
5)国庫負担金・補助金の交付決定変更の申請…… 38
12　設計変更
1)設計変更 …… 38
2)合併施行 …… 40
13　繰越手続き …… 40
14　再調査 …… 40
15　事業の完了
1)成功認定又は実績報告書 …… 41
2)成功認定に関する検査又は完了検査 …… 42
3)成功認定、額の確定…… 42

16　査定設計委託費 ····· 43
1)定義····· 43
2)補助対象限度委託費等····· 44
3)補助率····· 44
4)補助金交付申請····· 44
5)補助金の交付決定等····· 44

第３　降灰除去事業について
1　採択要件····· 45
2　対象施設等····· 45
3　適用除外····· 46
4　降灰の測定方法····· 46
5　測定地点等の届出等····· 47
6　測定結果の報告····· 47
7　補助金の交付等····· 47

第４　特殊地下壕等対策事業について
1　定　義····· 48
2　事業主体····· 49
3　適用除外····· 49
4　国の補助等····· 50
5　対象事業の期間限定····· 50
6　交付申請・実績報告····· 50
7　その他（優遇措置）····· 50
8　国土交通省（旧建設省を含む）の特殊地下壕対策の経緯····· 51

第５　法令通達集
〇都市災害復旧関係
・都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針····· 53
・都市災害復旧事業事務取扱方針····· 55
・都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について····· 58
・堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項について····· 62
・公共土木施設、農地農業用施設及び宅地の一括発注による堆積土砂等撤去の
取扱について····· 64
・堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が
連携する場合においての国庫補助申請に当たっての留意事項····· 68

〇公共土木施設災害復旧関係

・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法…… 75
・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令…… 85
・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則…… 97
・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱…… 111
・公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針…… 128
・公共土木施設（公園）災害復旧事業に関する事務取扱いについて…… 134
・公共土木施設（公園）災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について…… 136
・降雪に係る都市災害復旧事業の取扱いについて…… 139
・大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の改定について…… 140
・大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針…… 141
・「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説…… 147
・大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の留意事項について…… 192
・公共土木施設（公園）災害復旧事業成功認定の取扱いの一部改正について…… 195
・「都市局所管災害復旧事業の再調査要綱」の一部改正について…… 206
・国土交通省所管公共土木施設（公園）災害復旧事業査定設計委託費等補助金
交付要綱について…… 222
・大規模災害時における調査、測量、試験又は設計に要する費用の取扱いについて…… 229
・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（抄）…… 230
・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（抄）…… 233
・都市計画法（抄）…… 239
・都市公園法（抄）…… 243
・都市公園法施行令（抄）…… 251
・都市公園法施行規則（抄）…… 255
・社会資本整備重点計画法（抄）、同施行令（抄）…… 258
・公園の建築物及び機械、電気設備に係る都市災害復旧事業の設計単価及び歩掛について 259
・平成２２年度以降に係る国庫負担申請書及び災害査定復命書等の様式変更について…… 261

〇設計変更関係

・平成29年度以降における設計変更等についての財務局に対する協議について…… 276

〇検査立会関係

・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定に基く検査立会に関する件…… 278

〇降灰除去事業関係

・活動火山対策特別措置法…… 282
・活動火山対策特別措置法施行令…… 291
・降灰除去事業実施要綱…… 295
・降灰除去事業実施要綱の運用について…… 299
・都市所管降灰除去事業補助金交付要綱…… 300
・首都圏における広域降灰対策ガイドライン…… 306
・首都圏における広域降灰対策ガイドライン（参考資料）…… 339

〇特殊地下壕等対策事業関係

・国土交通省所管特殊地下壕等対策事業実施要領…… 368
・国土交通省所管特殊地下壕等対策事業の運用方針…… 370
・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（抄）…… 372
・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（抄）…… 373
・特別交付税に関する省令（抄）…… 375

〇東日本大震災関係

・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（抄）…… 377
・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（抄）…… 379
・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（抄）…… 382
・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する省令（抄）…… 384
・東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（抄）…… 385
・東日本大震災による災害復旧事業の査定等の簡素化について…… 387
・平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧事業の査定の簡素化について…… 388
・東日本大震災による災害復旧事業の査定等の簡素化について…… 389
・平成23年発生災における災害復旧事業の設計変更の取扱いについて…… 390

〇平成２８年熊本地震関係

・平成28年熊本地震による災害復旧事業の査定の簡素化について…… 391

〇災害情報連絡関係

・公園等の都市施設に係る災害情報連絡要領について…… 395
・公園等の都市施設に係る災害発生時における緊急情報連絡について…… 398

第６　参考資料

都市災害復旧事業費施設別実績…… 401
堆積土砂排除事業 実施箇所一覧（H23以降）…… 408
降灰除去事業実績…… 409
災害査定の効率化を適用した実績…… 413
特殊地下壕等対策事業実績…… 417
都市災害復旧事業制度の変遷…… 420
都市災害復旧事業の国庫負担等の概要…… 447

第１　都市災害復旧事業制度について

１　わが国における災害復旧制度の沿革

1）公共土木施設の災害復旧

わが国は、アジア大陸の東岸沿いに延びた列島で、大陸性と海洋性の両高気圧の谷に位置するため梅雨前線や台風の影響を受けるとともに、世界屈指の大地震帯に位置している。このような気象条件、地理的条件から、水害、雪害、風害、震災、噴火による災害等が毎年発生して、多数の尊い人命や巨額の財産が失われている。

災害による被害は、一般家屋に限らず公共施設や農林水産物等多岐にわたるが、このうち特に河川、海岸、道路等のいわゆる公共土木施設の災害は、産業、経済活動や社会生活に著しい支障をもたらし、公共の福祉に重大な影響を与えるものであり、しかも災害復旧に要する費用は、主として地方公共団体の負担となることから地方公共団体の財政に著しい影響を与えるものである。このようなことから、公共土木施設の災害復旧に対する国の財政上の支援が行われてきている。

まず、明治32年に制定された「災害準備金特別会計法」（明治32年 法律第81号）により、災害土木費に対する国庫補助制度が創設され、その後同法に代わって、明治44年には「府県災害土木費国庫補助ニ関スル件」（明治44年 法律第15号）が制定されたが、補助率等についてはすべて勅令に委任されていた。この法律は、時代と共に変遷を重ね、昭和24年に「都道府県災害土木費国庫補助負担に関する法律」（昭和24年 法律第168号）が制定されるまで、国庫補助の法的な基礎となっていた。戦後、昭和24年のシャウプ使節団の第二次報告書において「天災は予知できず、災害復旧は緊急かつ莫大な費用を要し、被災地方公共団体の財政を破綻させるものであることから、災害復旧事業費はすべて国庫補助金により賄うべきである」との勧告が行われ、これに沿って、昭和25年度に限り全額国庫負担制度を内容とする「昭和25年度における災害復旧国庫負担の特例に関する法律」（昭和25年 法律第189号）が制定された。さらに同年10月には、地方行政調査委員会議により「国庫補助金制度等の改正に関する勧告」が行われ、災害復旧事業は被災施設の管理者がその責任と負担により行うべきであるが、弾力性の乏しい地方財政では全額を負担することは困難であるから、財政力の範囲内で一部を負担し、超過部分は国庫が負担すべきという方針が示され、これをうけて昭和26年3月に**「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」**（昭和26年 法律第97号）（以下**「負担法」**という。）が制定された。

このような変遷を経て制定された**「負担法」**が国庫補助制度の根幹となっているが、昭和34年9月の伊勢湾台風を契機に防災体制の必要性が高まり、第39国会において「災害対策基本法」（昭和36年 法律第223号）が制定され、同法第97条及び第99条の規定の趣旨に基づき、第41国会において**「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」**（昭和37年 法律第150号）（以下、**「激甚災害法」**という。）が制定された。これにより、従来激甚災害の発生ごとに国の負担、補助等に関する特例法を制定していた不合理が解消され、**「負担法」**

とともに、災害復旧事業に対する国の補助制度の恒久的な制度が確立された。その後、採択限度額の引上げや、下水道・公園を対象施設として追加する等の改正を経て、平成13年1月6日の省庁再編に伴い、主務大臣の権限の一部（一箇所の工事の費用がおおむね二千万円未満の工事費の決定）を地方支分部局の長に委任する改正を行い現在に至っている。

公園施設の災害復旧事業については、平成9年度まで**「基本方針」**等に基づき実施されていたが、平成10年4月に公園が**「負担法」**の対象施設となるなどの一部改正が行われ、平成10年災（平成10年4月17日以降の発生災害）から該当する公園の諸手続きは、**「負担法」**に基づき実施することとなった。公園の整備状況が１人当たりの都市公園面積で比較すると、昭和59年度末では4.91㎡であったものが、平成30年度末では10.6㎡となっており、2.16倍の伸びを示し、公園が豊かさを実感できる国民生活を実現するために必要不可欠な施設であると広く認識されている。一方で、公園整備面積の増加に伴い地方公共団体の負担も増加ししており、**「負担法」**を活用した早期の復旧が求められる。

なお、平成29年2月には、今後予想される南海トラフ巨大地震、首都直下地震、スーパー台風等の大規模災害に備え、被災地の早期復興をより一層支援するため、激甚災害指定の見込みが立った時点で災害査定の効率化の内容を適用できる「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」が策定され、平成29年災から運用されている。

2）都市施設等の災害復旧

一方、街路、公園、下水道等の都市施設に係わる災害復旧事業については、昭和23年の南海地震、北陸地震・風水害を契機として、主として都市計画区域内に災害が発生した場合には都市災害復旧事業として取扱うことが決められ、昭和26年度まではその都度予算措置が講じられてきたが、昭和27年に**「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」**（以下、**「基本方針」**という。）を定め、以降これに基づく予算補助事業として制度化された。当初の対象事業は、街路、都市利水施設、防潮施設、公園、防空壕の各施設の復旧であったが、昭和37年8月には**「基本方針」**の大幅な改正（昭和37年8月14日付 建設省都発第194号）を行い、下水道施設の復旧や堆積土砂の排除が加わった。その後昭和59年に下水道、次いで平成10年には都市公園が**「負担法」**の対象施設に加えられ、さらに平成10年度に特殊地下壕対策事業が再開したことから、防空壕を都市災害復旧事業の対象施設から削除する改正が行われた。

なお、平成23年の国土交通省の組織改編に伴い平成23年災以降の下水道災害は、水管理・国土保全局の所掌となった。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、その甚大な被害に対処するため、都市施設の災害復旧事業に対して財政上の特例措置を講じることとされ、従来から上記**「基本方針」**による対象施設である街路、都市排水施設等に加え、駅前広場、自由通路、一般公共の用に供する自動車駐車場及び自転車駐車場（道路除く）が、「**東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）**に位置づけられ、80/100～の補助を行うこととなった。

平成30年7月豪雨においては、土石流や洪水氾濫等により中国・四国地方を中心に多くの市町村で市街地に土砂やがれきが堆積するなど甚大な被害が発生した。これを受け、被災地からの土砂・がれきの早期排除等を目的として、環境省と連携し土砂（堆積土砂排除事業）及びがれき（災害等廃棄物処理事業（環境省所管））を一括して排除し、国庫補助申請できることとした。

令和6年1月の能登半島地震においては、石川県奥能登地域を中心に甚大な被害が発生した。その甚大な被害に対処するため、都市施設の災害復旧事業に対して財政上の特例措置として、対象施設である街路、都市排水施設等について80/100～の補助を行うこととなった。

また、令和6年9月豪雨においては、多量のがれき混じり土砂が宅地・農地に一様に堆積し、生活や生業再建のために早急に排除する必要が生じたことから、平成30年に構築した連携スキームに加え、新たに「農地農業用施設災害復旧事業」との連携も可能となった。

都市は、経済活動、社会活動の中心として高度な活動が営まれる場であり、また人々が居住する場でもある。街路、公園等の都市施設は、このような都市活動や都市における人々の生活を支える基盤的施設であり、これらの施設が被災したことによる経済的、社会的、人的影響は、平成7年の「阪神・淡路大震災」や平成23年の「東日本大震災」等の教訓からも明らかなように、都市の整備が進み都市施設の整備充実が図られていくにつれ、ますます大きくなる傾向にある。

近年、地震や台風、豪雨等の自然災害が頻発化、激甚化している中、被災地の速やかな復旧のためにも、上記の都市施設等の災害復旧について国庫負担・補助を行う都市災害復旧制度の果たす役割は、今後、益々大きくなっているところである。

（注）街路については、工事完成後、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定による道路の供用開始の告示がなされる（道路管理者に引き継がれる）までの間が都市災害復旧事業の対象となる。道路の供用開始の告示後は、公共土木施設の道路となり、その災害復旧については、道路災として**「負担法」**の適用を受けることとなる。

3）降灰除去事業

火山の爆発に伴い年間を通じて多量の降灰があった市町村に対し、当該市町村が実施する道路、下水道、公園等に係る降灰の除去については、昭和48年7月から「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」として施行されていたものの一部を追加改正するとともに、法律名も**「活動火山対策特別措置法」**（昭和48年 法律第61号）（以下、**「活火山法」**という。）と改正し降灰除去事業が創設された。

「降灰除去事業実施要綱」（昭和53年10月18日 建設事務次官通達）は、昭和53年度に桜島地域において予算措置として認められた降灰除去事業に対する補助制度について、その適

用地域及び対象施設を拡大するとともに、国の財政負担を充実することにより恒久的制度として確立されたものである。

２　都市災害復旧事業制度の概要

都市災害復旧事業とは、異常な天然現象により、公共土木施設（公園）及び主として都市計画区域内において都市施設（街路・都市排水施設等）が被災した場合、又は、市街地が災害による土砂の流入・崩壊等のため堆積土砂による被害を受けた場合、及び火山の爆発その他火山現象により著しい災害を受けた場合において、「負担法」により地方公共団体に負担金を、又は「基本方針」「活火山法」「激甚災害法」により地方公共団体等に補助金を交付して行う復旧事業であり、概ね次のように区分される。

① 公共土木施設のうち、**公園**（都市公園法第2条第1項に規定する都市公園、社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に規定する公園又は緑地）施設の復旧事業で、**地方公共団体若しくはその機関**が行うもの

② 都市計画区域内の**都市施設**（街路、都市排水施設等）の復旧事業で、**地方公共団体若しくは土地区画整理組合（街路に限る）**が行うもの

③ 都市計画区域内及び同区域外の人家、工場等の集落地（市街地）において、災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等を排除する事業（**堆積土砂排除事業**）で**市町村**が行うもの

④ 激甚災害の発生により浸水した水の排除事業（**湛水排除事業**）で**地方公共団体**が行うもの

⑤ 火山の爆発等により都市排水路、公園及び宅地にかかる降灰の除去事業（**降灰除去事業**）で**市町村**が行うもの（下水道、道路は水管理・国土保全局が補助）

また予算は、下記のとおり（項）河川等災害復旧事業費 （目）都市災害復旧事業費補助に計上している。**基本的に単年度予算措置（当年度に全額配分）**としているが、事情がある場合には複数年度にわたる予算措置も認められる。

≪予算科目≫国土交通省所管一般会計

＜組織＞　国土交通本省
（項）　河川等災害復旧事業費
（事項）　河川等災害復旧事業に必要な経費
（目）　都市災害復旧事業費補助
（目の細分）　都市災害復旧事業費補助
（目の細分）　降灰除去事業費補助
（目の細分）　災害査定用設計委託費補助
（目の細分）　指導監督事務費補助

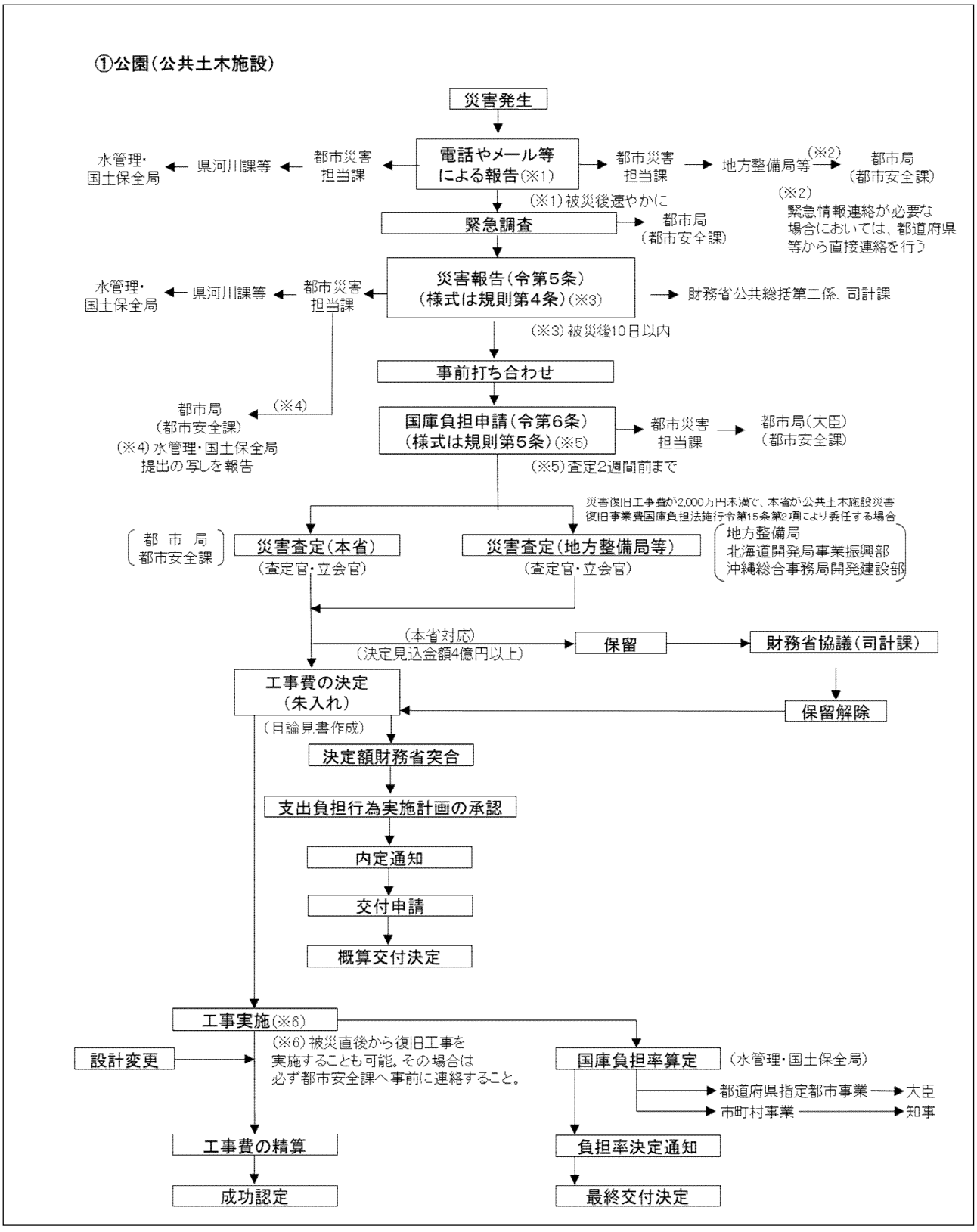
都　市　災　復　旧　事　業　等　概　要

予算科目	対象施設等		負担・補助率		負担・補助根拠法令等
			一　般	嵩上げ	
（項）河川等災害復旧事業費 **（目）都市災害復旧事業費補助**					
（目細）都市災害復旧事業費補助	公共土木施設	公園	2／3 4／5※	有	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）
	都市施設等	街路 都市排水施設等	1／2	無	【予算補助】 【嵩上げ分】 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚災害法）
		堆積土砂排除事業	1／2	有	
		湛水排除事業	—	有	
（目細）降灰除去事業費補助	都市排水路 公園 宅地		1／2	無	活動火山対策特別措置法
（目細）災害査定用設計委託費補助			1／2	無	【予算補助】
（目細）指導監督事務費補助			１０／１０	無	【予算補助】
（項）河川等災害関連事業費 **（目）河川等災害関連事業費補助** （目細）河川等災害特定関連事業費補助	特殊地下壕 亜炭鉱廃坑		1／2	無	【予算補助】

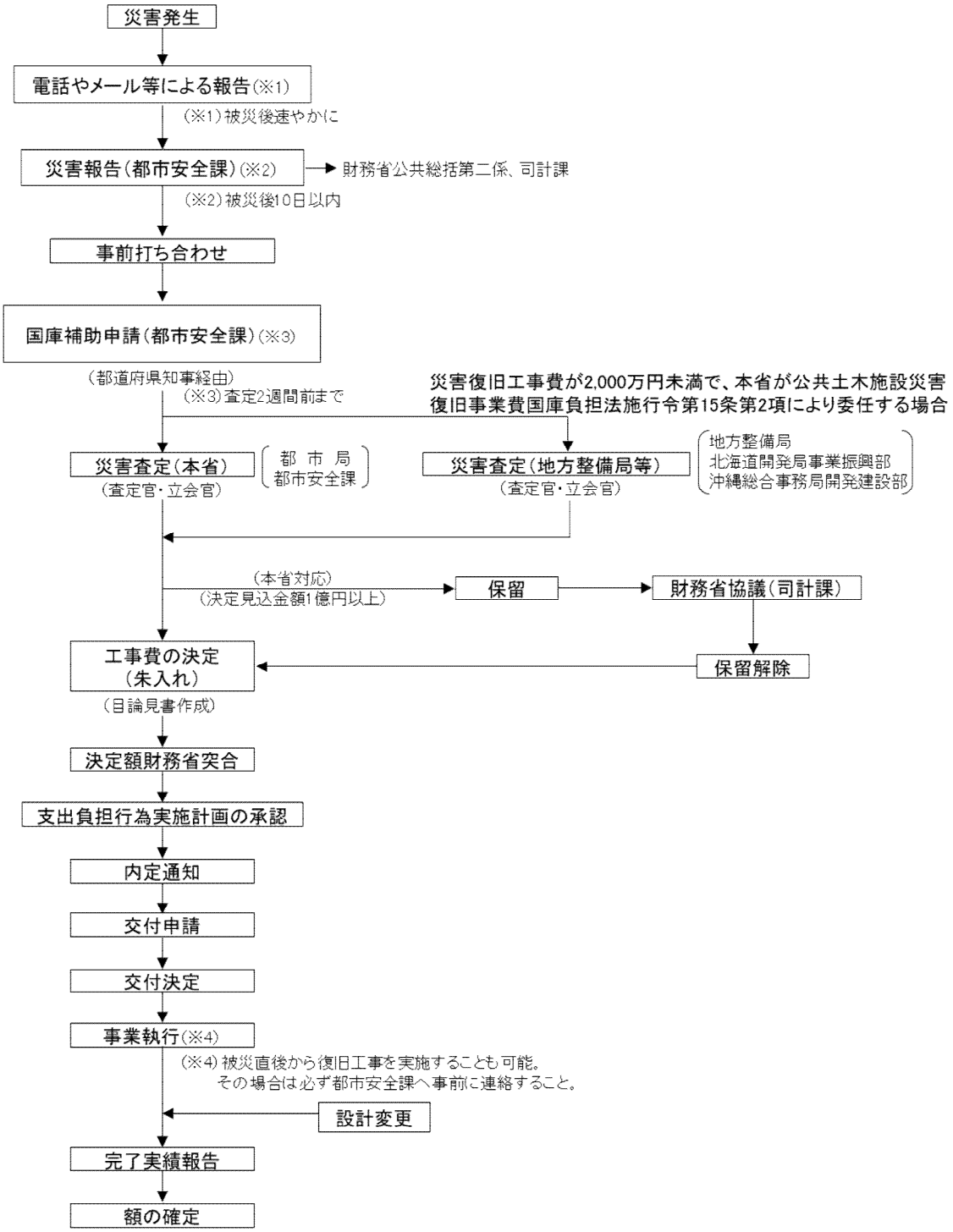
※北海道、離島、奄美、沖縄、小笠原は4/5(負担法附則第3項（北海道）、離島振興法第7条、奄美群島振興開発特別法第6条、沖縄振興開発特別措置法第94条、小笠原諸島復興特別措置法第7条)

第２　都市災害の発生から完了までの実務（降灰除去事業を除く）

〈都市災害復旧事業のフロー〉



②都市排水施設、堆積土砂排除等（公園（公共土木施設）を除く）



1　災害の発生

1）採択要件の基本

公共土木施設（公園）及び都市施設（街路・都市排水施設等）等が被災して復旧事業の負担・補助を受けるためには、定められた要件に合致していなければならない。これを**「採択要件」**といい、その基本は次の３条件である。

① 異常な天然現象により生じた災害であること
② 被災した施設が**「負担法」「基本方針」**で定められた公共土木施設（公園）又は都市施設（街路・都市排水施設等）であること
③ 地方公共団体若しくは土地区画整理組合等が行う災害復旧事業、又は市町村が行う堆積土砂排除事業等であること

2）災害の定義

「負担法（第２条 定義）」「基本方針（第２ 定義）」で「災害とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害をいう。」と定めており、災害があくまで天然の現象により生ずるものであることを明確にしている。これらの異常な天然現象の基準は、「公共土木施設災害復旧事業査定方針」（昭和32年7月15日 建河発第351号 河川局長通知）の「（第３ 採択の範囲等）１・(一)～(五)」及び「公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針」（昭和59年9月14日 建設省都街発第35号都市局長通知）の「（第３ 採択の範囲等）１・(一)～(四)」において定められており、都市施設等の復旧事業においては、これらを基本に運用又は準用しており、これらを整理すると表－１のようになる。

表－１　災害の定義（異常な天然現象の基準）

異常要因	基準
(1) こう水	(ｲ) **警戒水位(はん濫注意水位)**以上の出水 (ﾛ) **河岸高**（低水位から天端まで）の**5割**程度以上の出水 (ﾊ) 比較的長時間にわたる融雪出水等
(2) 降雨	(ｲ) 最大**24時間雨量80㎜**以上 (ﾛ) (ｲ)未満でも時間雨量等が特に大(**時間雨量が20㎜**以上)
(3) 暴風	**最大風速**（10分間平均）**15m**以上
(4) 高潮、波浪、津波	暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪又は津波によるもので、被災の程度が比較的軽微ではないもの
(5) 地震、地すべり	社会通念上の被害
(6) 干ばつ、噴火、積雪、異常低温、落雷等	特に定めていない※

【公共土木施設(公園)災害復旧事業査定方針 第3】

※降雪による都市災害復旧事業の取扱い

１．公園及び都市施設における建築基準法が適用又は準用される建築物又は工作物が被災した場合

・当該降雪が、被災地域の最寄りの国、地方公共団体等の公的機関の気象データを活用し、公園にあっては負担法第２条第１項、都市施設にあっては都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針第２第１項に規定する異常な天然現象に該当するものであることを整理すること。

・当該被災施設が建築基準法（同法に基づく命令、告示、条例及び規則等を含む。）に基づき算出される当該地域における積雪荷重その他の基準に適合するものであったこと及び当該基準により許容される水準を超える降雪があったことにより被災したものであることを整理すること。

２．公園及び都市施設におけるさく（フェンス）等が被災した場合

・補助対象となる異常積雪の範囲は、被災地域の最寄りの国、地方公共団体等の公的機関の雪量観測点における積雪深が、当該観測点の毎年の積雪深の最大値の累年平均値（過去10年間）を超え、かつ、1メートル以上の場合とする。

・公園施設のさく（フェンス）等が積雪により被災した場合は、その災害査定にあたっては、当該被災箇所が降雪によるものか十分検討し査定にあたる。

【平成26年3月14日都市安全課長補佐事務連絡、昭和60年5月 大蔵省了解】

※落雷による都市災害復旧事業の取扱い

落雷により観測・通信機器等が被災を受けた場合は、通常の災害とは違い目視での被災状況の確認が不十分となる可能性があることから、どこまで被災しているか調査しながら復旧作業を進める事が一般的となる。

災害査定にあたっては下記のような被災があったことを証明する資料や、施設の被害状況等の資料を添付し分かり易く整理する必要がある。

(1) 落雷で施設が被災したことを証明する資料
- ・地方気象台の雷に対する注意報・警報等発令の資料
- ・民間気象会社による落雷証明書 等

(2) 施設の被災状況説明資料
- ・部品について、取り替え、新規購入の経済比較
- ・部品の被災状況の写真及び説明資料 等

3) 対象施設及び事業等

災害を受けた場合に国庫負担･補助の対象となる施設は、**「負担法施行令（第１条 公共土木施設）」、「基本方針（第2 定義）6」、「同事務取扱方針（第4 都市施設の範囲）」、「激甚災害法（第3条 特別の財政援助及びその対象となる事業）14」**において定められており、整理すると表－２のようになる。

表－２　対　象　施　設　等

対象施設等		施設・事業等の範囲
公共土木施設	(1)公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの(植栽及びいけがき)を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの 前号に掲げる施設で、社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの（表－３参照）
都市施設	(2)街路	(ｲ) 都市計画法第18、19、22条の規定により決定された施設である道路及び土地区画整理事業によって築造された道路で、道路法第18条第2項の規定による道路の供用開始の告示がなされていないもの (ﾛ) 鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設で前号に規定する道路と鉄道（都市計画法第59条に規定する都市計画事業若しくは前号に規定する道路の附帯事業により築造されたものに限る）とを立体交差とするもののうち、鉄道事業法第12条第3項の規定による検査を終了していないもの
	(3)都市排水施設等	(ｲ) 都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設 (ﾛ) 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園法に規定する自然公園を除く。），広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地（「負担法」第3条第11号に規定する公園を除く。）のうち都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（植物を除く。）とする。
(4)堆積土砂排除		一の市町村の区域内の市街地において、 (ｲ) 堆積土砂の総量が30,000m^{3}以上 (ﾛ) 2,000m^{3}以上の一団をなす堆積土砂 (ﾊ) 50m以内の間隔で連続する土砂が、2,000m^{3}以上 以上の(ｲ)～(ﾊ)のいずれかで、かつ、 ①　都市計画区域内で都市施設以外の地域に堆積した土砂で市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く） ②　都市計画区域外で市街地に堆積した土砂で市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く） ③　①②にかかわらず、市町村長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めて搬出集積され、又は、直接排除されたもの
(5)湛水排除		激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域につき、浸水面積が引き続き一週間以上にわたり30ﾍｸﾀｰﾙ以上であること

注）・市街地とは、都市計画区域内及び同区域外の人家、工場等の集落地をいう。

・集落地とは、独立した家屋が10戸以上隣接している場合（１戸とは、１世帯が有している倉庫、納屋等を含む。）をいう。ただし、被災戸数が10戸に満たない場合又は寄宿舎、アパート若しくは工場内に宿舎設備を有し、相当の世帯が居住している場合は、その被災状況等を勘案し、別途協議する。【昭和44年災大蔵省了解事項】

表－３　負担法及び基本方針に基づく公園施設に係る災害復旧補助の対象施設及び対象外施設

施設区分	都市公園法に掲げる公園施設			災害復旧補助の対象施設	
	都市公園法第2条第2項	政令で定めるもの（都市公園法施行令第5条に掲げる施設）	国土交通省令で定めるもの（都市公園法施行規則第1条、第1条の2）	都市公園法施行令第31条及び同施行規則第17条に掲げる施設	左記の種類
1. 園路及び広場	園路及び広場			園路又は広場	
2. 修景施設	植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの	植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するもの		修景施設	芝生、花壇、日陰だな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するもの
3. 休養施設	休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの	休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの		休憩所、ベンチ、野外卓、キャンプ場その他これらに類するもの	
4. 遊戯施設	ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの	ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの		ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池その他これらに類するもの	
5. 運動施設	野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物		運動施設（ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物を除く）	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物 （一体的な工作物として整備されていない電子機器等の備品を除く）

6. 教養施設	植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの	植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの並びに古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの		自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、体験学習施設その他これらに類するもの 古墳、城跡等（「歴史的風致維持向上計画」に基づくものに限る。）	
7. 便益施設	飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの	飲食店(料理店、カフェ、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く)、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの		駐車場、園内移動用施設、便所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの	
8. 管理施設	門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの	門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場(廃棄物の再生利用のための施設を含む)、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設(環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る)その他これらに類するもの	風力発電施設、太陽電池発電施設、燃料電池発電施設その他これらに類するもの	門、さく、管理事務所、苗畑、照明施設、ごみ処理場、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設その他これらに類するもの	
9. 都市公園の効用を全うする施設	前各号に掲げるもののほか､都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの	展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの	耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設	展望台又は食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、災害応急対策に必要な耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設又は延焼防止のための散水施設(避難地又は避難路となる都市公園に設けられるもの) なお、避難地又は避難路となる都市公園とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号に規定する地域防災計画その他これに準ずる防災に関する計画において定められたもの	

4)「堆積土砂排除事業」と「災害等廃棄物処理事業」等との連携（連携スキーム）

災害により宅地等に土砂とがれきが混ざり合った状態で堆積している場合、堆積土砂排除事業の対象となる土砂と災害等廃棄物処理事業（環境省所管）の対象となるがれきに分別することなく土砂・がれきを一括で撤去し、重量に応じて費用を按分したうえでそれぞれ補助申請することが可能である。（精算は実績重量にて按分）

これにより、土砂とがれきとに契約・業者等を分けることなく、一括した発注により撤去を行うことができ、速やかに宅地から土砂・がれきを撤去することが可能となる。

また、道路等公共土木施設内、農地農業用施設内の土砂撤去（公共土木施設災害復旧事業、農地農業用施設災害復旧事業）と宅地内土砂撤去を一括して実施し、面積に応じて費用按分したうえで、それぞれ補助申請することができる。

【堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項について】

【公共土木施設、農地農業用施設及び宅地の堆積土砂等撤去の取扱について】

【堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合においての国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）】

5）適用の考え方

都市災害復旧事業のうち、公共土木施設（公園）及び、都市施設（街路・都市排水施設等）における各施設の適用の考え方は、次のように定められている。

「負担法」 第6条第1項第1号（１箇所の工事費が都道府県・指定市においては120万円､市町村においては 60万円未満)の場合において、１の施設において災害にかかった箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止めその他これらに類する施設について災害にかかった箇所が100mを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の２以上にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは、１箇所の工事とみなす。

ただし、当該工事を施行する地方公共団体が２以上あるものについては、この限りではない。

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 第6条第2項】

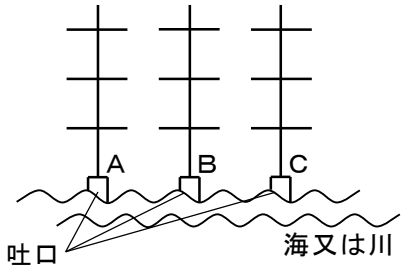
街路については、○○～○○線一施設毎に適用し、都市排水施設等については、同一水系別に吐口を一単位として、又は○○広場等の一施設毎に適用するものとする。

【都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について 3】

ｱ) 公園の1箇所の考え方は、1公園内で被災場所が100m以上離れている場合は別箇所として扱う。

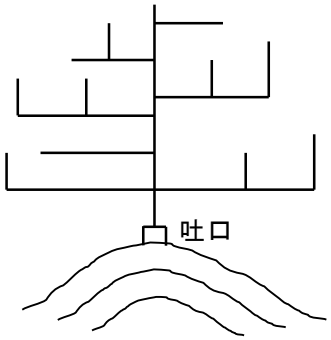
ｲ) 都市排水路の1箇所の考え方は下図を参考にすること。

１．垂直式



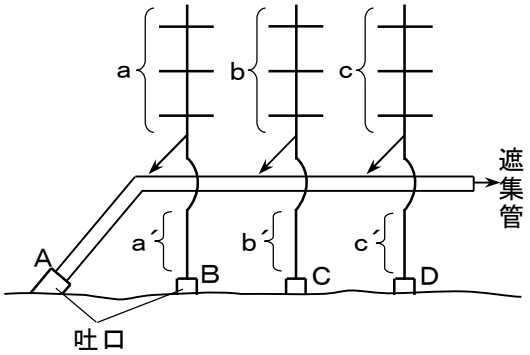
A, B, Cをおのおの１単位とする。

２．扇状式



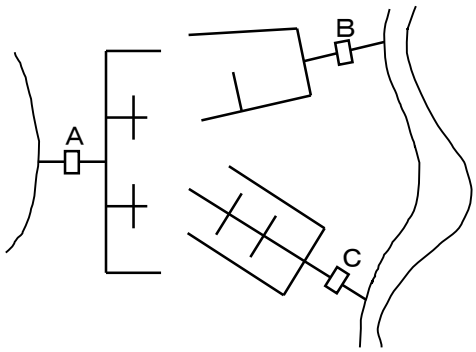
全体を１単位とする。

３．遮集式



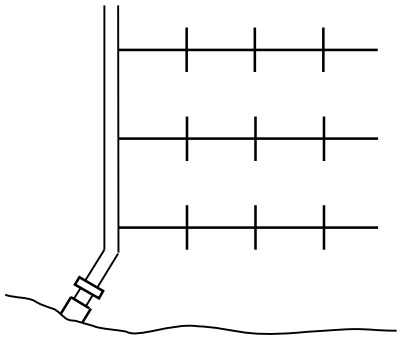
A, B, C, Dをおのおの１単位とする。
この場合、吐口Aはａ，ｂ，ｃを含め１単位とし、また吐口Ｂはａ，a′、吐口Ｃはｂ，b′、吐口Ｄはｃ，c′をおのおの１単位とする。
（ａ，ｂ，ｃは重複しているが、現地の状況により何れか一方の単位とするものとする。）

４．放射式



A, B, Cをおのおの１単位とする。

５．段帯式（高低段式）



全体を１単位とする。

注．１単位をそれぞれ１箇所とし、１単位内で被災場所が100m以上離れていても１箇所とする。ただし、A, B, Cそれぞれの被災場所の離隔が100m未満であっても、A, B, Cを統合し１箇所とはしない。

6）適用除外

都市災害復旧事業としての適用除外項目については、**「負担法（第6条 適用除外）」「基本方針（第3 適用除外）」及び「同取扱方針（第5 適用除外）」**等において定められており、整理すると表－4のようになる。

表－４　適　用　除　外

(1)　１箇所（施設ごと）の工事の費用が、都道府県・指定都市は**120万円**、市町村または土地区画整理組合は**60万円**に満たないもの（**採択限度額**）
(2)　工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの
(3)　維持工事とみるべきもの ①　石積、石張等の差狂いのみの修正又は間詰めのみの工事 ②　橋梁又はトンネルの照明設備のみに係る工事 ③　排水機の被災により仮排水工事を行う場合、平常の排水量を排水するために要する費用 ④　下水道の排除及び処理に直接影響しない施設（例えば車庫、駐車場、要員宿舎、案内板、樹木及び修景芝等）に係る災害及び門、柵又は塀のみに係る災害
(4)　明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの 検査、監査等により工事の出来高不足、手直しが認められ、補強、手直し工事を命ぜられていた施設が破損し、当該工事が未完了であったことに起因していると認められたもの等
(5)　甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
(6)　災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
(7)　その他別に定めるもの ①　幅員６m未満の街路又は幅員４m未満の橋梁にかかるもの ②　幅員１m未満の都市排水路にかかるもの。ただし、管渠にあっては内径250㎜未満のもの ③　堆積土砂排除事業のうち、 イ）宅地等に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所以外に捨てられた土砂にかかるもの ロ）事業の実施が確認できないもの ハ）自衛隊、地元等が無償で実施したもの又は失業対策事業その他の事業によって実施したもの ④　都市排水施設の埋そくにかかるもので断面積の3割に満たないもの。ただし、３割以上のものにあっては、堆積量の７割までを排除するものとする。 ⑤　直高１m未満の小堤 ⑥　公園施設のうち、植栽及びいけがき（芝生を除く） ⑦　他省庁所管に係る災害復旧事業として採択されたもの ⑧　公園施設のうち、飛石、ベンチ、ぶらんこ等の単体の小規模な施設が単独で被災した場合で、その施設の機能が当該公園の根幹的な効用に関わらないもの ⑨　墓地のうち埋葬地内の施設（墓石等）

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 第6条】
【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令 第1条】
【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則 第2条】
【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱 第12、第16、第17】
【公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針 第3、第6】
【公共土木施設(公園)災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について 8】
【都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 第3】
【都市災害復旧事業事務取扱方針 第5】
【都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について 1】

前述のほか、次の場合も適用除外としている。

(3)　維持工事とみるべきもの（従前の機能を損なわない程度の被災）
⑤ 河川敷公園内被災で次の場合
イ）移動可能（施設・占用台帳での扱い）な施設の被害
ロ）概ね１㎝程度の土砂の堆積又は土砂の流出（芝生等の流出がある場合はこの限りではない）
ハ）土砂の堆積量が少なく、芝生等が枯死する恐れがないと認められる程度の土砂の堆積
ニ）土砂の堆積又は土砂の流出により平坦性が損なわれた場合にあって、復旧工法に土砂の補充を伴わず整地のみの場合
ホ）固定されている遊具であっても被災程度及び数量が軽微なもの

なお、河川敷公園については、原則当該河川の警戒水位(はん濫注意水位)以上の出水により被災した場合を、都市災害復旧事業として採択することとしているが、主たる被災内容は土砂・流木の堆積、地表面・芝生の流出、崩壊等である。これら河川敷公園の被災の程度は規定されていないことから、上記の程度が従前の機能を損なっていないことを被災の目安として運用している。

また、移動可能な施設（河川占用条件等）の被災は、警戒水位の突破が予想された時点で撤去すべきものであり、基本的に維持管理の範囲とみなしている。

7）未供用施設の取扱い

公共土木施設のうち、公園が被災した場合において、次の場合は供用開始しているものとしている。

公園が被災した場合においての「他の事業により竣工し、かつ、独立した機能を有する施設」とは、当該被災施設の供用開始が行われていたものとする。ただし、当該被災施設が全て竣工しており、特別の事由により供用開始の手続き等が遅れている場合は、供用開始が行われているものとして取扱うこととする。

【公共土木施設（公園）災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について11】

公共土木施設（公園）に係る供用開始の取扱いについては、前述のとおり規定されており、その対象は特別の事由により供用開始手続きが遅れ、かつ供用開始が近く確実に見込まれるものに限られている。その運用については、国庫負担申請時に申請者（施設管理者）が査定官及び立会官に協議を行い、公共土木施設（公園）としての採否を確認することとしている。

8）公共土木施設の取扱いに準じて取扱う事項（都市施設等）

公共土木施設を除く都市施設（街路・都市排水施設等）等の災害復旧事業で、**「基本方針」「同取扱方針」**等に規定されていないものについては、公共土木施設災害復旧事業に準じて取り扱っており、その主な事項は次のとおりである。

(1) 報告に関する事務 (2) 内未成の取扱い (3) 他事業施行中の災害 (4) 事業費の積算 (5) その他、査定事務で特に「同取扱方針」に規定していないもの

【都市災害復旧事業事務取扱方針 附則】

「負担法」の施行に関しては、公園施設が**「負担法」**の対象施設に加わる以前より、水管理・国土保全局から関連する通達等が既に運用されていること、公園施設の復旧事業の施行においても、これらの通達等が基本的に適用可能であることから、適宜準用することとしている。なお、適用が不明確な場合等は、都市局都市安全課に確認のうえ施行されたい。

２　緊急情報連絡

都市施設に係る災害発生時等には、都道府県・指定都市災害担当課は、地方整備局建政部等都市整備課（都市・住宅整備課、北海道開発局事業振興部都市住宅課、沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課(以下、「地方整備局建政部等」という。）に連絡し、地方整備局建政部等が都市安全課に情報連絡を行う。

【公園等の都市施設に係る災害情報連絡要領について】
【公園等の都市施設に係る災害発生時における緊急情報連絡について】

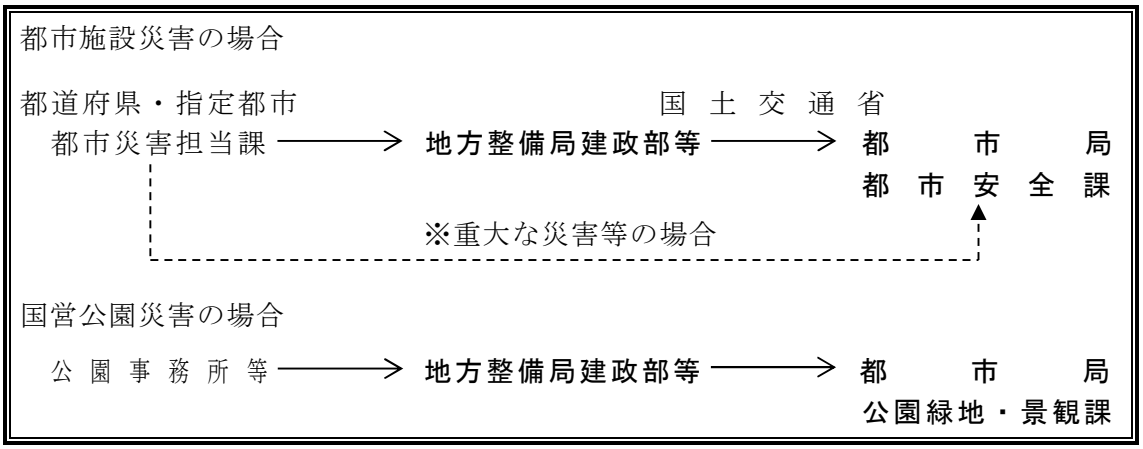
公園等の都市施設に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、確実かつ迅速な災害情報の伝達及び地域の災害対策の充実を図るため行うもので、とりまとめのうえ被災の速報として関係機関や一般に公表している。

1）情報連絡の対象となる事象

地震、風水害、火山の噴火等以下に例示する災害により所管の事項に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合には、2)に定める方法によって情報連絡を行うものとする。

- 地震
- 河川の氾濫
- 土砂災害
- 火山の噴火
- 雪害災害
- 高潮、津波等による災害

2) 連絡経路



重大な災害等の場合とは、最大震度５弱以上の地震の発生、市街地への土砂の流出等、都市施設に重大な被害の発生又は発生するおそれがある場合であって、国土交通省あるいは都市局として災害の状況を内閣危機管理センター、政府非常災害対策本部等に報告する必要がある場合等緊急の場合においては、都道府県・指定都市災害担当課は本省都市局都市安全課への直接連絡も行うものとする。

なお、重大な災害等の場合は、夜間、土日、休日を問わず別途連絡する緊急連絡先に電話、メール等で連絡すること。

3) 報告様式

報告様式は、以下を参考にすること（次頁の被災状況報告書様式の活用も可）。

都道府県	所在地名	管理者	施設名	被害状況等	対応状況等

3　災害報告

1）被害状況報告（被災後速やかに）

都市施設が被災し、都市災害復旧を実施する場合は、被害状況報告並びに文書報告を行うこと。

【都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について　2　ロ】

公共土木施設（公園）、都市施設（街路・都市排水施設等）等に被害が生じた場合には、その施設の管理者は直ちに被害の調査を行い、必要に応じて事前打合せ・応急復旧工事（応急仮復旧、応急本復旧）を行うとともに、**速やかに被災状況をメール等により都市局都市安全課あてに報告すること。（様式は以下のとおり）**

また、別途位置図、被災状況平面図、被災状況写真、気象状況等の資料をメール等により報告されたい。

被災状況報告書(第　報)　　都道府県・市名:

被災日時:　　担当者氏名(TEL):

異常要因:

施設名	所在地	管理者	被災概要等	応急復旧状況等	被災金額(千円)	備考
						図面添付: 有・無 写真添付: 有・無 参考資料: 有・無
						図面添付: 有・無 写真添付: 有・無 参考資料: 有・無
						図面添付: 有・無 写真添付: 有・無 参考資料: 有・無

2）文書報告（確報：被災後10日以内）

文書による報告は、被災施設等に対する**国庫負担・補助申請の意思表示となる**ものであり、次のとおり行うこと。

公共土木施設(公園)の災害報告は、国土交通大臣あてに「**災害報告書**」を水管理・国土保全局防災課へ提出し、写しを都市安全課へ送付すること。都市施設(街路・都市排水施設等)等の災害報告は、都市局長あてに「**都市災害報告書**」を都市局都市安全課へ提出すること。

【都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について 2 イ】
【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則 第4条】

被害金額については、被害状況報告と文書報告との整合を図りつつ、異なる被害金額を提出する場合は、必ず都市安全課に連絡すること。

3）訂正報告

文書報告（確報）後、被災施設の詳細な調査や復旧工法の再検討等によって、被災額等を訂正する場合は、**災害発生後１ヶ月以内**に行う必要がある。

ただし、大災害が発生したため、この期間内に報告できない場合は、その旨連絡し、別途指示をうけること。

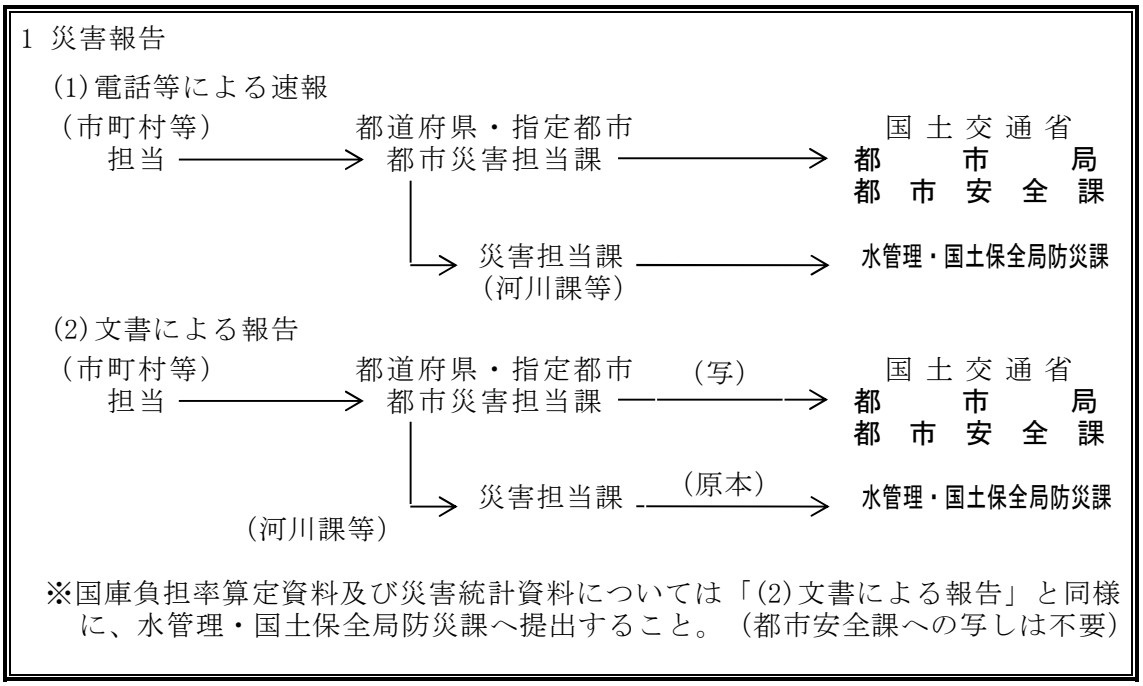
なお、文書報告（確報）による被害報告額と国庫負担・補助申請された各箇所の被害報告額が著しく異なる場合、**国庫負担・補助申請額が被害報告額を上回ることのないよう**、被害報告額の**訂正報告を災害査定時までに適切に行うこと。**

4）報告の方法

災害報告は、被災した施設が市町村又は土地区画整理組合が維持管理するものにあっては、当該市町村長又は組合の管理者（長）が都道府県知事に報告し、都道府県知事は、これらをとりまとめて公共土木施設（公園）にあっては国土交通大臣あて、都市施設（街路・都市排水施設等）等にあっては都市局長あてに報告する。都道府県又は指定都市が維持管理するものにあっては、当該都道府県知事又は指定都市の長が同様に報告すること。

なお、都市災害復旧事業は**都市局都市安全課で所掌**しているが、公共土木施設（公園含む）の災害復旧事業に関する負担率算定の総括に関する事務については、**水管理・国土保全局防災課**において行っているため、その報告等の手続きは次のとおり異なるので注意が必要である。

＜公共土木施設（公園）の場合の報告等＞



【公共土木施設（公園）災害復旧事業に関する事務取扱いについて Ⅰ】

＜都市施設（街路・都市排水施設等）等の場合の報告等＞

災害報告及びその他の手続き		国土交通省
（市町村等）	都道府県・指定都市	**都市局**
担当 ⟶	都市災害担当課 ⟶	**都市安全課**

＜被害報告先＞

国土交通省都市局都市安全課（内線32341,32353）	
ＮＴＴ直通	０３－５２５３－８４０２
ＮＴＴ ＦＡＸ直通	０３－５２５３－１５８７
中央防災無線	５８３１
〃 ＦＡＸ	５８４１
国土交通本省代表	０３－５２５３－８１１１（内線32341,32353）

4　応急工事

1）応急仮工事と応急本工事

公共土木施設（公園）の応急仮工事は、原則として管理者の負担において施行するべきものであるが、特別の事情がある場合は、これらの応急工事に要した費用の全部、又は一部は国庫負担の対象となり得る。

ただし、都市施設（街路・都市排水施設等）等の応急工事費は、本工事の一部又は全部となるもののみとすることが規定されており、応急仮工事については原則として国庫補助の対象とはならない。

この国庫負担の対象となり得るものには、**応急仮工事と応急本工事**（内応急工事）の２つがあり、表－５のとおりである。

表　－　５

区　分	対象施設	被　災　状　況	応急工法
応急仮工事	公　園	通常の状態における流水又は海水が侵入し、被災施設、それに隣接する一連の施設又は被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているため又はそのおそれが大きいため、緊急に施行する必要がある	仮締切工事
	公　園	次期出水等により被災施設、それに隣接する一連の施設又は被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているため又はそのおそれが大きいため、緊急に施行する必要がある	欠壊防止工事
応急本工事又は内応急工事	公　園 都市施設	査定前に施行した工事のうち復旧工事の全部又は一部となる工事	

【都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 第4 3】

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱 第9】

なお、**応急仮工事の採択要件は、応急仮工事費を除く工事費が、限度額（都道府県又は指定都市で120万円、市町村で60万円）以上**であること。

また、応急仮工事がある場合は、その工事費を明確に分離して査定を行う必要から、査定設計書を応急仮工事と応急本工事とに分冊作成（間接費は両者の直接工事費按分）し、国庫負担申請書（目論見書）に内応急仮工事費を記載する。

2）応急工事の取扱い

応急工事は出来る限り復旧工事に利用できるような工法で施行し、適当でないと認められる工法で施行したものは、原則として適当な工法に変更させるものとし、これによって生ずる手戻り費は認められないこととなっている。

また、応急仮工事は、査定時点において竣功、未竣功にかかわらず、**すべて未着手工事**として取り扱い、同意単価で積算すること。

応急工事は、実地査定の時点では、既に施工していることから、被災内容が現場確認できないため、着工前に**被災状況、形状、寸法、数量等が判定できる写真及び計測値等**を十分に整備しておく必要がある。

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱 第10】
【公共土木施設(公園)災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について 4(1)】

５　事前打合せ

事前打合せは、下記の①～⑦のような箇所について行っていたが、公共土木施設（公園）、都市施設（街路・都市排水施設等）等の都市災害復旧事業については、災害査定の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行をより図る観点から、近年はすべての箇所にて行うこととしている。

災害査定前の事前打合せについては、図面、積算資料、写真、参考資料等の必要な書類を準備する必要がある。

ただし、災害復旧事業としての**採択の可否及び工事費の範囲については、査定により決定する**。

① 被災箇所が広範囲にわたり、その被災の程度が激甚であり、原形に復旧することが著しく不適当な場合において、被災箇所を含む区間全体にわたる**一定計画**のもとに施行する必要最小限度の工事とする箇所（一定災として申請する箇所）
② 査定前に緊急に施行する必要のある箇所
③ 工事竣功後１年に満たないもの（未満災）
④ 降雨又は地すべりに起因して発生した施設災害で、地すべり防止対策を主体とした復旧工法を用いるもの
⑤ 特殊な災害や特殊な構造物
⑥ 公共土木施設(公園)災害復旧事業査定方針第15第1項に該当する箇所
(1)一箇所の決定見込金額が4億円以上となる場合

(2)災害復旧事業の採否について、事務上又は技術上更に検討を加える必要があると考えられる場合
(3)手直工事又は補強工事の施行前又は施行中に生じた災害により被災した場合で、当該施設に係る工事が完了した場合にあっても被災するであろうと推測される場合
⑦ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所

【災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて
（平成13年2月14日河川局防災課長通知 最終改正令和2年3月18日）】

６　国庫負担申請（公共土木施設）、国庫補助申請（都市施設等）

公共土木施設（公園）、都市施設（街路・都市排水施設等）等の災害復旧事業の国庫負担・補助の決定は、被災した施設管理者等からの申請に基づき行う行為であり、国庫負担・補助申請書の提出は、査定の実施や負担・補助金を受けるための正式な手続きである。なお、**国庫負担・補助申請書は、地方整備局等が査定を行うものも含め、国土交通省都市局都市安全課へ提出**する。市町村の維持管理する施設等についての申請は、都道府県を経由すること。また、**提出期限は査定予定日の２週間前を目安とする。**

＜公共土木施設（公園）の場合の申請＞

① **国庫負担申請書**を提出すること。
②**「目論見書（負担法）」及び「設計書（負担法）」、箇所図、気象資料、原因状況資料、災害総計表、図面、写真**を添付すること。

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令 第6条】

＜都市施設（街路・都市排水施設等）等の場合の申請＞

① **国庫補助申請書**を提出すること。
②**「目論見書（都市施設）」及び「設計書（都市施設）」、箇所図、気象資料、原因状況資料、災害総計表、図面、写真**を添付すること。

【都市災害復旧事業事務取扱方針 第7】

目論見書の記載について、以下の点に留意すること。

・**申請額・決定額は**①工事費総額、②内応急仮工事費（　）書き、③内工事雑費＜　＞書き、④内国庫補助対象額〔　〕書きの**４段書とすること。**

【平成 22 年度以降に係る国庫負担申請書及び災害査定復命書等の様式変更について（通知）】

・**経済効果は、**公園や広場の場合には、公園面積（ヘクタール）、利用人口（人／年）を記載すること。その他の施設の場合には、経済効果の対象範囲に含まれることとなる住家、公共建物、田、畑、山林等の数量を正確に記載すること。

【公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針 第9】
【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担申請における目論見書の経済効果への記載について（通知）】

また、国土交通省が所管する兼用工作物（農林水産省が所管する施設に係るもの並びに国土交通省が所管する施設のうち港湾及び港湾に係る海岸に係るものと効用を兼ねるものを除く。）であれば、管理者が異なる場合においてその効用の大きい施設に係る災害復旧事業として採択できることとなっている。

【公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針 第6】

7 原形復旧の原則

「負担法」及び**「基本方針」**では、災害復旧事業の定義として

> 「災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を**原形に復旧（原形に復旧することが不可能な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するための施設とすることを含む。）**することを目的とするものをいう。」

【都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 第２ ２】
【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 第２条２項】

としており、災害復旧事業があくまで原形復旧を原則としていることを明確にしている。

また、「同取扱方針」では原形復旧の解釈として**「旧の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧すること。」**としている。

しかしながら、災害によって被害を受けた施設は、必ずしも原形に復旧することが出来ない場合や原形に復旧することが不適当な場合があり、これらについても下記により災害復旧事業とみなす（対象施設機能・効用の原形復旧）ことがある。

1) 公共土木施設（公園）の場合

「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱 第二･第三」を参照すること。

2) 都市施設（街路・都市排水施設等）等の場合

区　　分	復　旧　工　法　等
1 原形復旧が不可能な場合	必要最小限度の工法による
ｲ) 地形、地盤が著しく変動し、旧の位置に復旧することが不可能な場合	
ﾛ) 原施設の形状、寸法では復旧することが不可能な場合	
2 原形復旧が著しく困難な場合	当該施設の従前の効用を復旧する必要最小限度の工事を行う
地形、地盤が変動し、又は被災施設の除去が困難なため旧の位置に旧の形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧することが著しく困難な場合	
3 原形復旧が著しく不適当な場合	従前の効用を回復する必要最小限度の工事を行う
ｲ) 地形、地盤が変動し、又は災害の規模、若しくは原施設の形状、寸法等から判断して原形に復旧することが著しく不適当な場合	
ﾛ) 原形に復旧しなくても旧の施設の効用を復旧することが著しく効果的であると判断される場合	従前の効用を回復する必要最小限度の工事に相当する額を災害復旧費とする

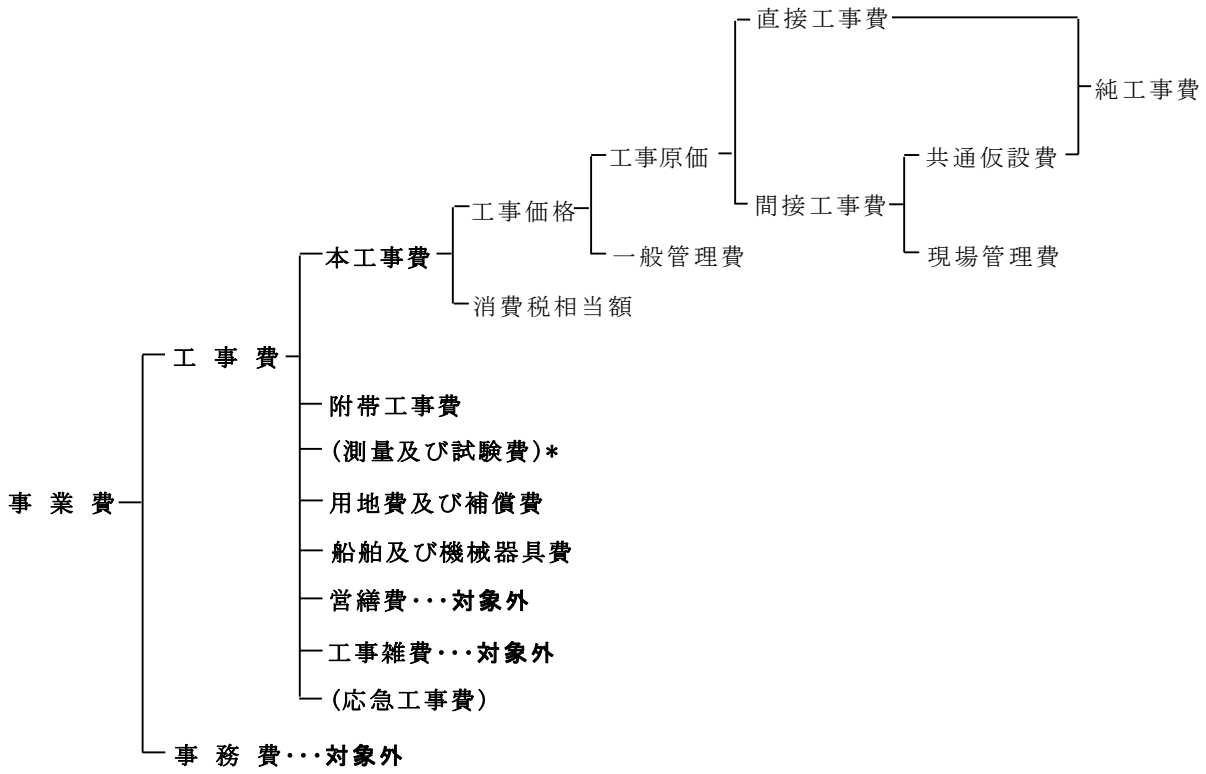
【都市災害復旧事業事務取扱方針 第３】

8　設計書の作成

1）事業費の範囲

災害復旧事業で国が負担・補助する**事業費**は、災害復旧事業の工事のため直接必要な**本工事費、附帯工事費、（測量及び試験費）、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費**の合計額（以下**「工事費」**という。）である。

【都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 第４】
【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令 第４条】
【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱 第４、７】



（ ）は必要に応じて計上することが出来る。

＊ 測量及び試験費は公共土木施設について、以下の場合に国庫負担申請の対象となる。

①協議設計とする場合及び事前打合わせにおいて必要があると条件を付記された場合

②大規模災害査定方針に基づき図面等の簡素化を行って災害査定を受検し、査定後に設計を行う場合

【公共土木施設（公園）災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について 1】
【令和2年7月31日付け事務連絡大規模災害時における調査、測量、試験又は設計に要する費用の取扱いについて】

1-1）本工事費

本工事費の構成は次のとおりである。

本　工　事　費　の　構　成

工　　種		内　　容
直　接　工　事　費		直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに次の３要素について積算する。
	労　務　費	工事の施行に直接必要な労務の費用で、施行令に基づき同意を受けた設計単価及び歩掛（以下、同意単価及び歩掛）により積算する。
	材　料　費	工事の施行に直接必要な材料の費用で、同意単価及び歩掛により積算する。
	直接経費	工事の施行に直接必要な特許使用料、水道光熱電力料及び機械経費で、それぞれに定めるところにより積算する。
共　通　仮　設　費		共通仮設費の各項目の積算は、下記の費用で各工事部門に共通的なものとし、それぞれに定めるところにより工種区分ごとに積算する。
	運　搬　費	機械器具の運搬に要する費用並びに現場内における器材の運搬に要する費用
	準　備　費	工事施行のための準備及び跡片付けに要する費用、調査、測量及び丁張り等に要する費用並びに伐開、整地及び除草等に要する費用
	安　全　費	交通管理に要する費用、安全施設等に要する費用、安全管理等に要する費用並びに工事施工上必要な安全対策等に要する費用
	役　務　費	土地の借上げに要する費用及び電力、用水等の使用基本料
	技術管理費	品質管理のための試験等に要する費用、出来形管理のための測量等に要する費用、工程管理のための資料の作成に要する費用並びにその他技術管理上必要な資料の作成に要する費用
現場管理費		工事の施行にあたって工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費で、定められた算式で積算する。
一般管理費等		一般管理費及び利潤で、定められた算式で積算する。
消費税相当額		工事価格に消費税の税率を乗じて得た額

【公共土木施設災害復旧事業に係る設計書の作成等について 第一 第二
（昭和43年4月1日 河川局長通知 最終通知平成24年1月31日）】

1-2) 附帯工事費

補助事業者等が直接施行する場合においては、本工事によって必要を生じた他の施設の工事（以下「附帯工事」という。）に要する費用のうち、本工事費の内容に相当する部分の経費（他の経費はそれぞれの当該費目に計上する。）の合計額とし、当該附帯工事に係る他の施設の管理者が施行する場合においては、当該附帯工事の工事費（測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費、営繕費及び工事雑費相当額を含む。）及び事務費の総額とする。

1-3) 用地費及び補償費

工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用とする。

1-4) 船舶及び機械器具費

工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料を含む。）並びに据付、撤去、修理及び製作に要する費用とする。

1-5) 工事雑費

工事の現場事務に必要な備品費、修繕費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、筆耕翻訳料、手数料、広告料、使用料及び賃借料、委託料などの費用とする。

工事費の費目毎に次の率を乗じて算定する。〔直営施工：4%、請負施工：1.5%〕

2) 設計単価・歩掛・数値基準

災害復旧事業の積算は、災害査定用の積算基準によるものとし、設計書の作成に使用する単価及び歩掛は、土木工事にあっては「公共土木施設災害復旧事業」、建物の補修工事にあっては「公立学校災害復旧事業」に用いるものを、それぞれ使用すること。それらに該当しない特殊な施設等についての設計単価・歩掛については、複数社の見積り等を徴集・検討するなど、適切な方法で設定すること。

なお、土木工事の場合は国土交通大臣の同意を得たものを使用すること。また、機械設備及び電気設備の単価及び歩掛については、必要に応じ国土交通大臣の同意を得ること。

また、査定設計書（工事内訳書）の表示単位は、数値基準は各々の工種・種別毎に定められており、数値のまるめは四捨五入、費目の金額は千円止めと定められている。

【都市災害復旧事業事務取扱方針 第8】
【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令 第6条第2項】
【災害復旧事業における総合単価の使用について 記1
（昭和62年5月1日 河川局長通知 最終改正平成26年6月27日）】

同 意 設 計 単 価 の 作 成 要 領

設計単価	作　　成　　要　　領
労務単価	農林水産省農村振興局長、国土交通省不動産・建設経済局長及び港湾局長が定める公共工事設計労務単価による。
材料単価	査定時の市場価格とし、設計書に計上する材料の単位あたりの価格は査定時の物価資料等を参考に、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とする。
損　　料	「補助事業等に係る工事設計書の作成について」(昭和34年4月1日付け建設省発会第107号 建設事務次官通知)による。
総合単価	労務単価、損料、歩掛及び以下に定める材料単価を使用して、地区別、工種別、規格別に作成するものとし、その作成に当たっては、平均的な材料単価、歩掛、数量等を使用し、現場条件等を総合的に勘案して直接工事費を算出する。 材料単価については、別に定める日現在における市場価格を調査し、当該都道府県（指定都市を含む。）内の平均単価とする。

【設計単価及び歩掛の作成について 記一～四
（昭和41年4月1日 河川局長通知 最終改正平成26年6月27日）】

3）都市施設（街路・都市排水施設等）の場合の目論見書及び設計書

都市施設（街路・都市排水施設等）の場合は、目論見書及び設計書は公共土木施設（公園）の様式を準用すること。

９　災害復旧事業費等の決定

国庫負担・補助申請書等に基づき、都市災害復旧事業を担当する査定官（国土交通本省または地方整備局等の技官、事務官）及び立会官（財務省地方財務局）が、申請者（都道府県・市町村等）から被災現場等で被災状況、復旧工法等の説明をうけ、被災の事実・採択要件等を確認し工事費等を決定（朱入れ、定金等と称する）する一連の作業を災害査定という。

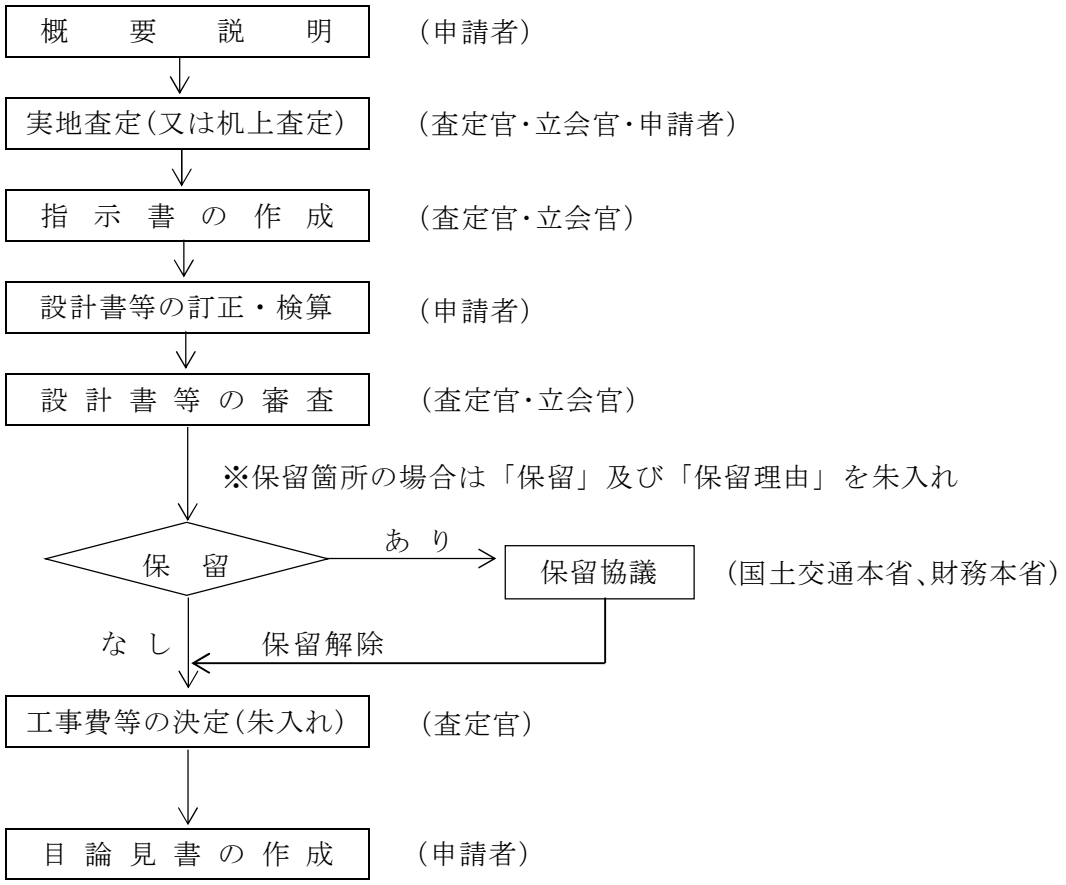
なお、災害復旧事業の一箇所の工事費がおおむね2,000万円未満のものは、地方整備局等が査定を行う。

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則　第15条】

＜災害査定の内容＞

・災害の要件を満足しているか否かの確認
・被災施設（対象施設）等の要件を満足しているか確認
・復旧工法の適否（延長、工法、使用材料等）
・設計書の審査（設計単価、歩掛、図面表示、数量計算、数値基準等）
・工事費等の決定（保留の場合は仮決定）

＜災害査定のフロー＞



※保留箇所は目論見書集計から除外

1) 災害査定の準備　（申請者）

申請者が査定時に準備・持参すべきものは、次のとおりである。

- 目 論 見 書
- 箇　所　図（位置図を含む）
- 設計書（正・副）及び図面
- 災 害 野 帳（災害名、箇所名、申請金額、申請内容、縮小図面等を記載）
- 気象関係資料（公的観測所の観測資料、測定地点の選定理由等災害の要件を満たしていることが明確であるように整理）
- 施設管理者の確認資料（都市計画図、告示書、公園施設台帳等）
- そ　の　他（事前打合せ書、維持管理状況の分かる資料、応急工事の契約書等）

2) 概要説明　（申請者）

概要説明は、通常、地方公共団体の本庁又は土木事務所等を利用して行い、次の内容について、申請者が査定官及び立会官に説明する。

- 異常気象の説明（災害の定義参照）
- 被災箇所の説明（対象施設参照）
- 申請概要の説明（復旧工法等、応急復旧内容等）
- 査定日程の説明（行程・班編制等）
- そ　の　他　　（査定官・立会官より指示注意事項等）

3) 実地査定　（査定官・立会官・申請者）

実地査定の内容は、概ね次のとおりである。

- 当該箇所の申請内容の詳細説明　　（申請者）
- 復旧工法等の詳細説明　　（申請者）
- 設計図面、数量に基づく現地計測　（査定官、立会官、申請者）
- 設計書等の審査　　（査定官、立会官）
- 査定官、立会官、申請者が相互に意見等を調整し、工法、復旧範囲等を決定する

工法選定上の留意点

- 原則は原形復旧
- 被災原因の究明に努め、被災原因の除却を考慮した工法とする
- 施設の目的等を考慮し、現地に適合した材料・工法とする
- 地方公共団体内で考え方に統一のとれた工法とする（箇所ごとに基本的な考え方を変えない）

設計書審査の留意点

- 復旧工法と設計内訳の照合
- 単価、歩掛等の確認（大臣同意を得ているか、見積書が整備されているか）
- 設計書等違算のﾁｪｯｸ（図面・数量の位取り及び数値基準・端数処理に留意する）
- **事業損失防止施設費の必要性が明確な場合は査定設計に計上できる。現場発生材等の搬出場所が確定している場合には当該運搬費用、投棄料等を計上できる。搬出場所が確定していない場合には査定設計では２㎞の運搬費用のみを計上する**（処分費は実施設計時に計上する）

なお、応急工事（査定前施工）を実施した場合は、被災状況確認及び現地計測等が不可能な場合が大多数であり、被災写真・計測値等を整備しておくことが重要である。

4）机上査定等　（査定官・立会官・申請者）

都市局の災害査定は、原則として現地において行うこととしているが、**次の場合には机上により行うことが出来る**。

- 申請金額が、**１，０００万円未満**の場合
- やむを得ない理由により、**実地査定が困難**な場合

【公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針　第11】

机上査定では各種資料による査定となるので、被災写真及び計測値等を十分に整備しておく必要がある。写真整備等の主な留意点は次のとおりである。

- 被災状況の全体が数量的に把握出来る写真
- 被災範囲（延長の起終点・高低の起終点）の確認が出来る写真
- 周辺の状況や復旧の必要性が確認出来る写真
- 電気・機械設備・建築設備等のように被災状況の目視確認が難しい施設は、被災状況写真のほか個々の分解写真及び計測値（絶縁抵抗値・機械特性値）等を整理した資料を基に、**第三者機関等の被災証明書等**を整備

5）指示書の作成　（査定官・立会官）

実地（机上）確認の結果、申請者に対して指示すべき事項があった場合は、査定官が指示書に記述して、申請者に指示を行うこととなっているが、指示書は特に定められた書式はなく、設計書の鏡の右上に符箋紙等を張り付けたもので行う。都市災害復旧事業では査定官及び立会官が指示書にサインをして実地（机上）確認が完了する。

なお申請者は、符箋に記載された指示事項について不明確な点がある場合、現地で質問するなどして、指示事項の主旨を確認すること。

6）設計書等の訂正及び検算　（申請者）

申請者は、指示書に基づき設計書、図面等の訂正及び検算を行う。

なお訂正は、申請した設計書等に**見え消しの朱書き**で行う。また、設計書等の訂正は工事費等の決定根拠となるものであり、実地（机上）確認後ただちに行うことが必要である。訂正した設計書は、申請者はもとより随行者等（都道府県等）が必ず検算等を行い違算等の発生を防止すること。

7）工事費等の決定（朱入れ）　（査定官）

査定官及び立会官が訂正された設計書等の最終審査を行ったのち、申請者の立ち会いのうえ、**査定官が設計書の鏡に決定工事費等の赤書き（朱入れ）を行う。**朱入れにより当該災害復旧事業の**工事費（基本方針に基づく都市災は事業費）が決定**する。

なお、都市災害復旧事業は、基本的に単年度で行う災害復旧事業であり、緊急順位と復旧進度が関連しないことから、公共土木施設（公園）及び都市施設（街路・都市排水施設等）等に関する緊急順位は記入しないこととしている。

ただし、公共土木施設（公園）については、単年度復旧事業であることから災害統計上はＡランクの取扱いをすることとしている。

＜朱入れの例＞

（設計書の鏡）

○一般的な場合

令和○年○月○日　　実査 ※
決定額　○○，○○○　千円

※机上査定の場合は「机査」と記載

○応急仮工事が含まれる場合

令和○年○月○日　　実査
決定額　○○，○○○　千円
（内仮工事費　○，○○○　千円）

8）保　留　（保留協議）

次の場合には、その取扱いは保留となる。

○公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針 第15

- **１箇所の決定見込金額が４億円以上**となる場合
- 災害復旧事業の採択について、事務上又は技術上更に検討を加える必要があると考えられる場合
- 他の関係各省庁その他と協議を要する場合
- 手直工事又は補強工事の施行前又は施行中に生じた災害により被災した場合で、当該施設に係る工事が完了した場合にあっても、被災したであろうと推測される場合

○都市災害復旧事業事務取扱方針 第6

- 都市施設（街路・都市排水施設等）等については、**１箇所の決定見込金額が１億円以上**となる場合
- 災害復旧事業の採否、採択工法について**立会官との意見を異にする**場合
- 由緒ある建物等で原形に復旧する必要が認められるもので、その費用が多額となる場合

なお、保留となった箇所（事項）については、後日、国土交通本省と財務本省との協議（**保留解除協議**）により、採否及び金額等が決定（**保留解除**）されるが、保留解除の協議は机上で行われるので、実地査定後速やかに机上査定の要領で査定設計書の写し、図面・写真・参考資料等を整備し、都市局都市安全課長あて（地方整備局等が査定を実施した場合は地方整備局等を経由）の保留解除申請書に添付し提出すること。

財務本省から保留解除（決定金額・解除日）の通知後、国土交通本省で査定設計書（正）に保留解除（決定額）の朱入れを行う。

＜朱入れの例（保留の場合）＞

（設計書の鏡）

○保留朱入れ時

保　留
令和○年○月○日　　実査

査定方針第１５・１・（一）※

※保留理由を明記する（符箋にも記入）。
- 公共土木施設（公園）：査定方針第15・1・（一）～（四）
- 都　市　施　設　等：事務取扱方針第6・1～3

※符箋には次のとおり記入すること。
1．「保留」
2．「仮決定金額（赤書）」
3．「保留理由」

○保留解除時

~~保　留~~
~~令和○年○月○日~~　　実査

~~査定方針第１５・１・(一)~~

保　留　解　除
令和○年○月○日
決定額　○○，○○○　千円

○堆積土砂排除事業と災害等廃棄物処理事業（環境省所管）とが連携し、災害廃棄物事業のみが保留となる場合

令和○年○月○日　　実査

決定額　○○，○○○　千円

（連携事業のうち、災害等廃棄物処理事業が保留となり、事業内容に変更が生じる場合は、設計変更を行うこと。）

○堆積土砂排除事業、災害等廃棄物処理事業（環境省所管）、公共土木施設災害復旧事業及び農地農業用施設災害復旧事業とが連携し、いずれも保留となる場合

令和○年○月○日　　実査

決定額　○○，○○○　千円

（連携事業のうち、災害等廃棄物処理事業、公共土木施設災害復旧事業、農地農業用施設災害復旧事業が保留となり、事業内容に変更が生じる場合は、設計変更を行うこと。）

9）失格・欠格

失格（１箇所の工事の費用が、都道府県・指定都市にあっては120万円、市町村等にあっては60万円に満たないもの）又は欠格とした場合には、査定設計書の鏡に失格又は欠格の理由（被害少、対象外施設、維持工事等）を明記（朱書）することとなっている。

【公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針 第10】

＜朱入れの例（失格・欠格の場合）＞

（設計書の鏡）

令和〇年〇月〇日　　実査 失　　格 or 欠　　格（被害少）※

※欠格の場合、査定方針第10の欠格理由を（ ）書で明記する。

10）目論見書の作成（申請者・査定官・立会官）

査定により決定された事業費等に基づき申請者が目論見書を作成し、**査定官及び立会官は内容を確認する。**

なお保留箇所については、金額の決定がなされていないことから、査定での決定金額の集計からは除外し、保留解除後改めて赤書作成し提出することとなっている。

なお、公共土木施設（公園）及び都市施設（街路・都市排水施設等）等は、施設、被災原因、査定次数、各施設毎各々別葉として作成することとしている。工事番号は申請者が付記するものであるが、水管理・国土保全局の工事番号と混同しないように配慮されたい。離島の災害（高負担率）が含まれる場合等は、摘要欄に明記すること。

11）復命書の作成（査定官）

公共土木施設（公園）に関する災害査定復命書は、災害対策、激甚災害指定、予算措置、国庫負担率算定等のための重要な資料となるので、誤りのないように作成しなければならない。地方整備局等は災害査定実施後、速やかに復命書の写しを都市局都市安全課に提出する。

なお、復命を要する事項は、復命書の鏡、検査の概要、災害総計表等「査定方針第17」によること。

また、都市施設（街路・都市排水施設等）等についても、これに準じて取扱うものとするが、公共土木施設（公園）とは、別葉とすること。

※復命書の様式のうち『災害総計表』、『被災原因別調書』は、「決定工事費に係る調書」、「決定工事費のうち工事雑費に係る調書」、「国庫負担対象額」を別様で作成する。

※復命書の様式のうち『目論見書』、『保留箇所調書』の申請額及び決定額欄は、決定工事費、決定工事費のうち応急工事費（工事雑費を含む）、工事雑費（応急工事費の工事雑費を含む）、国庫負担対象額をそれぞれ四段書きで記載する。

１０　事業の実施

災害査定により事業費等が決定した場合、又は保留が解除された場合には、申請者に予算措置（負担金・補助金交付決定までは単独費等対応）が可能であれば、直ちに災害復旧事業を実施することができる。（施越工事扱い）

なお、発災直後から復旧工事を実施することも可能である（ただし、**国庫負担の対象は査定で決定される**）。

都市災害復旧事業に係る施越工事については、承認の手続きを要しない

【いわゆる「施越工事」に対する実施設計承認について 記5
（昭和49年４月10日 都市局長通知 最終改正令和3年3月31日）】

１１　国庫負担金・補助金の交付申請及び決定等

災害復旧事業の国庫負担金・補助金に係る国との諸手続きは、都市局の通常の補助事業と異なり、国土交通本省と各都道府県（市町村施行分は都道府県経由）が直接行うこととなっているので注意されたい。申請の詳細は「都市局所管国庫補助申請等要領（平成13年6月27日国都総第2000号）」を参照すること。

なお、規則第8条に基づき、当該事業費の議会の議決のあった予算書の関係部分の写しを添付すること。

1）国庫負担金・補助金の内示

都市局総務課から負担金・補助金の交付額を都道府県知事あてに通知（内示）する。

なお例年、査定が完了し工事費が決定しているものについては補正予算等の予算が確保された段階で通知（内示）し、指導監督事務費は額が確定した段階で通知（内示）する。

2）国庫負担金・補助金の箇所別流用（※箇所：査定決定した工事単位をいう。）

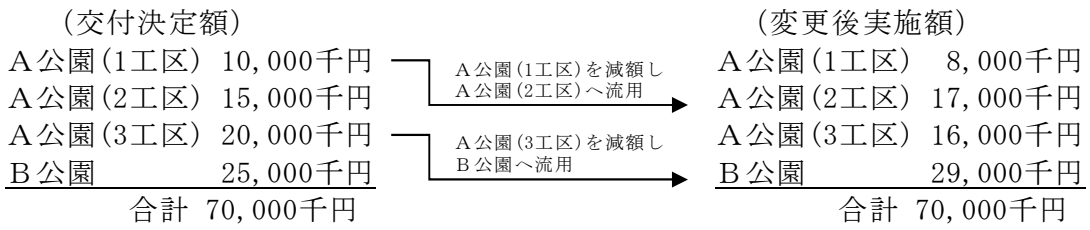
国庫負担金・補助金の配分決定後の事情変更等により配分額を変更する必要が生じた場合で、実施設計の都合あるいは当該年度で事業が完了する等のため、都道府県及び指定都市内の箇所別流用により措置することが適当であると認められるものは、次のとおり取扱う。

① 都道府県及び指定都市において箇所別の流用を必要とする場合には、流用対象となる事業主体の同意を得て、別紙様式による申請書を都市局長に提出し、その承認を受けなければならない。 ② 都道府県及び指定都市から箇所別流用の申請があったときは、その理由を審査し、流用すべきものと認めたときは、その都度承認を与える。 ③ 流用承認を受けた事業の事業主体は、速やかに交付決定の変更申請の手続きを行う。 ④ 本取扱による箇所別流用ができるのは、原則として同一工種（各事業について細分されている事業種別をいう。）相互間に限る。

【都市局所管国庫補助金の箇所別流用について
（昭和41年5月 都市局長通知 最終改正令和3年3月31日）】

なお、ここでいう箇所とは査定決定した工事単位であり、**同一自治体内の箇所間で流用を行う場合も本手続が必要であるため、必ず申請を行って承認を受けると共に、速やかに交付決定変更の申請手続きを行うこと。**

＜箇所別流用等の手続きが必要な例＞



3）国庫負担金・補助金の交付申請

補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費、その他必要な事項を記載した負担金・補助金交付申請書を、次のとおり国土交通大臣に提出すること。

① 市区町村の維持管理に属する施設の申請は、当該都道府県知事を経由して提出する（当該都道府県知事は、申請の内容等の審査を行う：国土交通大臣宛報告）
② 土地区画整理組合の維持管理に属する街路についての申請は、当該都道府県知事が提出する（都市局で、申請内容等の審査を受ける：国土交通大臣宛申請）
③ 都道府県・指定都市の維持管理に属する施設の申請は、当該都道府県知事が提出する（都市局で、申請内容等の審査を受ける：国土交通大臣宛申請）

【都市災害復旧事業事務取扱方針 第7 2】
【都市局所管国庫補助金交付申請等要領 2
（平成13年6月 都市・地域整備局長通知 最終改正令和3年3月31日）】

4）国庫負担金・補助金の交付決定

国土交通大臣は負担金・補助金の交付の申請があった場合は、補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反していないかどうか、補助金等の目的及び内容が適当であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、交付すべきものと認めた場合は、速やかに交付の決定を行う（交付決定通知は都市局総務課から行う）。

5）国庫負担金・補助金の交付決定変更の申請

交付決定額等の変更をしようとする場合は、補助金交付決定変更申請書を交付申請の手続きに準じて国土交通大臣に提出すること。

【都市局所管国庫補助金交付申請等要領 2
（平成13年6月 都市・地域整備局長通知 最終改正令和3年3月31日）】

１２　設計変更

1）設計変更

設計変更とは、**工事の設計要件の変動等に伴うもので、水勢又は地形の変動、違算又は誤測、物価の変動、増破、その他これらに類する事由に基づきやむを得ないもの又は災害復旧事業と他の工事を合併施行する場合**に設計を変更することである。

なお、軽微な変更を除き災害復旧事業の工事の施行に際し設計変更をしようとする時は、**あらかじめ財務局と協議**したうえで、必ず国土交通大臣にその**同意を得なければならない。**

設計変更の協議の申出に必要な書類等は次のとおりである。

① 変更設計書‥‥‥‥‥設計書の鏡と工事総括表
② 決定設計書の写し‥‥①に準ずる
③ 変更理由書‥‥‥‥‥変更事項別に簡潔に変更理由を記載する
④ 変更対照表 ‥‥‥‥別紙様式第四（設計単価又は歩掛の変更のみの場合には不要）
⑤ 写真、その他資料‥‥状況が把握出来るもの
⑥ 図面‥‥‥‥‥‥‥‥‥当該変更の内容説明に必要な程度の図面

ただし、次の**軽微な変更**については、変更同意は必要としない。

1．各工事箇所について当該変更又は追加による工事費の増減が、当該工事箇所における決定工事費（国土交通大臣の同意を得てその設計を変更している場合においては当該変更設計額）の３割以内で、かつ、1,000万円以下のもの又は当該決定工事費の３割に相当する金額が300万円以下であるときは300万円以内のもので次に掲げる項目に該当する場合 ①誤測又は違算の訂正に係る変更 ②事業実施年度において国土交通大臣の同意を得た設計労務単価、設計資材単価の変更 ③事業実施年度において国土交通大臣の同意を得た歩掛の1.2倍に相当する歩掛以内の歩掛の変更 ④水勢又は地形の変動等の事由により必要となる変更のうち工法に変更のないもので次に掲げるもの ・延長の増減が２割以内で、かつ、１５ｍ以内の変更 ・法長又は断面のみの変更（２.①を除く） ・仮設工の変更 ・交通誘導警備員又は列車見張員の変更 ・すり付工、取付工又は雑工の変更又は追加 ⑤次の変更で工事の程度に変化を生じないもの ・杭打工事の杭の形式又は寸法の変更（橋梁、水門、閘門、樋門及び樋管並びに下水道のポンプ施設及び処理施設の基礎杭並びに地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の抑止杭に係るものを除く） ・根固めブロック又は法覆ブロックの形式の変更 ・推定された岩盤が存在せず、又はぜい弱であるため、岩着工法を基礎コンクリート工法とする変更又は十分な強度の岩盤が存在したため、コンクリート基礎工法を岩着工法とする変更 ・遠心力鉄筋コンクリート管の継手構造の変更 2．次に掲げる変更で工法及び工事の程度に変更のないもの ①推定岩盤線の変更による法長又は断面のみの変更 ②土の変化率に係る土量の変更 ③再測量に基づきその全数量を計上できる埋塞土又は流木等堆積物の変更 ④搬出場所の確定に伴う現場発生材の運搬費用の変更又は投棄料の追加

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令 第7条】
【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱 第20】

2) 合併施行

合併施行とは、災害復旧事業と他の事業を合併して施行することをいい、国土交通大臣の同意に係る設計変更の手続きが必要となる。（単年度施行の場合は、他の事業の主管課が起案し、都市局都市安全課が合議をうける。）

合併施行の条件として、次があげられる。

① 災害復旧事業の目的を達していること。

② 合併施行により施設の効用が増大すること。

なお、災害復旧事業の事業費の決定の基礎となった設計そのものに変更がない場合（例えば、単独施行することによる延長の追加など）は、いわゆる「合冊」となり、設計変更の対象ではない。合併施行した場合の精算方法は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第22」を参照すること。

１３　繰越手続き

事業が年度内に完了しないため、完了予定期日を変更しようとする場合には、国土交通大臣に報告するものとする。ただし、補助金の繰越を伴わない場合であり、かつ当初の完了予定期日（補助金の繰越があった場合は、当該繰越により定められた完了予定期日とする。）後６箇月以内の場合は、この限りでない。

- 繰越手続きを行った場合は、完了予定期日の変更を行う。
- 補助事業の「完了予定期日変更報告書」を国土交通大臣に提出する。市町村施行事業については、都道府県知事を経由して提出する。
- 「完了予定期日変更報告書」には、支出負担行為担当官が国の歳出予算を繰り越すときに財務局長等又は国土交通大臣に提出すべき繰越計算書の写しを添付すること。

【都市局所管国庫補助金交付申請等要領
（平成13年6月 都市・地域整備局長通知 最終改正令和3年3月31日）】

１４　再調査

都市災害復旧事業のうち、国の負担金又は補助金の交付される期間が複数年度にわたる災害復旧事業については、交付期間に係る最終年度に再調査を実施する。過年発生災害に係る事業について、その後の状況の変化に即応した事業費を調査し必要な残事業費を確認するものである。

【都市局所管災害復旧事業の再調査要綱について
（平成30年３月30日 国都安第110号 都市局長通知 最終改正令和4年3月25日）】

１５　事業の完了

1）成功認定申請書又は実績報告書

※特に、設計変更や箇所別流用の手続き漏れがないように注意されたい（箇所別流用については、第２　１１　2）を確認すること）。

申請者は災害復旧事業を完了したときは、公共土木施設（公園）災害復旧事業は成功認定申請書、その他の都市災害復旧事業は実績報告書を、速やかに国土交通大臣に提出しなければならない。

提出期日は、事業の完了日から起算して１箇月を経過した日又は完了日の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までとされているが、この期日によることが困難な特別の事由があるときは、完了日の翌年度の６月末日とされている。

なお、市（指定都市を除く。）町村工事については都道府県知事が成功認定、額の確定を行うこととなっている。

＜公共土木施設（公園）の場合の成功認定＞

- 復旧事業が全部完了した場合に全部成功表を作成し、提出する。
- 公共土木施設（公園）災害復旧事業については、原則、単年度予算で執行することから全部成功認定(現年度完了分、繰越完了分)に関する検査を実施。

（複数年度予算で執行する場合には、一部成功認定に関する検査も実施。）

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令 第11条、第12条】
【公共土木施設（公園）災害復旧事業成功認定の取扱いについて
（平成18年4月3日まちづくり推進課長通知　最終改正平成29年8月24日）】
【公共土木施設災害復旧事業成功認定の取扱いについて
（昭和49年12月24日 河川局長通知 最終改正平成14年6月4日）】

・単年度の負担金交付の場合

事業の全体について、災害復旧事業を完了した日の属する年度の翌年度に、全部成功認定の検査を実施する。

・複数年度の負担金交付の場合

特別な事情により複数年度の予算措置により補助を受けた場合、以下の2種類の成功認定が必要となる。

①一部成功認定：事業途中の年度においては、当該年度に事業が完了した分について、その翌年度に、一部成功認定に関する検査を実施することとする。

②全部成功認定：災害復旧事業を完了した日の属する年度においては、その翌年度に、当該年度に事業が完了した分について一部成功認定を実施するとともに、事業の全体について、全部成功認定に関する検査を実施することとする。

＜都市施設等・降灰除去・特殊地下壕及び指導監督事務費の場合の実績報告＞

イ 完了実績報告書 ：補助事業等の完了（過年度に交付決定したものを含む。）
ロ 廃止実績報告書 ：補助事業等が廃止の承認を受けた場合
ハ 年度終了実績報告書：補助事業等が年度内に未完了の場合（明許繰越、事故繰越等）

【都市局所管補助事業等の実績報告書の取扱いについて
（昭和45年6月 都市局長通知 最終改正令和3年3月31日）】

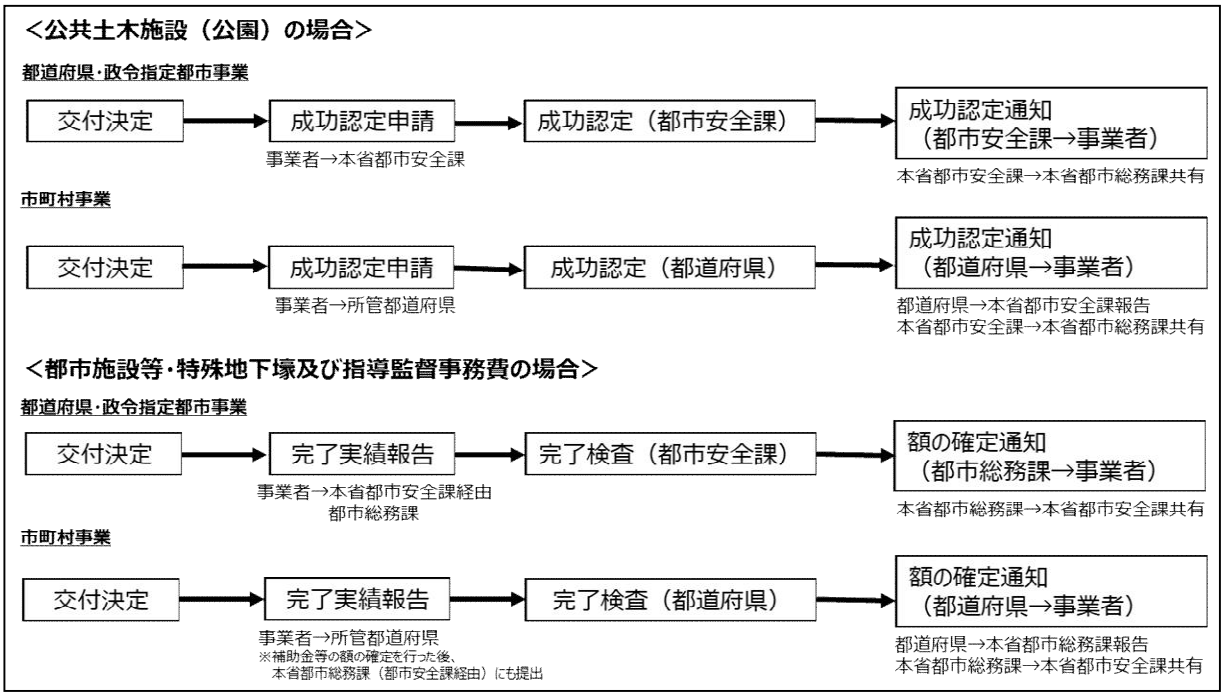
2）成功認定に関する検査又は完了検査

都道府県・指定都市施行の都市災害復旧事業については、公共土木施設（公園）の成功認定に関する検査、都市施設（街路・都市排水施設等）等の完了検査（実績報告書の審査及び出来高検査）は、国土交通省都市局において実施することとしている。

なお、市（指定都市を除く。）町村事業は、都道府県知事が成功認定及び完了検査・額の確定（返還金がある場合は返還命令を含む）を行い、国土交通大臣あて報告することとなっている。

3）成功認定、額の確定

成功認定申請書、完了実績報告書及び関係書類の審査並びに必要に応じて行う現地における出来高検査の結果、事業内容が決定設計書等と適合していると認められるものについては、負担金・補助金の**成功認定、額の確定**が行われることとなっている。



１６　査定設計委託費

激甚災害等において国庫負担申請を行うために必要な査定設計に要した経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものである。

1）定義

	ア　激甚災害の場合	イ　特殊な災害の場合
（１）補助対象事業		
	激甚災害に指定された災害等で都市局長が特に被害が激甚であると認める災害（※）に係るものであり、負担法が適用される災害復旧事業であるもの。	次のいずれかに該当する箇所に係る負担法が適用される国土交通省所管の災害復旧事業のうち、委託費等の額が、当該箇所ごとに、五百万円以上で、かつ、決定工事費に対する割合が七％以上であるもの。 （ア）地すべり対策工法を実施する箇所 （イ）橋梁にかかる箇所 （ウ）体育館その他の建築物であってその主要構造部に被害が認められるものにかかる箇所 （エ）路線測量等が必要な位置の変更を伴う箇所 （オ）一定災にかかる箇所
（２）補助対象団体		
	以下のいずれかに該当する地方公共団体 ・公共土木施設災害復旧事業費に対する国の負担率が0.667をこえた場合 ・国庫負担対象額の総額が、都市局長が定める金額以上(※）となる場合	当該事業の委託費等を支出した地方公共団体
（３）補助金交付下限額		
	補助金の交付下限額は、補助対象団体ごとの補助対象委託費等に対する補助金の合計額が、都市局長が別に定める金額以上(※）とする。	
（４）委託費等		
	国庫負担申請を行う際に添付する査定設計書を作成するために必要とした調査、測量、試験又は設計に関する委託費若しくは請負費	
（５）補助対象委託費等		
	補助対象となる委託費等の実支出額又は補助対象限度額（次頁 2）参照）のいずれか低い額	補助対象となる委託費等の実支出額

※年（１月～１２月）を単位として、都市局長から通知（発生年の翌年２月頃）。

【公共土木施設（公園）災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱】

＜参考（令和６年災の場合の都市局長が定めた金額）＞

	国庫負担対象額の総額	補助金交付下限額
査定設計委託費等補助金交付要綱	第二(2)ア(イ)	第五
都道府県及び政令市	45億円以上	1,500万円以上
その他市町村	3,000万円以上	150万円以上

2) 補助対象限度委託費等

補助対象限度額は、一箇所ごとの国庫負担対象額の額に応じて階層に分類し、階層ごとに分類された国庫負担対象額の合計額にそれぞれの委託費率を乗じて得た額の合計とする。

○委託費率等

国庫負担対象額	都道府県・ 指定都市	市町村
1,000万円以下の場合	95/1000	139/1000
1,000万円を越え3,000万円以下の場合	69/1000	101/1000
3,000万円を越え1億円以下の場合	59/1000	86/1000
1億円を越える場合	30/1000	44/1000

3) 補助率

補助率は、補助対象委託費等の**１／２以内**とする。

4) 補助金交付申請

補助金の交付の申請は、都道府県知事又は市町村長が「査定設計委託費等補助交付申請書（別記様式第一）」（第６ 様式集参照）により国土交通大臣に行うものとする。

なお、市町村長の申請は都道府県知事を経由して行うものとする。

5) 補助金の交付決定等

申請が適正であると認めたときは、補助金の交付の決定を行うとともに、適正化法第十五条の規定に基づき交付すべき額の確定を行って「査定設計委託費等補助交付申請書（別記様式第二）」により国土交通大臣から都道府県知事又は市町村長にその旨を通知するものとする。

交付すべき額を確定したときは、すみやかに補助金を交付するものとする。

第３　降灰除去事業について

降灰除去事業は、活動火山対策特別措置法第22条に基づき行う補助事業で道路、下水道、都市排水路、公園及び宅地へ年間を通じての多量の降灰があった市町村に対し、その降灰の収集、運搬及び処分費へ補助を行うもので、このうち都市災害復旧事業では、都市排水路、公園及び宅地（下水道、道路は水管理・国土保全局が補助。）を対象としている。

１　採択要件

降灰除去事業補助の採択要件は、下記（①かつ②）のとおりである。

① **連続する2月の期間において毎月1回以上降灰がある場合**（降灰のあった日から1月を経過後2月に到るまでの間に再び降灰がある場合）
② その年の**1月から12月までの降灰重量の合計が1,000g/㎡以上の場合**
ただし、その年の1月から12月までの降灰重量の合計が1,000g/㎡未満であっても、その年の12月と翌年1月に降灰がある場合は、翌年1月の降灰重量をその年の12月の降灰重量に含めることが出来る。

【活動火山対策特別措置法施行令 第2条】
【降灰除去事業実施要綱 第6】

２ 対象施設等

対象施設	定　　義	補助事業の内容	補助率
都市排水路	河川法に規定する河川、下水道法に規定する下水道以外の水路で主として都市排水を目的とするもの	当該降灰の**収集**、**運搬**及び**処分**に要する費用	1/2
公　　園	都市公園法に規定する都市公園その他の公園		
宅　　地	建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む）	市町村長が**指定した場所**に集積された当該降灰の**運搬**及び**処分**に要する費用	

※処分費には「土捨場からの**降灰の流出防止等の施設**の設置のために要する費用」を含む。

【活動火山対策特別措置法施行令 第3条】
【降灰除去事業実施要綱 第9条】
【都市局所管降灰除去事業補助金交付要綱 第3】

3 適用除外

施　設	除　外　施　設	除　外　費　用
共　　通		・事業の実施又は事業に要した**費用が確認できない**もの ・地元等において無償で実施したもの及び他の事業によるもの
都市排水路	・降灰の堆積が断面積の**3割に満たない**排水管又は排水渠 ・**幅員1m**（管渠にあっては**内径250mm**）未満のもの	・排水管及び排水渠に係る費用で堆積量の**7割を越える費用**
公　　園	・公園管理者としての市町村以外の者が設置し管理する公園施設	

【都市局所管降灰除去事業補助金交付要綱 第22】

4 降灰の測定方法

測定地点	当該市町村の市街地において、かつ、当該市街地の平均的な降灰量が確認できる地点とする
測定機器	降灰を採取する機器は、採取した降灰が風雨等により飛散又は流出しない構造及び容量のものとする
測定機器の設置	測定機器の設置は、測定地点に次のとおり設置する イ 飛砂、塵埃等が混入しない高さ(地表面から、おおむね5m以上）を確保する ロ 採取面が水平になるように設置する ハ 機器の周辺に降灰の採取に影響を及ぼす建築物、樹木等の遮へい物が近接していない位置に設置する
測定	測定は次により行い、火山の爆発の状況、風向及び降灰の有無については、毎日記録する 降灰の重量計測は、毎月末日において行い、降灰の状況等により必要がある場合は、適宜行う。
重量計測	採取した降灰を自然乾燥灰と湿潤灰に分類し、各々次の方法で行う 1 自然乾燥灰については、機器に灰が残留しないように金属性のﾋﾞｰｶｰに移し、温度105℃の乾燥炉で4時間ないし5時間均一に乾燥させ、乾燥後の灰は直示天秤で重量計測する 2 湿潤灰については、機器に灰が残留しないように荒い落し、金属性のﾋﾞｰｶｰに移し6時間ないし12時間放置して灰の沈殿を行ったのちに水分を排除する。これを温度105℃の乾燥炉で6時間程度均一性に留意して乾燥させる。乾燥後の灰を直示天秤で重量計測する

【降灰除去事業実施要綱 第3】

【降灰除去事業実施要綱の運用について 記】

５　測定地点等の届出等

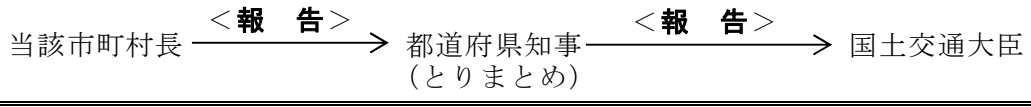
測定地点、測定機器の規格及び測定機器の設置位置については、下記により協議及び届け出を行うこととなっている。



【降灰除去事業実施要綱 第4】

６　測定結果の報告

当月の降灰量の測定結果は、翌月10日迄に下記のとおり報告を行うこととなっている。



【降灰除去事業実施要綱 第5、第12】

当該市町村は、測定した降灰の程度が採択要件に達した場合、都道府県知事に報告しなければならない。また都道府県知事は、その内容を確認し速やかにこれを国土交通大臣に報告しなければならない。なお当該市町村は、当該降灰除去事業の実施を確認できる資料を整備しておかなければならない。

７　補助金の交付等

降灰除去事業の国庫補助金に係る国との諸手続きは、都市局の通常の補助事業と異なり、地方整備局等を経由しないで、国土交通本省と直接行うこととなっているので、注意されたい。

・　国の補助は、予算の範囲内において、その年の1月1日から12月31日まで（ただし、その年の1月から12月までの降灰重量の合計が1,000g/㎡未満であっても、その年の12月と翌年1月に降灰がある場合は、翌年1月の降灰重量をその年の12月の降灰重量に含めることが出来る。を適用した場合にあっては、その年の1月1日から翌年の1月31日まで）の降灰に係る事業の実施に要した費用について行うこととなっている。

　なお、ただし書きの規定を適用し1月分を前年に含めた年は、2月1日から12月31日までとすることとなっている。

・　市町村長は、事業の実施に要した費用等の額について、補助金の交付申請ができる。

・　市町村長は、最終の補助金の交付の決定通知があったときは、ただちに都道府県知事に実績報告書を提出し、都道府県知事は額の確定を行い、その旨を国土交通大臣に報告することとなっている。

【降灰除去事業実施要綱第13】
【降灰除去事業実施要綱の運用について】
【都市局所管降灰除去事業補助金交付要綱】

第４　特殊地下壕等対策事業について

特殊地下壕等対策事業は、国土交通省所管特殊地下壕等対策事業実施要領に基づき行う補助事業で、市街地に現存する特殊地下壕（農地等に係るもので陥没等により市街地に影響を及ぼすおそれのあるものを含む）で、陥没等が顕著で危険度が増し、放置し難い場合、又は都市災害復旧事業に伴い埋戻し、防災処理等が必要となった場合、及び、市街地に現存する亜炭鉱廃坑のうち、南海トラフ巨大地震の発生時に避難所等となる公共施設及び重要な住宅等の建築物の敷地に存在するものについて、地方公共団体が埋戻し等の対策を実施する場合、国は、この実施要領によって予算の範囲内で地方公共団体に補助を行い、もって民生の安定を図り公共の福祉を確保することを目的とする。

１　定義

特殊地下壕等対策事業の定義は、下記のとおりである。

1）特殊地下壕

①「特殊地下壕」とは、戦時中に**旧軍、地方公共団体、その他これに準ずるものが築造した防空壕等**をいう。
②「特殊地下壕対策事業」とは、下記の事業をいう。
ア　陥没、落盤又は壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、建築物等に対する危険度が増し、放置し難い特殊地下壕の全部又は一部の埋戻し等を行う事業
イ　都市計画区域内の都市施設が被災しその復旧に伴い特殊地下壕の埋戻し、防災処理等が必要となったものについて、壕の埋戻し及び壕口並びにその両側に土留壁を設けて施工するなど必要最小限度の工事を行う事業
③「市街地」とは、**都市計画区域及び区域外の人家、工場等の集落地**をいう。
④「農地等」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年5月10日法律第169号）の第2条第1項から第4項に規定されている施設をいう。

- 「その他これに準ずるもの」とは、軍需工場、町内会（地方公共団体の指示によるもの）をいう。
- 「防空壕等」とは防空壕、防火水槽をいう。
- 「1箇所当たりの事業費が200万円以上のもの」の取扱いについては、壕口が1箇所又は数箇所であっても壕内が同一機能であったもの及び隣接する壕口間の距離が100m以内のものは1箇所とする。
- 「（陥没等により市街地に影響を及ぼすおそれのあるもの）」とは農地等に係る特殊地下壕で陥没等により、市街地に危険を及ぼすおそれのある場合、市街地に農地等の一部が存する場合等をいう。
- 現状では採択の必要はないが、他の事業（宅地造成事業、道路事業等）により危険となり埋戻等が必要となった場合は、本事業では採択しないものとする。

2) 亜炭鉱廃坑

①経済産業省が実施する「南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業」に採択されたもの
②南海トラフ巨大地震において６弱以上の震度が想定される都府県の管内の市街地に存在する亜炭鉱廃坑（当該亜炭鉱に係る鉱業権の設定を受けた者が消滅しているもの又は無資力であるものに限る。）
③震度６弱から５弱の地震により陥没又は落盤が発生する蓋然性が高いとされた箇所
④地方公共団体により南海トラフ巨大地震に備えて地域防災計画等において当該震度の地震発生後も特定の機能を維持できるよう位置付けられた避難所等となる公共施設及び重要な住宅その他の建築物の敷地に存在するもの
⑤壁面のひび割れ、出水等が見られ、放置し難い場合にその全部又は一部の埋戻し等を行うもの

・「亜炭鉱廃坑」とは、鉱業権の設定を受けた者が採掘した亜炭の鉱山の廃坑をいう。

２　事業主体

特殊地下壕等対策事業は、**地方公共団体**が行う（都道府県が事業主体でも可）。

３　適用除外

・他省庁（農林水産省・林野庁）の所管に係る特殊地下壕を除く。
・経済産業省が所管する特定鉱害復旧事業、旧鉱物採掘区域災害復旧事業及び南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業（地盤脆弱性実地調査を除く。）の対象となる亜炭鉱廃坑を除く。

４　国の補助等

国は事業主体に対して、特殊地下壕等対策事業（**1箇所当りの事業費200万円以上のものに限る。**）に要する費用について、予算の範囲内においてその**1/2以内**を補助することができる。

本事業の採択手順は、次のとおりである。

1）特殊地下壕

・定義②アの事業：地方公共団体が予算補助要望を都市局都市安全課に行い、国土交通本省が財務本省から実施計画承認を受けた後、都市局総務課が採択通知・内示を行う。

・定義②イの事業：都市災害復旧事業の現地査定に併せ、これに準じた現地調査を実施する。

また、対策を早急に進めることを目的に、地下壕形状の一部又は全部が不明で、施工位置、施工量の把握が困難な場合には、**測量試験費も補助対象**とする。ただし、**本工事費と測量試験費の執行は同一年度とすること。**

2）亜炭鉱廃坑

上記、１）特殊地下壕　定義②アの事業手続に準ずる。

５　対象事業の期間限定

定義②アについては**令和８年度まで**、亜炭鉱廃坑対策の事業については**令和１０年度までにそれぞれ採択されたもの**となっている。

６　交付申請・実績報告

都市局所管国庫補助金交付申請等要領(平成13年6月27日国都総第2000号)、都市局所管補助事業等の実績報告書の取扱いについて(昭和45年6月23日建設省都総発第171号)に基づき、市町村施行事業（指定都市以外の市町村が施行する事業）は所管都道府県知事に、市町村施行以外の事業は国土交通大臣あてに申請することとしているので、都市安全課あて提出されたい。

他の都市局の補助事業と異なり、地方整備局等を経由しないこととしているので注意されたい。

７　交付税措置

特殊地下壕等対策事業は、総務省所管の**特別交付税措置対象事業**となっている。

（地方負担分の８割を特別交付税措置）

【特別交付税に関する省令】

８　国土交通省（旧建設省を含む）の特殊地下壕対策の経緯

①昭和21～昭和24年度：特殊地下土木施設整備事業

特殊地下壕の埋戻し事業

②昭和25～平成９年度：都市災害復旧事業（災害に伴う復旧事業）

（③を除く）　災害により被災した都市施設の復旧に伴う防空壕等の埋戻し事業

③昭和49～昭和56年度：特殊地下壕対策事業（災害の未然防止事業）

昭和48年度の実態調査をもとにした危険度の高い防空壕等の埋戻し事業

④平成10～令和８年度：特殊地下壕等対策事業（特殊地下壕対策）

以下の調査をもとにした危険度の高い防空壕等の埋戻し事業及び災害により被災した都市施設の復旧に伴う防空壕等の埋戻し事業

・平成6、7年度の全国実態調査（国土庁、建設省、農水省、林野庁）
・平成13年度全国実態調査（国土交通省、農林水産省、林野庁）
・平成17年度特殊地下壕実態調査（国土交通省、農林水産省、林野庁）
・平成21年度特殊地下壕実態調査（国土交通省、農林水産省、林野庁）
・平成25年度特殊地下壕実態調査（国土交通省、農林水産省、林野庁）
・平成29年度特殊地下壕実態調査（国土交通省、農林水産省、林野庁）
・令和４年度特殊地下壕実態調査（国土交通省、農林水産省、林野庁）

⑤平成25～令和10年度：特殊地下壕等対策事業（亜炭鉱廃坑対策）

亜炭鉱廃坑の埋戻し事業

第５　法令通達集

-

都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

（昭和 37 年 8 月 14 日 建設省都発第 194 号
建設省都市局長から都道府県知事、指定都市の長あて）
最終改正　平成 23 年 2 月 15 日　国都防第 44 号

第１　目　的

主として都市計画区域内における都市施設が災害をうけた場合、又は、市街地が堆積土砂による災害をうけた場合において、地方公共団体若しくは土地区画整理組合が行う災害復旧事業、又は、地方公共団体が行う堆積土砂排除事業に対して、国は、この基本方針によって予算の範囲内で地方公共団体（土地区画整理組合の維持管理に属する街路に係る災害復旧事業にあっては、その災害復旧に要する経費の補助を行う都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第１項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。））に補助を行い、これらの災害を速やかに復旧し、もって民生の安定を図り公共の福祉を確保することを目的とする。

第２　定　義

１　この基本方針において、「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害をいう。

２　この基本方針において、「災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設等の従前の効用を復旧するための事業を行うことを含む。以下同じ。）ことを目的とするものをいう。

３　災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設等を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設等をすることを目的とするものは、災害復旧事業とみなす。

４　この基本方針において、「都市計画区域」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第５条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した都市計画区域をいう。

５　この基本方針において、「土地区画整理組合」とは、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第３条第２項に規定する土地区画整理組合をいう。

６　この基本方針において、「都市施設」とは、地方公共団体（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第７条第１項の鉄道事業者であるものを除く。）又は土地区画整理組合の維持管理に属する街路及び地方公共団体の維持管理に属する都市排水施設等をいう。

７　この基本方針において、「市街地」とは、都市計画区域内及び同区域外の人家、工場等の集落地をいう。

８　この基本方針において、「堆積土砂」とは、災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等をいう。

9　この基本方針において、「堆積土砂排除事業」とは、一の市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が30,000 立方メートル以上であるもの、又は 2,000 立方メートル以上の一団をなす堆積土砂、又は、50 メートル以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量が 2,000 立方メートル以上であるもので、市町村長が次の各号に該当する堆積土砂を排除する事業をいう。

イ　都市計画区域内にあっては、都市施設以外の地域に堆積したものについて市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く。）

ロ　都市計画区域外にあっては、市街地に堆積したものについて市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く。）

ハ　上記イ、ロ、にかかわらず、市町村長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めて搬出集積され、又は、直接排除されたもの

第３　適用除外

この方針は、次の各号に掲げる災害復旧事業については、適用しないものとする。

1　施設ごとの工事の費用が、都道府県又は指定都市に係るものにあっては 120 万円に、市町村（指定都市を除き、地方自治法第 284 条第１項から第３項までに規定する組合（第１項に規定するものについては市町村のみが設けたものに限る。）を含む。）又は土地区画整理組合に係るものにあっては 60 万円に満たないもの。

2　工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの。

3　維持工事とみるべきもの。

4　明らかに設計の不備、又は工事施行の粗漏に起因し生じたもの。

5　甚しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められる災害に係るもの。

6　災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの。

7　その他別に定めるもの。

第４　事業費の範囲

1　国が補助する都市災害復旧事業の事業費は、都市災害復旧事業等のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、及び機械器具費の合計額とする。

2　前号に規定する工事費には応急工事費を含むものとする。

3　前号に規定する応急工事費は、本工事の一部又は全部となるもののみとする。

附　則

この改正は、平成 22 年４月１日から適用する。

都市災害復旧事業事務取扱方針

（昭和 37 年 8 月 14 日 建設省都発第 194 号 建設省都市局長から都道府県知事、指定都市の長あて）

最終改正　平成 23 年 2 月 15 日　国都防第 44 号

第１　趣　旨

都市災害復旧事業に関する事務の取扱いについては、「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」に定めるもののほか、この事務取扱方針の定めるところによる。

第２　災害原因の確認

災害原因の確認については、被災施設の原形及び被災状況等から災害復旧事業として採択できる災害であるかどうかを確認すること。

第３　復旧工法

災害にかかった施設を復旧する場合の工法は原則として原形に復旧（旧の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧すること。）することとし、原形に復旧することが、不可能若しくは著しく困難、又は、不適当な場合は、次の各号によるものとする。

１　原形に復旧することが不可能な場合

地形、地盤が著しく変動し、旧の位置に復旧することが不可能な場合、又は、原施の形状、寸法では、復旧することが不可能である場合は、必要最小限度の工法によるものとする。

２　原形に復旧することが著しく困難な場合

地形、地盤が変動し、又は被災施設の除去が困難なため旧の位置に旧の形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧することが著しく困難なときは、当該施設の従前の効用を復旧する必要最小限度の工事を行うものとする。

３　原形に復旧することが著しく不適当な場合

地形、地盤が変動し、又は、災害の規模、若しくは原施設の形状、寸法等から判断して原形に復旧することが著しく不適当なときは、従前の効用を回復する必要最小限度の工事を行うものとする。又、原形に復旧しなくても旧の施設の効用を復旧することが著しく効果的であると判断される場合においては、従前の効用を回復する必要最小限度の工事に相当する額を災害復旧費とするものとする。

第４　都市施設の範囲

基本方針第２の６にいう都市施設の範囲は、次に掲げるもののうち、復旧を必要とするものとする。

１　街　路

次の各号に掲げる施設とする。

(1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条、第 19 条又は第 22 条の規定によ

り決定された施設である道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち道路上のさく又は駒止、道路情報管理施設、共同溝及び道路の防雪又は防砂のための施設を含む。）で道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第２項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの。

(2) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第８条第１項に規定する鉄道施設で前号に規定する道路と鉄道（都市計画法第 59 条に規定する都市計画事業若しくは前号に規定する道路の附帯事業により築造されたものに限る。）とを立体交差とするもののうち、鉄道事業法第 12 条第３項の規定による検査を終了していないもの。

２　都市排水施設等

(1) 都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設。

(2) 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園法に規定する自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第３条第 11 号に規定する公園を除く。）のうち都市公園法施行令第 31 条各号に掲げる施設（植物を除く。）とする。

第５　適用除外

１　基本方針第３適用除外３の維持工事とみるべきものとは、次のものをいう。

(1) 石積、石張等の差狂いのみの修正又は間詰めのみの工事

(2) 橋梁又はトンネルの照明設備のみに係る工事

(3) 排水機の被災により仮排水工事を行う場合、平常の排水量を排水するために要する費用

２　基本方針第３適用除外４の明らかに設計の不備、又は、工事施行の粗漏に起因して生じたものとは、検査、監査等により工事の出来高不足、手直しが認められ補強、手直し工事を命ぜられていた施設が破損し、当該工事が未完了であったことに起因していると認められたもの等をいう。

３　基本方針第３適用除外７のその他別に定めるものとは、次のものをいう。

(1) 幅員６メートル未満の街路、又は、幅員４メートル未満の橋梁にかかるもの

(2) 幅員１メートル未満の都市排水路にかかるもの。ただし、管渠にあっては内径 250 ミリメートル未満のもの

(3) 堆積土砂排除事業のうち、次の各号に掲げるもの

イ　宅地等に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所以外に捨てられた土砂にかかるもの

ロ　事業の実施が確認できないもの

ハ　自衛隊、地元等が無償で実施したもの又は失業対策事業その他の事業によって実施したもの

(4) 都市排水施設の埋そくにかかるもので断面積の３割に満たないもの。ただし、３割以上のものにあっては、堆積量の７割までを排除するものとする。

(5) 公園施設のうち、飛石、ベンチ、ぶらんこ等の単体の小規模な施設が単独で被災

した場合で、その施設の機能が当該公園の根幹的な効用に関わらないもの。

第６　保留工事

災害復旧事業費の決定にあたり、次の各号の一に該当する場合は保留工事とする。

１　災害復旧事業の採否、又は、採択工法について立会官と意見を異にする場合

２　由緒ある建物等で原形に復旧する必要が認められるもので、その費用が多額となる場合

３　一箇所の決定見込額が１億円以上となる場合

第７　査定の方法

１　地方公共団体が提出する国庫補助申請書に基づき、財務省係官が立会の上、原則として現地査定を行うものとする。

２　前項の場合において、土地区画整理組合の維持管理に属する街路についての災害復旧事業については、都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第１項に規定する指定都市を含む。）が国庫補助申請書を提出するものとする。

第８　単価・歩掛

単価・歩掛は、土木工事については、公共土木施設災害復旧事業に用いるものを使用し、建物の補修工事については公立学校災害復旧事業に用いるものを使用することとするが、上記以外のものにあっては現地の適正単価、歩掛によるものとする。

附　則

１　次に示す事項については、公共土木施設災害復旧事業の取扱いに準じて取扱うものとする。

(1) 報告に関する事務

(2) 内未成の取扱い

(3) 他事業施行中の災害

(4) 事業費の積算

(5) その他、査定事務で特に本事務取扱方針に規定していないもの。

附　則

この改正は、平成２２年４月１日から適用する。

都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について

（昭和 38 年 8 月 20 日 建設省都街発第 45 号
建設省都市局街路課長から都道府県、指定
都市の部局長あて）

最終改正　平成 25 年 3 月 29 日　国都防第 123 号

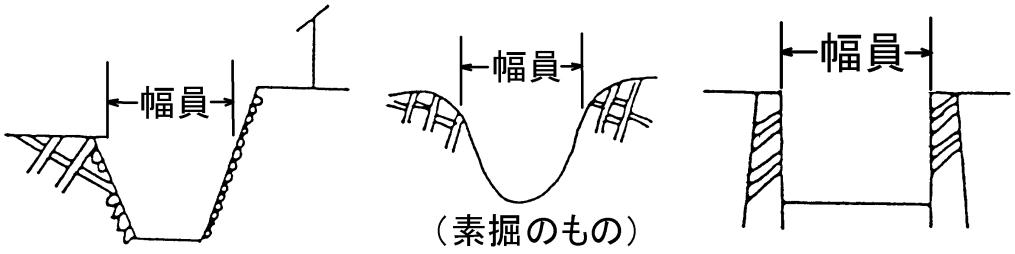
1　査定申合事項について

1　墓地について

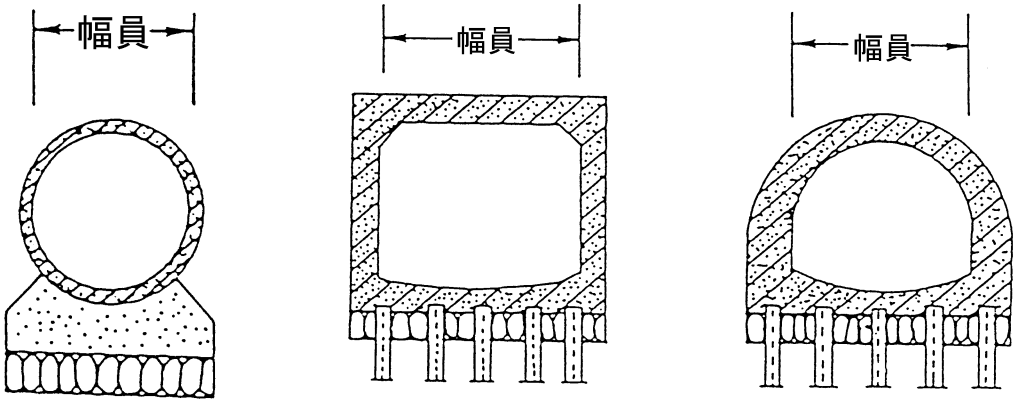
墓地のうち、埋葬地内の施設は災害の対象とはならない。

2　排水路の幅員の測定位置について

(1) 排水路の幅員の測定は、水路上端の内法間の距離とする。



(2) 管渠の幅員は内面間とする。



3　基本方針第３適用除外における「施設ごとの工事の費用が、都道府県又は指定都市に係わるものにあっては 120 万円に、市町村（指定都市を除き、地方自治法第 284 条第１項から第３項までに規定する組合（第１項に規定するものについては市町村のみが設けたものに限る。）を含む。）又は土地区画整理組合に係わるものにあっては 60 万円に満たないもの」の取扱いについて

街路については、○○～○○線一施設ごとに適用し、都市排水路等については、同一水系別に吐口を一単位として、又は○○広場等の一施設ごとに適用するものとする。

4　鉄道施設の復旧に要する費用については、地方公共団体（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第７条第１項の鉄道事業者であるものを除く。）又は土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第３条第２項に規定する土地区画整理組合（以下「地方公共団体等」という。）と鉄道事業者とが締結している「協定書」において定められている当該被災箇所に係る負担割合に従って、地方公共団体等と鉄道事業者とが費用負担することとし、地方公共団体等の負担分を都市災害復旧事業の補助対象とする。

２　都市災害の被害報告について

イ　都市災害の被害報告の様式は、別紙様式第１及び第２とする。

ロ　都市災害の報告について被害額の速報を必要とするため、被害発生後、被害調書と同時に都市安全課あて、電話、ファックス等により迅速な報告を行うこと。

附　則

平成 13 年 1 月 6 日施行

附　則

平成 25 年 4 月 1 日施行

様式第１

番　　号
令和　　年　　月　　日

都市局長あて

都道府県知事　　氏　　名
（指定市長）

都市災害報告書

令和　　年　　月　　日から　　月　　日までの○○○により都市施設に下記の通り災害が発生しましたので報告します。

記

災害発生年月日、災害原因、災害時の気象状況等

災害発生年月日	年　月　日	波　高	メートル
災害原因	○　号 台 風	水　位	メートル
日雨量（　年　月　日）	ミリメートル	（指定警戒水位	メートル）
（　月　日　時			
時間雨量	ミリメートル	台風の中心示度	ヘクトパスカル
～　時）			
（　月　日　時～			
連続雨量	ミリメートル	初震月日	時頃　余震　回
月　日　時）			
風　速	メートル	終震月日	時頃
風　向	○　○　風	震　度	
潮　位	メートル	震源地	

備考(1) 記載すべき必要のない事項は、省略すること。

(2)「災害発生年月日」「災害原因」以外の事項については、観測地点を記載すること。

(3)「水位」は、河川敷公園等河川に係る施設の場合に記入し、河川名も記入すること。

(4) 必要に応じ、記載事項を細分し、又は記載事項以外の事項を記載すること。

様式第２

都市施設の災害

（金額の単位：千円）

区分	都市名	前回までの報告分 自　月　日 至　月　日の災害		今回の報告分 自　月　日 至　月　日の災害		年間の合計		摘要
		箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
都市施設 街路 うち街路 うち鉄道 施設 都市排水施設等 うち都市排水施設 うち広場等 堆積土砂排除事業 計								

備考　（１）１箇所の被災額が都道府県又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第252条の１９第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）に係るものにあっては１２０万円に、市町村（指定都市を除き、地方自治法第284条第１項から第３項までの組合（第１項のものは市町村のみが設けたものに限る。）を含む。）又は土地区画整理組合に係るものにあっては６０万円に満たないものは、この表に計上しないこと。

（２）必要に応じ、記載事項欄を細分し、又は記載事項以外の事項の欄をもうけること。

（３）本表には、箇所別内訳を添付すること（様式は本様式に準じて適宜作成すること。）。

（４）鉄道施設の被災額については、補助対象となる地方公共団体等の負担分を記載するほか、「うち鉄道施設」の欄の鉄道事業者負担分も含めた全体被災額を上段に括弧書きで記載すること。

堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項について（改正）

令和３年 10 月 29 日　事務連絡
国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室長から
各都道府県・政令指定都市局所管災害復旧事業担当課長
北海道開発局 事業振興部 都市事業管理官
各地方整備局 建政部 都市（・住宅）整備課長
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課長　あて

堆積土砂排除事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 第２定義９に規定）の対象となる堆積土砂量の算定について、実測によらず推計値を用いる場合は、「堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項について（平成 30 年６ 月 29 日国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室長事務連絡）」により行われているところですが、別紙のとおり改正しましたので通知します。

なお、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、この旨周知いただきますようお願いいたします。

別　紙

堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項

第１　目的

都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（昭和 37 年 8 月 14 日付け建設省都発第 194 号）第２定義９に規定する堆積土砂排除事業の事業費算出の基礎となる堆積土砂量の算定について、実測によらず推計値を用いる場合の留意事項を示すことにより、事業の円滑化を図ることを目的とする。

第２　堆積土砂量の推計方法

一　事業の対象となる堆積土砂量の推計方法は、以下のいずれかの方法によるものとし、これによらない場合には、地方公共団体はその推計方法についてあらかじめ国土交通省と協議すること。

(1)　土砂の堆積厚等を用いて対象となる堆積土砂量を推計
①　地区毎に複数地点の宅地の堆積厚又は痕跡厚を測定し、平均堆積厚を算出。
②　①で得られた地区毎の平均体積厚に当該地区の宅地面積を乗じることにより、地区毎の宅地堆積土砂量を算出。
③　②で得られた地区毎の宅地堆積土砂量を合計し、堆積土砂排除事業の対象となる堆積土砂量とする。

(2)　全体の堆積土砂量を基に対象となる堆積土砂量を推計
①　堆積している土砂や集積された土砂の測定から、全体の土砂量を算出。
②　①で得られた土砂量を、各地区の面積比で按分し、地区別の土砂量を算出。
③　②で得られた地区別土砂量に当該地区の宅地率（土地利用面積全体における宅地面積の割合）を乗じることにより、地区毎の宅地堆積土砂量を算出。
④　③で得られた地区毎の宅地堆積土砂量を合計し、堆積土砂排除事業の対象となる堆積土砂量とする。

二　国土交通省は、地方公共団体との協議に当たり、財務省等に必要な意見を求めるものとする。

第３　その他

一　地方公共団体は、災害査定の際、推計による堆積土砂量の算出資料を提示し確認を受けること。

二　地方公共団体は、災害等廃棄物処理事業（環境省所管）により土砂混じりがれきを搬出する場合は、両者の事業対象範囲が重複しないよう関係部局間で調整すること。

公共土木施設、農地農業用施設及び宅地の一括発注による堆積土砂等撤去の取扱について（通知）

令和６年 10 月 28 日　事務連絡
農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室長
国土交通省水管理・国土保全局防災課災害査定官から
各都道府県農地農業用施設災害復旧事業担当課長
（各地方農政局等経由）
各都道府県・政令指定都市災害復旧事業担当課長あて

河道の埋そく、道路上の崩土の堆積に係る災害復旧事業については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（以下「負担法」という。）等に基づき、又、水路の埋そく、農地内の崩土の堆積に係る災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（以下「暫定法」という。）等に基づき、適切に対応いただいているところですが、標記について、令和６年９月 20 日からの大雨における土砂等による公共土木施設、農地農業用施設及び宅地の甚大な被害の状況に鑑み、災害復旧事業の速やかな実施を図るため、下記のとおり取り扱うことを可能としたので通知します。

「公共土木施設及び宅地の堆積土砂等撤去の取扱について（平成 30 年７月 30 日事務連絡）」は廃止します。

なお、貴管内市町村（水管理・国土保全局所管災害復旧事業担当課においては、指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方お願いします。

記

１　河道又は水路の埋そくに係る災害復旧事業及び道路上又は農地内の崩土の堆積に係る災害復旧事業において、宅地内の土砂等を混載、混合することなく運搬、分別する場合でも、運搬、分別を一括発注することができる。この場合、災害復旧事業の申請にあたり、土量等は負担法又は暫定法等に基づき計上するものとする（別紙 1、2 参照）。

２　公共土木施設、農地農業用施設及び宅地が一様に埋没している場合、公共土木施設、農地農業用施設及び宅地内の土砂等を、一括発注により混載、混合して運搬、分別することができる。この場合、災害復旧事業の申請にあたり、公共土木施設、農地農業用施設及び宅地の土量等は面積按分したそれぞれの施設分を計上するものとする（別紙 3 参照）。

また、精算にあたり、申請時使用した面積按分を基本とするが、これによりがたい場合は、実態（体積等）に応じてそれぞれの施設分を計上することができるものとする。

上記のいずれの場合も、災害査定時点において被災状況を確認や、上記２の実態に応じた積算を行う場合にも対応できるよう、堆積土砂等の堆積厚も含め、被災状況を証明できる写真の撮影、計測等を実施するようお願いします。

以上

別紙1

堆積土砂等の事業区分

○宅地内　【運搬】　【運搬】　【処分】

流木混じり土砂 → 分別 → 土砂
分別 → 流木

国交省都市局（堆積土砂排除事業）

※国交事業は、二次災害のおそれや公衆衛生等公益上必要であれば、市町村による直接排除も積極的に実施可

※環境省事業は、市町村による直接排除可

ガレキ流木混じり土砂 → 分別 → ガレキ
分別 → 土砂
分別 → 流木

環境省（災害等廃棄物処事業）

法令通達集（堆積土砂－連携事業）

○道路等公共土木施設内

ガレキ流木混じり土砂 → 分別 → 土砂、ガレキ等

災害復旧事業

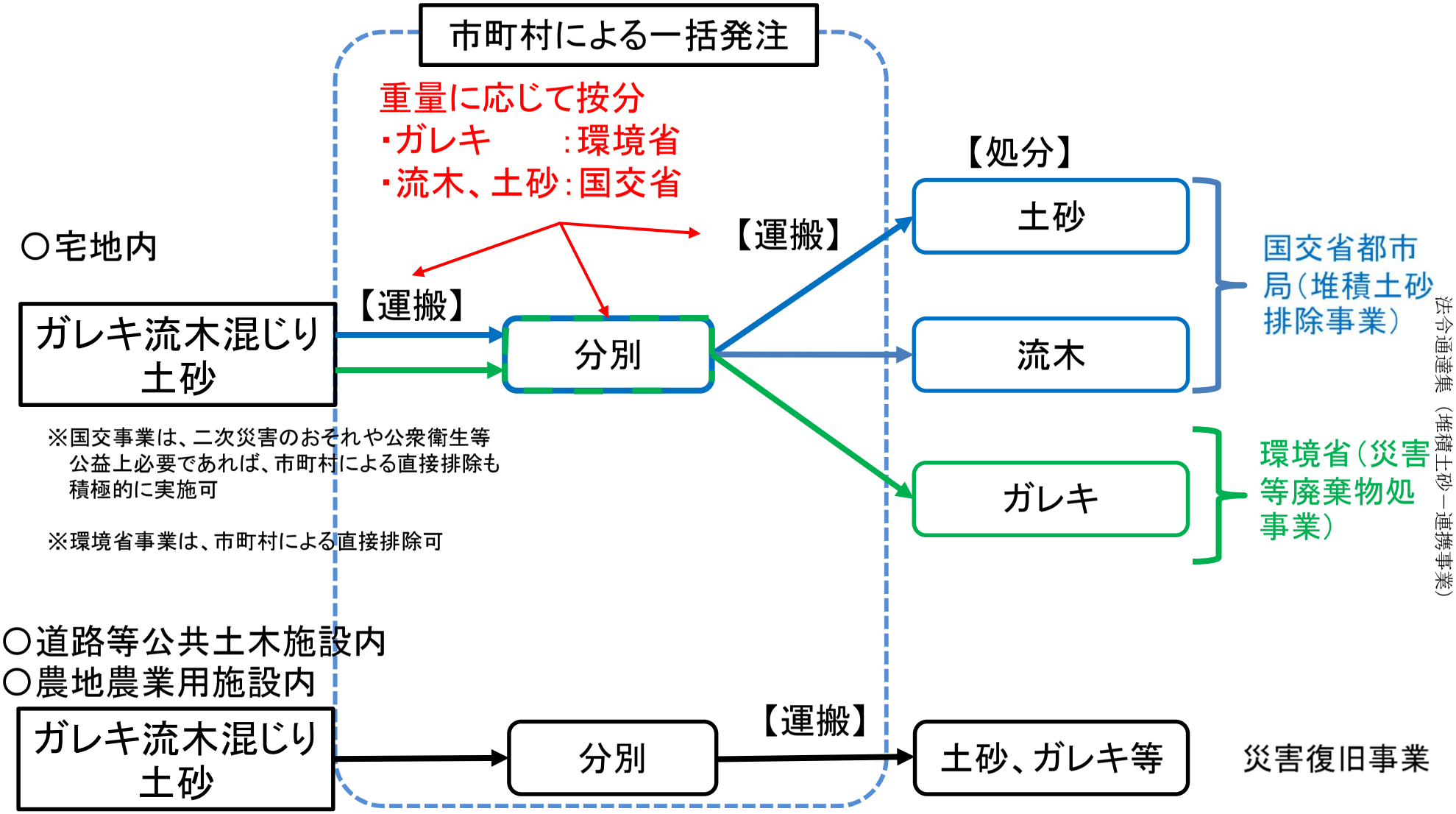
○農地農業用施設内

ガレキ流木混じり土砂 → 分別 → 土砂、ガレキ等

災害復旧事業

堆積土砂等の事業例　＜先に道路啓開を行う場合＞

別紙2



法令通達集（堆積土砂一連携事業）

- 各事業は、査定前着工可
- 宅地内は、事前にどの事業でやるかを決定し、契約・業者等を分ける必要はなく、一体で実施可
- 宅地内は、事後的に、災害査定申請において、分類する
- 堆積土砂の堆積厚の証拠（高さが分かる写真、計測）を残しておくこと

※先行して道路啓開を行う場合、公共土木施設内および農地農業用施設内における土砂等の運搬・分別・処分の数量については、それぞれで算出する

堆積土砂等の事業例　＜宅地・道路等・農地等が一様に埋没している場合＞

別紙3

仮置場への運搬・分別費をそれぞれの区分(宅地・道路等公共土木施設・農地農業用施設内)で面積按分

宅地内の運搬・分別は重量按分
（宅地内のガレキと流木・土砂）

○宅地内

【運搬】

ガレキ流木混じり土砂

○道路等公共土木施設内

ガレキ流木混じり土砂

○農地農業用施設内

ガレキ流木混じり土砂

【仮置場】

分別
・土砂
・流木
・ガレキ

仮置場からの運搬・処分費をそれぞれの区分(宅地・道路等公共土木施設・農地農業用施設内)で面積按分

【処分】

宅地内の運搬・処分は重量按分
（宅地内のガレキと流木・土砂）

○宅地内

【運搬】

土砂

流木

ガレキ

国土交通省
（堆積土砂排除事業）

環境省
（災害等廃棄物処事業）

法令通達集（堆積土砂一連携事業）

○道路等公共土木施設内

土砂、ガレキ等

国土交通省
（公共土木施設災害復旧事業（道路・河川））

○農地農業用施設内

土砂、ガレキ等

農林水産省
(農地等災害復旧事業)

※精算にあたり、申請時使用した面積按分を基本とするが、これによりがたい場合は、実態（体積等）に応じてそれぞれの施設分を計上することができるものとし、その場合は精算の際に必要な被災状況を証明できる写真の撮影、計測等を仮置場への運搬までに実施すること。

堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合においての国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）

令和６年 10 月 28 日　事務連絡
農林水産省
　農村振興局整備部防災課災害対策室長
国土交通省
　都市局都市安全課都市防災調整官
　水管理・国土保全局防災課総括災害査定官
環境省
　環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長　から
都道府県
　農地農業用施設災害復旧事業担当部局長（各地方農政局等経由）
都道府県・政令市
　都市局所管、水管理・国土保全局所管
　　災害復旧事業担当部局長
各都道府県
　災害廃棄物処理担当部（局）長　あて

堆積土砂排除事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（昭和 37 年８月 14 日付け建設省都発第 194 号）第２定義９に規定）及び災害等廃棄物処理事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 22 条に規定）が連携する場合の申請のワンストップ化や申請書類の簡素化等については、堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合においての国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）（令和元年１０月１８日付け国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室長・国土交通省水管理・国土保全局防災課総括災害査定官・環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡）により行われているところではあるが、今般、別紙のとおり一部を改正することとしたのでご留意願いたい。

「堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合においての国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）（令和元年１０月１８日付け国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室長・国土交通省水管理・国土保全局防災課総括災害査定官・環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡）」は廃止する。

なお、貴管内市町村（都市局所管、水管理・国土保全局所管災害復旧事業担当部局においては、指定都市を除く。）に対しては、貴職より周知方お願いする。

別　紙

堆積土砂排除事業及び災害等廃棄物処理事業が連携する場合においての国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）

第１　目的

本留意事項は、堆積土砂排除事業及び災害等廃棄物処理事業が連携し、一括撤去（以下「連携事業」という。）する場合においての申請のワンストップ化や申請書類の簡素化を定めることにより、地方公共団体の事務負担を軽減することを目的とする。

第２　対象事業

同一地区内において連携事業を実施するもの。

なお、連携事業を実施せず、単独で実施する場合は従来どおりそれぞれに申請するものとする。

第３　申請書類のワンストップ化

第２に該当する市町村又は当該市町村が行う申請を経由する都道府県は、以下に掲げる国土交通省又は環境省担当部局のいずれか一方に両事業の申請書を一括送付すれば足りるものとする。なお、従来どおり担当部局双方へそれぞれ申請することも可能とする。

【担当部局】

国土交通省都市局都市安全課指導係

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第二係

第４　申請書類の簡素化

一　申請書類の作成単位（箇所）の取扱いは以下によるものとする。

(1) 堆積土砂排除事業

① 一の市町村の区域内の市街地における堆積土砂の総量が 30,000 ㎥以上の場合、市町村ごとに一箇所とする。

② 一の市町村の区域内の市街地における堆積土砂の総量が 30,000 ㎥未満であって、2,000 ㎥以上の一団をなす堆積土砂がある場合、当該堆積土砂ごとに一箇所とする。

③ 一の市町村の区域内の市街地における堆積土砂の総量が 30,000 ㎥未満であって、50ｍ以内の間隔で連続する堆積土砂の量が 2,000 ㎥以上となる場合、当該堆積土砂ごとに一箇所とする。

(2) 災害等廃棄物処理事業

市町村ごとに一箇所とする。

二　申請に必要な書類

(1) 堆積土砂排除事業

① 国庫補助申請時

・国土交通大臣あて申請書鑑（国庫補助申請）

・目論見書

・設計書

② 設計変更時

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第７条、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第２０に基づくものとする。

(2) 災害等廃棄物処理事業

① 国庫補助申請時

・環境大臣あて申請書鑑

・事業費算出内訳

② 事業計画変更時

「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の事業計画の変更に伴う事前協議の取扱いについて」（平成 28 年２月 22 日環廃企発第 1602221 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・環廃対発第 16022210 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・環産廃発第 1602225 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）に基づくものとする。

(3) 共用する書類

① 箇所図

② 気象資料

③ 原因状況資料

④ 図面・写真

⑤ 堆積土砂量及び災害廃棄物量の推計資料

・土砂については、「堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項について（改正）」（令和３年 10 月 29 日付け国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室長通知）に基づき事前に協議したものを用いることができるものとする。

・土砂混じりがれきについては、「堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項について（改正）」（令和３年 10 月 29 日付け国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室長通知）第２－(1)又は(2)で定める推計方法に準じて算出したものを用いることができるものとする。

この場合、前記推計方法の適用に当たっては、「土砂」又は「堆積土砂」を「土砂混じりがれき」と、「宅地堆積土量」を「土砂混じりがれき量」と読み替えるものとする。

・土砂混じりがれき以外の災害廃棄物については、「環境省実地調査について（改正）」（令和５年６月 29 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長）の参考資料に基づき算出したものを活用できるものとする。

⑥ 堆積土砂・災害廃棄物の処理フロー

⑦ 事業費積算内訳

堆積土砂排除事業及び災害等廃棄物処理事業に要する費目・費用を一括記載し

たもので差し支えないが、そのうちそれぞれの事業の対象となる費用について確認できるよう、別途追記や着色等の方法により明示するものとする。

⑧ その他

①から⑦以外で必要となる書類を添付するものとする。

三　事業費積算内訳作成時の注意事項

(1)直接工事費

① 堆積土砂と災害廃棄物が区別されている作業に係る費用

各々で計上するものとする。

（例）・分別後の堆積土砂運搬・処分費用　→　堆積土砂排除事業

・分別後の災害廃棄物運搬・処分費用　→　災害等廃棄物処理事業

② 堆積土砂と災害廃棄物が混在する作業に係る費用

堆積土砂と災害廃棄物の重量比で按分する。なお、前記二(3)⑤の推計資料を活用する場合は、当該資料で得られた堆積土砂量及び災害廃棄物量に基づき按分するものとする。この場合、土砂混じりがれき量については、他に按分する方法がない場合は堆積土砂量として取り扱うものとする。

堆積土砂の体積を重量に換算する場合については、土砂１㎥＝1.8ｔ、流木１㎥＝0.8ｔを標準とし、その他これによりがたいものは、別途実地調査前までの実績等から算出したものを用いるものとする。

（例）・堆積土砂と災害廃棄物が混在するものの積込み・運搬費用

（このうち、市町村長が堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めて直接排除したものについては、市町村が生活環境保全上の理由から撤去を行ったものであるものとみなす。）

・堆積土砂と災害廃棄物が混在するものの分別費用（分別場所の整備費用（路盤整備等）、分別費用（人件費）、分別場所の撤去費用　等）

なお、上記で得られた按分比率は推計量に基づくものであることから、実際に要した費用を両事業へ按分する際には実績量に基づき行うこととなるので予め申し添える。

(2)諸経費

都市災害復旧事業事務取扱方針（昭和３７年８月１４日付け建設省都発第１９４号）第８及び附則１（４）に基づき積算を行った上で、堆積土砂排除事業と災害等廃棄物処理事業との直接工事費比率に応じてそれぞれの事業に按分する。なお、災害等廃棄物処理事業に按分された諸経費については、原則、諸経費率１５％以内又は土木工事積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める間接工事費及び一般管理費等の率が補助対象となり、この基準によりがたいときは、個別協議により算出することができるものとする。

第５　公共土木施設災害復旧事業及び農地農業用施設災害復旧事業との連携

公共土木施設災害復旧事業及び農地農業用施設災害復旧事業での土砂等撤去について、連携事業と併せて実施することができる。ただし、第４一⑴ 堆積土砂排除事業の要件が適用される場合に限る。

なお、公共土木施設災害復旧事業については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」、農地農業用施設災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づき、災害復旧事業の申請を行うものとし、「公共土木施設、農地農業用施設及び宅地の一括発注による堆積土砂等撤去の取扱について（令和６年 10 月 28 日付け事務連絡）」に基づき土量等を計上するものとする。また、申請書に添付する土砂等撤去にかかる資料について、第４二（3）に掲げる資料を活用することができる。

第６　調査（査定）

調査（査定）は、農林水産省、国土交通省、環境省の両査定官により、財務省係官（立会官）が立会の上、原則、一括して現地（実地及び机上）にて行うものとする。

なお、一括しての調査（査定）が困難な場合、地方公共団体は農林水産省、国土交通省、環境省及び財務省とあらかじめ協議を行うものとする。

ただし、道路啓開を先行して実施している場合など、公共土木施設又は農地農業用施設と連携事業の土砂等撤去を併せて実施しない場合、公共土木施設災害復旧事業又は農地農業用施設災害復旧事業にかかる調査（査定）は対象外とする。

第７　保留

採択保留となる場合は、保留となる各々の事業において、帰庁の上、その採否を決定するものとする。また、連携事業のうち、いずれかの事業が採択保留となり、その採否を決定した結果、採択保留対象以外の事業について内容に変更が生じる場合は、設計変更（変更交付）にて対応するものとする。

なお、調査（査定）の際に設計書（報告書）に当該条件を明記するものとする。

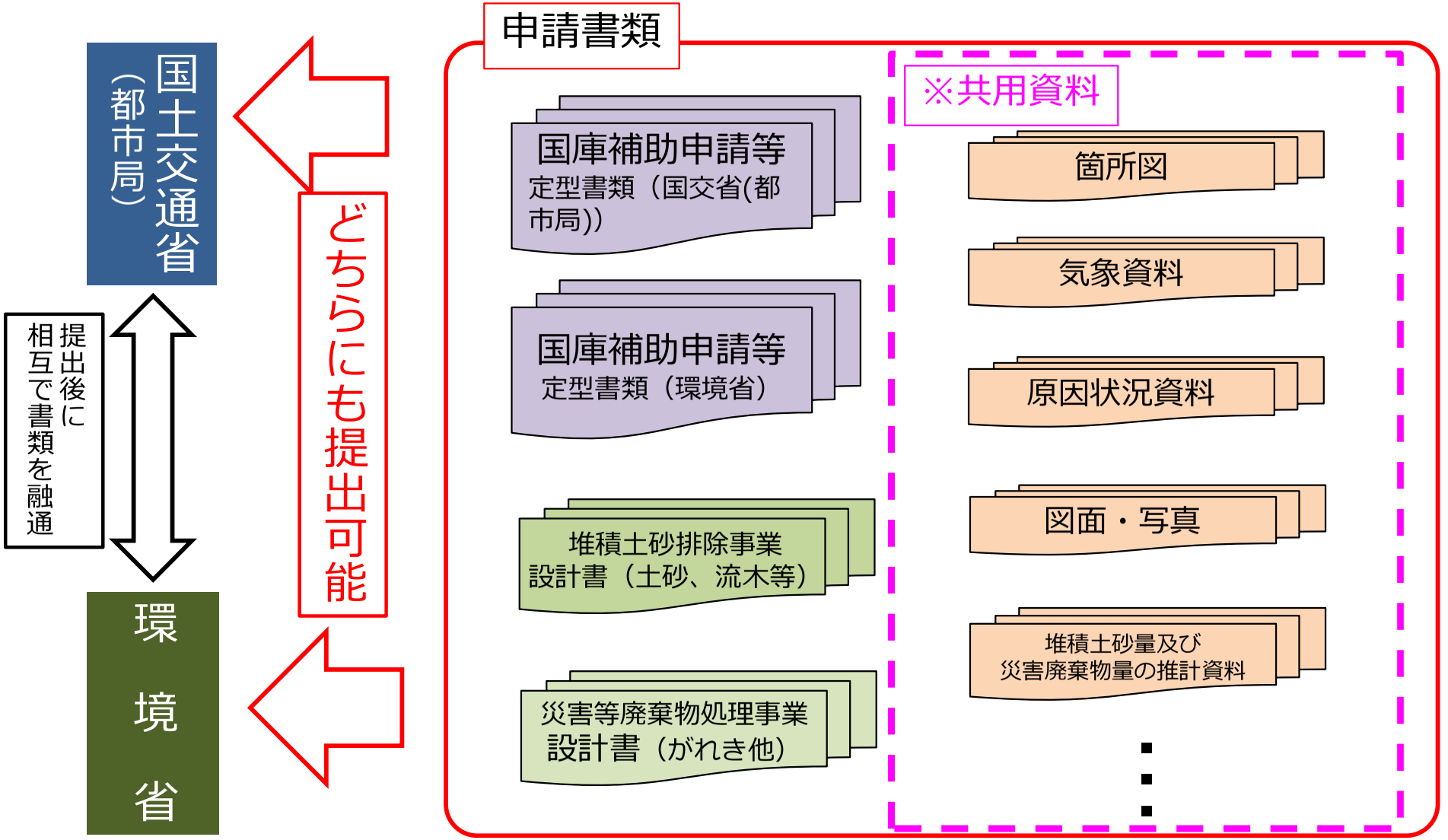
災害に伴い堆積した土砂等の撤去にかかる連携・効率化について

1．申請のワンストップ化（申請書類の提出先）

・申請は、国土交通省（都市局）、環境省の両省どちらに提出しても可。

2．申請書類の簡素化

・申請書類は、堆積土砂排除事業・災害等廃棄物処理事業を一体的な作成を可能とする。
（気象資料や図面・写真等は共用可能）

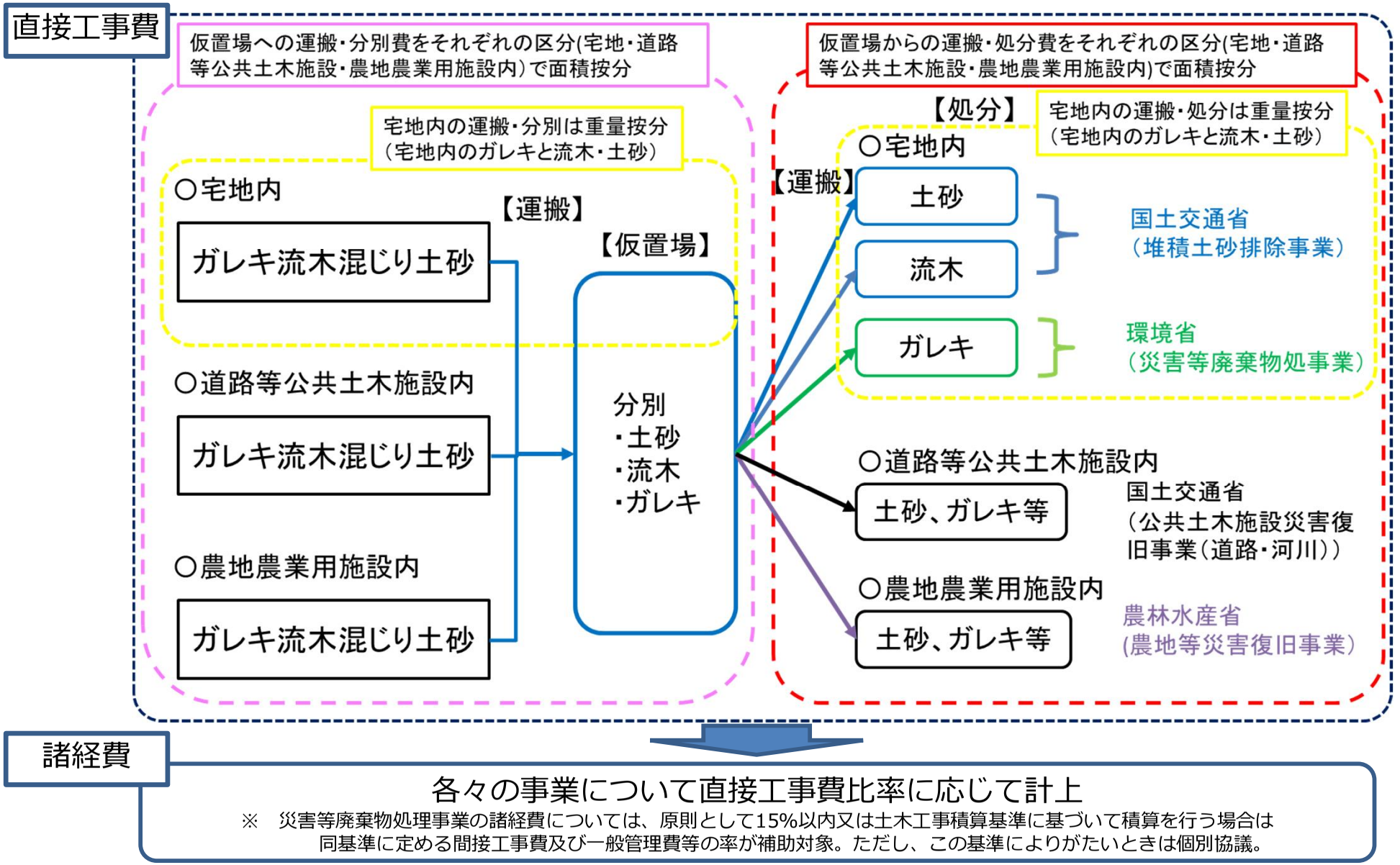


※公共土木施設災害復旧事業、農地農業用施設災害復旧事業の申請にあたり、上記共用資料の活用を可能とする。

災害に伴い堆積した土砂等の撤去にかかる連携・効率化について

3．事業費積算内訳の作成

・積算にあたっては費目・費用を一括での記載が可能とする。（追記や着色等の方法によりそれぞれの事業を明示）



・精算にあたり、申請時使用した面積按分を基本とするが、これによりがたい場合は、実態（体積等）に応じてそれぞれの施設分を計上することができるものとし、その場合は精算の際に必要な被災状況を証明できる写真、計測等を仮置場への運搬までに実施すること。
・堆積土砂排除事業は、二次被害のおそれや衛生上等公益上必要であれば、市町村による直接除去も積極的に実施可
・災害等廃棄物処理事業は、市町村が生活環境保全上の理由から撤去を行う場合は直接排除可

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

〔昭和２６年３月３１日　法律第９７号〕

最終改正　令和６年４月１日 法律第４号

（目　的）

第一条　この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適応するように国の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図り、もつて公共の福祉を確保することを目的とする。

（定　義）

第二条　この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

2　この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかつた施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。以下同じ。）ことを目的とするものをいう。

3　災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかつた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

4　この法律において「標準税収入」とは、地方公共団体（地方公共団体の組合を除く。以下この条、第四条及び第四条の二において同じ。）が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該地方公共団体の普通税（法定外普通税を除く。）について同法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもつて、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）で定める方法により算定した地方税の収入見込額（都道府県にあつては、当該収入見込額に同法で定める方法により算定した当該都道府県の特別法人事業譲与税の収入見込額を加算した額）をいう。

（国庫負担）

第三条　国は、法令により地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく港務局を含む。次条、第四条の二及び第六条第一項を除き、以下同じ。）又はその機関の維持管理に属する次に掲げる施設のうち政令で定める公共土木施設に関する災害の災害復旧事業で、当該地方公共団体又はその機関が施行するものについては、その事業費の一部を負担する。

一　河　　川

二　海　　岸

三　砂防設備

四　林地荒廃防止施設

五　地すべり防止施設
六　急傾斜地崩壊防止施設
七　道　　路
八　港　　湾
九　漁　　港
十　水　　道
十一　下 水 道
十二　公　園

（国庫負担率）

第四条　前条の規定により地方公共団体に対し国が費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、当該地方公共団体について、その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害につき、第七条の規定により決定された災害復旧事業費の総額を左の各号に定める額に区分して逓次に当該各号に定める率を乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の総額に対する率による。この場合において、その率は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

一　当該地方公共団体の当該年度（災害の発生した年の四月一日の属する会計年度をいう。以下本条及び第八条の二において同じ。）の標準税収入の二分の一に相当する額までの額については、三分の二
二　当該地方公共団体の当該年度の標準税収入の二分の一をこえ二倍に達するまでの額に相当する額については、四分の三
三　当該地方公共団体の当該年度の標準税収入の二倍をこえる額に相当する額については、四分の四

2　前項の災害復旧事業費の総額には、前条各号に掲げる施設に関する災害復旧事業で、国が施行するもの（北海道における災害復旧事業で国がその費用の全額を負担するものを除く。）の事業費（二以上の地方公共団体がそれぞれ事業費の一部を負担する場合においては、それぞれの団体について、その負担割合に応じその負担に係る事業の事業費をあん分した額）及び地方公共団体の組合又は港務局の施行するものの事業費で、組合又は港務局を組織するそれぞれの地方公共団体の負担すべきものを含むものとする。

3　地方公共団体の組合又は港務局の行う災害復旧事業の事業費に対して国が前条の規定により費用の一部を負担する場合における当該事業費に対する国の負担率は、当該組合又は港務局を組織する地方公共団体が当該組合の規約又は港務局の定款で災害復旧事業費の分担について定めた割合を、第一項の規定により算定した当該地方公共団体に対する国の負担率に乗じたものの和とする。

（連年災害における国庫負担率の特例）

第四条の二　その年の十二月三十一日までの三年間に発生した災害について第七条の規定により決定された災害復旧事業費の総額がその三年間の各四月一日の属する会計年度の標準税収入の合計額をこえる地方公共団体について、その年の一月一日から十二月三十

一日までに発生した災害に係る災害復旧事業費に対する国の負担率を定める場合においては、前条第一項第二号中「二倍」とあるのは「標準税収入」と、同項第三号中「標準税収入の二倍」とあるのは「標準税収入」と読み替えて、同条の規定を適用するものとする。

（直轄事業に対する地方公共団体の負担率）

第五条　第三条各号に掲げる施設について国が施行する災害復旧事業費で、地方公共団体がその費用の一部を負担するものについての当該地方公共団体の負担の割合は、他の法令の規定にかかわらず、当該地方公共団体又はその機関が施行する災害復旧事業で国が施行する当該災害復旧事業の原因となつた災害と同年に発生した災害に係るものに対し第四条（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により国が負担すべき割合を除いた割合によるものとする。

（適用除外）

第六条　この法律は、次に掲げる災害復旧事業については適用しない。

一　一箇所の工事の費用が、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下「指定市」という。）（都道府県又は指定市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定市がその組織に加わつているものを含む。）に係るものにあつては百二十万円に、市（指定市を除く。以下同じ。）町村（市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。以下同じ。）に係るものにあつては六十万円に満たないもの

二　工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの

三　維持工事とみるべきもの

四　明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの

五　甚だしく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの

六　河川、港湾及び漁港の埋そくに係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。

七　天然の河岸及び海岸の欠壊に係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。

八　災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの

九　直高一メートル未満の小堤、幅員二メートル未満の道路その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの

2　前項第一号の場合において、一の施設について災害にかかつた箇所が百メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止めその他これらに類する施設について災害にかかつた箇所が百メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の二以上にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは、一箇所の工事とみなす。ただし、当該工事を施行

する地方公共団体が二以上あるものについては、この限りでない。

（災害復旧事業費の決定）

第七条　第三条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業及び第五条に規定する国が施行する災害復旧事業の事業費は、地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して主務大臣が決定する。

（国庫負担金の額の算出方法）

第八条　国は、前条の規定により災害復旧事業費を決定したときは、当該地方公共団体に対し、当該災害復旧事業が施行される各年度において、第四条の規定による国の負担率により負担金を交付する。

2　前項の場合において、国は、第四条の規定による国の負担率が決定する前でも、予算の範囲内において、当該年度において施行される災害復旧事業の事業費の三分の二に相当する額を下らない額により、負担金を概算交付することができる。

3　国は、前項の規定により負担金を概算交付した場合において、第四条の規定による国の負担率が決定したときは、当該年度内に、その年度中に施行された当該災害復旧事業の事業費に対応する負担金との差額を交付する。但し、その負担金を交付するための支出予算額がその交付すべき差額に対し不足するときは、その不足額を翌年度において交付するものとする。

（緊要な災害復旧事業に対する政府の措置）

第八条の二　政府は、第三条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、これを施行する地方公共団体又は地方公共団体の機関が当該年度及びこれに続く二箇年度以内に完了することができるように、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る国の負担金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。

（災害復旧事業の監督）

第九条　主務大臣は、災害復旧事業につきこの法律により国の負担金の交付を受ける地方公共団体に対して、当該災害復旧事業を適正に実施させるため、必要な検査を行い、又は報告を求めることができる。この場合において、災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認められるときは、事業の施行に関し必要な指示をすることができる。

2　前項に規定する主務大臣の権限に属する事務（市町村に対するものに限る。）の一部は、政令で定めるところにより、当該市町村の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

（災害復旧事業費の精算）

第十条　国の負担金の交付を受けた地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業を施行したときは、遅滞なく、その事業費を精算して主務大臣の成功認定を受けなければならない。

（負担金の還付）

第十一条　国の負担金の交付を受ける地方公共団体が、負担金に係る災害復旧事業を施行せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは、主務大臣は、負担金のうちその

施行しない災害復旧事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。

2　前項の規定により負担金の返還を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。

3　第九条第二項の規定は、第一項に規定する主務大臣の権限について準用する。

（剰余金の処分）

第十二条　地方公共団体は、国の負担金の交付を受けた災害復旧事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金に第四条の規定による国の負担率を乗じた額を国に返還しなければならない。

2　前項の場合において、地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該剰余金を災害復旧事業に使用することができる。

（市町村の災害復旧事業費）

第十三条　国が市町村に対して交付する災害復旧事業費の負担金の額の算定、交付及び還付並びに災害復旧事業の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより都道府県知事が行う。

2　国は、政令で定めるところにより、都道府県知事が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付しなければならない。

（主務大臣）

第十四条　この法律において主務大臣は、第三条各号に掲げる施設の主務大臣とする。

（権限の委任）

第十五条　この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

（事務の区分）

第十六条　第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（実施規定）

第十七条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2　左の法律は、廃止する。

都道府県災害土木費国庫負担二関スル法律（明治四十四年法律第十五号）

昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭和二十五年法律第百八十九号）

3　北海道における地方公共団体に対して第三条の規定により国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、当分の間、第四条の規定

によって算定した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

4　この法律（第五条及び第六条を除く。）の規定は、第三条各号に掲げる施設について地方公共団体又はその機関が施行する災害復旧事業で昭和二十五年以前の災害に因るもののうち、主務大臣による事業費の決定があって、国の負担金の全部又は一部の交付をまだ受けていないものについて準用する。この場合において、第四条第一項中「第七条の規定により決定された災害復旧事業費の総額」とあるのは「主務大臣が決定した災害復旧事業費の総額〈昭和二十三年一月一日から同年十二月三十一日までに発生した災害については、当該災害復旧事業費の総額に政令で定める率を乗じて補正した額）」と、同条同項第一号中当該年度（災害の発生した年の四月一日の属する会計年度）」とあり、又は同条同項第二号若しくは第三号中「当該年度」とあるのは「昭和二十五年度」と読み替えるものとする。

5　第五条の規定は、第三条各号に掲げる施設について昭和二十六年度以降において国がその全部又は一部を施行する災害復旧事業で昭和二十五年以前の災害に困るものについての地方公共団体の費用の負担の割合について準用する。

6　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に園する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「この法律により国が補助を行う」を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法津第九十七号）により国が費用を負担する」に、「都道府県災害土木費国庫負担二関スル法津（明治四十四年法律第十五号）」を「この法律」に改める。

附　則（昭和二七年法律第二〇九号）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年一月一日以降発生した災害に関し適用する。

2　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第四条の改正規定は、同法第三条各号に掲げる施設について地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。）又はその機関が施行する災害復旧事業であつて昭和二十六年中又は昭和二十五年以前に発生した災害に因るもののうち、主務大臣による事業費の決定があつて国の負担金の全部又は一部の交付を昭和二十七年三月三十一日現在において受けていなかつたものについて、適用し、又は準用する。

附　則（昭和二七年法律第二六二号）抄

1　この法律は、自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日から施行する。

附　則（昭和二九年法律第一〇一号）抄

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年度分の地方交付税から適用する。

附　則（昭和三〇年法律第一一八号）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年一月一日以降発生した災害に関し適用する。

附　則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）　抄

1　この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

附　則（昭和五九年四月二七日法律第一九号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

3　施行日前に発生した災害の災害復旧事業に係る一箇所の工事の費用の最低額及びその工事の範囲については、改正後の第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成一〇年四月一七日法律第四〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の第三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した災害の災害復旧事業について適用する。

第三条　施行日前に発生した災害の災害復旧事業に係る一箇所の工事の費用の最低額及びその工事の範囲については、改正後の第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成一一年七月一六日法律第八七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定　公布の日

（国等の事務）

第百五十九条　この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく

政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条　施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2　前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条　施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2　附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条　新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条　政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条　政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定　公布の日

附　則（平成三一年三月二九日法律第四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　附則第十一条（地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第四条の三第一項及び第三十三条の五の三の改正規定に限る。）、第十二条第一項及び第十三条から第十五条までの規定　平成三十二年四月一日

附　則（令和二年三月三一日法律第五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附　則　（令和五年五月二六日法律第三六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

二　この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

三　この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第三条　旧法令の規定により発せられた国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第五条の規定による改正後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条の規定は、この法律の施行の日以後に発生した災害の災害復旧事業について適用する。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令

〔昭和２６年４月１６日　政令第１０７号〕

最終改正　令和６年４月１日 政令第28号

（公共土木施設）

第一条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」という。）第三条に規定する政令で定める公共土木施設は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　河　　川　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。ただし、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第三条ノ二の規定によつて同法が準用される天然の河岸を除く。

二　海　　岸　国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設

三　砂防設備　砂防法第一条に規定する砂防設備、同法第三条の規定によつて同法が準用される砂防のための施設又は同法第三条ノ二の規定によつて同法が準用される天然の河岸

四　林地荒廃防止施設　山林砂防施設（立木を除く。）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）

五　地すべり防止施設　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設

六　急傾斜地崩壊防止施設　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

七　道　　路　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路（道路の附属物については、主務大臣の指定するものに限る。）

八　港　　湾　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸若しくは港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設又は同法第五十五条の三の二第一項に規定する港湾広域防災施設

九　漁　　港　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設

十　水　　道　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定する水道施設（同条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に係るものに限る。）又は一般の需要に応じて、給水人口が

五十人以上百人以下である水道（同条第一項に規定する水道をいう。）により水を供給する事業に係る取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設若しくは配水施設

十一　下水道　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路

十二　公　園　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第三十一条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するものを除く。）で、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令（平成十五年政令第百六十二号）第二条第二号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの

（災害復旧事業費の負担所属）

第二条　法第四条又は法第五条の規定による災害復旧事業費に対する国又は地方公共団体（港湾法に基く港務局を含む。以下同じ。）の負担の割合は、災害の発生後その事業費を負担すべき者に異動を生じた場合においても、当該復旧事業については、変更しないものとする。

（災害復旧工事の施行中又は着手前に災害が生じた場合の措置）

第三条　法第七条の規定によつて事業費が決定された災害復旧事業に係る施設について、その工事の施行中又は着手前において、更に法の適用を受ける災害が生じた場合において、その災害が前に生じた災害と発生の年を同じくするときは、未施行又は未着手の工事は、新たに生じた災害による災害復旧事業にあわせて一の災害復旧事業として施行するものとする。

2　前項の場合において、新たに生じた災害が前の災害と発生の年を異にするときは、新たに生じた災害の災害復旧事業費に対する法第四条又は法第五条の規定による国又は地方公共団体の費用の負担の割合は、未施行又は未着手の工事の事業費に相当する額を当該災害復旧事業費から控除して算定するものとする。

（災害復旧事業費の範囲）

第四条　法第三条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業の事業費は、当該災害復旧事業の工事のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費及び、機械器具費及び工事雑費の合計額（以下「工事費」という。）並びに事務費とする。

2　前項に規定する工事費には、主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用した材料で復旧工事に使用できるものに要した費用及び仮締切、瀬替その他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。

3　第一項に規定する事務費は、地方公共団体ごとに工事費の総額を次の各号に定める額に区分して逓次に当該各号に定める率を乗じて定める。

一　三億円以下の金額　　百分の四・五

二　三億円を越え五億円以下の金額　　百分の三・五
三　五億円を越え十億円以下の金額　　百分の二・五
四　十億円を越え三十億円以下の金額　百分の二
五　三十億円を越える金額　　百分の一・五

4　第一項に規定する工事費を同項に規定する事務費に流用した場合においては、法第十一条の規定の適用については、負担金を交付の目的に反して使用したものとする。

（災害報告）

第五条　第一条に規定する公共土木施設について災害が生じた場合においては、その公共土木施設が市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。以下同じ。）町村（市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。以下同じ。）の維持管理に属するものにあつては市町村長（市町村の組合にあつては当該組合の管理者又は長（同法第二百八十七条の三第二項　（同法第二百九十一条の十三 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあつては、理事会）、市町村のみで組織している港務局にあつては当該港務局の長。以下同じ。）が都道府県知事に、都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定都市がその組織に加わつているものを含む。）の維持管理に属するものにあつては都道府県知事又は指定都市の長（都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合にあつては当該組合の管理者又は長（同法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあつては、理事会）、都道府県又は指定都市がその組織に加わつている港務局にあつては当該港務局の長。以下同じ。）が主務大臣に、主務省令で定める様式により、遅滞なく、その状況を報告しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定によつて市町村長から報告を受け取つたときは、これを取りまとめて、遅滞なく、主務大臣に報告しなければならない。

（国庫負担申請）

第六条　地方公共団体の長は、法第七条の規定による災害復旧事業の事業費の決定を受けようとするときは、災害復旧事業の目論見書及び設計書を添附して、その旨を主務大臣に申請しなければならない。

2　地方公共団体の長は、前項の規定によつて災害復旧事業費の決定を申請しようとするときは、あらかじめ当該災害復旧事業の設計単価及び歩掛について主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、市町村長が、都道府県知事が主務大臣の同意を得た設計単価及び歩掛で当該市町村を含む地域に係る最新のものを用いて災害復旧事業費の決定を申請しようとするときは、この限りでない。

3　前二項の規定によつて市町村長が主務大臣に書類を提出しようとする場合においては、都道府県知事を経由しなければならない。

（災害復旧事業費の決定通知）

第六条の二　主務大臣は、法第七条の規定によつて災害復旧事業の事業費を決定したときは、遅滞なく、これを当該災害復旧事業を施行する都道府県知事若しくは指定都市の長又は当該災害復旧事業を施行する市町村を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

2　都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、市町村の災害復旧事業に係るものについては、遅滞なく、これを当該市町村長に通知しなければならない。

（国庫負担金の額の算出方法）

第六条の三　法第八条第一項の規定により国が地方公共団体に対して交付する負担金の額は、法第七条の規定により決定された災害復旧事業の事業費のうち各年度において施行される災害復旧事業に係るものから当該各年度における工事雑費及び事務費を除いた額に法第四条の規定による国の負担率を乗じて得た額とする。

（国庫負担金の額の通知）

第六条の四　主務大臣は、法第八条の規定によつて国の負担金を交付しようとするときは、あらかじめその額を当該災害復旧事業を施行する都道府県知事若しくは指定都市の長又は当該災害復旧事業を施行する市町村を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

2　第六条の二第二項の規定は、前項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。

（設計の変更又は事業の廃止）

第七条　国が地方公共団体に対して負担金を交付しようとする場合においては、主務大臣は、当該負担金に係る災害復旧事業の工事の施行に際し法第七条の規定による災害復旧事業の事業費の決定の基礎となつた設計（施行箇所を含む。）の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ主務大臣に協議し、その同意を得なければならない旨の条件を付するものとする。

2　地方公共団体の長は、前項の規定に基づき付された条件に従い、設計の変更について協議の申出をしようとするときは、設計書を添付してしなければならない。

3　地方公共団体の長は、国が交付した負担金に係る災害復旧事業を廃止した場合においては、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

4　第六条第三項の規定は前二項の場合に準用する。この場合において、「前二項」とあるのは、「第七条第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

5　主務大臣は、第一項の規定に基づく条件に従い協議の申出を受けた設計の変更が水勢若しくは地形の変動その他の事由に基づきやむを得ないと認める場合又は当該施設に関する改良工事と併せて施行することが適当であると認める場合においては、同意をしなければならない。

（緊要な災害復旧事業）

第七条の二　法第八条の二に規定する政令で定める緊要な災害復旧事業は、次のとおりとする。

一　第一条第一号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生じた事業

イ　破　堤

ロ　堤防の欠壊で破堤のおそれがあるもの

ハ　河川法第三条第一項に規定する河川の堤防の脚部の深掘れで根固めをする必要があるもの

ニ　河川の埋塞で流水のそ通を著しく阻害するもの

ホ　護岸、床止め、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

二　第一条第二号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生じた事業

イ　破　堤

ロ　堤防の欠壊で破堤のおそれがあるもの

ハ　堤防の前面の砂浜における土砂の流失で根固めをする必要があるもの

ニ　護岸、水門、樋門、樋管又は天然の海岸の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

三　第一条第三号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生じた事業

イ　堰堤、床止め、護岸、堤防、山腹工又は天然の河岸の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

ロ　流路工若しくは床止めの埋塞又は天然の河岸の埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

四　第一条第四号の公共土木施設について、堰堤、谷止め、床止め、防潮堤、護岸又は山腹工の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによつて必要を生じた事業

五　第一条第五号の公共土木施設について、当該施設の全壊若しくは欠壊、埋塞又は埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによつて必要を生じた事業

六　第一条第六号の公共土木施設について、擁壁、法面保護工、排水施設、杭、柵、アンカー工、雪崩防止工又は落石防止工の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによつて必要を生じた事業

七　第一条第七号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生じた事業

イ　幅員三メートル以上の道路の埋没又は欠壊（軽微なものを除く。）

ロ　幅員三メートル未満の道路の埋没又は欠壊でこれによつて当該道路による交通が不可能又は著しく困難であるもの（う回道路による交通が著しく困難でない場合を除く。）

ハ　道路の埋没又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

八　第一条第八号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生じた事業

イ　係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの

ロ　臨港交通施設の破壊でこれによつて当該臨港交通施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

ハ　港湾の埋塞で船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

ニ　外郭施設の破壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

ホ　廃棄物埋立護岸の破壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

九　第一条第九号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生じた事業

イ　係留施設の破壊で漁船の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの

ロ　輸送施設の破壊でこれによつて当該輸送施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

ハ　漁港の埋塞で漁船の出入又は停泊に重大な支障を与えているもの

ニ　外郭施設の破壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

十　第一条第十号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生じた事業

イ　取水施設、貯水施設又は導水施設の破壊又は埋塞で原水の供給を著しく阻害するもの

ロ　浄水施設の破壊又は埋塞で浄水を得るのに重大な支障を与えるもの

ハ　送水施設又は配水施設の破壊又は埋塞で浄水の供給を著しく阻害するもの

十一　第一条第十一号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生じた事業

イ　排水施設又はこれを補完する施設の破壊又は埋塞で下水の排除を著しく阻害するもの

ロ　処理施設又はこれを補完する施設の破壊又は埋塞で下水の処理に重大な支障を与えるもの

十二　第一条十二号の公共土木施設について、当該施設の全壊若しくは欠壊又は埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによつて必要を生じた事業

（市町村災害復旧事業の監督）

第八条　法第九条第二項（法第十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事が行うこととされる事務は、法第九条第一項及び法第十一条第一項に規定する事務（主務大臣が特に指定する災害復旧事業に係るものを除く。）とする。

2　都道府県知事は、前項の規定に基き、災害復旧事業の施行に関し重要な事項について指示をしたとき、又は法第十一条第一項に規定する処分をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

（剰余金の処分）

第九条　地方公共団体は、法第十二条第一項に規定する剰余金を同条第二項の規定によつて、次の各号の一に掲げる災害復旧事業の工事につき使用することができる。

一　災害復旧事業の工事中に生じた災害により当該施設に関して必要を生じた工事

二　水勢又は地形の変動に基づく設計の変更により費用の増加を来した工事

三　前二号に掲げるもののほか、やむを得ない事由により費用の増加を来した工事で主務大臣が定めるもの

（残存物件）

第十条　災害復旧事業を完了した場合において、地方公共団体が当該事業の事業費で購入した材料その他の物件が残存するときは、取得価格を基礎としてこれらの物を主務大臣の定める方法によつて金残に換算した価額は、法第十二条第一項に規定する剰余金に算入するものとする。

（成功認定の申請）

第十一条　国の負担金の交付を受けた地方公共団体が当該負担金に係る災害復旧事業を完了したときは、当該地方公共団体の長は、当該災害復旧事業を完了した日の属する年度経過後、遅滞なく、成功表を添附して、主務大臣にその事業の成功の認定を申請しなければならない。

（都道府県知事の事務）

第十二条　都道府県知事は、法第十三条第一項の規定によつて、国が市町村に対して交付する災害復旧事業費の負担金の額の算定、交付及び還付並びに災害復旧事業の成功認定に関して、次の各号に掲げる事務を行わなければならない。

一　法第四条の規定により災害復旧事業費の国の負担金の率を算定すること。

二　各年度における国庫負担金を交付し、又はその還付を命ずること。

三　災害復旧事業の成功認定に関して検査を行い、成功認定をすること。

四　第六条の規定による申請を整理して、遅滞なく、主務大臣に送付すること。

五　第七条の規定による協議の申出に意見を付して主務大臣に送付すること。

2　都道府県知事は、前項第一号から第三号までに掲げる事務を行つたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3　法第十三条第二項の規定により国が都道府県に交付する経費は、毎年度その年度中に施行する当該都道府県の区域内に存する市町村の災害復旧事業費の総額の百分の二に相当する額以内とする。

4　都道府県知事は、第一項第一号の規定によつて災害復旧事業費の国の負担金の率を算定したときは、遅滞なく、市町村長に通知しなければならない。

（書類の整備）

第十三条　災害復旧事業を施行する地方公共団体は、主務省令で定めるところにより、必要な帳簿その他の書類を整備しなければならない。

（主務省令）

第十四条　この政令において主務省令は、法第十四条に規定する主務大臣が発する命令とする。

（権限の委任）

第十五条　法第九条第一項に規定する主務大臣の権限のうち農林水産大臣の権限で、第一条第二号（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第四十条第一項第三号及び第四号に規定する海岸保全区域に関するもの並びに同法第三十七条の三第二項の規定により当該海岸保全区域の海岸管理者が管理する一般公共海岸区域に関するものに限る。）及び第五号（地すべり等防止法第五十一条第一項第三号イに規定する地すべり地域に関するものに限る。）に規定する公共土木施設に係るものは、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2　法第七条に規定する主務大臣の権限のうち国土交通大臣の権限（工事費の決定で国土交通省令で定めるものに限る。）で、第一条第一号、第二号（港湾法第二条第三項に規定する港湾区域、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域及び同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域並びに海岸法第五条第四項及び第三十七条の三第二項の規定により港湾管理者の長が管理する区域に関するものを除く。）、第三号、第五号から第七号まで及び第十号から第十二号までに規定する公共土木施設に係るもの　は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

（事務の区分）

第十六条　第五条第二項、第六条第三項（第七条第四項において準用する場合を含む。）、第六条の二第二項（第六条の四第二項において準用する場合を含む。）、第八条並びに第十二条第一項（同項第五号の規定中意見を付する事務に関する部分を除く。）、同条第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法廷受託事務とする。

（実施規定）

第十七条　この政令に定めるものの外、第六条に規定する目論見書及び設計書、第十一条に規定する成功表の様式その他この政令の施行について必要な事項は、主務省令で定める。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

2　左の勅令及び政令は、廃止する。

災害土木費国庫補助規程（明治四十四年勅令第百九十九号）

昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律の施行に関する政令（昭和二十五年政令第百四十二号）

附　則（昭和二七年政令第二〇五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和二七年政令第四七九号）抄

1　この政令の規定中、第四条第一項第六号から第十一号までの規定は昭和二十八年四月一日から、その他の規定は法施行の日（昭和二十七年十二月五日）から施行する。

附　則（昭和三〇年政令第一七七号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十年一月一日以降発生した災害に関し適用する。

附　則（昭和三一年政令第二六五号）抄

1　この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和三十一年法律第百四十八号）の施行の日（昭和三十一年九月一日）から施行する。

附　則（昭和三八年政令第三〇九号）抄

1　この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の規定は、昭和三十八年一月一日以降に発生した災害に関し適用する。

附　則（昭和四〇年政令第一四号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。

附　則〈昭和五九年政令第一一九号〉

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第一条第八号の規定は、この政令の施行の日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

附　則（平成七年政令第二三八号）

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第三編第三章の改正規定の施行の日（平成七年六月十五日）から施行する。

附　則（平成八年政令第一〇三号）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第四条第三項の規定は、平成八年一月一日以後に発生した災害に係る災害復旧事業の事務費について適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業の事務費については、なお従前の例による。

附　則（平成一〇年政令第一六一号）

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第四条第三項の規定は、平成十年一月一日以後に発生した災害の災害復旧事業の事務費について適用し、同日前に発生した災害の災害復旧事業の事務費については、なお従前の例による。

附　則（平成一一年政令第三五二号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に第六条の規定による改正前の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（以下この条において「旧負担法施行令」という。）第六条第二項本文又は第七条第五項の規定によりされた承認は、第六条の規定による改正後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（以下この条において「新負担法施行令」という。）第六条第二項本文又は第七条第五項の規定によりされた同意とみなす。

2　この政令の施行の際現に旧負担法施行令第六条第二項本文又は第七条第二項の規定によりされている承認の申請は、新負担法施行令第六条第二項本文又は第七条第二項の規定によりされた協議の申出とみなす。

3　施行日前に旧負担法施行令第七条第一項の規定により付された主務大臣の承認を受けなければならない旨の条件は、新負担法施行令第七条第一項の規定により付された主務大臣に協議し、その同意を得なければならない旨の条件とみなす。

附　則（平成一二年政令第三一二号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則（平成一四年政令第六十号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附　則（平成一五年政令第一六三号）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附　則（平成一六年政令第三九六号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年十二月十七日。以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（平成二十年政令第一九四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二二年政令第七八号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律附則第二条に規定する国庫債務負担行為が次に掲げる契約に係るものである場合における同条の規定の適用については、同条中「負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあり、同条第一号中「負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度に支出すべきものとされた国の負担」及び「負担、平成二十二年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担」とあり、同条第二号中「負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあり、並びに同条第三号中「負担及び平成二十二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあるのは、「負担」とする。

一　一般国道の新設、改築及び災害復旧以外の管理を効率的に行うために当該一般国道の管理に係る事務又は事業で相互に関連するものを一括して委託する契約

二　一級河川の管理を効率的に行うために当該一級河川の管理に係る事務又は事業で相互に関連するものを一括して委託する契約

第四条　第三条、第五条、第八条、第十条、第十一条及び第十三条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定は、平成二十二年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助について適用し、平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第六条の三

二　土地区画整理法施行令第六十三条第一項

三　共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第七条及び第八条

四　石油コンビナート等災害防止法施行令第三十八条

五　電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第十条、第十一条第一項、第十三条及び第十四条

六　独立行政法人水資源機構法施行令第二十二条第二項

附　則（平成二五年二月六日政令第二八号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規　定の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この政令の施行前にした行為並びに附則第二条第一項及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（令和五年一〇月一八日政令第三〇四号）

この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附　則　（令和六年三月二九日政令第一〇二号）　抄

（施行期日）

第一条この政令は、令和六年四月一日から施行する。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則

（平成 12 年 12 月 15 日　運輸省・建設省令第 14 号）

最終改正　令和 6 年 4 月 1 日　国土交通省令第 3 号

（道路の附属物）

第一条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（以下「令」という。）第一条第七号に規定する主務大臣の指定する道路の附属物は、次のとおりとする。

一　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第二項第一号に規定する道路上のさく又は駒止め

二　道路法第二条第二項第二号に規定する街灯

三　道路法第二条第二項第三号に規定する道路標識

四　道路法第二条第二項第四号に規定する道路情報管理施設

五　道路法第二条第二項第六号に規定する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

六　道路法第二条第二項第七号に規定する自動車駐車場又は自転車駐車場

七　道路法第二条第二項第九号に規定する共同溝又は電線共同溝

八　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の三第一号に規定する道路の防雪又は防砂のための施設

（公園の施設）

第二条　令第一条第十二号に規定する主務大臣の指定する施設は、植栽及び生け垣とする。

（小規模な施設）

第三条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」という。）第六条第一項第九号の規定による小規模な施設に係る災害復旧事業は、次のとおりとする。

一　けい流における直高二メートル未満の石垣又は板さく類のみに係る災害復旧事業

二　道路の路面又は側こうのみに係る災害復旧事業

三　車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土のたい積に係る災害復旧事業

（災害状況報告の様式）

第四条　令第一条に規定する河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、水道、下水道及び公園について災害が生じた場合における令第五条第一　項の主務省令で定める様式は、別記様式第一のとおりとする。

（国庫負担申請）

第五条　令第六条第一項の目論見書及び設計書の様式は、それぞれ別記様式第二及び第三のとおりとする。

2　前項の設計書には、平面図及び横断面図その他の必要な書類を添付しなければならない。

（災害復旧事業費の決定）

第六条　法第七条の規定による災害復旧事業の事業費は、それぞれの事業費ごとに千円を

単位として決定するものとする。

（国の負担率の通知）

第七条　法第四条の規定によって災害復旧事業費に対する国の負担率を算定したときは、国土交通大臣は、遅滞なく、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において単に「指定都市」という。）の長、都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合の管理者又は長（同法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあっては、理事会）及び都道府県又は指定都市が組織に加わっている港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく港務局の長を含む。）に通知しなければならない。

（国庫負担金交付の申請）

第八条　法第八条の規定による国の負担金の交付の申請は、当該地方公共団体（港務局を含む。以下同じ。）において、令第六条の四の規定による通知に基づいて、当該事業費に関し議会（港務局にあっては、当該港務局を組織する地方公共団体の議会）の議決のあった予算書の関係部分の写しを添付してしなければならない。

（設計の変更）

第九条　令第七条第二項の設計書の様式は、別記様式第四のとおりとする。

2　前項の設計書には、平面図及び横断面図その他の必要な書類を添付しなければならない。

（事業の廃止）

第十条　法第七条の規定により国土交通大臣が事業費を決定してから法第八条第一項及び第二項の規定により負担金を交付するまでの間に災害復旧事業を廃止したときは、地方公共団体の長は、別記様式第五によりその都度国土交通大臣に報告しなければならない。

2　令第七条第三項の規定による廃止の報告は、別記様式第五の報告書を国土交通大臣に提出してするものとする。

（残存物件の換算方法）

第十一条　令第十条の規定による残存物件の換算は、材料については取得価額により行い、その他の物件については取得価額に別に定める残存価額率を乗じて行うものとする。

（成功認定の申請）

第十二条　令第十一条の規定による災害復旧事業の成功認定の申請は、別記様式第六の成功表を添付してしなければならない。

（工事台帳等の整理）

第十三条　地方公共団体は、国の負担金の交付を受けて災害復旧事業を施行するときは、当該災害復旧事業に関し、工事台帳並びに機械台帳、経理簿及び備品台帳等を整備して必要な事項を記載しなければならない。

（会計事務の整理）

第十四条　国の負担金の交付を受けて災害復旧事業を施行する地方公共団体は、当該災害復旧事業の事業費に関する会計について、災害の発生した年ごとに区別して整理しなけ

ればならない。

（権限の委任）

第十五条　令第十五条第二項の国土交通省令で定める工事費の決定は、地方公共団体又はその機関が施行する災害復旧事業に係るものであって一箇所の工事の費用がおおむね二千万円未満のものとする。ただし、次に掲げる工事費の決定を除く。

一　災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して公共土木施設の新設又は改良に関する事業の施行が必要となる当該災害復旧事業に係るもの

二　一箇所の工事の費用がおおむね二千万円以上の災害復旧事業に係る工事費の決定又は前号に掲げる災害復旧事業の工事費の決定と併せて行うことが適当と認められるもの

三　二以上の地方支分部局の管轄区域にわたり発生した災害に係る災害復旧事業の工事費の決定で当該管轄区域の境界周辺の地域におけるものを一体として行うことが適当と認められるもの

四　実地調査の結果等により、地方整備局長又は北海道開発局長がその決定を一時留保したもの

五　法第七条の規定により事業費が決定された災害復旧事業（令第三条に規定するものを除く。）について、水勢又は地形の変動その他の事由に基づき再度行うもの

六　前各号に掲げるもののほか、特殊な災害に係るもの、緊急に工事費の決定を要するものその他国土交通大臣が自ら行うことが必要と認められるもの

附　則

（施行期日）

1　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（関係省令の廃止）

2　次に掲げる省令は、廃止する。

一　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十六号）

二　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（昭和二十六年建設省令第十号）

附　則（平成一三年国土交通省令第八四号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の規定は、この省令の施行の日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。

附　則（平成二二年四月一日国土交通省令第一八号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附　則（平成二四年一月三一日国土交通省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二五年二月六日国土交通省令第三号）

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

附　則（令和二年一一月二〇日国土交通省令第九〇号）

この省令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行する。

附　則（令和三年八月三一日国土交通省令第五三号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則　（令和六年四月一日国土交通省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

別　記

様式第一（負担法施行規則第四条関係）〔一部改正・平成一二建令一四、令和六国交令三〕

第一表（１）総 括

番　　号
年　　月　　日

国土交通大臣　　氏　　名　　あて

都道府県知事　氏　　名

災　害　報　告　書

年　月　日から　月　日までの（異常気象名）により公共土木施設に下記のとおり災害が発生したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第５条の規定により報告します。

（総括表）　（金額の単位：千円）

区　分		前回までの報告分						今回の報告分		年間の合計	
		自　月　日：至　月　日		自　月　日：至　月　日		自　月　日：至　月　日		自　月　日：至　月　日			
		異常気象名		異常気象名		異常気象名		異常気象名			
		気象コード		気象コード		気象コード		気象コード			
		箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
都道府県工事	河　　川										
	海岸(港湾に係るもの)										
	海岸（その他）										
	砂　防　設　備										
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道　　路										
	橋　　梁										
	港　　湾										
	水　　道										
	下　水　道										
	公　　園										
	計										
市	河　　川										
	海岸(港湾に係るもの)										

	海岸（その他）																								
	砂防設備																								
	地すべり防止施設																								
	急傾斜地崩壊防止施設																								
	道路																								
	橋梁																								
	港湾																								
	水道																								
	下水道																								
	公園																								
	計																								
計	河川																								
	海岸(港湾に係るもの)																								
	海岸（その他）																								
	砂防設備																								
	地すべり防止施設																								
	急傾斜地崩壊防止施設																								
	道路																								
	橋梁																								
	港湾																								
	水道																								
	下水道																								
	公園																								
	計																								

（市町村別内訳）　　（金額の単位：千円）

区　分	前回までの報告分						今回の報告分		年間の合計	
	自　月　日：至　月　日		自　月　日：至　月　日		自　月　日：至　月　日		自　月　日：至　月　日			
	異常気象名		異常気象名		異常気象名		異常気象名			
	気象コード		気象コード		気象コード		気象コード			
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額

（災害原因）

主な被害市町村						
連続雨量	月　日　時～ 月　日　時	ミリメートル	月　日　時～ 月　日　時	ミリメートル	月　日　時～ 月　日　時	ミリメートル
最大日雨量	月　日　時～ 月　日　時	ミリメートル ／日	月　日　時～ 月　日　時	ミリメートル ／日	月　日　時～ 月　日　時	ミリメートル ／日
最大時間雨量	月　日　時～ 月　日　時	ミリメートル ／時	月　日　時～ 月　日　時	ミリメートル ／時	月　日　時～ 月　日　時	ミリメートル ／時
最大平均風速	月　日　時～ 月　日　時	メートル／秒	月　日　時～ 月　日　時	メートル／秒	月　日　時～ 月　日　時	メートル／秒
最大潮位	月　日　時	メートル	月　日　時	メートル	月　日　時	メートル
最大波高	月　日　時	メートル	月　日　時	メートル	月　日　時	メートル
その他						

備考　１　海岸（港湾に係るもの）及び港湾の欄の記載事項は、第一表の(2)の港湾関係災害報告書を基に記載すること。
　　２　総括表の市町村工事及び市町村工事内訳表については、令第５条第２項の規定によって取りまとめたものを記載すること。
　　３　災害原因の「最大潮位」欄及び「最大波高」欄には、各地の基準面からの測定値を記載すること。
　　４　既に報告した事項について変更を行う場合は、当該枠中、変更を行う前のものを上段に、変更後のものを下段に、２段に分けて記載すること。

第二表

番　　号
年　　月　　日

都道府県知事　　氏　　名　　あて

市町村長　　氏　　名

災　害　報　告　書

　　年　　月　　日から　　月　　日までの（異常気象名）により公共土木施設に下記のとおり災害が発生したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第５条の規定により報告します。

記

（金額の単位：千円）

区　分	前回までの報告分						今回の報告分		年間の合計	
	自　月　日：至　月　日		自　月　日：至　月　日		自　月　日：至　月　日		自　月　日：至　月　日			
	異常気象名		異常気象名		異常気象名		異常気象名			
	気象コード		気象コード		気象コード		気象コード			
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
河　　川										
海岸(港湾に係るもの)										
海岸（その他）										
砂　防　設　備										
地すべり防止施設										
急傾斜地崩壊防止施設										
道　　路										
橋　　梁										
港　　湾										
水　　道										
下　水　道										
公　　園										
計										

備考　１　港湾関係の災害報告書は、第一表の(2)の様式に準じて作成すること。また、本表における海岸（港湾に係るもの）及び港湾の欄の記載事項は、第一表の(2)に準じて作成した港湾関係災害報告書を基に記載すること。
　　２　既に報告した事項について変更を行う場合は、当該枠中、変更を行う前のものを上段に、変更後のものを下段に、二段に分けて記載すること

様式第二（負担法施行規則第五条関係）〔全改・昭和二七建令二八、一部改正・昭和三四建令一〇、昭和四〇建令七、全改・昭和五九建令五、一部改正・平成一〇建令七、平成一二建令一四、令和六国交令三〕

目　　論　　見　　書

（地方公共団体名）

工事番号	事務所名	河川名、路線名、港湾名等	位置			申請額		決定額※		査定方法	緊急順位	設計概要		経済効果	異常気象	摘要
			郡市	町村	大字	工事費	内転属又は内未成	工事費	内転属又は内未成			申請	決定※			
1																
2																

備考　1　工事については、次の順序で記載し、港湾（港湾に係る海岸を含む。）工事、下水道工事及び公園工事については、別葉とすること。

①　河川工事
②　海岸（港湾に係るものを除く）工事
③　砂防工事
④　地すべり防止工事
⑤　急傾斜地崩壊防止工事
⑥　道路工事
⑦　橋梁工事
⑧　港湾（港湾に係る海岸を含む）工事
⑨　水道工事
⑩　下水道工事
⑪　公園工事

2　「河川名、路線名、港湾名等」の欄の記載は、河川については一級河川、二級河川、準用河川又は普通河川の別を併記し、道路については一般国道、主要地方道又は一般都道府県道であるときはその旨を明らかにし、港湾については港湾又は海岸の別を併記すること。

3　「異常気象」の欄には、気象コード、被災年月日、異常気象名を記載すること。

4　「摘要」欄の記載は、次によること。

(1)　総合単価を使用したものについては、「 総 」を記載すること。

(2)　離島振興対策実施地域、奄美群島又は小笠原諸島におけるものについては、「 離 」を記載すること。

(3)　内転属又は内未成のあるものについては、それらに係る前災の発生年及び工事番号を記載すること。

5　※の欄には、記載しないこと。

様式第三（負担法施行規則第五条関係）〔全改・昭和二七建令二八、一部改正・昭和二九建令八、昭和三一建令一〇、全改・昭和三四建令一〇、一部改正・昭和四〇建令七、昭和五九建令五、平成一二建令一四、平成二四国令三〕

第一表

年災害復旧工事設計書

（地方公共団体）

<table>
<tr><td>災害年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td rowspan="5">工事概要</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>工事番号</td><td colspan="2">第　号</td></tr>
<tr><td>施設名等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>施行位置</td><td colspan="2">群　町
大字　地内
市　村</td></tr>
<tr><td>工事名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>申請</td><td>決 定※</td><td colspan="2">摘要</td></tr>
<tr><td>事業費</td><td>金 千円</td><td>金 千円</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>内未成</td><td>金 千円</td><td>金 千円</td><td colspan="2">年災 次第 号</td></tr>
<tr><td>内転属</td><td>金 千円</td><td>金 千円</td><td colspan="2">次第 号</td></tr>
<tr><td>被災原因その他</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

第二表

工事費総括表

費目	金額	摘要
工事費		
本工事費		
附帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
船舶及び機械器具費		
営繕費		
工事雑費		
応急工事費		

第三表

応急工事費内訳表

費目	金額	摘要
本工事費		
附帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
船舶及び機械器具費		
営繕費		
工事雑費		
計		

備考

1　第一表の「河川名、路線名、港湾名等」欄の記載は、河川については一級河川、二級河川、準用河川又は普通河川の別を併記し、道路については一般国道、主要地方道、又は一般都道府県道であるときはその旨を明らかにし、港湾については港湾又は海岸の別を併記すること。

2　第一表の「被災原因その他」欄には、被災原因、復旧計画の概要その他必要な事項を記載すること。

3　第二表及び第三表の記載方法及び添付書類は、別に定めるところによること。

4　※の欄には、記載しないこと。

様式第四（負担法施行規則第九条関係）〔追加・平成一二建令一四、一部改正・平成二四国令三〕

年災害復旧事業変更設計書

（地方公共団体名）

災害年次		工事番号		河川名、路線名港湾名等		決定工事費		変更後の設計額	
変更理由									

費目	工種	種別	細別	単位	決定設計			変更設計			増△減		摘要
					数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	金額	
合計													

備考　１　決定設計の欄には、査定(再調査を含む。)決定された数量、単価及び金額を記載し、国土交通大臣の同意を得て、その設計を変更した場合には、最近の変更設計に係る数量、単価及び金額を記載すること。

２　違算、計上もれに係るものについては、摘要欄にその旨を記載すること。

３　歩掛が、令第６条第２項により国土交通大臣の同意を得た歩掛の 1.2 倍をこえるものについては、摘要欄に当該増減の割合(例：普通作業員=1.45倍)を記載すること。

４　総合単価を使用した箇所に係る単価、歩掛についての決定設計欄は、合計の金額のみを記載し、変更設計欄の記載は１によるものとする。

様式第五（負担法施行規則第十条関係）〔全改・昭和二七建令二八、一部改正・昭和四〇建令七、昭和五九建令五、平元建令三、旧様式第四の繰下及び一部改正・平成一二建令一四〕

番　　号

年　　月　　日

国土交通大臣　氏名　あて

都道府県知事（市町村長）氏　名

公共土木施設災害復旧事業廃止報告

下記の災害復旧事業を下記の理由によって廃止したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則第１０条の規定により報告します。

記

災害発生年	工事番号	河川名、路線名、港湾名等	位置			決定額	廃止の理由
			郡市	町村	大字		

備考

１　この表は、各災害発生年ごとに作成すること。

２　「河川名、路線名、港湾名等」欄の記載は、河川については一級河川、二級河川、準用河川又は普通河川の別を併記し、道路については一般国道、主要地方道又は一般都道府県道であるときはその旨を明らかにし、港湾については港湾又は海岸の別を併記すること。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱

（昭和３１年１２月１０日　建設事務次官通知）

最終改正 令和6年4月1日 国水防第363号

（趣　旨）

第一　国土交通省所管の公共土木施設（港湾及び港湾に係る海岸を除く。）について、地方公共団体又はその機関が施行する災害復旧事業に関する事務の取扱いについては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（原形復旧）

第二　法第二条第二項に規定する「原形に復旧すること」とは、次項に規定するものを除き、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。

２　法第二条第二項かつこ内に規定する「原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること」とは、当該施設の従前の効用を復旧するため、被災前の位置に次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

一　原形の判定が可能な場合

イ　河川、海岸若しくはこれらと効用を兼ねる道路、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、橋梁、水道、下水道又は公園が被災し、河床の変動、海岸てい線の移動その他の地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において、法長若しくは延長を増加し、根継をし、陥没した沈下量のかさ上をし、基礎工法を変更する等形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴い材質を改良して施行する工事若しくは根固工、水制工、床止工、突堤工、排水工、消波工、擁壁工、法面保護工等を設けて施行する工事

ロ　道路（イに規定する道路を除く。）が被災し、地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において、法長若しくは延長を増加し、根継をする等形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴い材質を改良して施行する工事若しくは法面保護工、排水工、山留工、路側工、谷止工等を設けて施行する工事又はトンネルに巻立工を設けて施行する工事

ハ　天然の河岸又は海岸が欠壊した場合において、堤防、護岸、防砂突堤等を設けて施行する工事

ニ　その他イ、ロ及びハに掲げるものに類する工事

二　原形の判定が不可能な場合

被災地及びその付近の残存施設等を勘案し、被災後の状況に即応した工法により施行する工事

（原形復旧が著しく困難又は不適当な場合の復旧工事）

第三　法第二条第三項に規定する「原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合に

おいてこれに代るべき必要な施設をすること」とは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

一　原形に復旧することが著しく困難な場合

イ　河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁、水道、下水道又は公園が被災し、河床の変動、海岸てい線の移動その他の地形地盤の変動のため、又はその被災施設の除去が困難なため、その被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため、位置若しくは法線を変更して施行する工事又はこれに伴い形状若しくは寸法を変更し、若しくは材質を改良して施行する工事若しくは根固工、水制工、床止工、突堤工、排水工、消波工、擁壁工、法面保護工等を設けて施行する工事又は道路を橋梁に変更して施行する工事若しくは道路をさん道若しくはトンネルとする工事

ロ　その他イに掲げるものに類する工事

二　原形に復旧することが著しく不適当な場合

イ　河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁、水道、下水道又は公園が被災し、河床の変動、海岸てい線の移動その他の地形地盤の変動のため､その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため、位置若しくは法線を変更し、形状若しくは寸法を変更し、又は材質を改良して施行する工事、根固工、水制工、床止工、突堤工、排水工、消波工、擁壁工、法面保護工等を設けて施行する工事又は道路を橋梁に変更して施行する工事若しくは道路をさん道若しくはトンネルとする工事

ロ　河川、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁、水道、下水道又は公園が被災し､その被災施設が地すべり､崩壊等により著しく埋そくし、又は埋没したため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため、当該施設の近傍に土砂止めえん堤等を設けて施行する工事

ハ　河川、海岸若しくはこれらと効用を兼ねる道路、砂防設備、地すべり防止施設、橋梁、水道、下水道又は公園が被災し、その被災箇所が新たに河川の水衝部若しくは海岸の波浪収れん部になつたため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた洪水、高潮、波浪等を対象として施行する必要最小限度の工事

ニ　河川、海岸若しくはこれらと効用を兼ねる道路、砂防設備、地すべり防止施設、橋梁、水道、下水道又は公園が被災し、当該被災箇所が河川の水衝部又は海岸の波浪収れん部でなくなり、かつ、再び河川の水衝部又は海岸の波浪収れんとなるおそれがないため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事

ホ　河川、海岸若しくはこれらと効用を兼ねる道路若しくは橋梁、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、水道、下水道又は公園が被災し、その被災箇

所の背後地に集落地、主要交通幹線路等があるため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた洪水、高潮、波浪、地すべり、崩壊等を対象として施行する必要最小限度の工事

ヘ　河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁、水道、下水道又は公園が被災し、その被災施設に係る改修工事が近く施行されることが明らかであること等のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事

ト　河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、水道、下水道又は公園が広範囲にわたつて被災し、その被災の程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた洪水、高潮、波浪、地すべり、崩壊等を対象として被災後の状況に即応する被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事

チ　河川、海岸、砂防設備、道路、水道、下水道又は公園が越水又は越波のため被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた洪水、高潮、波浪等を対象とした水たたき工、被覆工等を設けて施行する必要最小限度の工事

リ　木橋又は一部が木造である橋梁の木造部分が被災した場合で、治水上又は道路交通上当該被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、必要最小限度において、当該木橋又は木造部分の全部又は一部を永久構造として施行する工事又はこれに伴いけた下高を上げて施行する工事

ヌ　橋梁が全延長にわたつて被災し、洪水流量の増大、河床の変動等のため、その被災施設を原形のけた下高で復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた洪水等を対象として、必要最小限度において、全延長にわたつてけた下高を上げて施行する工事又はこれに伴い形状若しくは寸法を変更し、若しくは材質を改良して施行する工事

ル　河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁、水道、下水道又は公園が被災し、その被災施設に接続する一連の施設の位置、規模、構造等の状況を勘案して、当該被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該接続施設の位置、規模、構造等に合わせて施行する工事

ヲ　その他イからルまでに掲げるものに類する工事

（事業費目の内容）

第四　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（平成十二年運輸省・建設省令第十四号。以下「規則」という。）別記様式第三の設計書に計上する工事費の各費目の内容は、次の各号に定めるところによる。

一　本工事費　事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び土地の借料並びに事業主体が負担する労務者保険料（労働者災害補償保険料、雇

用保険料、厚生年金保険料、健康保険料等）とする。ただし、請負施行の場合にあつては、別に水管理・国土保全局長の定めるところによる。

二　附帯工事費　事業主体が直接施行する場合においては、本工事によつて必要を生じた他の施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「附帯工事」という。）に要する費用のうち、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費の合計額とし、当該附帯工事に係る他の施設の管理者が施行する場合においては、当該附帯工事の工事費（測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費、営繕費並びに工事雑費相当額を含む。）及び事務費の総額とする。

三　測量及び試験費　工事を施行するために必要な調査、測量及び試験に要する費用とする。

四　用地費及び補償費　工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によつて損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。

五　船舶及び機械器具費　工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）船舶等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料等を含む。）並びに据付、撤去、修理及び製作に要する費用とする。

六　営繕費　工事を施行するために必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舎等の新築（購入を含む。）改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料とする。

七　工事雑費　工事の現場事務に必要な備品費、修繕費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、筆耕翻訳料、手数料、広告料、使用料及び賃借料、委託料、報酬及び報償費並びにこの費目から賃金が支弁される者に係る事業主負担の労務者保険料等とする。

2　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号。以下「令」という。）第四条第一項に規定する事務費は、事業を施行するために必要な職員の給与（退職手当を除く。）、旅費及び庁費（備品費、修繕費、消耗品費、賃金、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、筆耕翻訳料、手数料、使用料及び賃借料、委託料、食糧費等）並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る事業主負担の保険料等（工事費に属するものを除く。）とする。

第五及び**第六**　削除

（工事雑費）

第七　工事雑費は、次の各号に該当する工事費に当該各号に定める率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

一　直営施行に係る工事費（工事雑費を除く。）　一千分の四十

二　請負施行に係る工事費（工事雑費を除く。）　一千分の十五

第八　削除

（主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費の範囲）

第九　令第四条第二項に規定する「主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費」の範囲は、次の各号に定めるところによる。

一　次に掲げる工事に要する費用

イ　一般国道、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十六条の規定により国土交通大臣が指定した主要な都道府県道若しくは市道（以下「主要地方道」という。）又は主要地方道以外の都道府県道若しくは市町村道で交通上特に重要と認められるものが被災して交通に著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長期間を要し、かつ、適当なう回路がないため、緊急に施行しなければならない仮道工事、仮さん道工事又は仮橋工事

ロ　イに掲げるもののほか、道路又は橋梁が被災して、民生の安定上必要があるため、緊急に施行しなければならない仮道工事、仮さん道工事又は仮橋工事

ハ　河川、海岸若しくはこれらと効用を兼ねる道路、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道又は公園が被災して、通常の状態における流水又は海水が侵入し、当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているため又はそのおそれが大きいため、緊急に施行しなければならない仮締切工事

ニ　河川、海岸若しくはこれらと効用を兼ねる道路、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道又は公園が被災して、次期出水等により当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるおそれが大きいため、緊急に施行しなければならない欠壊防止工事

ホ　水道が被災して、原水の供給が著しく阻害され、浄水を得るのに重大な支障を与え、又は浄水の供給が著しく阻害されるため、民生安定上緊急に施行しなければならない以下の工事

（イ）　水源の取水施設の応急仮復旧、あるいは代替取水施設に必要な工事

（ロ）　貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設に必要な工事

（ハ）　応急的に共同給水装置を設置する工事

ヘ　下水道が被災して、下水の排除が著しく阻害され、又は下水の処理に重大な支障を与えるため、緊急に施行しなければならない仮排水施設工事又は仮処理施設工事

二　前号に掲げるもののほか、法第七条の規定による事業費の決定前に施行した工事のうち復旧工事の全部又は一部となるものに要した費用

（主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費等の取扱い）

第十　令第四条二項に規定する「主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費」の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

一　法第七条の規定による事業費の決定前に施行した応急工事に係る応急工事費は、別記第一により算出するものとする。

二　第九第一号のイからへに掲げる工事により設置した施設が被災し、又は当該工事の

施行中に手戻りを生じた場合には、当該被災部分又は手戻り部分に係る新たな工事に要する費用は、その工事が復旧工事の一部となるものを除き、原則として応急工事費としない。

三　法第七条の規定による事業費の決定前に施行した工事で、適当でないと認める工法で工事中のもの又は竣功したものについては、原則として適当な工法に変更させるものとし、これによつて生ずる手戻りに要する費用は、応急工事費に含めないものとする。

2　令第四条第二項に規定する「応急工事に使用した材料で復旧工事に使用できるものに要した費用」の額は、応急工事に使用した材料で復旧工事に使用できるものに要した費用と当該材料を復旧工事に使用する場合における除却及び運搬に要する費用との合計額と復旧工事に新たな材料を使用する場合における当該材料に要する費用とを比較し、いずれか低額のものとする。

3　令第六条の規定により災害復旧事業の事業費の決定の申請をする場合において、応急工事が竣功しているときは、精算設計書、竣功検査調書、請負契約書等その工事の竣功を確認することができる書類を設計書に添付するものとする。

（国庫負担率）

第十一　国庫負担率は､その年の十二月三十一日現在における地方公共団体を単位として、別に定める算定様式により算定するものとする。

（維持工事とみるべきもの）

第十二　法第六条第一項第三号に規定する「維持工事とみるべきもの」とは、次の各号に該当する工事（各号の二以上に該当するものを含む｡）に係るものをいう。

一　トンネルの巻立コンクリートの軽微なき裂の修繕のみの工事

二　石積み又は石張りの破損を防止するためのコンクリート突込みのみの工事

三　間詰めのみの工事

四　直ちに破損するおそれがなく、かつ、他に被害を及ぼすおそれがない石積み、石張り等の差狂いの修正のみの、又は欠脱の補充のみの工事

五　堤体に被害のない場合の漏水止めのみの工事

六　木工沈床のわく木の軽微な破損の修繕のみの、又はその少量の脱石の補充のみの工事

七　少量の捨石の補充のみの工事

八　堤防、護岸等に直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下に対する根固め、床止め又は突堤のみに係る工事

九　橋梁又はトンネルの照明設備のみに係る工事

十　地すべり防止施設等の安定に影響しない程度の盛土の流失の補充のみの工事

十一　待受け式擁壁に堆積した崩壊土砂で堆砂容量に満たないものの排除のみの工事

十二　下水道の排水施設の埋そくで、埋そく土砂の断面積が管きょ等の断面積の三割に満たないものの排除のみの工事

十三　その他前各号に掲げるものに類する工事

（維持管理義務怠慢による災害）

第十三　法第六条第一項第五号に規定する「甚だしく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害」とは、次の各号に掲げる災害をいう。

一　さく工、わく工、木工沈床、木橋等の甚だしい腐朽によりこれらの施設に生じた災害

二　水門、ひ門等河川に設けられた施設の操作その他の管理の甚だしい不良により当該施設に生じた災害

三　堤防における耕作等により当該堤防に生じた災害

四　その他前各号に掲げるものに類する災害

（維持上又は公益上特に必要と認められる河川の埋そくに係る災害復旧事業）

第十四　河川の埋そくに係る災害復旧事業で、法第六条第一項第六号に規定する「維持上又は公益上特に必要と認められるもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　河口が埋そくしたため、破堤した場合、洪水が河岸をいつ流し、若しくは堤外への排水が著しく困難となり、人家、公共施設、農耕地等に甚大な被害を与えた場合、渡船等の通行が不能となつた場合又は次期出水でこれらのおそれが大きい場合における当該埋そくに係る災害復旧事業

二　河道が著しく埋そくしたため、破堤した場合、堤防、護岸等が欠壊した場合、流水の疎通を害し人家、公共施設、農耕地等に甚大な被害を与えた場合又は次期出水でこれらのおそれが大きい場合における当該埋そくに係る災害復旧事業。ただし、砂防えん堤の埋没に係るもの及び砂防設備の新設を要する天然の河道の埋そく（砂防法第三条ノ二の規定によつて同法が準用される天然の河岸の埋没で砂防設備の新設を必要とするものを除く。）に係るものを除く。

三　ダムの洪水調節容量及び事前放流に係る容量内に土砂等が異常に堆積したため、ダムの洪水調節機能を著しく阻害するものとなる場合における当該土砂等の堆積に係る災害復旧事業

四　ダム貯水池に流木等が異常に堆積したため、これを放置することによりダムの機能を著しく阻害するものとなる場合における当該流木等の堆積に係る災害復旧事業

五　その他前各号に掲げるものに類する災害復旧事業

（維持上又は公益上特に必要と認められる天然の河岸及び海岸の欠壊に係る災害復旧事業）

第十五　天然の河岸及び海岸の欠壊に係る災害復旧事業で、法第六条第一項第七号に規定する「維持上又は公益上特に必要と認められるもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　天然の河岸が欠壊したため、人家、公共施設等が流失した場合、橋梁、床止工、井せき等の機能が喪失した場合、隣接の堤防若しくは護岸が損傷した場合、河道が著しく変化して他に被害を及ぼした場合又はこれらのおそれが大きい場合における当該欠壊に係る災害復旧事業

二　天然の海岸が欠壊したため、人家、公共施設等が流失した場合、隣接の堤防若しくは護岸が損傷した場合、当該天然の海岸が堤防としての効用を果しえなくなつた場合又はこれらのおそれが大きい場合における当該欠壊に係る災害復旧事業

三　その他前各号に掲げるものに類する災害復旧事業

（砂防指定地内に存する準用河川及び普通河川の天然の河岸に係る災害復旧事業）

第十五の二　砂防法第三条ノ二の規定によつて同法が準用される天然の河岸に係る災害復旧事業は、次の各号に掲げる災害復旧事業とする。

一　天然の河岸が埋没し、第十四第二号に掲げる場合に該当するときにおいて、砂防えん堤等の新設を必要とする当該天然の河岸の埋没に係る災害復旧事業

二　第十五第一号に掲げる場合において、その欠壊が広範囲にわたり、かつ、欠壊の程度が激甚であるため、欠壊箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要がある場合の当該天然の河岸の欠壊に係る災害復旧事業

（工事施行中に生じた災害）

第十六　法第六条第一項第八号に規定する「工事の施行中に生じた災害」とは、工事請負契約書に記載された着工の日（直営工事にあつては着工届等に記載された着工の日）から竣功検査の完了の日までの間に生じた災害をいう。

（小規模な施設の直高等）

第十七　法第六条第一項第九号に規定する「直高一メートル未満の小堤」とは、河床から天端までの高さ及び堤内地の地盤から天端までの高さがいずれも一メートル未満のものをいう。

2　法第六条第一項第九号に規定する「幅員」とは、被災箇所の総幅員をいい、道路にあつては路肩から路肩までの距離とし、橋梁にあつては高欄のある場合は当該高欄の内側の距離、高欄のない場合は地覆の内側の距離とする。

3　規則第三条第一号に規定する「直高」には、石垣又は板さく類の根入れの深さを含むものとする。

4　規則第三条第三号に規定する「車馬の交通に著しい妨げのない」とは、幅員のうち車馬の交通の可能な部分が、原則として、幅員五メートル以上の一般国道又は主要地方道にあつては当該道路の幅員の六割以上、その他の道路にあつては三メートル以上あることをいい、「崩土のたい積に係る災害復旧事業」とは、崩土の除去のみの事業をいう。

（道路の附属物に係る災害復旧事業）

第十七の二　規則第一条第八号に掲げる道路の防雪又は防砂のための施設に係る災害復旧事業は、当該施設のうち立木を除いた施設に係る災害復旧事業とする。

（国庫負担申請の際申請書に添付する図面等）

第十八　令第六条の規定により、災害復旧事業の事業費の決定の申請をする場合には、目論見書及び設計書のほか、次に掲げる図面等を添付して申請するものとする。

なお、目論見書については、本省査定分と地方整備局等査定分とを別葉にして作成すること。

一　箇所図

工事箇所及び工事番号を次の方法により記入した図面（管内図又は国土地理院刊行の縮尺五万分の一地図）

イ　工事箇所は、次に定める記号に従い、都道府県工事のうち本省査定分にあつては青色、地方整備局等査定分にあつては茶色、市町村工事のうち本省査定分にあつては赤色、地方整備局等査定分にあつては水色で表示すること。

河　　川	×
海　　岸（港湾に係る海岸を除く）	□
砂防設備	⦿
地すべり防止施設	⊕
急傾斜地崩壊防止施設	⚠
道　　路	○
橋　　梁	△
水　　道	⊟
下水道	⊡
公　　園	⊠

ロ　工事番号は、都道府県工事と市町村工事とを分け、それぞれ発生の年を同じくする災害については、通し番号を付し、黒色で表示すること。

二　気象資料

次に掲げるもので、異常な天然現象の説明に必要とされるもの

イ　天気図

災害発生当日及びその前後を含む三日間の天気図

ロ　台風径路図

発生より衰弱までの台風経過地点とその時刻及び気圧をあわせて記入したもの。特に本土に上陸した場合においては、詳細に記入すること。

ハ　降雨量分布図

都道府県の管内図に災害発生の原因となつた降雨に係る各観測地点における日雨量及び連続雨量をその地点に記入し、かつ、当該降雨に係る等雨量線を記入したもの。なお、原則として前記観測所における時間雨量分布図を添付すること。

ニ　風速調書

都道府県の管内図に災害発生の原因となつた風に係る各観測地点における風向並びに瞬間最大風速及び最大風速を記入したもの

ホ　その他

イ、ロ、ハ及びニに掲げるもののほか、異常な天然現象の説明に必要な気象資料をイ、ロ、ハ及びニに準じて作成したもの

三　原因状況資料

次に掲げるもので、被災原因の状況の説明に必要とされるもの

イ　出水状況調書

災害発生の原因となつた出水に係る各観測地点における最大洪水位を記入したもの。なお、おもな観測地点における洪水位時間曲線又は洪水流量時間曲線を表わす資料を添付すること。

ロ　波高調書

災害発生の原因となつた波高に係る各観測地点における最大波高を記入したもの。なお、おもな観測地点における災害発生時の潮位、潮位偏差及び波高を記録した資料を添付すること。

ハ　積雪・融雪状況調書

災害発生の原因となつた積雪又は融雪に係る各観測地点における積雪深、気温の変化等を記入したもの

ニ　その他

イ、ロ及びハに掲げる調書のほか、被災原因の状況の説明に必要な資料をイ、ロ及びハに準じて作成したもの

四　災害総計表

別記第二の様式により作成したもの

なお、本省査定分と地方整備局等査定分とを別葉にして作成すること。

2　規則第五条第二項に規定する平面図及び横断面図その他の必要な書類は、次のとおりとする。

一　平面図

縮尺五百分の一ないし千分の一の実測図とし、被災箇所附近の状況を判断することができる範囲についても記載すること。

二　横断面図

縮尺百分の一（河幅が特に広いものについては二百分の一）の実測図とし、既往最高水位、平水位、低水位、被災洪水位、既往最高潮位、既往最高波高、朔望平均満潮面、朔望平均干潮面、被災高潮位、被災波高及び東京湾中等潮位を記入すること。

三　縦断面図

縮尺縦百分の一、横千分の一程度の実測図とし、被災箇所付近の状況を判断することができる範囲についても記載すること。

四　構造図

縮尺二十分の一ないし五十分の一とすること。

五　その他の図面

建築工事、建築設備工事、機械工事又は電気設備工事における縮尺百分の一ないし二百分の一の配置等平面図及び断面図等

六　写　真

被害の状況を知ることのできる写真

（災害復旧工事の施行中又は着手前の災害に係る災害復旧事業費の取扱い）

第十九　令第三条に規定する未施行又は未着手の工事の工事費（以下新たな災害が前に生じた災害と発生の年を同じくする場合の当該工事費については「内転属額」といい、発生の年を異にする場合の当該工事費については「内未成額」という。）は、当該工事に係る決定工事費から新たな災害の発生時における既施行又は着手済の工事の出来高を控除したものとする。

2　前項の既施行又は着手済の工事の出来高は、請負施行にあつては、特別の定めがある場合を除き、実施設計額のうちの出来高に請負額と当該実施設計額との比率を乗じて得た額とするものとする。

3　前二項に規定するもののほか、災害復旧工事の施行中に新たに災害が生じた場合における工事費の取扱方法は、別記第三のとおりとする。

4　災害復旧事業と災害復旧事業以外の事業（以下「他の事業」という。）とを合併して施行中に手戻りを生じた場合における当該災害復旧事業の工事の出来高の算出方法は、別記第四のとおりとする。

なお、二以上の災害復旧事業を合併して施行中に手戻りを生じた場合の各々の災害復旧事業の工事の出来高の算出方法は、別記第四の一の場合に準じて行なうものとする。

（設計の変更）

第二十　令第七条第一項に規定する「軽微な変更」とは、次の各号に掲げる変更又は追加をいう。

一　次に掲げる変更又は追加で、各工事箇所について当該変更又は追加による工事費の増減が、当該工事箇所における決定工事費（国土交通大臣の同意を得てその設計を変更している場合においては、当該変更設計額）の三割以内で、かつ、一千万円以下のもの又は当該決定工事費の三割に相当する金額が三百万円以下であるときは、三百万円以内のもの

イ　誤測又は違算の訂正に係る変更

ロ　設計単価又は歩掛の変更のうち、次の(イ)又は(ロ)に掲げる変更

(イ)　事業実施年度の四月一日の属する年に発生した災害に関し令第六条第二項の規定による国土交通大臣の同意を得た設計労務単価及び設計資材単価の変更

(ロ)　事業実施年度の四月一日の属する年に発生した災害に関し令第六条第二項の規定による国土交通大臣の同意を得た歩掛の１．２倍に相当する歩掛以内の歩掛の変更

ハ　水勢又は地形の変動その他の事由により必要となる変更のうち、工法に変更のないもので次に掲げる変更又は追加

(イ)　延長の増減が二割以内で、かつ、十五メートル以内の変更

(ロ)　法長又は断面のみの変更（第二号イに掲げるものを除く。）

(ハ)　仮設工の変更

(ニ)　交通誘導警備員又は列車見張員の変更

(ホ)　すり付け工、取付工又は雑工の変更又は追加

ニ　次に掲げる変更で工事の程度に変化を生じないもの

(ｲ)　杭打工事の杭の形式又は寸法の変更（橋梁、水門、閘門、樋門及び樋管並びに下水道のポンプ施設及び処理施設の基礎杭並びに地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の抑止杭に係るものを除く。）

(ﾛ)　根固めブロック又は法覆ブロックの形式の変更

(ﾊ)　推定された岩盤が存在せず、又はぜい弱であるため、岩着工法を基礎コンクリート工法とする変更又は十分な強度の岩盤が存在したため、コンクリート基礎工法を岩着工法とする変更

(ﾆ)　遠心力鉄筋コンクリート管の継手構造の変更

二　次に掲げる変更又は追加で工法及び工事の程度に変更のないもの

イ　推定岩盤線の変更による法長又は断面のみの変更

ロ　土の変化率に係る土量の変更

ハ　再測量に基づきその全数量を計上できる埋塞土又は流木等堆積物の変更

ニ　搬出場所の確定に伴う現場発生材の運搬費用の変更又は投棄料の追加

2　令第七条第五項に規定する「水勢若しくは地形の変動その他の事由」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　水勢又は地形の変動

二　誤測又は違算

三　物価の変動

四　増破（被災部分が当該被災前の被災施設と効用上一体をなしており、かつ、当該被災施設の復旧目的を達成するためにその復旧をする必要があると認められる場合における当該被災をいう。）

五　その他前各号に掲げるものに類する事由

3　令第七条第二項の規定により設計の変更の協議の申出をする場合には、規則第九条に定める書類の他、決定設計書の写し及び変更の事由を明らかにする写真その他の資料を添付するものとする。

（国庫負担の対象としない工事費）

第二十一　国庫負担の対象としない工事費は、次の各号に掲げるものとする。

一　法第七条の規定による事業費の決定の基礎となつた設計（変更設計を含む。）の程度を超過して施行した場合における当該超過部分に相当する工事費

二　工事の出来高が不足し、又は粗漏である場合における手直し又は補強に要する工事費

（工事費の精算）

第二十二　法第十条の規定による事業費のうちの工事費の精算は、次の各号に定める方法によるものとする。

一　工事費は、一の災害復旧事業ごとに精算する。

二　内未成額のある災害復旧事業の工事を施行した場合に、内未成に係る工事の精算額

は、当該内未成額に相当する額とし、新たな災害に係る工事の精算額は、当該工事の竣功額から内未成額を控除して得た額とする。

三　内転属額に係る災害復旧事業に対する国庫負担率と新たに発生した災害に係る災害復旧事業に対する国庫負担率とが異なる場合において、当該内転属額のある災害復旧事業の工事を施行した場合の精算については、前号の規定を準用する。この場合、前号中「内未成額」とあるのは「内転属額」と、「内未成」とあるのは「内転属」と読み替えるものとする。

四　災害復旧事業と他の事業とを合併して施行した場合には、当該合併施行に係る設計の変更の同意の際工事費の精算方法について特別の条件が附されている場合を除き、当該合併施行に係る工事の竣功額を、当該年度に施行したそれぞれの事業の工事費に比例して精算する。ただし、他の事業が工事費に工事雑費を含まない場合にあつては、災害復旧事業の工事費は、工事費から工事雑費を除いた額とする。この場合における災害復旧事業の工事雑費の精算額は、当該合併設計に係る工事雑費及び他の事業の事務費の合計額に対する工事雑費の比率を当該工事雑費及び事務費の精算額に乗じて得た額とする。

なお、二以上の災害復旧事業を合併して施行した場合の精算については、本文の精算方法に準じて行なうものとする。

五　規則第十一条に規定する残存物件の耐用年数、継続使用等の運用については、国土交通省の所管に係る補助事業等（道路、河川、住宅その他の社会資本の整備に関連するもの（交通に関連するものを除く。）に限る。）における残存物件の取扱いの例による。

六　規則第十一条の別に定める残存価額率については、「補助事業等における残存物件の取扱について」（昭和三十四年三月十二日建設省発会第七十四号）の別表第１残存価額率表とする。

附　則（昭和五九年建都街発第二二号・建河防発第七九号）

1　改正後の規定は、事項に定めるものを除き、昭和五十九年四月二十七日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。

2　改正後の第二十の規定は、昭和五十九年四月二十七日から適用する。

附　則（平成四年四月九日建河防発第五九号）

改正後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱は、平成四年発生災害に係るものから適用する。

全文〔抄〕（平成八年四月一日建都街発第一二号・建河防海発第四三号）

平成八年四月一日から適用する。

附　則（平成一一年三月三〇日建都再発第七九号・建河防海発第五八号）

1　改正後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第二、第三、第九、第

十八第一項第一号イ及び別記第二第２表の規定は平成十年四月十七日以降に発生した災害に係るものから、第二十第一項第一号の規定は平成十年四月十七日以降に申請したものから適用する。

附　則（平成一三年三月三〇日国河防第一八四号）

この通知は、平成十三年四月二日以降に発生した災害に係るものから適用する。

別記第一

応急工事費の算出方法

実　施　設　計　額……A

実施設計額の精算額……B

実施設計額のうち第九各号に掲げる工事に係る部分の設計額……C

Cの設計単価及び歩掛のうちに令第六条第二項の規定により国土交通大臣の同意を得た設計単価及び歩掛より高いものがあるときは、そのものを国土交通大臣の同意を得た設計単価及び歩掛に更正して算出した設計額……D

$D \geqq C \times \frac{B}{A}$　の場合　　$C \times \frac{B}{A}$　を応急工事費とする。

$D < C \times \frac{B}{A}$　の場合　　D　を応急工事費とする。

別記第三

災害復旧工事を施工中に新たに災害が生じた場合における工事費の取扱方法

第一回災害

決　定　工　事　費 ……A

既施行の工事の出来高 ……B

未　施　行　額 ……A－B＝C

第二回災害

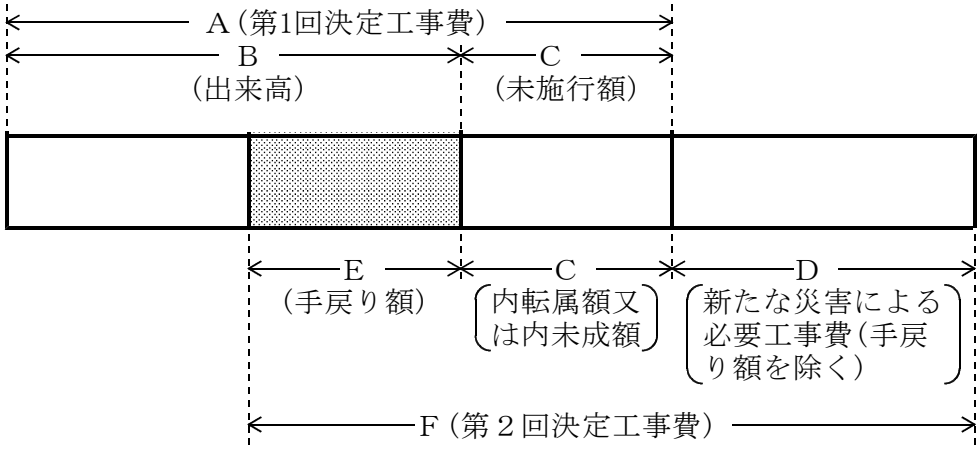
新たな災害による必要工事費（手戻り額を除く。）……D

手　戻　り　額……E

決　定　工　事　費……C＋D＋E＝F

（内転属又は内未成額……C）

例　図



別記第四

災害復旧事業と他の事業とを合併して施工中に手戻りを生じた場合における災害復旧事業の工事の出来高の算出方法

一　他の事業が工事費に工事雑費を含む場合の算出方法

イ　単年度施行の場合

合併実施設計額（事務費を除く。）……A

合併実施設計額のうちの災害復旧事業の工事費 ……B

合併実施設計額のうちの他の事業の工事費 ……C

合併設計に係る精算見込額（事務費を除く。）……D

合併設計に係る工事の出来高設計額 ……E

災害復旧事業の工事の出来高 ……$F = E \times \frac{B}{A} \times \frac{D}{A}$

ロ　施行が二箇年度以上にわたる場合

災害復旧事業の工事のうち前年度までの出来高 ……G

当該年度の災害復旧事業の工事の出来高 ……H
（単年度施行の場合に準じて算出する。）

災害復旧事業の工事の出来高 ……Ｉ＝Ｇ＋Ｈ

二　他の事業費に工事雑費を含まない場合の算出方法

イ　単年度施行の場合

合併実施設計額のうちの災害復旧事業の工事費 ……A
（ただし、工事費から工事雑費を除いた額とする。）

合併実施設計額のうちの他の事業の工事費 ……B

合併実施設計額のうちの工事雑費及び他の事業の事務費の合計額 ……C

合併実施設計額のうちの災害復旧事業の工事雑費 ……D

合併設計に係る工事の精算見込額 ……E

合併設計に係る工事の出来高設計額 ……F

Ｃの費用に係る精算見込額 ……G

Ｃの費用のうちの支出済額 ……H

災害復旧事業の工事の出来高 ……$I = F \times \frac{A}{A+B} \times \frac{E}{A+B} + H \times \frac{D}{C} \times \frac{G}{C}$

ロ　施行が二箇年度以上にわたる場合

災害復旧事業の工事のうち前年度までの出来高 ……J

当該年度の災害復旧事業の工事の出来高 ……K
（単年度施行の場合に準じて算出する。）

災害復旧事業の工事の出来高 ……Ｌ＝Ｊ＋Ｋ

公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針

（昭和 59 年 9 月 14 日 建設省都街発第 35 号
建設省都市局長から都道府県知事、指定都市の長あて）
最終改正　令和 4 年 4 月 1 日　国都安第 97 号

（目　的）

第一　災害復旧事業の査定は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」という。）、法施行令、法施行規則及び法事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この査定方針によって行うものとする。

（災害原因の調査）

第二　災害原因の調査については、被災施設の原形及び被災状況を調査するとともに、特に次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

（一）降雨については、最大二十四時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況

（二）洪水については、洪水位、洪水流量、洪水継続時間、流送土砂量等

（三）融雪については、前各号に掲げるもののほか、積雪量、気温の変化、流氷、なだれ等

（四）暴風については、風向、風速、気圧等及びこれらの時間的関係

（五）高潮又は波浪については、前号に掲げるもののほか、潮位、潮位偏差、波高等及びこれらの時間的関係

（六）地すべりについては、降雨量等、地すべりの地域及びその地質並びにすべり面の位置及び地盤の移動状況

（七）地震については、震度、震源地等

（採択の範囲等）

第三　災害復旧事業の採択に際し、降雨、洪水、暴風、高潮、波浪又は津波による災害で次の各号の一に該当しないものは、原則として採択しないものとする。

（一）河川にあっては警戒水位（警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さをいう。）の五割程度の水位）以上の出水により発生した災害。ただし、河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合における当該警戒水位未満の出水により発生した災害又は比較的長時間にわたる融雪出水等により発生した災害を含む。

（二）河川以外の公共土木施設にあっては最大二十四時間雨量八十ミリメートル以上の降雨により発生した災害。ただし、最大二十四時間雨量八十ミリメートル未満の降雨により発生した災害であっても、時間雨量等が特に大である場合を含む。

（三）最大風速十五メートル以上の風により発生した災害

（四）暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む。）又は津波

により発生した災害で被災の程度が比較的軽微と認められないもの

2　法第六条第一項各号に掲げる法の適用のない災害復旧事業の決定にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（一）要綱第十二第五号にいう「堤体に被害のない場合」とは、原則として漏水止めの応急工事を施行していない場合をいい、同第八号にいう「直接影響がない程度の河床又は海岸地盤の低下」とは、基礎工が露出しない程度又は基礎工が露出した場合にあっても堤防護岸等の安全に支障がない、又は支障を及ぼすおそれがないと認められる程度の河床又は海岸地盤の低下をいうものであること。

（二）要綱第十二第十三号にいう「その他前各号に掲げるものに類する工事」とは、公園の被害で、飛石、ベンチ、ぶらんこ等の単体の小規模な施設が単独で被災した場合で、その施設の機能が当該公園の根幹的な効用に関わらないものであること。

（三）法第六条第一項第四号に規定する「明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの」については、異常天然現象の程度、当該施設の築造後の経過年数、被災施設の原形等を調査検討のうえ慎重に決定すること。特に工事竣工後一箇年以内に被災した施設に係る災害復旧事業については、その原因をよく調査検討のうえ採否を決定すること。

（四）成功認定、中間検査及び会計検査院の検査の結果、工事の出来高が不足しているもの又は工事の施行が粗漏で復旧の目的を達していないものとして指摘され、これらについて国土交通大臣が手直工事又は補強工事を命じた箇所で当該工事が未完了であることに基因して災害を受けたと認められる場合の災害復旧事業は、法第六条第一項第四号に該当するものとして採択しないものとすること。

（五）前災が法第六条第一項第一号に該当するものとして失格となり、又は「異常な天然現象によらない」若しくは「維持工事である」という理由により欠格となった箇所で、当該箇所に係る災害復旧工事の未着手のものについて新たな災害が生じた場合は、次のイ又はロに掲げる場合を除き、法第六条第一項第五号に該当するものとして採択しないものとすること。

イ　失格又は欠格となった後、復旧するために必要な手続をとる時間的余裕がない場合

ロ　復旧していたとしても被災したであろうと明らかに認められる程度の大災害が発生した場合

（六）要綱第十七第一項にいう「直高一メートル未満の小堤」の直高については、被災箇所の局部的直高のほか、その前後の直高をも考慮すること。

3　災害復旧事業として採択した後廃工された箇所が再申請されている場合には、新たな被災の事実を確認のうえ採否を決定すること。

（直轄工事施行区域内の災害）

第四　直轄工事施行区域内に発生した災害に係る災害復旧事業については、直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱に基づく直轄河川災害復旧事業等との関係を充分検討のうえ

採否を決定するものとする。

2　前項の災害復旧事業の査定は、関係直轄事務所の立会のうえ行うものとする。

（他の事業の計画区域内の災害）

第五　災害復旧事業以外の事業（以下「他の事業」という。）の計画区域内に新たに発生した災害に係る災害復旧事業を採択する場合には、次の各号に定める基準によるものとする。

（一）在来施設が被災した場合においては、必要最小限度の工法により採択すること。

（二）他の事業により竣功し、かつ、独立した機能を有する施設が被災した場合においては、当該他の事業により竣功した完成断面を対象として採択すること。

（兼用工作物に係る災害）

第六　国土交通省が所管する兼用工作物（農林水産省が所管する施設に係るもの並びに国土交通省が所管する施設のうち港湾及び港湾に係る海岸に係るものと効用を兼ねるものを除く。以下「兼用工作物」という。）に係る災害復旧事業を採択する場合には、当該兼用工作物の管理者が異なる場合においても、そのいずれか効用の大きい施設に係る災害復旧事業として採択することができる。

（応急仮工事）

第七　要綱第九第一号に掲げる工事（以下「応急仮工事」という。）を採択する場合には、次の各号に定める基準によるものとする。

（一）応急仮工事は、応急仮工事費を除く復旧工事費が都道府県又は指定都市に係るものにあっては百二十万円に、市（指定都市を除く。）町村に係るものにあっては六十万円に満たないものについては、採択しないものとする。

（二）要綱第九第一号ハにいう「通常の状態」の判断にあたっては、河川にあっては警戒水位（警戒水位の定めのない場合は河岸高の五割程度）、海岸にあっては推定春秋大潮満潮面に一メートル程度を加えた高さを基準とし、通常発生波浪を勘案して行なうものとする。

2　復旧工事完成前に応急仮工事に係る施設（当該施設の工事中のものを含む。）が被災し、当該施設に係る工事を早急に施行しなければならない場合においては、当該被災部分に係る新たな工事は、次の各号に掲げる場合に限り採択することができる。

（一）復旧工事の竣功までに長期間を要する場合

（二）原施設が被災した年と同一年において新たに被災した場合

3　応急仮工事の工法は、毎年一回程度の出水等により直ちに被災するおそれがなく、かつ、できる限り復旧工事の一部として利用できるよう決定するものとする。

なお、要綱第九第一号ハの場合における仮締切工事にあたっては、仮締切の高さは、施行時期を考慮して第一項第二号の「通常の状態」における水位等をこえない範囲において決定するものとする。

（復旧工法）

第八　復旧工法は被災の原因、被災施設の原形、隣接の施設、被災後の状況、過去の水文

等の諸資料等を検討のうえ、程度超過とならないように決定するものとする。

（経済効果）

第九　目論見書の経済効果欄には、次に掲げる要領により正確に記載するように指導するものとする。

経済効果記載要領

記入数量の単位

公園面積　　ヘクタール

利用人口　　人／年

（失格及び欠格理由）

第十　失格又は欠格とした場合には、査定設計書の鏡に次の表により失格又は欠格の理由の名称を明記するものとする。

番号	失格及び欠格理由の名称	理　　由
1	失　　格	法第６条第１項第１号によるもの
2	被災の事実なし	被災の事実が全然認められないもの又は該当施設が存在しないもの
3	異常な天然現象によらない	法第２条第１項に該当しないと認められるもの
4	過年災害	被害の事実はあるが当年災害によらないもの
5	前災処理	前災の決定金額又は剰余金で処理すべきもの
6	別途施行	別途施行の工事により復旧の目的を達すると認め又は達したと認められるもの
7	重　　複	既に採択された災害復旧事業と重複して申請されたもの
8	対象外施設	法第３条に該当しない施設に係るもの
9	所管外施設	農林水産省が所管する施設に係るもの並びに国土交通省が所管する施設のうち下水道、公園以外に係るもの
10	被害少	被害僅少にして機能残存し、直ちに増破等により機能喪失のおそれがないと認めたもの
11	経済効果少	法第６条第１項第２号によるもの
12	維持工事	法第６条第１項第３号によるもの
13	設計不備	法第６条第１項第４号によるもの
14	施行粗漏	法第６条第１項第４号によるもの
15	維持管理不良	法第６条第１項第５号によるもの
16	天然河（海）岸	法第６条第１項第７号によるもの
17	工事中災害	法第６条第１項第８号によるもの
18	小規模施設	法第６条第１項第９号によるもの

（机上査定）

第十一　査定は原則として実地にて行うものとするが、申請額が一千万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地土木事務所等において机上にて査定を行うことができる。この場合には、写真、査定設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討のうえ、慎重に採否を決定するものとする。

２　机上査定により採択する場合には、当該机上査定に係る箇所が異常天然現象により被災した事実、被災年月日及び被災状況並びに復旧工法の概要についての当該施設を所管する都道府県の主務課長（市町村工事にあっては都道府県の関係土木事務所長）の確認書をあらかじめ提出させるものとする。

（内未成及び内転属）

第十二　会計検査院の検査の結果「設計過大」、「改良工事」等の指摘をうけ、不用額として処置することを命じた箇所が新たに被災した場合には、内未成額又は内転属額は当該不用額を差引いた額とするものとする。

２　前項の不用額については、査定設計書の鏡及び目論見書の摘要欄にその旨明記するとともに、内未成工事調書及び内転属工事調書の打切精算額欄に朱書するものとする。

（重複採択防止）

第十三　査定に際しては、当該申請に係る箇所が既に採択した箇所と重複して採択することのないよう、次の各号に掲げる事項に留意して行うこと。

（一）各土木事務所ごとに既に採択した箇所であって未着手のもの及び当該申請に係る箇所を記入した土木事務所の管内図又は国土地理院刊行の縮尺二万五千分の一又は五万分の一地図を提出させ、これらの地図、設計書、写真等により重複申請の有無を調査すること。

　なお、工事箇所は要綱第十八第一項第一号に規定する方法に従って記入し、工事別を表示する符号の内部を既に採択した箇所で未着手のものにあっては薄緑色でぬりつぶすこと。

（二）管理者を異にする兼用工作物に係る災害及びその被害が広範囲にわたり、かつ、甚大である災害については重複申請の有無を特に慎重に調査すること。

（協議設計）

第十四　災害復旧事業の採択にあたり、当該事業が次の各号の一に該当する場合には、当該事業の実施にあたり、その設計を協議すべき旨の条件を付するものとする。

（一）決定工法が他の事業との関連において特に検討する必要のある場合

（二）地形、地盤等の状況からみて特に検討する必要のある場合

（三）用地費又は補償費が多額の場合

（四）その他の場合で特にその設計を協議する必要があると認められる場合

２　前項に該当する場合にあっては、査定設計書の鏡にその旨を明記するとともに、協議設計箇所調書の理由欄にその理由を詳細に記入するものとすること。

（保　留）

第十五　災害復旧事業の査定にあたり、当該事業が次の各号の一に該当する場合は、採択を保留して帰庁の上、その採否を決定するものとする。

（一）一箇所の決定見込金額が四億円以上となる場合

（二）災害復旧事業の採否について、事務上又は技術上更に検討を加える必要があると考えられる場合

（三）手直工事又は補強工事の施行前又は施行中に生じた災害により被災した場合で、当該施設に係る工事が完了した場合にあっても被災したであろうと推測される場合

２　前項に該当する場合にあっては、査定設計書の鏡にその旨を明記するとともに、保留箇所調書の保留事由欄にその内容を詳細に記入するものとすること。

（特記事項）

第十六　災害復旧事業の採択にあたり、当該事業のうち、第十四及び第十五の規定により取り扱われるもの以外のもので、次の各号の一に該当する場合には、特記事項調書の理由欄に採択の理由を詳細に記入するものとする。

（一）決定金額が著しく大きくなる箇所を採択する場合

（二）要綱第三第二号トにより被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する工事を採択する場合

（三）前災が欠格又は失格となった箇所を新たに採択する場合

（四）その他特異な場合

（復命書）

第十七　復命を要する事項及びその順序は次のとおりとするものとする。

（一）復命書の鏡　（別紙　１）

（二）検査の概要　（別紙　２）

（三）災害総計表　（要綱別記第二の表に同じ）

（四）被災原因別調書　（別紙　３）

（五）市町村被災原因別調書　（別紙　４）

（六）検査申請済被害報告額調書　（別紙　５）

（七）内未成工事調書　（別紙　６）

（八）内転属工事調書　（別紙　７）

（九）失格箇所調書　（別紙　８）

（十）欠格箇所調書　（別紙　９）

（十一）協議設計箇所調書　（別紙　10）

（十二）保留箇所調書　（別紙　11）

（十三）特記事項調書　（別紙　12）

（十四）目論見書

（十五）災害箇所図（管内図）

（十六）その他必要な資料

公共土木施設（公園）災害復旧事業に関する事務取扱いについて

（昭和 59 年 9 月 14 日 建設省都街発第 37 号
建設省都市局街路課長から都道府県、指定
都市の各担当部局長あて）

最終改正　平成 25 年 3 月 29 日　国都防第 123 号

公共土木施設（公園）に係る災害報告及び災害査定等の事務取扱いについては、下記によることとする。

なお、貴管内市（指定都市を除く。）町村に対しても、この旨周知方お願いする。

記

Ⅰ　災害報告等について

公園の災害復旧事業は、都市局（都市安全課）で所掌するが、公園の災害復旧事業に関する負担率算定の総括に関する事務については、水管理・国土保全局において行うこととしているので、災害報告、設計単価歩掛の承認申請、国庫負担率算定資料及び災害統計資料等の取りまとめ事務については、貴部河川課（災害担当課）と緊密な連絡のもとに関係書類の整備を図られたい。

なお、都市局所掌事務と水管理・国土保全局所掌事務との関係については、別紙「災害関係事務分掌」を参照されたい。

Ⅱ　査定事務等の取扱いについて

（1～18 は、「公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について」参照。）

附　則

平成 13 年２月 14 日以降に発生する災害から適用する。

附　則

平成 25 年４月１日以降に発生する災害から適用する。

別　紙

「災害関係事務分掌」

1　災害報告

(1) 電話等による速報（一般被害は、「公園等の都市施設に係る災害情報連絡要領」による。）

都市災害担当課 ⟶ 都市局都市安全課

都市災害担当課 ⟶ 災害担当課（河川課等）⟶ 水管理・国土保全局防災課

(2) 文書による報告（法規則別記様式第1）

都市災害担当課 ⟶ 災害担当課（河川課等）⟶ 水管理・国土保全局防災課

水管理・国土保全局防災課 ⟶ (写) ⟶ 都市局都市安全課

2　国庫負担率算定資料及び災害統計資料

都市災害担当課 ⟶ 災害担当課（河川課等）⟶ 水管理・国土保全局防災課

3　設計単価歩掛の承認申請

都市災害担当課 ⟶ 災害担当課（河川課等）⟶ 水管理・国土保全局防災課

4　国庫負担申請

都市災害担当課 ⟶ 都市局都市安全課

5　災害査定（査定実施通知）

都市局都市安全課 ⟶ 都市災害担当課

都市局都市安全課 ⟶ 地方整備局建政部都市・住宅整備課（都市整備課）
北海道開発局事業振興部都市住宅課
沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課 ⟶ 都市災害担当課

（注）災害復旧工事費が2,000万円未満で、本省が令第15条第2項に基づき委任する場合

6　査定復命書

地方整備局建政部都市・住宅整備課（都市整備課）
北海道開発局事業振興部都市住宅課
沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課 ⟶ 都市局都市安全課

（注）災害復旧工事費が2,000万円未満で、本省が令第15条第2項に基づき委任する場合

7　負担金交付申請及び設計変更承認申請

市町村 ⟶ 都市災害担当課 ⟶ 都市局都市安全課

（目）都市災害復旧事業費補助

＊余剰金は、災害発生年又は予算の（目）を異にして使用することができない。

8　成功認定申請（市町村災害復旧事業の成功認定に係る報告を含む。）

都市災害担当課 ⟶ 都市局都市安全課

公共土木施設（公園）災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について

（昭和 59 年 9 月 14 日 建設省都街発第 33 号
建設省都市局街路課長から都道府県、指定
都市の各担当部局長あて）

最終改正　令和 3 年 5 月 19 日　国都安第 175 号

1　測量及び試験費について

設計書の作成にあたり、査定の際、調査、測量又は試験を必要とするために協議設計とする場合（申請設計が粗漏であるために、なお精査を要するものとして協議設計とされた場合を除く。）及び事前打合せの際、特に調査、測量又は試験を必要とする旨の条件を附した場合で協議設計に該当すると思われるものは、当該調査、測量又は試験に要する費用のみを測量及び試験費に計上することができる。

2　応急工事費等の取扱いについて

(1)　要綱第９第１号に掲げる応急工事（以下「応急仮工事」という。）の査定設計については、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。

イ　応急仮工事は、しゅん功、未しゅん功にかかわらず、すべて未着手工事として取り扱い、同意単価で積算すること。

ロ　査定額は、イにより積算した設計額を「内仮工事費‥‥千円」として内書すること。

ハ　応急仮工事で施行するもののうち、本工事に転用することができる材料等がある場合には、転用の費用を本工事費に計上すること。

この場合の「転用の費用」とは転用に要する除却及び小運搬等の費用とする。

なお、本工事施工に際し障害となるものについても除却費を計上しても差し支えない。

ニ　転用しない材料、施設等については、取除費等は、計上しない。

ホ　材料等の転用については、本工事施行期間内において応急仮工事に係る施設が果たす効用、本工事の進捗度合い、転用材料等の取りはずし時期を十分勘案のうえ、決定すること。

なお、必要量以上の材料等の転用及び新規購入に比較して高価になる材料等の転用はさけること。

(2)　応急仮工事以外の応急工事に使用した材料で復旧工事に使用するものに要した費用に係る査定設計については、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。

なお、この取扱いは、本工事に使用するものとして購入した材料を本工事の施行に先立って、一時応急工事に流用するものであるとの考え方によるものである。

イ　応急工事は、しゅん功、未しゅん功にかかわらずすべて未着手として取り扱い、査定設計は、応急工事の材料を考慮せず、本工事に必要な全量の材料等を計上する。

ロ　応急工事の除却及び小運搬等の費用は、いずれも計上しない。

3　事業費の決定前の応急仮工事の施行について

応急仮工事として施行した施設が事業費の決定前に被災した場合においては、当該応急仮工事の施行の必要性、時期、方法等を慎重に検討のうえ当該応急仮工事に要した費用を当該被災部分に係る新たな工事の費用とあわせて採択することができる。

4　増破等の取扱いについて

新たな被災部分を復旧するに要する費用が都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）に係るものにあっては 120 万円未満、市（指定都市を除く。）町村に係るものにあっては 60 万円未満の場合には前災処理とし、その他の場合には施行令第３条の規定により処理する。

5　事前打合せ済みの箇所について

事前打合せ済みの箇所についても、被災の原因、被災の状況等を現地で調査し、事前打合せの際付した条件を検討のうえ、採否及び工法を決定する。

6　法面処理工

イ　芝付工、吹付工、スロープネット、ストンガード等、被災状況に応じた適切な工法で採択することができる。

ロ　既設の施設のみが被災した場合は、採択しない。

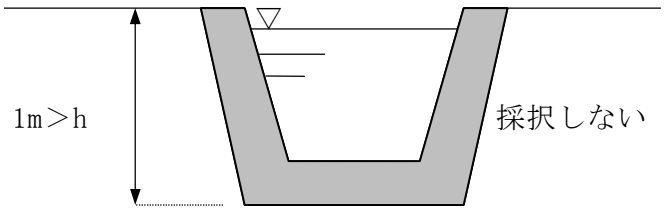
7　コンクリートブロック工法

護岸又は根固をコンクリートブロックとする場合は、特定の特許ブロックは使用せず、当該年度に国土交通大臣が同意した標準歩掛表に基づく標準ブロックを使用する。

なお、標準積（張）ブロック工法において、裏込コンクリートを必要とする場合は、別途計上しても差し支えない。

8　法第６条第１項第９号に該当する「直高１メートル未満の小堤」の取扱いについて、要綱第 17 第 1 項に掲げるほか、次によるものとする。

無堤部のものにあっては、河床から背後地の地盤までの高さ（底張りのものについては当該底張りの厚さを含む。）が１メートル未満のものは採択しない。



9　査定方針第５の取扱いについて

他の事業の計画区域内の災害については、次により取り扱うものとする。

(1)　他の事業の予算が確定している場合には、当該年度の改修工事が着工するまでに必要な最小限度の工法とすること。

なお、他の事業の工事施行中の手戻りとなるものについては、すべて災害復旧事業の対象としない。

(2)　他の事業の計画区域内であっても、在来施設を利用した他の事業計画が樹立されている場合においては、当該在来施設の復旧工事は災害復旧事業として採択すること。

(3)　在来施設が被災しその復旧に当たって他の事業の計画の一部に合わせて復旧した場合に、将来その復旧施設を利用して他の事業を施行することができる場合には、当該在来施設の復旧工事は災害復旧事業として採択すること。

(4)　当該被災施設を原形に復旧した場合に、将来他の事業計画によってこれを撤去しなければならなくなる場合又は利用することができなくなる場合は、施行予定年度等を勘案して、当該事業に係る工事が実施されるまでに必要な最小限度の工法で採択すること。

10　査定方針第３(一)について

河川敷内の公園が出水により被災した場合の採択基準は、査定方針第３(一)によるものとする。なお、公園所在地における被災時の水位が不明な場合には、当該所在地の上下流における水位の状況により採否を決定するものとする。

11　査定方針第５(二)について

公園が被災した場合においての「他の事業により竣工し、かつ、独立した機能を有する施設」とは、当該被災施設の供用開始が行われていたものとする。

ただし、当該被災施設が全て竣工しており、特別の事由により供用開始の手続等が遅れている場合は、供用開始が行われているものとして取り扱うこととする。

なお、上記以外のケースで被災施設の被害が甚大であり、かつ、供用開始が近く確実に見込まれる場合は、事前にその旨報告されたい。

降雪に係る都市災害復旧事業の取扱いについて

平成26年3月14日　事務連絡
国土交通省都市局都市安全課都市防災対策推進室課長補佐から
都道府県・指定都市 都市災害復旧事業担当課長あて

降雪により、公園（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第３条第11号に規定する公園をいう。以下同じ。）及び都市施設（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針第２第６項に規定する都市施設をいう。以下同じ。）が被災した場合の国庫負担（補助）申請に当たっては、下記の点に留意すること。また、貴管下市町村（指定都市を除く）に対してもこの旨周知徹底し、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

１．降雪により公園及び都市施設が被災した場合（２．の場合（ただし書きを除く）を除く）

①当該降雪が、被災地域の最寄りの国、地方公共団体等の公的機関の気象データを活用し、公園にあっては負担法第２条第１項、都市施設にあっては都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針第２第１項に規定する異常な天然現象に該当するものであることを整理すること。

②公園又は都市施設における建築基準法が適用又は準用される建築物等で国庫負担（補助）災害復旧事業の対象施設が①の降雪により被災した場合において、当該被災施設が同法（同法に基づく命令、告示、条例及び規則等を含む。）に基づき算出される当該地域における積雪荷重その他の基準に適合するものであったこと及び当該基準により許容される水準を超える降雪があったことにより被災したものであることを整理すること。

２．公園及び都市施設におけるさく（フェンス）等が被災した場合

昭和60年４月17日付建設省河防発第61号「降雪により被災した道路の附属物に係る災害復旧事業の取扱いについて」のとおり「被災地域の最寄りの国、地方公共団体等の公的機関の雪量観測点における積雪深が、当該観測点の毎年の積雪深の最大値の累年平均値（過去10年間）を超え、かつ、１メートル以上の場合とする。」を準用し、これに該当するものであることを整理すること。ただし、建築基準法が適用又は準用される施設については、１．による。

大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の改定について（通知）

令和６年５月３１日　国都安第１６号
国水防第４８号
国港海第４８号

国土交通省
　都市局長
　水管理・国土保全局長
　港湾局長　から
都道府県知事
指定都市の長
港湾管理組合たる一部事務組合の管理者　あて

標記について、別添のとおり改訂したので通知します。

なお、貴管下市町村（指定都市及び港湾管理者たる一部事務組合は除き、港務局を含む。）に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

（別添）

大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針

平成２９年２月１日
国都安第８４号
国水防第３４７号
国港海第２１５号
最終改定　令和6年5月31日
国都安第１６号
国水防第４８号
国港海第４８号

都市局長
水管理・国土保全局長
港湾局長

（目的）

第一　大規模災害時における災害復旧事業の査定は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号。以下「法」という。）、法施行令（昭和二十六年政令第百七号）、法施行規則（平成十二年運輸省・建設省令第十四号）、法事務取扱要綱（昭和三十一年建設省発河第百十四号）、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和三十二年建河発第三百五十一号）、公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針（昭和五十九年建設省都街発第三十五号）及び港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領（昭和四十年港災第七百八十三号）（以下「査定方針等」という。）に定めるもののほか、この査定方針の定めるところにより行うものとする。

（対象とする大規模災害）

第二　この査定方針で対象とする大規模災害は、次の各号に掲げる災害とする。

（一）　激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条の規定に基づき、激甚（じん）災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）一の基準による激甚災害及びこれに対し適

用すべき措置の指定（以下「指定」という。）が行われた災害又は内閣府により指定の事前公表が行われた災害（以下「激甚災害」という。）であって、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の二に基づく緊急災害対策本部が設置されたもの（以下「区分Ｓ」という。）とする。

（二）　激甚災害のうち、区分Ｓ以外のもの（以下「区分Ａ」という。）とする。

（対象施設）

第三　この査定方針の対象とする施設（以下「対象施設」という。）は、都市局所管にあっては、法第三条第十二号（公園）、水管理・国土保全局所管にあっては、法第三条第一号から第三号、第五号から第七号及び第十号、第十一号（河川、海岸（港湾に係る海岸を除く。）、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、水道、下水道）、港湾局所管にあっては、法第三条第二号及び第八号（海岸（港湾に係るものに限る。）、港湾）とする。

（対象区域）

第四　この査定方針の対象とする区域（以下「対象区域」という。）は、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であって都道府県又は指定都市がその組織に加わっているものを含む。以下「申請者」という。）において、激甚災害による被害が生じた場合に当該激甚災害に係る各局所管別の法施行令第五条に基づく報告（以下「災害報告」という。）における被災箇所数が、過去五箇年の平均被災箇所数（激甚災害に係るものを除く。）を超えた都道府県又は指定都市の区域とする。

（机上査定）

第五　当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時において、申請者からの災害報告が、既になされている場合はその時における直前の災害報告、未だなされていない場合はその直後の災害報告における被災箇所（以下「申請予定箇所」という。）を各局所管別及び対象区域別に被害金額の少ない順に並べた場合に、それぞれの申請予定箇所数全体のうち、区分Ｓ

にあってはおおむね九割、区分Ａにあってはおおむね七割に達する申請予定箇所の被害金額（以下「机上査定上限額」という。）以下となる申請予定箇所については、査定を机上にて行うことができるものとする。

（採択保留）

第六　当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時において、申請者からの災害報告が、既になされている場合はその時における直前の災害報告、未だなされていない場合はその直後の災害報告における原則すべての対象区域内の被災箇所（箇所ごとの被害金額が四億円未満のものを除く。以下この項において「保留見込箇所」という。）を各局所管別に被害金額の少ない順に並べた場合に、保留見込箇所数全体のうち、区分Ｓにあってはおおむね九割、区分Ａにあってはおおむね六割に達する保留見込箇所の被害金額（以下「採択保留金額」という。）以上の保留見込箇所については、査定方針等に規定する金額の基準にかかわらず、採択の保留をするものとする。

（設計書に添付する図面等）

第七　法施行令第六条第一項に規定する設計書に添付する書類のうち、次の各号に掲げるものの取扱いについては、それぞれ当該各号に定めるところによることができるものとする。

（一）　平面図　平面図又は既存の台帳や国土地理院地図、航空写真を用いて作成する。

（二）　断面図　代表断面図とする。

（三）　写真　起点及び終点並びに航空写真等による全景を撮影する。

（一箇所の工事）

第八　法第六条第二項の規定に基づき、複数の被災箇所を一箇所の工事とみなすに当たっては、工事の工期や発注単位を勘案して、被災箇所を統合又は分割し、一箇所の工事とみなす箇所の範囲を決定することができるものとする。

（机上査定上限額及び採択保留金額の見直し）

第九　机上査定上限額及び採択保留金額については、対象災害の被災状況の全

体像が明らかになった時点で、必要に応じて、財務省と調整し、見直すことができる。

（協議設計）

第十　対象区域のうち復興計画等（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第三号に規定する復興計画及び同法第九条に規定する都道府県復興方針をいう。以下同じ。）の対象となる予定の区域又は対象となった区域において、査定時に復興計画等が策定されていないため対象施設の復旧工法の確定が困難な場合における査定の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

（一）　申請者は、査定に先立ち、国土交通省と協議の上、策定中の復興計画等の案を勘案した復旧工法を検討し、査定設計書等を作成するものとする。

（二）　当該査定に係る災害復旧事業の採択に当たっては、事業の実施を保留し、その設計について協議すべき旨の条件を付するものとする。

（三）　申請者は、策定後の復興計画等と整合性のある復旧工法を検討した後、国土交通省と設計について協議を行うものとする。

（四）　財務省と調整の上、復旧工法を確定し、実施の保留を解除するものとする。

（早期確認型査定）

第十一　当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時において、申請予定箇所のうち、次の各号に該当する申請予定箇所については、申請時（前査定）の積算を不要とし、早期に現地を確認した上で、後査定において後日事業費を決定する早期確認型査定にて行うことができるものとする。

（一）　第三に規定する対象施設のうち、水管理・国土保全局所管であり、かつ市町村（指定都市を除く）所管施設であること。

（二）　水管理・国土保全局所管の対象施設において、被災箇所数が市（指定都市を除く）においては 60 箇所、町においては 30 箇所、村においては 20 箇所を超える場合であること。

（事業費の検証）

第十二　この査定方針に基づく査定を実施した場合には、次の各号に定めるとおり事業実施段階での事業費の検証等を実施する。

（一）　申請者は、事業実施に当たっては、工法等の工夫により、一層の事業費の縮減を図る。

（二）　申請者は、法施行令第七条第一項に規定する国土交通大臣の同意を必要とする設計の変更をするときは、財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）に報告する。

（三）　過年発生災害に係るものについては、原則、発災三年目以降事業完了までの事業費を調査する。

（追跡調査及び査定方法の妥当性の検証）

第十三　この査定方針に基づく査定を実施した場合には、事業実施段階又は事業完了後、次の各号に定める追跡調査を行い、その調査結果に基づき、財務省と大規模災害時の査定方法の妥当性について検証を行う。

（一）　第五に規定する机上査定を行った箇所のうち一部を抽出し、工法等について現地調査を行う。

（二）　第五の規定により設定した机上査定上限額について、対象災害に係る全ての査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分Ｓにあっては査定箇所全体のおおむね九割、区分Ａにあってはおおむね七割に達する査定箇所の査定設計額と机上査定上限額を比較調査する。

（三）　第六の規定により設定した採択保留金額について、査定設計額が四億円以上の査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分Ｓにあっては査定箇所全体のおおむね九割、区分Ａにあってはおおむね六割に達する査定箇所の査定設計額と採択保留金額を比較調査する。

（四）　第七の規定による図面等を用いた場合、査定設計額と実施設計額との傾向を調査する。

（五）　第十一の規定による早期確認型査定を行った箇所については、前査定及び後査定の状況及び査定実施に係る改善事項等を調査する。

（適用時期）

第十四　この査定方針は、令和六年四月一日以降に発生した災害に係る災害復旧事業の査定について適用する。

「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説
（令和６年５月改定）

１．本解説の位置づけ

今後、発生が危惧される大規模災害発生時において被災地域のより迅速な復旧・復興に資するため、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」（以下「本査定方針」という。）を平成２９年２月１日に策定しました。

本解説は、本査定方針の所管（都市局、水管理・国土保全局、港湾局）が広く、復旧対象施設も多種多様であることから、より理解を深め、実務に即した運用ができるよう逐条に解説するものです。

２．本査定方針の制度概要

大規模災害発生時においては、これまでも災害査定の効率化、簡素化を行い、甚大な被害を受けた地方公共団体が迅速に災害復旧に着手できるよう支援してきました。しかしながら、個別の災害ごとに被災の状況に応じ効率化等の内容を検討していたため、決定までに１ヶ月程度要しており、紀伊半島大水害、東日本大震災、熊本地震において被災した地域からは、より迅速な効率化などを求める要望をいただいていました。

このような状況を踏まえ、政府の激甚災害指定の見込みが立った時点で事前にルール化した災害査定の効率化の内容を速やかに適用する新たな査定方針を策定し、平成２９年発生災害から運用開始いたしました。

また、今後は、一層の「被災地域の早期復旧」に向けて、従来の査定よりも更に早い段階で被災確認を行う査定により、手戻りのないシームレスな詳細設計の実施を可能とする『早期確認型査定』を令和６年発生災害から選択できるようにし、災害復旧全体の迅速化を目指します。

具体的な内容としては、

１）「机上査定上限額の引き上げ」・・・第五

災害復旧の事業費は被災状況や復旧工法を現場で確認して決めるのが原則であるが、現場に行かずに会議室内で書類のみで決定できる机上査定について現行では申請額１，０００万円未満のものについて実施できることとなっている。この金額を引き上げ、実地査定件数を減らして効率化を図る。

２）「採択保留金額の引き上げ」・・・第六

一箇所の決定見込金額が４億円（採択保留金額）以上となる場合、現地査定では採択を保留し、後日、国土交通省と財務省の協議（以下、「本省間協議」という）によって災害復旧事業としての採否、金額が決定される。この採択保留金額を引き上げ、現地査定で採択できる箇所を増やすことにより、規模が大きく、工期を要する工事の着手までの行程の短縮化を図る。

３）「設計書に添付する図面等の効率化」・・・第七

災害査定時に用いる設計図書の作成において添付する図面等は、現行は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱」（以下「要綱」という）第十八第二項に規定する詳細な図面等としている。これらの詳細な図面等に代えて航空写真や代表的な断面の活用を可能とし災害査定の準備期間の縮減および作業量（測量、図面作成等）の軽減を図る。

４）「一箇所工事の取扱い」・・・第八

被災した箇所が１００ｍ以内の間隔で連続しているものに係る工事を一箇所の工事とする現行の取扱いに加え、工事の工期や発注単位を勘案して、被災した箇所が１００ｍを超える箇所であっても「統合」すること及び被災した箇所間の距離にかかわらず適度な工事発注単位に「分割」することを認め、一箇所工事の施工期間が長期となり、出水期の対策や通行規制などの長期化の懸念がある場合に工事への支障や社会的影響の負担軽減を図る。

５）「早期確認型査定」・・・第十一

早期確認型査定は、大規模災害時に特に技術者の不足や災害対応経験の不足などが懸念される市町村に対し、災害査定や工事着手に要する業務や期間等の短縮を図る、新たな査定方式である。

申請時（前査定）の積算は不要とすることや災害査定官等による技術的助言を行うことで手戻りのないシームレスな設計を実現することなどにより、「災害査定の申請」及び「災害復旧工事の着手」の２つをスピードアップし、災害復旧全体の迅速化を図る。

などの効率化の内容を事前にルール化し、適用するものです。

これらの効率化を迅速に実施することによって、災害発生から災害査定が終了するまでの期間の短縮、被災施設の早期復旧を促進し、ひいては被災地域の復興をより加速させるものです。

３．逐条解説

第一．目的

（目的）
第一　大規模災害時における災害復旧事業の査定は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号。以下「法」という。）、法施行令（昭和二十六年政令第百七号）、法施行規則（平成十二年運輸省・建設省令第十四号）、法事務取扱要綱（昭和三十一年建設省発河第百十四号）、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和三十二年建河発第三百五十一号）、公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針（昭和五十九年建設省都街発第三十五号）及び港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領（昭和四十年港災第七百八十三号）（以下「査定方針等」という。）に定めるもののほか、この査定方針の定めるところにより行うものとする。

１）災害復旧事業の査定については、以下の法、政令、規則等の体系で行われます。
① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
② 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令
③ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則
④ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱
⑤ 公共土木施設災害復旧事業査定方針･･･河川、海岸、砂防設備、
地すべり防止施設、
急傾斜地崩壊防止施設、
道路、水道、下水道
⑥ 公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針
⑦ 港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領
本査定方針は、「大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール化」の実施にあたり、必要な事項を定めたものであり、上記①～⑦と一体的に運用されます。

２）「この査定方針の定めるところにより行うものとする。」とは、以下の流れで、本査定方針の適用の可否を判断し、効率化の具体的な内容を実施します。
① 本査定方針の適用の可否の判断は以下の三項目を確認します。
・（対象とする大規模災害）第二　に該当し
・（対象施設）第三　に該当し
・（対象区域）第四　に該当する場合に本査定方針を適用します。
② 本査定方針の適用となる場合、（対象とする大規模災害）第二　による区分ごとに以下の二項目の効率化を実施します。
・（机上査定）第五　により効率化を実施します。
・（採択保留）第六　により効率化を実施します。
さらに上記の効率化に加え、対象とする大規模災害の区分にかかわらず、以下の二項目の効率化を実施します。

・（設計図書に添付する図面等）第七　により効率化を実施します。
・（一箇所の工事）第八　により効率化を実施します。

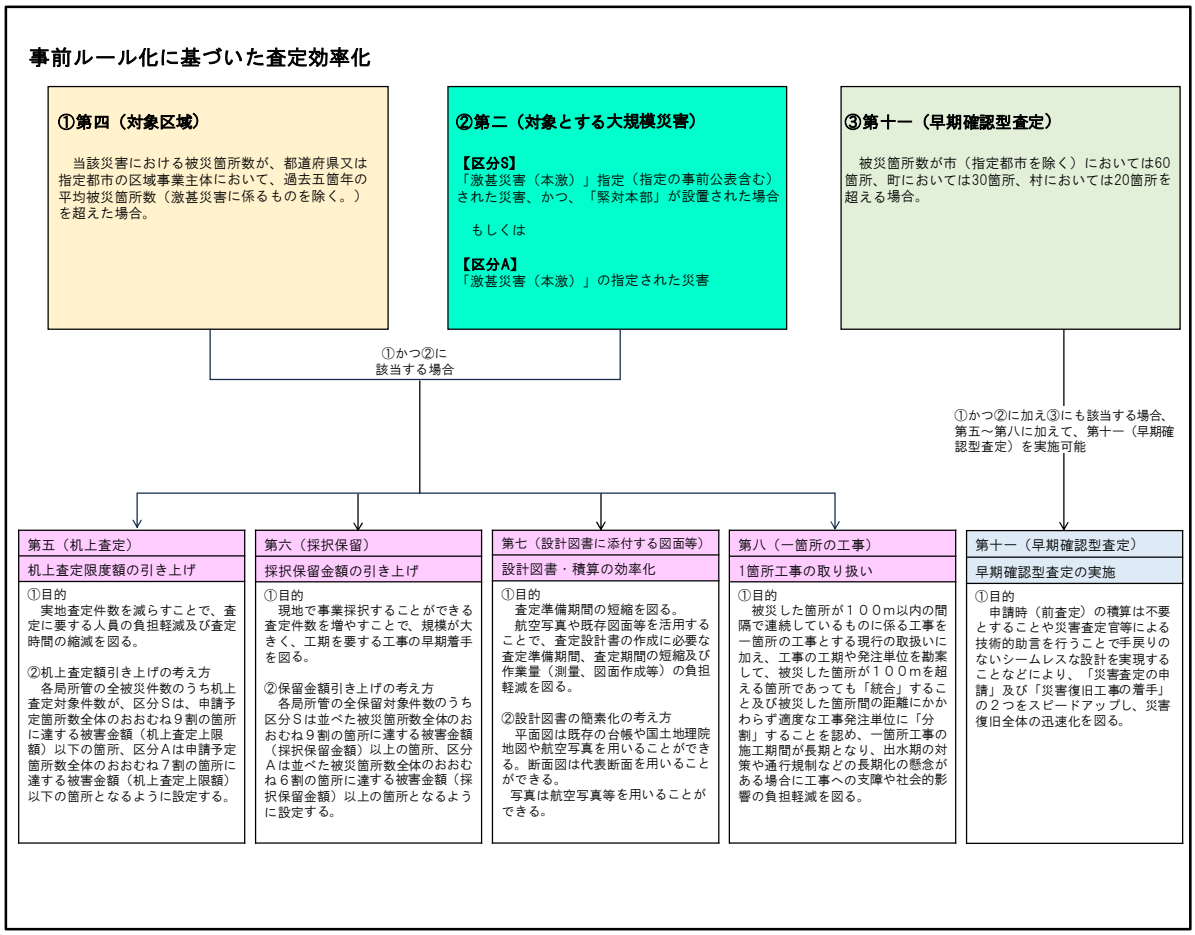
③ 必要に応じて、以下の二項目を実施する場合があります。
・（机上査定上限額及び採択保留金額の見直し）第九　が行われる場合があります。

また、復興計画等の対象となった区域がある場合は
・（協議設計）第十　に基づき本省間協議を行い復旧工法を確定する場合があります。

④ 早期確認型査定は上記①の三項目に該当し、さらに（早期確認型査定）第十一　（一）、（二）に該当する場合に適用を可能とします。

⑤ 本査定方針での査定完了後、申請者または国土交通省は以下の項目の調査、検証を行うとともに本省間協議を実施します。
・（事業費の検証）第十二　（一）、（二）については本査定方針の適用対象区域の申請者が実施します。（三）については国土交通省が調査を行い財務局が立会します。
・（追跡調査及び査定方法の妥当性の検証）第十三　国土交通省が行い本省間協議を実施します。

3）本査定方針による事前ルール化に基づいた査定効率化の流れは以下のフローのとおりです（「第〇」の数字は本査定方針の条文番号と対応しています）。



なお、本査定方針による災害査定の効率化以外の通常の効率化については、申請者からの効率化の要望のほか、以下に該当する場合は、個別に財務省と協議を行い、効率化の措置を検討することができます。

・「第二．対象とする大規模災害」に該当しないが、「第四．対象区域」に掲げる被災箇所数が、過去５箇年の平均被災箇所数（激甚災害に係るものを除く）を越えた場合

・対象区域に該当しない場合においても、やむを得ない事由等が認められる場合

なお、個別協議（やむを得ない事由等によるもの）に応じる際の基準は以下の３点に該当するものとします（「大規模災害時における査定効率化の個別協議基準について（令和２年８月 21 日付け事務連絡）」）。

① 申請者から効率化の要望があること。

② 早期の災害復旧に重大な支障をきたすようなやむを得ない事由等が認められること。

※過去の事例

・離島や交通分断などにより移動に時間を要する場合

・過年度（過去３箇年）に激甚災害が発生した場合

・新型コロナウイルス感染症の感染状況

③ 災害毎の発災件数が

・概ね１００件を超える

・過去５箇年の平均被災箇所数（激甚災害を除く）の概ね５割を超える

・上記過去５箇年のうち、突出する最大２箇年（５箇年平均を超えるものに限る）を除く平均件数を概ね超える

のいずれかに該当するなど、十分に甚大な件数と考えられること。

第二．対象とする大規模災害

（対象とする大規模災害）

第二　この査定方針で対象とする大規模災害は、次の各号に掲げる災害とする。

（一）　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条の規定に基づき、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）一の基準による激甚災害(*1)及びこれに対し適用すべき措置の指定（以下「指定」という。）が行われた災害又は内閣府により指定の事前公表(*2)が行われた災害（以下「激甚災害」という。）であって、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の二に基づく緊急災害対策本部(*3)が設置されたもの（以下「区分Ｓ」という。）とする。

（二）　激甚災害のうち、区分Ｓ以外のもの（以下「区分Ａ」という。）とする。

（＊１）激甚災害指定基準一の基準による激甚災害（本激）は次のＡ又はＢのいずれかに該当する災害です。

・Ａ　公共施設災害復旧事業費等の査定見込額　＞　全国標準税収入×0.5%

・Ｂ　「公共施設災害復旧事業費等の査定見込額　＞　全国標準税収入×0.2%」・・・①

かつ

(1)「一の都道府県の査定見込額　＞　当該都道府県の標準税収入×25%」の都道府県が一以上

又は

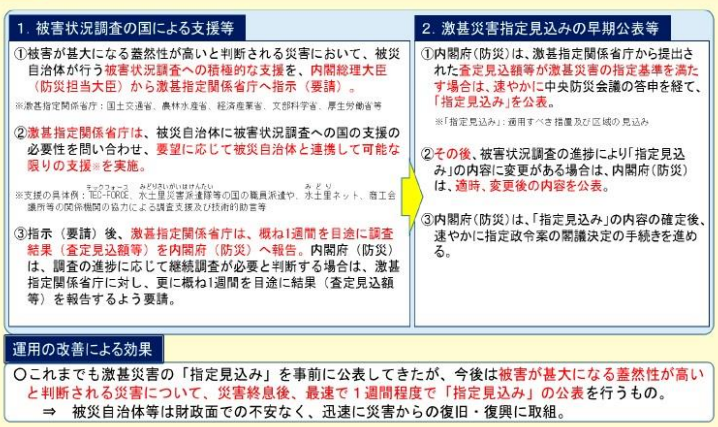
(2)「都道府県内市町村の査定見込総額　＞　都道府県内市町村の標準税収入×5%」の都道府県が一以上

すなわち、「①かつ(1)」または「①かつ(2)」。

（＊２）指定の事前公表：

激甚災害（本激）指定に先立って、近日中に指定される見込みであることを防災担当大臣（場合により内閣総理大臣）が激甚指定の閣議決定以前に会見等で公表します（激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要（平成 29 年 12 月 21 日　中央防災会議幹事会決定）において、「今後は被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、災害終息後、最速で１週間程度で「指定見込み」の公表を行うもの。」とされている（下図、出典先：平成 30 年版 防災白書））。

図表 2-2-3　激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要（平成29年12月21日　中央防災会議幹事会決定）



出典：内閣府資料

（＊３）緊急災害対策本部：

災害対策基本法に位置づけられた非常災害が発生した場合に、同法第 28 条 2 に基づき災害応急対策を推進するため、閣議にかけ内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員として設置される対策本部です。

１）本査定方針の対象とする大規模災害は激甚災害（本激［激甚災害指定基準一の基準］）に公共土木施設災害復旧事業等が指定（指定の事前公表含む）された災害であり、区分Ｓ、区分Ａの二種類に区分し、各区分に対応した災害査定の効率化を実施することができます。

区分Ｓ、区分Ａの考え方については以下のとおり。

① 区分Ｓ：激甚災害（本激）に指定されかつ緊急災害対策本部が設置された災害

※区分Ｓに相当する過去の災害：

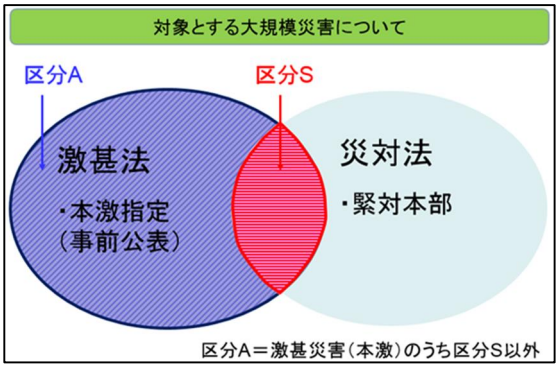
・平成 23 年東日本大震災

② 区分Ａ：激甚災害（本激）に指定された災害

※区分Ａに相当する過去の災害：

・平成 7 年阪神淡路大震災
・平成 16 年新潟県中越地震
・平成 28 年熊本地震
・平成 28 年 8 月 16 日から 9 月 1 日までの間の暴風雨及び豪雨等
・平成 30 年梅雨前線豪雨等
・平成 30 年北海道胆振東部地震
・令和元年東日本台風
・令和２年梅雨前線豪雨等
・令和６年能登半島地震　等

対象とする大規模災害のイメージは下図のとおりです。



・激甚法：
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
・本激指定：
激甚災害指定基準一の基準による激甚災害
・災対法：
災害対策基本法

なお、激甚災害指定基準一の基準に該当せず局地激甚災害指定基準に該当し、局地激甚災害の指定を受けた災害は対象とはなりません。

本査定方針による災害査定の効率化と個別に措置を検討する災害査定の特徴を下表に示します。

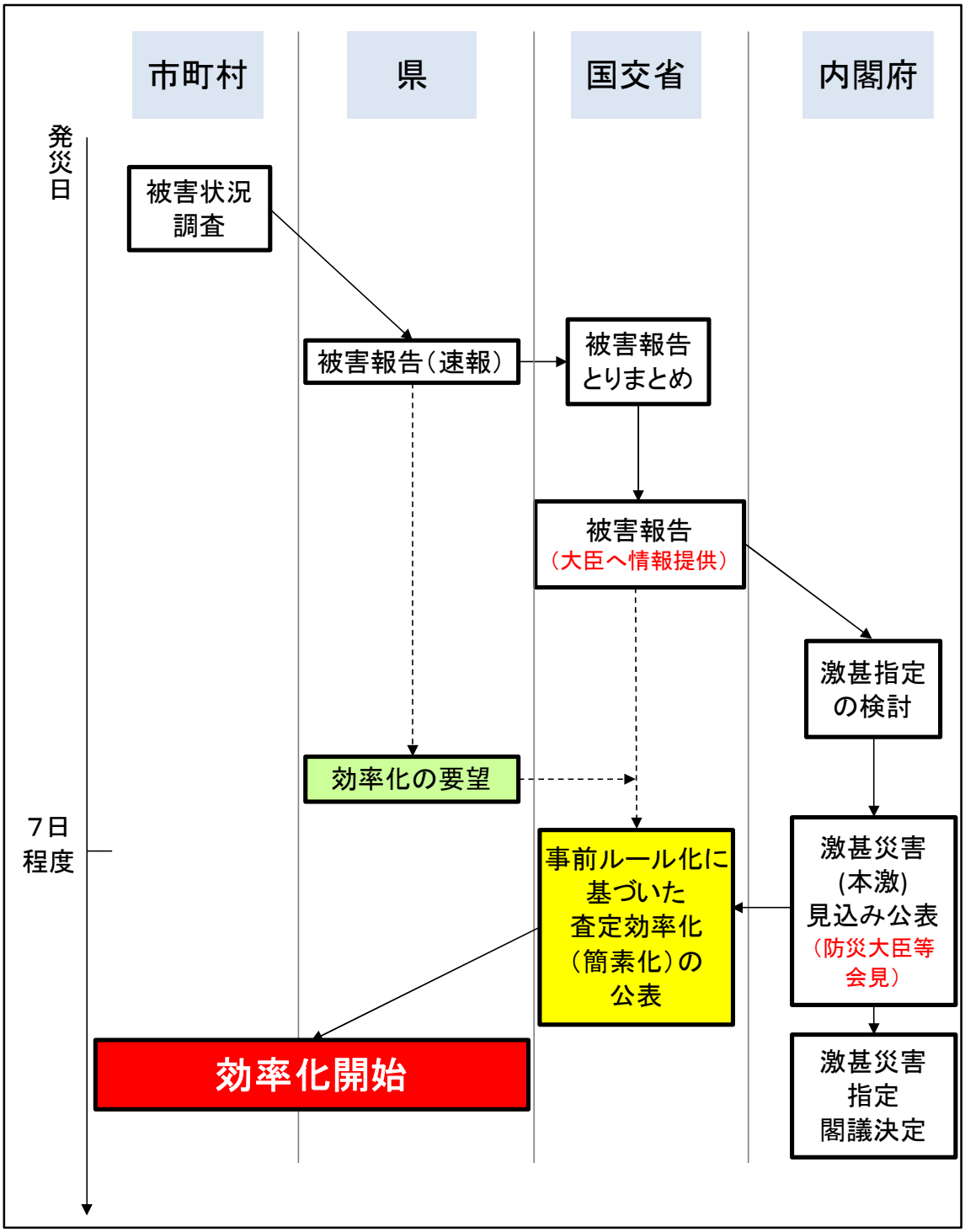
<table>
<tr><th></th><th>適用時期</th><th>区分</th><th>災害規模</th><th>緊対本部</th><th>激甚指定</th><th>区分S、Aに相当する過去の災害の例</th></tr>
<tr><td rowspan="2">災害査定の効率化本査定方針による</td><td rowspan="2">タイミングで適用開始要望後本激指定の</td><td>区分S</td><td rowspan="3">大
↑
小</td><td>設置</td><td rowspan="2">本激
指定</td><td>・平成23年東日本大震災</td></tr>
<tr><td>区分A</td><td>ー</td><td>・平成7年阪神淡路大震災
・平成16年新潟中越地震
・平成28年熊本地震
・平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨等
・平成30年梅雨前線豪雨等
・平成30年北海道胆振東部地震
・令和元年東日本台風
・令和2年梅雨前線豪雨等
・令和6年能登半島地震　等</td></tr>
<tr><td>効率化（通常の効率化）個別に財務省と協議し</td><td>約1ヶ月要望から適用まで</td><td>ー</td><td>ー</td><td>局激</td><td></td></tr>
</table>

2）災害の中には梅雨災害のように降雨等の期間が長くなり、場合によっては激甚災害（本激）指定前に災害査定の準備及び災害査定が始まる場合も考えられます。このような場合、国土交通省において個別に財務省と協議して災害査定の効率化の措置を検討します（通常の災害査定の効率化）。

3）区分Ｓ、区分Ａに該当し、かつ「第四．対象区域」に該当する場合は申請者からの効率化の要望をもって本査定方針による効率化を行うことができます。

発災から効率化開始までの流れを次項に示します。

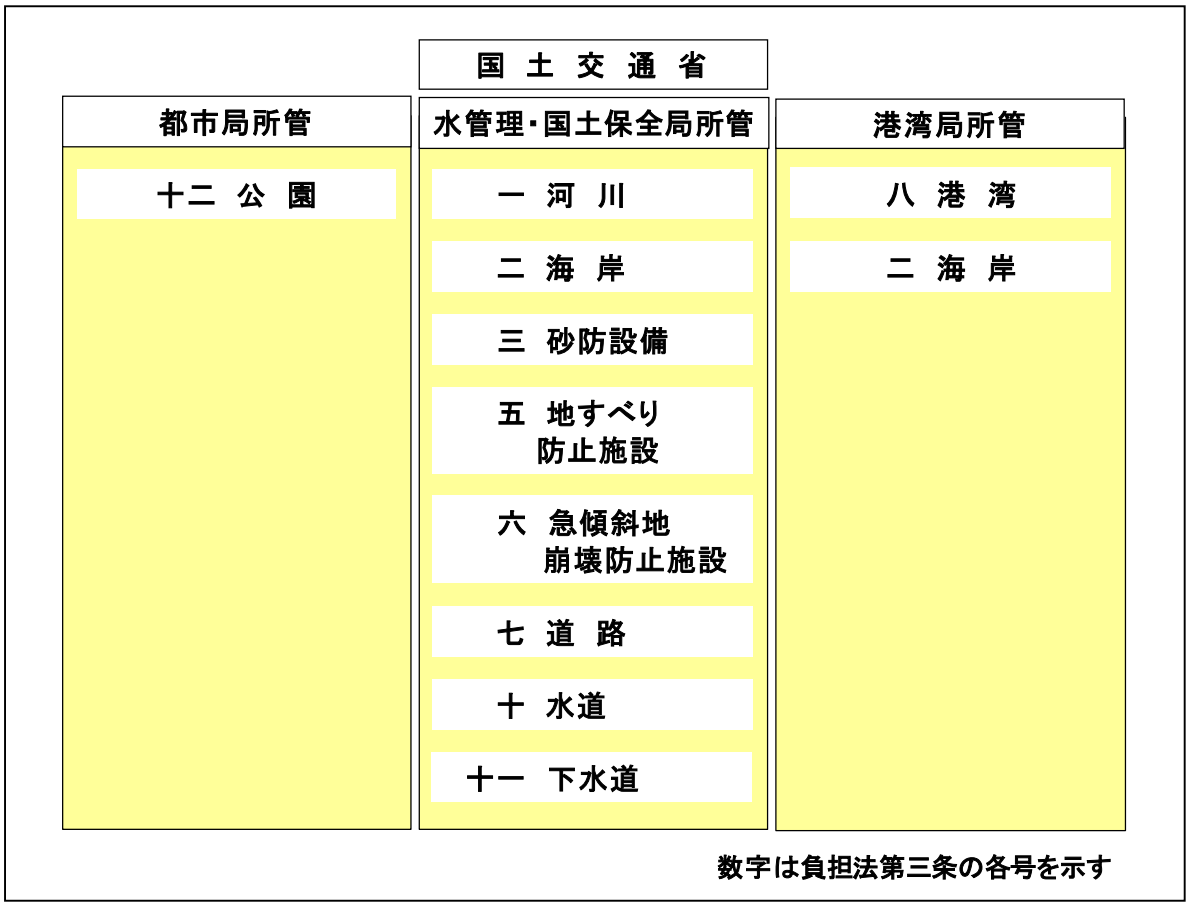
また、対象区域に該当しない場合においても、やむを得ない事由等が認められる場合は、個別に財務省と協議して災害査定の効率化の措置を検討することができるものとします。


市町村
県
国交省
内閣府
発災日
被害状況調査
被害報告（速報）
被害報告とりまとめ
被害報告
（大臣へ情報提供）
激甚指定の検討
効率化の要望
7日程度
事前ルール化に基づいた査定効率化（簡素化）の公表
激甚災害(本激)見込み公表
（防災大臣等会見）
効率化開始
激甚災害指定閣議決定

第三．対象施設

（対象施設）

第三　この査定方針の対象とする施設（以下「対象施設」という。）は、都市局所管にあっては、法第三条第十二号（公園）、水管理・国土保全局所管にあっては、法第三条第一号から第三号、第五号から第七号及び第十号、第十一号（河川、海岸（港湾に係る海岸を除く。）、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、水道、下水道）、港湾局所管にあっては、法第三条第二号及び第八号（海岸（港湾に係るものに限る。）、港湾）とする。



1）国土交通省の各局が所管する対象施設は下図のとおりです。

第四．対象区域

（対象区域）

第四　この査定方針の対象とする区域（以下「対象区域」という。）は、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合及び港務局(*1)であって都道府県又は指定都市がその組織に加わっているものを含む。以下「申請者」という。）において、激甚災害による被害が生じた場合に当該激甚災害に係る各局所管別の法施行令第五条に基づく報告（以下「災害報告」という。）における被災箇所数が、過去五箇年の平均被災箇所数(*2)（激甚災害に係るもの(*3)を除く。）を超えた都道府県又は指定都市の区域とする。

（＊１）港務局：

港務局など港湾管理者の設立形態は以下のとおりとなっています。

③ 港湾法の概要　（港湾管理者の設立形態）

国土交通省

港湾管理者の設立形態について、港湾法は次の三つの形態を想定している。

① 都道府県又は市町村の普通地方公共団体が港湾管理者になる場合（第33条第1項）

② 都道府県及び市町村が共同して地方自治法第284条第2項若しくは第3項に基づく一部事務組合若しくは広域連合を設立して港湾管理者になる場合（第33条第2項）

③ 関係地方公共団体が単独で又は共同して港務局を設立する場合（第4条第1項）

区　分	総数	港湾管理者					都道府県知事
		都道府県	市町村	港務局	一部事務組合	計	
国際戦略港湾	5	1	4	0	0	5	－
国際拠点港湾	18	11	4	0	3	18	－
重要港湾	102	82	16	1	3	102	－
（うち避難港）	(35)	(29)	(6)	(0)	(0)	(35)	－
地方港湾	808	504	304	0	0	808	－
（うち避難港）	(35)	(29)	(6)	(0)	(0)	(35)	－
計	933	598	328	1	6	933	－
56条港湾	61	－	－	－	－	－	61
合　計	994	598	328	1	6	933	61

（＊２）過去五箇年の平均被災箇所数 ：

過去五箇年の平均被災箇所数は、都道府県又は指定都市若しくは地方公共団体の組合において算定し、災害報告と合わせ国土交通省に報告してください。

なお、激甚災害（本激に限る）となった災害に係る被害件数を除き算定するものとします。

（＊３）激甚災害に係るもの ：

激甚災害に係るものについては、過去五箇年の各年ごと、かつ「都道府県又は指定都市若しくは地方公共団体の組合」ごとの激甚災害（本激に限る）の被害件数を国土交通省においてとりまとめ、あらかじめ周知いたします。

1）対象区域とは、本査定方針で定める災害査定の効率化の実施対象となる区域をいいます。

2）対象区域は、都道府県又は指定都市ごとの災害報告における被災箇所数が、過去五箇年の平均被災箇所数を超えた都道府県又は指定都市の範囲となります。なお、港湾局所管の場合、港湾管理者である都道府県又は市町村が管理する港湾の範囲に加えて、都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合及び港務局が管理する港湾の範囲を含みます。

3）災害報告については、災害が発生した場合、施行令上、定められた様式に基づき遅滞なく災害の被災状況の報告を行わなければならないとされています。

この災害報告は、国土交通省の各担当局に対する書面による報告とされており、以下のとおり定められています。

<table>
<tr><th>所管</th><th>対象施設</th><th>規定</th><th>様式</th></tr>
<tr><td rowspan="3">都市局

水管理・国土保全局

港湾局</td><td rowspan="3">河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、水道、下水道、公園</td><td>施行令第５条</td><td>「災害報告」</td></tr>
<tr><td>法施行規則第４条</td><td>別記様式第一
「災害報告書」</td></tr>
<tr><td>通達（平成 10 年 4 月 17 日建設省河防海第 84 号）災害報告について

通達（昭和 55 年 9 月 22 日港災第 1142 号）港湾関係公共土木施設災害状況の報告について

運用　港湾関係公共土木施設災害状況に係る災害報告について</td><td>別記様式１
「被害報告表」

別紙様式
「災害速報」</td></tr>
</table>

４）対象区域に該当するかどうかの判定の考え方を以下に示します。

① 国土交通省の各担当局へ報告している当該災害の災害報告の被災箇所数を、申請者（都道府県又は指定都市）ごとに各局所管別に集計（例えば、水管理・国土保全局であれば河川、海岸、道路等の全施設の被災箇所数を集計）します。

② 過去五箇年の災害報告の被災箇所数を①と同様の考え方で集計し、平均の被災箇所数を算出します。
なお、集計からは激甚災害（本激）となった災害に係る被災箇所数を除き集計します。

③ ①で集計した当該災害の被災箇所数が②で集計した過去五箇年の平均被災箇所数を上回っていれば本査定方針が適用となり災害査定の効率化を実施することになります。

【具体例】Ａ県の水管理・国土保全局所管施設災害の対象区域該当判定の例

［想定諸条件］

1. 平成 29 年９月に台風による豪雨災害が発生し甚大な被害が発生。当災害は平成 29 年９月台風による豪雨災害として激甚災害（本激）指定を受けた。Ａ県の当激甚災害（本激）に係る被災件数は５６０箇所
［河川施設２９０箇所、道路２００箇所、港湾施設６０箇所、
公園施設１０箇所］。
2. Ａ県の水管理・国土保全局所管施設の過去五箇年の各年の被災箇所数は以下のとおり。
平成２８年　　３００箇所
平成２７年　　５２０箇所
平成２６年　　９８０箇所（うち、激甚災害（本激）に係る被災箇所数９５０箇所）
平成２５年　　２１０箇所
平成２４年　　７０箇所
3. 平成 26 年は、「平成 26 年 7 月 30 日から 8 月 25 日までの間の豪雨及び暴風雨」が激甚災害（本激）指定を受けており関係するＡ県の被災箇所数は、９５０件。

［判定例］

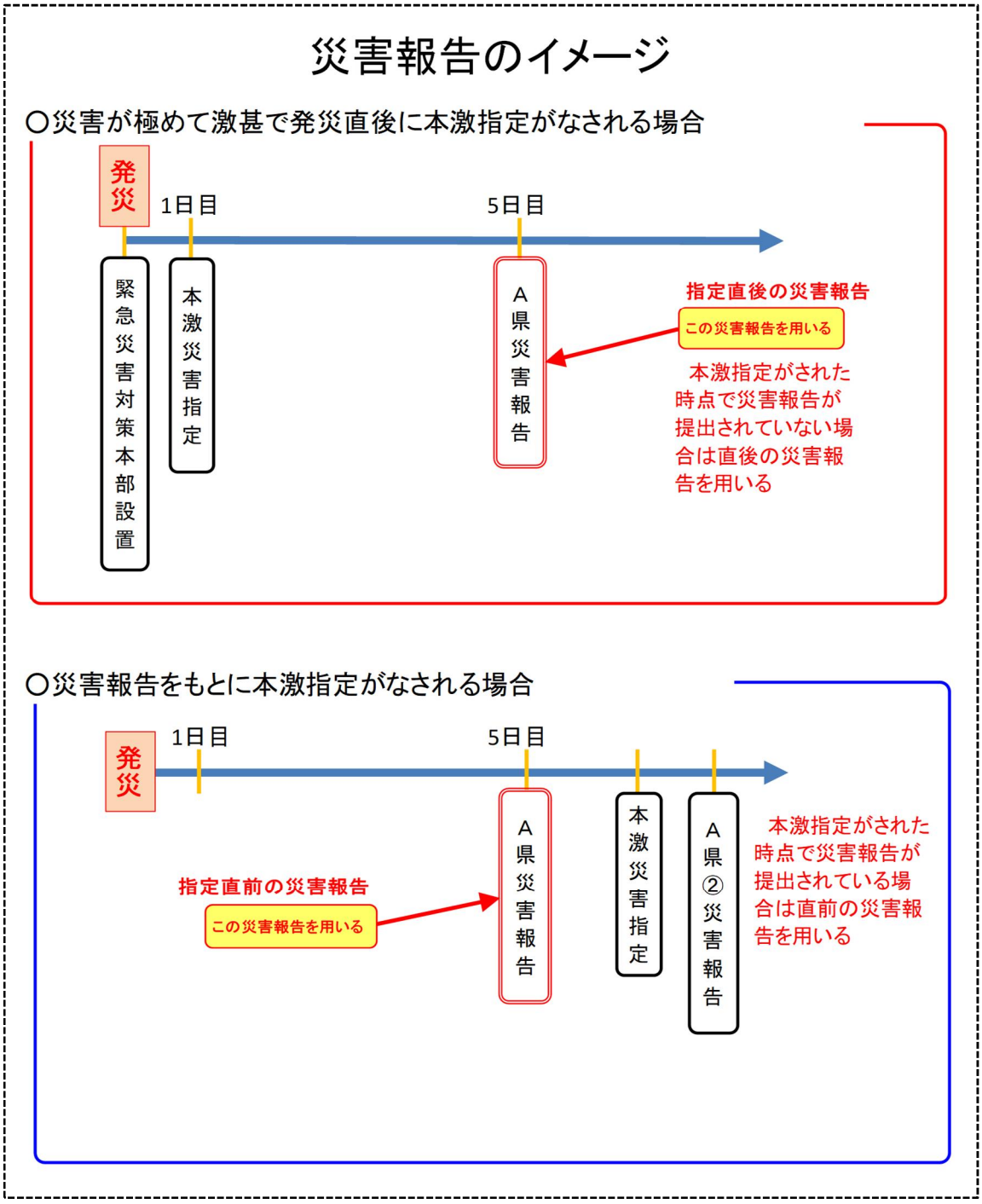
① 当該災害（平成 29 年９月台風による豪雨災害）に係るＡ県の水管理・国土保全局所管被災箇所数は河川施設と道路施設の被災箇所数を集計し４９０箇所。
４９０箇所＝２９０（河川）＋２００（道路）・・・(ア)

② 過去五箇年の平均被災箇所数を算出する際は、激甚災害（本激）の被災箇所数を除くため、平成２６年の被災箇所数は、９８０箇所から激甚災害（本激）に係る被災箇所数９５０箇所を除きます。
H26 被災箇所数
３０箇所＝９８０(H26 被災箇所数)－９５０(H26 本激箇所数)
Ａ県の過去五箇年の被災箇所数は以下のとおり。
２２６箇所 ＝（300＋520＋30＋210＋70）/ 5 箇年・・(イ)

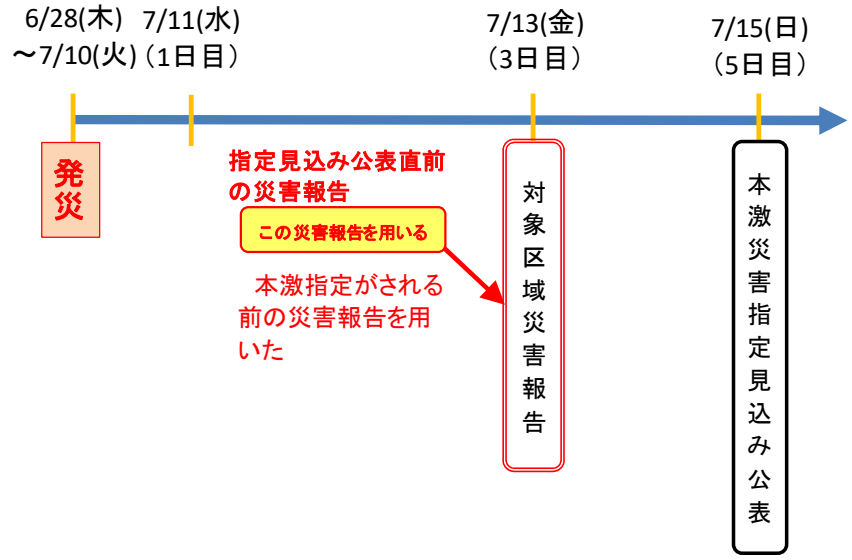
③ 当該災害の被災箇所数(ア)４９０箇所が過去五箇年の平均被災箇所数(イ)２２６箇所を上回っているため、Ａ県は対象区域に該当。
(ア)４９０箇所　＞　(イ)２２６箇所

5）判定に用いる災害報告の考え方

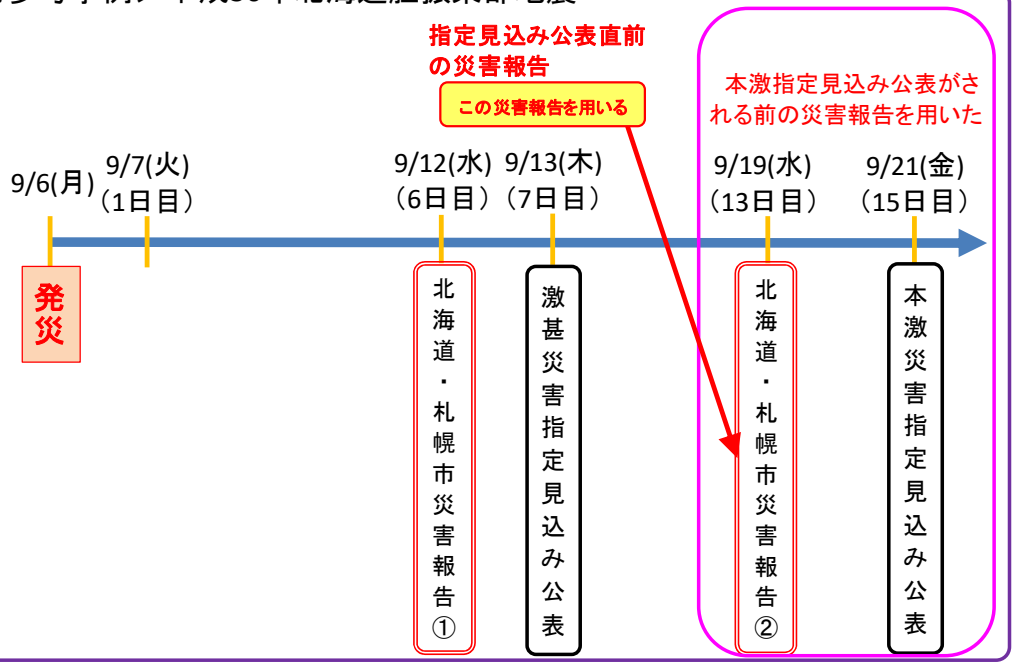
判定に用いる災害報告は、「第二．対象となる大規模災害」に該当した時点（激甚災害（本激）指定（事前公表を含む））において、申請者が災害報告を提出していた場合は該当時点の直前の災害報告、災害報告を提出していない場合は、該当時点の直後の災害報告を用いて判定します。



＜参考事例＞平成30年梅雨前線豪雨等（平成30年7月豪雨含む）



＜参考事例＞平成30年北海道胆振東部地震



第五．机上査定

（机上査定）

第五　当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時において、申請者からの災害報告が、既になされている場合はその時における直前の災害報告、未だなされていない場合はその直後の災害報告における被災箇所（以下「申請予定箇所」という。）を各局所管別及び対象区域別に被害金額の少ない順に並べた場合に、それぞれの申請予定箇所数全体のうち、区分Ｓにあってはおおむね九割、区分Ａにあってはおおむね七割に達する申請予定箇所の被害金額（以下「机上査定上限額」という。）以下となる申請予定箇所については、査定を机上にて行うことができるものとする。

１）机上査定とは、被災現地に出向くことなく会議室等室内で書面等の資料のみで行う災害査定のことです。現地での移動時間を要しないため、災害査定に要する時間は、実地査定と比べて短縮できますが、通常は申請額が１，０００万円未満のものに限られています。

２）本査定方針を適用する場合は、机上査定上限額の引上げを行うことができ、引上げた机上査定上限額以下の箇所は机上査定とすることができます。これによって実地査定件数を減らし査定に要する時間や人員の縮減を図ることができます。

３）机上査定上限額は、大規模災害が発生し、「第四．対象区域」に該当し、「第二．対象となる大規模災害」に該当した時点において、申請者（都道府県又は指定都市）が災害報告を用いて、各局所管ごとに算定し、国土交通省に効率化を要望します。国土交通省は、要望を行った申請者に適用する机上査定上限額を通知します。

４）算定に用いる災害報告の考え方は、「第四．対象区域」の「５）判定に用いる災害報告の考え方」と同様です。

５）机上査定箇所の判定、机上査定上限額の算定の考え方を以下に示します。

① 机上査定上限額は各局所管ごと、各申請者ごとに算定します。（例えば、Ａ県の机上査定上限額を水管理・国土保全局所管で一つ算定、港湾局で一つ算定。Ｂ県の机上査定上限額を水管理・国土保全局所管で一つ算定、都市局で一つ算定など）

② 国土交通省の各担当局へ報告している当該災害の災害報告の申請予定箇所を、被害金額の少ないものから並べます。

③ 区分Ｓは、申請予定箇所数全体のおおむね９割の箇所に達する被害金額（机上査定上限額）以下の箇所、区分Ａは申請予定箇所数全体のおおむね７割の箇所に達する被害金額（机上査定上限額）以下の箇所について机上査定とすることができます。

【具体例】Ａ県の水管理・国土保全局所管の机上査定上限額算定の例

［想定諸条件］

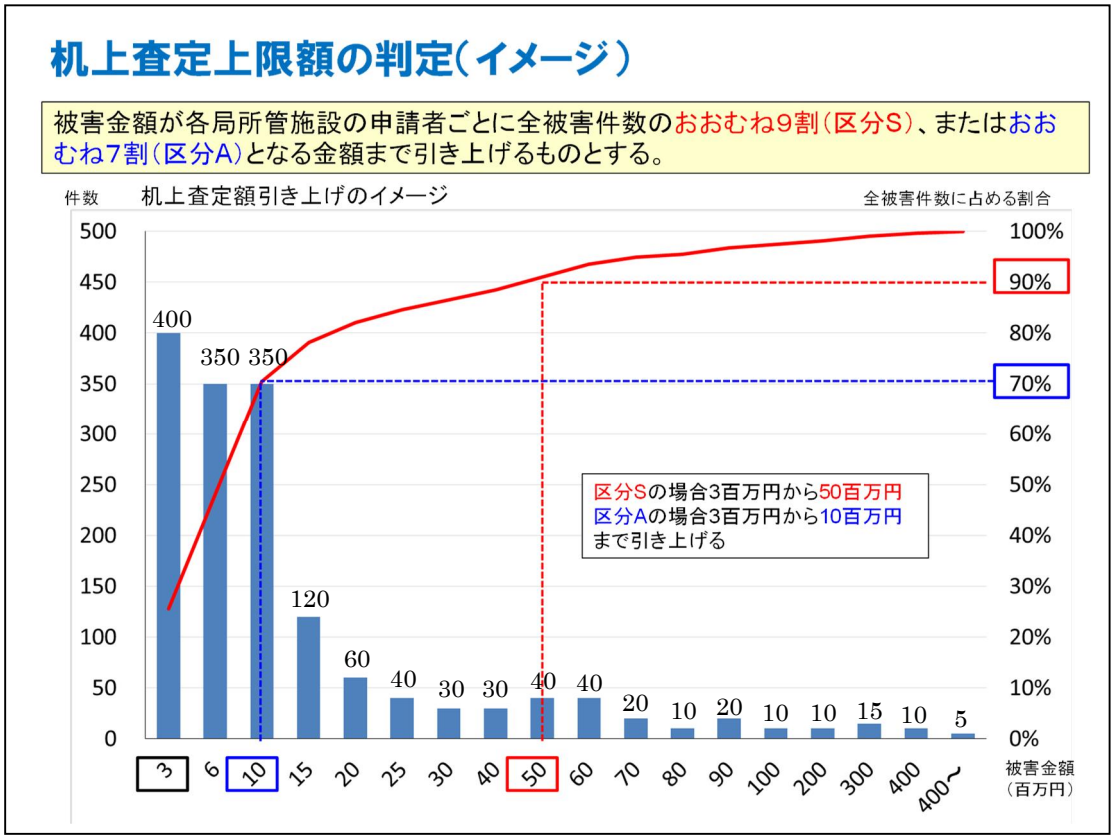
1. 平成 29 年９月に台風による豪雨災害が発生し甚大な被害が発生。
   当災害は平成 29 年９月台風による豪雨災害として激甚災害（本激）指定を受けた。
   Ａ県の当激甚災害（本激）に係る申請予定箇所数は１，７３４箇所［河川施設８６７箇所、道路６９３箇所、港湾施設８７箇所、公園施設８７箇所］。

［算定例］

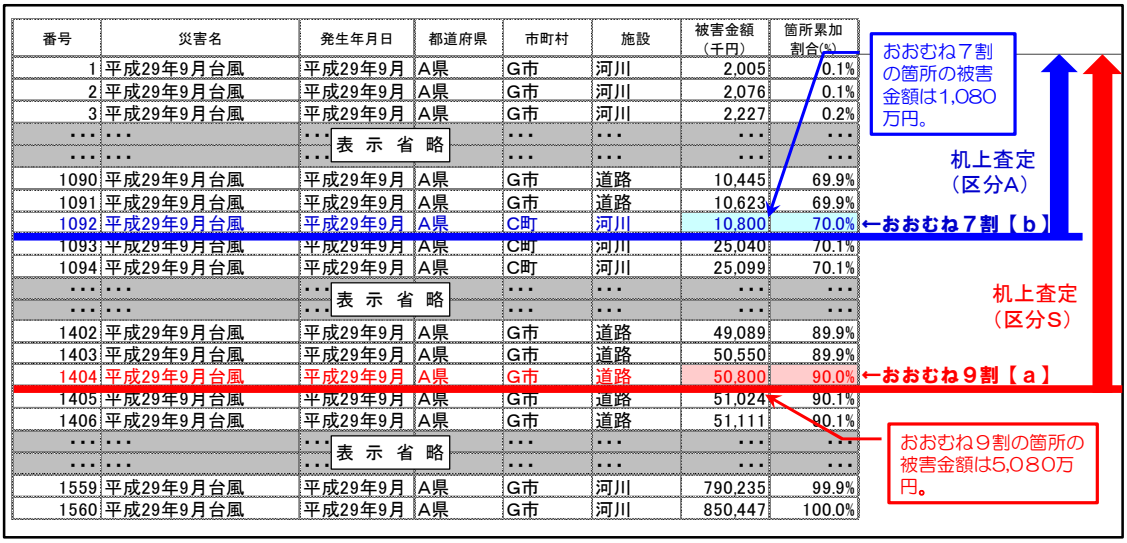
① 水管理・国土保全局所管の対象となる申請予定箇所数は１，５６０箇所。

１，５６０箇所＝８６７（河川）＋６９３（道路）

② 対象となる１，５６０箇所を被害金額の少ない順に並べグラフ化したイメージを以下に示します。



③　区分ごとに机上査定上限額を以下のとおり設定します。



番号	災害名	発生年月日	都道府県	市町村	施設	被害金額（千円）	箇所累加割合(%)
1	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	2,005	0.1%
2	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	2,076	0.1%
3	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	2,227	0.2%
…	…	…	表　示　省　略	…	…	…	…
…	…	…		…	…	…	…
1090	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	10,445	69.9%
1091	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	10,623	69.9%
1092	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	C町	河川	10,800	70.0%
1093	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	C町	河川	25,040	70.1%
1094	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	C町	河川	25,099	70.1%
…	…	…	表　示　省　略	…	…	…	…
…	…	…		…	…	…	…
1402	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	49,089	89.9%
1403	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	50,550	89.9%
1404	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	50,800	90.0%
1405	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	51,024	90.1%
1406	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	51,111	90.1%
…	…	…	表　示　省　略	…	…	…	…
…	…	…		…	…	…	…
1559	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	790,235	99.9%
1560	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	850,447	100.0%

・ 区分Ｓの場合、被害金額の少ない順に並べおおむね９割に達する箇所の被害金額は上記の表から５，０８０万円。・・・【ａ】
これが区分Ｓの机上査定上限額となります。
・ 区分Ａの場合、被害金額の少ない順に並べおおむね７割に達する箇所の被害金額は上記の表からとして１，０８０万円。・・・【ｂ】
これが区分Ａの机上査定上限額となります。

６）申請者は、現地査定において災害査定官及び立会官へ机上査定上限額の適用根拠（国土交通省からの通知）について説明してください。

７）机上査定上限額以下の箇所であっても、国土交通省と申請者は、机上査定より実地査定が効率的であると考えられる場合、災害査定の申請までに査定方法を調整するものとします。

８）机上査定上限額を設定した後、複数の申請予定箇所を一箇所の工事とみなすことで申請額が机上査定上限額を超えた場合は机上査定の対象外となります。

第六．採択保留

（採択保留）

第六　当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時において、申請者からの災害報告が、既になされている場合はその時における直前の災害報告、未だなされていない場合はその直後の災害報告における原則すべての対象区域内の被災箇所（箇所ごとの被害金額が四億円未満のものを除く。以下この項において「保留見込箇所」という。）を各局所管別に被害金額の少ない順に並べた場合に、保留見込箇所数全体のうち、区分Ｓにあってはおおむね九割、区分Ａにあってはおおむね六割に達する保留見込箇所の被害金額（以下「採択保留金額」という。）以上の保留見込箇所については、査定方針等に規定する金額の基準にかかわらず、採択の保留をするものとする。

１）採択保留とは、一箇所の決定見込金額が４億円（採択保留金額）以上となる場合に現地査定では採択を保留して、後日、国土交通省と財務省の協議によって、災害復旧事業としての採否、金額等の決定がなされるものです。

２）本査定方針を適用する場合は、採択保留金額の引上げを行うことができ、引上げた採択保留金額以上の箇所は採択保留となり、採択保留金額未満の箇所は現地査定において採択することができるようになります。これによって現地査定で採択できる箇所を増やすことができ、規模が大きく、工期を要する工事の早期着手を図ることができます。

３）採択保留金額は、各局所管ごとに、原則すべての申請者（都道府県又は指定都市）から報告された災害報告の合計箇所数（全国ベース）で算定します。このため、採択保留金額は、申請者（都道府県又は指定都市）で算定することはできません。
採択保留金額は、国土交通省において災害報告に基づき各局所管ごとに集計・算定し、効率化の要望を行った申請者へ通知します。

４）算定に用いる災害報告の考え方は、「第四．対象区域」の「５）判定に用いる災害報告の考え方」と同様です。

５）採択保留金額の算定、保留見込箇所の判定の考え方を以下に示します。

①　採択保留金額は、各局所管ごとに全国ベースで算定します。（例えば、水管理・国土保全局で該当する申請者全体に適用する採択保留金額を一つ算定など。）

②　国土交通省は、「第四．対象区域」に該当した原則すべての申請者の災害報告が提出された時点で採択保留金額の算定を行います。
すべての申請者の災害報告から被害金額４億円未満のものを除き、被害額の少ないものから被災箇所を並べます。

③　区分Ｓは並べた保留見込箇所数全体のおおむね９割の箇所に達する被害金額（採択保留金額）以上の箇所、区分Ａは並べた保留見込箇所数全体のおおむね６割の箇所に達する被害金額（採択保留金額）以上の箇所

については、採択保留対象となります。採択保留金額未満の箇所については、現地査定で採択できます。

【具体例】Ａ県及びＢ県の水管理・国土保全局所管の採択保留金額算定の例

［想定諸条件］

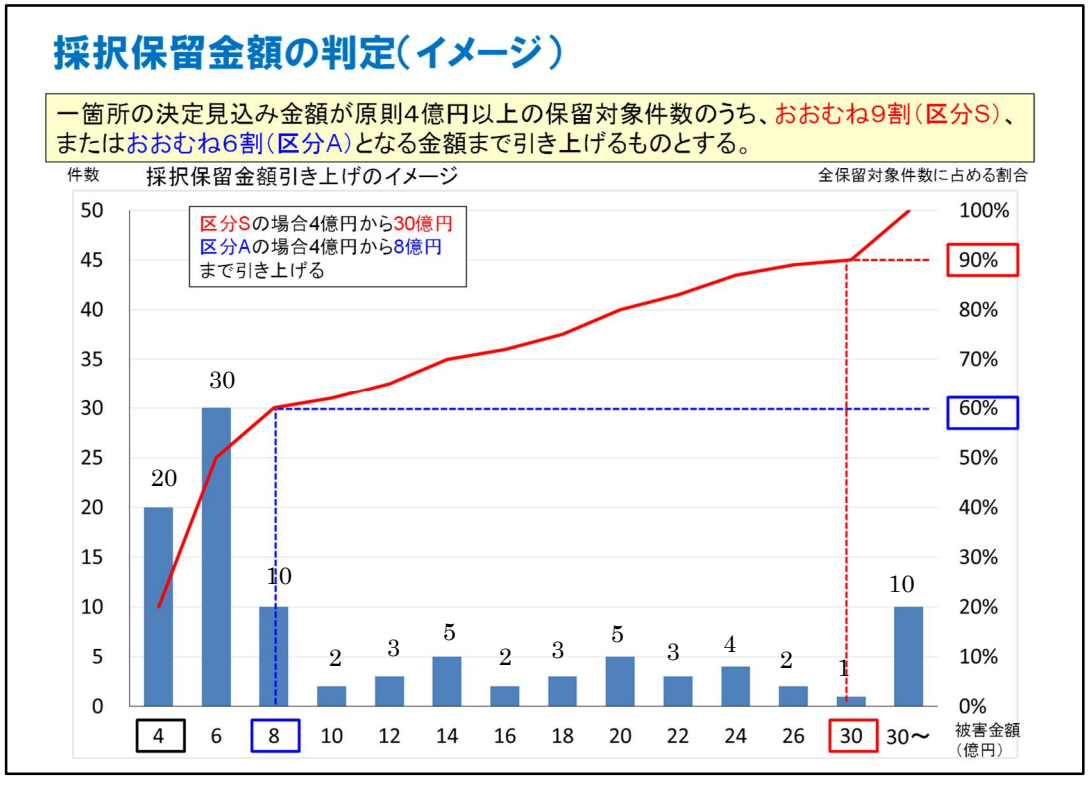
1. 平成 29 年９月に台風による豪雨災害が発生し甚大な被害が発生。当災害は平成 29 年９月台風による豪雨災害として激甚災害（本激）指定を受け、Ａ県、Ｂ県が被災。
2. 当激甚災害（本激）に係る各県の被災箇所は以下のとおり。
   Ａ県の保留見込箇所数は７０箇所
   ［河川施設４０箇所、道路２０箇所、港湾施設１０箇所］
   Ｂ県の保留見込箇所数は５０箇所
   ［河川施設２０箇所、道路２０箇所、公園施設１０箇所］。

［算定例］

① 採択保留金額算定の対象となる水管理・国土保全局所管の保留見込箇所数は、水管理・国土保全局所管の河川、道路の保留見込箇所数を集計します。

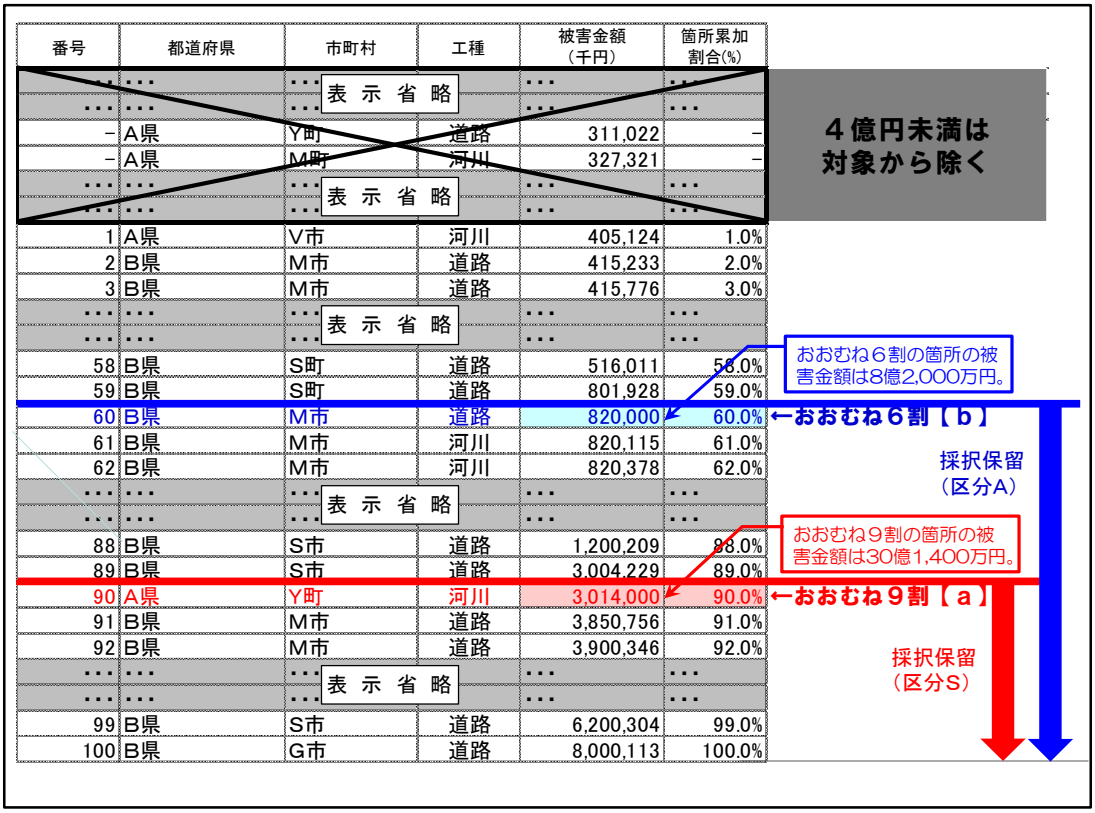
Ａ県６０箇所
６０箇所＝４０（河川）＋２０（道路）
Ｂ県４０箇所
４０箇所＝２０（河川）＋２０（道路）
Ａ県６０箇所とＢ県４０箇所の計１００箇所

② 対象となる１００箇所を被害金額の少ない順に並べグラフ化したイメージを以下に示します。



③　区分ごとに採択保留金額を以下のとおり設定します。

番号	都道府県	市町村	工種	被害金額（千円）	箇所累加割合(%)
…	…	…	表 示 省 略	…	…
…	…	…		…	…
－	A県	Y町	道路	311,022	－
－	A県	M町	河川	327,321	－
…	…	…	表 示 省 略	…	…
…	…	…		…	…
1	A県	V市	河川	405,124	1.0%
2	B県	M市	道路	415,233	2.0%
3	B県	M市	道路	415,776	3.0%
…	…	…	表 示 省 略	…	…
…	…	…		…	…
58	B県	S町	道路	516,011	58.0%
59	B県	S町	道路	801,928	59.0%
60	B県	M市	道路	820,000	60.0%
61	B県	M市	河川	820,115	61.0%
62	B県	M市	河川	820,378	62.0%
…	…	…	表 示 省 略	…	…
…	…	…		…	…
88	B県	S市	道路	1,200,209	88.0%
89	B県	S市	道路	3,004,229	89.0%
90	A県	Y町	河川	3,014,000	90.0%
91	B県	M市	道路	3,850,756	91.0%
92	B県	M市	道路	3,900,346	92.0%
…	…	…	表 示 省 略	…	…
…	…	…		…	…
99	B県	S市	道路	6,200,304	99.0%
100	B県	G市	道路	8,000,113	100.0%



・区分Ｓの場合、被害金額の少ない順に並べおおむね９割に達する箇所の被害金額は上記の表から３０億１，４００万円。・・・【ａ】
これが区分Ｓの採択保留金額となります。

・区分Ａの場合、被害金額の少ない順に並べおおむね６割に達する箇所の被害金額は上記の表から８億２，０００万円。・・・【ｂ】
これが区分Ａの採択保留金額となります。

第七．設計書に添付する図面等

（設計書に添付する図面等）

第七　法施行令第六条第一項に規定する設計書に添付する書類のうち、次の各号に掲げるものの取扱いについては、それぞれ当該各号に定めるところによることができるものとする。

（一）　平面図　平面図又は既存の台帳や国土地理院地図、航空写真を用いて作成する。

（二）　断面図　代表断面図とする。

（三）　写真　　起点及び終点並びに航空写真等による全景を撮影する。

１）災害復旧事業の事業費の決定を受けようとするとき（災害復旧事業の申請を行うとき）は、法施行令第六条第一項及び法事務取扱要綱第十八において設計書に添付する書類が定められています。
本査定方針を適用する場合は、添付する書類のうち（１）平面図、（２）断面図、（３）写真の取扱いを効率化することができます。
効率化することによって、災害査定の準備期間の縮減および作業量（測量、図面作成等）の軽減を図ることができます。

２）効率化の内容は以下の通りです。

・平面図　：　平面図は既存の台帳や国土地理院の地図および縮尺精度を有する航空写真を用いて作成することができます。

・断面図　：　断面図は代表的な断面を用いて作成することができます。

・写　真　：　被害の状況を知ることのできる写真として、起点及び終点並びに全景を把握できる写真として航空写真等も用いることができます。

３）添付する書類の効率化は「できる規定」のため、災害査定の申請に当たって申請者が必要と認める書類の添付を妨げるものではありません。

4）設計図書の効率化（既存地図の活用、航空写真の活用、代表断面活用）のイメージを下図に示します。



5）橋梁・水門については、大規模災害時に使用出来るように国土交通省において総合単価（案）を用意しているため、被災状況を勘案して活用を検討ください。

6）大規模災害査定方針に基づき設計書に添付する図面等の簡素化を行って災害査定を実施した場合、災害査定後に設計書を作成するために行う調査、測量、試験又は設計に関する費用については、災害復旧事業の対象となり、査定申請時に計上することができます（「大規模災害時における調査、測量、試験又は設計に要する費用の取扱いについて（令和２年７月 31 日付け国都安４５号、国水防第５１号、国港海第９５号）」）。

その取扱いについては下記の点に留意してください。

①対象となるのは、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」第７に規定する、設計書に添付する図面等の簡素化を行って災害査定を申請する場合とする。

②調査（被災状況調査は除く）、測量、試験又は設計に要する費用については、査定設計書の「測量及び試験費」に計上することとする。

③計上する費用は、必要最小限度とし、査定時に積算根拠を説明すること。また、他の箇所の調査等と一体に設計する場合には、延長比等の按分により当該箇所の調査等の費用を適切に計上すること。

④査定申請時に未計上であった場合は、設計変更の対象とならないことに留意すること。

⑤設計変更する必要が生じた場合には、適切に設計変更を実施すること。

７）河川災害復旧助成事業等（※）についても、個別に財務省と協議を行い、事業要望に添付する図面等を簡素化することができますが、簡素化をする場合、「大規模災害時における河川災害復旧助成事業等にかかる調査、測量、試験又は設計に要する費用の取扱いについて（令和３年１月１５日付け国水防第１８１号、国港海第２０２号）」により、事業採択後に設計書を作成するための調査等に関する費用を計上することができます。

※ 河川災害復旧助成事業、海岸災害復旧助成事業、河川等災害関連事業、河川等災害関連特別対策事業、特定小川災害関連環境再生事業、港湾施設災害関連事業

第八．一箇所の工事

（一箇所の工事）

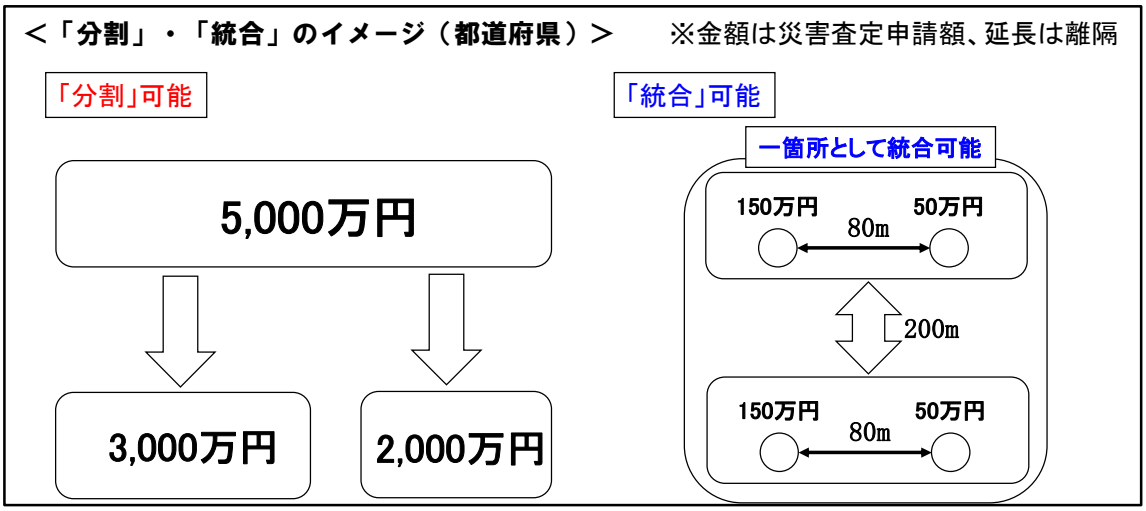
第八　法第六条第二項の規定に基づき、複数の被災箇所を一箇所の工事とみなすに当たっては、工事の工期や発注単位を勘案して、被災箇所を統合又は分割し、一箇所の工事とみなす箇所の範囲を決定することができるものとする。

１）一箇所の工事については、法第六条第二項において、一つの施設について被災した箇所が１００ｍ以内の間隔で連続しているものに係る工事や、橋、水制、床止めその他これらに類する施設で被災した箇所が１００ｍを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの当該施設の２以上にわたる工事で工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは一箇所の工事とみなすものとされています。

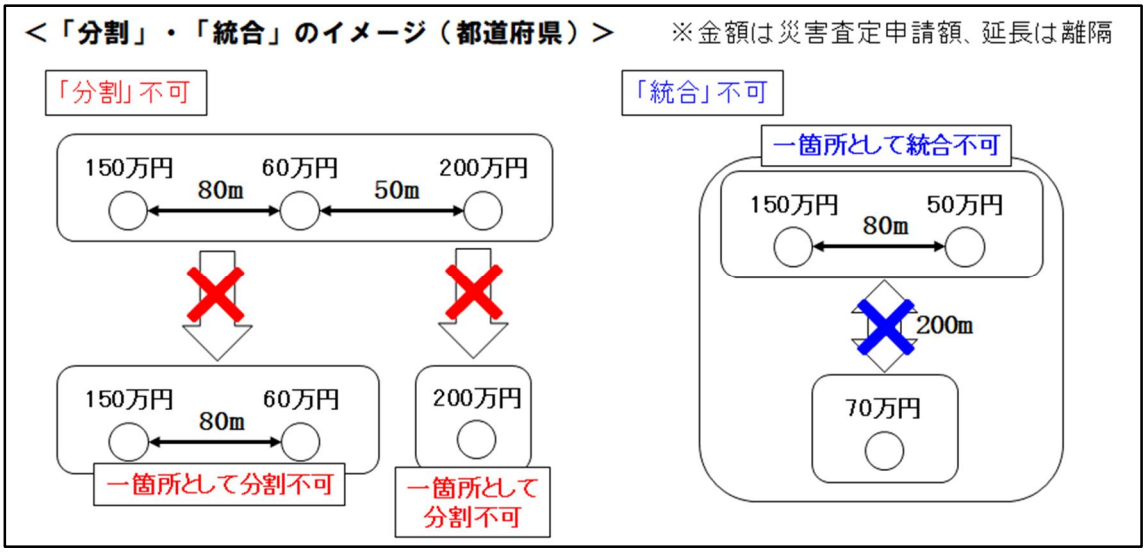
２）本査定方針を適用する場合は、工事の工期や発注単位を勘案し一箇所の工事を、「統合」又は「分割」することができます。

大規模災害時において、被災した箇所が１００ｍ以内の間隔で連続しているものに係る工事を一箇所の工事とする現行の取扱いに加え、工事の工期や発注単位を勘案して、被災した箇所が１００ｍを超える箇所であっても「統合」すること及び被災した箇所間の距離にかかわらず適度な工事発注単位に「分割」することを認め、一箇所工事の施工期間が長期となり、出水期の対策や通行規制などの長期化の懸念がある場合に工事への支障や社会的影響の負担軽減を図るものである。

ただし、「分割」を行う場合その理由を求めることがあります。



３）「分割」については、法第六条第二項に規定する一箇所と認められるものの分割は出来ません。また、「統合」については、限度額未満で一箇所と認められないものは１００ｍ以上離れているものの統合は認められません。

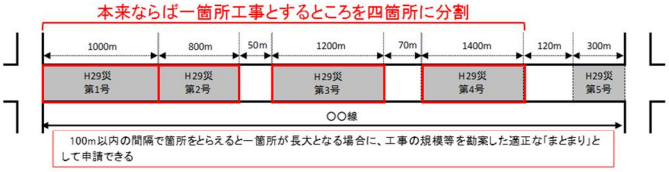


4）「統合」又は「分割」のイメージを下図に示します。

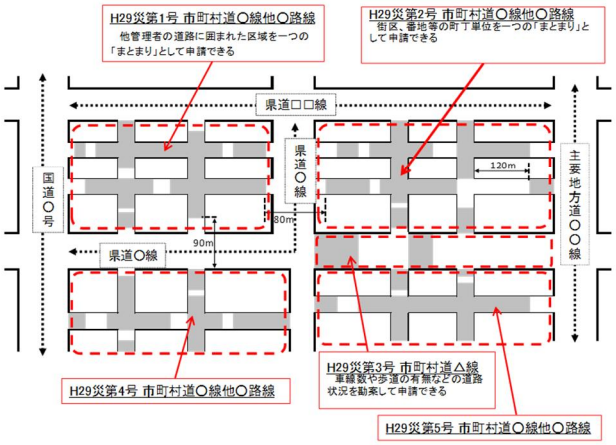
河川、道路施設の場合【水管理・国土保全局所管】

災害復旧事業における1箇所の工事について

【被災した複数箇所を分割する場合】
1. 100m以内の間隔で箇所をとらえると一箇所が長大となる場合、工事の工期や規模を勘案して分割し、分割後の各々の箇所を一箇所とみなすことができる。

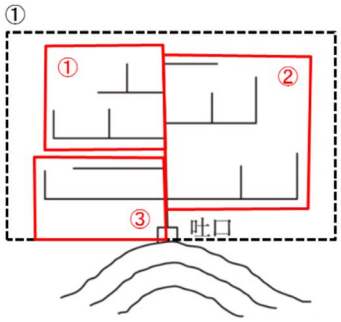


【被災した複数箇所を統合する場合】
2. 事業施行の効率を向上させるため、工事の工期や規模を勘案した「被災箇所のまとまり」を一箇所工事とみなすことができる。



下水道施設の場合【水管理・国土保全局所管】

【管渠の考え方】
1. 管渠において、効率的な工期、住民の生活や道路交通状況等を勘案し、処理区分、幹線管渠を基本としてブロック割を行い、分割後の各々のブロックを一箇所とすることができる。



本来は全体で一箇所であるが、分割することが可能

【終末処理場等の箇所の考え方】
2. 終末処理場、ポンプ場において、主要な施設または対象工種（土木、建築、機械、電気）ごとに内容を勘案して一箇所とすることができる。

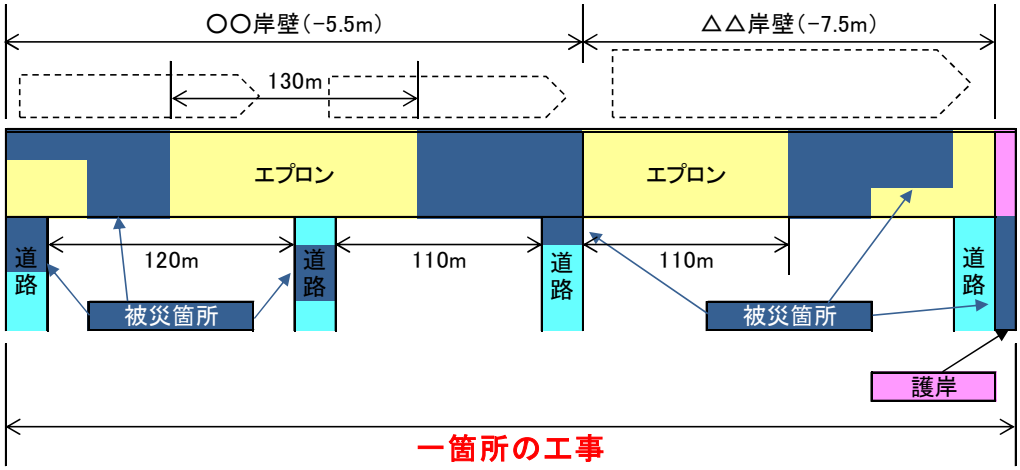
※水道施設については、今後の被災状況を踏まえ、必要に応じて検討します。

港湾施設の場合【港湾局所管】

一箇所の工事の取扱い

「被災箇所のまとまり」を一箇所工事としてみなす場合

1　事業施行の効率を向上させるため、同一ふ頭内（※）を限度として、工事の工期や発注単位を勘案した「被災箇所のまとまり（※※）」を一箇所工事とみなすことが出来る。



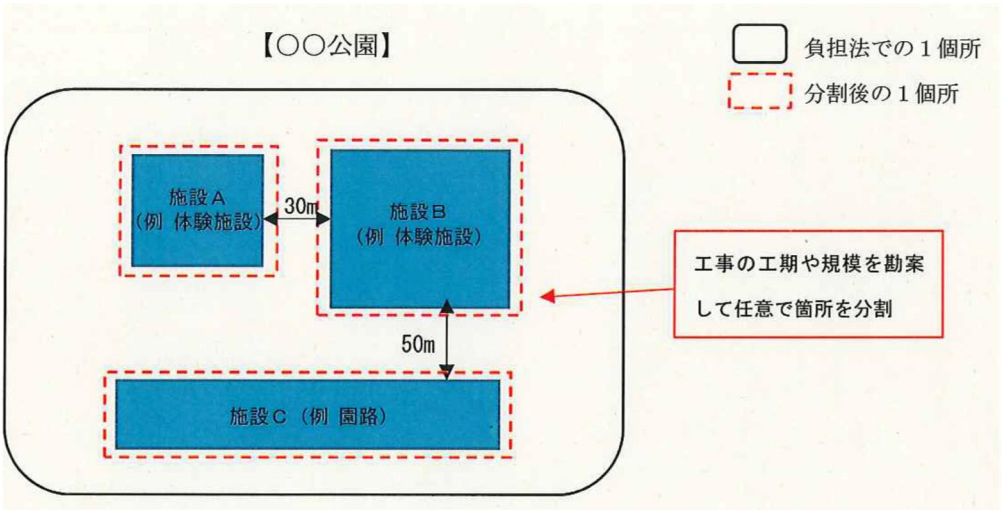
※工事の工種を同一とするものを基本とする。

※※「被災箇所のまとまり」は一つのバースを基本とするが、連続するバースに同様の被害状況がある場合は（同一ふ頭内を限度として）、一箇所とみなすことが出来る。

公園施設の場合【都市局所管】

【被災した複数箇所を分割する場合】

1．被災箇所の間隔が100m以内に近接している場合においても、災害復旧事業の迅速かつ効率的な実施を図るため、工事の工期や規模を勘案して分割し、分割後の各々の箇所を一箇所とみなすことができる。



第九．机上査定上限額及び採択保留金額の見直し

（机上査定上限額及び採択保留金額の見直し）

第九　机上査定上限額及び採択保留金額については、対象災害の被災状況の全体像が明らかになった時点で、必要に応じて、財務省と調整し、見直すことができる。

1）机上査定上限額及び採択保留金額は、被災後可能な限り早い時点で判定することを想定しており、「第二．対象とする大規模災害」に該当するような大規模災害時は、その後の調査で更に新たな被害状況が判明することが想定されます。
このような場合において、被害の全体像が明らかになり当初設定した机上査定上限額及び採択保留金額が被害実態と乖離していた場合、必要に応じ見直すことができます。

2）机上査定上限額の見直しについては、都道府県又は指定都市の要望に基づき国土交通省が見直しの必要性を判断します。
机上査定上限額の見直しを行う場合、申請者は更新した災害報告に基づく机上査定上限額の算定内容を国土交通省に報告してください。
国土交通省は財務省と調整を行い、見直しの可否を決定し該当する申請者へ通知します。

3）採択保留金額の見直しについては、国土交通省が見直しの必要性を判断します。
国土交通省は、財務省と調整を行い、見直しの可否を決定し該当する申請者へ通知します。

4）本方針を適用し見直しが生じた場合、又は確定報告後見直しをしない場合でも乖離が生じることがあれば必要に応じてその理由を求めることがあります。

5）見直しを行う場合は、災害査定に影響する場合があることから作業期間に余裕のあるようにしてください。

第十．協議設計

（協議設計）

第十　対象区域のうち復興計画等（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第三号に規定する復興計画及び同法第九条に規定する都道府県復興方針をいう。以下同じ。）の対象となる予定の区域又は対象となった区域において、査定時に復興計画等が策定されていないため対象施設の復旧工法の確定が困難な場合における査定の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

（一）　申請者は、査定に先立ち、国土交通省と協議の上、策定中の復興計画等の案を勘案した復旧工法を検討し、査定設計書等を作成するものとする。

（二）　当該査定に係る災害復旧事業の採択に当たっては、事業の実施を保留し、その設計について協議すべき旨の条件を付するものとする。

（三）　申請者は、策定後の復興計画等と整合性のある復旧工法を検討した後、国土交通省と設計について協議を行うものとする。

（四）　財務省と調整の上、復旧工法を確定し、実施の保留を解除するものとする。

1）協議設計は、事業の実施にあたり工法等に更に検討を要する場合に、災害復旧事業としては採択するが実施を保留し、工事の実施に際して十分な調査をした上で申請者が国土交通省と復旧内容を協議するものです。

2）「第十．協議設計」は、今後発生が懸念される大規模災害からの復興のために、適用する枠組みとして位置付けたものです。
今後、著しく異常かつ激甚な非常災害で、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和 36 年法第 223 号）第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（特定大規模災害）が発生した場合には、当該法律に基づき、国は「復興基本方針」を定め、それに即して、都道府県は「都道府県復興方針」を定めることができ、市町村は単独又は都道府県復興方針を定めた都道府県と共同して「復興計画」を策定することができます。
復旧計画等の策定には時間を要するものがあり、災害査定時に復興計画等が策定されていないため復旧工法の確定が困難なものを協議設計としています。そのため、協議設計においては、申請者は復興計画等と整合性のある復旧工法を検討し、国土交通省と設計について協議を行うものです。

3）なお、協議設計の場合、工事に必要な調査にかかる費用（測量及び試験費）は、事業費に含まれ、国庫負担の対象となります。

第十一．早期確認型査定

（早期確認型査定）

第十一　当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時において、申請予定箇所のうち、次の各号に該当する申請予定箇所については、申請時（前査定）の積算を不要とし、早期に現地を確認した上で、後査定において後日事業費を決定する早期確認型査定にて行うことができるものとする。

（一）　第三に規定する対象施設のうち、水管理・国土保全局所管であり、かつ市町村（指定都市を除く）所管施設であること。

（二）　水管理・国土保全局所管の対象施設において、被災箇所数が市（指定都市を除く）においては 60 箇所、町においては 30 箇所、村においては 20 箇所を超える場合であること。

1）早期確認型査定は、大規模災害時に特に技術者の不足や災害対応経験の不足などが懸念される市町村に対し、災害査定や工事着手に要する業務や期間等の短縮を図る、新たな査定方式です。

2）申請時（前査定）の積算は不要とすることや災害査定官等による技術的助言を行うことで手戻りのないシームレスな設計を実現することなどにより、「災害査定の申請」及び「災害復旧工事の着手」の２つをスピードアップし、災害復旧全体の迅速化を図ることができます。

3）早期確認型査定の対象は、大規模災害が発生し、「第二．対象となる大規模災害」に該当した時点において、申請者である市町村（指定都市を除く）が都道府県を通じて、水管理・国土保全局所管施設の被災箇所数に応じて、国土交通省に要望します。国土交通省は、対象となる申請者について、都道府県を通じて通知します。

なお、本査定方針の第十一　（二）の要件に該当しない（市（指定都市を除く）において被災箇所数が 60 箇所に満たない）場合で、かつ、土木技術者が少なく、土木技術者一人あたりの被災箇所数が一定程度多くなる場合は、土木技術者数や早期確認型査定の必要性等の理由を整理した上で要望し、個別に財務省と協議を行い、30 箇所に引き下げることができます。

また、本査定方針に該当しない場合においても、以下の要件と被災箇所数が市町村の要件に該当している場合は、個別に財務省と協議して早期確認型査定を行うことができます。（Ｐ５参照）

- 「第二．対象とする大規模災害」に該当しないが、「第四．対象区域」に掲げる被災箇所数が、過去５箇年の平均被災箇所数（激甚災害に係るものを除く）を超えた場合
- 対象区域に該当しない場合においても、やむを得ない事由等が認められる場合

※１０月以降の被災など原則１２月までに後査定を完了しない災害箇所については、「設計書に添付する図面等の効率化」等を活用し、早期確認型査定は原則対象としないこととします。

※公共土木施設災害復旧事業査定方針第１５（協議設計）となることが想定される災害箇所については、早期確認型査定は原則対象としないこととします。

４）早期確認型査定は「前査定」と「後査定」で構成され、両査定を経て、災害復旧事業費を決定します。

５）早期確認型査定は、「災害査定の申請」と「災害復旧工事の着手」のスピードアップにより、災害復旧全体の迅速化を図ることが目的です。そのため、目論見書等の作成など後査定に係る事務手続きと並行して復旧工事の発注方式の検討など契約手続きの調整を進めることで、査定後の速やかな復旧工事着手が可能となり、被災地域の早期復旧が期待されます。

６）本査定方針に基づき早期確認型査定を行う箇所は、設計書を作成するために行う調査、測量、試験又は設計に関する費用については、災害復旧事業の対象とします。

※その場合、当該申請箇所は査定設計委託費補助の対象外となります。

７）「前査定」と「後査定」での主な確認事項等は以下のとおりです。

①前査定（原則現地で実施）

・採択要件の確認
・被災範囲（起終点）の確定
・災害査定官より被災現地の状況に応じた設計にあたっての留意点を助言

②後査定（原則リモート査定）

・復旧内容を確認
・災害復旧事業に必要な金額（詳細設計に係る金額を含む）を確定

８）「前査定」の実施方法や必要な資料などは以下のとおりです。

（１）基本事項等

・申請時の金額は、被害報告額を使用し、積算を不要とする。
・前査定は早期に現地を確認し、手戻りのない詳細設計に着手することを目的の１つとしていることから、発災終息後１ヶ月程度を目安に実施することが望ましい。
・箇所毎に実地又は机上により災害査定を実施する。

※机上については、被災箇所の動画等により被災範囲が確認できる箇所

・前査定は被災事実を現地にて早期に確認することがメリットであるが、地すべりによる災害や下水道施設の被災は被災状況確認のために複数の調査が必要であり、被災の全容を把握するための調査等に時間を要することから、地すべりによる災害や上下水道施設の被災は、申請者に大きな負担となるため通常査定を基本とする。

・全被災箇所のうち、被災状況により一部を通常査定で実施できる。

・以下の事項を確認・決定する。

①異常な天然現象による災害であること

②負担法対象施設であること

③適切に維持管理されていること：パトロール等の状況

④適用除外の該当有無：のみ災等（欠格の判断）

⑤応急仮工事：既に実施済の場合は要綱第９・（一）の要件のみを確認

※設計書等は後査定時に確認

⑥応急本工事：詳細設計後の復旧工法に関わるため、前査定時の現地状況や申請者の意向等を把握

※設計書等は後査定時に確認

※詳細設計に向け、本復旧工事との関係（仮設工の考え方等）を助言

⑦被災の範囲：起点、終点、区間の妥当性

※一箇所工事、分冊、合冊も確認

⑧緊急順位（Ａ、Ｂ、Ｃ）と査定の実施方法（実地または机上）

⑨用地境界

⑩二重採択防止に係る調整状況

⑪その他必要事項

（２）実施方法

・効率よく実施するため、1 箇所（１工区）当たりの標準的な査定時間は 50m 未満で 10 分～15 分程度、50m 以上で 25 分～30 分を目安とする。

※被災施設や状況、工区数、延長等を勘案の上、適宜設定する

※効率的に被災範囲を確認するため、事前に下草刈り等は実施しておくこと。

・前査定では現場確認箇所が多いため、適切な行程とする。特に夏場には、適度な休憩時間を含めるものとする。

・査定時の同行者数は査定の支障とならない範囲で、査定官の助言等が把握可能となる適度な人数とする。

・亀裂箇所・範囲の特定に詳細調査が必要な路面災や土砂埋塞による調査不可能区間等における被災範囲（起終点）については、後査定に向けた対応を定め、起終点を後査定時に説明するものとする。なお、その場合は、起終点に対する前査定時の考え方を付せんに記載する。

・確認した事項及び決定した事項は、付せんに記載し、査定官、立会官がサインを付す。付せんは、後査定の申請書に添付するものとする。

・査定官が設計にあたっての留意点を助言する。

※効率的な詳細設計を念頭に、前査定時はコンサルタントの同席が可能

・都道府県の随行者は前査定で伝えられた助言等を適切に申請市町村が理解できるよう、後査定に向けてフォローすること。

（３）前査定に必要な資料

・目論見書（施行規則第五条 別記様式第二）

※金額は被害報告額とし、概要は、延長と主な１工種のみ記載

・設計書（施行規則第五条 別記様式第三 第一表、第二表）

※記載内容は目論見と同様

※第三表 応急工事費内訳表は後査定時に作成

・図面（施行規則第五条 ２）

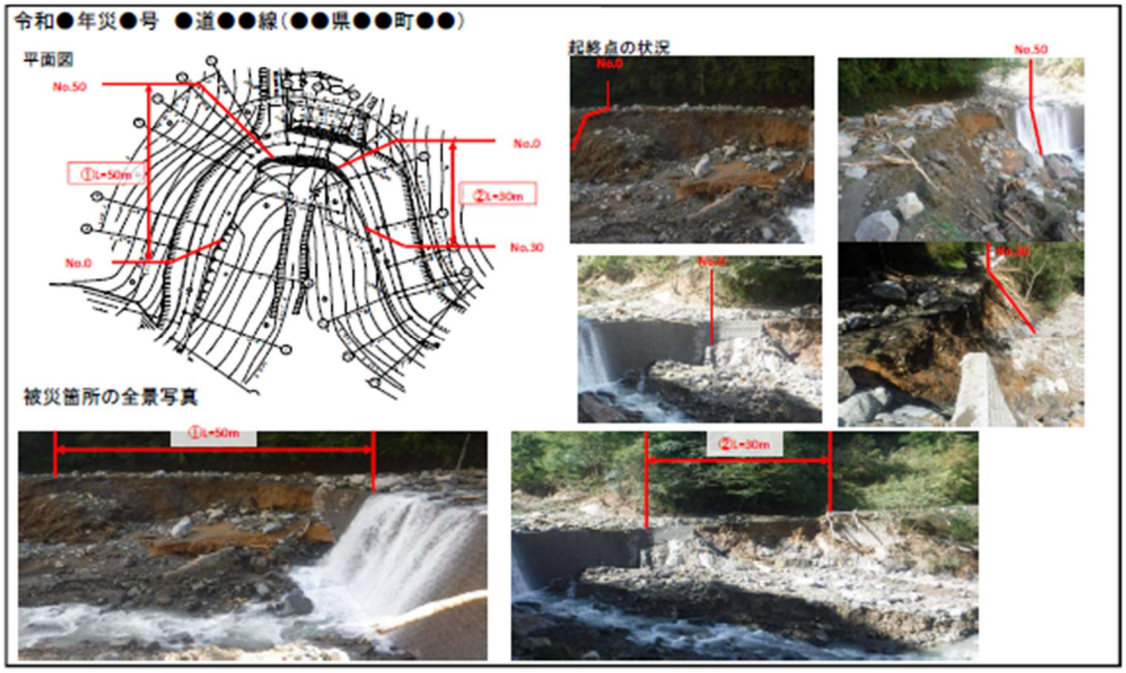
※航空写真や台帳を用いた平面図、起終点や被災断面（範囲）がわかる写真、被災水位等がわかる写真

※復旧工法を示す断面は必要なし（後査定時に確認）

※TEC-FORCE による被害報告書による代用可

※洪水痕跡写真に、低水位と天端高の数値又は高さを明記

※参考様式は以下を参照



・箇所図

・気象資料

・原因状況資料（異常な天然現象）

・災害総計表

・被災前状況を説明する資料（確認、サインまで実施）

・道路台帳、河川台帳、砂防設備台帳、海岸保全区域台帳　等

・その他被災箇所の用地境界など、基本情報に係る資料

・付せん

※異常気象までは申請者が事前に記載

※様式は以下を参照　　など

<table>
<tr><th colspan="4">付　せ　ん　用　紙</th></tr>
<tr><td>申　　請　　者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>被 災 年 月 日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>異 常 気 象 名</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日 ～　　日豪雨（気象コード　　）</td></tr>
<tr><td>河 川 路 線 名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>工事番号・工事名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>申　請　内　容</td><td colspan="3">申請額（被害報告額）：　　千円
復旧延長：L=　　m（No.0～No.10、No.12.5～No.20）
復旧工法：</td></tr>
<tr><td>応 急 仮 工 事</td><td colspan="3">要綱第9・(一)・(　　)　例：決壊防止工事　※前査定時に既に実施済の場合のみ記載</td></tr>
<tr><td>異　常　気　象</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">査　　定　　官</td><td colspan="3">※後査定においては、測量及び試験費をあわせて申請すること
（本激の場合）</td></tr>
<tr><td>実　・　机</td><td>緊急順位</td><td>Ａ　・　Ｂ　・　Ｃ　・　Ｄ</td></tr>
<tr><td>立　　会　　官</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

※付せんの原本は申請者が保管すること。（必要に応じて、コピー又はPDFを共有）

（４）前査定の進め方

以下に「前査定の進め方・流れ」を示します。

前査定の進め方・流れ

Ver2.0

1 概況説明（都道府県）

通常の査定と同様に「概況説明」を実施する。異常な天然現象による災害の採択範囲が共通する場合、概況説明時にまとめて説明を行うことで、個別箇所での説明を省略できる。

※河川災において「警戒水位（はん濫注意水位）以上の水位」の場合、対象区域内での説明は不要。

2 被災前状況の説明（申請者）

1の概況説明に続いて、被災前状況を具体的に説明できる点検状況等の資料について説明を行う。

※所定の様式を準備し、パトロール日誌等の資料により説明し、確認完了後、査定官がサインする。

3 災害申請

申請は以下の順に実施する。

① 申請者は設計書の鑑に記載している項目を読み上げる。（査定官、立会官は付せんと突合。）

② （河川の場合）河岸高の1/2以上の出水である根拠（洪水痕跡）を示す。
（道路の場合）道路幅員が W≧2mを示す。路面災はクラックが路盤まで達していることを示す。

③ 申請者は、現地の状況から何が原因で被災したと想定しているか説明する。

④ 区間ごとの起点・終点の位置を説明し（どうしてそこに設定したか）、区間ごとに何を復旧工法として考えているか合わせて説明する。
（河川の例）土羽護岸が被災しているので、構造物による護岸工を行う。被災状況から起終点はこの位置で申請する。
（道路の例）道路隣接法面の崩壊により、道路が埋塞、既設落石防護柵が損壊しているので、法面工と落石防護柵の復旧を行い、埋塞土を除去する。被災状況から起終点はこの位置で申請する。

⑤ 査定官、立会官から質問があれば回答する。

⑥ 三者合意すれば、査定官、立会官は付せんに意見、サインを記入する。その際、査定官から詳細設計に向けた助言を行う。

⑦ 当該現場は終了。

4 その他事項

・前査定において、査定官から詳細設計に向けた助言があるため、その内容をメモし、詳細設計に反映させること。そのため、設計コンサルタントが確保出来ている場合は、査定に同席可とする。

・前査定において、起終点の位置が変更となった場合も、測点ゼロを動かす必要はないものとする。申請時の測点ゼロから「プラスマイナス 1.0m」等として詳細設計図面に示すこと。

・天候の悪化などにより、現地査定が机上査定となる場合もあるため、写真以外にも動画を撮影し、被災状況の説明の際は積極的に活用すること。

・写真は図面に添付することを基本とするが【大規模災害査定方針 P34（3）図面 参考様式参照】、それ以外にも撮影した写真は、査定時に携帯すること。

・被災形態に応じた現地確認が可能な携行品を用意すること。（起終点の変更に対応できる機材（巻き尺、スプレーなど）、クラックを計測できるもの、など）

9）「後査定」の実施方法や必要な資料などは以下のとおりです。

（1）基本事項等

・前査定で決定した事項や設計にあたっての留意点に基づき、詳細設計を実施し、被災原因を除去するための復旧工法を整理のうえ、査定設計書を作成する。

※復旧工法を実施する上で根拠となる資料（後査定における事前確認事項参照）は漏れなく準備すること。

・後査定は全箇所を同一の日程で実施する必要は無く、詳細設計が完了し、査定準備が整った箇所から順次実施するものとし、その場合は、適宜別日程の計画を立てること。

・後査定の段階における被災範囲（起終点）の変更は原則認めないが、路面災など前査定時に被災範囲を確認の上、詳細調査により起終点を確定させる等、前査定からの状況に違いが生じる場合は、後査定時に改めて説明するものとする。

※前査定時に確認する被災延長と詳細測量の結果で確定する復旧延長は異なる場合があるため、後査定時に説明すること。

・後査定前に応急工事に着手する必要が生じた場合は、別途本省防災課と個別に協議するものとする。

・被災箇所の安全管理は維持管理の範疇であるため、適切に対応すること。

・用地買収や借地が必要な箇所は、後査定までに地権者と協力に関する承諾書等を書面にて取り交わしておくこと。

・朱入れにおける実地・机上の別と緊急順位については、前査定で付せんに付した内容によるものとする。

（2）実施方法

・リモートによる査定を原則とする。

※詳細な方法については「机上査定の効率的な実施について（令和４年４月 28 日付事務連絡)」を参照。

※事前に三者で Web 会議方式を行える通信環境（音声及び画像の共有）を確認し、リモートでの資料の共有の仕方、説明内容を習熟しておくことが望ましい（後査定の進め方・流れ参照)。

※査定日程は資料の修正等が発生した場合に備え、適宜予備日を含めるなど余裕を持った計画とする。

※橋梁や高架構造物、トンネル等設計図書が煩雑な工法による箇所については三者で確認のうえ、実地又は机上での査定を可とする。

※具体的な実施方法については、リモート査定導入の趣旨や件数等を踏まえ申請者及び査定官、立会官で協議し決めること。

・積算方法は、査定後速やかに工事発注を行うことを鑑み、積み上げによるものとし、総合単価を使用しないものとする。

（３）査定に必要な資料

・従来の査定申請に必要な資料一式と同様とする。

目論見書、設計書、箇所図、気象資料、原因状況資料、災害総括表、平面図、横断図、縦断図、構造図、その他の図面、写真、河川特性整理表（Ａ表、Ｂ表）、被災前状況資料、施設台帳、地権者同意書、二重採択防止協議書、リモート査定確認資料 など

※リモート査定に備え、資料は電子媒体で準備しておくこと。その際、画面で判読可能な状態を予め確認しておくこと。

（４）後査定の進め方

以下に「後査定の進め方・流れ」及び「リモート査定確認資料」、「後査定における事前確認事項」を示します。

後査定の進め方・流れ

Ver2.0

1 事前準備等

・後査定に向けて資料を作成する際は、査定官から前査定時に示された「留意事項」や「後査定における事前確認事項」を参照の上、作業を進めること。

・後査定では、申請書の確認作業において特に指示等が無い場合は、引き続き朱入れ作業を行うため、申請設計書は事前に検算まで済ませておくこと。

・行程計画については、1箇所の査定時間を20分とすること。

2 申請書読み上げ

・申請者は、設計書かがみにより、下記項目を読み上げる。

工事番号、工種、河川・路線名、施工位置、採択要綱、積算方法、工事概要

申請金額（国庫負担対象額、工雑、測試、用地補償費、応急仮工事などの内訳も読み上げる）

3 内容の説明

① 申請者は、被災箇所全体等の写真・動画を画面共有し、被災概要を簡単に説明する。

※ただし、被災概要は前査定で見ているので、多くの時間を割かないこと。

② 申請者は、被災メカニズム及び復旧工法の考え方を説明する。あわせて、前査定での付せん記載内容、指摘事項・設計にあたっての留意点の反映状況を説明する。

③ 申請者は、設計書・図面を適宜提示し、主たる工種の数量根拠、設計根拠を説明する。

工法の比較検討を行った場合はその内容、廃棄物処分場の選定根拠等も説明する。

※「測量及び試験費」の積算根拠も用意しておくこと。（一覧表のみは不可）

④申請者は、査定官、立会官からの質問に対して、必要資料を提示しながら応答を行う。

4 朱入れ等

質疑を終え、三者合意にいたれば、査定官は「リモート査定確認資料」を画面共有し、必要事項の記入を行う。記入状況は、画面共有により三者で確認することとする。

※査定1件ごとの PDF データの共有は行わない。

【修正が無い場合】

査定官は「リモート査定確認資料」の「⑧指摘事項欄（付箋記載内容）」に「特になし」と記入する。

朱入れは「リモート査定確認資料」の「⑨決定金額　等」欄に決定額を記入する。この際、記入するのは通常の査定における朱入れと同様に、決定額のみとする。

【積算誤りがある場合】

査定官は「リモート査定確認資料」の「⑧指摘事項欄（付箋記載内容）」に「検算」と記入し、申請者は修正作業を実施する。

申請者は修正した設計書及び「リモート査定確認資料」を査定官、立会官にメール送付する。

申請者は修正設計書をもとに査定官、立会官に再度説明を行い、問題がなければ朱入れを行う

【図面に修正がある場合】

通常の査定と同様、査定官は「リモート査定確認資料」の「⑧指摘事項」欄に意見を記入する。

申請者は修正した設計書及び「リモート査定確認資料」を査定官、立会官にメール送付する。

【リモート査定確認資料】

●●県　令和●年災　第●次査定

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
整理番号	工事番号	施設管理者	路線名等	工種	申請額（千円）	検算額（千円）	指摘事項（付箋記載内容）	決定金額　等（千円）	査定官
1	応急仮工事がある場合 ●●		県道●●線	道路	270,539 〈3,998〉 [266,541] 応仮32,480 〈480〉	270,539 〈3,998〉 [266,541] 応仮32,480 〈480〉	・特になし 「特になし」の場合、申請額＝決定額	270,539 （うち、仮工事 実C　32,480）	
2	内未成がある場合 ●●		●●町公共下水道 ●●処理区	下水道	89,509 〈1,322〉 [88,187] 内未成19,285 〈285〉	81,200 〈1,200〉 [80,000] 内未成19,285 〈285〉	・検算 「検算」の場合、検算額＝決定額	81,200 （内未成〇災〇号 実C　19,285）	
3							No2から2mカット		
						雑費は⑦欄で確認			
	計								

※　①～⑥欄は申請者が事前に記載し、後査定に必要な資料（設計書・図面・関係資料等）を遅くとも2日前までに査定官及び立会官へメール送付すること。
※　⑦欄は後査定時に決定金額などに変更が生じた際に、申請者が追記し、修正設計書とあわせて査定官と立会官へメール送付すること。
※　⑧～⑩は三者合意後、査定官が当該資料（【リモート査定確認資料】）を画面共有し、必要事項の記入を行うこと。
　　記入状況は、画面共有により三者で確認すること。
※　査定官は、全件分の朱入れ終了後、当該資料（【リモート査定確認資料】）をPDF化し、立会官、申請者、随行者に送付すること。

後査定における事前確認事項

Ver2.0

- □ 前査定の付せんは、原本が添付されているか
- □ 起終点は前査定で決定された位置から変更は無いか（起終点の変更は、不可視部分の調査が完了し、被災が確認された場合のみ申請可能。調査未実施の不可視部分は、査定決定後の設計変更協議による処理となる）
- □ 積算は積み上げのみとなっているか
- □ 工法の比較表は整理されているか
- □ 法面保護工等指針のフローにより工法選定しているものは、説明資料が整理されているか
- □ 仮締切・水替・工事用道路等仮設工は適切に計上されているか
- □ 交通誘導警備員、列車見張員は適切に計上されているか
- □ 小口止工、すり付け工、取付工、雑工は適切に計上されているか
- □ 処分地が決まっている場合、経路や距離が比較された資料が添付されているか
- □ 用地買収、借地について、地権者から承諾を得ていることが確認出来る書面資料は整理されているか。支障となる樹木等の取扱いについて、関係者と協議しているか、そのわかる資料も整理。
- □ 必要な委託費（測量、設計、用地など）に計上漏れはないか。（積算根拠のわかる資料も）
- □ 根固め工は、敷設幅、必要重量が適切に計算されているか
- □ 舗装工やＵ字溝は、構成や寸法が確認出来る台帳または現地の写真を用意しておくこと。また、その構成、寸法が積算内容と一致していること。
- □ 被災範囲（幅、奥行き）が確認出来る資料（写真）があるか
- □ 複数工区ある場合に、工区間の距離が確認出来る資料（台帳など）が整理されているか
- □ 同一工区による規格違い（例えば、吹付法枠工の寸法「150×150」「200×200」など）の比較資料があるか。（構造の必要性、経済性の観点から）
- □ 仮排水路工の流量計算について、複数の管径における流下能力や費用を含めた比較資料があるか
- □ 直高5m以上の大型ブロック積擁壁を採用する場合、地盤支持力の照査等積み上げとなる技術管理費を適切に計上しているか
- □ 下水道仮排水施設工事における平常時の排水量、仮処理施設における平常の処理に要する費用は除かれているか

第十三．追跡調査及び査定方法の妥当性の検証

（追跡調査及び査定方法の妥当性の検証）

第十三　この査定方針に基づく査定を実施した場合には、事業実施段階又は事業完了後、次の各号に定める追跡調査を行い、その調査結果に基づき、財務省と大規模災害時の査定方法の妥当性について検証を行う。

（一）　第五に規定する机上査定を行った箇所のうち一部を抽出し、工法等について現地調査を行う。

（二）　第五の規定により設定した机上査定上限額について、対象災害に係る全ての査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分Ｓにあっては査定箇所全体のおおむね九割、区分Ａにあってはおおむね七割に達する査定箇所の査定設計額と机上査定上限額を比較調査する。

（三）　第六の規定により設定した採択保留金額について、査定設計額が四億円以上の査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分Ｓにあっては査定箇所全体のおおむね九割、区分Ａにあってはおおむね六割に達する査定箇所の査定設計額と採択保留金額を比較調査する。

（四）　第七の規定による図面等を用いた場合、査定設計額と実施設計額との傾向を調査する。

（五）　第十一の規定による早期確認型査定を行った箇所については、前査定及び後査定の状況及び査定実施に係る改善事項等を調査する。

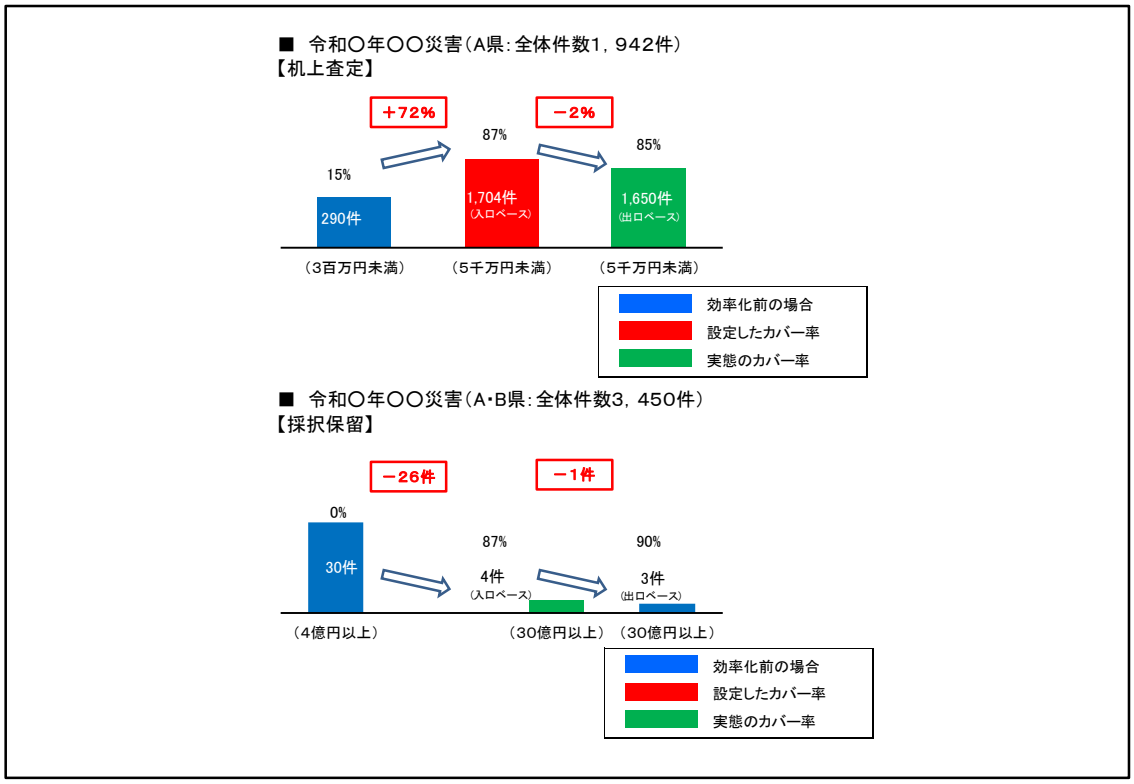
１）追跡調査は、主に国土交通省において実施し、その調査結果に基づき財務省と査定の効率化の妥当性について検証します。

２）第十三（一）事業実施段階におけるサンプルチェックを実施します。
机上査定上限額について、効率化対象のうち一部を抽出し、国土交通省及び財務省が現地調査を行い机上査定と比較し工法等の妥当性を検証します。
なお、現地調査は、机上査定終了後の原則工事着手までの現地調査可能な時期に実施します。
ただし、査定前着工を妨げるものではありません。
詳細については、平成 30 年 5 月 23 日事務連絡「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の留意事項について（通知）」を確認ください。

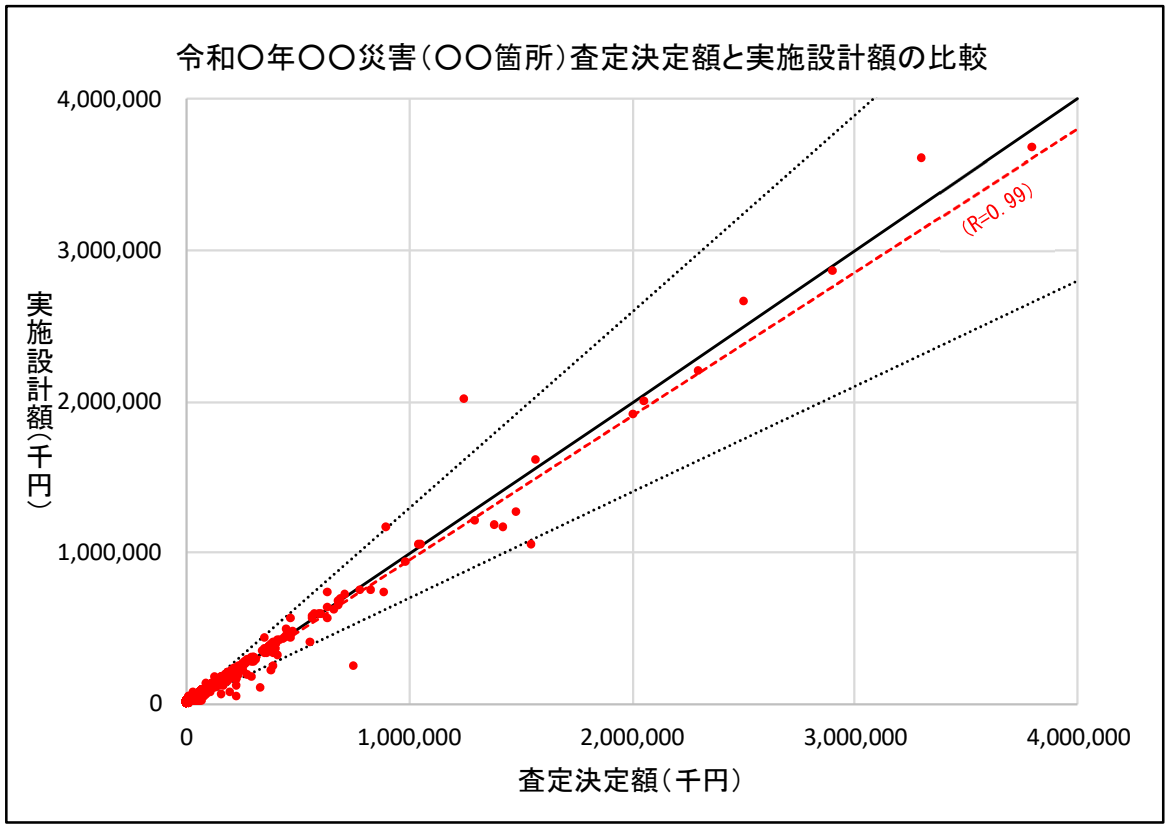
３）第十三（二）事業実施段階又は事業完了後に、机上査定上限額のカバー率のチェックを実施します。
机上査定上限額について設定したカバー率（入口ベース）と実態のカバー率（出口ベース）を比較検証します。

４）第十三（三）事業実施段階又は事業完了後に、採択保留金額のカバー率のチェックを実施します。
採択保留金額について設定したカバー率（入口ベース）と実態のカバー率（出口ベース）を比較検証します。

5）第十三（二）および第十三（三）のイメージは下図のとおり。



6）第十三（四）事業実施段階又は事業完了後にマクロチェックを実施します。
査定設計額と実施設計額（当初）との傾向から効率化の有無による妥当性を検証します。
査定設計額と実施設計額（当初）の比較検証のイメージは下図のとおりです。



７）第十三（五）後査定終了後及び事業実施段階に前査定及び後査定に要した時間及び事業着手までの日数のチェックを実施します。

早期確認型査定については実施自治体の状況等から改善事項の検証を実施します。

第十四．適用時期

（適用時期）

第十四　この査定方針は、令和六年四月一日以降に発生した災害に係る災害復旧事業の査定について適用する。

大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の留意事項について（通知）

平成 30 年５月 23 日　事務連絡
国土交通省都市局都市安全課課長補佐から
都道府県・政令市都市局所管災害復旧事業担当課長　あて

大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（平成 29 年２月１日 国都安第８４号、国水防第３４７号、国港海第２１５号）第１２（１）の調査をする場合は、別紙のとおり留意願いたい。

なお、貴管内市町村（指定都市を除く）に対しては、貴職より周知方をお願いする。

別　紙

＜都市局所管施設＞
大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針
第１２（１）に基づく調査要領

第１　調査の目的

本調査は、大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（以下「大規模査定方針」という）第１２（１）に基づき、大規模査定方針を適用し机上にて実施した査定（以下、「机上査定」という）について、査定方法の妥当性について検証を行うための調査方法について示したものである。

なお、机上査定の調査において発覚した不具合項目をどのようにすれば不具合無く机上査定出来るか検討するための調査であり、査定結果の適・不適を判別するものではない。

第２　調査対象

本調査の対象は原則、「大規模査定方針　第５」を適用した机上査定とする。

第３　調査の方法

本調査は、下記のとおりとする。

（１） 整備局等の災害査定官（検査官）、財務局等の立会官が現地調査を行う。
　　なお、現地調査を行う災害査定官（検査官）及び立会官は、原則、机上査定時と別の者とする。

（２）申請者は、机上査定の内容を説明出来る者であれば可とする。

（３）現地調査の対象件数は、災害毎に２件程度とする。
　　※ 調査の対象箇所については国土交通本省において選定を行い関係各位へ通知。

（４）現地調査は、別添チェックリストを用いて確認するものとする。なお、説明資料として机上査定に用いた資料も添付すること。

（５）現地調査において、机上査定結果と異なる判断がなされる場合、又は不足していたと思われる内容がある場合は、その要因について別添チェックリスト「④その他」欄に記載すること。

第４　調査の時期

本調査は、机上査定終了後の現地調査可能な時期（工事着手前を想定）に実施すること。ただし、査定前着工を妨げるものではない。なお、調査日程については、事前に災害査定官（検査官）及び立会官に報告し定めることとする。

第５　チェックリスト

本調査においては、別添チェックリストをもとに調査するため、事前に以下を記載すること。

・申請者及び公園等名
・工事番号

第６　調査結果の報告及び保管

地方整備局等は、調査終了後、チェックリストを財務局等と突合を済ませた上、速やかに報告するものとする。なお、チェックリストについては、災害査定官（検査官）が原本を、立会官及び申請者が写しを保管するものとする。

机上査定箇所の現地確認調査チェックリスト＜国交省＞

申請者／公園等名	：	○○県 ／ ●●公園
工事番号	：	▲▲災第●●号

1 申請箇所の確認

	特記無	特記有
・ 河川・路線等名、工事番号の確認	例：✓	

2 適用除外事項の確認

申請時の写真と現地状況との対比	特記無	特記有
・ 当該異常天然現象によるものではない災害（過年災）	例：✓	
・ 維持工事とみるべきもの（のみ災）	例：✓	
・ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害	例：✓	

3 机上査定内容の確認

① 事業の範囲、状況、原因の確認	特記無	特記有
・ 被災の起点、終点の確認	例：✓	
・ 被災の状況（死に体等）の確認	例：✓	
・ 被災の原因・メカニズムの確認	例：✓	
② 復旧工法の確認	特記無	特記有
・ 復旧工法が、被災のメカニズムを踏まえたものとなっているか。	例：✓	
・ 復旧工法が、過大なものとなっていないか。または、過小なものとなっていないか。	例：✓	
・ 経済性の検討において比較工法が、現地状況を踏まえたものとなっているか。	例：✓	
・ 復旧工法が、現実的かつ安全に施工できるものとなっているか。	例：✓	
・ 復旧工法が、二重対策となっていないか。	例：✓	
・ 復旧工法が、用地境界を踏まえ妥当なものとなっているか。	例：✓	
③ 仮設工法の確認	特記無	特記有
・ 仮設工法が、復旧工法及び現地状況を踏まえ妥当なものとなっているか	例：✓	
④ その他		

4 机上査定の結果の判断

判断結果	例：机上査定内容は妥当と判断する。

平成　　年　　月　　日

災害査定官（検査官）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

立会官＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

公共土木施設（公園）災害復旧事業成功認定の取扱いの一部改正について

（平成 29 年 8 月 24 日 国都安第 24 号
国土交通省都市局都市安全課長から
各都道府県、指定都市の担当部局長あて）

公共土木施設（公園）災害復旧事業成功認定の取扱い（平成１８年４月３日国都防第１号）を別紙のとおり改正したので通知する。

なお、貴管内市区町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方お願いする。

［別紙］

公共土木施設（公園）災害復旧事業成功認定の取扱いについて

（平成18年4月3日　国都防第1号
国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課長から
都道府県・指定都市都市災害復旧事業担当部局長あて
最終改正　平成29年8月24日　国都安第24号）

標記については、公共土木施設災害復旧事業成功認定の取扱い（昭和４９年１２月２４日建設省河防発第１５９号）に定めるもののほか、下記により取扱うこととしたので通知する。

なお、貴管内市区町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方お願いする。

記

１．成功認定に関する検査

（１）　国の負担金が単年度で交付されることとなる公共土木施設（公園）災害復旧事業（以下、「災害復旧事業」という。）については、事業の全体について、災害復旧事業を完了した日の属する年度の翌年度に、全部成功認定に関する検査を実施することとする。

（２）　国の負担金が複数年度にわたり交付されることとなる災害復旧事業については、以下のとおりとする。

（ア）事業途中の年度においては、当該年度に事業が完了した分について、その翌年度に、一部成功認定に関する検査を実施することとする。

（イ）災害復旧事業を完了した日の属する年度においては、その翌年度に、当該年度に事業が完了した分について一部成功認定を実施するとともに、事業の全体について、全部成功認定に関する検査を実施することとする。

２．成功認定申請書及び添付書類

成功認定の申請をする場合、以下の書類を提出するものとする。

なお、一部成功認定の申請をする場合において、繰越事業がある場合は、別様として申請するものとする。

（１）申請書　（都市災様式１）

（２）添付書類

（ア）公共土木施設災害復旧事業工事台帳　（都市災様式２）

（イ）公共土木施設災害復旧事業一部成功表　（都市災様式３－１）

〃　全部成功表　（都市災様式３－２）

（ウ）公共土木施設災害復旧事業国庫負担金受入額調書　（都市災様式４）

３．１及び２については、市区町村事業についても同様とする。

附　則（平成29年8月24日付け国都安第24号）

この通知は、通知の日から施行し、この通知による規定は、平成29年8月24日以降に申請される災害復旧事業の成功認定から適用する。

都市災様式１

番　　号
年　　月　　日

国土交通大臣　殿

知　　事

{年度施行／年災}公共土木施設災害復旧事業の{一部／全部}成功認定申請書

（年度施行／年災）公共土木施設（公園）災害復旧事業の（一部／全部）成功認定について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第１１条の規定により、別冊のとおり申請します。

注）一部成功認定の申請において、繰越事業がある場合は、標題を「　年度施行（繰越分）公共土木施設災害復旧事業の一部成功認定申請書」とすること。

公共土木施設災害復旧事業工事台帳

（　　県（市区町村））　　（単位：円）

発生年	完了年度	箇所名	工事費	申請額	査定決定額	実施設計額（うち国費対象設計額）	契約者名	契約日（変更契約日）	当初工期（変更工期）	工事請負額（うち国費対象請負費）	変更工事請負額（うち国費対象請負費）	変更理由	工事支出状況
			本工事費										
			工事雑費						～				
			計										
			本工事費										
			工事雑費						～				
			計										
			本工事費										
			工事雑費						～				
			計										
			本工事費										
			工事雑費						～				
			計										

備考
1．設計変更の同意を得たものについては、その文書番号及び年月日を「変更理由」欄に記載すること。
2．「工事支出状況」欄には、前金払、竣工払等の日付、金額、完成検査日を記載すること。
3．「完了年度」欄は、一部成功認定の場合は、実施年度を記載すること。

都市災様式2

事業主体の都道府県名又は市町村名を記載

公共土木施設災害復旧事業工事台帳

記載例

（●●県）

（単位：円）

災害年度	完了年度	箇所名		申請額	査定決定額	実施設計額（うち国費対象設計費）	契約者名	契約日（変更契約日）	当初工期（変更工期）	工事請負額（うち国費対象請負費）	変更工事請負額（うち国費対象請負費）	変更理由	工事支出状況
1	2	1災12号 △△公園	本工事費	2,100,000,000	2,100,000,000	1,950,000,000 (1,950,000,000)	△△建設	R1.12.16 (R2.2.10)	R1.12.16 ～ R2.3.20 (R2.6.30)	1,900,000,000 (1,900,000,000)	2,100,000,000 (2,000,000,000)	・関係機関協議に不測の日数を要し工期延長した（R1.3.28 都計第〇〇号　完了予定期日変更報告） ・不可視であった側溝が被災していたため変更協議を実施し、増額した（R1.2.28国都安第〇号設計変更協議）	前金払日R2.1.7 670,000,000 中間前払日R2.3.20 330,000,000 竣工払日R2.7.5 1,000,000,000 完成検査日R2.6.30
			工事雑費	31,500,000	31,500,000	―				―	―		
			計	2,131,500,000	2,131,500,000	1,950,000,000 (1,950,000,000)				1,900,000,000 (1,900,000,000)	2,100,000,000 (2,000,000,000)		
1	2	1災15号 〇〇公園	本工事費	30,000,000	30,000,000	30,000,000 (30,000,000)	〇〇建設	R1.12.1 (R2.3.10)	R1.12.1 ～ R2.3.1 (R2.12.15)	30,000,000 (30,000,000)	―	・河川工事との調整により不足の日数を要した（R1.4.10 都計第〇〇号完了予定期日変更報告）	前金払日R2.1.7 9,000,000 竣工払日R2.12.27 210,000,000 完成検査日R2.12.15
			工事雑費	450,000	450,000	―				―	―		
			計	30,450,000	30,450,000	30,000,000 (30,000,000)				30,000,000 (30,000,000)	―		
2	2	2災3号 ▽▽公園	本工事費	―	―	63,000,000 (60,000,000)	（建築） 〇〇建設	R2.10.15	R2.10.15 ～ R3.2.20	63,000,000 (60,000,000)	―		前金払日R1.11.7 18,900,000 竣工払日R2.3.18 44,100,000 完成検査日R2.2.20
			工事雑費	―	―	―					―		
			計	―	―	63,000,000 (60,000,000)				63,000,000 (60,000,000)	―		
			本工事費	―	―	30,000,000 (30,000,000)	（設備） 〇〇建設	R2.1.16 (R2.2.25)	R2.1.16 ～ R2.2.20 (R2.3.25)	30,000,000 (30,000,000)	―	・特殊な設備の手配に想定以上の日数を要した	前金払日R2.2.10 9,000,000 竣工払日R2.3.15 21,000,000 完成検査日R2.3.25
			工事雑費	―	―	―				―	―		
			計	―	―	30,000,000 (30,000,000)				30,000,000 (30,000,000)	―		
			本工事費	100,000,000	100,000,000	90,000,000 (90,000,000)	合計			90,000,000 (90,000,000)	―		
			工事雑費	1,500,000	1,500,000	―				―	―		
			計	101,500,000	101,500,000	91,350,000 (91,350,000)				90,000,000 (90,000,000)	―		

備考
1. 設計変更の同意を得たものについては、その文書番号及び年月日を「変更理由」欄に記載すること。
2. 「工事支出状況」欄には、前金払、竣工払等の日付、金額、完成検査日を記載すること。
3. 「完了年度」欄は、一部成功認定の場合は、実施年度を記載すること。

・国庫負担申請に添付した「設計書」の「工事番号」、「河川名、路線名、港湾名等」を記載すること
・工事番号順に並べること

工事発注時の設計額（当初）を記載すること

・1箇所で複数契約者がいる場合には、契約毎に記載し、下段に合計を記載すること

変更契約日は、工期変更や、金額変更等、全てについて記載すること

工期を変更した場合には、必ず（　）内書で下段に工期末を記載すること

変更した場合には必ず、理由を記載すること。
・変更協議の同意を得た箇所はその日付、文書番号を記載すること
・軽微な変更の場合にもその内容を記載すること
・工期延期をしている場合には完了予定期日の変更報告書の提出した日付、文書番号を記載すること

令和〇年度公共土木施設災害復旧事業一部成功表

●●県工事

（単位：円）

施設箇所名	決定工事費	国庫負担基本額			負担率	国庫負担金精算額 C	既精算額 D	今回精算額 (C-D)	国庫負担金受入額	既返還額	今回要返還額	摘要
		工事費 A	残存物件等評価額 B	差引計 (A-B)								
合計												

備考

1　廃工した工事があるときは、その箇所数及び決定金額をそれぞれの欄に外書きすること。
2　負担金の返還を生じたときは、その返還の原因を明らかにする関係書類を添付すること。
3「決定工事費」欄には、査定決定額から工事雑費を除いた額を記載すること。
4「工事費A」、「残存物件等評価額B」及び「国庫負担金精算額C」欄には、当該年度までの累計金額を記載すること。
5「既精算額D」欄には、当該年度の前年度までの累計精算額を記載すること。
6「工事費A」欄には、「国庫負担金精算額C」にかかる当該年度までに執行した前金払、竣功払等の国費対象額を記載すること。

事業主体の都道府県名又は市町村名を記載

被災年毎に作成すること

記載例

都市災様式３－１

令和〇年度公共土木施設災害復旧事業一部成功表

●●県工事

（単位：円）

施設箇所名	決定工事費	国庫負担基本額			負担率	国庫負担金精算額	既精算額	今回精算額	国庫負担金受入額	既返還額	今回返還要額	摘要
		工事費 A	残存物件等評価額 B	差引計 (A-B)		C	D	(C-D)				
1災12号 △△公園	21,000,000	16,000,000		16,000,000	0.667	10,672,000	8,537,000	2,135,000	10,672,000			
1災15号 △△公園	30,000,000	23,000,000		23,000,000	0.667	15,341,000	12,300,000	3,041,000	15,341,000			
合計	51,000,000	39,000,000		39,000,000		26,013,000	20,837,000	5,176,000	26,013,000			

当該年度の前年度までの累計精算額を記載すること

「差引計（A-B）×負担率」を記載し、端数処理は必ず切り捨てること

工事請負額における国費対象額（当該年度までの累計金額）を記載すること

査定決定額から工事雑費を除いた額を記載すること

備　考

1　廃工した工事があるときは、その箇所数及び決定金額をそれぞれの欄に外書きすること。
2　負担金の返還を生じたときは、その返還の原因を明らかにする関係書類を添付すること。
3「決定工事費」欄には、査定決定額から工事雑費を除いた額を記載すること。
4「工事費A」、「残存物件等評価額B」及び「国庫負担金精算額C」欄には、当該年度までの累計金額を記載すること。
5「既精算額D」欄には、当該年度の前年度までの累計精算額を記載すること。
6「工事費A」欄には、「国庫負担金精算額C」にかかる当該年度までに執行した前金払、竣功払等の国費対象額を記載すること。

令和〇年災公共土木施設災害復旧事業全部成功表

●●県工事

（単位：円）

施設箇所名	決定工事費	国庫負担基本額			負担率	国庫負担金精算額	国庫負担金受入額	既返還額	今回要返還額	摘要
		工事費 A	残存物件等評価額 B	差引計 (A-B)						
合計										

備　考

１　廃工した工事があるときは、その箇所数及び決定金額をそれぞれの欄に外書きすること。

２　負担金の返還を生じたときは、その返還の原因を明らかにする関係書類を添付すること。

３「決定工事費」欄には、査定決定額から工事雑費を除いた額を記載すること。

４「工事費A」欄には、工事請負額（最終額）における国費対象額を記載すること。

事業主体の都道府県名又は市町村名を記載

被災年毎に作成すること

記載例

都市災様式３－２

令和〇年災公共土木施設災害復旧事業全部成功表

●●県工事

（単位：円）

施設箇所名	決定工事費	国庫負担基本額			負担率	国庫負担金精算額	国庫負担金受入額	既返還額	今回要返還額	摘要
		工事費 A	残存物件等評価額 B	差引計 (A=B)						
1災12号 △△公園	2,100,000,000	2,000,000,000		2,000,000,000	0.667	1,334,000,000	1,334,000,000			
1災15号 △△公園	30,000,000	30,000,000		30,000,000	0.667	20,010,000	20,010,000			
合　計	2,130,000,000	2,030,000,000				1,354,010,000	1,354,010,000			

工事請負額（最終額）における国費対象額を記載すること

査定決定額から工事雑費を除いた額を記載すること

「差引計（A-B）×負担率」を記載し、
端数処理は必ず切り捨てること。

備　考

1　廃工した工事があるときは、その箇所数及び決定金額をそれぞれの欄に外書きすること。
2　負担金の返還を生じたときは、その返還の原因を明らかにする関係書類を添付すること。
3「決定工事費」欄には、査定決定額から工事雑費を除いた額を記載すること。
4「工事費A」欄には、工事請負額（最終額）における国費対象額を記載すること。

都市災様式４

令和○年災公共土木施設災害復旧事業国庫負担金受入額調書

（単位：円）

年　災	交付決定		受　入		受入未済額	摘　要
	年月日	金　額	年月日	金　額		
合　計						

備　考

１　標題については、一部成功認定の場合は、「年度」とし、全部成功認定の場合は、「年災」とすること。

２　「交付決定」欄は交付決定年月日ごとにその交付増減額を、また「受入」欄は受入年月日ごとに国費受入額を記入すること。

３　受入未済額に繰越額を含む場合は、繰越額（国費）を上段（　）内書する。また、繰越以外の金額については、その理由を摘要欄に記載すること。

４　繰越事業（前年度からの）については、「交付決定」「受入」欄とも、当初から記入すること。

記載例

都市災様式４

被災年毎に作成すること

令和〇年災公共土木施設災害復旧事業国庫負担金受入額調書

（単位：円）

年　災	交付決定		受　入		受入未済額	摘　要
	年月日	金　額	年月日	金　額		
〇	R1.10.30	1,420,710,000				
	R2.3.15	33,350,000				＜繰越額＞ 5,000,000 以下の公園で流用予定
			R2.3.25	673,003,000		・1災●号〇〇公園
					(5,000,000)	・1災▽号◇◇公園
			R3.3.27	681,007,000	100,050,000	
						＜不用額＞ 95,050,000 落札差金による
合　計		1,454,060,000		1,354,010,000		

受入未済額を繰り越して、別箇所で流用する場合、その額と流用予定の公園を記載すること。

申請した成功認定の箇所の交付決定額を記載すること。（複数箇所の場合はその合計）

繰越額は(　)内書すること

不用額が発生した場合、理由を記載すること。

備　考

１　標題については、一部成功認定の場合は、「年度」と　　は、「年災」とすること。

２　「交付決定」欄は交付決定年月日ごとにその交付増減額を、また「受入」欄は受入年月日ごとに国費受入額を記入すること。

３　受入未済額に繰越額を含む場合は、繰越額（国費）を上段（　）内書する。また、繰越以外の金額については、その理由を摘要欄に記載すること。

４　繰越事業（前年度からの）については、「交付決定」「受入」欄とも、当初から記入すること。

「都市局所管災害復旧事業の再調査要綱」の一部改正について

国都安第１４５号　令和4年3月25日
国土交通省都市局長から
都道府県知事・指定都市の長あて

都市局所管災害復旧事業の再調査要綱（平成30 年3 月30 日国都安第110号）について、別紙のとおり一部改正したので通知する。

なお、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方お願いする。

【別紙】

都市局所管災害復旧事業の再調査要綱

（調査目的）

第一　本調査は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号。以下「法」という。）第三条第一項第十一号に掲げる施設について、法第七条の規定による事業費の決定を受けた災害復旧事業又は都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（昭和三十七年八月十四日建設省都発第百九十四号。以下「方針」という。）が適用される災害復旧事業のうち、過年発生災害に係るものについて、その後の状況の変化に即応した事業費を調査（以下「再調査」という。）するものとする。

（調査対象）

第二　国の負担金又は補助金の交付される期間が複数年度にわたる災害復旧事業について、その交付期間に係る最終年度に再調査を実施するものとする。また、再調査の実施後にやむを得ない状況変化が生じ、かつ、必要と認めるときは、随時、再調査を実施するものとする。

（調査方法）

第三　再調査は、次の各号の一に該当する場合を除き実地により行うものとする。

(1)　当初決定に対し変更があった箇所で、調査時での変更内容が法施行令第七条第一項に規定する軽微な変更に該当するもの。

(2)　当初決定に対し労務費、資材費、歩掛等の変動のみの箇所に係るもの。

(3)　調査時において竣功している工事及び請負契約済みの工事箇所に係るものでその内容が机上で確認できるもの。

（竣功工事）

第四　調査時において竣功している工事及び請負契約済みの工事（以下「竣功工事」という。）については、国庫負担の対象となる精算額又は精算見込額（以下「精算額等」という。）を算出し、当該精算額等を調査額とする。

（未着手工事）

第五　前項以外の工事（以下「未着手工事」という。）については事業費決定後の水勢又は地形の変動、労務費又は資材費の変動等に即応した国庫負担の対象となる工事費を調査額とする。なお、当該工事費を積算する場合に使用する設計単価及び歩掛は、再調査年の発生災害に係る災害復旧事業の事業費決定のために使用する国土交通大臣が同意した設計単価及び歩掛（総合単価を除く。）とする。

（内未成工事）

第六　次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1)　竣功工事については、内未成に係る精算額は当該内未成額に相当する額とし、後災に係る工事の精算額等は、当該工事の精算額等から当該内未成額を控除した額を調査額とする。

(2)　未着手工事については、当該内未成額は原決定に係る額どおりとして調査額を算出すること。

（内転属工事）

第七　前災が後災の内転属となっている工事については、前災の調査額を「０」とし、前災を後災に含めて調査額を算出すること。ただし、前災又は後災のいずれか一方について、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の規定による国庫負担額の嵩上げがなされている場合には、第六に定める内未成工事の取扱いに準じて調査額を算出するものとする。この場合において、第六第一号中「内未成」とあるのは「内転属」と、第六第一号及び第二号中「当該内未成額」とあるのは「当該内転属額」とそれぞれ読み替えるものとする。

（他事業との合併施行工事）

第八　他事業との合併施行に係る工事については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

⑴　再調査年度から新規に着工する工事については、決定設計を実施単価で更正した額を調査額とする。ただし、合併施行設計の同意の際に附された条件のうち決定設計に係る条件がある場合に当該条件を考慮するほか、決定設計に違算又は誤測がある場合及び水勢又は地形の変動がある場合並びにこれらに伴う工法の変更により著しく差異を生じた場合には決定設計を変更のうえ、実施単価で更正を行うことができるものとする。

⑵　再調査前の年度までに着工している工事については、別記算式により算出した更正残災害費と再調査前の年度までの精算額との合計額を調査額とする。

（新災移属予定）

第九　再調査年発生災害で増破している箇所であって、その増破部分の工事費が法第六条第一項第一号又は方針第３の１に規定する金額以上の場合で新災として採択できる要件を備えているものは、新災として取り扱うものとする。この場合、再調査額は原決定額とし、単価更正は行わないものとする。なお、この取扱いをした箇所の設計書には「新災移属予定」と明記するものとする。

（中止工事）

第一〇　次の各号の一に該当する工事は、中止工事とする。

⑴　別途費（施越工事費を除く。）により施行済で、当該工事に係る災害復旧工事の目的を達していると認められる工事

⑵　水勢又は地形の変動等による状況の安定、効果の減少等により当該工事を施行する必要がないと認められる工事

⑶　誤って二重採択されている部分の後災に係る工事

⑷　誤って採択されている所管外の工事

⑸　調査額が法第六条第一項第一号又は方針第３の１に規定する金額に該当する未着手工事若しくは施行中工事又は実施設計額が当該金額に該当する竣功工事

⑹　市町村工事を県工事に所属変更した工事で、原決定額が法第六条第一項第一号又は方針第３の１に規定する金額に該当するもの。

前項に該当する箇所の設計書には、それぞれ次の理由を明記するものとする。

第一号の場合	別途施行
第二号の場合	状況変化
第三号の場合	二重採択
第四号の場合	所 管 外
第五号及び第六号の場合	適用除外

（再調査申請等）

第一一　再調査申請等に関する書類の様式は、別記様式第一から別記様式第一一によるものとする。

（復命書）

第一二　復命を要する事項及びその順序は次のとおりとする。

(1)　復 命 書
(2)　特記事項調書
(3)　再調査総計表
(4)　残事業量調書
(5)　申請廃工調書
(6)　新災移属予定箇所調書
(7)　中止工事調書
(8)　他事業との合併施行箇所の費用更正調書
(9)　再調査内訳整理表
(10)　箇所別調書

附　　則

この要綱は、平成三十年四月一日から施行するものとする。

附　　則

この要綱は、令和四年四月一日から施行するものとする。

別記算式

再調査結果による残工事の実施設計額（改残工事費）　　A

Aを前年度実施単価及び歩掛で積算した設計額　　B

実施単価変動率　　$\alpha = \frac{A}{B}$

更正残災害費＝前年度末残災害工事費×α

（注）　一　実施単価変動率αは、小数点以下二位止めとし、三位以下は四捨五入すること。

二　実施単価変動率の算定に当つては、測量及び試験費並びに用地費及び補償費を除くものとする。

別記様式第１

番　　号
年　　月　　日

国土交通大臣

申請者　　氏　名

年発生　都市局所管災害復旧事業再調査申請書

標記事業について、再調査を受けたいので、関係書類を添えて別紙のとおり申請します。
（添付資料）

再調査総計表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別記様式第４

箇所別調書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別記様式第１１

別記様式第２

復　　命　　書

年　　月　　日

国土交通大臣

災害査定官国土交通技官氏名
国土交通事務官氏名
国土交通技官氏名

年発生　　県　都市局所管災害復旧事業の再調査について

標記について、下記により調査を行つたので別紙関係調書のとおり復命する。

記

１　検査に要した日数

２　検査分担区域及び担当者氏名

３　検査の概要

別記様式第３

特 記 事 項 調 書

事業主体名	工種	工事番号	公園名等	位置			国庫負担対象額	原決定設計概要	決定設計概要	理由
				郡市	町村	大字				

（注）国庫負担対象額で作成すること。

別記様式第４
（公園等）

再　調　査　総　計　表

都道府県・政令市名（　　）　（単位：円）

工種別	国庫負担対象額 (A)		年度までの実施額（国庫負担金交付済） (B)		年度以降残国庫負担対象額 (C)		左の申請額 (D)		年度以降残調査額 (E)						今回調査額 (F)	
									竣功		未着手		計			
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額 (B+E)
公園						0								0		0
					0	0							0	0	0	0
		0		0		0		0		0		0		0		0
都市施設						0								0		0
					0	0							0	0	0	0
		0		0		0		0		0		0		0		0
堆積土砂排除事業						0								0		0
					0	0							0	0	0	0
		0		0		0		0		0		0		0		0
計						0								0		0
					0	0			0		0		0	0	0	0
		0		0		0		0		0		0		0		0

（注）　1　県工事、市町村工事及び県市町村計の別に作成すること。
2　特例分、一般分及び合計の別に作成すること。
3　国庫負担対象額で作成すること。
4　「金額」欄には、上段に内未成額を含めた額、中断に内未成額、下段に差引額を記入すること。
5　施越工事費は、竣功欄に含めること。
6　「箇所数」欄
(1)　「A」欄には、決定箇所数を記入すること。
(2)　「B～E」欄には、完了又は完了見込みの年度に１箇所として記入すること。（債務負担行為又は施越工事については、国庫負担金の交付年度を完了年度とする。）
(3)　「E」単において、１箇所の工事に対して、竣功工事と未着手工事それぞれに金額を計上している場合は、未着手工事として箇所数を計上すること。
(4)　「F」欄には、「A」欄から廃工、中止工事を差引いた数を記入すること。

別記様式第５　（公園等）

残　事　業　量　調　書　（災害費）

（単位：千円）

事業主体	国庫負担対象額（A）		年度までの施行済国庫負担対象額（B）		年度以降残国庫負担対象額(A-B)（C）		左のうち廃工(D)						再調査申請国庫負担対象額（E）		調査結果中止工事（F）		年度以降残調査額（G）								
							報告済分		申請廃工		計						国庫負担対象額(H)						国費	監督事務費	総国費
																	竣功		未着手		計				
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額			
県工事																									
市町村工事																									
計																									

（注）　1　国庫負担対象額で記載し、内未成額を控除した額を記入すること。
　　2　「(B)」欄には、国庫負担金交付済工事費を記入すること。
　　3　「(D)」欄
　　(1)「報告済分」欄には、今回の再調査時までの廃工報告済額を記入すること。
　　(2)「申請廃工」欄には、今回の再調査において廃工として申請したものの額を記入すること。
　　4　「(F)」欄には、今回の再調査において中止工事となった申請額を記入すること。
　　5　「(G)」欄の「国費」欄には今回の国庫負担対象額にそれぞれの所定の率を乗じて算定した額を記入すること。
　　なお、「国費」、「監督事務費」及び「総国費」欄は、上段に総額、中断に未着手分、下段に差引分(竣功分)を記入すること。
　　6　「(H)」欄において、１箇所の工事に対して、竣功工事と未着手工事それぞれに金額を計上している場合は、未着手工事として箇所数を計上すること。
　　7　千円未満は、県、市町村工事とも切り捨てること。

別記様式第６

申　請　廃　工　調　書

（単位：円）

事　業 主体別	工事 番号	公園 名等	位　置			国庫負担対象額	廃工理由	報告遅延理由
			郡市	町村	大字			

（注）　１　再調査に際し、すでに廃工報告を行っている箇所は除くこと。
　　２　国庫負担対象額で作成すること。

別記様式第７

新 災 移 属 予 定 箇 所 調 書

工　　種	工 事 番 号	位　　置			国庫負担対象額	異常気象名	備　　考
		郡　市	町　村	大　字			

（注）　国庫負担対象額で作成すること。

別記様式第８

中　止　工　事　調　書

（単位：円）

事業主体	工事番号	公園名等	位置			国庫負担対象額	再調査申請額	中止理由
			郡市	町村	大字			

（注）　１　調査の結果、調査額を零にしたものについて作成すること。
　　２　分割施行したもので、残工事を中止したものは記入しないこと。
　　３　国庫負担対象額で作成すること。

別記様式第９

他の事業との統合施行箇所の費用更正調書

（単位：円）

事業別	全体設計額（A）	前年度までの実施額（B）			年度再調査時までの竣功額（C）	合計（B＋C）（D）	差引残工事額（A－D）（E）	年度以降改残額（F）	更正全体設計額（再調査額）（D)+(F）（G）	備考
		年度（B’）	年度（B”）	計						
災害費										
災		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）				
工事費		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）				
（営繕費、工事雑費を除く）		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）				
災		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）				
工事費		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）				
（営繕費、工事雑費を除く）		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）				
計		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）		(F’)		
工事費		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	(E’)			
（営繕費、工事雑費を除く）		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）				
工事費計		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）		(F’’)		

(注)　1 「(A)」欄のうち初年度より着工したものについては、本表に準じ、第2年度以降を基準として更正全体設計額を算出し、当該更正全体設計額を記入する。

2 「(B)」欄

(1) 「B”年度(第2年度)」欄には、上段に「最終の実施設計額」を記入し、下段に精算額を(　)書で記入すること。

(2) 「B’年度(初年度)」欄には、精算額のみを(　)書で記入すること。

(3) 「計」欄には、上段に初年度の（　）内の「精算額」と第２年度の「実施設計額」の計を記入し、下段に各年度の(　)内の「精算額」の計を（　）書で記入すること。

3 「(C)」欄には、再調査時までに竣工した工事（債務負担その他契約済みの工事を含む。)について、上段は実施設計額を記入し、下段に精算額を(　)書で記入すること。

4 「(E)」欄には、A欄からD欄の上段の金額を差し引いた金額を記入すること。(工事雑費は記入する必要はない。)。

5 「(F)」欄

(1) 「F’’」欄には、再調査年度以降の実施設計工事費を記入すること。

(2) 「F’」欄には、別に算出した実施単価変動率を「(E’)」欄の工事費に乗じた額を記入すること。なお、再調査を受ける年災以外の災害費がある場合、当該災害費(繰越額も含む。)については、「(A)、(B)、(C)及び(D)」欄に記入すること。ただし、内未成工事及び内転属工事（負担率の異なる災害費がある場合には、両工事費の割合により按分して、それぞれの欄にそれぞれに変動率を乗じた額を記入すること。)については、別に欄を設け、再調査要綱の取扱いにより記入すること。

6 「(G)」欄には、「(D)」欄の(　)内の精算額と「(F)」欄の計を記入すること。

7 「備考」欄には、実施単価変動率の算出根拠、その他必要事項を記入すること。

8 各欄の設計額に用いる単価は、実施単価及び歩掛とすること。

9 初年度、第2年度事業について、当初実施単価を変更(契約変更によるものを含む。)したため、災害費の差引残工事費(「E」欄)が不適当になっている箇所については、全体設計額(「(A)」欄)に実施単価の変更による増額分(契約変更による増額分を含む。)を含めて記入すること。

なお、「備考」欄に実施単価の変更による増額分及び契約変更による増額分をそれぞれ記入しておくこと。

別記様式第１０

再　調　査　内　訳　整　理　表

（単価：千円）

事業主体	整理項目	工事番号	公園　名等	工　種	国庫負担対象額 A	残調時 国庫負担対象額 B	増減額（Ｂ－Ａ） C	増減額Ｃの内訳				工法関係についての主たる内容
								廃　工	契約差額	工法関係	単価増減歩掛変更	
県工事												
	計											
市町村工　事												
	計											
合計												
	計											

（注）　１　再調査年度以降残工事箇所について作成すること。
２　国庫負担対象額で記入すること。
３　整理項目は、「契約差額、単価増減、歩掛変更のみに係るもの」、「廃工」、「工法関係のあるもの」とし、「契約差額、単価増減、歩掛変更のみに係るもの」の項目については一括して記入し、その他の項目については、箇所ごとに記入すること。
４　「残調時国庫負担対象額」欄には、再調査の年度までの施工済国庫負担対象額と再調査年度以降残調査額の国庫負担対象額計との合計額を記入すること。
５　未着手工事箇所に関する「増減額の内訳」欄は、「工法関係」欄に該当するもの以外は「単価増減、歩掛変更」に該当するものとみなして記入すること。
６　「工法関係についての主な内容」欄には、金額の大なるものを簡記すること。

別記様式第11

箇　所　別　調　書

都道府県・政令市名（　　）　　（単位：円）

工事番号	事務所	公園　名等	位置			国庫負担対象額 (A)	年度までの実施額（国庫負担交付済） (B)	年度以降残国庫負担対象額 (A−B) (C)	再調査申請国庫負担対象額 (D)	年度以降残調査額 国庫負担対象額 (E)			今回調査額 (B＋E) (F)	摘　要
			郡市	町村	大字					竣　功	未着手	計		

（注）　1　国庫負担対象額で記入すること。
2　内未成額については（　　）内書とすること。
3　「適用」欄には、設計変更同意、内未成関係、廃工、中止工事、その他の事項を記入すること。
4　再調査までに廃工したもの及び今回調査で中止となったものについては、「今回調査額」欄を「０」と記入すること。
5　特例分、一般分の別に作成することとし、各工種ごとの計を記入すること。
6　水勢又は地形の変動等により著しく設計の増減（設計変更の同意を必要とするもの）のあるものは「適用」欄に理由を簡単に記入すること。
7　内転属のある箇所については、「(A)」欄に内転属額を〈　　〉外書すること。

国土交通省所管公共土木施設（公園）災害復旧事業
査定設計委託費等補助金交付要綱

（平成 30 年 3 月 30 日 国都安第 111 号
国土交通省都市局長から都道府県知事、指定都市の長あて
最終改正　令和 3 年 3 月 31 日　国都安第 162 号）

（通則）

第一　国土交通大臣は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号、以下「施行令」という。）」第六条第一項の規定に基づき国土交通大臣に対して国庫負担申請を行うために必要な査定設計に要した経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助金の交付に関しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号、以下「適正化法」という。）」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）」及び「国土交通省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・建設省令第九号」に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第二　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）補助対象事業

次のいずれかに該当する事業をいう。

ア　「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）」第二条の規定により指定された災害等で都市局長が特に被害が激甚であると認める災害に係るものであり、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号、以下「負担法」という。）」が適用される国土交通省所管の災害復旧事業（公園に係るものに限る。）

イ　次のいずれかに該当する箇所に係る負担法が適用される国土交通省所管の災害復旧事業（公園に係るものに限る。）のうち、第二（３）に規定する委託費等の額が、当該箇所ごとに、五百万円以上で、かつ、決定工事費に対する割合が七％以上であるもの。

（ア）地すべり対策工法を実施する箇所

（イ）橋梁にかかる箇所

（ウ）体育館その他の建築物であってその主要構造部に被害が認められるものにかかる箇所

（エ）路線測量等が必要な位置の変更を伴う箇所

（オ）一定災にかかる箇所

（２）補助対象団体

ア　第二（１）アに規定する事業については、次のいずれかに該当する地方公共団体をいう。

（ア）被害が激甚なことにより公共土木施設災害復旧事業費に対する国の負担率が０．６６７をこえることとなる地方公共団体

（イ）国の負担率算定の基礎となる公共土木施設災害復旧事業費のうち、工事費から

工事雑費を除いた額（以下「国庫負担対象額」という。）の総額が、都市局長が別に定める金額以上となる地方公共団体

イ　第二（１）イに規定する事業については、当該事業に係る第二（３）に規定する委託費等を支出した地方公共団体をいう。

（３）委託費等

補助対象団体が補助対象事業について、施行令第六条第一項に基づき国土交通大臣に対して、国庫負担申請を行う際に添付する査定設計書を作成するために必要とした調査、測量、試験又は設計に関する委託費若しくは請負費（「公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について（昭和五十九年九月十四日付け建設省都街発第三十三号建設省都市局街路課長通知）」３に基づき災害復旧事業の測量及び試験費に計上することとされた費用を除く。）をいう。

（４）補助対象委託費等

ア　第二（１）アにかかる事業については、補助対象となる委託費等の実支出額又は第三の規定により算出される補助対象限度額のいずれか低い額をいう。

イ　第二（１）イにかかる事業については、補助対象となる委託費等の実支出額をいう。

（補助対象限度額算出方法）

第三　補助対象限度額は、一箇所ごとの国庫負担対象額の額に応じてそれぞれ当該各号に定める階層に分類し、各階層ごとに分類された国庫負担対象額の合計額にそれぞれの委託費率を乗じて得た額の合計とする。

（１）都道府県及び指定都市

１　一箇所の国庫負担対象額が一千万円以下の場合	委託費率千分の九五
２　一箇所の国庫負担対象額が一千万円をこえ三千万円以下の場合	委託費率千分の六九
３　一箇所の国庫負担対象額が三千万円をこえ一億円以下の場合	委託費率千分の五九
４　一箇所の国庫負担対象額が一億円をこえる場合	委託費率千分の三〇

（２）市町村

１　一箇所の国庫負担対象額が一千万円以下の場合	委託費率千分の一三九
２　一箇所の国庫負担対象額が一千万円をこえ三千万円以下の場合	委託費率千分の一〇一
３　一箇所の国庫負担対象額が三千万円をこえ一億円以下の場合	委託費率千分の八六
４　一箇所の国庫負担対象額が一億円をこえる場合	委託費率千分の四四

（補助率）

第四　補助率は、補助対象委託費等の二分の一以内とする。

（補助金交付下限額）

第五　補助金の交付下限額は、補助対象団体ごとの補助対象委託費等に対する補助金の合計額が、都市局長が別に定める金額以上とする。

（補助金交付の申請）

第六　補助金の交付の申請は、都道府県知事又は市町村長が別記様式第一により国土交通大臣に行うものとする。なお、市町村長の申請は都道府県知事を経由して行うものとする。

（補助金の交付決定等）

第七　国土交通大臣は、第六の規定による申請が適正であると認めたときは、補助金の交付の決定を行うとともに、適正化法第十五条の規定に基づき交付すべき額の確定を行って、別

記様式第二により都道府県知事又は市町村長にその旨を通知するものとする。

第八　国土交通大臣は、第七の規定により交付すべき額を確定したときは、すみやかに補助金を交付するものとする。

附則

第一　この要綱は、平成三十年四月一日から施行する。

第二　この要綱は、平成三十年一月一日以降に発生した災害について適用する。

附則

この要綱は、令和三年度予算に係るものから適用する。

別記様式第一

番　　号
年　　月　　日

国 土 交 通 大 臣　　殿

申請者　　氏　　名

年国土交通省所管公共土木施設（公園）災害復旧事業
査定設計委託費等補助金交付申請書

国土交通省所管公共土木施設（公園）災害復旧事業査定設計委託費等補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1　交付申請額　　千円

2　要綱第二（1）アにかかる事業

（1）交付申請額算出方法

（単位：千円）

工事費の階層別分類	国庫負担対象額 A	補助対象限度額（A×委託費率） B	委託費等の実支出額 C	補助対象委託費等（BとCのいずれか低い額） D	補助金交付申請額（D×1/2）	備考
1,000万円以下						
1,000万円をこえ3,000万円以下						
3,000万円をこえ1億円以下						
1億円をこえるもの						
合　計						

参考表示

合　計							

（２）設計委託費等及び工事費内訳

（単位：千円）

委託等契約年月日	設計委託費等（実支出額）A	控除額 B	差し引き実支出額（A－B）C	工事番号 枝番	国庫負担対象額	災害月日	備考	気象コード	国庫負担申請日	査定次	査定月日
合　計											

（注）１　２以上の工事箇所について、一括して委託等の契約をしている場合は、１契約ごとに工事費の小計を設けること。

２　「控除額Ｂ」には、「設計委託費等（実支出額）Ａ」欄のうち、補助対象事業以外の事業（他の事業、失格、欠格となった事業等要綱第二（１）アに規定するもの以外の事業等）に係る設計委託費等相当額を、延長比等合理的な方法により算出した額を記入すること。

3　要綱第二（1）イにかかる事業

（1）交付申請額算出方法

（単位：千円）

工事番号 枝番	決定工事費 A	補助対象委託費等 B	B／A %	補助金交付申請額 （B×1／2）	備　　考
合　計					

（2）設計委託費等内訳

（単位：千円）

工事番号 枝番	災害月日	委託等契約 年月日	設計 委託費等 (実支出額)	控除額	差し引き 実支出額	要綱第二（1）イの補助対象事業ごとの積算内訳						備　考
						（ア）	（イ）	（ウ）	（エ）	（オ）	（カ）	
合　計												

（注）1　「控除額B」には、補助対象事業以外の事業に係る設計委託費等相当額を、合理的な方法により算出した額を記入すること。

2　「要綱第二（1）イの補助対象事業ごとの積算内訳」には、「差し引き実支出額」の金額を要綱第二（1）イの該当項目に割り振って記載すること。

別記様式第二

国都安第 号
年 月 日

別紙申請者 あて

国土交通大臣

年国土交通省所管公共土木施設（公園）災害復旧事業
査定設計委託費等補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった国土交通省所管公共土木施設（公園）災害復旧事業査定設計委託費等補助金の交付申請については、下記のとおり決定したので通知する。

なお、下記決定額をもって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第１５条の規定に基づく額の確定額としたので、あわせて通知する。

記

（単位：千円）

補助対象 委託費等	補助率	交付決定額	摘 要

大規模災害時における調査、測量、試験又は設計に要する費用の取扱いについて

令和２年７月３１日　国都安第４５号
国水防第５１号
国港海第９５号

国土交通省
都市局 都市安全課長
水管理・国土保全局 防災課長
港湾局 海岸・防災課長　から
都道府県・指定都市
都市局所管災害復旧事業担当部局長
水管理・国土保全局所管災害復旧事業担当部局長
港湾局所管災害復旧事業担当部局長　あて

「令和２年梅雨前線豪雨等」などの大規模災害発生時には、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（以下「大規模災害査定方針」という。）」を適用し、被災地域の迅速な復旧・復興を図っているところです。

しかしながら、大規模災害査定方針第７条に規定する設計書に添付する図面等の簡素化を行って災害査定を実施した場合、災害査定後に設計書を作成するために行う調査、測量、試験又は設計に関する費用については、「査定設計委託費等補助」の対象外となることから、図面等の簡素化を活用せずに災害査定を実施する事例が見受けられます。

このため、さらに迅速に災害査定に着手できるよう、大規模災害査定方針に基づき設計書に添付する図面等の簡素化を行って災害査定を実施した場合、災害査定後に設計書を作成するために行う調査、測量、試験又は設計に関する費用について、災害復旧事業の対象とすることとし、査定申請時に計上できることとしたので通知します。

この取扱いについては、令和２年発生災害で大規模災害査定方針により実施する災害復旧事業から適用することとします。

また、貴管下市町村（指定都市を除く）に対しても、この旨周知方お願いします。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（抄）

（昭和３７年９月６日　法律第１５０号）

最終改正：令和4年5月25日法律第52号

第一章　総　則

（趣旨）

第一条　この法律は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条　国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定するものとする。

２　前項の指定を行なう場合には、次章以下に定める措置のうち、当該激甚災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定しなければならない。

３　前二項の政令の制定又は改正の立案については、内閣総理大臣は、あらかじめ中央防災会議の意見をきかなければならない。

第二章　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（特別の財政援助及びその対象となる事業）

第三条　国は、激甚災害に係る次に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。

一　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

二　前号の災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条に掲げる施設で政令で定めるものの新設又は改良に関する事業

三　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）の規定の適用を受ける公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。第二十四条第一項において同じ。）の施設の災害復旧事業

四　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第八条第三項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

五　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十条又は第四十一条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

六　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第二項から第四項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

六の二　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平

成十八年法律第七十七号）第十二条若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この号において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）又は認定こども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業

六の三　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

七　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第一項又は第二項の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

八　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

九　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業

十　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

十一　激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八条の規定による都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び同法第五十七条第四号の規定による東京都の支弁に係る感染症予防事業

十一の二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（第十七条第一項において「特定私立幼稚園」という。）の災害復旧事業

十二　激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの（他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に付随して行うものを除く。）

十三　激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂であつて、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業（他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがあるものを除く。）

十四　激甚災害の発生に伴い浸入した水で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛水」という。）の排除事業で地方公共団体が施行するもの

２　前項第六号に掲げる児童福祉施設の激甚災害に係る災害復旧事業については、児童福祉法第五十六条の二第一項第一号に該当しないもの（地方公共団体が設置したものを除く。）が同項第二号に該当する場合には、当該施設については、同条及び同法第五十六条の三の規定を準用する。

（特別財政援助額等）

第四条　前条の規定により国が交付し、又は減少する金額の特定地方公共団体ごとの総額（以下この条において「特別財政援助額」という。）は、特定地方公共団体である都道府県にあつては、政令で定めるところにより算出した同条第一項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額を合算した額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額とする。

一　激甚災害が発生した年の四月一日の属する会計年度における当該都道府県の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第四項に規定する標準税収入をいい、以下この項において「標準税収入」という。）の百分の十をこえ、百分の五十までに相当する額については、百分の五十

二　前号に規定する標準税収入の百分の五十をこえ、百分の百までに相当する額については、百分の五十五

三　第一号に規定する標準税収入の百分の百をこえ、百分の二百までに相当する額については、百分の六十

四　第一号に規定する標準税収入の百分の二百をこえ、百分の四百までに相当する額については、百分の七十

五　第一号に規定する標準税収入の百分の四百をこえ、百分の六百までに相当する額については、百分の八十

六　第一号に規定する標準税収入の百分の六百をこえる額に相当する額については、百分の九十

２　　特定地方公共団体である市町村に係る特別財政援助額の算定方法は、前項に規定する算定方法に準じて政令で定める。

３　前二項の特別財政援助額は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事業ごとの特定地方公共団体の負担額に応じ当該各事業ごとに区分して、交付等を行なうものとする。この場合において、事業ごとに区分して交付される交付金は、当該事業についての負担又は補助に係る法令の規定の適用については、当該法令の規定による負担金又は補助金とみなす。

４　前条第一項第十二号から第十四号までに掲げる事業に係る前項による交付金の交付の事務は、政令で定める区分に従つて農林水産大臣又は国土交通大臣が行なう。

５　激甚災害に係る前条第一項第五号から第六号の三まで及び第九号に掲げる事業のうち地方公共団体以外の者が設置した施設に係る事業並びに同項第十一号の二に掲げる事業については、国は、政令で定めるところにより、これらの事業に係る施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当する額を当該施設の所在する都道府県又は指定都市若しくは中核市に交付するものとする。

６　第一項から第三項までの規定により国が交付等を行なう特別財政援助額の交付等の時期その他当該特別財政援助額の交付等に関し必要な事項は、政令で定める。

以下、省略

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（抄）

（昭和３７年１０月１０日　政令第４０３号）

最終改正：平成28年11月24日政令第353号

第一章　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（特定地方公共団体の基準等）

第一条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村は、その年に発生した激甚災害（法第二条第一項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同条第二項の規定により当該事項に係る法の規定の適用が指定された災害をいう。以下同じ。）に係る法第三条第一項各号に掲げる事業ごとの当該都道府県又は市町村の負担額を合算した額の当該激甚災害が発生した年の四月一日の属する会計年度における当該都道府県又は市町村の標準税収入（法第四条第一項第一号の標準税収入をいう。以下同じ。）に対する割合が都道府県にあつては百分の十、市町村にあつては百分の五を超えるものとする。

２　前項の都道府県又は市町村は、同項の事業に関する主務大臣が告示する。

（政令で定める公共土木施設）

第二条　法第三条第一項第二号の政令で定める施設は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号）第一条各号に掲げる公共土木施設で、法第三条第一項第二号に掲げる事業に係る国の負担割合が三分の二未満のものとする。

（堆積土砂に関する施設等の範囲）

第三条　法第三条第一項第十二号の政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設（当該施設に係る堆積した泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除が当該施設の維持又は修繕に属する事業として当該事業に関する主務大臣が認めるものを除く。）とする。

一　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川

二　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による道路

三　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園その他地方公共団体が設置し、及び管理する公園及び緑地（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）による自然公園を除く。）

四　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道（終末処理場を除く。）及び都市下水路

五　地方公共団体又はその機関が管理する運河（これに附属する公共施設を含む。）、溝渠及び広場

六　地方公共団体が維持管理する貯木場及び木材流送路（以下次条、第十一条及び第二十一条において「林業用施設」という。）

七　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）による漁業権の設定されている水域（以下次条及び第十一条において「漁場」という。）

（堆積の程度）

第四条　法第三条第一項第十二号の政令で定める程度は、次の各号のいずれかに掲げる程

度とする。

一　一の市町村の前条各号に掲げる施設の区域内及び当該施設の区域外において、激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下この条及び第二十一条において「堆積泥土等」という。）のうち、他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがある排除事業の対象となる堆積泥土等、国がその費用の一部を負担し、又は補助する災害復旧事業に附随して行う排除事業の対象となる堆積泥土等並びに林業用施設及び漁場の区域内の堆積泥土等を除いた堆積泥土等（以下「特定堆積泥土等」という。）の量が三万立方メートル以上であること。

二　一の市町村の前条各号に掲げる施設の区域内及び当該施設の区域外において、二千立方メートル以上の一団をなす特定堆積泥土等又は五十メートル以内の間隔で連続する特定堆積泥土等でその量が二千立方メートル以上であるものについて当該市町村が施行する排除事業の事業費の合計額が、当該激甚災害が発生した年の四月一日の属する会計年度における当該市町村の標準税収入の十分の一に相当する額を超えること。

三　一の林業用施設の区域において、堆積泥土等の量が一万立方メートル以上であること。

四　一の市町村の地先の漁場の区域において、樹木を除く堆積泥土等の量が五万立方メートル以上であり、かつ、平均の堆積高が二十センチメートル以上であること、又は堆積泥土等である樹木が千本以上であり、かつ、一平方キロメートル当たり二百本以上であること。

（浸水状態の程度）

第五条　法第三条第一項第十四号の政令で定める程度は、激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域につき、浸水面積が引き続き一週間以上にわたり三十ヘクタール以上であることとする。

（市町村の特別財政援助額の算定方法）

第六条　特定地方公共団体（法第三条第一項に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。）である市町村に係る法第四条第一項に規定する特別財政援助額（以下「特別財政援助額」という。）は、法第三条第一項各号に掲げる事業ごとの市町村の負担額を合算した額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額とする。

一　激甚災害が発生した年の四月一日の属する会計年度における当該市町村の標準税収入の百分の五をこえ、百分の十までに相当する額については、百分の六十

二　前号に規定する標準税収入の百分の十をこえ、百分の百までに相当する額については、百分の七十

三　第一号に規定する標準税収入の百分の百をこえ、百分の二百までに相当する額については、百分の七十五

四　第一号に規定する標準税収入の百分の二百をこえ、百分の四百までに相当する額については、百分の八十

五　第一号に規定する標準税収入の百分の四百をこえる額に相当する額については、百分の九十

（事業ごとの地方公共団体の負担額）

第七条　法第四条第一項に規定する法第三条第一項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負

担額又は前条に規定する法第三条第一項各号に掲げる事業ごとの市町村の負担額は、その年に発生した激甚災害について、次に定めるところにより算出した金額を合算した金額とする。

一　都道府県若しくは市町村又はその機関が施行する事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十条に規定する児童厚生施設及び同法第四十四条の二に規定する児童家庭支援センター並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十六項に規定する結核指定医療機関（以下この条及び第十二条において「児童厚生施設等」という。）に係る事業を除く。）で国が費用の一部を負担し、又は補助するものについては、法令の規定又は当該事業に関する主務大臣の定めるところにより当該主務大臣が激甚災害の発生後遅滞なく算定した事業費の額（法令の規定により当該費用に充てる収入金があるときは、その収入金の額を当該事業費の額から控除した額とし、以下「査定事業費の額」という。）から国が負担し、又は補助する額を控除した金額

二　都道府県若しくは市町村の組合若しくは港務局（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく港務局をいう。以下同じ。）又は当該組合の管理者若しくは長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあつては、理事会）若しくは港務局の長が施行する事業で国が費用の一部を負担し、又は補助するものについては、査定事業費の額に対する当該組合の規約又は港務局の定款で定められた分担割合による当該都道府県又は市町村の分担額からその分担額に対応する国の負担額又は補助額を控除した金額

三　国が施行する事業で都道府県又は市町村が費用の一部を負担するものについては、査定事業費の額について当該都道府県又は市町村が負担する金額

四　国が施行する事業で第二号に規定する組合又は港務局が費用の一部を負担するものについては、査定事業費の額に対する同号に規定する分担割合による当該都道府県又は市町村の分担額

五　市町村（市町村の組合を含む。）が施行する事業で国及び都道府県がそれぞれ費用の一部を負担するものについては、都道府県にあつては査定事業費の額について当該都道府県が負担する金額、市町村にあつては査定事業費の額から国及び都道府県が負担する額を控除した金額（市町村の組合を組織する市町村にあつては、当該組合が施行する事業に係る査定事業費の額に対する当該組合の規約で定められた分担割合による当該市町村の分担額からその分担額に対応する国及び都道府県の負担額を控除した金額）

六　市町村（市町村の組合を含む。）又は社会福祉法人その他の地方公共団体以外の者が施行する事業（児童厚生施設等に係る事業を除く。）で都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を含む。以下この号及び第九条第四項において同じ。）が費用の一部を負担し、又は補助し、国が当該都道府県の負担し、又は補助する金額の一部を負担し、又は補助するものについては、都道府県にあつては査定事業費の額について都道府県が負担し、又は補助する金額から国が当該都道府県に対して負担し、又は補助する金額を控除した金額、市町村にあつては査定事業費の額から都道府県が負担し、又は補助する額を控除した

金額（市町村の組合を組織する市町村にあつては、当該組合が施行する事業に係る査定事業費の額に対する当該組合の規約で定められた分担割合による市町村の分担額から当該市町村の分担額に対応する都道府県の負担額又は補助額を控除した金額）

七　都道府県又は市町村が施行する事業でその事業費につき国が費用を負担しないもの（児童厚生施設等に係る事業を除く。）については、査定事業費の額

2　法第三条第一項第五号から第十号まで及び第十一号の二に掲げる災害復旧事業に係る前項の査定事業費には、一の施設についてその復旧に要する費用の額が六十万円（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十二条又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）及び認定こども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（第十二条第一項第一号において「幼保連携型認定こども園等」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十二項に規定する感染症指定医療機関（同条第十六項に規定する結核指定医療機関を除く。）並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（第十二条第一項第一号において「特定私立幼稚園」という。）については、三十万円）未満のものは、算入しないものとする。

（特別財政援助額の事業別の交付等の方法）

第八条　国は、特定地方公共団体に係る特別財政援助額を次の算式により法第三条第一項各号に掲げる事業ごとに分割し、その分割した特別財政援助額（以下「事業別財政援助額」という。）の当該各事業に係る査定事業費の額等に対する割合を、次項から第四項まで又は次条に定めるところにより、これらの事業に係る国の負担割合に加算して、交付金を交付し、又は負担金を減少するものとする。

$$\text{法第３条第１項各号に掲げる事業ごとの特定地方公共団体の負担額} \times \frac{\text{特定地方公共団体に係る特別財政援助額}}{\text{法第３条第１項各号に掲げる事業ごとの特定地方公共団体の負担額の合算額}}$$

2　前条第一項第一号又は第二号に掲げる事業については、事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合をこれらの事業に係る国の負担割合に加算し、同項第三号又は第四号に掲げる事業については、事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合をこれらの事業に係る特定地方公共団体の負担割合から減少するものとする。

3　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業については、これらの事業を一の事業とみなして第一項の規定を適用するものとし、当該一の事業としての事業別財政援助額の前条第一項第一号又は第三号に該当する事業に係る査定事業費の額及び同項第二号又は第四号に該当する事業に係る特定地方公共団体の分担額の総額に対する割合（同項第二号又は第四号に該当する事業にあつては、その割合に当該組合の規約又は港務局の定款で定める特定地方公共団体の分担割合を乗じて得た割合）を前項に規定する事業別財政援助額

の査定事業費の額に対する割合とみなして同項の規定を適用するものとする。

4　前条第一項第七号に掲げる事業については、事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合をその事業に係る交付金の割合とする。

第九条　第七条第一項第五号に掲げる事業については、国の負担割合にあつては、市町村の事業別財政援助額及び都道府県の事業別財政援助額を合算した額の査定事業費の額に対する割合を当該負担割合に加算するものとし、特定地方公共団体である都道府県の負担割合にあつては、当該事業に関する主務大臣の定めるところにより、当該都道府県の事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合を当該負担割合から減少するものとする。

2　市町村（市町村の組合を含む。）が施行する第七条第一項第六号に掲げる事業については、当該事業を施行する市町村又は当該事業を施行する市町村の組合を組織する市町村が特定地方公共団体である場合においては、当該事業に関する主務大臣の定めるところにより、当該市町村の事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合を当該事業に係る都道府県の負担割合に加算するものとする。

3　前項の規定により都道府県が特定地方公共団体である市町村又はその組織する組合に対して事業別財政援助額を交付する場合における当該都道府県が負担し、又は補助する金額に対する国の負担割合は、国が他の法令の規定により都道府県に交付する負担金又は補助金の額に市町村の事業別財政援助額（当該都道府県が特定地方公共団体である場合には、更に、都道府県の事業別財政援助額を加算した金額）を合算した金額の同項の規定により都道府県が負担し、又は補助する金額に対する割合とする。

4　前項に規定するもののほか、特定地方公共団体である都道府県が費用の一部を負担し、又は補助する第七条第一項第六号に掲げる事業については、都道府県の事業別財政援助額の当該都道府県が負担し、又は補助する金額に対する割合をそれぞれの事業に係る国の負担割合に加算するものとする。

（事業別財政援助額等に係る割合の算定）

第十条　前二条の規定により算定する事業別財政援助額の査定事業費の額等に対する割合は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

（排土排水事業に係る主務大臣の区分）

第十一条　法第四条第四項の政令で定める区分は、法第三条第一項第十二号に掲げる事業（林業用施設及び漁場に係るものを除く。）、同項第十三号に掲げる事業及び同項第十四号に掲げる事業でその地域が主として市街地である一団の浸水地域に係るものにあつては、国土交通大臣、同項第十二号に掲げる事業（林業用施設及び漁場に係るものに限る。）及び同項第十四号に掲げる事業で国土交通大臣の所掌に属するもの以外のものにあつては、農林水産大臣とする。

（地方公共団体以外の保護施設等の設置者に対する補助）

第十二条　法第三条第一項第五号から第六号の三まで、第九号又は第十一号の二に掲げる事業について、法第四条第五項の規定により、国が、当該施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当する額（以下この条において「特別交付額」という。）を当該施設の所在する都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第四十三条において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」と

いう。）に交付する場合は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市及び中核市の区域を除く。）内にある法第三条第一項第五号から第六号の三まで、第九号又は第十一号の二に掲げる事業ごとの施設について、それぞれ次の要件に該当する場合とする。

一　当該区域における生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十条若しくは第四十一条の規定により設置された保護施設（以下この号において「保護施設」という。）、児童福祉法第三十五条第二項から第四項までの規定により設置された児童福祉施設（児童厚生施設等を除く。以下この号において「児童福祉施設」という。）、幼保連携型認定こども園等、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条の規定により設置された養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム（以下この号において「老人ホーム」という。）、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。以下この号において「婦人保護施設」という。）又は特定私立幼稚園の数に対する激甚災害を受けた保護施設、児童福祉施設、幼保連携型認定こども園等、老人ホーム、婦人保護施設又は特定私立幼稚園（その復旧に要する費用の額が、児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、幼保連携型認定こども園等及び特定私立幼稚園にあつては三十万円未満、その他の施設にあつては六十万円未満のものを除く。以下この条において「被災保護施設、被災児童福祉施設、被災幼保連携型認定こども園等、被災老人ホーム、被災婦人保護施設又は被災特定私立幼稚園」という。）の数の割合が十分の一以上であること。

二　当該区域における被災保護施設、被災児童福祉施設、被災幼保連携型認定こども園等、被災老人ホーム、被災婦人保護施設又は被災特定私立幼稚園の復旧に要する費用の一施設当たりの平均額が八十万円以上であること。

２　特別交付額の交付を受けた都道府県又は指定都市若しくは中核市は、地方公共団体以外の者が設置した被災保護施設、被災児童福祉施設、被災幼保連携型認定こども園等、被災老人ホーム、被災婦人保護施設又は被災特定私立幼稚園ごとに都道府県又は指定都市若しくは中核市が負担し、又は補助する額に当該施設に対する特別交付額を加えた額を、当該施設の設置者に交付しなければならない。

（事業別財政援助額に係る国の交付金の交付等）

第十三条　第八条又は第九条の規定による事業別財政援助額に係る交付金は、毎会計年度において交付する法第三条第一項各号に掲げる事業に係る負担金若しくは補助金の額又は当該事業の実施状況等に応じて、当該年度内に交付するものとする。ただし、特別の理由によりやむを得ない事情があると認められる場合においては、翌年度以降において交付することができるものとする。

２　この章に定めるもののほか、法第四条の規定による特別財政援助額の交付等に関し必要な事項は、法第三条第一項各号に掲げる事業に関する主務大臣が定める。

第二章　農林水産業に関する特別の助成

以下、省略

都　市　計　画　法（抄）

（昭和43年6月15日　法律第100号
最終改正　令和4年11月18日　法律第87号）

第一条～第三条　省略

第四条　この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

２　この法律において「都市計画区域」とは次条の規定により指定された区域を、「準都市計画区域」とは第五条の二の規定により指定された区域をいう。

３　この法律において「地域地区」とは、第八条第一項各号に掲げる地域、地区又は街区をいう。

４　この法律において「促進区域」とは、第十条の二第一項各号に掲げる区域をいう。

５　この法律において「都市施設」とは、都市計画において定められるべき第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

６　この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

７　この法律において「市街地開発事業」とは、第十二条第一項各号に掲げる事業をいう。

８　この法律において「市街地開発事業等予定区域」とは、第十二条の二第一項各号に掲げる予定区域をいう。

９　この法律において「地区計画等」とは、第十二条の四第一項各号に掲げる計画をいう。

１０　この法律において「建築物」とは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に定める建築物を、「建築」とは同条第十三号に定める建築をいう。

１１　この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの（以下「第一種特定工作物」という。）又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの（以下「第二種特定工作物」という。）をいう。

１２　この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

１３　この法律において「開発区域」とは、開発行為をする土地の区域をいう。

１４　この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

１５　この法律において「都市計画事業」とは、この法律で定めるところにより第五十九条の規定による認可又は承認を受けて行なわれる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。

１６　この法律において「施行者」とは、都市計画事業を施行する者をいう。

（都市計画区域）

第五条　都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

2　都道府県は、前項の規定によるもののほか、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）による都市開発区域、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）による都市開発区域、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）による都市開発区域その他新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。

3　都道府県は、前二項の規定により都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4　二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、国土交通大臣が、あらかじめ、関係都府県の意見を聴いて指定するものとする。この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

5　都市計画区域の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することによつて行なう。

6　前各項の規定は、都市計画区域の変更又は廃止について準用する。

第五条の二～第十条の四　省略

（都市施設）

第十一条　都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

一　道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

二　公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地

三　水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

四　河川、運河その他の水路

五　学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設

六　病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設

七　市場、と畜場又は火葬場

八　一団地の住宅施設（一団地における五十戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）

九　一団地の官公庁施設（一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）

十　一団地の都市安全確保拠点施設（溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害が発生した場合における居住者等（居住者、来訪者又は滞在者をいう。以下同じ。）の安全を確保するための拠点となる一団地の特定公益的施設（避難場所の提供、生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供その他の当該災害が発生した場合における居住者等の安全を確保するために必要な機能を有する集会施設、購買施設、医療施設その他の施設をいう。第四項第一号において同じ。）及び公共施設をいう。）

十一　流通業務団地

十二　一団地の津波防災拠点市街地形成施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十五項に規定する一団地の津波防災拠点市街地形成施設をいう。）

十三　一団地の復興再生拠点市街地形成施設（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十二条第一項に規定する一団地の復興再生拠点市街地形成施設をいう。）

十四　一団地の復興拠点市街地形成施設（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第八号に規定する一団地の復興拠点市街地形成施設をいう。）

十五　その他政令で定める施設

2　都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとするとともに、面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

3　道路、都市高速鉄道、河川その他の政令で定める都市施設については、前項に規定するもののほか、適正かつ合理的な土地利用を図るため必要があるときは、当該都市施設の区域の地下又は空間について、当該都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画に定めることができる。この場合において、地下に当該立体的な範囲を定めるときは、併せて当該立体的な範囲からの離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度（当該離隔距離に応じて定めるものを含む。）を定めることができる。

4　一団地の都市安全確保拠点施設については、第二項に規定するもののほか、都市計画に、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　特定公益的施設及び公共施設の位置及び規模

二　建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の容積率の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建蔽率の最高限度

5　密集市街地整備法第三十条に規定する防災都市施設に係る都市施設、都市再生特別措置法第十九条の四の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設及び同法第五十一条第一項の規定により決定又は変更をする都市計画に係る都市施設、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第十九条の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設、流通業務団地、一団地の津波防災拠点市街地形成施設、一団地の復興再生拠点市街地形成施設並びに一団地の復興拠点市街地形成施設について都市計画に定めるべき事項は、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

6　次に掲げる都市施設については、第十二条の三第一項の規定により定められる場合を

除き、第一号又は第二号に掲げる都市施設にあつては国の機関又は地方公共団体のうちから、第三号に掲げる都市施設にあつては流通業務市街地の整備に関する法律第十条に規定する者のうちから、当該都市施設に関する都市計画事業の施行予定者を都市計画に定めることができる。

一　区域の面積が二十ヘクタール以上の一団地の住宅施設

二　一団地の官公庁施設

三　流通業務団地

7　前項の規定により施行予定者が定められた都市施設に関する都市計画は、これを変更して施行予定者を定めないものとすることができない。

以下、省略

都　市　公　園　法　（抄）

（昭和３１年４月２０日　法律第７９号
最終改正：令和4年6月17日法律第68号）

第一章　総　　則

（目的）

第一条　この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一　都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二　次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ　一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）

ロ　国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

２　この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。

一　園路及び広場

二　植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの

三　休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの

四　ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの

五　野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの

六　植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの

七　飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの

八　門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの

九　前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

３　次の各号に掲げるものは、第一項の規定にかかわらず、都市公園に含まれないものとする。

一　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の規定により決定された国立公園又は国定公園に関する公園計画に基いて設けられる施設（以下「国立公園又は国定公園の施設」という。）たる公園又は緑地

二　自然公園法の規定により国立公園又は国定公園の区域内に指定される集団施設地区たる公園又は緑地

第二章　都市公園の設置及び管理

（都市公園の設置）

第二条の二　都市公園は、次条の規定によりその管理をすることとなる者が、当該都市公園の供用を開始するに当たり都市公園の区域その他政令で定める事項を公告することにより設置されるものとする。

（都市公園の管理）

第二条の三　都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。

（都市公園の設置基準）

第三条　地方公共団体が都市公園を設置する場合においては、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合するように行うものとする。

２　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第四条第一項に規定する基本計画（次条第二項において単に「基本計画」という。）（地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針が定められているものに限る。）が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を設置する場合においては、当該都市公園の設置は、前項に定めるもののほか、当該基本計画に即して行うよう努めるものとする。

３　国が設置する都市公園（第二条第一項第二号ロに該当するものを除く。）については、政令で定める都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

（都市公園の管理基準）

第三条の二　都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準（都市公園の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含む。）に適合するように行うものとする。

２　基本計画（地方公共団体の設置に係る都市公園の管理の方針が定められているものに限る。）が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を管理する場合においては、当該都市公園の管理は、前項に定めるもののほか、当該基本計画に即して行うよう努めるものとする。

（公園施設の設置基準）

第四条　一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

２　前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める。

（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）

第五条　第二条の三の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

一　当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの

二　当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

３　公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

４　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者が同条第四項に規定する選定事業として行う公園施設の設置又は管理の期間は、前項の規定にかかわらず、当該選定事業に係る同法第五条第二項第五号に規定する事業契約の契約期間（当該契約期間が三十年を超える場合にあつては、三十年）の範囲内において公園管理者が定める期間とする。

（公募対象公園施設の公募設置等指針）

第五条の二～第五条の九　省略

（兼用工作物の管理）

第五条の十　都市公園と河川、道路、下水道その他の施設又は工作物（以下これらを「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該都市公園の公園管理者及び他の工作物の管理者は、当該都市公園及び他の工作物の管理については、第二条の三の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、都市公園については、都市公園に関する工事及び維持以外の管理を行わせることができない。

２　前項の規定により協議が成立した場合においては、当該都市公園の公園管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

（公園管理者の権限の代行）

第五条の十一　前条第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合においては、当該他の工作物の管理者は、政令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に代わつてその権限を行うものとする。

（都市公園の占用の許可）

第六条　都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物そ

の他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3　第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4　第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第七条　公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一　電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの

二　水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの

三　通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの

四　郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所

五　非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物

六　競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物

七　前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

2　公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの（通所のみにより利用されるものに限る。）に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

（許可の条件）

第八条　公園管理者は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（国の行う都市公園の占用の特例）

第九条　国の行う事業のため、第七条第一項各号に掲げる工作物その他の物件若しくは施設又は同条第二項に規定する社会福祉施設を設けて都市公園を占用する場合においては、国と公園管理者との協議が成立することをもつて第六条第一項又は第三項の許可があつたものとみなす。

（原状回復）

第十条　第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園

施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

２　公園管理者は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

第十一条～第十二条　省略

（都市公園の設置及び管理に要する費用の負担原則）

第十二条の二　都市公園の設置及び管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体の、国の設置に係る都市公園にあつては国の負担とする。

第十二条の三～第十二条の五　省略

（兼用工作物の管理に要する費用の負担）

第十二条の六　都市公園と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該都市公園の管理に要する費用の負担については、公園管理者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

（原因者負担金）

第十三条　公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

（附帯工事に要する費用）

第十四条　都市公園に関する工事により必要を生じた他の工事又は都市公園に関する工事を行うため必要を生じた他の工事に要する費用は、第八条の規定により許可に附した条件に特別の定がある場合及び第九条の規定による協議による場合を除くほか、その必要を生じた限度において、当該都市公園に関する工事について費用を負担する者がその全部又は一部を負担しなければならない。

２　公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。

（義務履行のために要する費用）

第十五条　この法律若しくはこの法律に基く政令の規定又はこの法律の規定によつてする処分による義務を履行するため必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除くほか、当該義務者が負担しなければならない。

（都市公園の保存）

第十六条　公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一

部について都市公園を廃止してはならない。

一　都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合

二　廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合

三　公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

（都市公園台帳）

第十七条　公園管理者は、その管理する都市公園の台帳（以下この条において「都市公園台帳」という。）を作成し、これを保管しなければならない。

２　都市公園台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

３　公園管理者は、都市公園台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができない。

第十七条の二　省略

（条例又は政令で規定する事項）

第十八条　この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める。

第十九条～第二十八条　省略

第五章　雑　　則

（補助金）

第二十九条　国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体に対し都市公園の新設又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

（報告及び資料の提出）

第三十条　地方公共団体は、都市公園を設置し、その区域を変更し、若しくは都市公園を廃止したとき、又はこの法律に基く条例を制定したときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に報告しなければならない。

２　国土交通大臣は、地方公共団体に対して、この法律の施行に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（都市公園の行政又は技術に関する勧告等）

第三十一条　国土交通大臣は、都道府県及び市町村に対し、都道府県知事は、市町村に対し、都市公園を保全し、その他都市公園の整備を促進するため都市公園の行政又は技術に関し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

（私権の制限）

第三十二条　都市公園を構成する土地物件については、私権を行使することができない。ただし、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。

（公園予定区域等）

第三十三条　地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。

２　国土交通大臣は、都市公園を新設しようとするときは、都市公園を設置すべき区域

を定めなければならない。

3　地方公共団体又は国土交通大臣は、都市公園を設置すべき地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、前二項の規定による都市公園を設置すべき区域を、立体的区域とすることができる。

4　第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第二条の三、第四条、第五条、第六条から第十二条まで、第十三条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで及び前条の規定は、当該区域（以下「公園予定区域」という。）又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの（以下「予定公園施設」という。）について準用する。

5　地方公共団体は、第一項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6　国土交通大臣は、第二項の規定により第二条第一項第二号イの都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該都市公園が存することとなる都道府県と協議しなければならない。

（不服申立て）

第三十四条　地方公共団体である公園管理者（前条第一項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体を含む。以下この条において同じ。）がした次の各号のいずれかに掲げる処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

一　第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第三項（前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

二　第五条の五第一項若しくは第五条の六第一項の規定による認定又はこれらの規定による認定を与えないこと。

三　第十条第二項（前条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指示

四　第十三条、第十四条第二項又は第二十八条第四項（前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による負担の決定

五　第二十六条第二項又は第四項（前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による必要な措置の命令

六　第二十七条第一項若しくは第二項（前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令

七　第十二条第一項の規定に相当する条例の規定による許可を与え、又は与えないこと。

2　第五条の十第一項の規定による協議に基づき都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者が公園管理者に代わつてした前項各号に掲げる処分又は第十二条第一項の規定による許可を与え、若しくは与えない処分に不服がある者は、当該

処分をした他の工作物の管理者である公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して再審査請求をすることができる。

3　第五条の十第一項の規定による協議に基づき国の機関である他の工作物の管理者が公園管理者に代わつてした第一項各号に掲げる処分又は第十二条第一項の規定による許可を与え、若しくは与えない処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。

（権限の委任）

第三十五条　この法律及びこの法律に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

以下、省略

都 市 公 園 法 施 行 令 （抄）

（昭和３１年９月１１日　政令第290号
最終改正　令和2年9月4日　政令第268号）

第一章　都市公園の設置

第一条～第四条　省略

（公園施設の種類）

第五条　法第二条第二項第二号の政令で定める修景施設は、植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するものとする。

２　法第二条第二項第三号の政令で定める休養施設は、次に掲げるものとする。

一　休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの

二　前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める休養施設

３　法第二条第二項第四号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。

一　ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの

二　前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める遊戯施設

４　法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。

一　野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物

二　前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設

５　法第二条第二項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。

一　植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの

二　古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの

三　前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設

６　法第二条第二項第七号の政令で定める便益施設は、飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。）、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。

７　法第二条第二項第八号の政令で定める管理施設は、門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。）、くず箱、水道、井戸、暗渠きよ、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。第三十一条第八号において同じ。）その他これらに類するものとする。

８　法第二条第二項第九号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

第六条～第八条　省略

（都市公園の供用を開始するに当たり公告する事項）

第九条　法第二条の二の政令で定める事項は、都市公園の名称及び位置並びに供用開始の期日とする。

（都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準）

第十条　法第三条の二第一項の政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。

一　都市公園の構造、利用状況又は維持若しくは修繕の状況、都市公園の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「都市公園構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、都市公園の巡視を行い、及び清掃、除草その他の都市公園の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

二　都市公園の点検は、都市公園構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三　前号の点検その他の方法により都市公園の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、都市公園の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

２　前項に規定するもののほか、都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、国土交通省令で定める。

第十一条～第三十条　省略

（都市公園に関する費用の補助額）

第三十一条　法第二十九条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、都市公園の新設又は改築に要する費用のうち、次に掲げる公園施設の新設、増設又は改築に要

する費用にあつては当該費用の額に二分の一を乗じて得た額とし、都市公園の用地の取得に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

一　園路又は広場

二　修景施設

三　休養施設のうち、休憩所、ベンチ、野外卓、キャンプ場その他これらに類するもの

四　遊戯施設のうち、ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池その他これらに類するもの

五　運動施設（ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物並びに第五条第四項第二号に掲げる運動施設を除く。）

六　教養施設のうち、次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ　自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、体験学習施設その他これらに類するもの

ロ　古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に同法第五条第二項第三号ロに掲げる事項としてその新設又は改築が定められたものに限る。）

七　便益施設のうち、駐車場、園内移動用施設、便所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの

八　管理施設のうち、門、さく、管理事務所、苗畑、照明施設、ごみ処理場、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設その他これらに類するもの

九　第五条第八項に掲げる施設のうち、展望台又は同項に規定する備蓄倉庫その他国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設（避難地又は避難路となる都市公園（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画その他これに準ずる防災に関する計画において定められたものに限る。）に設けられるものに限る。）

第三十二条　省略

（権限の委任）

第三十三条　法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十条第二項及び法第三十一条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第十二条の三第二項の規定により負担金の一部を分担させ、及び同条第三項の規定により意見を聴くこと。

二　法第三十三条第二項の規定により都市公園を設置すべき区域を定め、及び同条第六項の規定により協議をすること。

三　法第三十四条第一項若しくは第二項の規定による再審査請求又は同条第三項の規定による審査請求に対して裁決をすること。

四　第二十条第一項第一号又は第二号の規定により使用料を徴収しない公園施設又は占用物件を指定すること。

五　第二十九条及び第三十条の規定により負担すべき額を納付すべき旨及び負担すべき負担金の予定額を通知すること。

以下、省略

都 市 公 園 法 施 行 規 則 （抄）

（昭和３１年１０月９日　建設省令第３０号
最終改正　令和2年12月23日　省令第98号）

（環境への負荷の低減に資する発電施設）

第一条　都市公園法施行令（以下「令」という。）第五条第七項の国土交通省令で定める環境への負荷の低減に資する発電施設は、次に掲げるものとする。

一　風力発電施設

二　太陽電池発電施設

三　燃料電池発電施設

四　前三号に掲げる発電施設に類するもの

（災害応急対策に必要な施設）

第一条の二　令第五条第八項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設とする。

第一条の三～第九条　省略

（都市公園台帳）

第十条　都市公園台帳は、調書及び図面をもつて組成する。

２　調書には、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一　名称

二　所在地

三　設置の年月日（既設公園については、公園又は緑地として設置された年月日）

四　沿革の概要

五　敷地面積及びその土地所有者別の内訳並びに当該土地所有者の所有する敷地について公園管理者の有する権原

六　公園施設として設けられる建築物（仮設公園施設を除く。次号において同じ。）及びその他の主要な公園施設についての次に掲げる事項

イ　種類及び名称

ロ　工作物であるものについては、その構造

ハ　建築物であるものについては、その建築面積

ニ　運動施設については、その敷地面積

ホ　法第五条第一項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所）並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

七　公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合並びに令第六条第一項第一号から第三号までに規定する建築物、同条第六項に規定する公募対象公園施設である建築物及び同条第七項に規定する滞在快適性等向

上公園施設である建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

八　運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

九　主要な占用物件についての次に掲げる事項

イ　種類及び名称

ロ　構造

ハ　建築物であるものについては、その建築面積

ニ　法第六条第一項又は第三項の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所）並びに当該許可による占用の期間の初日及び末日

十　公園一体建物の概要

３　図面は、縮尺千二百分の一以上の平面図（法第二十条の規定により都市公園の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断面図及び横断面図。第十九条第五項において同じ。）とし、付近の地形、方位及び縮尺を表示し、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一　都市公園の区域の境界線

二　公園保全立体区域の境界

三　行政区画名、大字名、字名及びその境界線

四　地形

五　敷地の土地所有者別の区分

六　主要な公園施設

七　主要な占用物件

八　公園一体建物

４　調書及び図面の記載事項に変更があつたときは、公園管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。

第十一条～第十六条　省略

（災害応急対策に必要な施設）

第十七条　令第三十一条第九号に規定する国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設又は延焼防止のための散水施設とする。

第十八条　省略

（国土交通大臣に対する報告）

第十九条　地方公共団体が都市公園を設置したときに国土交通大臣に報告すべき事項は、当該都市公園についての次の各号に掲げる事項とする。

一　名称

二　所在地

三　設置の年月日

四　都市公園の区域

五　敷地面積

２　地方公共団体が都市公園の区域を変更したときに国土交通大臣に報告すべき事項は、当該都市公園についての次の各号に掲げる事項とする。

一　名称

二　所在地

三　変更の年月日

四　変更の理由

五　変更前及び変更後における区域

六　変更前及び変更後における敷地面積

３　地方公共団体が都市公園を廃止したときに国土交通大臣に報告すべき事項は、当該都市公園についての次の各号に掲げる事項とする。

一　名称

二　所在地

三　廃止の年月日

四　廃止の理由

五　敷地面積

４　地方公共団体が法に基づく条例を制定したときに国土交通大臣に報告すべき事項は、当該条例とする。

５　法第三十条第一項の規定に基づく報告は、文書（第一項第四号及び第二項第五号に掲げる事項については、縮尺千二百分の一以上の平面図）により、都市公園の設置、その区域の変更若しくは都市公園の廃止又は条例の制定の都度速やかに行うものとする。

以下、省略

社 会 資 本 整 備 重 点 計 画 法 （抄）

（平成１５年３月３１日　法律第２０号
最終改正　平成24年6月27日　法律第42号）

（目的）

第一条　この法律は、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずることにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の安定と向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「社会資本整備重点計画」とは、社会資本整備事業に関する計画であって、第四条の規定に従い定められたものをいう。

２　この法律において「社会資本整備事業」とは、次に掲げるものをいう。

一～六　略

七　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園その他政令で定める公園又は緑地の新設又は改築に関する事業及び都市における緑地の保全に関する事業

以下、省略

社 会 資 本 整 備 重 点 計 画 法 施 行 令 （抄）

（平成１５年３月３１日　政令第１６２号
最終改正　平成27年8月28日　政令第305号）

（都市公園以外の公園又は緑地）

第二条　法第二条第二項第七号の政令で定める公園又は緑地は、次に掲げるものとする。

一　国及び地方公共団体以外の者が設置する都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。）である公園又は緑地

二　人口が五千以上であり、かつ、中心の市街地を形成している区域内の人口が千以上である町村が設置する公園又は緑地（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園に該当するものを除く。）のうち、次に掲げる要件に該当するもの

イ　当該町村の中心の市街地を形成している区域内に居住する者が容易に利用することができる位置に設置されること。

ロ　敷地面積がおおむね四ヘクタール以上であること。

ハ　少なくとも園路、広場、植栽及び便所が設けられるほか、都市公園法第二条第二項第二号から第九号までに掲げる施設のうち当該公園又は緑地を休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供するため必要なものが設けられること。

以下、省略

公園の建築物及び機械、電気設備に係る都市災害復旧事業の設計単価及び歩掛について

平成 25 年 3 月 29 日　事務連絡
国土交通省都市局都市安全課都市防災対策推進室
課長補佐から都道府県・指定都市
災害復旧事業担当課長あて

標記について、円滑な事業の執行のため、下記に留意して運用すること、また、この旨について貴課を含む都市災害復旧事業担当部局及び貴管下の市町村に周知するようお願いします。

記

１．公共土木施設災害復旧事業の設計単価及び歩掛は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（以下、施行令という。）第６条第２項により、あらかじめ国土交通大臣の同意を得ることとなっており、建築物及び機械、電気設備に係る都道府県・指定都市の営繕工事積算基準等の設計単価及び歩掛は、河川部局等と調整の上、あらかじめ国土交通大臣の同意を得ること。

２．災害査定時点で、営繕工事積算基準等の設計単価及び歩掛について国土交通大臣の同意を得ていない場合は、公立学校災害復旧事業に用いるものを適用することとしていること。

３．２．により工事費を決定したにもかかわらず、実施設計段階で営繕工事積算基準等の設計単価及び歩掛を適用して積算した工事費が決定工事費より増額となったとしても、決定工事費の変更は行わないこと。また、この増額分は施行令第７条第１項の軽微な変更に当たらないこと。

４．都道府県においては、市町村事業で建築物及び機械、電気設備が含まれている都市災害復旧事業の完了（成功認定）に関する検査を実施するにあたり、災害査定設計書と実施設計書の根拠となる設計単価及び歩掛等を確認すること。

附　則

下水道及び公園の建築物及び機械、電気設備に係る都市災害復旧事業の設計単価及び歩掛について（平成 14 年 1 月 24 日事務連絡　国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市防災専門官から都道府県・指定都市災害復旧事業担当課長あて）は廃止する。

公園の建築物及び機械、電気設備に係る都市災害復旧事業の設計単価及び歩掛について

（平成 25 年 3 月 29 日　事務連絡
国土交通省都市局都市安全課都市防災対策推進室
課長補佐から都道府県・指定都市
災害復旧事業担当課長あて
最終改正　平成 26 年 6 月 30 日）

標記について、平成 25 年 3 月 29 日付け事務連絡における、国土交通大臣の同意に関する協議手続きの取扱いについては、下記のとおりとしますので、貴課を含む都市災害復旧事業担当部局に周知するようお願いいたします。

また、都道府県においては、貴管下の市（指定都市を除く。）町村に周知するようお願いいたします。

記

１．国土交通大臣の同意に関する協議手続き

河川部局から国土交通省水管理・国土保全局に提出する協議書によることとし、都市局への文書の提出は不要であること。

２．設計単価

公園の建築物及び機械、電気設備に係る都市災害復旧事業の設計単価については、大臣同意を得たものを使用し、毎年単価設定していて設計単価として同意を得ておくことが望ましいと思われるものは、河川部局から提出する設計単価に含めること。

３．歩掛

公園の建築物及び機械、電気設備に係る都市災害復旧事業の歩掛については、大臣同意を得たものを使用し、同意歩掛にない歩掛を使用する場合は、都道府県・指定都市において規定している歩掛・公共機関策定歩掛等を使用すること。

都道府県・指定都市において規定している歩掛・公共機関策定歩掛等については、予めその積算基準等の名称・適用年次を都市局都市安全課に文書で提出すること。

平成２２年度以降に係る国庫負担申請書及び災害査定復命書等の様式変更について（通知）

平成２２年４月１日　事務連絡
国土交通省河川局防災課長補佐、
都市・地域整備局都市・地域安全課長補佐から
各都道府県・指定都市災害復旧主務担当補佐あて

査定決定工事費のうち営繕費及び工事雑費については、災害復旧事業に係る平成２２年度以降の予算歳出化分については交付対象から除外することになりましたが、決定工事費から営繕費及び工事雑費を除いた額（以下「国庫負担対象額」という。）の取り扱いにつきまして、下記のとおり運用することとしたので御協力願います。

１　国庫負担申請書及び復命書について

（１）国庫負担申請書及び復命書のうち、『災害総計表』及び『被災原因別調書』は「決定工事費に係る調書」、「決定工事費のうち営繕費及び工事雑費に係る調書」、「国庫負担対象額」をそれぞれ別葉で作成し、『目論見書』並びに『保留箇所調書』は申請額及び決定額欄に決定工事費、決定工事費のうち応急工事費（営繕費及び工事雑費を含む。）、営繕費及び工事雑費（応急工事費に係る営繕費及び工事雑費を含む。）、国庫負担対象額のそれぞれを４段書きで記載し提出願います。

（２）営繕費が査定上に計上される場合には、様式第三第二表及び第九表の写しを復命書に添付すること。

２　査定速報について

（略）

補足

１、２により追加及び変更される様式については、別添記載例を御参考下さい。

また、今後の災害査定については、国庫負担対象額についても現地において突合することになりますのでよろしくお願いします。

なお、御不明な点等がございましたら、河川局防災課災害第一係（全般）、
都市・地域整備局都市・地域安全課指導係（公園関連）まで連絡願います。

（次の様式以外は省略）

別紙 11

保 留 箇 所 調 書

事業主体名	工種	工事番号	下水道名、公園名等	位置			申請額		決定見込		保留事由	保留意見	
				郡市	町村	大字	金額	設計概要	金額	設計概要		国土交通省	財務省
○○○○事務所	下水道	100	△△下水道	○○市	△△町	字×× 〈150〉	10,150 (2,000) 〈150〉 〔10,000〕	L=10m 排水管	9,135 (2,000) 〈135〉 〔9,000〕	L=9m 排水管	方針第15の2の(2)		

○上段は工事費総額を記載する。
○二段目は工事費総額のうち応急工事費に係る金額（営繕費及び工事雑費を含む。）を記載する。
○三段目は工事費総額のうち営繕費及び工事雑費に係る金額（応急工事費に係る営繕費及び工事雑費を含む。）を記載する。
○下段は工事費総額のうち国庫負担対象額に係る金額を記載する。

備考　保留事由欄には、保留とした理由が該当する方針第15の2第一項の号番号を記載するとともに、当該事由を具体的に記載すること。

様式第二（第五条関係）

目　　論　　見　　書

（単位：千円）

工事番号	事務所名	河川名、路線名、港湾名等	位置			申請額		決定額		査定方法	緊急順位	設計概要		経済効果	異常気象	適用
			郡市	町村	大字	工事費	内転属又は内未成	工事費	内転属又は内未成			申請	決定			
100	○○土木事務所	普通河川 △△川	○○市	△△町	字×× 〈150〉	10,150 (2,000) 〈150〉 〔10,000〕	3,045 (0) 〈45〉 〔3,000〕	9,135 (2,000) 〈135〉 〔9,000〕	3,045 (0) 〈45〉 〔3,000〕	実	B	L=10m ブロック積工 15㎡ 水替工 1箇所	L=9m ブロック積工 13.5㎡ 水替工 1箇所	畑 1.0ha	09295 8/1～8/5 豪雨	第2・2・(一)イ
計																

○上段は工事費総額を記載する。
○二段目は工事費総額のうち応急工事費に係る金額（営繕費及び工事雑費を含む。）を記載する。
○三段目は工事費総額のうち営繕費及び工事雑費に係る金額（応急工事費に係る営繕費及び工事雑費を含む。）を記載する。
○下段は工事費総額のうち国庫負担対象額に係る金額を記載する。

備考　1　工事については、次の順序で記載し、港湾（港湾に係る海岸を含む。）工事、下水道工事及び公園工事については別葉とすること。
①河川工事
②海岸（港湾に係るものを除く）工事
③砂防工事
④地すべり防止工事
⑤急傾斜地崩壊防止工事
⑥道路工事
⑦橋梁工事
⑧港湾（港湾に係る海岸を含む。）工事
⑨下水道工事
⑩公園工事
2　「河川名、路線名、港湾名等」の欄の記載は、河川については一級河川、二級河川、準用河川又は普通河川の別を併記し、道路については一般国道、主要地方道又は一般都道府県道であるときはその旨を明らかにし、港湾については港湾又は海岸の別を併記すること。
3　「異常気象」の欄には、気象コード、被災年月日、異常気象名を記載すること。
4　「適用」欄の記載は、次によること。
(1)　総合単価を使用したものについては、「㋑」を記載すること。
(2)　離島振興対策実施地域、奄美群島又は小笠原諸島におけるものについては、「㋺」を記載すること。
(3)　内転属又は内未成のあるものについては、それらに係る前災の発生年及び工事番号を記載すること。
5　※の欄は記載しないこと。

別紙　1

復　命　書

年　　月　　日

国土交通大臣（地方整備局長等）　　氏　　名　　殿

査定官　国土交通事務官　　氏　　名
査定官　国土交通技官　　氏　　名

年発生　　県公共土木施設（下水道・公園）
災害復旧事業の調査について（第　　次）

標記について、下記により調査を行ったので別紙関係調書のとおり復命する。

記

1　検査に要した日数

年　　月　　日～　　年　　月　　日　　日間

別紙　2

検　査　の　概　要

被　災　原　因　別	被　害　中　心　地	雨　量　、　風　速　等	主な被害（下水道名・公園名等）
検査意見			

	実　　査		机　　査		計	
	箇　所　数	金　　額	箇　所　数	金　　額	箇　所　数	金　　額
申　　請						
決　　定						
採択率（％）						

備考　1　申請、決定とも内未成額又は内転属額を控除したものを計上すること。
　　2　被害中心地欄、雨量、風速等欄、主な被害欄は、被災原因別に区分して記載すること。

都道府県名：○○県　□次査定

別記第二
第２表（下水道・公園）

災害総計表（令和　年災害）

（単位：千円）

工種	都道府県				市町村				計			
	申請		決定		申請		決定		申請		決定	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
下水道												
公園												
計												
うち離島分 （奄美諸島等を含む。）												

備　考

１　金額欄の上段には総額を、中段には内未成額又は内転属額を、下段には差引額（総額から内未成額又は内転属額を控除した額）を記入すること。

２　保留とされた箇所に係るものは計上しないこと。ただし、保留解除が行われ、当該箇所について工事費が決定された時は記載事項を変更すること。この場合、変更部分について変更前を赤色で、変更後を黒色で記載すること。

３　第二次以降の査定においては、当該査定に係る表と当該査定までの全ての査定に係る表を作成すること。

別紙　3

被　災　原　因　別　調　書

異常気象名	事業主体名	決定												保留	
		決定分				協議設計分				計					
		申請		決定		申請		決定		申請		決定			
		箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
	都道府県														
	市町村														
	計														
	都道府県														
	市町村														
	計														
都道府県計															
市町村計															
合計															

備考　1　金額欄の上段には総額を、中段には内未成額又は内転属額を、下段には差引額を記入すること。
2　異常気象名欄には、異常気象コード番号、発生年月日、異常気象名を記載すること。
3　1の箇所が2以上の異常気象により被災している場合は、主な異常気象で記載すること。ただし、当該異常気象のうち激甚災害に係る異常気象がある場合には、激甚災害に係る異常気象と、それ以外の異常気象とに区分して記載すること。
4　離島分（奄美群島等を含む。）を（　）内書きすること。
5　保留とされた箇所に係るものは計上しないこと。ただし、保留解除が行われ、当該箇所について工事費が決定された時は記載事項を変更すること。この場合、変更部分について変更前を赤色で、変更後を黒色で記載すること。
6　第2次以降の査定においては、当該査定に係る表と当該査定までの全ての査定に係る表とを作成すること。

別紙　4

市 町 村 被 災 原 因 別 調 書

（単位：千円）

異常気象名 箇所数金額 市町村名						
	箇 所 数	金　　額	箇 所 数	金　　額	箇 所 数	金　　額
計						

備考　1　内未成額又は内転属額を控除したものを計上すること。

2　異常気象名欄には、異常気象コード番号、発生年月日、異常気象名を記載すること。

3　保留とされた箇所に係るものは計上しないこと。ただし、保留解除が行われ、当該箇所について工事費が決定された時は記載事項を変更すること。この場合、変更部分について変更前を赤色で、変更後を黒色で記載すること。

4　第２次以降の査定においては、当該査定に係る表と当該査定までの全ての査定に係る表とを作成すること。

別紙　5

検 査 申 請 済 被 害 報 告 額 調 書

（金額の単位：千円）

区分＼事業主体		都道府県		市町村		計	
区分＼箇所数・金額＼異常気象名		箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
被害報告額							
申請被害報告済額	第一次申請分						
	第二次申請分						
	計						
差引未申請被害報告額							

備考　1　被害報告額欄には、査定時までの被害報告額の総額を記載すること。

2　異常気象名欄には、異常気象コード番号、発生年月日、異常気象名を記載すること。

3　申請済被害報告額の項には、申請箇所に係る被害報告額を記載すること。なお、保留とされた箇所については（　）外書きとし、当該箇所について工事費が決定されたときは記載事項を変更すること。

4　申請済被害報告額の項は、異常気象名別に区分し、査定ごとの小計を記載すること。

別紙　6

内　未　成　工　事　調　書

県・市町村別	工　種	過　年　災　分				今　年　災　分		
		工事番号	決　定　額	打切精算額	未　成　額	工事番号	決　定　額	内未成額
県　工　事								
小計　　箇所								
市町村工事								
小計　　箇所								
計　　箇所								

備考　1　年災別に作成すること。
　　2　再調査が実施された年災については、過年災分の決定額欄には当該調査額を記載するものとする。

別紙　7

内　転　属　工　事　調　書

県・市町村別	工　種	前　　災				後　　災		
		工事番号	決　定　額	打切精算額	転　属　額	工事番号	決　定　額	内転属額
県　　工　　事								
小計　　箇所								
市町村工事								
小計　　箇所								
計　　箇所								

別紙　8

失　格　箇　所　調　書

県・市町村別	工　種	工事番号	下水道名・公園名等	位置			申請額	失格額	摘　要
				郡市	町村	大字			
県　工　事									
小計　　箇所									
市町村工事									
小計　　箇所									
計　　箇所									

別紙　9

欠　格　箇　所　調　書

県・市町村別	工　種	工事番号	下水道名・公園名等	位置			申請額	欠格理由
				郡市	町村	大字		
県　工　事								
小計　　箇所								
市町村工事								
小計　　箇所								
計　　箇所								

別紙　10

協議設計箇所調書

事主体業名	工種	工事番号	下水道名・公園名等	位置			申請額	決定額	保留事由		理由
				郡市	町村	大字			申請	決定	

別紙　11

保　留　箇　所　調　書

事主体業名	工種	工事番号	下水道名・公園名等	位置			申請額		決定見込		保留事由	保留意見	
				郡市	町村	大字	金額	設計概要	金額	設計概要		国土交通省	財務省

備考　保留事由欄には、保留とした理由が該当する方針第 15 の２第１項の号番号を記載するとともに、当該理由を具体的に記載すること。

別紙　12

特　記　事　項　調　書

事主体業名	工種	工事番号	下水道名・公園名等	位置			決定額	決定設計概要	理由
				郡市	町村	大字			

備考　方針第16各号に定めるところに従って分類し、理由欄に採択の理由を詳細に記入すること。

平成 29 年度以降における設計変更等についての財務局に対する協議について

（平成 29 年 5 月 29 日　国都安第 15 号
国土交通省都市局都市安全課長から
各都道府県・指定都市の担当部局長あて）

標記について、別添のとおり財務省主計局上席予算実地監査官より依頼があったので、御協力願いたい。

なお、貴管下市町村（指定都市を除く。）に対しても周知徹底方取り計らわれたい。

（別　添）

平成 29 年度以降における設計変更等についての財務局に対する協議について

標記について、下記のとおり実施することとしたので、関係機関の指導を含め対応方よろしくお願いしたい。

記

当初の査定立会の趣旨に鑑み、公共土木施設（公園）及び都市施設（街路、都市排水施設等）等の災害復旧事業について国土交通省は申請者に対し、国土交通大臣の承認を必要とする設計変更について財務局へ協議するよう指導されたい。

なお、協議は、申請者が財務局に直接行うことを原則とするが、変更内容が単価変動のみの場合にあっては、関係書類の送付又は電話による説明で代えることもできるものとする。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定に基く検査立会に関する件

（昭和２６年１０月２２日　蔵計第２４５２号）

最終改正　昭和56年４月９日　蔵計第973号

昭和二十六年十月八・九両日当局において各財務局主計課長会議を開催、その際指示した標記の件は建設省所管の事業費について、別紙（一）「公共土木施設災害復旧事業費検査要綱」によるの外その細目については、別紙（二）「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定に基く検査の立会に関する事務処理要綱」により実施することとし、昭和二十六年発生災害中、同法に基き国庫負担の対象となるべき事業費を地方公共団体等別、事業別に明確化して本年度の予算を執行すると共に来年度以降の予算編成の資料とするものであるから、本立会の主旨を各立会官に周知し所期の目的を達するよう御配慮を煩したい。

別紙　（一）

公共土木施設災害復旧事業費検査要綱

一　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定による災害復旧事業費の決定に当つては、あらかじめ本要綱に定めるところによる検査を行うものとする。

一　災害復旧事業の検査は、主務大臣の命ずる検査官に、大蔵大臣の命ずる大蔵本省又は財務局又は福岡財務支局内の職員を立会官とし、検査に立ち合わしめるものとする。

主務省の検査官の査定に対しては、大蔵省の立会官は意見を述べることができる。意見の相違するものについては検査の確定を留保し、帰庁の後、協調の上決定するものとする。

一　災害復旧事業の検査に当つては、関係法令の規定を遵守するは勿論であるが、経済効果、公共の利害等の諸条件を充分に勘案して、厳正、適正な決定をなすものとし、いやしくも国費の濫費に流れることのないよう留意すること。

一　災害復旧事業の検査に当つては、復旧事業の緊急性に応じ、左の四段階に区分するものとする。

Ａ　緊急さし措き難きもの

Ｂ　復旧の効果著しく大なるもの

Ｃ　風土ならびに施設の保全上放置し難いもの

Ｄ　比較的経済効果ならびに他に及ぼす影響少きもの

Ｄに属するものについては、着工前に主務大臣の承認を得るものとする。

一　公共土木施設災害復旧事業の検査に当つては、建設、運輸、農林の各省は、なるべく合同して同時に検査を行うものとする。

一　本要綱は昭和二十六年発生災害より実施するものとする。但し既往発生の災害についても再度検査を行うものについては、本要綱によるものとする。

別紙　（二）

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定に基く検査の立会に関する事務処理要領

本要領において公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を「法」と、同法施行令（昭和二十六年政令第百七号）を「令」と、同法施行規則（昭和二十六年建設省令第十号）を「規則」と、同法事務取扱要綱を「要綱」とそれぞれ略称する。

一　今回の検査は、昭和二十六年発生災害のうち建設省所管事業費を、その対象とする。

但し、特別鉱害は、対象としない。

二　検査官、立会官並に検査日程は別紙の通り（略）とする。

検査班が検査日程の最初の道、府、県の道、府、県庁（土木部）において開く検査計画、検査方針等に関する打合会には該班の立会官の全員が之に参会すること。立会官の事故等によりその変更を必要とする時は、主任検査官又は検査官に対して、その旨を通知すると共に、主任立会官又は財務局理財部主計課長若しくは福岡財務支局理財部主計課長と連絡して、検査日程に、支障のない様に措置すること。

三　検査班の検査官中に、主任検査官を定むるのに対応して、立会官中に、主任立会官を定むること。

四　立会官は、検査能率を確保する様に協力すること。

五　建設省は、今回の検査立会に関し、関係地方公共団体に、立会官の氏名等を連絡する。

六　財務局理財部主計課長又は福岡財務支局理財部主計課長は、必要に応じて管内の立会官の連絡、指導に当るものとし、特に検査班の総合検査会には参加する様に考慮すること。

七　財務局理財部主計課長又は福岡財務支局理財部主計課長は、管下財務部主計課長に立会の主旨、日程を通知し、立会上必要な連絡をさせること。

八　立会官は左の事務を、主として担当する。

１　法第二条に規定する原因による災害であることの確認

２　法第三条に該当する復旧事業であることの確認

３　法第六条に規定する復旧事業の適用除外の確認

以上各号の認定に際しては、令第一条・第三条・第四条・規則第一条を参照すると共に、法第二条の２、原形復旧の範囲については、要綱一、同条３の超過事業については、要綱二及三、法第六条の適用除外事業については、要綱七及八を参照すること。

なお、法第三条の「国は、法令により地方公共団体（‥‥）又はその機関の維持管理（‥‥）の、」その機関の維持管理とは、国が維持管理すべき河川等を国の機関として地方公共団体の長等が維持管理を行うこととしているものをいう。

立会官が、前記各号について、確認の上、法第七条の災害復旧事業として、適当であることを、検査官に対して、意思表示する。

確認困難なるものは、検査官と協議の上当否を決定する。

立会官を確認し、検査官が確認困難なものも亦同じ。

前記各号の認定にあたつては、純技術的事項に関する部分（例えば、法第六条第一項一号・三号・四号に関する事項）については、検査官の査定に俟つものとするが、法第二条第２・３項により、原形復旧を、不可能、困難又は不適当とする事由については、十分之を確認すると共に、原形復旧によらざる部分の事業費は、最少限となる様、技術的考慮を求むること。工事費の積算については、個々に之を検討することを避けること。

工事歩掛り、労務費、材料費、及びその他の価格について、査定の基準となる令第六条２・３の規定による、設計単価表及び歩掛表については、一応、これを総括的に検討すること。

右の外工事施行中又は、着手前の再度災害については、令第三条要綱四、応急工事費と仮設工事費については、令第四条の２、要綱五・六を参照して、その認定に誤りのない様にすること。

法第六条第一項三号の維持工事とみるべきものは、左の如きものを言う。

(1) 石積、石張の破損を防止する為の胴込コンクリート

(2) 問詰めのみの工事

(3) トンネル内に於ける巻立コンクリート自体の軽微な亀裂に基因する工事

(4) 木床等の枠木の腐朽、破損、修繕、脱石補充等の工事

(5) 河床の低下により堤体に直接影響のない場合の床止、根固めの新設工事

(6) 堤体に著しい被害のない漏水工事

(7) 直ちに破壊する惧れなく、又他に危害を及ぼす惧れのない石張、石積等の差狂又は欠脱に、基因する工事

(8) その他以上のものに類似する工事

九　立会官は、実地検査をする事業費の認定に対して重点的協力すること。現地における検査計画中机上検査を予定するもののうち、事業費、事業の内容等より考え、実地検査を必要と認むるものは、計画変更について検査官と協議すること。

実地検査を予定するもののうち、実地検査を省略するも、支障なしと認むるものも亦同じ。

机上検査による事業費は概ね検査官の認定に従うこととするが、資料その他により、八項の認定が出来るものは、これを行うこと。

十　立会に際しては、判定又は事務処理上不明の点は一方的解釈により異見を立てることなく検査官について、法令等の運用上の解釈をよく質した上、処理すること。但し、検査官の判定又は解釈に反対の判定又は解釈が考えられる如きものは、之を立会報告書において報告すること。

主計局は全国の報告を総合して建設省と爾後の解釈の統一について協議する。

十一　立会官は、受検者たる地方公共団体等から検査の対象となる事業の目論見書、箇所図、関係資料の提供を受ける。

十二　地方公共団体等の陳情等は検査官に処理して貰うこと。但し、公共事業費予算執行上参考となるべき陳情等はこれを立会報告書において報告すること。

十三　立会官が担当する事務について判定上必要な事項について、地方公共団体等の関係者に質問することは差支ない。

十四　法第七条に基く国庫負担の対象となるべき災害復旧事業費は現地における検査官と立会官の合意により実質的に決定されることとなるが、立会官合意の形式的表示（例えば検査書の副署名の如きもの）は別に之を行わず、検査官が事業設計書の内容を査定し、その総額を訂正朱書することを以て、合意の証とする。

（検査官は立会官と事業採択について意見合致したものについて朱書する）

両者合意に達しない時は検査官は予め設計書の内容のみを査定し、その総額については、訂正朱書せず総合査定会に附議、再審査を行うこととする。

十五　立会官は担当事務の処理（八項による確認、非確認その他参考となる事項）について、箇所別に記録を作ること。（検査確定した事業名、事業費、現地に於て検査確定しない事業名等は目論見書に記入整理すること。）

十六　検査班の全員がその班の最終日程の道府県の道府県庁（土木部）に集合して検査班全員により開催される総合査定会には、立会官の全員も之に参会する。

現地に於ける検査の結果、立会官との間の意見相違点については、この総合査定会に於て全員協議の上極力両者の意見を調整することとし、重要なるものに限り之を中央に持ち帰り建設、大蔵両省間において協議決定する様にする。

主任検査官は、総合査定会に於ける最終決定に基き道府県別に事業別、個所別事業費及び総事業費を明示する検査復命書を作製し之を建設大臣に復命する。

尚主任立会官は日程、立会官氏名、道府県対象事業、採択の根拠、異見、その他所要事項を記載した別添様式の検査立会報告書を帰庁後作製し速かに財務局長を経由して主計局長に提出する。

十七　今回（第三、四半期分）の立会官の旅費は、差当り既配賦の予算を以て経理することとし、追つて不足分を追配する。

活動火山対策特別措置法

〔昭和 48 年 7 月 24 日　法律第 61 号〕
最終改正 平成 27 年 7 月　8 日　法律第 52 号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほか、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もつて当該地域における住民、登山者その他の者（以下「住民等」という。）の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

第二章　基本指針

第二条　内閣総理大臣は、火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策（火山の爆発その他の火山現象により生ずる被害を防除し、又は軽減するための対策をいう。以下同じ。）の総合的な推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

２　基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　活動火山対策の推進に関する基本的な事項

二　次条第一項の規定による火山災害警戒地域の指定、第十三条第一項の規定による避難施設緊急整備地域の指定及び第二十三条第一項の規定による降灰防除地域の指定について指針となるべき事項

三　第十四条第一項の規定による避難施設緊急整備計画の作成並びに第十九条第一項から第三項までの規定による防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画及び防災漁業経営施設整備計画の作成について指針となるべき事項

四　前三号に掲げるもののほか、活動火山対策の推進に関し必要な事項

３　内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央防災会議の意見を聴かなければならない。

４　内閣総理大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

第三章　円滑な警戒避難の確保

第一節　警戒避難体制の整備等

（火山災害警戒地域）

第三条　内閣総理大臣は、基本指針に基づき、かつ、火山の爆発の蓋然性を勘案して、火山が爆発した場合には住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められ

る地域で、当該地域における火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定することができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3　内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該指定に係る警戒地域を公示しなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、内閣府令で定めるところにより、関係都道府県知事及び関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

5　前三項の規定は、第一項の規定による指定の変更又は解除について準用する。

（火山防災協議会）

第四条　前条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）を組織するものとする。

2　火山防災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　当該都道府県の知事及び当該市町村の長

二　警戒地域の全部若しくは一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長若しくは地方気象台長又はその指名する職員

三　警戒地域の全部若しくは一部を管轄する地方整備局長若しくは北海道開発局長又はその指名する職員

四　警戒地域の全部若しくは一部を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長

五　警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長

六　当該市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）

七　火山現象に関し学識経験を有する者

八　観光関係団体その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者

3　火山防災協議会において協議が調つた事項については、火山防災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、火山防災協議会の運営に関し必要な事項は、火山防災協議会が定める。

（都道府県地域防災計画に定めるべき事項等）

第五条　都道府県防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の都道府県防災会議をいう。以下同じ。）は、第三条第一項の規定による警戒

地域の指定があつたときは、都道府県地域防災計画（同法第四十条第一項の都道府県地域防災計画をいう。次項及び第九条において同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

一　火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二　市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。）又は市町村防災会議の協議会（同法第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。第十条第二項において同じ。）が次条第一項第二号及び第三号（これらの規定を第十条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定める際の基準となるべき事項

三　避難及び救助に関し市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2　都道府県防災会議は、前項の規定により都道府県地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴かなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。

（市町村地域防災計画に定めるべき事項等）

第六条　市町村防災会議は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（災害対策基本法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

一　前条第一項第一号に掲げる事項

二　警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項

三　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

四　災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う火山現象に係る避難訓練の実施に関する事項

五　警戒地域内に次に掲げる施設（火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものに限る。）がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ　索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの

ロ　社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの

六　救助に関する事項

七　前各号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止す

るために必要な警戒避難体制に関する事項

2　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第五号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、火山現象の発生時における同号の施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として同項第五号の施設の所有者又は管理者への火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めなければならない。

3　前条第二項の規定は、市町村防災会議が第一項の規定により市町村地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定め、又は変更しようとする場合について準用する。

（住民等に対する周知のための措置）

第七条　警戒地域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、内閣府令で定めるところにより、火山現象の発生及び推移に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

（避難確保計画の作成等）

第八条　第六条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた同項第五号の施設（以下この条において「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、内閣府令で定めるところにより、避難訓練その他火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下この条において「避難確保計画」という。）を作成しなければならない。

2　避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該避難確保計画を変更したときも、同様とする。

3　避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

4　市町村長は、前二項の規定により報告を受けたときは、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

5　避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、第三項の避難訓練に参加しなければならない。

6　避難促進施設の所有者又は管理者は、第三項の避難訓練を行おうとするときは、避難促進施設を利用する者に協力を求めることができる。

（警戒地域以外の地域における警戒避難体制の整備）

第九条　火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域（警戒地域に該当する地域を除く。以下この条において「準警戒地域」という。）をその区域に含む都道府県の都道府県防災会議及び準警戒地域をその区域に含む市町

村の市町村防災会議は、それぞれ都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他準警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めなければならない。

（都道府県防災会議の協議会等が設置されている場合の準用）

第十条　第五条及び前条の規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により火山の爆発による人的災害の防止又は軽減を図るため同項の都道府県防災会議の協議会（第三十条第三項において単に「都道府県防災会議の協議会」という。）が設置されている場合について準用する。この場合において、第五条第一項中「都道府県防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議の協議会（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十七条第一項の都道府県防災会議の協議会」と、「都道府県地域防災計画（同法第四十条第一項の都道府県地域防災計画」とあるのは「都道府県相互間地域防災計画（同法第四十三条第一項の都道府県相互間地域防災計画」と、同条第二項及び前条中「都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議の協議会」と、「都道府県地域防災計画」とあるのは「都道府県相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

２　第六条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により火山の爆発による人的災害の防止又は軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第六条第一項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。以下同じ。）」と、「市町村地域防災計画（災害対策基本法第四十二条第一項の市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画」と、同条第二項及び第三項並びに前条中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、第六条第二項及び第三項、第七条、第八条第一項並びに前条中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（登山者等に関する情報の把握等）

第十一条　地方公共団体は、火山現象の発生時における登山者その他の火山に立ち入る者（以下この条において「登山者等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山者等に関する情報の把握に努めなければならない。

２　登山者等は、その立ち入ろうとする火山の爆発のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保その他の火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な手段を講ずるよう努めるものとする。

第二節　情報の伝達等

第十二条　気象庁長官は、火山現象に関する観測及び研究の成果に基づき、火山の爆発から住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する情報を関係都道府県知事に通報しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による通報を受けたときは、地域防災計画（災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。次項において同じ。）の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係のある指定地方行政機関（同条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。）の長、指定地方公共機関（同条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。）、市町村長その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

3　市町村長は、前項の通報を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該通報に係る事項を関係機関及び住民、登山者その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民、登山者その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をすることができる。

第四章　避難施設の整備その他の事業の実施等

（避難施設緊急整備地域の指定等）

第十三条　内閣総理大臣は、基本指針に基づき、火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域で、その被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を避難施設緊急整備地域として指定することができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3　第三条第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

（避難施設緊急整備計画）

第十四条　前条第一項の規定による避難施設緊急整備地域の指定があつたときは、関係都道府県知事は、基本指針に基づき、当該避難施設緊急整備地域について、住民等の速やかな避難のために必要な施設を緊急に整備するための計画（以下「避難施設緊急整備計画」という。）を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2　都道府県知事は、避難施設緊急整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3　内閣総理大臣は、第一項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

4　前三項の規定は、避難施設緊急整備計画の変更について準用する。

第十五条　避難施設緊急整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　道路又は港湾の整備に関する事項

二　広場の整備に関する事項

三　退避ごう壕その他の退避施設の整備に関する事項

四　学校、公民館等の不燃堅ろう牢化に関する事項

（避難施設緊急整備計画に基づく事業の実施）

第十六条　避難施設緊急整備計画に基づく事業は、当該事業に関する法律（これに基づく

命令を含む。）の規定に従い国、地方公共団体その他の者が実施するものとされているものを除き、市町村が実施するものとする。

（国の予算への経費の計上及び特別な助成）

第十七条　政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施するために必要な経費を予算に上しなければならない。

２　国は、避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施する地方公共団体その他の者に対し、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十六条の規定に基づく補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあつせんし、その他必要と認める措置を講ずることができる。

（起債の特例）

第十八条　避難施設緊急整備計画に基づく事業で地方公共団体が実施するものにつき当該地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

２　前項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

（防災営農施設整備計画等）

第十九条　都道府県知事は、基本指針に基づき、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる農作物の被害が農業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該農作物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画（第四項において「防災営農施設整備計画」という。）を作成することができる。

２　都道府県知事は、基本指針に基づき、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる林産物の被害が林業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該林産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画（第四項において「防災林業経営施設整備計画」という。）を作成することができる。

３　都道府県知事は、基本指針に基づき、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる養殖中の水産動植物又は水産物の被害が漁業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該養殖中の水産動植物又は水産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画（次項において「防災漁業経営施設整備計画」という。）を作成することができる。

４　都道府県知事は、防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画又は防災漁業経営施設整備計画（以下「防災営農施設整備計画等」という。）を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くとともに、それぞれ、関係農業団体、関係林業団体又は関係漁業団体の意見を聴かなければならない。

５　都道府県知事は、防災営農施設整備計画等を作成したときは、これを農林水産大臣に報告しなければならない。

６　前二項の規定は、防災営農施設整備計画等の変更について準用する。

（補助等）

第二十条　国は、防災営農施設整備計画等に基づく事業が円滑に実施されるように、予算の範囲内において当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

（被害農林漁業者に対する資金の融通に関する措置）

第二十一条　国及び地方公共団体は、避難施設緊急整備地域及びその周辺の地域において火山の爆発により農林水産物等に被害を受けた農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（降灰除去事業）

第二十二条　国は、火山の爆発に伴い、年間を通じて、政令で定める程度に達する多量の降灰があつた道路で政令で定めるもの又は政令で定める程度に達する多量の降灰があつた市町村の区域内の下水道、都市排水路若しくは公園で政令で定めるもの若しくは宅地に係る降灰（宅地に係る降灰にあつては、市町村長が指定した場所に集積されたものに限る。）について、市町村が行う当該降灰の除去事業（国がその費用の一部を負担し、又は補助する災害復旧事業として行われるものを除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより、その三分の二以内を補助することができる。

２　第十八条第一項の規定は、前項の規定の適用を受ける事業につき市町村が必要とする経費について準用する。

（降灰防除地域の指定等）

第二十三条　内閣総理大臣は、基本指針に基づき、火山の爆発に伴う降灰により住民の日常生活に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある地域で、当該支障を防止し、又は軽減するための施設等を整備する必要がある地域を降灰防除地域として指定することができる。

２　内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

３　第三条第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

（教育施設等に係る降灰防除のための施設の整備）

第二十四条　国は、降灰防除地域内の学校、保育所その他の政令で定める教育施設又は社会福祉施設について、降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な施設で政令で定めるものの整備を行う地方公共団体その他の者に対し、政令で定めるところにより、その費用の三分の二以内を補助することができる。

（医療施設に係る降灰防除のための資金の融通に関する措置）

第二十五条　国及び地方公共団体は、降灰防除地域内の病院等の医療施設について降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な施設で政令で定めるものの整備を行う者（国及び地方公共団体を除く。）に対し、これに必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（中小企業者に対する降灰防除のための資金の融通に関する措置）

第二十六条　国及び地方公共団体は、降灰防除地域内において降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な事業経営上の施設又は設備を整備しようとする中小企業者に対し、これらに必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（治山治水事業の推進）

第二十七条　国及び地方公共団体は、避難施設緊急整備地域及びその周辺の地域において、火山の爆発に伴う降灰、土石流等による災害防止のため必要な治山事業及び治水事業の推進に努めなければならない。

（火山の爆発に伴う河川の水質の汚濁の防止等）

第二十八条　国及び地方公共団体は、火山の爆発に伴い河川の流水の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は農林漁業等に係る被害が生ずるおそれがある事態が生じたときは、速やかに当該河川の水質の汚濁を防止し、又は軽減するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五章　調査及び研究その他の措置

（火山現象による自然環境の汚染が人の健康等に及ぼす影響の調査及び研究の推進等）

第二十九条　国及び地方公共団体は、火山現象による自然環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の調査及び研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

２　地方公共団体は、前項の規定による調査及び研究の成果に基づき、必要な保健指導を行うよう努めるものとする。

（火山現象の研究観測体制の整備等）

第三十条　国及び地方公共団体は、火山現象の研究及び観測のための施設及び組織の整備、大学その他の研究機関相互間の連携の強化並びに火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保に努めなければならない。

２　国は、火山現象の予知に資する科学技術の振興を図るため必要な研究開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

３　火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域をその区域に含む都道府県の都道府県防災会議又は都道府県防災会議の協議会は、活動火山対策に関する関係機関相互間の連絡を図るとともに、火山現象に関する調査研究を促進するように努めなければならない。

（財政上の措置についての適切な配慮）

第三十一条　国は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく施策を実施するために必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、財政上の措置について適切な配慮をするものとする。

附　則　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（以下略）

活動火山対策特別措置法施行令

〔昭和53年7月　4日　政令第274号〕
最終改正 平成30年3月22日　政令第　54号

（避難促進施設）

第一条　活動火山対策特別措置法（以下「法」という。）第六条第一項第五号イの政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一　索道の停留場、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する施設で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

二　ホテル、旅館、山小屋その他の宿泊施設

三　展望施設又は休憩施設

四　キャンプ場、スキー場、植物園、動物園その他これらに類する施設

五　観光案内所又は博物展示施設

六　劇場、映画館、演芸場又は観覧場

七　公会堂又は集会場

八　博物館、美術館又は図書館

九　体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

十　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

十一　展示場

十二　遊技場

十三　公衆浴場

十四　飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する施設

十五　理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十六　自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十七　保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な施設

2　法第六条第一項第五号ロの政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法　第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業、同条第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業又は同条第七項に規定する一時預かり事業の用に供する施設、同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第五条第二号において単に「児童福祉施設」といい、母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、児童相談所その他これらに類する施設

二　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設（第五条第二号において単に「身体障害者社会参加支援施設」という。）その他これに類する施設

三　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設（第五条第二号において単に「保護施設」といい、医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）

四　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、同法第五条の三に規定する老人福祉施設（第五条第二号において単に「老人福祉施設」といい、老人介護支援センターを除く。）、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームその他これらに類する施設

五　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センターその他これに類する施設

六　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（第五条第二号において単に「障害福祉サービス事業」といい、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設（第五条第二号において単に「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター、同条第二十八項に規定する福祉ホームその他これらに類する施設

七　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程を置くものに限る。）

八　病院、診療所又は助産所

（政令で定める降灰の量の程度）

第二条　法第二十二条第一項の政令で定める程度は、二回以上降灰がある場合（連続する二月の期間において毎月一回以上降灰がある場合に限る。）において、国土交通大臣が定めるところにより測定した量が一平方メートル当たり千グラム以上であることとする。

（政令で定める道路等）

第三条　法第二十二条第一項の政令で定める道路は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第四号の市町村道で市街地及びその周辺の地域に存するものとする。

２　法第二十二条第一項の政令で定める下水道、都市排水路又は公園は、次に掲げるもののうち市町村が管理するものとする。

一　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道（下水を排除するために設けられる排水管、排水その他の排水施設及びこれを補完する施設に限る。）、同条第五号に規定する都市下水路又は都市排水路

二　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園その他の公園

（降灰の除去事業に要する費用の補助）

第四条　法第二十二条第一項の規定による国の補助金の額は、前条第二項第一号に規定する公共下水道又は都市下水路に係る降灰の除去事業については当該除去事業に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額とし、同条第一項に規定する道路、同条第二項第一号に規定する都市排水路、同項第二号に規定する公園又は宅地に係る降灰の除去事業については当該除去事業に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

２　多量の降灰により道路の交通に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めて国土交通大臣が指定した市町村の区域内に存する前条第一項に規定する道路に係る国の補助金の額は、前項の規定にかかわらず、降灰の除去事業に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額とする。

（政令で定める教育施設又は社会福祉施設）

第五条　法第二十四条の政令で定める教育施設又は社会福祉施設は、次に掲げるものとする。

一　公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校

二　児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センターを除く。）、保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉施設（老人福祉センターを除き、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。）、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設又は障害者支援施設

（降灰防除施設）

第六条　法第二十四条及び第二十五条の政令で定める必要な施設（次条において「降灰防除施設」という。）は、防じんのため窓に設けられる戸及び窓枠並びに空気調和設備とする。

（降灰防除施設の整備に要する費用の補助）

第七条　法第二十四条の規定による国の補助金の額は、降灰防除施設の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

２　多量の降灰により学校環境が著しく損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めて文部科学大臣が指定した市町村の区域内に存する公立の義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に係る国の補助金の額は、前項の規定にかかわらず、降灰防除施設の整備に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額とする。

附　則

（施行期日等）

１　この政令は、公布の日から施行し、昭和五十三年度分の予算に係る国の補助金から適

用する。

附則（以下略）

※改正後の「活動火山対策特別措置法」及び「活動火山対策特別措置法施行令」の条番号は以下のとおり。

「活動火山対策特別措置法」　第十一条 → 第二十二条

「活動火山対策特別措置法施行令」　第一条 → 第二条、第二条 → 第三条、第三条 → 第四条

降灰除去事業実施要綱

（昭和 53 年 10 月 18 日　建設省河防発第 144 号
建設事務次官から都道府県知事あて）

最終改正　平成 12 年２月７日　建設省河防海発第 17 号

（趣旨）

第一　この要綱は、活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号。以下「法」という。）第十一条の規定に基づき市町村が行う降灰除去事業の実施について、法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（降灰除去事業の内容）

第二　降灰除去事業の内容は、道路、下水道、都市排水路及び公園に係るものにあっては、当該降灰の収集、運搬及び処分とし、宅地に係るものにあつては、市町村長が指定した場所に集積された当該降灰の運搬及び処分とする。

（降灰の測定の方法）

第三　活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号。以下「令」という。）第一条の降灰の測定は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　測定地点

降灰の測定は、当該市町村の市街地において、かつ、当該市街地の平均的な降灰量が確認できる地点において行うものとする。

二　測定機器の規格

降灰を採集する機器は、採集した降灰が風雨等により飛散又は流出しない構造及び容量のものとする。

三　測定機器の設置位置

降灰を採集する機器は、測定地点に、次に掲げるところにより設置するものとする。

イ　飛砂、塵埃等が混入しない高さ（地表面から、おおむね五メートル以上）を確保すること。

ロ　採集面が水平になるように設置すること。

ハ　機器の周辺に降灰の採集に影響を及ぼす建築物、樹木等の遮へい物が近接していない位置に設置すること。

四　降灰量の測定等

降灰量の測定は次により行い、火山の爆発の状況、風向及び降灰の有無については、毎日記録するものとする。

イ　降灰の重量計測は、毎月末日において行い、降灰の状況等により必要がある場合

は、適宜行うこと。

ロ　イの重量計測は別に定めるところにより行うこと。

（測定地点等の届出）

第四　市町村長は、降灰の測定を行おうとするときは、測定地点、測定機器の規格及び測定機器の設置位置について都道府県知事と協議しなければならない。

2　市町村長は、前項の協議が成立したときは、速やかにその内容を建設大臣に届け出なければならない。

（測定結果の報告）

第五　市町村長は、毎月の降灰量の測定結果を翌月の十日までに都道府県知事に報告しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の報告を受けたときは、管下市町村分をとりまとめ、速やかに、建設大臣に報告しなければならない。

（令第一条で定める降灰の程度）

第六　令第一条に規定する『二回以上降灰がある場合（連続する二月の期間において、毎月一回以上降灰がある場合に限る。)』とは、降灰のあつた日から一月を経過後二月に到るまでの間に再び降灰がある場合をいい、『建設大臣が定めるところにより測定した量が一平方メートル当たり千グラム以上』とは、その年の一月から十二月までの降灰重量（第三により測定した降灰重量をいう。以下同じ。）の合計が一平方メートル当たり千グラム以上であることをいうものとする。ただし、その年の一月から十二月までの降灰重量の合計が一平方メートル当たり千グラム未満であって、その年の十二月と翌年一月に降灰がある場合は、翌年一月の降灰重量をその年の十二月の降灰重量に含めることができるものとする。

2　前項ただし書の規定を適用した年（この項において読み替えて適用した年を含む。）の翌年における前項の規定の適用については、「一月から十二月まで」とあるのは「二月から十二月まで」と読み替えるものとする。

（対象となる道路の範囲）

第七　降灰除去事業の対象となる道路には、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路と一体となつて、その効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

（市街地及びその周辺の地域）

第八　令第二条第一項に規定する『市街地及びその周辺の地域』とは、次の各号の一に該当する地域をいうものとする。

一　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条に規定する市街化区域

二　市街化区域以外の地域で人家、工場等の連たんしている地域

三　前二号に掲げる地域の周辺にあつて同地域と一体として降灰除去事業を実施することが住民生活の安定を図るため特に必要であると認められる地域

（対象となる都市施設及び宅地の範囲）

第九　降灰除去事業の対象となる都市施設及び宅地の範囲は、次の各号に定めるところによるものとする。

一　下水道　令第二条第二項第一号に規定する公共下水道及び都市下水路

二　都市排水路　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条及び第百条に規定する河川並びに下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号から第五号までに規定する下水道以外の水路で主として都市排水を目的とするもの

三　公園　令第二条第二項第二号に規定する公園

四　宅地　建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む。）

（道路の交通に著しい支障を及ぼす多量の降灰）

第十　令第三条第二項に規定する『多量の降灰により道路の交通に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある』とは、当該市町村における降灰の程度が令第一条に該当する場合であつて、かつ、その年の一月から十二月までに相当程度の回数の降灰があり、降灰重量の合計が一平方メートル当たりおおむね二五〇〇グラム以上である場合をいうもの　とする。ただし、一月から十二月までに相当程度の回数の降灰があり、降灰重量の合計　が一平方メートル当たりおおむね二五〇〇グラム未満であって、その年の十二月と翌年　一月に降灰がある場合は、翌年一月の降灰重量をその年の十二月の降灰重量に含めるこ　とができるものとする。

2　前項ただし書の規定を適用した年（この項において読み替えて適用した年を含む。）の翌年における前項の規定の適用については、「一月から十二月まで」とあるのは「二月から十二月まで」と読み替えるものとする。

（市町村の指定）

第十一　令第三条第二項の規定に係る市町村の指定は、建設大臣が当該市町村長に通知することにより行うものとする。

（降灰除去事業の実施）

第十二　第三により測定した降灰の程度が令第一条に定める程度に達するまでの間に降灰除去事業を実施した市町村は、当該降灰除去事業の実施を確認できる書類を整備しておかなければならない。

2　前項の市町村において降灰の程度が令第一条に定める程度に達したときは、当該市町村の長はすでに実施した降灰除去事業について都道府県知事に報告しなければならない。

3　降灰の程度が令第一条に定める程度に達した以後において降灰除去事業を実施した市町村の長は、当該降灰除去事業の各月の実施状況を翌月の十日までに都道府県知事に報告しなければならない。

4　都道府県知事は前二項の報告を受けたときは、その内容を確認し、速やかに、これを建設大臣に報告しなければならない。

（補助金の交付）

第十三　法第十一条第一項の国の補助は、予算の範囲内において、その年の一月一日から

十二月三十一日まで（第六第一項ただし書又は第十第一項ただし書の規定を適用した場合にあつては、その年の一月一日から翌年の一月三十一日まで）の降灰に係る事業の実施に要した費用について行うものとする。

2　第六第一項ただし書又は第十第一項ただし書の規定を適用した年の翌年における前項の規定の適用については、「その年の一月一日から十二月三十一日まで（第六第一項ただし書又は第十第一項ただし書の規定を適用した場合にあっては、その年の一月一日から翌年の一月三十一日まで)」とあるのは「その年の二月一日から十二月三十一日まで（第六第二項の規定により読み替えられた第六第一項ただし書又は第十第二項の規定により読み替えられた第十第一項ただし書の規定を適用した場合にあっては、その年の二月一日から翌年の一月三十一日まで)」と読み替えるものとする。

3　市町村長は、第十二第四項の報告に係る前項の事業の実施に要した費用等の額について、補助金の交付の申請をすることができるものとする。

4　市町村長は、前項の申請に係る補助金の交付の決定通知を受けたときは、その年の十二月末日までに当該事業の実施に要した額について、別に定める条件の範囲内で概算払いを請求することができるものとする。

5　市町村長は、当該年度における最終の補助金の交付の決定通知のあつたときは、ただちに、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十四条に規定する実績報告書を提出し、同法第十五条の交付すべき額の確定のあった後において交付を受くべき補助金の残額の支払いを請求するものとする。

（監督等）

第十四　建設大臣又は都道府県知事は、降灰除去事業の適正かつ円滑な施行を図るため、市町村長に対し、必要な措置をとることを命じ又は指導及び援助を行うものとする。

（補　則）

第十五　この要綱に規定するもののほか、降灰除去事業の適正な運用を図るために必要な事項その他補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

附　則

1　この要綱は、昭和五十三年度分の予算に係る国の補助金から適用する。

2　法及びこれに基づく命令並びに本要綱に基づき降灰除去事業を実施しようとする市町村における昭和五十三年一月一日からこの要綱第三により降灰の測定を開始するまでの　間の降灰の程度は、当該市町村又は当該市町村を管轄区域とする都道府県、気象台若し　くは測候所が同期間内に測定した降灰量をもつて充てるものとする。

附　則

1　この通知は、平成一二年一月一日以降の降灰に係る降灰除去事業から適用する。

※改正後の「活動火山対策特別措置法」の条番号は以下のとおり。

「活動火山対策特別措置法」　第十一条 → 第二十二条

降灰除去事業実施要綱の運用について

昭和 53 年 10 月 18 日　建設省都街発第５２号
建設省河防発第１４５号
建設省都市局街路課長、河川局防災課長から
都道府県の土木部長あて

活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第十一条の規定に基づく降灰除去事業の事務取扱いについては、昭和五十三年十月十八日付け建設省河防発第一四四号をもつて事務次官から通達されたところであるが、本通達の運用にあたつては下記事項に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

なお、貴管下市町村に対しても周知徹底方取り計らわれたい。

記

一　降灰除去事業実施要綱（以下「要綱」という。）第三第四号のロの降灰の重量計測は、採取した降灰を自然乾燥灰と湿潤灰に分類し、それぞれ次の１及２に掲げる方法により行うこと。

1　自然乾燥灰については、機器に灰が残留しないように金属性のビーカーに移し、温度百五度Ｃの乾燥炉で四時間ないし五時間均一に乾燥させ、乾燥後の灰は直示天秤で重量計測する。

2　湿潤灰については、機器に灰が残留しないように洗い落し、金属性のビーカーに移し六時間ないし十二時間放置して灰の沈澱を行つたのちに水分を排除する。これを温度百五度Ｃの乾燥炉で六時間程度均一性に留意して乾燥させる。乾燥後の灰を直示天秤で重量計測する。

二　要綱第八第三号に規定する地域は次の各号の一に該当する道路を含む地域とすること。

1　集落とこれと密接な関係にある集落とを連絡する道路（代替機能を有する国道又は県道がある場合を除く。以下２において同じ。）

2　集落と教育施設、医療施設、官公庁施設等の主要な公益的施設とを連絡する道路

3　沿道に相当数の人家が点在する道路

4　集落又は主要な公益的施設から一キロメートルの範囲内の地域にあつて、道路の利用状況等から判断して、市町村長が特に必要と認める道路

5　その他民生の安定上特に必要と認められる道路で市町村長が河川局防災課長との協議を了した道路

三　要綱第十の「相当程度の回数」とは、おおむね二十四回とすること。

※改正後の「活動火山対策特別措置法」及び「活動火山対策特別措置法施行令」の条番号は以下のとおり。

「活動火山対策特別措置法」　第十一条 → 第二十二条

「活動火山対策特別措置法施行令」　第二条 → 第三条、第三条 → 第四条

都市局所管降灰除去事業補助金交付要綱

（昭和 53 年 12 月 14 日　建設省都街発第 63 号
建設省都市局長から都道府県知事あて）
最終改正　平成 25 年 3 月 29 日　国都防第 124 号

第１　通　則

活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 11 条に規定する都市排水路、公園及び宅地の降灰除去事業に係る補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府･建設省令第 9 号）、降灰除去事業実施要綱（昭和 53 年 10 月 18 日付け建設省河防発第 144 号建設事務次官通達、以下「実施要綱」という。）その他関係通達に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第２　補助対象事業

1　国の補助対象となる事業は、市町村が行う次に掲げる事業とする。

(1)　都市排水路に係る事業、実施要綱第９第２号に定める都市排水路の水路内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。

(2)　公園に係る事業、令第２条第２項第２号に定める公園上に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。

(3)　宅地に係る事業、実施要綱第９第４号に定める宅地に堆積した降灰で、市町村長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする。

2　次に掲げるものは補助対象としない。

(1)　幅員１メートル（管渠にあっては内径 250 ミリメートル）未満の都市排水路に係るもの

(2)　都市排水路のうち、降灰の堆積が断面積の３割に満たない排水管又は排水渠

(3)　公園のうち公園管理者としての市町村以外の者が設置し、管理する公園施設

第３　補助金の額

1　補助金の額は、予算の範囲内で、第２の事業に対し、令第３条に規定する補助率を乗じて得た額とする。

2　降灰の収集、運搬及び処分に要する費用として計上できる費用は次に掲げるものとする。

(1)　降灰収集費

イ　都市排水路及び公園内に堆積した降灰を取り除き集積するために要する費用

ロ　降灰収集のため直接必要な機械器具の購入、借上及び修理に要する費用

(2)　降灰運搬費

イ　収集した降灰及び宅地に係る降灰で市町村長が指定した場所に集積された降灰を土捨場に運搬するために要する費用

ロ　降灰運搬のため直接必要な機械器具の借上げに要する費用

(3)　降灰処分費

イ　土捨場に運搬された降灰を埋立整地するために要する費用

ロ　土捨場の借上げ等に要する費用

ハ　土捨場からの降灰の流出防止等の施設の設置のために要する費用

ニ　降灰処分に直接必要な機械器具の借上げに要する費用

3　適用除外

次に掲げる費用は補助金の対象としない。

(1)　都市排水路の排水管及び排水渠に係る費用で堆積量の７割を超える費用

(2)　事業の実施又は事業に要した費用が確認できないもの

(3)　地元等において無償で実施したもの及び他の事業によって実施したもの

第４　降灰除去事業費の費目の区分、内容及び算定基準

1　降灰除去事業の事業費の区分及び各費目の内容は、別表第１のとおりとする。

2　降灰除去事業費の算定要領及び基準は、別表第２のとおりとする。

第５　補助金の交付の申請等

補助金の交付の申請等については、国土交通大臣に提出するものとし、市町村（指定都市を除く。）事業は所管都道府県を経由するものとするほか、都市局所管国庫補助金交付申請等要領（平成 13 年６月 27 日付け国都総第 2000 号都市・地域整備局長通知）によるものとする。

第６　補助事業に要する経費の配分の軽微な変更

補助事業に要する経費の配分の軽微な変更は、補助金の額に変更を生じないもので、降灰除去費、用地費及び補償費、測量費及び機械器具費の各費目の相互間における流用で流用先の経費の２割(当該流用先の経費に相当する金額が 20 万円に満たないときは、20 万円）以内の変更となるもの

第７　補助事業の内容の軽微な変更

補助事業の内容の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更で、補助対象事業費及び補助金の額に変更を生じないものとする。

1　降灰除去費、用地費及び補償費、測量費及び機械器具費の各費目の施行数量の２割以内の変更（取得価格の 1／2 を補助対象とする機械器具の購入を除く。）

2　工種（降灰収集、降灰運搬、降灰処分をいう。）別の金額の２割（当該工種別の金額の２割に相当する金額が 60 万円に満たないときは、60 万円）以内の変更

第８　補助金の経理

補助事業者は、国の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5箇年間保存しなければならない。

第９　実績報告

実績報告は、「都市局所管補助事業等の実績報告書の取扱いについて」（昭和45年６月23日付け建設省都総発第171号、都市局長通知）の定めるところによる。

第10　補助金の額の確定

都道府県知事は第９に定める実績報告書を受理した場合は、すみやかに額の確定を行うものとし、額の確定を行ったときは、直ちにその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

附　則

1　この要綱は、昭和53年度の補助金に係る事業から適用する。

2　別表第２における事務費率は、平成10年１月１日から適用する。

附　則

この改正は、平成22年度予算に係るものから適用する。

附　則

この交付要綱は、平成25年度予算に係るものから適用する。

別表第１

事業費の区分及び内容

降灰除去費の区分及び内容

費　　目	細　　分	内　　容
降灰除去費		降灰除去事業の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費を含む。）、土捨料並びに補助事業者が負担する労務者保険料（労働者災害保険料、失業保険料、厚生年金保険料、健康保険料等）とする。但し、請負施行の場合には、請負費とする。
	賃　　金	降灰除去事業に直接必要な日々雇傭する労務者（工程に直接関係のない職にある者を除く。）に対する人夫賃等である。
	共　済　費	降灰除去費支弁の労務者に対する事業主負担の保険料である。
	需　要　費	降灰除去事業に直接必要な消耗品費、燃料費、光熱水費である。
	役　務　費	降灰除去事業に直接必要な資材の運賃及び労務者の輸送費である。
	委　託　料	降灰除去事業の全部又は一部の施行を委託する経費（事務費を含む。）である。
	使用料及び賃　借　料	降灰除去事業に直接必要な土捨料及び労務者輸送用自動車の借上料である。
	請　負　費	降灰除去事業の全部又は一部を請負で施行する場合の経費である。
	原 材 料 費	降灰除去事業に直接必要なセメント、鋼材等の原材料の購入費である。

費　　目	細　　分	内　　容
用地費及び補　償　費		降灰除去事業の施行に必要な土地等の借料及び降灰除去事業の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用とする。

	補償、補填及び賠償金	降灰除去事業の施行によって損失を受ける者に対する補償費である。
	使用料及び賃借料	降灰除去事業の施行に必要な土捨場所の借料である。
測量費		降灰除去事業の施行に直接必要な調査及び測量に要する費用とする。
	賃金 共済費 需要費 使用料及び賃借料 備品購入費 委託料	調査及び測量のため必要な日々雇傭する労務者に対する人夫賃である。 測量費支弁の労務者に対する事業主負担の保険料である。 調査、測量のため必要な測量杭等の消耗器材及び文具等の購入、修繕及び借上等に要する経費である。 調査及び測量の全部又は一部の施行を委託する経費である。
機械器具費		降灰除去事業の施行に直接必要な機械器具等の購入、修理及び借上げに要する費用とする。
	備品購入費 需要費	降灰収集に直接必要な機械器具等の購入費である。 備品購入費で購入するもの以外の消耗品的な小工具等の購入費である。
	賃金 共済費 需要費 原材料費 修理費	機械器具の修繕料又は修理を直営で行う場合に必要な最少限度の経費である。
	使用料及び賃貸料	機械器具等の借上料及び使用料である。

別表第２

降灰除去事業費の算定要領及び基準

費　　目	算　定　要　領　及　び　基　準
降灰除去費 用地費及び補償費 測量費 機械器具費	1.　「材料単価」については、建設物価（建設物価調査会調）、積算資料（経済調査会調）、公共土木災害復旧事業費国庫負担法施行令第６条に基づく同意単価等を勘案のうえ、事業実施可能な単価とする。 2.　「労務単価」については、毎年度決定される「公共工事設計労務単価表」の最高最低の範囲内で事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して決定すること。 3.　「歩掛」については、各都道府県において定めた基準による。この基準のない場合は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第６条に基づく同意単価を参考として算定する。 4.　降灰運搬費の運搬単価は積上げ計算方式で積算する。なお、二次製品、骨材等は、現場着単価を使用してよい。 5.　機械器具の購入費のうち取得価格が、おおむね 15 万円以上のものについては、その取得価格の 1／2 を補助対象とする。

首都圏における広域降灰対策ガイドライン

令和７年３月

内閣府（防災担当）

目 次

はじめに……1

Ⅰ．前提の整理……2
1．本ガイドラインについて
2．本ガイドラインで扱う降灰分布の想定
3．降灰による影響、検討の前提となる試算や想定及び被害の様相
4．降灰（火山灰）の特徴
5．首都圏の人口規模等
6．予測の不確実性

Ⅱ．広域降灰が発生した場合に応急的に実施する対策の基本方針……14
1．住民の安全確保
2．広域降灰の予測・状況把握、情報の発信・周知啓発
3．輸送・移動手段、物資供給、ライフライン
4．火山灰の処理
5．被害の様相に応じた対応の流れ

Ⅲ．具体的な広域降灰対策の検討を進めるに当たっての考え方や留意すべき事項……20
1．住民の安全確保
2．広域降灰の予測・状況把握
3．情報の発信・周知啓発
4．輸送・移動手段
5．物資供給
6．ライフライン
7．火山灰の処理

Ⅳ．継続的に取り組むべき事項……61

Ⅴ．巻末資料……62
1．本ガイドラインで使用する用語の定義・解説
2．参考資料

はじめに

我が国は 111 の活火山を有する世界屈指の火山国である。

中でも富士山は、我が国を象徴する代表的な活火山であり、過去にも噴火を繰り返してきた。富士山火山防災対策協議会の富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会によれば、過去 5600 年間で約 180 回の噴火が確認されているが、1707 年の宝永噴火を最後に、その後の約 300 年間、噴火は確認されていない。なお、宝永噴火は、南海トラフ沿いの宝永地震の発生から 49 日後に発生した。過去の噴火では、宝永噴火のような大規模噴火は少なく、96%が小規模噴火あるいは中規模噴火である。また、噴出物についても、噴石や火山灰等の火砕物ではなく、溶岩流が主である噴火もある。このように、一言で「噴火」といっても、その規模や形態は様々であり、大量の降灰をもたらす大規模噴火が発生する頻度は高くはないが、ひとたび発生するとその影響は広範囲に及ぶことから、事前に対策を検討しておく必要がある。そのため、中央防災会議 防災対策実行会議の「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」（以下「広域降灰 WG」という。）において、富士山噴火をモデルケースにして、大規模噴火時の降灰による影響及び対策の検討の留意事項等について検討を行い、令和２年４月に「大規模噴火時の広域降灰対策について（報告）」（以下「広域降灰 WG 報告」という。）を取りまとめた。

本ガイドラインは、広域降灰 WG 報告で示された降灰による影響等に基づき、令和６年７月から内閣府において開催した有識者による「首都圏における広域降灰対策検討会」（以下「検討会」という。）の検討成果として、降灰による災害の特徴を踏まえて、「できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続する」ことを広域降灰対策の基本方針として掲げ、国、地方公共団体、関係機関等が各地域における降灰対策を検討するに当たっての参考となるよう、その考え方や留意点を取りまとめたものである。

対象としては、富士山の大規模噴火によって、主として降灰の影響のみが想定される首都圏等の火山からの遠隔地域における対策を想定して取りまとめたものであるが、火山周辺の火山災害警戒地域や、富士山以外の火山による広域降灰対策においても活用し得る。このガイドラインを活用し、各地域・各分野における広域降灰対策の検討を進めていただきたい。

なお、本ガイドラインは、現時点で有する知見を基に検討成果を取りまとめたものであり、今後、具体的なそれぞれの地域における対策の検討や、その他の課題の検討の進捗、新しい知見の蓄積や社会構造の変化等に応じて、適宜、内閣府において、更なる充実化を図っていくものである。

令和７年３月
内閣府（防災担当）

Ⅰ．前提の整理

１．本ガイドラインについて

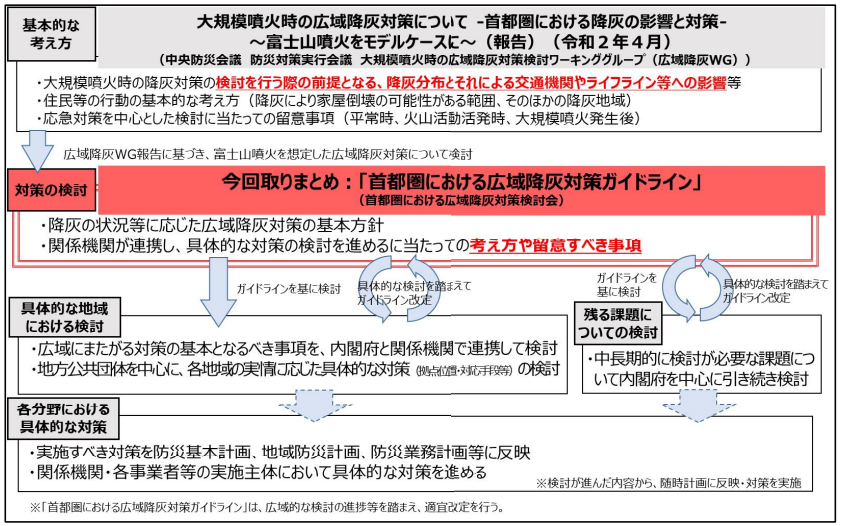
本ガイドラインは、令和６年７月から内閣府において開催した有識者による「首都圏における広域降灰対策検討会」において、広域降灰対策の基本方針、及び、国、関係機関、地方公共団体等が連携した具体的な対策の検討を進めるに当たっての考え方や留意点について検討された成果を踏まえ、取りまとめたものである。

本ガイドラインでは、富士山の大規模噴火によって、主として降灰の影響のみが想定される首都圏等、火山からの遠隔地域における対策を想定して取りまとめた。火山周辺の火山災害警戒地域においては、各火山防災協議会において、降灰を含めた火山災害に対する一体的な警戒避難体制の検討が行われているところであるが、本内容は、火山災害警戒地域においても活用し得るものである。また、富士山以外の火山による広域降灰対策においても活用し得るものである。

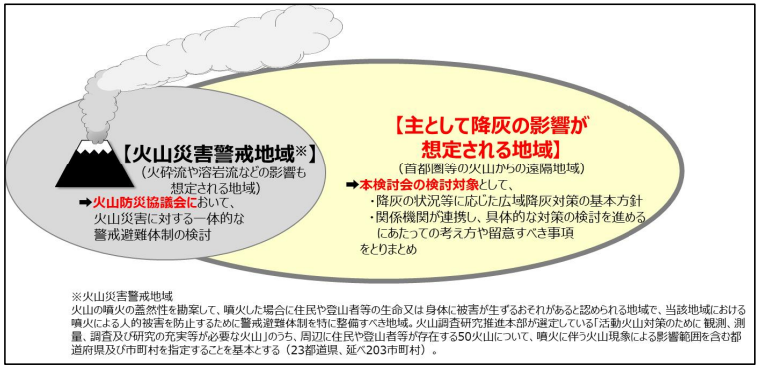
本ガイドラインで扱う降灰分布は、広域降灰 WG と同様に、過去に首都圏に大量の降灰をもたらした実績があり、噴火の実績が比較的解明されていることを踏まえ、富士山の宝永噴火（1707 年）の規模を想定し、人口・資産が比較的多い地域に降灰が集中するケースをモデルケースとして用いることとした。なお、これはあくまで検討のための一例であり、将来の富士山噴火の状況を示したものではなく、また、実際の噴火時には、風向、噴火の規模及び継続時間等により、降灰の状況は変わることを理解しておくことが重要である。

本ガイドラインは、「前提の整理」「広域降灰が発生した場合に応急的に実施する対策の基本方針」「具体的な広域降灰対策の検討を進めるに当たっての考え方や留意すべき事項」「継続的に取り組むべき事項」「巻末資料」から構成される。また、降灰による災害の特徴を踏まえて、「できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続する」ことを広域降灰対策の基本方針として掲げ、降灰量（降り積もった火山灰、もしくは、これから降る火山灰の量。本ガイドラインでは、「cm」等厚さ（深さ）で表す。）等に基づく４つの被害の様相の区分に応じて、住民の安全確保、輸送・移動手段、ライフライン等の分野ごとに対策を整理した。

なお、本ガイドラインは、現時点で有する知見を基に取りまとめたものであり、今後も、具体的なそれぞれの地域における対策の検討や、その他の課題の検討の進捗、新しい知見の蓄積等に応じて、適宜、内閣府において、更なる充実化を図っていくものである。



図Ⅰ-1-1 ガイドラインの位置づけ



図Ⅰ-1-2 検討の対象となる地域の概念図

2．本ガイドラインで扱う降灰分布の想定

本ガイドラインでは、富士山の宝永規模の噴火（広域降灰 WG 報告で示されたケース２の影響下の人口・資産が大きくなる西南西風が卓越する場合）をモデルケースとしており、代表的な地点の降灰量の時系列は図Ⅰ-2-1 のとおり。また、降灰分布の時系列は図Ⅰ-2-2 のとおり。

この想定は、あくまで検討のために富士山の過去の噴火の規模を想定した一例であり、将来の富士山噴火の状況を示したものではない。実際の噴火時には、風向、噴火の規模及び継続時間等により、降灰の状況は変わることを理解しておくことが重要である。

（参考）広域降灰 WG 報告においては、以下の３つのケースを想定してそれぞれ降灰の時系列的な分布を作成。

＜ケース１＞

・宝永噴火の実績に類似する、噴火期間中に西風が卓越する場合（平成 30 年 12月16日～30日の風）

・降灰は、神奈川県と千葉県を中心に、火山から東方面に分布

＜ケース２＞

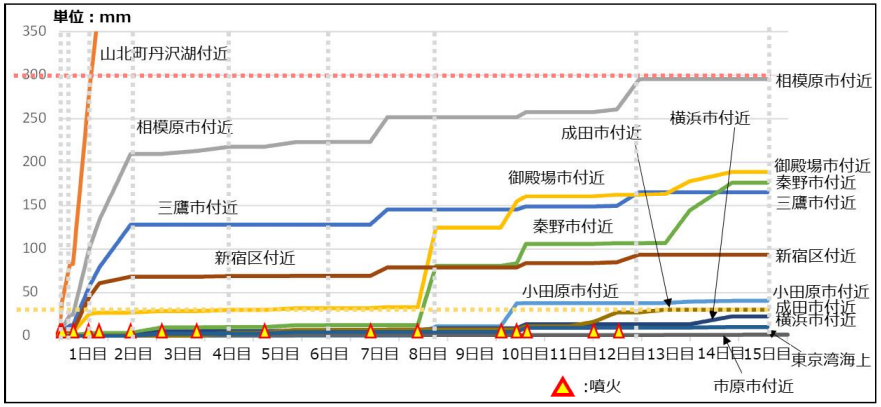
・影響下の人口・資産が大きくなる西南西風が卓越する場合 （平成 22 年 10月14日～28日の風）

・降灰は、神奈川県と東京都を中心に、火山から東北東方面に分布

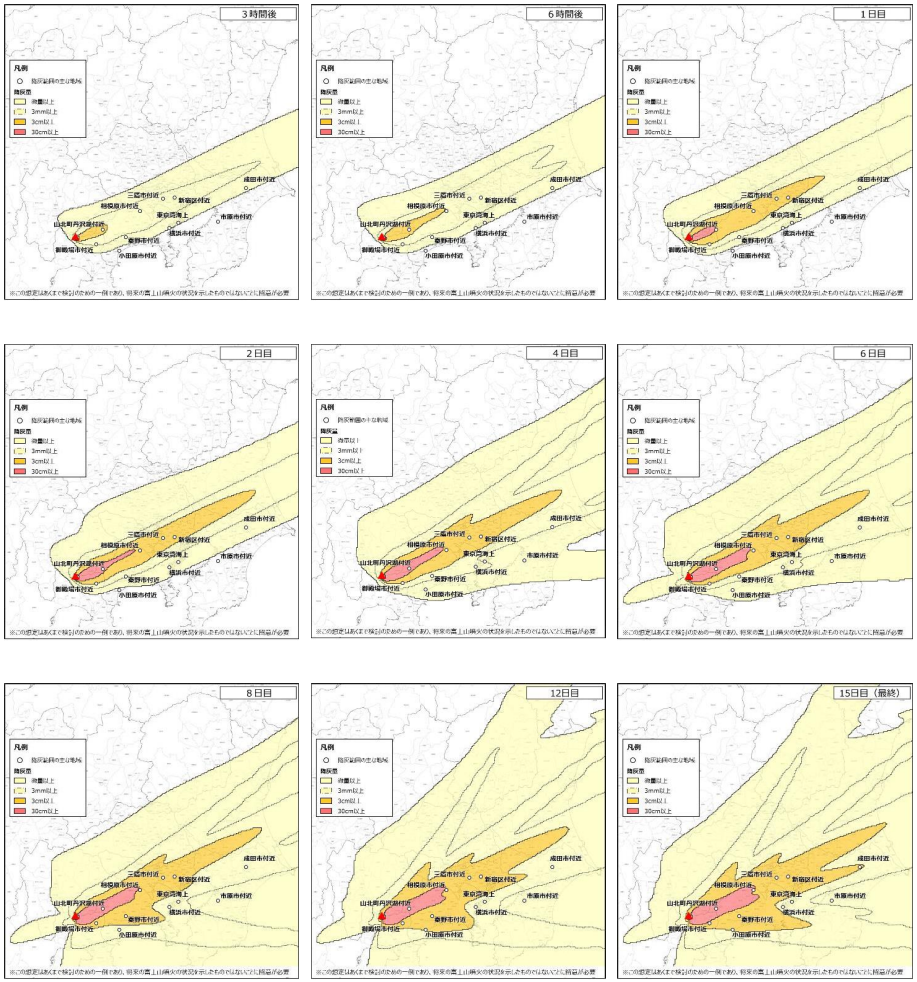
＜ケース３＞

・風向の変化が比較的大きい南よりの風の場合（平成 24 年 9月２日～16日の風）

・降灰は、山梨県、静岡県、神奈川県を中心に広く分布



図Ⅰ-2-1 降灰量の時系列



※「○時間後」は、午前 10 時に噴火してから○時間後の状況。「○日目」は噴火○日目の 24 時の状況（広域降灰 WG 報告と同様）

図Ⅰ-2-2 降灰分布の時系列

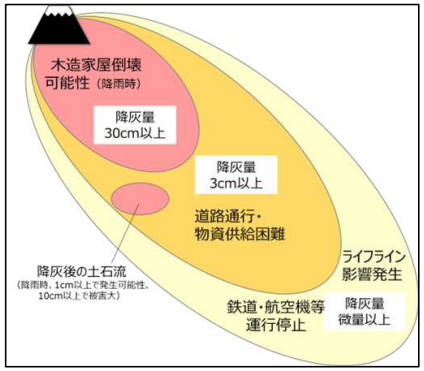
3．降灰による影響、検討の前提となる試算や想定及び被害の様相

（1）各分野における主な影響

広域降灰ＷＧ報告では、降灰によって生じる主な影響を分野別に示している（表Ⅰ-3-1。インフラやライフライン等を中心に抜粋）。

表Ⅰ-3-1 降灰によって生じる主な影響の一覧

鉄道	微量の降灰で地上路線の運行が停止。 大部分が地下の路線でも、需要増加や車両・作業員の不足等により運行停止や輸送量の低下が発生。
道路	乾燥時10cm以上、降雨時3cm以上の降灰で二輪駆動車が通行不能。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難及び、道路上の火山灰や鉄道停止に伴う交通量増等による速度低下や渋滞が発生。
航空	降灰が0.4mm以上になると滑走路等の除灰が検討され、2mm以上になると除灰が必要とされ、除灰作業が行われるまでの間、滑走路が利用不可。 大気中に火山灰が存在する空域では、航空機は迂回等の措置が必要。
物資	一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも、買い占め等による食料及び飲料水等の売り切れが生じる。交通支障が生じると、物資の配送や店舗の営業困難等により生活物資が入手困難となる。
電力	降雨時3mm以上の降灰で碍子（がいし：電線等を支える器具）の絶縁低下による停電が発生。 数cm以上の降灰で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保できない場合は、停電に至る。
通信	噴火直後には利用者増による電話の輻輳が発生。降雨時に、火山灰が基地局等の通信アンテナに付着すると、通信を阻害。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると、通信障害が発生。
上水道	原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる又は断水となる。 停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生。
下水道	降雨時、下水管理（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。
建物	降雨時30cm以上の降灰量で木造家屋に火山灰の重みにより倒壊するものが発生。 体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えると損壊するものが発生。 5cm以上の降灰量で、空調設備の室外機に不具合が生じる。
健康被害	目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。 呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が増悪する等の影響を受ける可能性が高い。



図Ⅰ-3-1 （参考）降灰量に応じた影響の概念図

（２）検討の前提となる試算や想定

１）道路上の火山灰除去の想定

広域降灰 WG 報告では、一定の仮定を置いた上で道路上の火山灰を緊急的に除去するために要する時間について簡易的に概算しており、単純計算では噴火から４日目の朝に緊急輸送道路上の火山灰の除去が終了すると概算された。

具体的な対策の検討に当たっては、人員や資機材の確保・配置、道路上の事故車両や放置車両の撤去、燃料の補給体制、火山灰の撤去・再移動防止等、単純計算では未考慮の事項を考慮する必要がある。

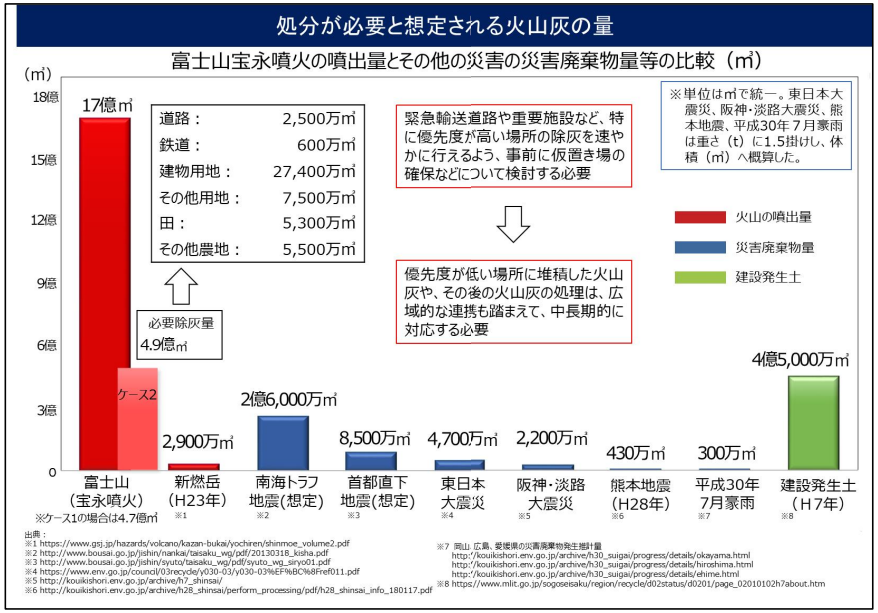
＜降灰除去による道路状況の想定＞（広域降灰 WG 報告より）

- ケース２（西南西風が卓越し、影響が大きくなる風向）の降灰状況を用いて一定の仮定を置いた上で、道路上の火山灰を緊急的に除去するのに要する時間の簡易な概算と、利用可能性のある交通手段について整理をした。
- 概算においては、噴火から１～２日目に重機・オペレーターを配置し、３日目の０時から 1,000 台のホイールローダを用いて、３cm 以上の火山灰が堆積した緊急輸送道路（家屋倒壊からの避難エリア除く）のうち２車線（片側１車線）を緊急的に啓開すると仮定した。
- 単純計算では噴火から４日目の朝に緊急輸送道路の啓開が終了する。４日目以降は、夜間に啓開、日中新たに３cm 以上堆積した区間を都度通行止めにして啓開することで、日中は緊急輸送道路の２車線（片側１車線）を概ね確保しながら、緊急輸送道路（※）から主要施設までの降灰除去に重機・オペレーターを充てることができる可能性がある。
- 緊急輸送道路の啓開は、緊急車両や、復旧作業、物資輸送等の災害対応車両の最低限の通行を確保するためのものであり、啓開後にも一般車両の通行は想定しない。

※緊急輸送道路：災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路
【出典】国土交通省ホームページ「緊急輸送道路」

２）処分が必要と想定される火山灰の量

処分が必要と想定される火山灰の量について、広域降灰 WG 報告に示されている結果は図Ⅰ-3-2 のとおりである。図中の一番左は、富士山の宝永噴火を想定した場合の噴出量で、約 17 億㎥とされている。そのうち、鉄道、道路、建物用地及び農地など、一定の土地利用がされていると分類されている範囲に堆積した火山灰の量は約 4.9 億㎥で、これは東日本大震災の災害廃棄物の約 10 倍に相当する。



【出典】広域降灰ＷＧ報告 別添資料２

図Ⅰ-3-2 処分が必要と想定される火山灰の量

（３）対策の検討に当たって想定する被害の様相の区分

対策を検討するに当たり、どのような状況への対応が必要なのかを想定するため、（１）で示した分野別の影響や（２）の試算をもとに、被害の様相として合計４つの区分を設定した。

この被害の様相の４つの区分は、降灰状況の想定を具体化し、各主体における計画策定等、平時から災害応急対策を検討するための概念整理に活用することを想定した便宜的な区分であり、本ガイドラインでは「ステージ１～４」という名称を用いる。

ステージ１：鉄道等が停止する可能性があるなど、輸送・移動手段やライフラインに影響が出る可能性がある（降灰量微量以上）。
ステージ２：徒歩以外での移動手段が制限（降灰量３cm 以上）され、ライフライン等の被害が比較的小さい。
ステージ３：徒歩以外での移動手段が制限（降灰量３cm 以上）され、ライフライン等の被害が比較的大きい。
ステージ４：降雨時に木造家屋が火山灰の重みで倒壊するおそれがある（降灰量 30cm 以上）。
又は、降灰後土石流の危険がある。
※ステージ２と３は、ライフライン等の被害の大きさによって区分し、ステージ３ではより深刻な状況を想定。

各ステージの被害の様相の詳細は、図Ⅰ-3-3 から図Ⅰ-3-6 に記述する（各ステージで想定される代表的な被害を列記したものであり、記載されている以外の被害も発生する可能性があることに留意）。この被害の様相ごとに、必要な対策を検討していくこととなる。

なお、火山灰は、時間の経過とともに徐々に堆積していくため、各地点で見た場合、被害の様相は基本的に、被害度合が下位の様相を経て到達する場合が多い。一方で、除灰作業により状況が改善する場合もあるなど、時間を追って変化していくことに留意する必要がある。

この被害の様相の区分は、災害応急対応期の対応を検討するための区分であり、応急対応終了後の長期的な対応に用いるものではない。この「ステージ」の噴火発生時のリアルタイムでの活用については、降灰量の把握や降灰被害の情報収集状況等を踏まえ、引き続き検討する。

表Ⅰ-3-2 対策を検討するに当たって想定する被害の様相（４つのステージによる区分）

	ステージ４	ステージ３	ステージ２	ステージ１
被害の様相の概要	降灰量30cm以上 降灰後土石流の危険がある	降灰量３cm以上30cm未満で被害が比較的大きい	降灰量３cm以上30cm未満で被害が比較的小さい	降灰量微量以上３cm未満
	・降雨時に木造家屋が火山灰の重みで倒壊するおそれがある。 ・30cmに満たなくても降灰後の土石流が想定される地域では命の危険がある。	・輸送手段は大きな道路等しか確保できず、鉄道も停止。電力障害等が大規模となる。 ・ライフラインの復旧に時間を要し、社会経済活動にも影響大。 ・直ちに命の危険はないが、物資供給も不十分で、生活維持がぎりぎり。	・比較的早期に主要輸送手段を確保し維持が可能、更に１日あれば電力等ライフラインがおおむね稼働。 ・不便はあるが、一定レベルでの生活・社会経済活動は維持可能。	・鉄道等が停止する可能性がある。道路の通行やライフライン等が一時的に停止する可能性はあるが、長時間とはならない。 ・多少の不便はあるが、通常の生活・社会経済活動は維持可能。

＜ステージ１の被害の様相：降灰量微量以上３cm未満＞


多少の生活不便は発生


降灰影響に留意して生活維持

●建物
灰の除去が必要になるなどの影響はあるが、倒壊する等の影響はない。

●輸送・移動手段、物資供給
影響はあるものの、**車の走行**は可能であり、**復旧作業や物資輸送は可能。**
・**道路**は走行速度や視界に留意した上で通行可能。
・**鉄道**は視界不良や運行装置への影響により地上路線は停止するが、復旧作業は可能。
地下区間は（一時的な）停電時を除き運行可能。
・**航空**は滑走路等の除灰作業が行われるまでの間、滑走路が利用不可。
大気中に火山灰が存在する空域では、航空機は迂回等の措置が必要。

●ライフライン
・**電力**は、復旧作業後は、一時的な停電や発電量低下の可能性はあるものの維持は可能。
・**通信**はアンテナへの付着による通信障害の可能性。電力に大きな問題がない限り運用可能。
・**上水道**は薬剤投入等対応が可能なため基本的には通常通り稼働。
・**下水道**は下水管詰まりに留意する必要があるが、基本的には通常通り稼働。

※ここに示した被害の様相は、あくまで一例を示したものである。

図Ⅰ-3-3 「ステージ１」における降灰による影響・被害の様相

＜ステージ2の被害の様相：降灰量３cm以上30cm未満で被害が比較的小さい＞


多少の生活不便は発生


降灰影響に留意して生活維持


下水管や側溝の詰まりに留意

●建物
灰の除去が必要になるなどの影響はあるが、倒壊する等の影響はない。
※火山灰により積雪荷重を超える重量がかかる場合に体育館などの大スパンの大型建物の屋根が損傷する可能性

●輸送・移動手段、物資供給
徒歩を除く全ての手段で影響を受けるが、**比較的早期に主要輸送手段を確保し維持が可能。**その後は、**復旧作業や物資輸送は可能。**
・**道路**はそのままでは走行不能となるため啓開作業が必要。
啓開後は走行速度や視界に留意した上で通行可能。
・**鉄道**は視界不良や運行装置への影響により地上路線は停止。
地下区間は停電時を除き運行可能。

●ライフライン
大きく影響があるが、輸送・移動手段を確保後１日程度でおおむね稼働
・**電力**は、復旧作業後は、一時的な停電や発電量低下の可能性はあるものの維持は可能。
・**通信**はアンテナへの火山灰付着による通信障害の可能性。
予備電源が枯渇した時点で運用停止するが、電力復旧後は運用可能。
・**上水道**は薬剤投入等対応が可能なため基本的には通常通り稼働。
・**下水道**は下水管詰まりに留意する必要があるが、基本的には通常通り稼働。

※ここに示した被害の様相は、あくまで一例を示したものである。

図Ⅰ-3-4 「ステージ２」における降灰による影響・被害の様相

＜ステージ3の被害の様相：降灰量３cm以上30cm未満で被害が比較的大きい＞

●建物
灰の除去が必要になるなどの影響はあるが、倒壊する等の影響はない。
※火山灰により積雪荷重を超える重量がかかる場合に体育館などの大スパンの大型建物の屋根が損傷する可能性


道路の通行は困難

●輸送・移動手段、物資供給
徒歩を除く全ての手段で影響を受け、**徒歩以外の移動は困難**。輸送・移動手段も大きな道路等一部のみの確保にとどまり、復旧作業に時間を要する。物資供給も不十分で、生活維持がぎりぎり。
・**道路**は走行不能となり啓開作業が必要だが、降灰量が多く道路啓開に時間がかかる可能性。
・**鉄道**は降灰のほか停電により地上だけでなく地下区間も運行不能。さらに、降灰量が15cmを超えるとレール等が埋没。


大規模な停電では復旧に長時間必要

●ライフライン
大規模な電力障害等が発生。復旧作業のための輸送・移動手段の確保及び復旧作業そのものに長時間を要する可能性がある。
・**電力**は大規模な障害が発生。復旧作業に長時間を要する可能性。
・**通信**は灰がアンテナに付着する等で障害。停電により、予備電源が枯渇した時点で運用停止。
・**上水道**は原水の水質悪化のほか、停電により予備電源が枯渇した時点で施設機能が稼働できない等により断水。
・**下水道**は火山灰の流入による管路の流下阻害や閉塞の発生の可能性のほか、停電により予備電源が枯渇した時点で施設機能が稼働できず運用できない。

※ここに示した被害の様相は、あくまで一例を示したものである。

図Ⅰ-3-5 「ステージ３」における降灰による影響・被害の様相

＜ステージ4の被害の様相：降灰量30cm以上、降灰後土石流が想定される地域＞

●建物
降雨時に木造家屋が火山灰の重みで倒壊するおそれがある。30cmに満たなくても降灰後の土石流が想定される地域では命の危険。


木造家屋が倒壊する危険性

●輸送・移動手段、物資供給
全ての移動手段がほぼ利用不可能。徒歩移動も困難を伴う。
輸送・移動手段の確保まで時間がかかり、物資輸送にも影響が大きい。
・**道路**は走行不能で啓開作業が必要だが、降灰量が多く道路啓開に時間がかかる可能性。
・**鉄道**はレールやポイント等が埋没するため、利用不可能。



水質悪化による断水の発生

●ライフライン
復旧作業のための輸送・移動手段の確保及び復旧作業そのものに長時間を要し、再び稼働できる状態になるまで長期間を要する可能性が高い。また通信等のように、自身の復旧作業が完了しても電力が復旧するまで再稼働できないものもある。
・**電力**は停電が長期に及ぶ可能性があり、社会経済活動や生活維持が困難。
・**通信**は灰がアンテナに付着する等で障害。停電により、予備電源が枯渇した時点で運用停止。
・**上水道**は原水の水質悪化のほか、停電により予備電源が枯渇した時点で施設機能が稼働できない等により断水。
・**下水道**は火山灰の流入による管路の流下阻害や閉塞の発生の可能性のほか、停電により予備電源が枯渇した時点で施設機能が稼働できず運用できない。


長期停電の可能性

※ここに示した被害の様相は、あくまで一例を示したものである。

図Ⅰ-3-6 「ステージ４」における降灰による影響・被害の様相

４．降灰（火山灰）の特徴

降灰（火山灰）の主な特徴を図Ⅰ-4-1 のように整理した。火山灰は徐々に降り積もり、触れても危険性は低いことから、地震災害や洪水災害と比べ、緊急的・直接的な命の危険性は低い。一方、除去しない限り無くならないことから、物資輸送やライフラインに長期間影響が出る可能性があり、また、風による再移動や雨により固まる等の性質があることから、適切な除灰が必要である。



【出典】広域降灰WG報告 参考資料１「火山灰の特徴について」をもとに作成

図Ⅰ-4-1 降灰（火山灰）の主な特徴

５．首都圏の人口規模等

東京都・神奈川県の人口の合計は、約 2,300 万人である。一方、１都８県の指定避難所の収容人数は、約 990 万人である。

表Ⅰ-5-1 指定避難所の収容人数

調査結果表2-23　市町村の指定避難所の指定状況　　平成30年4月1日現在

都道府県	指定箇所数	想定収容人数
茨城県	1,497	1,088,412
栃木県	980	487,894
群馬県	1,426	939,470
埼玉県	2,255	1,519,925
千葉県	1,738	1,233,684
東京都	2,281	2,181,098
神奈川県	1,054	1,109,845
新潟県	1,606	1,194,427
富山県	1,081	818,341
石川県	924	621,876
福井県	822	275,767
山梨県	783	297,031
長野県	2,140	612,585
岐阜県	1,985	786,451
静岡県	1,506	1,036,911
愛知県	2,898	1,054,446
三重県	1,428	627,499
滋賀県	945	489,024

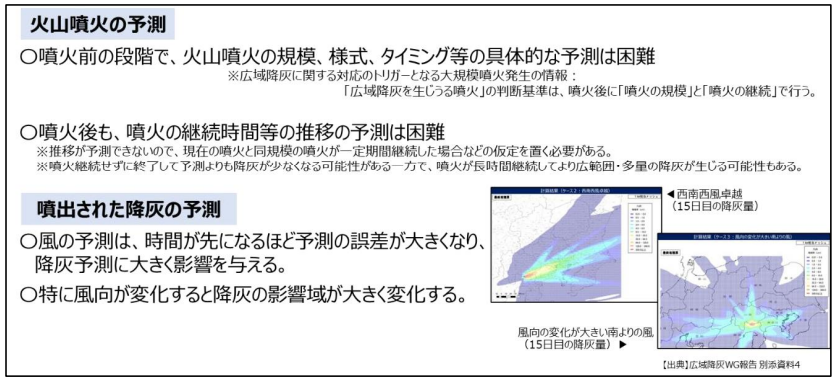
【出典】消防庁ホームページ「地方防災行政の現況」

6．予測の不確実性

噴火前の段階で、噴火の規模、様式、タイミング及び継続時間等の推移を具体的に予測することは、現在の火山噴火の予測技術では困難である。また、風向・風速等により降灰の影響域は大きく変化する。

現在の降灰の予測技術では、噴火発生後 30～40 分で一定の判断基準をもとに「広域降灰を生じ得る噴火であること」の情報提供が可能である。また、噴煙高さや噴火の継続時間について一定の仮定を置く等により、降灰分布の見通しについての情報提供が可能である。

迅速な対応をとるためには予測は重要であるが、（降灰の特徴も踏まえると）不確実性のある予測値のみをもって住民の行動や社会活動を著しく制限することは現実的ではない。降灰量の実測値と予測値とを組み合わせて、降灰時における各種対策の判断材料とすることが現実的と考えられる。



図Ⅰ-6-1　予測の不確実性

Ⅱ．広域降灰が発生した場合に応急的に実施する対策の基本方針

前提の 3 点

- 緊急的・直接的な命の危険性は低い、という降灰の特徴
- 首都圏の人口が非常に多い
- 予測の不確実性から、噴火前から社会活動を著しく制限することは現実的ではない

を踏まえれば、広域降灰に対する住民の行動は、できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続することを基本とすることが現実的と考えられる。

しかしながら、状況によっては直ちに命の危険がある場合（※）も想定され、避難等の行動をとる必要がある。火山灰は噴火後徐々に積もるが、噴火状況によっては都内でも 1 日で 5 ㎝以上積もる可能性があることも踏まえ、特に避難等に時間を要する場合や速やかな災害応急対応を行うためには、実測の降灰量のみならず見込みも加味して対応することが必要である。

（※）降灰量が 30 ㎝以上の木造家屋、降灰後土石流の危険がある地域、降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人（例：通院による人工透析患者や介護サービスが必要な人等）等

住民が降灰域内に留まって自宅等で生活を継続するためには、日頃からの十分な備蓄等、自助による対応のほか、輸送手段やライフライン等の維持等公的な支援が優先事項となる。

このように、自宅等で生活を継続することを基本として、被害の様相のステージに応じた各分野の対策の基本方針について整理した。各分野の広域降灰対策の考え方の概要をまとめると表Ⅱ-1 のとおり。

表Ⅱ-1　ステージに応じた被害の様相と広域降灰対策の基本的な考え方

防災対策検討のための区分 ＼ 事項	ステージ４	ステージ３	ステージ２	ステージ１
被害の様相 降灰量等	降灰量30cm以上 降灰後土石流が想定される範囲	降灰量３～30cm 被害が比較的大きい	降灰量３～30cm 被害が比較的小さい	降灰量微量～３cm
建物倒壊	木造家屋倒壊の可能性（降雨時）	体育館等の大スパンの大型建物は損壊の可能性		－
輸送・移動、物資・ライフライン供給	道路通行・物資供給困難 ライフライン影響大（長期化）		道路通行・物資供給困難＊１ ライフライン影響小	鉄道・航空機等運行停止 物資供給支障
住民等の＊２基本的な行動	**原則避難**	**自宅等で生活を継続** （状況に応じ生活可能な地域へ移動）	**自宅等で生活を継続**	**自宅等で生活を継続**
	噴火直後は、自宅や堅牢な建物に退避	－	－	－
通院による人工透析や介護サービスが必要な人等＊３	原則避難	原則避難	自宅等で生活を継続 （状況に応じ医療の対応可能な地域へ移動）	自宅等で生活を継続
輸送・移動手段及び物資供給	要救助者等がいる場合、**避難・救助を最優先**に確保	**ライフライン復旧及び物資供給を最優先**に確保	**ライフライン復旧・維持を最優先**に確保	除灰等の準備・影響ある分野は除灰開始
ライフライン分野の対応	（域外に避難した地域は、優先順位低）	障害が**長期化・影響が大きい**状況から、**少しでも早い復旧**に取り組む	**早期の復旧**に取り組み、復旧後は、ライフラインを**維持**する	影響は一部に留まるため、**復旧**及びライフラインの**維持**に取り組む

＊１：一時的に供給困難となることもあるが、応急対応により生活継続が可能な状況。
＊２：降灰中で視界が低下する等により屋外での行動が危険を伴う場合は、基本的に自宅等の屋内へとどまる。健康被害防止のため、屋外での行動時にはゴーグル及びマスクの着用等の対策が望ましい。呼吸器疾患等の持病等を持つ人は特に留意。
＊３：降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人を想定（例：通院による人工透析患者や介護サービスが必要な人等）。要配慮者のうち、自宅等で生活を継続可能な人は、一般住民と同様の行動をとる。

１．住民の安全確保

○ステージ１～３は、できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続することが基本である。しかし、ステージ３で自宅等での生活継続が困難な場合は、ライフラインが機能している生活可能な地域へ移動することも考えられる。
○ステージ４は、噴火直後は自宅や堅牢な建物に退避し、その後、降灰状況を踏まえ原則避難を行う。
○通院による人工透析患者や介護サービスが必要な人等、降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人等は、早い段階で医療機関を受診可能な地域に移動する必要がある。
※要配慮者のうち、自宅等で生活を継続可能な人は、一般住民と同様の行動をとる。
○降灰時に備えて、自助による家庭等での十分な備蓄を日頃から行っておくことが重要である。
○事業所等においては、従業員や利用者等の安全確保について検討しておくことが重要である。
○どのような状況で、どのような対応が必要となるか、住民や関係者が事前に検討しておくことが重要である。その上で、噴火時には、降灰の状況や見込み等を踏まえて行動することが重要である。

２．広域降灰の予測・状況把握、情報の発信・周知啓発

○降灰時に、国、地方公共団体、事業者及び住民が整合的に対応するためには、適時に降灰の状況を把握・共有することが極めて有効である。
○国及び地方公共団体においては、行動判断の根拠となる降灰の実測について、適時に共有し住民等に周知する必要がある。
○また、近年、噴出された火山灰が上空の風に乗って遠方にどのように移動・落下するかを予測する技術が向上してきている。予測の不確実性に留意しつつ、特に避難等に時間を要する場合や速やかな災害応急対応を行うためには、実測の降灰量のみならず予測も活用することで、早めの対応が可能となる。
○国は、広域降灰の発生の可能性を伝え、防災対応をいち早く始めるため、広域降灰に関する対応のトリガーとなる大規模噴火発生の情報（行動開始の判断に資する情報。以下「トリガーとなる情報」という。）及び降灰への対応を支援するため、広範囲・長期間に及ぶ降灰の状況や今後の見通しを伝える情報を提供する必要がある。
○国、地方公共団体、事業者及び住民が、降灰量に応じた対応を適時かつ整合的に実施できるよう、国及び地方公共団体においては、降灰量に関する情報（実測情報、予測情報）を関係機関で共有するとともに、住民等に周知する体制を構築することが重要である。
○国、地方公共団体、事業者及び住民が円滑かつ整合的に対応するためには、降灰の状況等に応じた国、県、市町村等による適時の情報発信も不可欠である。

３．輸送・移動手段、物資供給、ライフライン

平時からの備蓄が適切になされ、ライフラインが一定程度維持されていれば、住民は一定期間、自宅等で生活を継続することが可能となる。このため、輸送・移動、物資供給に必要なライフラインの復旧・維持を優先的に行うことが必要である。噴火から一定期間が経過すると、備蓄だけでは生活継続が困難になる地域が生じるため、それらの地域への物資供給を迅速に行う必要がある。

一方で、降灰量 30 ㎝以上の地域や降灰後土石流が想定される地域においては、噴火直後は自宅や堅牢な建物に退避した上で、降灰状況を踏まえて他地域に避難することが必要であり、また、通院による人工透析患者や介護サービスが必要な人等、降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人等については、降灰状況を踏まえ、早い段階で降灰の影響域外へ移動することが重要である。こうした命に関わる状況に対しての輸送・移動等は緊急優先的に対応する必要がある。

このような「輸送・移動手段及び物資供給」及び「ライフライン」に関する基本的な考え方を（１）及び（２）に示す。

（１）輸送・移動手段及び物資供給に関する基本的な考え方

○住民が自宅等で生活を継続するため、特に、ステージ１～３の状況においては、電力施設や浄水場等のライフラインの復旧・維持を最優先に対応する。
○備蓄だけでは対応が困難となるステージ３では、物資供給のルートを優先して確保する必要がある。
○ステージ４の要救助者がいる場合や避難が必要な状況となる場合は、救助等避難ルートの確保も緊急的に必要となる。
○輸送・移動手段の早期の復旧に当たっては、平時からの資機材の備蓄・訓練等が重要である。
○火山活動活発時においては、実際の降灰量だけではなく、降灰の予測も踏まえた事前準備等が必要となる。
（例：トリガーとなる情報を踏まえた人員配備、広域降灰の見通しを伝える情報を踏まえた復旧作業やその準備・復旧の見通しの情報発信等）

（２）ライフラインに関する基本的な考え方

○住民が自宅等で生活を継続するため、ステージ１及び２では、一時的な支障が生じたとしてもライフラインの早期復旧を行い、供給を維持する。
○ステージ３の場合は、引き続き復旧活動を最優先で行う。
○ステージ４で住民が避難を完了した地域については、ライフラインの復旧を優先する必要はなくなる。
○ライフラインの維持・早期の復旧作業に当たっては、平時からの資機材の備蓄・訓練等が重要である。
○火山活動活発時においては、実際の降灰量だけではなく、降灰の予測も踏まえた事前準備等が必要となる。
（例：トリガーとなる情報を踏まえた人員配備、広域降灰の見通しを伝える情報を踏まえた復旧作業やその準備・復旧の見通しの情報発信等）

４．火山灰の処理

○降灰時には、火山灰が堆積した場所に応じて、施設管理者（宅地から排出された火山灰は市町村）等がそれぞれ処分を行うこととなる。火山灰の処理には期間を要することから、まずは道路や鉄道等の降灰域内での生活を継続するために必要な場所から優先的に除灰をする必要がある。

○施設管理者等が各々の敷地内等の火山灰の収集及び運搬等を実施するが、施設管理者等がその敷地内等で処分場所や仮置場を確保することが困難な場合は、敷地外に仮置場を確保する必要がある。今回想定しているような大量の降灰となった場合、仮置場の確保が課題となる。このため、地方公共団体においては、仮置場候補地を事前に選定しておくことが望ましい。処分が必要な火山灰の量に応じて、優先的に除灰を行う必要がある場所の火山灰から、順次仮置きしていくことが重要である。また、仮置きが長期に及ぶ可能性も考慮する必要がある。（例：生活継続のための優先順位が低い場所に堆積した火山灰は、一定期間敷地内に留めておくことも考えられる。）

○最終的な火山灰の処理については、再利用・資源化、土捨て場・残土処分場・最終処分場での処分、埋立て、緊急海洋投入処分等の様々な手段で処理する。その際、処分すべき火山灰の量と、各手段の処分可能量、各種法令に基づく手続きや基準等について考慮することが重要である。

○仮置き、最終的な処分ともに、大量の火山灰の処分場所を事前に確保しておくことは非常に困難である。このため、施設管理者や地方公共団体においては、国と連携しつつ、実際の降灰状況や被害状況等により、適切な方法、場所、優先順位を考慮して処分を行うことができるよう、事前に仮置きや最終的な処分の候補地の選定や必要な手続き・課題、活用可能な支援事業の整理のほか、関係機関との調整を行っておくことが望ましい。なお、発災後の状況によって、地域の理解や判断の考え方は変わり得る可能性があることに留意する必要がある。

５．被害の様相に応じた対応の流れ

降灰時等の被害の様相に応じた対応の流れについて、図Ⅱ-5-1 に示す。なお、図左下の矢印部分のように、状況が不可逆的に進行するものではなく、降灰の継続とともに状況が悪化し対応内容が変化する一方、除灰作業を行うことで降灰状況が改善するといったことが繰り返されることにも留意する必要がある。

・平時：国及び地方公共団体は、住民に向けて降灰現象についての理解促進を行うとともに、備蓄の必要性について普及啓発を行う。また、関係機関等においては、輸送・移動手段、ライフライン、物資供給等の各分野について、各火山防災協議会等による降灰のハザードマップも踏まえ、対応策の検討を行うとともに、資機材や対策用品の準備、備蓄を行うほか、事業者や他地方公共団体等との協定を締結しておく。

・火山活動活発化（噴火前・降灰前）：火山活動が活発化すると、国から火山防災情報等が発信される。関係機関等においては、各火山防災協議会等による降灰のハザードマップも踏まえ、今後の対策実施を見据え、輸送・移動手段の確保やライフライン維持等の作業員の確保や資機材の配備、降灰の影響を受ける施設の保護や点検を行う。

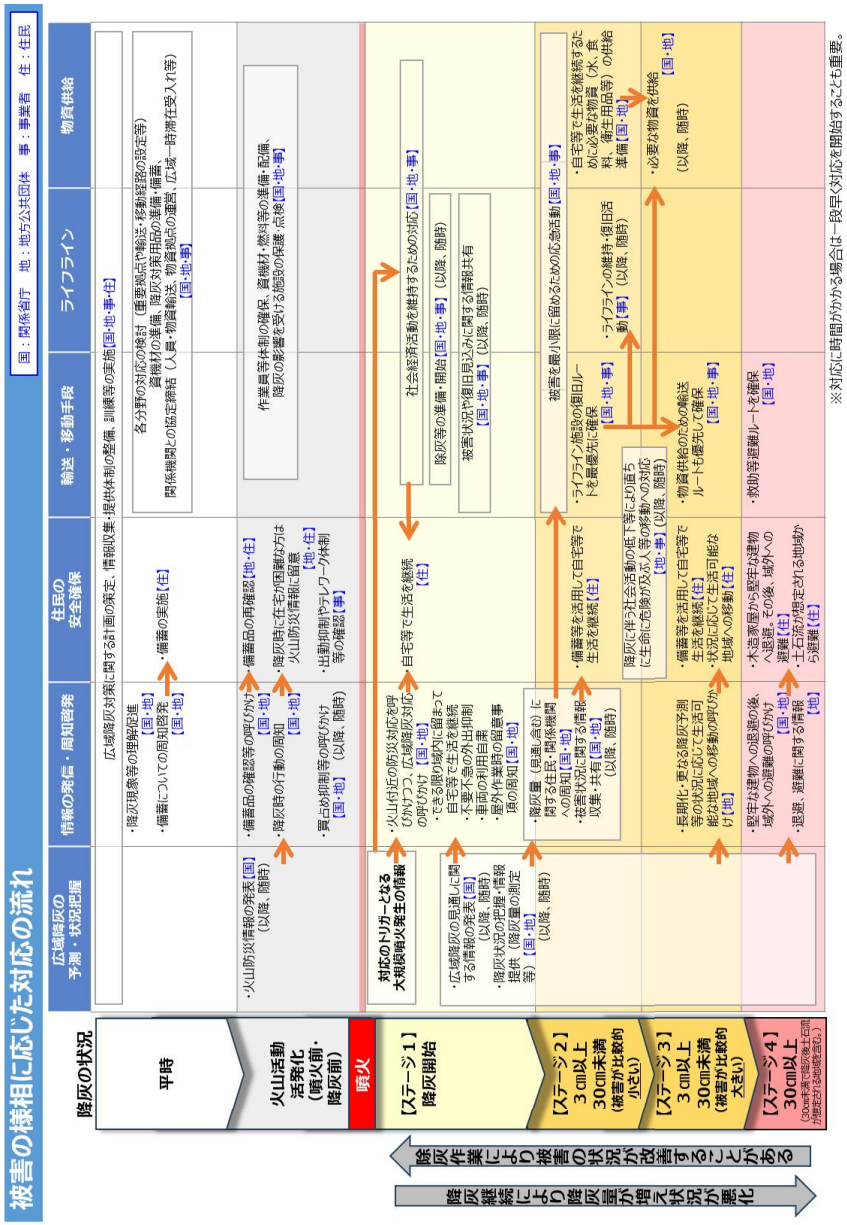
・噴火直後：広域降灰を生じ得る噴火（大規模噴火）が発生した場合、国からトリガーとなる情報が発表される。国及び地方公共団体は、これを受けて住民に対する情報発信を行う。

・ステージ１：国及び地方公共団体は、降灰量が 3cm 未満の段階では、住民は原則として自宅等での生活を継続するよう呼びかける。関係機関等においては、除灰等の対策を実施する。

・ステージ２：住民は、原則として備蓄等を活用して自宅等で生活を継続する。関係機関等においては、道路啓開やライフラインの維持・復旧活動、物資供給の準備等、自宅等での生活を継続するための応急活動を行う。

・ステージ３：住民は、原則として備蓄等を活用して自宅等で生活を継続するが、それが困難になってくることから、必要に応じて域外への移動も視野に入れる。通院による人工透析患者や介護サービスが必要な人等、降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人等、域外への移動が必要な人への対応を行う。地方公共団体や関係機関等は、ステージ２で実施した対策をそれぞれ継続するとともに、被害が長期化した場合には、道路啓開による物資供給のための輸送ルート確保や物資供給などの応急対策を行う。

・ステージ４：降灰量が 30cm 以上になると、木造家屋の倒壊のおそれがある。また、30cm に満たない場合でも、降灰後土石流のリスクが高まる地域がある。そのため、地方公共団体は、住民に対して噴火直後は自宅や堅牢な建物への退避を呼びかけ、降灰状況や救助・避難ルートの確保状況を踏まえつつ、域外への避難を呼びかける。



図Ⅱ-5-1　被害の様相に応じた対応の流れ

Ⅲ．具体的な広域降灰対策の検討を進めるに当たっての考え方や留意すべき事項

Ⅱ章においてまとめた基本方針や、被害の様相に応じた対応の流れを踏まえ、ここでは具体的な広域降灰対策の検討を進めるに当たっての考え方や留意すべき事項を、分野ごとに取りまとめた。

広域に及ぶ地震災害や水害等を想定した防災計画には、広域降灰災害への対応にも共通して適用できる事項が多くあると考えられる。一方で、前述のとおり、降灰には他の自然現象とは特徴の異なる部分もある。広域降灰災害への対応については、そうした共通する部分と、追加で対応すべき部分とを組み合わせて検討することが有効である。

１．住民の安全確保

（１）被害の様相ごとの対応手順

○　住民は、できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続することを基本とする。状況によって命の危険がある場合は降灰の影響域外への避難を検討する。

○　住民は、降灰量の実測値に加え、適宜降灰の見込みも加味して行動を判断する。特に、降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人等については、降灰量がより少ない段階から、医療機関を受診可能な地域に移動する必要がある。

●基本方針として掲げた、
・広域降灰に対する住民の行動は、自宅等で生活を継続することを基本とする。
・しかしながら、状況によっては直ちに命の危険がある場合（※）も想定され、避難等の行動をとる必要がある。

（※）降灰量が 30 ㎝以上の木造家屋や、降灰後土石流の危険がある地域、降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人（例：通院による人工透析患者や介護サービスが必要な人等）等

を踏まえ、被害の様相ごとの対応手順を整理した。

<ステージ１：降灰量微量から３㎝未満>

自宅等で通常の生活を継続する。

<ステージ２：降灰量３㎝以上 30 ㎝未満で被害が小さい>

備蓄を活用して自宅等で生活を継続する。

状況によっては、通院による人工透析患者や介護サービスが必要な人等、降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人等は、医療機関を受診可能な地域に移動する必要がある。

<ステージ３：降灰量３㎝以上 30 ㎝未満で被害が大きい>

備蓄を活用して自宅等で生活を継続するが、物資不足や停電、断水などのライフライン障害が長期化し、備蓄だけでは自宅に留まることが困難となった場合には、物資の調達を考える必要がある。また、状況に応じてライフラインが復旧している地域や建物へ移動することも必要となる場合がある。

通院による人工透析患者や介護サービスが必要な人等、降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共

助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人等は、医療機関を受診可能な地域に移動する必要がある。

＜ステージ４：降灰量 30 ㎝以上や降灰後土石流の危険がある＞

噴火直後は、火山灰から身を守るために自宅や堅牢な建物に退避する必要がある。木造家屋等自宅等が倒壊する可能性がある場合には、堅牢な建物へ退避する必要がある。

降灰後土石流の危険がある場合には、危険の少ない地域へ避難する必要がある。

その後、降灰状況を踏まえ、ライフラインが復旧している地域や影響が少ない地域へ避難することが必要となる場合がある。

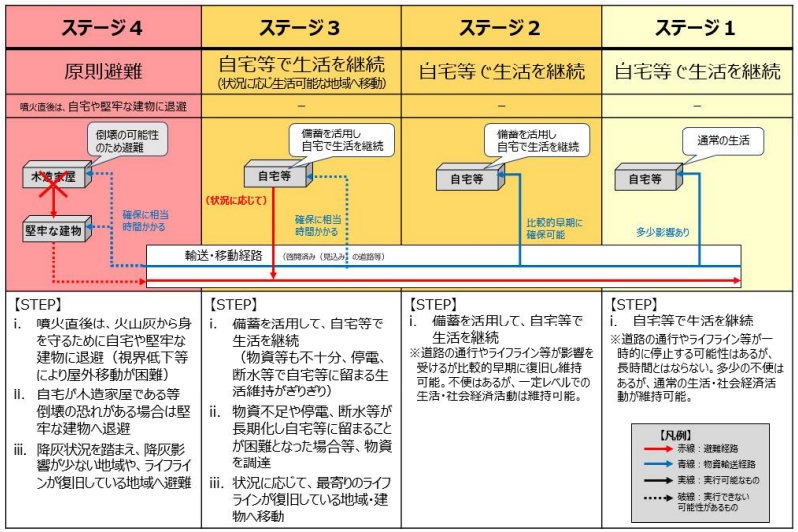
なお、他災害と異なり、自宅が倒壊するほどの被害状況であれば、地域内の避難所で長期的に避難生活を送ることも難しく、ライフラインが復旧している地域や影響が少ない地域の避難所で生活を送ることも想定される。

●住民の行動は、実測の降灰量を基に対応することに加え、噴火状況によっては、都内でも１日程度で５㎝以上火山灰が積もるような場合も想定されることから、降灰の見込みも加味して対応することが望ましい。降灰が更に見込まれる場合、例えば生活可能な地域への移動なども考えられるほか、今後の降灰に備えた可能な対応を検討する必要がある。一方、降灰が今後見込まれない場合には、復旧作業や自宅清掃などを行うことが可能である。

●要配慮者のうち、自宅等で生活を継続可能な人は、一般住民と同様の行動をとる。通院による人工透析患者や介護サービスが必要な人等、降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人等は、早い段階で、医療機関を受診可能な地域に移動する必要がある。

●国、地方公共団体、事業者等においては、上記に示す各ステージに対応した安全確保行動を住民一人一人が円滑に実施できるよう、対策を行う必要がある。

●火山災害は長期間に及ぶ可能性もあることから、降灰後土石流等の複合災害にも留意する必要がある。

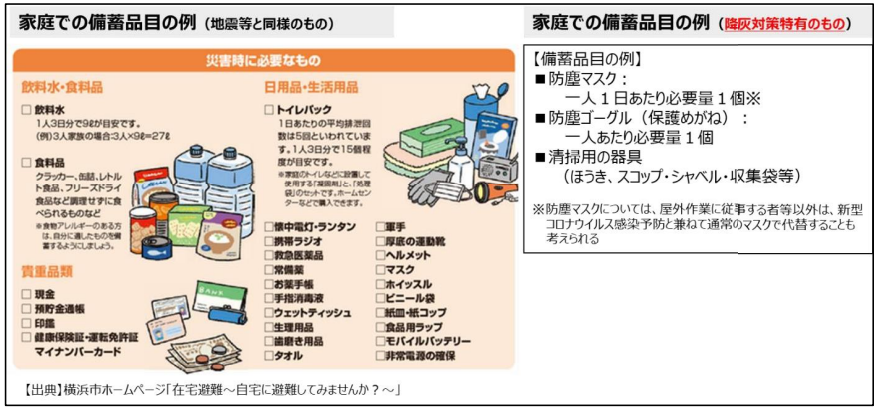


図Ⅲ-1-1　被害の様相に応じた対応手順の概要

（２）広域降灰を想定した平時からの準備

○　住民は、降灰がもたらす影響を知り、各火山防災協議会等による降灰のハザードマップを踏まえ、自らの生活継続や健康維持に関するリスクを事前に把握する必要がある。
○　住民は、平時から降灰時に備えて備蓄を行うことが重要である。備蓄品については、基本的には地震など他の災害と同様の準備を基本としつつ、降灰対策用品も確保することが望ましい。
○　首都直下地震対策では１週間分の備蓄が推奨されているが、降灰対策としては、噴火の長期化等の可能性もあることから、可能であればそれ以上の備蓄を行うことが望ましい（富士山の宝永噴火では２週間噴火が継続した。）。
○　特に、要配慮者のいる世帯や要配慮者が利用する施設においては、物資・燃料等を多めに備蓄しておく。

●各火山防災協議会等による降灰のハザードマップ等を踏まえ、住民自身がどういうリスクに遭遇するかを事前に把握しておく必要がある。一方、降灰は風速、風向によって大きく変わることに留意する。
●降灰時に備えて、まずは自助による家庭等での備蓄が重要である。備蓄品については、基本的には地震など他の災害と同様の準備を基本としつつ、防塵マスクや防塵ゴーグル等、降灰対策用品も確保することが望ましい。
●特に、要配慮者のいる世帯や要配慮者が利用する施設においては、降灰時の移動の困難性や暑さ・寒さ対策等への配慮の観点から、物資・燃料等を多めに備蓄しておくことが重要である。
●首都直下地震対策では１週間分の備蓄が推奨されているが、降灰対策においては、噴火や降灰の影響の長期化等の可能性もあることから、可能であればそれ以上の備蓄を行うことが望ましい（富士山の宝永噴火では２週間噴火が継続した。）。
●その他降灰特有の内容として、降灰時に屋外で活動する場合には、防塵マスクや防塵ゴーグルなどの降灰対策用品を装着することが望ましい。また、火山灰の除去や清掃に際しては、清掃用の器具（ほうき、スコップ・シャベルなど）も準備しておく必要がある。
※降灰時の屋外作業は、「７．（３）降灰状況下での作業時における健康・安全管理の考え方」を参照。



【出典】横浜市ホームページ「在宅避難～自宅に避難してみませんか？～」

図Ⅲ-1-2　備蓄品目及び降灰対策用品の例

（３）移動困難時の対策

○　国、地方公共団体等は、広域降灰による交通機関の停止に伴う移動困難者の対応に備え、平時から、一時滞在施設の確保等について検討する。
○　事業者（企業等）は、従業者等を一定期間事業所内に留めておくことを想定した物資の備蓄等を行う。

●広域降灰時には、鉄道等が運行を停止することが想定され、首都圏では自力で帰宅することが困難な住民が大量に発生する可能性がある。このような場合、多くの人が滞留し、混乱等が発生することが予想されることから、地方公共団体等は、群集事故等の二次災害を防止し、住民の安全を確保する必要がある。
●首都圏等、火山からの遠隔地域では、降灰による建物の倒壊・火災等が降灰開始後直ちに増えることは考えにくい点が、首都直下地震とは異なる。このため、緊急車両の通行確保を目的とした一斉帰宅抑止の対応とは異なる点に留意が必要である。
●降灰の継続によって徐々に状況が悪化することも考えられる。このため、降灰が落ち着いているタイミングで、除灰対応や物資輸送等の応急活動に影響のない範囲で、徒歩での分散帰宅等を行うことが考えられる。徒歩での移動時における留意事項については、「４．（６）徒歩による移動の考え方」を参照。
●自宅が遠距離にあること等により帰宅が困難な者もいることが想定されることから、国、地方公共団体等は、このような移動が困難な者に対して、一時滞在施設の確保等を行う必要がある。また、事業者（企業等）においても、従業員等を一定期間事業所等内に留めておく、必要な物資の備蓄を行う等の対策を行う必要がある。
※降灰時の従業員や利用者等の安全確保対策は、「１．（４）事業所における従業員や利用者等の安全確保対策」も参照。

（４）事業所における従業員や利用者等の安全確保対策

○　企業等においては、事業継続計画（BCP）等を作成し、平時から従業員や利用者等の安全確保対策を行う。

●企業等においては、従業員や施設利用者の安全を確保する必要がある。

●企業等においては交通機関の停止等により従業員の出社・帰宅が困難になった場合の対策、病院・介護施設においてはライフラインの停止等を想定した体制の構築・備蓄等、事業継続計画（BCP）等を作成し、訓練の実施等、平時から対策を実施することが望ましい。

※移動困難時の対策としては、「１．（３）移動困難時の対策」も参照。

※ライフライン停止等を想定した施設の保護等の考え方は「６．（２）平時からの対応」も参照。

●国、地方公共団体等は、各分野の事業所等に対し、災害時の従業員や利用者等の安全確保のための対策や留意すべき事項を周知する。

表Ⅲ-1-1　事業所における降灰時の従業員や施設利用者等の安全確保対策の例

事業所	留意すべき対象者	降灰時に想定されること	災害時の対応事項	平時の対応事項
会社・企業等	従業員（業態によっては利用者も）	従業員の出勤困難／移動困難者の発生	・出勤抑制・テレワーク等の推進 （移動困難時には） ・災害や交通等の情報提供 ・一時滞在施設等の開設 ・適切な行動の促し	・発災時の対応の従業員への周知 ・移動困難者の発生を想定した備蓄等の準備の実施
学校、保育所、幼稚園等	児童・生徒、保護者	児童・生徒の通園・通学の困難／休園・休校に伴う引き渡しの必要性	・降灰の状況を踏まえた対応の判断 ・児童・生徒保護者への休園・休校に伴う自宅待機に関する連絡 ・登園・登校している児童・生徒の安全確保及び引き渡し等の対応 ・休校時におけるオンライン学習の実施	・休園・休校中を含めた連絡体制の構築 ・訓練等の実施
交通事業者（鉄道事業者等）	利用者（一般住民）	鉄道の運行停止・駅等における滞留者の発生	・（運行情報等に関する）即時的な情報更新、復旧見通しの提供 ・混雑防止のための分散帰宅の呼びかけ ・混雑に伴う事故防止対策	・運行情報等の提供体制の整備、周知 ・利用者の誘導の方針等の策定
病院・介護施設	利用者（入院患者／通院・訪問介護等移動を要する者）	ライフラインや移動手段途絶による利用者への影響	・利用者・従業員の安全確保 ・建物・設備等の被害点検	・インフラ・ライフライン停止を想定したバックアップ体制の構築（備蓄品の確保、非常用電源の確保、病院・介護施設間での避難先の確保・連携等） ・備蓄・対策物品の準備・管理

（５）学校教育における対応

○　学校管理者は、降灰時に学校教育が一時中断となった場合において、オンライン等の活用も含め、学びの継続の在り方について検討する。学校教育を継続することが望ましいが、状況に応じて適切に対応する。

●ステージ１やステージ２では、電力・通信を含むライフラインの状況を踏まえ、通学や教職員の出勤等が可能か判断する必要がある。なお、休校の場合は、オンラインの活用を含め学習機会の確保のための措置が講じられることが望ましいが、児童生徒の状況や教職員の通勤状況等の環境に応じて適切に対応する。また、ステージ３やステージ４に至る場合に備え、連絡体制の確保や除灰のための備品の確保等の準備を行う。

●ステージ３やステージ４においては、ライフラインが停止し、生活維持が困難な状況となり、学校教育が一時中断するため、ライフライン復旧後等、生活の安定が確保された後の学校再開に向けて対応する必要がある。

（６）降灰の影響域外へ避難する場合の受入れ先の調整

○　地方公共団体は、地方公共団体をまたいで降灰の影響域外へ避難する広域一時滞在を行う場合の受入れ先に関して、市町村レベルでの協定締結や、都道府県レベルにおける調整等を平時から実施する。調整に当たっては、移動手段についても考慮することが必要である。必要な場合には、市町村をまたぐ場合については都道府県が、都道府県をまたぐ場合については国が、広域一時滞在について助言や代行等を行う。

●広域降灰時には自宅等で生活を継続することが基本となるが、ステージ４や、ステージ３の状況下で生活継続が困難になった人は降灰域内のライフラインが稼働している場所、又は降灰の影響域外へ避難する必要がある。通院による人工透析患者や介護サービスが必要な人等、降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人等は、早い段階で医療機関を受診可能な地域に移動する必要がある。降灰の影響域外へ避難する場合には、地方公共団体をまたぐ広域一時滞在となる場合も想定される。

●広域一時滞在先を検討するに当たり、市町村レベルでの協定締結や、都道府県レベルにおける調整等についても平時から実施する。避難先の調整に当たっては、移動手段についても考慮することが必要である。必要な場合には、市町村をまたぐ場合は都道府県が、都道府県をまたぐ場合は国が、広域一時滞在について助言や代行等を行う。

＜参考＞災害対策基本法における広域一時滞在の協議に係る規定（抜粋）

第八十六条の八　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

２～８　（略）

第八十六条の九　前条第一項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在（以下「都道府県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

2　前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。

3～14　（略）

第八十六条の十　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置（同条第六項及び第七項の規定による報告を除く。）の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

2・3　（略）

第八十六条の十二　都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第八十六条の八第一項の規定による協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

2　内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第八十六条の九第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

第八十六条の十三　内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置の全部若しくは一部を当該市町村長に代わつて実施し、又は当該都道府県の知事が第八十六条の十一前段並びに第八十六条の九第八項並びに第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定により実施すべき措置（第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定による報告を除く。）の全部若しくは一部を当該都道府県知事に代わつて実施しなければならない。

2・3　（略）

2．広域降灰の予測・状況把握

（1）広域降灰の予測に関する情報

1）広域降灰に関する対応のトリガーとなる情報

○　国は、広域降灰時には、「広域降灰に関する対応のトリガーとなる情報」を提供する必要がある。
○　国及び地方公共団体は、トリガーとなる情報が発表された際には、とるべき行動等について周知する。
○　国及び地方公共団体は、平時から、トリガーとなる情報を入手した場合に伝えるべき事項をあらかじめ検討しておく。

●広域降灰時には、火山からの遠隔地域の住民や関係機関が対応をとるため、国は、広域降灰の発生の可能性を伝え、防災対応をいち早く始めるための「広域降灰に関する対応のトリガーとなる情報」を提供する必要がある。

●国は、トリガーとなる情報の発表タイミングにおいて、噴火の発生や降灰が予測される範囲などに加えて、降灰の影響が予想される地域における留意事項や、防災体制の構築や住民の行動に対する情報発信等を行政が行うことができるよう、必要な内容を伝える。

●国及び地方公共団体は、トリガーとなる情報が発表された際には、とるべき行動等について周知する。

●噴火前の段階では噴火の規模やタイミングの予測が困難であるといった予測の不確実性から、トリガーとなる情報の提供は、噴火が発生した後に、「広域降灰を生じ得る噴火であるかどうか」を判断できたタイミングとなる。

●小規模な噴火や継続しない噴火では広域降灰とならないことから、「噴火の規模」と「噴火の継続」に注目し、図Ⅲ-2-1 に示す判断基準（案）や留意事項を一例として情報発表することが望ましい。

●関係機関においては、広域降灰が発生した際や、トリガーとなる情報が発表された場合の対応等について、事前に検討や調整を行っておく必要がある。

（留意事項）

●噴火活動の推移（噴火の拡大や停止）を正確に予測することは困難であることから、予想される範囲等の情報を提供する場合には、現在の噴火と同規模の噴火が一定期間継続した場合などの仮定を置く等、前提条件を明確にする必要がある。

「広域降灰を生じうる噴火」の判断基準（案）

- 宝永噴火のように、多量の火山灰を継続的に放出する噴火様式である「プリニー式噴火※」の発生を想定
- 「噴火（噴煙）の規模」と「噴火の継続」に着目し、プリニー式噴火を判断するための基準（案）を設定

※プリニー式噴火：数十分から一日程度の間、比較的定常的に火砕物とガスを100m／s以上の高速で噴出し、成層圏に達する巨大な噴煙をあげる噴火のタイプ。（火山の辞典＜第２版＞）

（基準）
【噴火の規模】 噴煙高度が火口上10,000m程度を超えていること
【噴火の継続】 噴火が30分以上継続していること

（補足）噴火後30～40分程度で判断が行える見込み（場所や天候等によっては、判断に時間を要する可能性）
噴火の規模が小さい、噴火が途中で停止するなど、広域降灰に至らないと判断できる場合は、トリガーとなる情報は提供しない（噴火が発生したことや、噴火警戒レベルの引上げなどは、速やかに噴火速報や噴火警報などで提供する）

監視技術や手段を踏まえた留意事項

- 原則、監視カメラ及び気象衛星の画像を利用して噴火の発生を判断する
- 噴火の継続については、気象衛星の画像だけでなく、地震計や空振計で一定規模以上の振動が継続して観測されていること等も考慮して判断する

図Ⅲ-2-1　トリガーとなる情報の発表のタイミングや判断基準の考え方

- 火山名
- 噴火時刻
- 広域降灰を生じうる噴火が発生したこと
- 風下側において広く降灰が生じうる可能性があること
- 降灰が予想される範囲、降灰量
- 降灰が予想される地域で留意すべき事項など

住　民	・降灰が予想される地域での不要・不急の外出を控える ・直ちに避難が必要な状況ではなく落ち着いて行動する ・自身や家族の所在の確認 ・今後、行政から発表される情報の自発的な収集 ・生活を継続するうえでの出来る範囲の対策の実施（窓を閉める、室外機にカバーをかける等）
防災関係機関	・職員の参集 ・各分野の応急対応に向けた準備

図Ⅲ-2-2　トリガーとなる情報で伝えるべき事項の整理と具体的な行動の例

2）広域降灰の見通しを伝える情報

○　国は、「広域降灰の見通しを伝える情報」を提供する必要がある。
○　広域降灰の見通しを伝える情報を発表する際には、各ステージの降灰量の閾値（30cm 以上、3cm 以上、微量以上）との対応がわかるように情報発表することが望ましい。

●国は、広範囲・長期間に及ぶ可能性のある降灰への対応を支援するため、「広域降灰の見通しを伝える情報」を提供する必要がある。
●広域降灰の見通しを伝える情報は、噴火後できるだけ迅速に提供することが望ましいが、現在利用可能な技術では噴火後 1 時間程度で提供することが可能である。その後も、噴火の継続時間に応じて、随時の情報提供をすることが必要である。
●国、地方公共団体、事業者及び住民の行動・対応の考え方は、被害の様相のステージごとに整理している（Ⅱ章）。広域降灰の見通しを伝える情報は、各ステージの降灰量の閾値（30cm 以上、3cm 以上、微量以上）との対応が分かるように発表することが望ましい。
●具体的には、これら３つの閾値に達すると予想される地域について、発表することが効果的である。

（留意事項）
●降灰による影響の閾値の値は、おおよそどのくらいの降灰で何が起こり得るかを認識するためのものであり、実際の噴火時にこのとおりに影響が生じるとは限らない。
●噴火活動の推移（噴火の拡大や停止）を正確に予測することは困難であることから、予想される範囲等の情報を提供する場合には、現在の噴火と同規模の噴火が一定期間継続した場合などの仮定を置く等、前提条件を明確にする必要がある。

表Ⅲ-2-1　主な降灰による影響の閾値と想定される対応

降灰量	想定される主な影響	想定される主な対応
30cm以上	木造家屋の倒壊の可能性（降雨時）	住民の避難を検討 ⇒緊急的な救助活動が必要となる可能性
3 cm以上	二輪駆動車の通行支障の可能性（降雨時）	徒歩以外の交通手段が使えなくなる ⇒交通規制等や、道路上の火山灰の除去の緊急的な対応が必要
微量以上	停電発生の可能性（碍子への火山灰の付着）（降雨時）　※３mm以上	ライフラインや社会生活に影響 ⇒維持・復旧のための対応が必要
	鉄道の運行停止	

3）広域降灰に関する情報を入手した場合の対応

○　国、地方公共団体、事業者及び住民は、広域降灰に関する情報が発表された場合、地域の状況に応じた対応を行う。

●広域降灰の見通しに関する情報を活用し早めの対応を行うことで、被害の軽減につながることから、国、地方公共団体、事業者及び住民は、広域降灰に関する情報が発表された場合、不確実性に留意しつつ、地域の状況に応じた以下の対応を行うことが必要である。

・ 既に降灰が始まっている地域では、情報を待つことなく、降灰状況等を踏まえて応急対応を実施する。

・ 降灰が始まっていない地域のうち、これから降灰が予想される地域では、降灰が始まるまでの間にできるだけの対応を行う。

・ 降灰が始まっていない地域のうち、降灰が予想されていない地域でも、風向・風速等の予測の不確実性や、予測対象期間以降に降灰の影響を受ける可能性も考慮して、今後の降灰に備えて、あらかじめ検討をしておく。

（留意事項）

●降灰の物理的な影響により即座に死者・負傷者が発生する可能性は低いこと、降灰中の屋外での移動は危険が伴うことから、避難者の殺到等の社会的な混乱が発生しないようにする必要がある。

●国、地方公共団体等は、広域降灰時に想定される状況や、降灰が発生した場合にとるべき対応などについて、平時から広報に努めることが重要である。（「３．（２）降灰対策に関する平時からの住民等への周知啓発」も参照）

表Ⅲ-2-2　広域降灰に関する情報を入手した場合の対応

実施主体	対応事項	降灰が始まっている地域	降灰が始まっていない地域	
			これから降灰が予想される地域	降灰が予想されていない地域
共通	• ハザードマップ、降灰予報などの火山情報、気象状況などの収集・確認	◎	○	○
	• 降灰への備えの再確認（備蓄の確認、降灰時の対応・行動の確認等）		◎	○
	• 降灰の影響を受けうる屋外施設・設備等の点検、覆いをかける等の保護		◎	○
地方公共団体	• 職員の参集、体制の強化など、降灰に備えた対応を行う（想定される降灰状況も考慮し、あらかじめ可能な対応等を検討しておく）	◎	○	
	• 住民等への呼びかけ（想定される降灰状況も考慮し、あらかじめ内容等を検討しておく）	◎	○	○
住民等	• 不要不急の外出や車の運転を控える	◎	○	
	• 屋内にいる場合はドアや窓を閉める	◎	○	
	• 退避や避難の必要性を判断する	◎	○	
	• 退避や避難が必要な場合は場所・経路を確認する	◎	○	

◎：実施　○：着手

（２）降灰状況の把握

１）降灰状況の把握の必要性

○　地方公共団体は、防災対応を行うため、降灰の状況を把握する必要がある。また、国や防災関係機関においても、広域的な支援のために、降灰状況を把握する必要がある。

●住民の安全確保やライフライン等の復旧といった降灰量に応じた防災対応を行うため、地方公共団体等の防災対応を行う機関が、降灰状況を把握することが重要である。

●また、広域降灰時には、広域支援を行う必要があるため、降灰域外からの物資供給等について、自分の地域のみではなく他地域の状況も含めて把握する必要がある。

●これまでも、噴火時には、気象庁、国土交通省砂防部及び研究機関により各々の目的に応じた降灰状況の把握がなされてきたが、広域降灰対策のため、国、地方公共団体等が連携した降灰状況の把握体制を新たに構築することが必要である。

表Ⅲ-2-3　広域降灰に応じた状況把握の用途・目的

	実施機関	状況把握結果の用途	状況把握の目的	状況の把握方法
広域降灰対策のために実施（新規の体制構築が必要）	国（災害対策本部等）・関係機関	• 防災対応・広域支援の判断	• 広域的な降灰状況の把握	• 多地点が必要なため、各機関の観測状況の収集
	地方公共団体	• 管内の防災対応の判断	• 管内の降灰状況の把握	• 職員等による降灰量の直接計測等
各機関がそれぞれの用途と目的に応じて実施（体制構築済）	気象庁	• 降灰の実況情報の発表 • 火山活動の現状把握 • 降灰予報の検証	• 降灰状況の把握、構成物の把握	• 職員による現地調査と聞き取り調査を状況に応じて実施
	国土交通省砂防部	• 土砂災害緊急情報の発表	• 降灰状況の把握（特に降灰量１cm以上の範囲が重要）	• 降灰量の現地測定や現地試料採取による重量から降灰量を算出
	研究機関・研究者	• 研究	• 各々の研究に必要なデータの取得	• 研究上必要な現地調査を自ら判断して実施

２）降灰状況の把握・集約方法

○　国、地方公共団体等が連携し、各地の降灰量を測定する。

○　国においては、広域的な降灰状況を把握するため、各地の降灰状況の測定結果を集約し、国及び地方公共団体の災害対策本部における状況把握、気象庁における降灰を含む火山活動の状況の解説・発表及び防災関係機関・事業者等における各種対応に活用する。

●国、地方公共団体等が連携して、各地の降灰量を測定する。その際、測定項目・手順を国が示すなど、簡便な方法としつつも、測定者によらずデータの一定の品質が確保される仕組みを構築する必要がある。（広域降灰対策を実施するために必要な測定項目を示しつつ、慣れていない者でも実施可能な測定手順とする。図Ⅲ-2-3 参照。）

●国は、各地の降灰状況の測定結果を集約し、国及び地方公共団体の災害対策本部における状況把握、気象庁における降灰を含む火山活動の状況の解説・発表及び防災関係機関・事業者等における各種対応に活用するほか、火山調査研究推進本部での評価等にも資することが可能である。

●各地の降灰状況を集約する当面の手段としては、「降灰調査データ共有スキーム」（※）に示す手段の活用等も含め、実際に測定を行う関係機関や地方公共団体の意見も踏まえ検討していくこととする。

（※）降灰調査データ共有スキーム：「降灰の現地調査の連携・データ共有について（報告）」（火山防災に係る調査企画委員会）で示された、降灰データ共有の実運用に向けた考え方や取組。「降灰調査データ共有スキーム」においては、国の研究機関等の間のデータの共有は、研究目的で運用されている「火山観測データ一元化共有システム（JVDN システム）」ないしメール等で行うとされている。

＜収集する項目（例）＞

・ 誰が（どの機関が）測定したか
・ 測定した場所
・ 測定日時
・ 降灰量
（降灰の有無、測定可能な場合は大まかな数値も）

＜報告する降灰量の一例＞

降灰無し

降灰あり

・ 降っているが積もっていない
・ 少し積もっている（1cm 未満）
・ 約 1cm
・ 約 3cm
・ 約 5cm
・ 約 10cm
・ 約 20cm
・ 約 30cm
・ 30cm 以上

図Ⅲ-2-3 降灰状況の把握に必要な情報

3．情報の発信・周知啓発

（1）各機関からの呼びかけ等の情報発信

1）各機関における情報発信

○ 国及び地方公共団体は、連携して、広域降灰の可能性が高まった際に適切な情報発信を行う。

●国、都道府県及び市町村は、トリガーとなる情報や広域降灰の見通しを伝える情報が発表された段階を含め、広域降灰の可能性が高まった際に適切な情報提供を行う必要がある。

●国から降灰関係の防災情報が発表された場合、各機関は連携して、外出の抑制や自宅での生活を呼びかける等、降灰時の行動に関する情報発信を行う。

表Ⅲ-3-1 各機関における火山活動や降灰状況等に応じて想定される主な対応の例

実施機関	想定される主な対応（緊急時）
国 （災害対策本部など）	・火山活動や降灰関係、土砂災害緊急情報等の防災情報の発信 ・降灰時の行動に関する情報発信 ・関係機関間の総合調整・合同会議の開催 ・（必要な場合）都道府県をまたぐ広域一時滞在や広域的な応援等について関係機関との調整 ・都道府県、市町村、その他の関係機関の情報・被害状況に関する情報収集 ・屋外作業時の留意事項等の周知
都道府県	・（必要な場合）広域一時滞在や広域的な応援等について関係機関との調整 ・管内被害情報に関する情報収集、報告 ・屋外作業時の留意事項等の周知
市町村	・降灰時の行動に関する情報発信 （不要不急の外出等の抑制、自宅等での生活継続の呼びかけ（状況によっては避難）） ・被害状況に関する情報収集・報告 ・屋外作業時の留意事項等の周知

2）降灰の状況に応じた情報発信

○ 国、地方公共団体及び事業者は、適切なタイミングで住民への呼びかけ等の情報発信を行う。

○ 国、地方公共団体及び事業者は、記者会見、ホームページ、防災行政無線、防災アプリ等、様々な手段を活用し、住民等に確実に情報を届けられる体制を構築する。

●国、地方公共団体及び事業者は、降灰の状況に応じた適切なタイミング・内容で住民への呼びかけ等の情報発信を行うことが重要である。

●国、地方公共団体及び事業者は、情報の伝達に当たっては、記者会見、ホームページ、防災行政無線、防災アプリ等、様々な手段を活用し、住民等に確実に情報を届けられる体制を構築する必要がある。

●広域降灰時には自宅等で生活を継続することが基本となるが、必要な場合には、市町村をまたぐ広域的な応援については都道府県が、都道府県をまたぐ広域的な応援等については国が、関係機関との調整を行う。

●国及び地方公共団体は、降灰の影響に関する情報のほか、不要不急の外出を控える、車両の利用を控える、買占めを抑制する等、適切な防災対応が行われるよう情報発信を行う。

（留意事項）

●大規模噴火に伴い火山周辺において避難等の防災対応の呼びかけがなされている中で、広域降灰への対応も呼びかける状況となることに留意する。

＜参考＞国における災害時の体制

令和３年の災害対策基本法の改正により、災害発生前であっても、住民等の円滑な避難等の災害応急対策を迅速に実施できるよう、災害が発生するおそれがある段階から、国の災害対策本部の設置ができることとされた。

富士山において火山活動が活発化し、火山災害応急対策を実施する緊急の必要があると認められるときは、災害対策本部が設置され、応急対策に係る調整が行われるとともに、必要に応じて、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される「合同会議」の開催や、国民への周知等が行われる。

主体	平時	火山活動活発化（噴火前・降灰前）～噴火発生	降灰中	降灰後
国	火山防災情報	→	→	→
国			土砂災害緊急情報	→
国・地	降灰の影響・備え			
国・地		不要不急の外出等抑制	→	
国・地		降灰時の行動	→	
地		住民の行動に関する情報	→	→
国・地・事			被害状況に関する情報	→
国・地			屋外作業時の留意事項	→

国：関係省庁、地：地方公共団体、事：ライフライン事業者、道路管理者等
※住民等への呼びかけの実施にあたっては、多言語による情報提供に配慮する必要がある

図Ⅲ-3-1　火山活動や降灰状況に応じて伝えるべき情報の例（主に火山からの遠隔地域）

表Ⅲ-3-2　降灰に対する国等からの情報発信の内容

主体	情報の項目	主な内容
国	火山防災情報	• 噴火警報や火山の状況に関する解説情報等により火山活動や降灰状況等を提供
国	土砂災害緊急情報	• 降灰発生後の土石流による被害が想定される区域及び時期を提供
国・地	降灰の影響・備え	• 降灰発生時の混乱を抑制し、適切な判断や行動が行えるよう、降灰によって生じる影響（交通支障、食糧や水の不足、ライフラインの障害、健康への影響等）について周知 • 降灰による影響を踏まえ、食糧・水等の備蓄の確保、降灰時の対応・行動等を呼びかけ
国・地	不要不急の外出等抑制	• テレワークの活用等による不要不急の外出や車両利用を控える、買占めの抑制等、降灰時の行動に関する情報発信を実施。
国・地	降灰時の行動	• 降灰が始まっても落ち着いて行動し、まずは情報収集等を行うことを呼びかけ • 車両を運転している場合には、視界の低下やスリップの発生等に注意することを呼びかけ
地	住民の行動に関する情報	• 広域降灰対応の呼びかけ • 自宅での生活の継続のほか、ステージ４の場合は、噴火直後は自宅や堅牢な建物に退避し、その後降灰の影響の少ない地域への避難を検討することを呼びかけ
国・地・事	被害状況に関する情報	• 道路の被災や交通規制、公共交通機関の運行の状況、復旧の見込みなどの情報を提供 • ライフラインの被災や復旧の見込みなどの情報を提供 • 物資供給の状況や供給再開の見込みなどの情報を提供
国・地	屋外作業時の留意事項	• 外出や屋外作業時は防塵マスクやゴーグルを着用することを周知 • 屋根からの灰降ろしを行う際の、視界の低下やスリップによる事故防止等の留意事項を周知 • 火山灰を下水道等に流さないことの呼びかけや、住宅等における火山灰の集積・搬出の方法を周知

国：関係省庁、地：地方公共団体、事：ライフライン事業者、道路管理者等

＜参考＞外国人に対する情報提供

災害時（降灰時を含む）における外国人への情報提供については、他災害等においても検討が進められており、SafetyTips の活用や、情報発信媒体における多言語への対応、簡易的な日本語（「やさしい日本語」等）での表現、見た目でわかる視覚的な表現等に留意して周知を行うことが重要である。なお、外国人は災害の経験が異なり、日本における災害に関する経験や知識が比較的少ないこともあることから、丁寧な情報提供を行う必要がある。

国は、海外の日本に対する信頼性の確保等を図るため、政府の災害対応の状況について、海外に対しても適切に情報を提供する必要がある。

表Ⅲ-3-3　外国人に対する情報提供

出典	外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導等に関するガイドライン（総務省消防庁、平成30年３月）	非常時における訪日外国人旅行者対応マニュアル作成のための指針（観光庁、令和３年３月）	外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル（東京都、令和４年６月改訂）
概要	2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を機に、多くの外国人来訪者や障害を持つ方々が駅や空港、競技場、旅館・ホテル等を利用することが想定されるため、自衛消防体制の必要性を周知啓発する。	非常時における訪日外国人旅行者対応をする行政機関や事業者等向けに、自治体・関連団体と観光関連事業者が「非常時における外国人旅行者対応マニュアル」を作成・改定する際に参考となる指針を作成。	東京が世界各国から多くの旅行者を受け入れていくためには、外国人旅行者が安全・安心に滞在できる環境を引き続き整備していく必要がある。今回は、主に感染症対策に関する内容について改訂を行った。
目的	災害発生時に、外国人来訪者や障害を持つ方が円滑に屋外に避難できるよう、効果的な避難誘導等が必要となる。そこで、施設関係者が避難誘導等の多言語化や障害など様々な特性に応じた対応等を行うためのガイドラインを策定した。	自治体、観光関連団体（DMO、観光協会、旅館・ホテル組合等）を想定した「行政・関連団体向け」と、宿泊・観光施設、交通事業者、商店等を想定した「事業者向け」に、より具体的な行動方針を示すことを目的として作成した。	旅行者が訪れる施設では、災害時に利用者に対して日本人・外国人の区別なくその安全を確保し、適切に保護する必要がある。旅行者などが訪れる施設の責任者や従業員が、円滑に外国人旅行者に対応するための手引きとして作成した。
情報伝達上のポイント	●デジタルサイネージやスマートフォンアプリ等、避難誘導の多言語化・視覚化に有効なツールの活用 ●努めて簡潔な「やさしい日本語」の活用	●災害時における外国人旅行者への心構え（土地勘が無いなど外国人旅行者の反応の違い等に配慮） ●情報の収集と提供準備（JNTOや各交通機関の多言語化情報サイト把握） ●多言語支援、外国人旅行者の避難誘導（在留外国人コミュニティ等と連携した避難誘導）	●外国人旅行者への対応にも使用できるピクトグラム（図記号）の使用 ●日本語、英語、中国語（簡体）、韓国語での会話を想定した文例集を、外国人旅行者とのコミュニケーションボード（説明時の指差し資料）として使用 ●地域の呼び方や地震の震度など、日本特有の表現は、外国人旅行者が理解しやすい言葉に言い換えるなど工夫が必要 ●多言語での会話対応ではVoiceTra（ボイストラ）等のアプリ・自動翻訳機の活用も有効

（２）降灰対策に関する平時からの住民等への周知啓発

○　国及び地方公共団体は、住民に対して、平時から火山灰から身を守るための対策、降灰対策に必要な備蓄等についての周知啓発を行う。

●国、地方公共団体等は、広域降灰時に想定される状況や、降灰が発生した場合にとるべき対応などについて、平時から、周知啓発に努めることが重要である。

●国及び地方公共団体は、平時から、降灰時には自宅等で生活を継続することが基本であり、そのための備蓄を奨励するとともに、火山灰から身を守るための対策、降灰対策に必要な備蓄がどのようなものであるかについて、周知啓発することが重要である。

●住民等に対しては、例えば、以下のような項目について周知啓発を行う。

・火山灰のもたらす影響
・火山灰から身を守るための対策
・備蓄の必要性とその量・内容
・生活継続や健康維持等の備えの基本に関する内容
・安全に火山灰の除去作業を行うための注意事項

※降灰対策に必要な備蓄については、「１．（２）広域降灰を想定した平時からの準備」を参照。

※降灰時の屋外の行動は、「７．（３）降灰状況下での作業時における健康・安全管理の考え方」も参照。

●降灰時に行ってはいけない事項についても周知啓発しておくことが重要である。

・火山灰を側溝等に捨てる
・自宅の屋根の積もった火山灰を無理に取り除こうとする
・降灰中に自動車の運転をする　　等

４．輸送・移動手段

基本方針に記載のとおり、

・住民が自宅等で生活を継続するため、特に、ステージ１～３の状況においては、電力施設や浄水場等のライフラインの復旧・維持を最優先に対応する。
・備蓄だけでは対応が困難となるステージ３の場合は、物資供給のルートを優先して確保する必要がある。
・ステージ４の要救助者がいる場合や避難が必要な状況となる場合は救助等避難ルートの確保も緊急的に必要となる。
・輸送・移動手段の早期の復旧に当たっては、平時からの資機材の準備・訓練等が重要である。
・火山活動活発時においては、実際の降灰量だけではなく、降灰の予測も踏まえた事前準備等が必要となる。
（例：トリガーとなる情報を踏まえた人員配備、広域降灰の見通しを伝える情報を踏まえた復旧作業やその準備・復旧の見通しの情報発信等）

といった方針の下、本項では、交通手段別に、社会経済活動の維持もしくは被害を最小限に留めるために取り得る対策の考え方や留意事項について示す。

なお、交通手段を問わず、交通機関が停止した場合、交通事業者・施設管理者等から、被害状況や復旧見込みをどのように情報発信するかを検討する必要がある。

※降灰時の屋外作業は、「７．（３）降灰状況下での作業時における健康・安全管理の考え方」も参照。

（１）道路における対応の考え方

○　道路管理者においては、広域降灰時の輸送・移動手段の確保のために、道路啓開作業を迅速に行う。
○　道路啓開の優先度の高い拠点を検討し、人員・資機材を集中することで、速やかに応急対応に必要な経路を確保する必要がある。各地域の実情に応じて、優先すべき拠点を検討していく必要がある。
○　道路管理者は、道路啓開作業のため、平時及び噴火前・降灰前に人員や資機材の確保を行う。
○　道路管理者は、平時から道路啓開の円滑な実施のため、災害時協定の締結や、定期的な訓練を実施することが重要である。

●降雨時３cm 以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となるため、これらの地域における輸送・移動手段を迅速に確保する必要がある。そのため、車両が通行できるように道路啓開等の対策を検討する必要がある。

●地震・津波に関しては、道路管理者において「道路啓開計画」が全国で順次策定されている。拠点やルートが検討されたのちに地震・津波と共通する点についてはそれらを踏まえ、降灰対応特有の要素を反映しつつ、道路啓開計画を検討することが必要である。

１）優先的に道路啓開が必要な拠点設定の考え方

●優先的に啓開を行う道路として、まずは緊急輸送道路が想定されるが、広域降灰時に降灰範囲内の道路を同時に啓開することは、相当な時間が必要と想定される。このため、道路啓開の優先度の高い拠点を検討し、人員・資機材を集中することで、速やかに応急対応に必要な経路を確保する必要がある。

●優先度の考え方としては、基本方針に記載のとおり、ステージ１～３の場合においては、電力施設や浄水場等のライフラインの復旧・維持を最優先に対応する。また、備蓄だけで対応が困難となるステージ３の場合は、

物資供給のルートも優先して確保する必要がある。さらに、ステージ４の要救助者がいる場合や避難が必要な状況となる場合は、救助等避難ルートの確保も緊急的に必要となる。

●これらの考え方も踏まえ、各地域の実情に応じて、優先すべき拠点を検討していく必要がある。

＜地震・津波に関する道路啓開計画と共通点があると想定される観点＞

・緊急輸送道路を中心に、降灰範囲外からの応援部隊等の進出や物資の輸送、重要な拠点・施設等へのアクセスを考慮
  - ➢人命救助（要配慮者の生命維持を含む。）活動に関わる拠点（医療施設（災害拠点病院等）、救助活動拠点等）
  - ➢都道府県、市町村、自衛隊、消防、警察等の関係機関庁舎
  - ➢住民等の生活継続のための支援に関わる拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点、ライフライン施設、避難所等）

    ※広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点については、「５．（２）物資拠点の考え方」を参照。
・複数の道路が隣接、並行している場合は一方を優先するなど、効率性を考慮
・道路の幅員、車線数、線形や勾配等、道路啓開後の通行しやすさを考慮
・滞留車両の誘導等が円滑に行えるよう、沿道や道路周辺の状況を考慮
・発災後の道路啓開時には、救助活動や重要施設の維持などの緊急性も踏まえて、柔軟に対応

＜広域降灰に対応した計画を立案するに当たり、検討すべき観点＞

・降灰の特性により影響を受けやすいインフラ・施設（例：浄水場・電力施設等）の優先順位

  ※参考：東京都大規模降灰指針（令和５年 12 月）では、「応急対策及び輸送路管理の中枢となる機関・施設及び降灰時の都民の生活維持等に関する施設を「降灰時除灰を優先する重要拠点」とし、それらと連絡する路線を「優先除灰道路」に指定する。降灰の特性を踏まえて、浄水場や水再生センターなど地域防災計画（震災編）の指定拠点に含まれていない施設も除灰の必要性が考えられる」と記載されている。

  ※ライフラインごとの降灰の影響については、「６．（１）対応の考え方」を参照。
・降灰状況は風向き等に応じて変わることから、複数パターンを想定しておくことが望ましい。

２）道路啓開に必要な資機材等の考え方や作業上の留意事項

●道路管理者は、道路啓開作業のため、平時及び噴火前・降灰前に人員や資機材の確保を行う。

●道路管理者は、人員や資機材の確保に当たり、配置、道路上の事故車両や放置車両の撤去、燃料の補給体制、火山灰の撤去・再移動防止等についても考慮する。また、火山灰特有の事象として、火山灰の再移動・飛散防止、清掃のための水の確保にも留意する。

＜地震・津波に関する道路啓開計画と共通点があると想定される観点＞

・人員や資機材の確保
  - ➢重機：除灰のためのホイールローダだけではなく、レッカー車等の車両撤去のための重機も想定する必要がある。

    火山灰を仮置きするだけでなく運び出しまでを想定すると、そのためのトラックやバックホウも必要となる。
  - ➢人員：オペレーターの確保数を想定する必要がある。

    機械土工工事就業者数等から、オペレーターの確保数を想定する等が一例。

    夜間も含め作業を行う場合には、人員の交代等も想定する必要がある。

    （例：重機１台あたりオペレーター２人、３交代の６人を割り当てる等）
・人員や資機材の配置
  - ➢除灰が必要な道路の両端のみではなく、中間地点などにも配置すると、効率化できる可能性がある。ただし、燃料の補給体制を確保しておく必要がある。
・火山灰の撤去
  - ➢火山灰はまずは仮置き（現場で積み上げる）等を行うことが考えられるが、最終的には、それら火山灰の運び出し・処理の作業も必要となる。

＜広域降灰に対応した計画を立案するに当たり、検討すべき観点＞

・火山灰の再移動・飛散防止、清掃のための水の確保
・現場での火山灰の積み上げは、道路中央部に積み上げる等、排水溝を閉塞することがないような工夫
・その他必要な資機材について、除灰のための重機等が主となるが、資機材確保や人員配置等のオペレーションについては、共通する観点が多いと考えられる。

  ※火山灰の処理に係る注意点については「７．（１）火山灰の仮置場候補地の選定」も参照。

３）道路啓開のための災害時協定や訓練実施

●地震・津波に関する道路啓開と考え方に共通点があると想定されるが、降灰への対応においても、道路除灰・車両撤去の人員や資機材の確保のための災害時協定や、実効性向上に向けた定期的な訓練実施が重要である。

（２）鉄道における対応の考え方

○　鉄道事業者は、早期の運転再開のため除灰作業などを行う。
○　鉄道事業者は、平時から必要な資機材や降灰対策用品を準備・備蓄する。
○　鉄道事業者は、運行基準の設定を行うとともに、運行停止時には復旧見込み等の広報等を行う。

●鉄道は、人員輸送・貨物輸送に重要な交通手段であり、もし利用可能な場合には有効な交通手段となり得るが、微量の降灰で地上路線の運行が停止する。また、停電の状況等によっては、地上路線だけではなく、地下路線も運行が停止する。
●停電等の影響がなく地下区間が利用できる場合も、地下区間のみでの折り返し運転の体制の確保が必要である。また、車両・作業員の不足により輸送力が低下する可能性がある。
●鉄道の復旧対応は、確保可能なリソース（人員・資機材）に応じた優先度を設定のうえ、除灰用装置（点検カート）や送風機・ブラシを用いて、レールや転轍機等を除灰することが基本的な対応として想定される。
●除去した火山灰は、空きスペースや線路脇へ仮置きするとともに、搬出を行う。
●鉄道の運行基準の設定を行うとともに、運行停止時には復旧見込み等の広報等を行う必要がある。
●必要な資機材や降灰対策用品を確保できるよう、平時から準備・備蓄しておくとともに、関係機関との協定締結に努めておく必要がある。

表Ⅲ-4-1　広域降灰 WG 報告における鉄道運行への主な影響・想定

車輪やレールの通電不良による障害	・レールが火山灰で覆われると、レールと車輪の通電不良により、列車位置システムや踏切に障害が発生 ・通電不良による障害が発生する範囲を、レール踏面が隠れるほどの降灰量の地域とし、その厚さは道路の路面標示の実験結果から 0.05cm を設定
視程の低下	・一般に、視程が低下し、所定の位置で信号の現示が確認できない場合は、速度低下又は運行停止の措置がとられている
ポイントの動作不良	・ポイントの動作不良が発生する可能性のある範囲は、桜島の 2012 年の噴火の事例では、降灰量が 0.05cm 以上
レールの埋没	・有珠山の噴火では 15cm 程度以上の降灰量の範囲でほとんどレールが埋もれていたことから、レールが火山灰等で埋没する範囲は、降灰量が 15cm 以上の範囲と設定 ※日本で用いられているレールは 15～17cm 程度の高さ
その他	・大部分が地下区間にあたる路線においても、地上路線の運行停止による需要量の増加や、車両不足・作業員の不足等により、運行が停止したり、輸送力が低下する可能性がある ・降灰の影響を受ける路線の、降灰の影響のない区間においても、折り返し運転の準備が整うまで運行が停止したり、車両の不足等により輸送力が低下する可能性がある。また、折り返し運転が長期間に及ぶと、必要な車両検査ができず、使用可能な車両が減少して、運転区間の変更及び輸送力が低下する可能性がある

（３）航空分野における対応の考え方

○　空港管理者は、滑走路や誘導路の除灰等を行う。
○　空港管理者は、平時から A2-BCP（空港業務継続計画）において、除灰の対応について定めておく。
○　空港管理者は、平時から必要な資機材や降灰対策用品を準備・備蓄する。
○　空港管理者は、復旧見込み等の広報等を適宜行う。

●広域降灰 WG 報告では、滑走路と航空機の機体（エンジン等）への影響が想定されている。
●滑走路は降灰量２mm 以上になると、除灰作業が必要となり、除灰までの間、滑走路の利用が困難である。航空機の運航も火山灰の影響を回避して運航されることから、便数の制限等も想定される。
●航空分野では、各航空会社による降灰状況を踏まえた運航判断や、空港管理者等による滑走路や誘導路のロードスイーパ、ダンプ等を用いた除灰等が基本の対応として想定される。
●悪天候等の状況として降灰の影響等も考慮した A2-BCP（空港業務継続計画）では、除灰の必要性や目標時間等が定められている。
●必要な資機材や降灰対策用品を確保できるよう、平時から準備・備蓄しておくとともに、関係機関との協定締結に努めておく必要がある。

表Ⅲ-4-2　広域降灰 WG 報告における航空分野に係る主な影響・想定

除灰作業等による空港（滑走路等）への影響	・滑走路等のマーキングの視認が次第に難しくなる程度（0.2mm～0.4mm）の降灰で離着陸の間隔や航空機の運用について関係者で協議を実施 ・更に降灰が増え 0.4mm～２mm になると滑走路や誘導路の除灰が検討され、２mm 以上になると滑走路等の除灰が必要とされている
通過不可となる空域	・航空機は、機長等の判断により、火山灰の影響を回避して運航される ・富士山周辺は運航量が過密な地域であるため、大幅な迂回が必要となった場合、運航可能な便数が制限される可能性がある

（４）船舶分野における対応の考え方

○　各船舶会社は、降灰状況を踏まえた運航判断を行う。
○　港湾管理者等は、臨港道路、係留施設及び荷捌施設等の除灰、軽石の除去（航路啓開）等を行う。
○　港湾管理者等は、平時から必要な資機材や降灰対策用品を準備・備蓄する。

●広域降灰 WG 報告では、視程低下による運航不能や降下火砕物（軽石等）が浮遊する場合の冷却水管の目詰まり等の影響が想定されている。
●船舶の対応としては、各船舶会社による降灰状況を踏まえた運航判断や、港湾管理者等による臨港道路、係留施設及び荷捌施設等の除灰、国交省等による軽石の除去（航路啓開）等が基本の対応として想定される。
●必要な資機材や降灰対策用品を確保できるよう、平時から準備・備蓄しておくとともに、関係機関との協定締結に努めておく必要がある。

表Ⅲ-4-3　広域降灰 WG 報告における船舶に係る主な影響・想定

視界不良による運航不能となる海域	・海上交通安全法の規定に基づき、船舶の危険防止のため、特定の航路における航路外待機の指示が行われることがある
冷却水管の目詰まり	・多孔質の火山灰が海面に浮遊している場合に船舶へのダメージ（冷却水管の目詰まり）が想定される（船体の形状による）

（５）バス・タクシー、トラックによる輸送・移動の考え方

○　地方公共団体は、平時からバスやタクシー、トラック事業者と協定を結び、災害時における道路の通行確保や人員・物資輸送のための協力体制を強化する。

●道路を通行可能とする対策と並行して、人員輸送や物資輸送を迅速に行うためには、車両等の確保が必要である。
●台風接近時や災害時における輸送体制の強化を目的に、バス・タクシー、トラック事業者との協定を結び、事前避難等にバスやタクシーを活用したり、物資輸送を行う事例がある。地方公共団体等は、他災害の事例も参考に、降灰時にも協力・連携していくことが有効である。

（６）徒歩による移動の考え方

○　住民等は、他の輸送・移動手段が利用できない場合であって移動が必要な場合には、徒歩による移動を検討する。
○　降灰時の徒歩による移動は、視界低下、地面の滑りやすさ及び健康等、安全に配慮した上で行う必要がある。

●降灰は、津波や洪水等の他災害とは異なり、激しい降灰中でなければ、屋外であっても直ちに生命の危険が及ぶことは考えにくい。他の輸送・移動手段が利用できない場合も、降灰状況を踏まえ、ゴーグルやマスク等の着用、その他安全に配慮した上で、徒歩による移動や物資の確保等を行うことが可能である。

（留意事項）
●降灰中は、視界の低下や地面が滑りやすくなる等の危険が想定されるため、歩行には十分注意が必要である。
●健康被害を防止するため、ゴーグル等及びマスクの着用等の対策をすることが望ましい。また、ヘルメット、帽子、傘の利用も有効である。さらに、呼吸器疾患等の持病等を持つ人は特に留意が必要である。
●緊急輸送道路等では、応急復旧対応の妨げや車両との接触事故等に注意して歩行する必要がある。
●このような場合に、交通情報や降灰の情報を踏まえつつ移動ルートをよく検討する必要がある。
●ライフラインに支障がある地域もあることから、移動途中の施設や目的地周辺の施設が使えない可能性も考慮する必要がある。
●霧島山（新燃岳）の 2011 年の噴火では、爆発的噴火により十数キロ離れたところにも噴石（こぶし大）が到達した事例があり、火山周辺では留意が必要である。
※降灰時の屋外の行動は、「７．（３）降灰状況下での作業時における健康・安全管理の考え方」も参照。



降灰時のイメージ
【出典】鹿児島市HP「噴火活動の状況」
徒歩での避難時の格好の例※

図Ⅲ-4-1　徒歩による移動時の格好の例

5．物資供給

Ⅱ章の基本方針に記載のとおり、住民が自宅等で生活を継続するため、特に、降灰量が３㎝以上の状況の場合に、一定期間が経過し、備蓄だけでは生活継続が困難になるステージ３の場合には、それら地域への物資供給を確保する必要がある。

本項では、物資供給に関して、被害を最小限に留め、社会経済活動を維持するために、とり得る対策の考え方や留意事項について示す。

なお、首都圏から各地へは生活関連物資のほか様々な品目を輸送しており、首都圏における輸送・移動手段に支障が生じた場合は、降灰の直接的な影響がない地域においても、通常どおりの物資供給等が困難となる可能性がある。降灰の直接的な影響がない地域においても、首都直下地震における影響の事業継続計画（BCP）等を参考にするなど、事業継続対策の検討が必要である。

※降灰時の屋外作業は、「７．（３）降灰状況下での作業時における健康・安全管理の考え方」も参照。

（１）物資供給の考え方

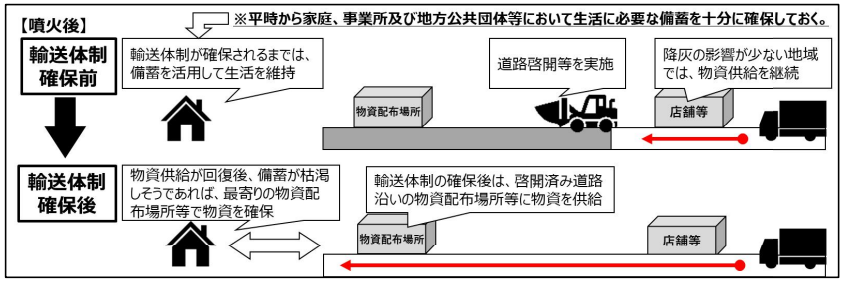
○　地方公共団体等は、道路啓開等による輸送体制の復旧・確保が行われ次第、必要な物資が届けられるよう、関係機関と連携し、対策を実施する。

●広域降灰時には、特に、ステージ２～４において、車両の通行に大きな支障が見込まれる。

●災害発生後から輸送体制が復旧・確保されるまでは、食料や水の流通が困難となることから、家庭、事業所及び地方公共団体等における備蓄で対応するしかない状況が想定される。これらの地域においては、「Ⅲ．１．（２）広域降灰を想定した平時からの準備」のとおり、住民は、首都直下地震対策でも推奨されている１週間分、可能であればそれ以上の備蓄を行うことが望ましい（富士山の宝永噴火では２週間噴火が継続した。）。

●物資供給においては、他災害と同様の対応として、物資配布場所等（他災害における避難所や在宅避難者の支援拠点等を想定）に物資を供給し、住民等への受け渡しを行うことを想定する。

●道路啓開等による輸送体制の復旧・確保が行われ次第、啓開済み道路沿いの物資配布場所等を中心に、必要な物資が届けられるよう、地方公共団体と関係機関等が連携し、検討を深め、対策を具体化していく必要がある。



図Ⅲ-5-1　物資供給のイメージ

（２）物資拠点の考え方

１）物資輸送の流れ・役割分担

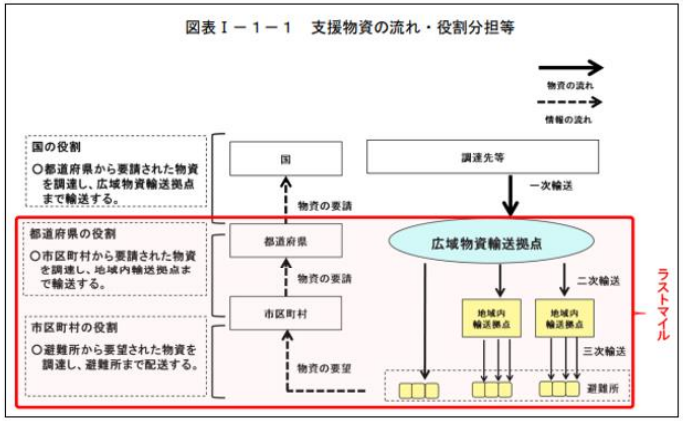
○　地方公共団体は、降灰時の物資供給において、他災害の時と同様の対応を基本に、関係者と連携し、物資輸送を進める。

●特に、首都圏等の人口及び経済機能が集積した地域においては、多量の物資の供給が必要となる一方で、広範囲にわたって道路等の交通が困難になる状況が想定される。

●また、地方公共団体等と関係者が連携し、物資配布場所等までの物資輸送の最適化について検討を進める必要がある。

●降灰時においても、できる限り他災害時の対応と同様の流れで物資輸送をすることが望ましい。

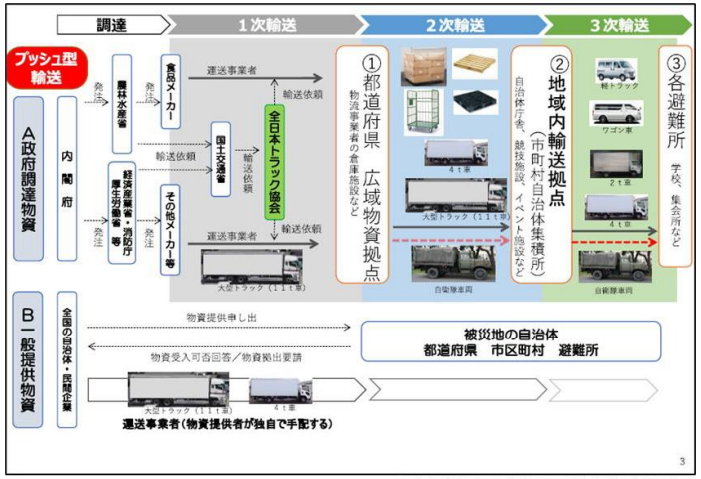
●災害時における基本的な物資輸送の流れや役割分担のイメージについて、図Ⅲ-5-2 及び図Ⅲ-5-3 に示す。



【出典】ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック－地方公共団体における支援物資物流の円滑化に向けて－（改訂版）　（国土交通省総合政策局参事官(物流産業)室　令和5年3月）

※上記の図における「避難所」は、本ガイドラインにおいては「物資配布場所」にあたる。

図Ⅲ-5-2　支援物資の流れ・役割分担



【出典】全日本トラック協会作成資料

※上記の図における「避難所」は、本ガイドラインにおいては「物資配布場所」にあたる。

図Ⅲ-5-3 災害時の物資輸送の流れ

2）物資拠点・輸送経路の選定

○ 地方公共団体は、平時から、物資拠点（広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点）や輸送経路について検討しておく。

●被災した地方公共団体を支援するための物資（支援物資）は、原則として、都道府県の物資拠点（広域物資輸送拠点）、市町村の物資拠点（地域内輸送拠点）を経由して、物資配布場所等に輸送される。

●地方公共団体においては、円滑な物資の受入れや送り出しが行えるよう、平時からこれらの拠点や輸送経路を検討しておくことが必要である。

●これらの考え方は、他の災害と共通とした上で、降灰対策として特に考慮すべき事項に留意が必要である。

表Ⅲ-5-1 首都直下地震対策における輸送拠点の選定の考え方

	広域物資輸送拠点	地域内輸送拠点
定義	国等から供給される物資を被災都県が受け入れ、各市区町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて、当該都県が物資を送り出すために設置する拠点	広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市区町村が受け入れ、避難所に向けて、当該市区町村が物資を送り出すために設置する拠点
選定の考え方	ア：新耐震基準に適合した施設であること（昭和56年６月１日以降に耐震補強工事を行った施設を含む） イ：屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む） ウ：フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること エ：12mトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること オ：非常用電源が備えられていること カ：原則として浸水地域外にある施設であること キ：避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと	各市区町村において、広域物資輸送拠点の考え方を参考とし、対象となる避難所避難者数等を考慮のうえ、適切な施設を選定する

【出典】首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（R5.5 中央防災会議幹事会）を参考に作成

＜（物資輸送拠点の選定に当たって）降灰対策として特に考慮すべき事項＞

・降灰状況によっては利用できない場所が出てくる可能性があるため、複数の拠点を選定しておく。

・降雨時に二輪駆動車の通行が困難となる降灰量３cm 以上が想定される地域は可能な限り避ける、又は、優先して道路啓開が行われる拠点とすることが望ましい。

※降灰時における優先的に道路啓開が必要な拠点の考え方は「４．（１）道路における対応の考え方」を参照。

・体育館などの大スパンの構造物やエアテントなどは、積雪荷重を超えるような重量で損傷のリスクがあるため留意が必要。

・火山灰の飛散防止・清掃のための水の確保が容易な場所であることが望ましい。

3）優先して供給する物資

○ 地方公共団体は、住民向けの食料や衛生用品、ライフラインの復旧・維持対応のための交換部品、屋外作業従事者用の防塵マスク・ゴーグルなどの降灰対策用品の供給を優先する等、物資供給の優先順位を検討する必要がある。

●降灰影響下では輸送力が制限されるため、供給する物資については優先順位をつけて検討しておく必要がある。

●十分な備蓄をしていたとしても、それが枯渇した場合の対処として、住民向けには食料、衛生用品及び燃料等の供給を優先するとともに、ライフラインの復旧・維持のための交換部品、屋外作業に従事する者に対しての防塵マスク・ゴーグルなどの降灰対策用品の供給を優先する。

表Ⅲ-5-2 優先して供給する物資の例

■降灰時における主な物資の輸送優先度

優先度： 自宅での生活を維持するために ◎不可欠な物資 ○状況によって不可欠な物資 △必要に応じて供給する物資

種別	主な品目	優先度	備考
プッシュ型支援による基本8品目	食料	◎	
	毛布	△	自宅での生活維持の場合は、自宅にあるため必要性は高くない
	乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク	◎	
	乳児・小児用おむつ	◎	
	大人用おむつ	◎	
	携帯トイレ・簡易トイレ	○	水道が停止した場合は特に必要
	トイレットペーパー	◎	
	生理用品	◎	
ライフライン	ライフライン復旧・維持のための交換部品	○	ライフライン事業者等向け
降灰対策用品	防塵マスク	○	（食料等よりは優先順位は低いが）降灰中に外出する必要のある方や、火山灰の除去・清掃が想定される場所では特に必要
	防塵ゴーグル（保護めがね）	○	
	清掃用の器具（ほうき、スコップ・シャベル、収集袋など）	○	
その他	飲料水	◎	
	医薬品	◎	特に医療機関向け
	燃料（ガソリン、軽油、灯油等）	◎	緊急車両や、暖房器具等に必要
	冷暖房器具、防寒着等	△	自宅での生活維持の場合は、自宅にあるため必要性は高くない
	その他生活用品、衛生用品等（タオル、洗剤・石鹸類等）	△	自宅での生活維持の場合は、自宅にあるため必要性は高くない

※実際の降灰時には上記の物資等を中心に、状況に応じた優先度の設定を行う必要がある。

6．ライフライン

基本方針では、

- 住民が自宅等で生活を継続するため、ステージ１及び２では、一時的な支障が生じたとしてもライフラインの早期復旧を行い、供給を維持する。
- ステージ３の場合は、引き続き復旧活動を最優先で行う。
- ステージ４で住民が避難を完了した地域については、ライフラインの復旧を優先する必要はなくなる。
- ライフラインの維持・早期の復旧作業に当たっては、平時からの資機材の備蓄・訓練等が重要である。
- 火山活動活発時においては、実際の降灰量だけではなく、降灰の予測も踏まえた事前準備等が必要となる。
  （例：トリガーとなる情報を踏まえた人員配備、広域降灰の見通しを伝える情報を踏まえた復旧作業やその準備・復旧の見通しの情報発信等）

としている。本項では、ライフラインに関して、住民が自宅等で生活を継続するもしくは被害を最小限に留めるためにとり得る対策の考え方や留意事項について示す。

※降灰時の屋外作業は、「７．（３）降灰状況下での作業時における健康・安全管理の考え方」も参照。

（１）対応の考え方

○　事業者（ライフライン事業者）は、住民が自宅等で生活を継続するため、各ライフラインに応じた必要な措置を行い、迅速な復旧に努める。

●広域降灰 WG 報告に基づくライフライン施設等への主な影響を表Ⅲ-6-1 に示す。なお、活動の高まりから被害の発生・復旧対応までの対応の流れについては、表Ⅲ-6-2 に示すとおりである。

●事業者（ライフライン事業者）は、住民が自宅等で生活を継続するため、各ライフラインに応じた必要な措置を行い、迅速な復旧に努める。

表Ⅲ-6-1　ライフラインごとの降灰の影響

項目	主な降灰の影響
電力	**碍子の絶縁低下による停電**［降雨時に降灰量３mm以上］ ※屋内や地中など、火山灰の付着を受けない施設では想定されない
	火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による供給力の低下 ［降灰量数cm以上で吸気フィルターの交換頻度の増加］
停電の影響 （上下水道・通信・空調共通）	**停電が長期化した場合等に、ライフライン施設等への影響が発生** ※燃料の備蓄状況等により影響期間が異なる
上水道	**火山灰混入による原水の水質悪化に伴う断水** ※地下水から取水している施設では想定されない ※一定期間は、配水池に貯留した水により給水が継続できる可能性 ※飲用以外の用途としてであれば、給水が継続できる可能性
	ろ過池の機能停止に伴う断水や供給能力の低下 **（緩速ろ過方式の浄水施設）**［降灰量１cm以上］ ※覆蓋等により浄水過程に直接影響がない施設では想定されない
下水道	**火山灰の流入による管路の流下阻害や閉塞の発生** ［降雨や水による清掃の増加後に伴う］ ※分流式の雨水管、合流式の管路において発生の可能性
通信	**基地局等の通信アンテナへの付着による通信への影響**
空調設備の影響 （全ライフライン共通）	**堆積した火山灰が室外機の排気口をふさぎ、空調設備の冷却能力の低下による機器への影響**

表Ⅲ-6-2　ライフラインごとの対応の流れ

分野	平時	活動の高まり	噴火発生	被害の発生・復旧対応
共通	・施設の保護、点検 ・資機材・人員等の確保・訓練 ・災害時応援協定等の連携・調整 ・空調設備のフィルター備蓄の確保	・対応計画の確認 ・資機材・人員等の事前確保 ・参集体制、広域的な応援要請等の確認、調整 ・降灰への備え等の呼びかけ ・空調設備のフィルター備蓄の確保	・降灰状況、被害状況等の収集・把握 ・人員・資機材等の確保・配備 ・空調設備のフィルター備蓄	・降灰状況、被害状況等の収集・把握 ・復旧対応の実施 ・関係機関との調整、情報共有 ・利用者への情報提供（被害状況、復旧の見込みなど） ・空調設備の清掃や吸気フィルターの交換を実施
電力 碍子	・配電線・送電線の地中化 ・碍子の塩害対策	・拭き取り清掃用の布（ウェス）等の確保	・停電状況の監視	・遠隔監視システムによる事故区間の特定、健全エリアの復電 ・アクセス確保後、現地確認による事故原因の特定 ・現場での碍子の拭き上げ清掃等の復旧作業 ・重要施設等への電源車の配備
電力 発電施設	・フィルター等の備蓄の確保	・フィルター等の備蓄の確保	・フィルター等の備蓄の確保	・フィルターの延命のための出力低下による運転、機能低下等の場合はフィルター交換を実施 ・アクセス確保後、フィルター等の輸送 ・電力需給が逼迫する場合は、必要に応じて省電力の呼びかけや、他電力エリアからの融通電力確保等を検討
停電の影響（上下水道・通信）	・非常用電源の燃料等の確保 ・災害時連携計画の策定	・非常用電源の燃料等の確保	・非常用電源の燃料等の確保	・停電時には非常用電源等により施設の機能を維持 ・停電が長期化する場合は、優先的な道路啓開の要請や電源車の要請などを実施 ・非常用電源の燃料等の輸送
上水道	・施設の覆蓋等の実施 ・施設更新に合わせて屋内化	・薬剤の確保 ・施設の覆蓋等の実施	・水質等の監視	・水質悪化時には、凝集剤やアルカリ剤の投入等による水質の維持 ・アクセス確保後、薬剤等の資機材の輸送 ・断水が長期化する場合は、重要施設等への給水車の配備 ・応急給水場所（他災害における避難所等）において応急給水を実施
下水道（閉塞）	・下水道の雨水施設周辺の除灰を優先するよう、事前調整	・利用者への呼びかけ（側溝に流さないことなど）	・懸念箇所等の監視	・降雨後など、定期的に施設の点検や必要に応じて除灰を実施 ・管路が閉塞した場合等は、除灰や仮設管等による復旧を実施
通信	・空調設備の冷却能力の低下による機器への影響を防ぐための空調用フィルターの備蓄 ・拭き取り清掃用の布（ウェス）等の確保	・拭き取り清掃用の布（ウェス）等の確保	・通信状況の監視	・通信障害範囲の把握 ・アクセス確保後、現地確認による事故原因の特定 ・現場でのアンテナの清掃等の復旧作業 ・重要施設等での通信の臨時確保（通信端末の貸与や移動基地局の展開等）

（２）平時からの対応

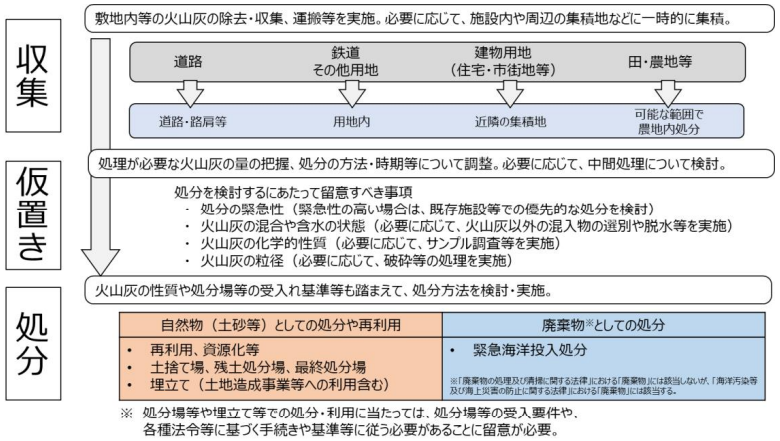
○　事業者（企業・施設管理者等）は、施設の保護・点検等、ライフラインの影響を最小限に留められるよう、平時からの対策を推進する。
○　地方公共団体は、平時からライフライン事業者と連携を強化し、連絡手段や被害状況の収集方法等を確認しておく。

●地方公共団体は、平時からライフライン事業者と連携を強化し、連絡手段や被害状況の収集方法等の確認、事前の備えや早期復旧に向けた対策などについて検討を行っておくことが必要である。
●空調装置の室外機等は、降灰により目詰まりする可能性がある。空調装置が不調になると、影響を生じるおそれがある分野においては、空調装置へのフィルターの設置や交換用フィルターの備蓄等、企業・施設等においても平時からの対策を推進していく必要がある。
※事業所における従業員や利用者等の安全確保対策については「１．（４）事業所における従業員や利用者等の安全確保対策」を参照。
●配電線・送電線の地中化、碍子（がいし）の塩害対策により、碍子表面における電路形成を阻止でき、これらの対策が行われた場合には、降灰に伴う停電は発生しないと想定される。このように、他災害への対策が目的で実施された対応であっても、降灰対策にも有効と考えられる場合があり、事業者においては、このような降灰に伴う停電対策が行われることが望ましい。

７．火山灰の処理

○　降灰時には、火山灰が堆積した場所に応じて、施設管理者（宅地から排出された火山灰は市町村）等がそれぞれ処分を行う。火山灰の処理には期間を要することから、まずは道路や鉄道等の降灰域内での生活を継続するために必要な場所から優先的に除灰をする必要がある。
○　施設管理者等、国、地方公共団体の関係部局（環境部局や都市部局など）が連携して、火山灰の収集や処分が行えるよう、あらかじめ役割分担などを検討しておくことが必要である。

火山灰の処理（降灰後の仮置き及び処分）の流れを図Ⅲ-7-1 に示す。



図Ⅲ-7-1　火山灰の処理の流れ

（１）火山灰の仮置場候補地の選定

○　施設管理者等が各々の敷地内等の火山灰の除去・収集及び運搬等を実施するが、施設管理者等がその敷地内等で処分場所や仮置場を確保することが困難な場合は、敷地外に仮置場を確保する必要がある。今回想定しているような大量の降灰となった場合、仮置場の確保が課題となる。このため、地方公共団体においては、国と連携しつつ、仮置場候補地を事前に選定しておくことが望ましい。
○　仮置場候補地の選定に当たっては、他災害を想定した災害廃棄物の仮置場等の選定の考え方なども踏まえ、検討を進めることが必要である。

１）処理が必要な火山灰の量の推計

●事前に候補地を選定するに当たって、処理が必要な火山灰の量の推計方法の例を図Ⅲ-7-2 に示す。
●市町村等に堆積する火山灰の量は、ハザードマップや過去の災害実績等に基づき、想定される降灰量と面積から推定することができる。
●堆積した火山灰のうち、道路、宅地、農地など、土地の利用状況等を考慮して、処理が必要な火山灰の量

の算出を行う。算出に当たっては、国土数値情報土地利用細分メッシュデータ等を利用することが考えられる。

火山灰の量の推計

- 降灰のハザードマップや過去の降灰実績等を踏まえて、火山灰の量を推計
- 風向きや規模に応じた、複数の降灰分布を用いて推計を行うことも考えられる



【出典】富士山ハザードマップ（富士山火山防災対策協議会 令和３年３月）
降灰可能性マップ（平成16年版報告書から再掲）より



【出典】富士山ハザードマップ検討委員会中間報告(富士山ハザードマップ検討委員会 2004年）より抜粋
※富士山山頂からのおおよその距離を内閣府加筆

処理が必要な火山灰の量の推計

- 土地の利用状況や処分の優先度なども踏まえて、処分が必要となる火山灰の量を推計
- 広域降灰WG報告では、道路、鉄道、建設用地、その他用地、田、農地に堆積した火山灰を処分が必要な火山灰の量と仮定

コード	種別	定義
0100	田	湿田・乾田・湿田・蒲田及び田とする。
0200	その他の農用地	麦・陸稲・野菜・苗地・芝地・りんご・梨・桃・ブドウ・茶・桑・はぜ・こうぞ・しゅろ等を栽培する土地とする。
0300	-	-
0400	-	-
0500	森林	多年生植物の密生している地域とする。
0600	荒地	しの地・荒地・がけ・岩・万年雪・湿地・採鉱地等で田土地利用データが荒地であるところとする。
0700	建物用地	住宅地・市街地等で建物が密集しているところとする。
0800	-	-
0901	道路	道路などで、面的に捉えられるものとする。
0902	鉄道	鉄道・操車場などで、面的ことらえられるものとする。
1000	その他の用地	運動競技場、空港、競馬場・野球場・学校港湾地区・人工造成地の空地等とする。
1100	河川地及び堤	人工湖・自然湖・池・貯水場等で平水時に常に水を湛えているところ及び河川・河川区域の河川敷とする。
1200	-	-
1300	-	-
1400	海浜	海岸に接する砂、れき、岩の区域とする。
1500	海水域	離陸岩、干潟、シーバースも海に含める。
1600	ゴルフ場	ゴルフ場のゴルフコースの集まっている部分のフェアウエイ及びラフの外側と森林の境目を境界とする。

【出典】国土数値情報土地利用細分メッシュデータの分類

図Ⅲ-7-2 処理が必要な火山灰の量の推計方法例

2）火山灰の仮置場候補地の選定

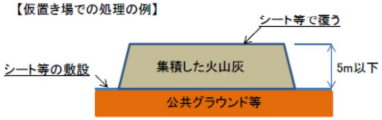
- ●火山灰の仮置場候補地選定と仮置きに関する留意事項を図Ⅲ-7-3 に示す。
- ●特に、緊急輸送道路や重要施設など、速やかな除去が必要となる場所の火山灰については、仮置場の候補地を事前に選定しておくことが望ましい。
- ●仮置場候補地の選定に当たっては、他災害を想定した災害廃棄物の仮置場等の選定の考え方なども踏まえ、検討を進めることが必要である。

仮置場候補地選定に当たっての基本的な考え方

- 処分が必要な火山灰の量に応じて、優先的に除灰する必要がある場所の火山灰から、順次仮置きしていくこと
- シートの敷設など、現状復旧や運搬がしやすい工夫を行うこと
- 積み上げ後にシートで覆うなど、風による飛散の防止を行うこと
- 排水溝の設置など、降雨による流出防止を行うこと
- 盛土高を５m以下とするなど、火山灰の崩壊防止を行うこと
- 仮置きが長期間にわたる可能性に留意して対策を行うこと
- 作業にあたっては防塵マスクやゴーグルを着用するなど、粉じん対策を行うこと

火山灰を仮置きする際に留意する事項

【仮置き場での処理の例】



【出典】大規模火山災害対策への提言（広域的な火山防災対策に係る検討会 平成25年5月）を参考に作成

災害廃棄物

- 様々な大きさや種類の廃棄物が混在する
- 有毒な化学物質を含む場合がある
- 腐敗や自然発熱・発火の可能性がある

共通

- 細かい粒子を含み、粉じんが発生する可能性がある
- 降雨時等に塩類や有害な物質等の溶出の可能性がある

火山灰

- 火山灰以外の物質が混在する可能性がある
- 有毒な火山ガスが付着している場合がある
- 腐敗や自然発熱・発火の可能性は低い

仮置場候補地選定の流れの例

土地情報の収集
↓
候補地の選定
↓
候補地の評価・優先順位付け
↓
候補地の関係者共有

（災害廃棄物を対象とする）「仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目」(※) なども参考に、火山灰の仮置場候補地を選定する。
「災害廃棄物処理計画」等において災害廃棄物の仮置場を選定している場合は、利用の競合等にも留意し、火山灰の仮置場候補地としての評価をしておくことが望ましい。

※【出典】災害廃棄物対策指針 技術資料「技18-3 仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」（環境省 令和5年1月改訂）

仮置場候補地の場所やチェック項目を踏まえ、候補地に優先順位をつけておくことで、処分の緊急性や降灰状況等に応じた対応が行いやすくなる。また、候補地等の情報をリスト化し関係者で共有しておくことが望ましい。

仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目

【出典】 災害廃棄物対策指針 技術資料「技18-3 仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」（環境省 令和5年1月改訂）に基づき作成

• 所有者	• 土地利用規制	• 搬入・搬出ルート
• 面積	• 土地基盤の状況	• 輸送ルート
• 平時の土地利用	• 地形・地勢	• 周辺環境
• 他用途での利用	• 土地の形状	• 被害の有無
• 望ましいインフラ（設備）	• 道路状況	• その他

図Ⅲ-7-3 火山灰の仮置場候補地選定と仮置きに関する留意事項

（２）火山灰の処分方法

○　火山灰の最終的な処分は、地方公共団体及び施設管理者等がそれぞれ行うが、大量の火山灰の処理が必要な場合は、国、地方公共団体等が連携し、様々な手段を組み合わせて処理する必要がある。
○　処分場や埋立て等での処分・利用に当たっては、処分場等の受入要件や、各種法令等に基づく手続きや基準等に基づいて行うことに留意が必要である。

●火山灰の最終的な処分については、再利用・資源化、土捨て場・残土処分場・最終処分場での処分、埋立て、緊急海洋投入処分等の手段が考えられる。それら各手段の処分可能量と処分すべき火山灰の量とを考慮に入れ、優先順位を決めつつ対応する必要がある。大量の火山灰の処理が必要な場合は、国、地方公共団体等が連携し、様々な手段を組み合わせて処理する必要がある。
●大量の火山灰の処分場所を事前に確保しておくことは非常に困難である。このため、施設管理者や地方公共団体においては、国と連携しつつ、実際の降灰状況や被害状況等により、適切な方法・場所・優先順位を考慮して処分を行うことができるよう、事前に最終的な処分の候補地の選定や必要な手続き・課題、活用可能な支援事業の整理のほか、関係機関との調整を行っておくことが望ましい。なお、発災後の状況によって地域の理解や判断の考え方は変わり得る。
●処分場等や埋立て等での処分・利用に当たっては、処分場等の受入要件や、各種法令等に基づく手続きや基準等に基づいて行うことに留意が必要である。
●上記の実施に当たっては、既往の除雪事例や氾濫土砂の除去事例、災害協定等の既往の他災害のノウハウを活用して対応する。また、地方公共団体等が平時から、埋立ての可能性がある場所や手続き方法等を把握しておくことが重要である。
※実際に噴火した際に除去が必要な火山灰の量は、あらかじめ推定した量とは変わることに留意が必要である。

表Ⅲ-7-1　火山灰の処分や再利用の手段例

自然物（土砂等）としての処分や再利用	廃棄物※としての処分
• 再利用、資源化等 • 土捨て場、残土処分場、最終処分場 • 埋立て（土地造成事業等への利用含む）	• 緊急海洋投入処分 ※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における「廃棄物」には該当しないが、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」における「廃棄物」には該当する。

以下に、火山灰の処分手段を示す。
【処分手段１：再利用、資源化等】
＜再利用（他災害の事例）＞
●東日本大震災においては、災害廃棄物の 81%、津波堆積物の 99%が公園整備、堤防復旧などの整備事業に再利用された。
●津波による災害廃棄物は、塩分の問題と海底土砂の混入等の課題があり、用途によっては塩分等の除去が必要となる場合もあったが、セメント工場に除塩施設を設けることで、幅広い性状の災害廃棄物の受入が可能となった。

＜資源としての利用＞
●資源としての利用方法として、工業系材料や土木・建設系材料等での活用が行われている。
●利用の検討に当たっては、火山灰の性質や処分に要する時間・コスト等に留意する必要がある。

【処分手段２：土捨て場、残土処分場、最終処分場】
●これまでの噴火事例において、土捨て場への捨土等で処理された事例がある。
●実際の処分の際には、森林法や農地法、自然公園法等処分場所（受入地）に応じた法令のほか盛土規制法等災害防止のための法令に基づく手続きや基準に従う必要がある。

＜参考＞広域降灰ＷＧ報告ケース２において処分が必要と想定される火山灰の量（約 4.9 億㎥）のうち、自宅等で生活を継続するために優先的に除灰が必要と考えられる道路及び鉄道の降灰除去量（約 3,100 万㎥）を処分する場合の規模感の把握のため、全国の建設発生土の処分量の実績と比較した。

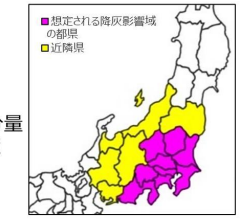
対象量（3,100万㎥ ）を処分する場合の規模感

②建設発生土の処分量との規模感の比較

ア）全国を対象とした場合
全国の建設発生土の土捨て場・残土処分場・最終処分場における処分量と比較すると、緊急的に処分する仮定対象量（3,100万㎥）は**処分量実績**（5,027万㎥）**の概ね６割**である。

イ）降灰の影響域の都県及び近隣県を対象とした場合
建設発生土の土捨て場・残土処分場・最終処分場における処分量と比較すると、緊急的に処理する仮定対象量（3,100万㎥）は以下のとおり。
降灰の影響域の都県のみ：処分量実績（821万㎥）**の約４倍弱**
近隣の県を含む　　：処分量実績（1,446万㎥）**の約２倍強**

よって、全国を対象とすると緊急的に処分する仮定対象量は処分量実績より少なく対応可能な規模感である。
なお、降灰の影響域の都県及び近隣の県のみを対象とすると、処分量実績を大きく上回ることになる。



想定される降灰影響域の都県及び近隣県（イメージ）

※実際の処分の際には、森林法や農地法、自然公園法等処分場所（受入地）に応じた法令のほか盛土規制法等災害防止のための法令に基づく手続きや基準に従う必要がある。

【出典】平成30年度建設副産物実態調査結果（国土交通省 平成30年）
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/fukusanbutsu/jittaichousa/H30sensuskekka_11-2tutihansyutusakisyurui.pdf

図Ⅲ-7-4　道路及び鉄道の降灰除去量と全国の建設発生土の処分量との比較

＜参考＞最終処分場について

「最終処分場」については、一般廃棄物・産業廃棄物の処理を目的に設置されており、廃棄物に区分されていない土砂や火山灰等を処理することは原則ない。

最終処分場は廃棄物の適正処理のために近隣住民からの合意等を得て設置されており、廃棄物の発生量削減や再資源化等による残余年数の確保に努めているところである。

地震や風水害等に伴い発生する災害廃棄物（一般廃棄物）を最終処分する場合は、近隣住民と調整の上、最終処分場を活用しているところ。火山噴火時においても、災害廃棄物（一般廃棄物）が発生すると見込まれ、この災害廃棄物処理のため当該最終処分場を活用することが予想される。

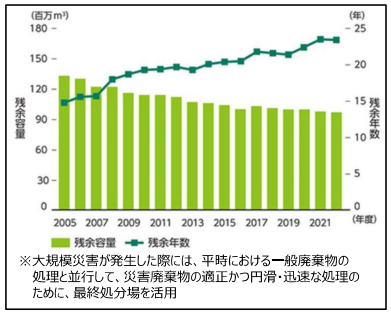
建設発生土の処分の場合、廃棄物混じりの土は廃棄物を分別した上で、土砂については、資源有効利用促進法に基づき再生資源として利用し、汚泥などを含む廃棄物については、廃棄物処理法に基づく処分を行っている。

大規模災害の場合においても、廃棄物の最終処分場において、土砂のみは受け入れておらず、東日本大震災での津波等の廃棄物処理においても、津波堆積物（土砂）と、がれき（廃棄物）を分別した上で、そのうちがれき（廃棄物）のみを最終処分場において受け入れている。

このため、火山灰の処理に当たっては、廃棄物混じりの火山灰についても可能な限り廃棄物と火山灰に分別し、適切に処理を行うことが原則である。

【2022年度末時点】

	降灰の影響域（1都8県）	降灰の影響域の都県及び近隣県(1都14県)	全 国
残余容量	32,101千㎥	40,220千㎥	96,663千㎥
残余年数	29.2年	25.1年	23.4年



【出典】環境省提供資料

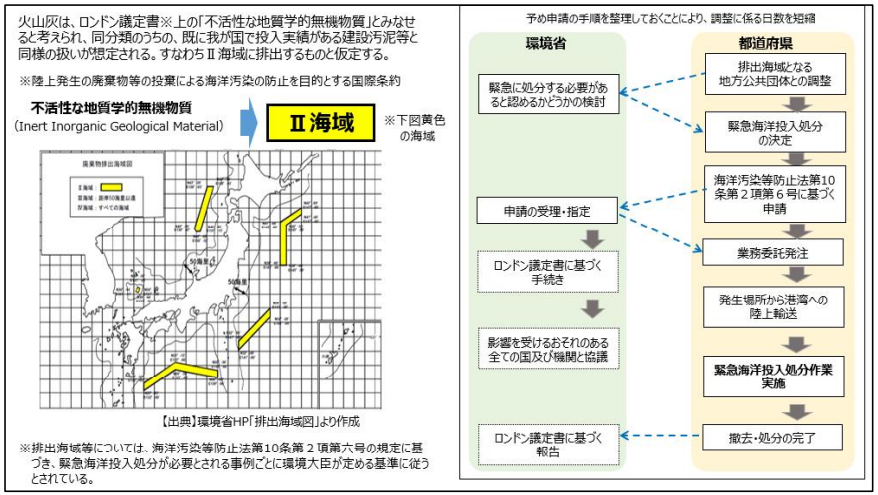
図Ⅲ-7-5 最終処分場の残余容量及び残余年数（一般廃棄物）

【処分手段３：埋立て（土地造成事業等への利用含む）】

- 過去の火山噴火時には、土捨て場等での処分の他、埋立て資材等としての利用などが行われており、1977 年有珠山の噴火や 1990-1995 年雲仙普賢岳の噴火では、埋立て処理を行った。
- 各種埋立施設は、規模によるが、1 施設あたり 1,000 万㎥から数億㎥の埋立てが可能となる（火山灰の質（化学的性質や破砕が必要か等の性状）等の考慮が必要）。
- 大規模な埋立て等を早期に行うためには、既設構造物の活用や立地が各種制約（保全区域等）の少ない場所とする必要がある。
- 埋立て等での処分・利用に当たっては、処分場等の受入要件や、各種法令等に基づく手続きや基準等に基づいて行うことに留意が必要である（環境影響評価法による環境アセスメントの手続き、公有水面埋立法による許可申請等の手続き、港湾の場合は港湾法による港湾計画改訂に関する手続き等）。
- あらかじめ火山灰による埋立てを想定することは困難であることから、処分が必要になった際に埋立事業の予定の有無を確認し、予定がある場合には利用を検討することが現実的である。

【処分手段４：緊急海洋投入処分】

- 大量の降灰があった場合など、陸上処理が困難であり、環境大臣が緊急に処理することが必要と判断した場合、海洋汚染等防止法に基づく緊急海洋投入処分を行うことが考えられる。ただし、輸送・積込・海洋投入等のコストや、船舶や船員・作業員の確保等を十分検討する必要がある。



図Ⅲ-7-6 緊急海洋投入処分による火山灰処分について

【処分手段５：農地内処分】

- 農地内に堆積した火山灰については、火山灰の量が少ない場合には、すき込みや混合、火山灰の量が多い場合は、一部や全ての火山灰を除去した後に混合などが行われた事例がある。
- 農地内処分の方法の検討に当たっては、火山灰の性質や堆積量、農地の状態、農地からの搬出が可能かどうか、農地の復旧・復興方針等を踏まえて検討を行う必要がある。

（３）降灰状況下での作業時における健康・安全管理の考え方

○　火山灰の処理等の屋外での応急・復旧作業時には、屋外作業員の健康・安全管理についても配慮する必要がある。

●降灰による直接の急性健康被害の可能性は低いが、目・鼻・のど・気管支に異常を生じる可能性がある。

●火山灰の処理等の復旧作業時には、屋外作業員の健康管理についても検討する必要がある。作業に当たっては、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグル等を装備の上、視界不良による事故が起こらないよう配慮する。

●また、手袋（厚手）や作業靴等の適切な靴の着用等により作業時の安全を確保する必要がある。

作業員の健康管理に関する留意事項

- 各作業員の屋外での作業時間を管理するとともに、通常の工事等における健康管理に加えて、以下の点等に留意する必要がある。
  - 喘息、気管支炎及びCOPD（慢性閉塞性肺疾患）等の呼吸器疾患等の持病がないか
  - 目・鼻・のど・気管支等の異常や心理的なストレスがないか
- 屋外作業中に異常を感じた場合には速やかに作業を中断し、屋内等に退避する。

作業員の健康・安全管理（装備等）に関する留意事項

- ヘルメット、防塵マスク、ゴーグル等で頭部や呼吸器を保護するとともに、手袋（厚手）、作業靴等の適切な靴の着用等で作業時の安全を確保する必要がある。
- 通常の工事に比べ、視界が悪いこと等が想定されるため、特に車両系建設機械を用いる作業では、立入り禁止の措置や誘導者の配置等を徹底する必要がある。
- 一般的な屋外作業の安全管理と同様、強風時や降雨時等には作業を中断する等の対応をとる必要がある。

作業中断の判断に用いる情報

- 降灰の状況や見通しに関する情報（作業中の降灰発生の可能性の判断）
- 気象情報、土砂災害緊急情報（降灰後の降雨による土石流等の二次災害の回避や、屋外作業の危険性の判断）
- 作業累積時間（疲労、ストレス、火山灰の吸引量等の判断）

図Ⅲ-7-7　降灰状況下での作業時における健康・安全管理の考え方

（４）火山灰の処理に当たって地方公共団体が活用可能な支援措置

○　地方公共団体は、道路や下水道事業等の支援措置等を活用して、火山灰の除去を行うことができる。

●火山災害発生時において地方公共団体が活用可能な支援措置を国が用意している。

●地方公共団体は、火山灰の処理に当たっては、道路や下水道等、その場所の事業に応じた支援措置を活用して、降灰除去を行うことができる。

●支援措置の例を表Ⅲ-7-2 に示す。

表Ⅲ-7-2　火山灰の処理に当たって地方公共団体が活用可能な支援措置の例

メニュー名	概要	担当省庁	除灰対象場所	補助要件	補助率等
災害復旧事業 ※降灰除去関係	地方公共団体が管理する公共土木施設（道路）の降灰の除去費用を補助	国土交通省	道路	車馬の交通に著しい妨げのある崩土の堆積が認められる場合（車両の走行試験を実施）	2/3
降灰除去事業	市町村が管理する道路、下水道等における降灰除去費用を補助	国土交通省	道路・下水道・都市排水路・公園・宅地	①かつ②を満たすこと ① ２回以上降灰がある場合（連続する2月の期間において毎月1回以上降灰がある場合に限る） ② 年その年の1月から12月までの降灰重量の合計が1,000g/㎡以上	道路：降灰量に応じて1/2 or 2/3 下水道：2/3 都市排水路、公園、宅地：２分の１
都市災害復旧事業	地方公共団体が管理する公園・都市施設等について復旧費用を補助 市町村が行う堆積土砂排除の費用を補助	国土交通省	都市排水路、公園、宅地		1/2
農地災害復旧事業 農業用施設災害復旧事業	自然災害により被災した農地及び農業用施設の復旧費用を補助	農林水産省	農地、農業用施設	降灰の場合には粒径1mm以下の場合2cm以上、粒径0.25mm以下の場合には5cmの降灰量があること等	農地50%、農業用施設65%補助（かさ上げあり）
【降灰により発生する災害廃棄物の処理】					
災害等廃棄物処理事業	市町村が行う災害等により特に必要となった廃棄物の処理費用を補助	環境省	宅地	災害廃棄物の処理（火山灰を除く）	1/2

Ⅳ．継続的に取り組むべき事項

（１）降灰の状況把握における SNS の活用等、新技術の活用

●降灰状況を即時的、網羅的に把握するため、SNS を通じて投稿される降灰の情報をリアルタイムで収集・整理することができれば、公的機関による作業の省力化のほか、データ収集量の増加等が見込める。一方、膨大な情報の信頼性には課題があるため、AI の活用等により、情報の精査や収集した情報の分析・整理を行い、技術開発や仕組みを構築すること等が必要となる。

●そのほか、災害対応の効率化、高度化のためには、デジタル技術をはじめとする先進技術を積極的に活用することが重要である。また、今後も、降灰地域での活動を円滑化するため、随時、新たな技術や方策の活用を推進していく必要がある。

（２）住民や事業所等への普及啓発の取組

●国及び地方公共団体は、自分の命は自分で守るという意識を醸成するため、また、いざというときの社会的混乱を少しでも小さくするため、平時から、降灰時に当該地域において想定される交通支障や食料・水の不足、ライフラインの支障、健康被害等、降灰によって生じる影響を住民にわかりやすく周知する必要がある。特に、広域降灰対策の基本は、平時からの備蓄を活用して自宅等で生活を継続することである旨をしっかり周知し、備蓄及び必要な場合の避難先の検討など日頃からの備えの重要性について、周知広報を行う。

●国及び地方公共団体は、火山防災マップや火山に関するパンフレット等の配布や「火山防災の日」を活用したイベント等の普及啓発、学校における防災教育を推進していく必要がある。普及啓発を行うに当たっては、主として降灰の影響のみが想定される火山からの遠隔地域では、降灰に関する対応を重点的に周知するなど、伝えるべきことを工夫して周知する。

（３）人材育成・専門人材の活用の取組

●国、地方公共団体及び関係機関は、降灰時における災害対策の迅速かつ的確な実施のため、平時から人材育成を推進し、対応能力を向上させていく必要がある。例えば、以下のような取組を実施することが重要である。

・火山防災に精通した人材の確保
・火山や防災の専門家、関係機関との平時からの関係の構築
・防災対応等に関するセミナー・研修における火山や降灰関係の説明
・降灰対応を含む火山防災訓練　　等

Ⅴ．巻末資料

１．本ガイドラインで使用する用語の定義・解説

本ガイドラインで使用する用語の定義・解説について用語の 50 音順で整理した。

用語	定義・解説
移動	本ガイドラインでは、自宅等から場所を移すこと、退避のために安全な場所に行くこと、避難のために降灰の影響域外に行くこと等、場所を移す全ての行動のことを指す。 「退避」「避難」の定義・解説も参照。
火山灰	噴火によって火口から放出される固形物のうち、比較的細かいもの（直径２mm 未満）。
火山防災協議会	活動火山対策特別措置法第４条に基づき、火山災害警戒地域をその地域に含む都道府県や市町村が、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うために設置する組織。 都道府県及び市町村、気象台、地方整備局又は北海道開発局、陸上自衛隊、警察、消防、火山専門家に加え、観光関係団体等その他都道府県及び市町村が必要と認める者で構成される。
広域一時滞在	災害が発生した際に、被災住民が他の市町村に一時的な滞在を行うこと。 ※災害対策基本法では同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在を「広域一時滞在」、他の都道府県の区域における一時的な滞在を「都道府県外広域一時滞在」としているが、本ガイドラインでは区別しない。 また、災害のおそれがある際に他の市町村に避難することを「広域避難」と定義されているが、降灰影響に対しては噴火後の避難となることが多いと想定されることから、本ガイドラインでは広域一時滞在として区別せずに使用している。
降灰	火山灰などが地表に降る現象のこと。
降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人	通院による人工透析患者や介護サービスが必要な人等、降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人。 ※防災基本計画では、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」としているが、降灰時には自宅等で生活を継続することを基本とするため、高齢者等であっても自宅等で生活を継続可能な人は、一般住民と同様の行動をとることが可能であるため、本ガイドラインでは、他災害における要配慮者とは区別して記載している。
降灰量	降り積もった火山灰、もしくは、これから降る火山灰の量。「cm」等厚さ（深さ）で表す。 ※情報で用いる降灰量に関する用語は気象庁において整理される予定。
住民	本ガイドラインでは、地域に住まう者や通勤、通学、旅行者等その地域にいるすべての者。
退避	本ガイドラインでは、降灰から相対的に安全な場所（自宅や堅牢な建物等）で身を守るための行動を「退避」として用いる。

	※内閣府「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き（第２版）」（令和３年５月改定）では、噴石等から身を守るために緊急的に「建物内に入る」、「建物内のより安全な場所へ移動する」、「より安全な別の建物へ移動する」等の行動を「緊急退避」と定義している。緊急的な命の危険性が低い降灰からの身を守るための行動として「退避」を用いる。
避難	本ガイドラインでは「立退き避難」を「避難」として用いる。 ※内閣府「避難情報に関するガイドライン」（令和３年５月改定）では、身の安全を確保するためにとる全ての行動を避難行動と定義しており、避難行動を「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の３つの行動で示している。緊急的な命の危険性が低い降灰からの安全確保行動は、「緊急安全確保」や、「屋内安全確保」ではなく、「立退き避難」を「避難」として考える。

２．参考資料（別冊資料参照）

首都圏における広域降灰対策ガイドライン

Ⅴ．巻末資料　２．参考資料

Ⅴ．巻末資料　２．参考資料

本資料は、降灰対策の検討を行うに当たっての参考となるよう、各分野における降灰対策の事例や、降灰対策の参考となる他の対応事例、本文中では記載していない取組の詳細等について、Ⅲ章の分野別にまとめたものである。

目　次

１．住民の安全確保
（事例）降灰時の住民の安全確保の方向性
（富士山火山防災対策協議会の例）
（事例）降灰時の住民の安全確保の方向性（東京都の例）
（事例）降灰時の住民の安全確保の方向性（鹿児島市の例）

２．広域降灰の予測・状況把握
（参考）現在の降灰予報について
（参考）気象庁における降灰調査（聞き取り調査）の概要
（参考）降灰調査の結果の共有の取組
（事例）降灰状況の把握方法の検討の方向性（東京都の例）

３．情報の発信・周知啓発
（事例）合同会議事例　①2000年有珠山噴火の体制
（事例）合同会議事例　②2011年霧島山（新燃岳）噴火時の体制
（参考）外国人に対する情報の周知 ①Safety tipsについて
（参考）外国人に対する情報の周知
②情報伝達・避難誘導・体制構築について

４．輸送・移動手段
（参考）道路での除灰で活躍する重機
（事例）道路における除灰の考え方（東京都の例）
（事例）道路における除灰の考え方（鹿児島市の例）
（事例）道路啓開のための災害時協定や訓練実施の例
（参考）鉄道の復旧に向けた対応の例
（参考）空港の復旧に向けた対応の例
（参考）船舶の復旧に向けた対応の例（軽石の回収事例）
（事例）他災害におけるバスによる移動手段の確保に向けた協定締結の事例
（事例）他災害におけるタクシー・バスによる移動手段の確保に向けた協定締結の事例

５．物資供給
（事例）物資拠点の運営及び物資輸送等に関する協定（東京都）

６．ライフライン
（参考）電力への影響の試算
（参考）電気施設における降灰対策の例
（参考）電気事業法に基づく災害時連携計画について
（参考）電力の対策の例
（参考）降灰時における上下水道・通信への影響
（参考）上水道における対策（東京都の例）
（参考）下水道の対策の例
（参考）下水道の災害時の応援体制（緊急要請、広域支援）

７．火山灰の処理
（事例）仮置場候補地の事前検討（鹿児島市の例）
（参考）広域的な火山灰の仮置場の確保に関する試算
（参考）各処分手段とその許認可手続き等
（事例）手段１：津波堆積物の再利用の例
（事例）手段１：火山灰の資源としての利用例
（参考）手段２・３：残土処分・埋立ての手続き（一例）
（事例）手段３：海面埋立場の新設の例
（事例）手段３：大規模な埋立て・土砂の集積の例①
（事例）手段３：大規模な埋立て・土砂の集積の例②
（事例）手段３：過去の火山噴火時における火山灰の埋立処分
（参考）手段３：港湾法及び環境影響評価法による手続き
（参考）手段４：緊急海洋投入処分に係る関係法令
（事例）手段４：緊急海洋投入処分の事例（東日本大震災）
（事例）手段５：農地内の処分①
（事例）手段５：農地内の処分②
（参考）処理に当たって地方公共団体が活用可能な支援措置
①災害復旧事業
②降灰除去事業
③都市災害復旧事業
④農地災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業
⑤災害等廃棄物処理事業

１．住民の安全確保

参考- 2

（事例）降灰時の住民の安全確保の方向性（富士山火山防災対策協議会の例）

○ 富士山火山避難基本計画（令和5年3月）では、降灰からの避難は、「自宅又は近隣の堅牢な建物内（RC造など）での屋内退避を原則とする。」とされている。

降灰からの避難について

9

大規模な降灰について

計画本文　P. 2. 47

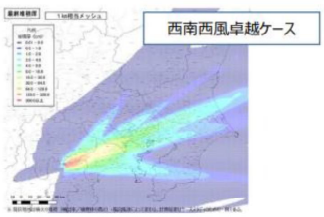
- 宝永噴火のような大規模な降灰が生じる噴火は、その発生後に判明するものであり**事前に察知することは困難**である。
- また、**降灰の影響範囲は**「火口位置」や「噴火の規模」「風向き」によって変化するため、**噴火前又は噴火直後に避難先を決定することは現実的でない。**
- 万が一、避難中に噴火が発生し大規模な降灰が生じると視界が遮られ、また堆積した火山灰により車両での移動が困難となり、大規模な**立ち往生（滞留者）が発生する可能性があるため、降灰を対象とした噴火前の避難は大きなリスクを伴う**こととなる。

降灰からの避難は、自宅又は近隣の堅牢な建物内（RC造など）での屋内退避を原則とする。

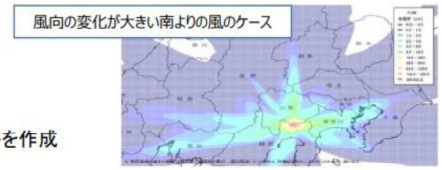
ただし、溶岩流の流下方向に位置する場合や近隣で火災が発生した時などは立ち退き避難を要するため、この場合に備えヘルメット、ゴーグル、マスク等の備蓄を推奨する。

また、道路の除灰が進んで物流が復旧するまでの間、避難生活が送れるよう1週間分程度の備蓄を推奨することとした。

（地震災害では、3日から1週間程度の備蓄を推奨）



※ 降灰からの避難については、交通・通信等が発達した現代社会において大規模な降灰が生じた事例が少ないため、今後、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて、随時、検討し改定に取り組む。



（参考）降灰時に避難の要否を判断するための参考資料として、フローチャートを作成（計画本文 P. 2. 52（図2－20）に掲載）

【出典】富士山火山避難基本計画の概要（富士山火山広域避難計画検討委員会　令和５年３月）

参考- 3

（事例）降灰時の住民の安全確保の方向性（東京都の例）

1.住民の安全確保

○ 東京都の大規模噴火降灰対応指針（令和５年12月）では、降灰量（降灰厚）30cm以上が想定される影響域からは域外避難、2cm以上30cm未満は屋内退避としている。

5. 避難

降灰による避難の方向性

- 富士山火山避難基本計画等を参考に、降灰厚2cm以上の範囲において、「何らかの健康被害が発生するおそれ」を考慮し、屋内退避対象エリア、避難対象エリア、域外避難エリアを以下のとおり設定する。
- **降灰厚30cm未満**は、**在宅避難を基本**としつつ、**ライフラインの被害状況等によって、避難の可否を判断する。**避難所の開設は物資供給を考慮して、**優先除灰道路に近い避難所から優先的に行う。**
- 降灰からの避難については、交通・通信等が発達した現代社会において大規模な降灰が生じた事例が少ないため、今後、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて、検討が必要である。

降灰厚	車両影響	避難
【屋内避難エリア※】 2 cm以上30cm未満	・速度の低下 ・スリップの発生に留意 ・降灰厚が10cm以上の場合、二輪駆動車の通行不能	●屋内退避対象エリア（在宅避難等） 降灰厚が30cm未満と想定される範囲
		●避難対象エリア（避難所等へ避難） 大規模な降灰が生じた範囲のうち、停電、断水、物資の供給が困難などにより避難が必要となる地域について、噴火の推移や社会的影響などを火山専門家等の助言を踏まえ総合的に判断
【域外避難エリア】 30cm以上	・四輪駆動車の通行不能 ・木造建物の倒壊のおそれ	降灰厚30cm以上が想定される影響域からの避難

※ 避難先は、自宅もしくは降灰に耐える近隣の堅牢な建物を原則とする。

- 降灰により車両での移動が困難な場合、**優先除灰道路に近い施設を優先的に物資集積拠点**とし、必要に応じて自宅等で屋内避難する避難者自身が、物資集積拠点まで徒歩で移動し、物資が調達できる対策など、**降灰による孤立化防止策について検討**を行う。

【出典】 大規模噴火降灰対応指針（東京都　令和５年12月）

参考- 4

（事例）降灰時の住民の安全確保の方向性（鹿児島市の例）

1.住民の安全確保

○ 鹿児島市においては、噴火警戒レベル５（警戒範囲：全島）に引き上げられた場合、大規模噴火の切迫性や、市街地への影響を考慮して、段階的に避難情報を発令することとしている。

降灰範囲から噴火前に避難を行う例（鹿児島市）



図　噴火前の高齢者等避難の発令のイメージ

南岳山頂火口から同心円状の一定の地域（降灰予報による多量の降灰地域・小さな噴石の到達距離等を勘案し、概算）

地震活動や地盤変動などの前兆現象が更に進行するなど、噴火が直前に迫ったと認められた場合



図　噴火前の避難指示の発令のイメージ

南岳山頂火口を中心にした16方位のうち、鹿児島市に影響のある５方位をA～Eゾーンとし、降灰予報等による主たる降灰方向の地域に対し、高齢者等避難発令地域から更に地域を絞り、避難指示を発令

【出典】 鹿児島市地域防災計画　桜島火山災害対策　大量軽石火山灰対応計画（鹿児島市　令和５年３月一部改訂）

参考- 5

2．広域降灰の予測・状況把握

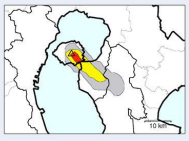
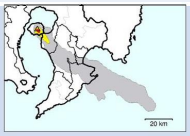
（参考）現在の降灰予報について

（現在の降灰予報）

○ 火山活動に高まりがみられた場合や、噴火が発生した場合に発表される。

○ 降灰予報では、予想降灰量と必要な防災対応が整理された以下の３段階の区分で示される。
「多量（１mm以上）」、「やや多量（１mm～0.1mm）」、「少量（0.1mm未満）」

○ 発表タイミングや内容に応じて、下表の名称で発表。

名称	発表のタイミング	内容	例
降灰予報（定時）	**噴火前**（噴火の可能性が高い火山に対して、定期的に発表）	• 噴火の位置、時間、規模を仮定して予測した降灰範囲 • **予測対象期間：噴火を想定し、直近から３時間毎に18時間先までの６通り**	
降灰予報（速報）	**噴火から10分前後～20-30分後**※	• 観測された噴煙の高さと、事前の計算結果の中から観測された噴煙の高さに近い設定の降灰範囲と降灰量 • **予測対象期間：噴火発生から１時間先まで**	
降灰予報（詳細）	**噴火から40分前後**※	• 観測された噴煙の高さに基づいて予測した降灰範囲と降灰量 • **予測対象期間：噴火発生から1時間毎に６時間先まで**	

※大規模噴火の場合の目安

（参考）気象庁における降灰調査（聞き取り調査）の概要

降灰調査（聞き取り調査）の実施方法及びタイミング等

内容：降灰の有無等について、調査対象機関等に電話等で聞き取り
時期：原則、降灰予報（詳細）を発表した場合に実施。噴火活動が継続する場合は、継続的に実施。
範囲：主に降灰予報を参考に設定し、必要に応じて高層風の予報値なども参照

聞き取り調査の対象とする機関や施設

聞き取り調査先については、事前に協力依頼を行い、一覧として整理している。
- ・自治体（都道府県、市町村）
- ・国の出先機関（国交省事務所等）
- ・警察署、消防署
- ・民間施設

※研究機関の実施する降灰調査については、JVDNシステムを活用して収集

降灰が確認された市町村の情報例（解説情報）

火山名　浅間山　火山の状況に関する解説情報　第2号
令和元年8月8日09時00分　気象庁地震火山部

＊＊（見出し）＊＊
＜火口周辺警報（噴火警戒レベル3、入山規制）が継続＞
山頂火口から概ね4kmの範囲で大きな噴石や火砕流に警戒してください。

＊＊（本　文）＊＊
1. 火山活動の状況
浅間山では、7日22時08分頃の噴火以降、新たな噴火は発生していません。噴火後に実施した聞き取り調査によると、群馬県嬬恋村、長野原町、長野県軽井沢町で降灰が確認されました。
地震活動の顕著な活発化は認められていませんが、噴火以降、やや高周波の地震が増加しています。
新たなマグマ上昇を示す地殻変動は観測されていません。噴煙は白色で、火口縁上概ね700メートル以下で推移しています。
気象庁では、本日（8日）、機動観測班を派遣して現地調査を行います。
（以降、省略）

（注）降灰が確認された市町村のうち、長野県軽井沢町は次号の解説情報（第3号）にて削除（訂正）

降灰分布図の情報例（火山活動解説資料）

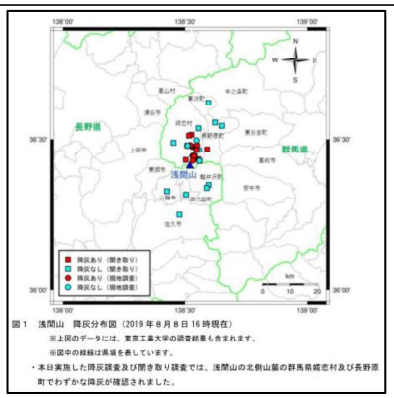


図1　浅間山　降灰分布図（2019年8月8日16時現在）
※上図のデータには、東京工業大学の調査結果も含まれます。
※図中の経緯は県境を表しています。
・本日実施した降灰調査及び聞き取り調査では、浅間山の北側山麓の群馬県嬬恋村及び長野原町でわずかな降灰が確認されました。

（参考）降灰調査の結果の共有の取組

○ 各機関･研究者がそれぞれの必要性と目的に応じて調査した結果について、防災に有効な情報を速やかに共有できるよう、降灰調査データ共有スキームに則り、JVDNシステムを活用して連携･データ共有できる仕組みを構築。

3、今後の降灰調査の連携の方向性
データ共有（共有フォーマット　共有手法）

共有フォーマットと共有手法

- 共有フォーマットは、その他の調査結果を付加できる共通のエクセルフォーマットを使用。必須共有項目（※1）を必須で記入する。
- 取得したデータの共有については、防災科学技術研究所の火山観測データー元化共有システム（JVDN（※2）システム）を活用。

「降灰量」は降灰の有無だけでも情報共有可能

※1　降灰量、調査地点、調査日時、調査機関もしくは調査者、調査方法
※2　Japan Volcanological Data Network

共有フォーマット

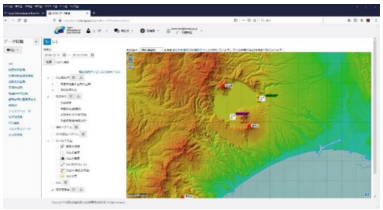
- データ共有のシステム運用をふまえ、適宜修正を加える。



JVDNシステム

- JVDNシステムとは、多機関の多項目観測データをオンラインで共有するシステム。データ活用や組織間･分野間連携を促進し、火山研究の発展及び防災に貢献することを目的としている。
- JVDNでは登録したデータをJVDN上のGISでマッピングすることも可能である。さらに特定ユーザのみでのグループ作成や、公開範囲の設定を行うことで、データの共有範囲を制限することも可能

JVDNシステムでの マッピングイメージ



【出典】 火山防災に係る調査企画委員会（第４回）資料（内閣府　令和２年３月）に一部追記

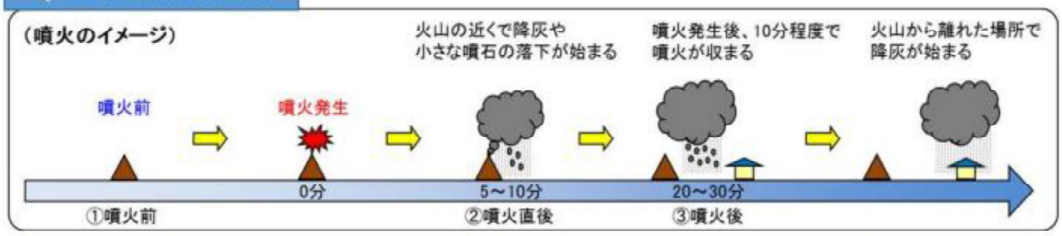
（事例）降灰状況の把握方法の検討の方向性（東京都の例）

1. 降灰状況の把握

降灰状況の確認方法の方向性

- 都内の降灰状況の把握のため、国の降灰予報に加え、都内の堆積状況の表示を追加することで、初動対応の迅速化を図る。
- 都内の堆積状況の表示には、都各局や区市町村等と連携して、**地上調査による直接計測により降灰厚等の情報収集を図る必要がある。**
- このため、道路除灰などに必要な降灰厚等の情報を集約するとともに、**地図上等に視覚的にわかりやすく表示する仕組みの構築**を図る。

（参考）降灰予報



※気象庁ホームページより引用

①降灰予報（定時）
噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表します

②降灰予報（速報）
噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5～10分程度で速やかに発表します

③降灰予報（詳細）
噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表します

【出典】大規模噴火降灰対応指針（東京都 令和５年12月）

３．情報の発信･周知啓発

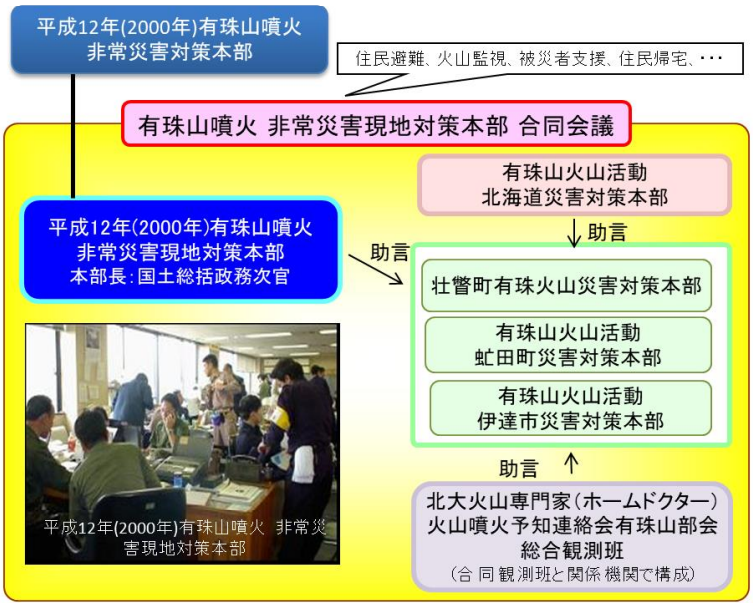
（事例）合同会議事例　①2000年有珠山噴火の体制

3.情報の発信・周知啓発

・政府は災害対策基本法に基づく非常災害現地対策本部を初めて設置。
・道・市町の災害対策本部等との「合同会議」において災害応急対策を共同で検討し実施

【噴火直前（3．29）の体制】
・有珠山現地連絡調整会議
・国・北海道・1市2町・ﾎｰﾑﾄﾞｸﾀｰが参加
・共同議長：国土庁長官官房審議官（防災担当）／北海道副知事

【噴火発生後（3．31）の体制】
・有珠山噴火非常災害現地対策本部合同会議
・国・北海道・1市2町・ﾎｰﾑﾄﾞｸﾀｰが参加
・共同議長：国土庁長官官房審議官（防災担当）／北海道副知事



■評価と教訓

●前兆現象を観測後、速やかに国の現地組織を立ち上げ、同時に国・道・市町の合同会議体制を構築した。

●国は噴火前から噴火後の体制を想定していたことから、噴火直後に非常災害現地対策本部を設置し、国・道・市町の災害対策本部の合同会議が開催された。

●火山噴火予知連絡会が有珠山部会を現地に設置し、ホームドクターの支援体制が構築され、合同会議への専門家の助言体制が強化された。

●合同会議出席者は原則として「決裁権のある者」とし、即断即決の体制がとられた。事前調整のための会議を設置することで効率的な運営に努めた。

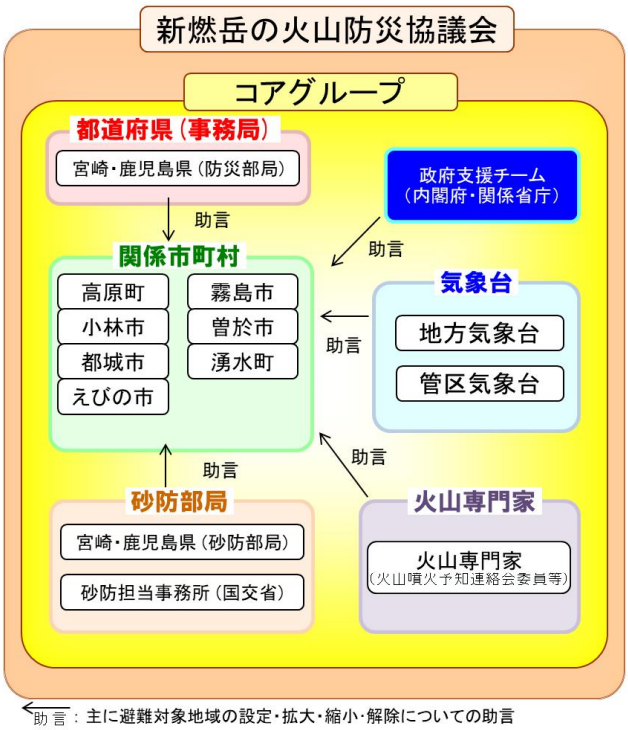
●事前に、合同会議の開催を想定した災害対策本部の設置場所が検討されておらず、スペースが不十分であったため、途中で移転を余儀なくされた。

【出典】広域的な火山防災対策に係る検討会（第４回）資料４　（内閣府　平成24年12月）

参考- 12

（事例）合同会議事例　②2011年霧島山（新燃岳）噴火時の体制

3.情報の発信・周知啓発



■ 評価と教訓

● 共同検討体制が機能していなかったため、噴火直後に、地元の市町村は、避難対象地域について県・国・専門家から十分な助言を得られなかった。

● 噴火活動の状況に応じた防災対応のイメージを共有できていなかったため、気象台の発表する噴火警戒レベルと、市町村の防災対応に齟齬がみられた。また避難対象地域についても合意がなく、防災対応に混乱が生じた。

● そのため、急きょ、政府支援チームが派遣されて、火山防災協議会（コアメンバー会議）を再構築し、避難対象地域の助言を含む避難計画の共同検討を行った。

● 平常時の体制である「火山防災協議会」を噴火時の関係機関の災害対策本部等の「合同会議」として機能させた。

【出典】広域的な火山防災対策に係る検討会（第４回）資料４　（内閣府　平成24年12月）

参考- 13

（参考）外国人に対する情報の周知 ①Safety tipsについて

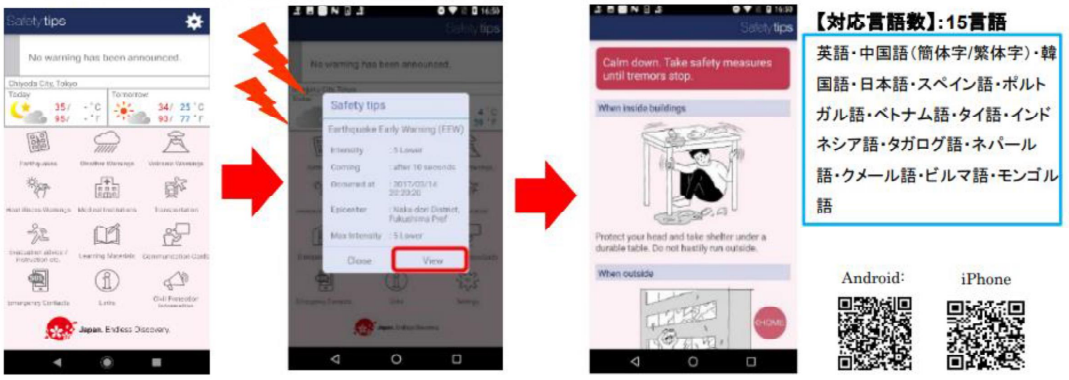
3.情報の発信・周知啓発

プッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」

観光庁

・自然災害の多い日本において訪日外国人旅行者が安心して旅行できるよう、平成26年10月から提供を開始した観光庁監修の外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ。
・日本国内における緊急地震速報、津波警報、気象特別警報、噴火速報、避難情報、熱中症情報、Jアラート等をプッシュ型で通知できる他、対応フローチャートやコミュニケーションカード等、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を掲載。

・地震発生時のプッシュ通知



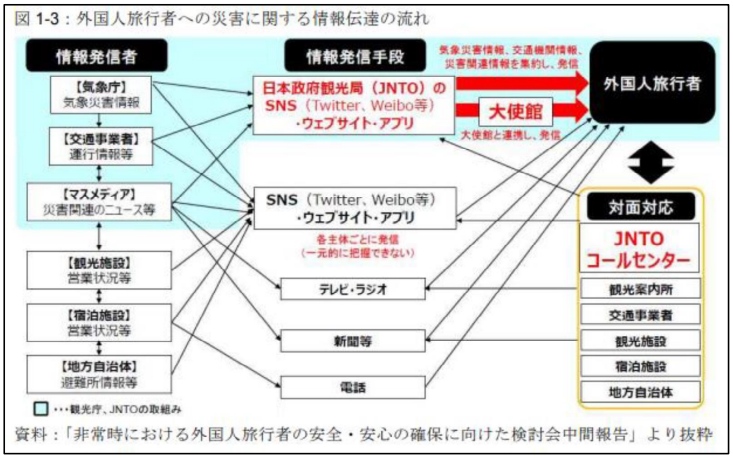
【出典】「Safety tips」の概要（観光庁HP）

（参考）外国人に対する情報の周知②情報伝達・避難誘導・体制構築について

3.情報の発信・周知啓発



【出典】外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドラインリーフレット（消防庁）



【出典】 災害時における外国人旅行者の安全・安心確保のための体制構築についてのガイドライン（国土交通省中部運輸局　令和４年３月）

４．輸送・移動手段

（参考）道路での除灰で活躍する重機

○ 道路上の火山灰の除去には、降灰の状況（降灰量）に応じて、ロードスイーパ、ホイールローダ、バックホウ等の重機が利用されている。

除灰のイメージ



【出典】鹿児島市HP　降灰除去対策



【出典】北海道開発局室蘭開発建設部資（有珠山2000年）



【出典】鹿児島市HP　大量軽石火山灰を想定した車両走行・道路啓開作業検証実験



【出典】鹿児島市HP　降灰除去対策

【除灰作業において使用される作業車両等の例】

■１cm程度未満	：路面清掃車（ロードスイーパ）＋散水車
■１cm～50cm程度	：ホイールローダ＋路面清掃車＋散水車
■50cm程度以上	：バックホウ＋ホイールローダ＋路面清掃車＋散水車

【出典】 降灰対応マニュアル（火山防災強化推進都道県連盟　令和３年３月）に一部追記

（事例）道路における除灰の考え方（東京都の例）

4.輸送・移動手段

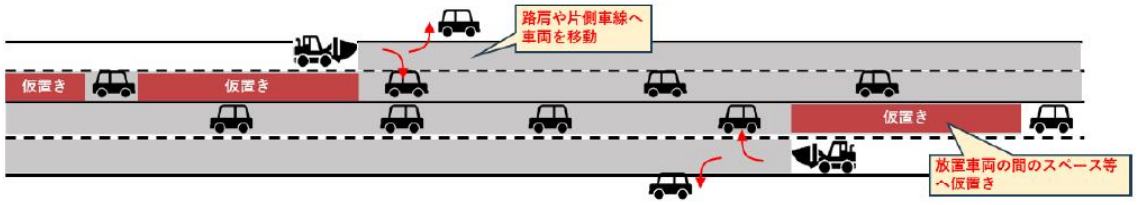
○ 東京都の大規模噴火降灰対応指針（令和５年12月）では、優先して除灰する道路について、原則上下各１車線を啓開するオペレーションを想定している。

②道路除灰手順の基本的な考え方

◆ 除灰の基本的な考え方となる道路除灰手順は、以下の内容を踏まえ、各道路管理者が、オペレーション計画を作成する。

【基本的な考え方】

◎緊急車両や物資輸送車両等の通行を早期に回復するため、**優先除灰道路の原則上下各１車線を啓開**



※多車線道路の場合は、原則として外側の車線からの除灰を想定するが、現地の状況（放置車両や降灰、沿道の状況、道路構造等）を踏まえて適宜除灰順序を設定することとする。
※優先除灰道路等における交通規制については検討が必要である。

【出典】 大規模噴火降灰対応指針（東京都　令和５年12月）

道路啓開支援事業

災害発生時に道路交通に障害が生じた場合、道路機能を早期に回復させるため、障害物を速やかに除去する「道路啓開作業」が必要となります。環状七号線等の第一次緊急輸送道路の道路啓開を支援するため、復旧作業に必要な資機材を配備する「道路防災ステーション」を都内に９箇所設置しています。



道路防災ステーション（中央区）


道路防災ステーション配備資機材（ホイールローダー）

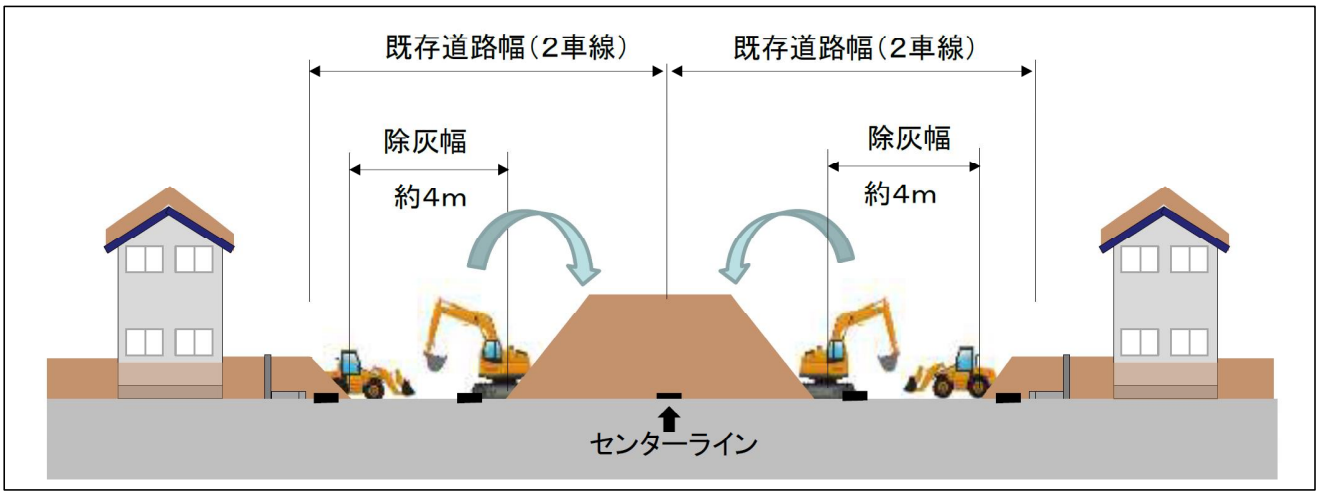
【出典】夢のみち2022　東京都道路整備保全公社の公益目的事業の紹介（（公財）東京都道路整備保全公社　2022年）

参考- 18

（事例）道路における除灰の考え方（鹿児島市の例）

4.輸送・移動手段

○ 鹿児島市の計画では、火山灰の除去により片側１車線ずつ確保し、取り除いた灰は、一時的に道路中央部に積み上げ、道路啓開による人員・物資の移動可能な状態を速やかに確保する計画となっている。



【出典】鹿児島市地域防災計画　桜島火山災害対策　大量軽石火山灰対応計画（鹿児島市　令和５年３月一部改訂）

※鹿児島市による実験では、30cmの火山灰を法面幅２m程度、法面高１m程度、法勾配30度程度で積上げ

参考- 19

（事例）道路啓開のための災害時協定や訓練実施の例

4.輸送・移動手段

○ 鹿児島市では、レンタル重機等に関する協定を締結しており、オペレーターについては陸上自衛隊や国土交通省九州地方整備局等へ要請を行うこととしている。

○ 関東地方整備局では、地震災害を対象にした道路啓開訓練を実施しており、降灰対策とも考え方に共通点があると想定される。

■鹿児島市大量軽石火山灰対応計画における人員・資機材の確保方法

除去作業に使用する重機の手配については、県建設業協会鹿児島支部を中心に、「災害時におけるレンタル重機等の提供に関する協力協定」に基づく協力事業者と情報共有し、要請する。

また、重機オペレーターの確保については、県建設業協会鹿児島支部を中心に、陸上自衛隊や国土交通省九州地方整備局等へ要請を行う。そのほか、給油については、各地の利用可能な給油所での実施を基本としつつ、状況に応じて、タンクローリーによる現場における直接給油も視野に実施する。

表　必要な資機材等の一覧

項　　目	資機材及び備考
作業車両	バックホウ、ホイールローダ、トラック等

【出典】 鹿児島市地域防災計画　桜島火山災害対策　大量軽石火山灰対応計画（鹿児島市、令和５年３月一部改訂）

■地震災害を対象にした道路啓開訓練



【出典】 首都直下地震対応訓練(道路啓開訓練)を実施します　～関東大震災100年の取り組みとして、実践的な訓練を実施します～（国土交通省関東地方整備局　令和６年７月25日）

（参考）鉄道の復旧に向けた対応の例

4.輸送・移動手段

○ 霧島山（新燃岳）2011年の噴火時には、人海戦術による線路の除灰が行われた。

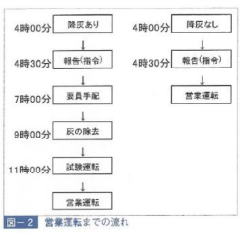
○ 東京都の大規模噴火降灰対応指針では、人力での対応を基本としつつ、除灰装置の活用も想定している。

鉄道の復旧対応の例

＜霧島山（新燃岳）2011年の噴火時の降灰対応＞

・火山灰の除去は人海戦術に頼らざるを得ず、多数の要員を必要とした（写真－6）。監視員は始発列車の前に降灰の有無を確認し、降灰を確認したら灰を除去するための要員手配をおこなった（図－２）（井口, 2011）。

・火山灰はレールから吹き飛ばされたり、洗い流されたりした。桜島の経験から開発された降灰除去用のカートも使われた（Magil et al., 2015）。



図－２　営業運転までの流れ


写真－６　灰の除去作業

応急・復旧	利用者の安全基準	・各社で運用基準や規定を設定
	除灰方法	・レール：除灰用装置（点検カート）、送風機やブラシ等による人力での対応 ・転轍機：人力での対応
	仮置き	・空きスペースや線路脇へ火山灰の仮置き
	優先度	・転轍機を優先 ・利用客への影響の大きいものを優先 ・基地周辺（基地から電車を出せるようにする）
	広報	・予報や社員の目視確認等をもとに状況を確認、復旧見込などを総合的に判断・広報

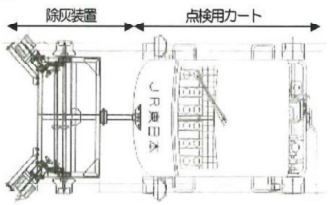
【出典】大規模噴火降灰対応指針（東京都、令和５年12月）

＜除灰装置の開発＞（東日本旅客鉄道株式会社 東京支社, 2016）

・装置最前方に取り付けたブラシを回転させることで、レール面上の灰を除去する装置を開発。

・東京支社管内に22台（在来専用20台・新幹線用2台）を配備。





【出典】広域降灰WG報告　別添資料２

（参考）空港の復旧に向けた対応の例

4.輸送・移動手段

○ 悪天候等の状況として降灰の影響等も考慮した空港業務継続計画（A2-BCP）では、除灰の必要性や目標時間等が定められている。

● 八丈島空港A2-BCP（2023年４月／東京都八丈島空港管理事務所）における除灰の必要性に関する記載

・台風通過時は空港ビルがクローズとなり、島外者は宿泊施設か町で設置する避難所へ移動する。
・八丈島火山避難計画で定めているレベルに関わらず、噴煙・降灰等により、民間機の飛行が困難となった場合は、空港ビルもクローズする。
・噴火により降灰した滑走路及び誘導路を復旧するために、ロードスイーパー、ダンプ等を用いた灰の除去が必要

【出典】 八丈島空港A2-BCP （東京都八丈島空港管理事務所 2023年４月）

●鹿児島空港A2-BCP（令和元年12月／鹿児島空港におけるA2-BCP協議会）における目標復旧時間に関する記載

4．統括的災害マネジメントに向けた目標設定

（1）滞留者（空港内に避難した周辺住民を含む）の安全・安心の確保
発災後、空港へのアクセスが途絶えたとしても、72時間空港内に滞在することが可能となるよう、滞留者の安全安心を確保。
1）発災後も、通常の電源供給範囲の80%程度、上水道は通常のサービスレベルを維持。
2）発災時に空港内に残っている空港利用者が空港外に移動・避難するまでの必要な非常食（72時間分）及び通信（携帯電話、Wi-Fi）の確保。

（2）背後圏の支援及び航空ネットワークの維持又は早期復旧
1）大規模地震により被災した場合には、72時間以内の運用再開を目指す。
2）火山の大規模噴火により被災した場合には、降灰が停止後72時間以内の運用再開を目指す。
3）特別警報級の気象（大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、大雪）により被災した場合には、気象が回復後72時間以内の運用再開を目指す。

【出典】 鹿児島空港におけるA2-BCP（鹿児島空港におけるA2-BCP 令和元年12月）

参考- 22

（参考）船舶の復旧に向けた対応の例（軽石の回収事例）

4.輸送・移動手段

●軽石の回収事例（令和３年８月に噴火した福徳岡ノ場（海底火山）による軽石）

(1)-2　沖縄県における軽石の回収状況

・沖縄県では、軽石漂着から約８か月間で、約８万㎥の軽石を回収し、そのうちの半数超にあたる約５万㎥弱を港湾で回収している。
：沖縄県内の８港湾で船舶の航行及び係留に支障が生じている。

(1)-3　漂流・漂着軽石の回収事例（実際の回収作業に基づく）

・沖縄県をはじめとする南西諸島の港湾、漁港における軽石の回収は、海上を漂流する軽石の回収、港湾内に漂着した軽石の回収が実施されている。
：港湾内での漂着軽石の回収は、海上からと陸上からの２つの方法がとられている。
：回収の手順は、
⇒漂着軽石の集積（港内への流入防止を含む）
⇒各種資機材・台船等による回収
⇒陸揚げ・仮置き
⇒処分場等への移送
といった段取りで実施されている。
：回収作業を効率的に実施するためには、方法はさまざまであるが、漂着軽石を集積・固定する作業がポイントになっている。
：漂着軽石集積の際には、どこに集めるか、どんな資機材を利用するかといった検討が必要で、作業の効率性確保とともに、港湾・漁港利用者の協力等の関係者の連携体制づくりも重要である。
：海上での軽石回収（漂流、漂着）においては、台船の曳舟は海水冷却系統の清掃を考慮し、複数の曳舟での対応が求められる。

※また、沖縄県運天港では、港湾法 55 条３の３に基づく国と沖縄県との協同作業が実施されている。

注：軽石の回収事例の詳細は、次頁以下を参照のこと。
：なお航行船舶の軽石対策としては、ストレーナ（大型船は通常２つ設置）の頻繁な清掃が基本的な対策となるが、ここでは港湾区域や海域での回収作業に重点を置いた事例を整理した。

【出典】 大阪湾港湾広域防災協議会（第10回）資料（国土交通省近畿地方整備局 令和５年３月）

参考- 23

（事例）他災害におけるバスによる移動手段の確保に向けた協定締結の事例

4.輸送・移動手段

○ 桑名市（三重県）では、台風接近時等の事前避難実施に向けて移動手段を確保するため、令和２年に三重交通と協定を締結し、災害発生が警戒される段階で、避難する手段のない高齢者や障がい者の高台への避難を実施。

桑名市と災害時連携協定を締結　（三重交通㈱）

三重交通㈱は、2020年8月、桑名市と、「台風等接近時及び南海トラフ地震臨時情報発表時における事前避難対策に関する相互支援・協力協定」を締結しました。大災害の発生が警戒される段階で、市民の安全と移動手段のバスを確保し、スムーズに避難できるようにします。協定に基づき、浸水想定区域に住み避難する手段がない高齢者や障がい者たちを、同社が運行する桑名市コミュニティバスなどで、高台にある安全な避難所へ事前に移送します。



相互支援・協力協定締結式の様子

【防災施策】市民の事前避難にバス活用 桑名市と三重交通が協定／三重

2020年8月6日

シェアする　ツイート

三重県桑名市は3日、大型台風の接近による高潮や、南海トラフ地震の発生が想定された場合に必要な事前避難に関する協定を、三重交通と結んだ。協定は、高潮や津波の浸水想定区域に住む高齢者や子ども、自家用車を持たない人々などの避難行動要支援者を、三重交通のコミュニティーバスなどが高台にある市の指定避難所まで移送する内容。避難先には、大山田と多度のまちづくり拠点施設などが検討されている。また、浸水想定区域にある三重交通桑名営業所に保管されているバス車両の水没を防ぐため、同市播磨の市総合運動公園サッカー場の駐車場を、車両の駐車場として開放する。【8月4日 中日新聞より】

▼桑名市 三重交通株式会社と相互支援・協力協定を締結しました
http://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/23,78572,240,853,html

【出典】TEAM防災ジャパンHP
（https://bosaijapan.jp/news/%E3%80%90%E9%98%B2%E7%81%BD%E6%96%BD%E7%AD%96%E3%80%91%E5%B8%82%E6%B0%91%E3%81%AE%E4%BA%8B%E5%89%8D%E9%81%BF%E9%9B%A3%E3%81%AB%E3%83%90%E3%82%B9%E6%B4%BB%E7%94%A8-%E6%A1%91%E5%90%8D%E5%B8%82%E3%81%A8/）

（事例）他災害におけるタクシー・バスによる移動手段の確保に向けた協定締結の事例

4.輸送・移動手段

○ 北区（東京都）では、災害時における緊急輸送体制の強化を目的に、平成29年にタクシー・バス事業者との協定を締結している。令和６年６月には、大規模水害を想定し、実際のバス・タクシーを用いた高台移送訓練を実施している。

「災害時におけるタクシー・バス車両による緊急輸送協力に関する協定」締結



写真：締結式の様子

平成29年4月28日（金曜日）、区は災害時の緊急輸送体制を強化するため、東都交通株式会社など王子地区を中心としたタクシー・バス事業者8社と協定を締結した。
大規模災害時、応急対策に必要な人員と傷病者などを迅速に輸送することが求められるが、道路の寸断等により輸送のための車両が十分に確保できなくなる場合が想定される。
この協定では、区からの要請により、上記8社がタクシー・バス車両を傷病者や人員、物資の輸送のために出動させることなどを明記。出動可能な車両は最大でタクシー1003台、バス40台で、災害発生直後からの迅速な対応が期待される。

掲載開始日：2024年6月24日
最終更新日：2024年6月24日

コミュニティ・タイムラインに基づくバス・タクシーを利用した高台移送訓練(堀船地区)を実施

6月24日（月曜日）、区と地域の連携事業として「バス・タクシーを利用した高台移送訓練（堀船地区）」を実施した。
区が高台避難を推奨する11地域において、今回初めて堀船地区で訓練を実施し、堀船町会自治会連合会を中心とする35名が参加した。
避難行動に支援を要する要介護者や障害者等の高台への避難には、バス・タクシーの利用を想定している。
本訓練は、区と交通事業者が締結している「災害時におけるタクシー・バス車両による緊急輸送協力に関する協定」に基づき、区、地域、協定事業者が連携し、堀船地区の避難計画の実効性を高めるため実施したものである。



（写真：日本製紙物流倉庫前からバスに乗車する訓練者）

この日、堀船地区に所在する「読売プリントメディア」及び「日本製紙物流倉庫」から、町会・自治会の訓練参加者35名がバス1台、タクシー1台に乗車した後、区が大規模水害時の避難場所として指定、および堀船地区が避難先としている「西ケ原小学校」「滝野川第二小学校」まで移動し、経路や所要時間等を実地で確認した。
訓練では、台風発生から集合開始の何時間前に要支援者避難等の呼びかけや高齢者等避難指示が出されたか等の状況をあらかじめ設定したり、各訓練者が「四肢障害」「視覚障害」がある方やその支援者の役割を担い、車いすを押したり手を取り合って避難所へ向かう状況を想定したりする等、実際の避難時により近い状況を再現して訓練が実施された。今回の訓練から得られた課題を洗い出し、その課題を踏まえて、今後も区と町会自治会で意見交換を継続的に行っていく。

【出典】北区HP
（左図：https://www.city.kita.tokyo.jp/koho/kuse/koho/hodo/photo/201704/170428-3.html ）
（右図：https://www.city.kita.tokyo.jp/koho/kuse/koho/hodo/press-releases/r0606/240624-2.html ）

5．物資供給

（事例）物資拠点の運営及び物資輸送等に関する協定（東京都）

○ 東京都では、災害時における物資供給体制の強化に向けて、民間物流事業者等と広域輸送基地の運営等に関する協定及び災害時における広域輸送基地からの物資輸送等に関する協定を締結している。

報道発表資料　2020年03月23日　総務局

災害時における広域輸送基地の運営等に関する協定の締結について

都内で地震等の大規模な災害が発生した場合には、膨大な量の物資供給が必要となります。
このため、東京都は、災害時における物資供給体制の強化に向けて、民間物流事業者等と、災害時における広域輸送基地の運営等に関する協定及び災害時における広域輸送基地からの物資輸送等に関する協定を締結しましたので、お知らせします。
本協定の締結により、災害時に都から都内区市町村等に円滑に物資を供給することが可能となります。

記

1　協定の概要

（1）　協定書名

1. 災害時における広域輸送基地の運営等に関する協定
2. 災害時における広域輸送基地からの物資輸送等に関する協定

※広域輸送基地：都が国等から供給される支援物資を受け入れ、区市町村の施設に輸送する物資拠点

（2）　協定締結先（五十音順）

1. 佐川急便株式会社、西濃運輸株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社東京支店、ヤマト運輸株式会社
2. 一般社団法人東京都トラック協会

（3）　協定による支援協力のフローについて

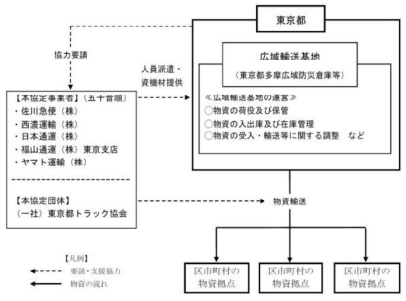
PDF 別紙（PDF：264KB）のとおり

2　協定締結日

令和2年3月23日（月曜日）

別紙

協定による支援協力のフローについて



○　発災時に都は、広域輸送基地を開設し、本協定事業者に広域輸送基地の運営を要請します。

○　本協定事業者は、広域輸送基地に人員の派遣及び資機材の提供を行い、物資の荷役及び保管や、物資の入出庫及び在庫管理、物資の受入・輸送等に関する関係機関等との調整などの拠点運営業務を実施します。

○　都は、本協定団体に広域輸送基地から区市町村の施設への物資輸送を要請し、本協定団体は物資輸送業務を実施します。

※　都は、災害時における物資供給を円滑にするため、必要に応じて、本協定事業者に対して物資の受入・輸送等に関する助言や調整等を行うことができる人員の東京都災害対策本部への派遣を要請します。

【出典】 東京都HP（https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/03/23/06.html）

6．ライフライン

（参考）電力への影響の試算

○「令和２年度新エネルギー等の保安規制高度化事業委託調査（大規模火山噴火に対する保安高度化推進事業）報告書」（経済産業省）によると、電力への影響に係る試算結果の概要は以下のように整理され、40万世帯相当に停電が発生すると試算された。

過去に発生した火山噴火時における停電発生データを踏まえ、広域降灰WGで示された富士山の宝永噴火規模の噴火を想定した降灰分布に基づき、想定される電力設備への影響について検討。

電力設備への影響に係る試算結果は以下のとおり。限られたデータに基づき、一定の条件を設定した上での検討であるため、特に数字の取扱いについては、十分に留意する必要がある。

配電線・送電線・変電所への影響（東京電力管内）

碍子への降灰の影響により、
最大で、以下の設備被害による停電が想定される。

- **配電線100箇所程度(40万世帯相当)**
- **送電線35箇所程度**
- **変電所２箇所程度**

- 配電線、送電線、変電所を起点とする停電に対しては、十分な要員確保が可能な状況であり、それぞれ作業着手後１日程度で復旧が可能
  ※道路が利用できる状況であることを前提とする
- 災害時連携計画を設定しており、過去の災害時の復旧体制の実績を元にした場合、本報告書での想定を上回る規模の停電が発生した場合においても、十分な復旧体制を有していることが分かった

火力発電所への影響（東京電力管内）

- **火力発電所が多い東京湾への降灰の影響が大きい場合、噴火15日後には最大で42%の供給力量の低下**
  ※今回のモデルケースよりも影響が大きい宝永噴火の実績に類似する西風卓越の場合
- **過去の実績に基づいて、水力発電、揚力発電及び連携線等の活用を考慮した場合、夏季、冬季及びGWの発電量としては、噴火発生時の80%程度**

- 降灰時には、発電量が急に減少するのではなく、断続的な噴火の影響により徐々に影響を受けると考えられる
- 急激な需給バランスの変化によるブラックアウトの可能性は小さいものと思われるが、徐々に発電量が減少する可能性があることに留意した運用が望まれる

最大復旧体制
・配電線：令和元年台風第15号に際して、東京電力では１万6,000名体制を構築
・送電線：東京電力管内約900名、中部電力管内約800名の復旧要員は確保
・変電所：東日本大震災の際に、1,360名体制で実施

【出典】令和２年度新エネルギー等の保安規制高度化事業委託調査（大規模火山噴火に対する保安高度化推進事業）報告書　（経済産業省　2021年３月）

（参考）電気施設における降灰対策の例

6.ライフライン

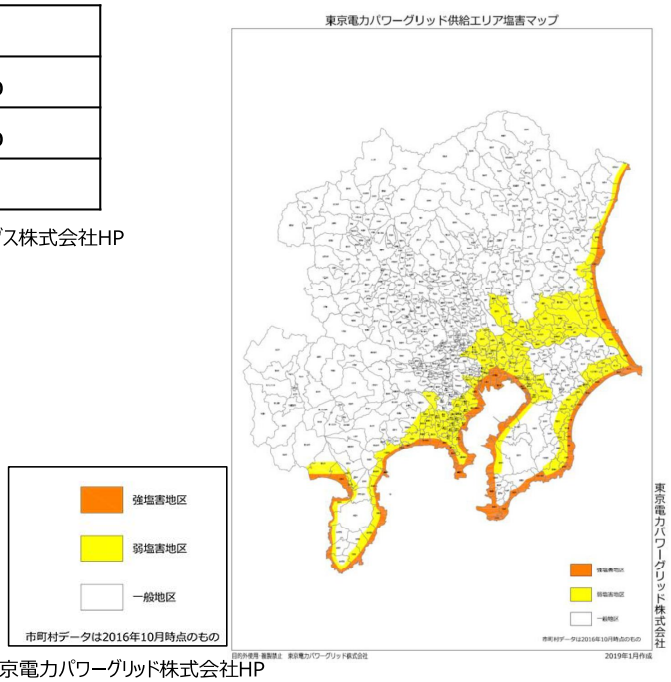
○ 配電線・送電線の地中化、また、碍子の塩害対策より、碍子表面における電路形成が阻止され、これらの対策が行われた場合には、降灰に伴う停電は発生しないと想定される。

東京電力管内の配電線・送電線の地中化率（2022年度末）

地域	配電線	送電線
東京電力管内	10.3%	30.6%
都区内（23区）	48.0%	92.6%
都心部（※）	88.7%	-

※中央区、千代田区、港区の一部　　【出典】東京電力ホールディングス株式会社HP

東京電力パワーグリッド供給エリア塩害対策マップ（2019年１月現在）



【出典】東京電力パワーグリッド株式会社HP
（https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/engineering/s-map-j.html ）

（参考）電気事業法に基づく災害時連携計画について

6.ライフライン

○ 災害等による事故が発生した場合における電気の安定供給を確保するため、一般送配電事業者が関係機関との連携に関する「災害時連携計画」を作成している。

災害時連携計画

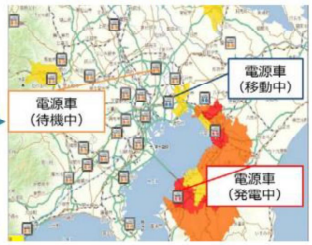
● 災害等による事故が発生した場合における電気の安定供給を確保するため、一般送配電事業者が**関係機関との連携に関する計画（災害時連携計画）を作成**し、経済産業大臣に届け出ることを求める制度を整備。

<災害時連携計画に盛り込むべきと議論されてきた項目>

①一般送配電事業者間の共同災害対応に関する事項
②復旧方法、設備仕様等の統　化に関する事項
③各種被害情報や電源車の管理情報等を共有する情報共有システムの整備に関する事項
④電源車の地域間融通を想定した電源車の燃料確保に関する事項
⑤電力需給及び系統の運用に関する事項
⑥関係機関（地方自治体・自衛隊等）との連携に関する事項
⑦共同訓練に関する事項

※電力会社内の連携については、発送電分離後も、災害時には、送配電会社と小売会社・発電会社の情報共有や業務連携の行為規制の例外が制度的に認められており、グループ一体となって安定供給を確保することが可能。

<一元的な電源車管理システムのイメージ>



<タンクローリーから電源車への燃料補給の様子>



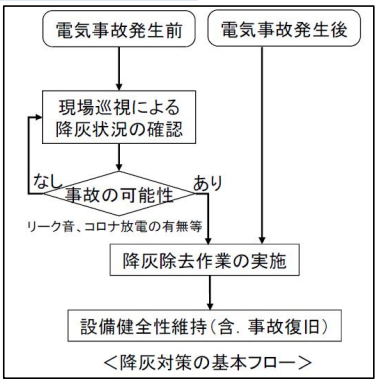
電力会社が電源車の燃料を継続的に確保できるように、**電力会社と地域の石油販売業者の平時からの連携を強化するとともに、災害協定の締結を促進**。

【出典】総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会/産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 合同 電力レジリエンスワーキンググループ（第11回）資料３
（経済産業省　2020年６月）

（参考）電力の対策の例

6.ライフライン

降灰対策の基本フロー



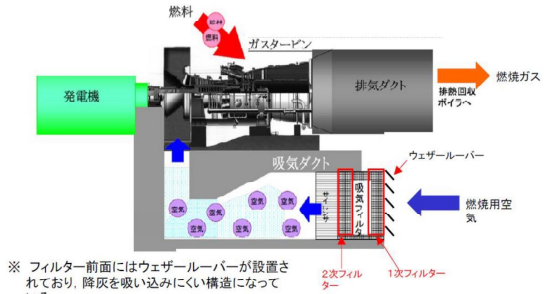
＜降灰対策の基本フロー＞



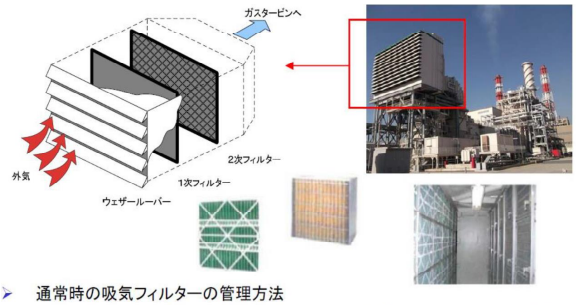
＜降灰除去作業の例＞

【出典】産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会電気設備自然災害等対策ワーキンググループ 中間報告書
（経済産業省 電気設備自然災害等対策ワーキンググループ
平成26年６月）

ガスタービンにおける吸気フィルターの概要



※ フィルター前面にはウェザールーバーが設置されており，降灰を吸い込みにくい構造になっている。



- 通常時の吸気フィルターの管理方法
  - 吸気フィルターの入口部と出口部の圧力差（差圧）で詰まりの状況を管理し、フィルターの取替管理値に従って適切な時期に交換を実施。
  - 通常、発電所の停止（約1年毎）に合わせて交換を実施）

（参考）降灰時における上下水道･通信への影響

6.ライフライン

上水道施設への影響

原水の水質悪化に伴う断水

- **上水道施設の83%で、原水の水質悪化に伴う機能停止･低下の可能性**
  ※降灰の影響が想定される９都県のうち、降灰により水質が悪化しない地下水取水量の割合が約17%。残り83%が水質悪化の可能性があると想定。
- **水質悪化後も、一定期間は配水池に貯留した水により供給が継続できる可能性**

都県	地下水取水量／総取水量（年間）
茨城県	21%
栃木県	54%
群馬県	33%
埼玉県	21%
千葉県	13%

都県	地下水取水量／総取水量（年間）
東京都	5%
神奈川県	4%
山梨県	44%
静岡県	49%
９都県計	17%

※水道統計（平成30年度）：年間取水量のうち地下水（浅井戸水、深井戸水）の取水量比。

浄水場（ろ過池）の機能停止に伴う断水

- **上水道施設の４%で、ろ過池の機能が停止する可能性**
  ※降灰量１cm以上が想定される範囲において、緩速ろ過方式かつ覆蓋のない施設の割合が217施設中９施設と想定

※緩速ろ過池を有する浄水場数は水道統計（平成30年度）や自治体資料、覆蓋状況は個別ヒアリングによる。
※緩速ろ過以外の浄水方法についても、ろ過池等が覆蓋されていない場合には、降灰によって浄水処理に支障をきたすおそれがあることに留意が必要

下水道施設への影響

- **降灰により地下の管路が破損することはないが、降雨や水を使った清掃後に火山灰が管路に流入することで流下阻害や閉塞が発生する可能性（分流式の雨水管、合流式の管路において火山灰が流入する可能性が高く、分流式の汚水管においては流入しにくい）**
- **火山灰の流入による、下水処理場の処理能力の低下やポンプ場の機能不全の可能性**

通信施設等への影響

- **基地局等の通信アンテナへの火山灰の付着により、アンテナの指向特性に影響が生じて通信が阻害される可能性**
- **衛星通信を利用するパラボラアンテナへの火山灰付着・堆積により、受信レベルが低下する可能性**
- **災害時の利用者急増による電話の輻輳や、堆積した火山灰の重さによる樹木等の傾倒によるケーブルの切断などの可能性**

（参考）上水道における対策（東京都の例）

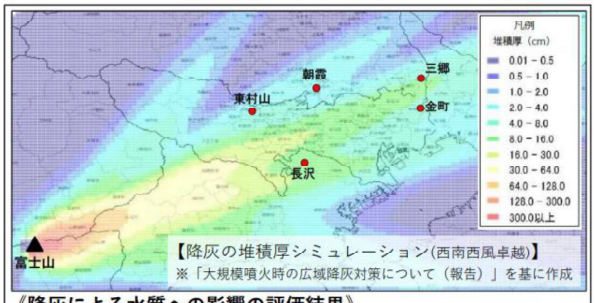
6.ライフライン

○ 降灰時に備えた上水道の平時からの対策として、東京都水道局では、高度浄水処理や各種施設の覆蓋化・屋内化を進めている。

③火山噴火対策

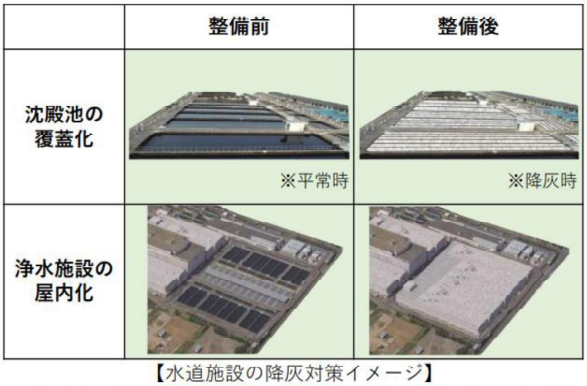
【考え方】降灰による影響を把握した上で、対策を講じることが重要

【東京都の取組】
- 調査・実験した結果、**高度浄水処理**により、**影響を低減可能**
- 浄水処理の最終工程である**急速ろ過池**の覆蓋化は、**全て完了**
- 降灰の影響が大きい浄水場は、**沈殿池まで覆蓋化**
- 浄水場の更新に併せて**屋内化**



【降灰の堆積厚シミュレーション(西南西風卓越)】
※「大規模噴火時の広域降灰対策について（報告）」を基に作成

《降灰による水質への影響の評価結果》
- **濁　度**：灰の沈降性がよく、他の濁質と同様に沈殿処理が可能
- **p　H**：アルカリ剤の注入で対応可能
- **フッ素**：高度浄水処理（生物活性炭の吸着作用）で低減可能



【水道施設の降灰対策イメージ】

東京都水道局 Bureau of Waterworks Tokyo Metropolitan Government
Copyright © 2023 Tokyo Metropolitan Government. All rights reserved
14

【出典】 令和５年度全国会議シンポジウム資料「大災害に備えたインフラの取組み～関東大震災から100年～」（東京都水道局　令和５年10月）

（参考）下水道の対策の例

6.ライフライン

○ 降灰時における下水道の対策として、水を使用しない除灰工法や管路内の灰を除去する工法がある。また、除灰の際に、下水道施設周辺の除灰を優先する事前の調整も重要である。

【下水道施設における降灰対策の検討事例】

【下水道管内の降灰の除去方法として考えられる既存技術等】

●既存工法のノウハウを活用

東京都では下水道管内で固結した土砂や火山灰を除去できる技術の検討が進められている。火山灰は水分を含むことにより固結・硬化する性質があり、高圧洗浄による除去が困難な恐れがある他、降灰後は給水制限や断水の恐れがあるため、水を使用しない工法により火山灰を除去する方法が検討されている。

本技術は既存の管路耐震化工事で使用する機材等を応用しており、火山灰の除去に特化した新たな機材の製作が不要である点が大きな特徴となっている。

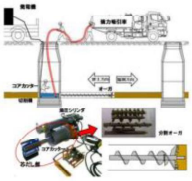


図 4-5　土砂撤去のノウハウ

●削孔機の活用

管路内で固結した火山灰は、更生工法で使用している削孔機等で除去可能と考えられる。



図 4-6　更生工法で使用される削孔機の例

●火山灰の流入想定

道路等に堆積した火山灰は、降雨等により合流式下水管路等へ流入するものと想定される。過去の火山噴火に伴う降灰事例から管路への火山灰流入率等を推定した結果は以下の通りである。

- 全降灰量の0.2%※が管路へ流入すると推定
- 火山灰密度は1.31t/m³とする（出典：桜島火山灰砂の物理的諸性質）

計算例）降灰深 1cm、合流式処理面積 3,000 ha の場合

火山灰流入量（t）=全降灰量（t/m²）×合流式処理面積（m²）×流入率（%）
= 0.01（m）×1.31（t/m³）×3,000×10⁴（m²）×0.002
=786（t）

※あくまで過去の事例による推定値であり、地域的な特性や気象条件により流入率は変動する事に留意する。

降灰による下水道施設への影響を抑えるためには、道路等に堆積した火山灰を速やかに啓開・除去することが重要である。道路等に堆積した火山灰は、降雨により管路へ流入し、管路の閉塞や処理場機能の低下を発生させる恐れがある。また、ポンプ場や処理場への燃料輸送等、事前に交通障害の解消が必要な事項もある。

下水道施設への火山灰の流入を抑制するためには、合流式下水道及び分流式下水道の雨水施設周辺の除灰を優先して実施してもらうように事前の調整が必要である。

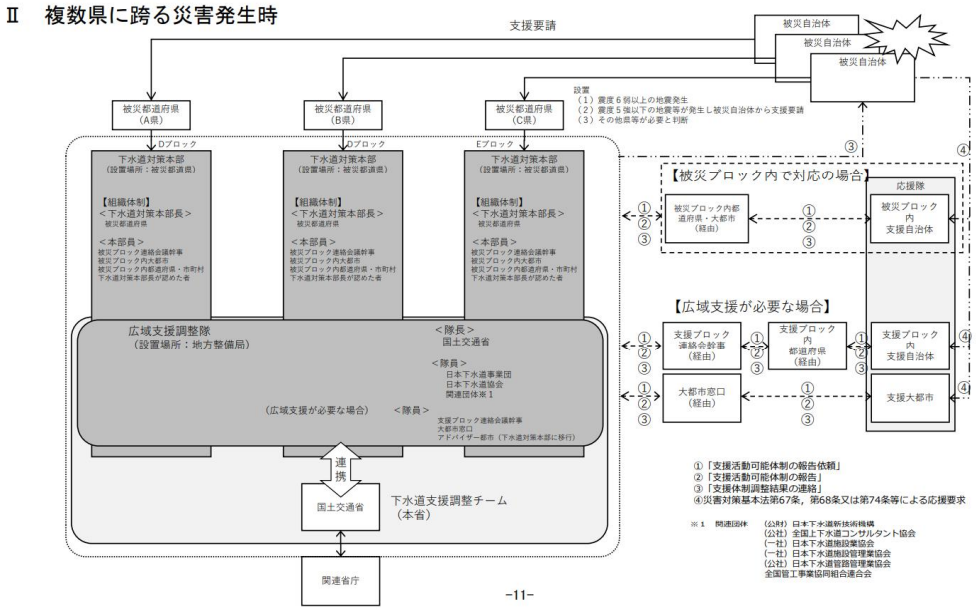
特に除灰については、閉塞する事で大きな影響が予想される管路に直接繋がる道路雨水枡周辺を優先する事が重要である。また、降灰の処分や一時保管（一次仮置き）に係る調整を環境部局等と予め調整する必要がある。

【出典】下水道ＢＣＰ策定マニュアル 2022 年版 自然災害編
～実践的な下水道ＢＣＰ策定と実効性を高める改善～
（国土交通省水管理・国土保全局下水道部　令和５年４月）

（参考）下水道の災害時の応援体制（緊急要請、広域支援）

6.ライフライン

○ 東京都及び政令指定都市（以下「大都市」という。）は、下水道施設が被災した場合、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（以下「大都市ルール」という。）」により、相互に支援活動等を行うこととしているため、大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール及び大都市ルールを調整しながら災害に対処するものとしている。



【出典】下水道事業における災害時支援に関するルール（下水道協会　令和５年３月）

参考- 36

7．火山灰の処理

参考- 37

（事例）仮置場候補地の事前検討（鹿児島市の例）

○ 鹿児島市においては、計画に具体的な条件を明記するとともに、施設の種類を例示し、参考とすべき仮置場候補地リストを作成している。

＜鹿児島市の地域防災計画等による記載事例＞

●仮置場・最終処分場の用地の例示

火山灰の処分は「予め準備した用地に処分」とされている。
また、仮置場および処分場として、以下を例示している。

＜仮置場＞
- ・予め用意した仮置場
- ・学校や公園等の公共施設の一部
- ・交通を妨げない程度の十分な幅員がある道路

＜最終処分場＞
- ・予め用意した土捨て場　・海洋投入　・市外の受入れ先の確保
- ・商業利用

⑥ 軽石火山灰の処分

予め準備した用地に処分するが、用地の確保が十分でない場合は、国・県等と協議しながら軽石火山灰を処分する。

ア 仮置き場

住民等の生活再建を実現するため、市は、予め用意した仮置き場に加え、市が所管する公共施設での応急活動（避難所の運営、給水等）及び管理運営等を阻害しない範囲で、災害対策本部での協議や各施設長との協議のうえ、学校や公園等の公共施設の一部を火山灰の仮置き場用地としても検討する。

また、道路の軽石火山灰除去時に交通を妨げない程度に十分な幅員のある道路においては、道路の利用が住民等の一刻も早い生活再建や支援物資、各種防災対応の効率化につながるという観点で、一時的に道路に置くことも検討する。

イ 土捨て場（最終処分場）

市は、予め用意した土捨て場に加え、海洋投入、市外の受け入れ先の確保、商業利用等も念頭におきながら、国・県等と相談して軽石火山灰を処分する。

●仮置場候補地

鹿児島市災害廃棄物処理計画の仮置場候補地リストを参考とすることとしており、同計画には候補地リストが掲載されている。

キ　仮置場、処分場	・　仮置場 ・　処分場 ※　軽石火山灰の降下（予想）区域内外の公共施設（公園、学校）等を、仮置場・処分場として設定（鹿児島市災害廃棄物処理計画　第５章資料編　６．仮置場候補地リストを参考とする。） 【資料編資料第 36　鹿児島市指定避難所一覧】 【資料編資料第 99　地震時の退避場所】 ※　国・県等に軽石火山灰の仮置場・処分場の確保依頼

【出典】 鹿児島市地域防災計画　桜島火山災害対策　大量軽石火山灰対応計画（鹿児島市　令和５年３月一部改訂）

●仮置場候補地リスト（鹿児島市災害廃棄物処理計画）

6. 仮置場候補地リスト

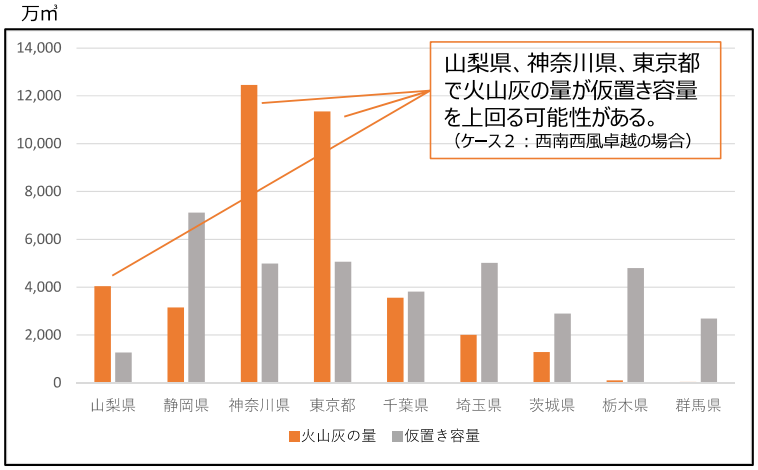
地域	地区	No.	所在地	名称	用途	全体面積（㎡）
中央	中央	1	西千石町	甲突川左岸緑地	都市公園	49,653
		2	加冶屋町	市立病院跡地	公園	13,089
		3	南林寺町	松原小学校	小学校	14,780
		4	樋之口町	甲東中学校	中学校	17,293
		5	上之園町	中洲小学校	小学校	13,973
		6	西千石町	山下小学校	小学校	13,521

※仮置場候補地の選定について（鹿児島市災害廃棄物処理計画の記載より抜粋）
選定に際しては、市有地を対象として候補地リストを作成することとし、避難所や応急仮設住宅、降灰の仮置場等、優先すべき他用途の候補地についても、情報を整理・把握の上、候補地リストに登載します。

（参考）広域的な火山灰の仮置場の確保に関する試算

○ 広域的な仮置場の確保の検討に当たり、首都圏における火山灰の仮置きの可能性を試算した。

○ 噴火時の気象状況（風向き等）によって降灰分布は異なるが、地域全体では仮置場所を確保できる可能性があるため、地域内で利用可能な仮置場候補地を共有するなど、事前に調整を行っておくことが重要である。



（試算の条件及び留意事項）

- 広域降灰WG報告で処分が必要と仮定された火山灰の量（ケース２:約4.9億㎥）のうち、「田」、「その他農地」以外に堆積した火山灰（約3.8億㎥）を、仮置きが必要な降灰量として試算（農地については農地内において処分することを想定）。
- 仮置場の候補地には、環境省災害廃棄物対策指針技術資料（18-3）で仮置場の適地として挙げられている土地（公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾等の公有地、未利用工業用地等）のうち、国土数値情報で面積が公開されている都市公園を用いて試算。
- 仮置き容量の試算においては、仮置場候補地内に火山灰を５ｍ積み上げ、作業スペースとして同等の面積を確保することを仮定した。
- 上記の試算は一定の仮定に基づいて試算を行ったものであり、仮置き容量の推計に当たっては、個別の候補地の状況や、災害時の他目的での利用などに考慮する必要がある。

（参考）各処分手段とその許認可手続き等

○ 各処分手段とその許認可手続き等の概要を以下に示す。

【各処分手段とその許認可手続き等】

手段１：再利用、資源化等

– （利用の仕方に応じて必要な場合に対応）

手段２：土捨て場、残土処分場、最終処分場

森林法や農地法、自然公園法等、処分場所（受入地）に応じた法令のほか
盛土規制法等災害防止のための法令に基づく手続き

手段３：埋立て（土地造成事業等への利用含む）

・公有水面埋立法による都道府県知事又は港湾管理者への免許申請
・（港湾の場合）港湾法による港湾計画に関する手続き
・環境影響評価法に基づく環境アセスメントの手続き

手段４：緊急海洋投入処分

・海洋汚染等防止法に基づく環境省への申請

手段５：農地内処分

– （農地の状態や処分方法等に応じて個別に検討）

（事例）手段１：津波堆積物の再利用の例

○ 東日本大震災においては、災害廃棄物の81%、津波堆積物の99%が再利用された。
○ 津波による災害廃棄物は、塩分の問題と海底土砂の混入等の課題があり、用途によっては塩分等の除去が必要となる場合もあったが、セメント工場に除塩施設を設けることで、幅広い性状の災害廃棄物の受入れが可能となった。
○ 再利用された津波堆積物は、公園整備、堤防復旧などの整備事業に活用された。



鵜住居地区スポーツレクリエーション拠点整備工事



志津川漁港南防波堤復旧工事

【出典】環境省HP「災害廃棄物処理の再生利用について」
（http://kouikishori.env.go.jp/archive/h23_shinsai/implementation/recycling/）

（事例）手段１：火山灰の資源としての利用例

○ 火山灰の資源としての利用方法として、工業系材料や土木・建設系材料等での活用が行われている。
○ 利用の検討に当たっては、火山灰の性質や処分に要する時間・コスト等に留意する必要がある。

土木・建設系資材の例



火山灰等による埋立て（有珠山）



火山噴出物由来の土砂を用いた養浜（富士山）



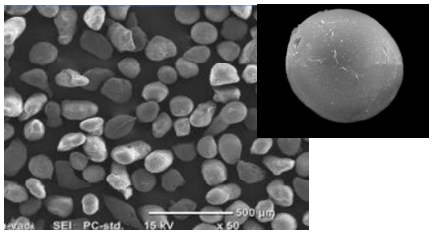
火山灰を細骨材としたコンクリート製品（鹿児島県）

水質・衛生系資材の例



シラス火山灰を主原料とした凝集剤製品

農業・園芸系資材の例



パーライトと呼ばれるシラス火山灰を主成分とした500ミクロン以下の粒径の微細な中空体をなす無機充填材。土壌改良材としても利用。





火山灰を45%混入したレンガ（霧島山）

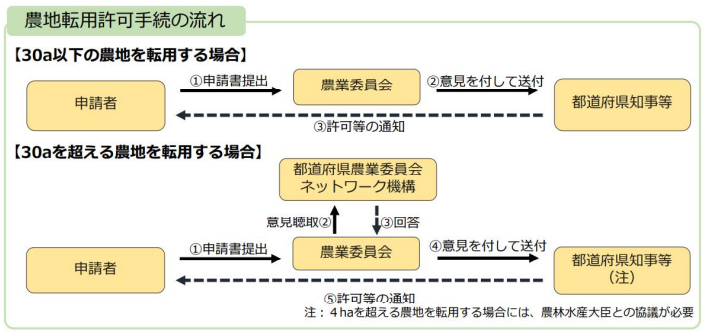
【出典】https://www.bousai.go.jp/kazan/kouikikouhaiworking/pdf/4kai_shiryo1_betten4.pdf
https://www.mlit.go.jp/river/sabo/sougoudoshakanri/renkei_sabou_kouwan.pdf
https://www.infratec.co.jp/images/contents/catalog-data/850/24-M-kei-shinmoeILBgrassHP.pdf
https://www.infratec.co.jp/products/84-27/245-90698.html
https://www.infratec.co.jp/eco/eco4.html
https://www.showa-chemical.co.jp/img/pdf/mukichuku.pdf
https://greenwater.jp/business/halvo/kiyomaru-kun/

（参考）手段２・３：残土処分･埋立ての手続き（一例）

（残土処分の例）

※受入地により異なるが、農地を転用して残土処分する場合

農地法による農地転用に関する手続き



（埋立ての例）

公有水面埋立法による都道府県知事又は港湾管理者への免許申請

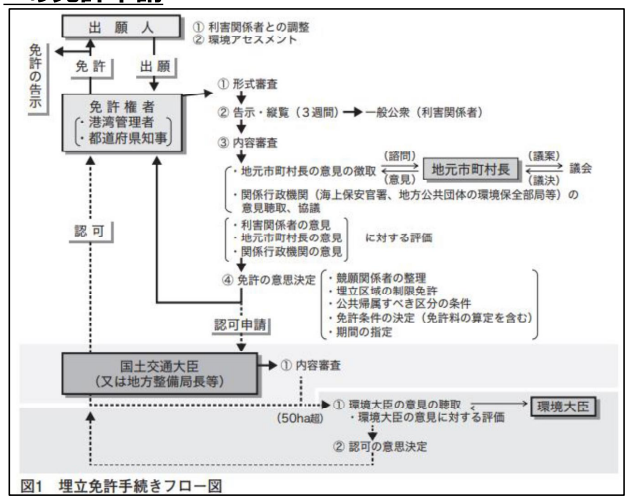


図1　埋立免許手続きフロー図

【出典】雑誌「港湾」2022年11月号

【出典】 農林水産省HP「農地転用の手続」
（https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/attach/pdf/nouchi_tenyo-14.pdf）

（事例）手段３：海面埋立場の新設の例

7. 火山灰の処理

○ 各種埋立施設は、規模によるが、1施設当たり1,000万㎥から数億㎥の埋立てが可能となる（火山灰の質（性状）等の考慮が必要）。
○ 大規模な埋立て等を早期に行うためには、既設構造物の活用や立地が各種制約（保全区域等）の少ない場所とする必要。

＜事例＞阪神・淡路大震災（神戸港への災害がれき埋立）

- 約2,000万トンの震災がれきが発生。大阪湾広域臨海環境整備センターの海面処分地提供（約1,500万㎥）、神戸港（新港東地区等）の450haの埋立計画の前倒しにより不燃物を海面埋立処分。
- 被災地近隣の海面を埋め立てることにより、倒壊したがれきの早期の撤去が可能となり、建物が密集した都市部の復興に寄与。

※この事例の場合、「廃棄物処理法による申請・許可」「公有水面埋立法による許可」「港湾法による港湾計画に関する手続き」等を経て行われた。

※平成7年当時は環境影響評価法の施行前であることに留意。

震災前

神戸港長期計画により新港の基本構想（神戸市）
・古い神戸港の再開発
・**突堤間の埋立て**により港湾陸地機能強化

震災後

・震災後　8日　神戸市が**計画の前倒しの必要性を主張**、運輸省が合意
・震災後13日　神戸港港湾審議会
・震災後1か月　中央港湾審議会　　を経て港湾計画改訂
・震災後**約2か月半弱～　埋立免許を取得**※

※本ケースは、標準的な申請期間を大幅に短縮した結果である点に留意が必要である。

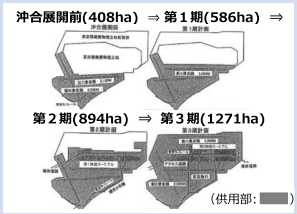
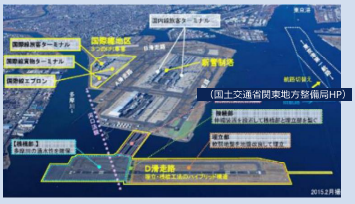


【出典１】 災害ガレキと神戸港　防災リテラシー研究所（https://bosailiteracy.org/literacy/resilience/portandrubble/）
【出典２】 阪神・淡路大震災におけるガレキの処理・活用に関する調査と考察　港湾技研資料№899
（運輸省港湾技術研究所　1998年）

（事例）手段３：大規模な埋立て・土砂の集積の例①

7. 火山灰の処理

○ 大規模な埋立て・土砂の集積の例を以下に示す。
○ 埋立てを含む事業にかかった期間は、羽田空港では約１年６か月、多くの土を埋立てした関西国際空港では１期で約３年2か月、２期で６年3か月であり、年単位の期間を要している。

事業・施設名	羽田空港沖合展開事業	羽田空港再拡張事業（D滑走路）	関西国際空港１期２期事業
概要	 ■埋立面積：863ha (408ha⇒1271ha) ■事業概要：滑走路の更新・拡張のため埋立て。1984年(昭和59年)に沖合展開事業に着手し、1988年(昭和63年)に第１期完成、1993年(平成５年)に第２期完成、2004年(平成16年)に第３期が完成した(A～C滑走路完成)。	 ■埋立面積：95ha ■事業概要：D滑走路新設のため埋立て。2007年(平成19年)に再拡張事業に着手し、2010年(平成22年)にD滑走路が完成した。	 ■埋立面積：１期島510ha ２期島545ha ■事業概要：空港新設のため埋立て。１期事業は1987年(昭和62年)に着手し、1994年(平成6年)に完成、２期事業は1999年(平成11年)に着手し、2007年(平成19年)に完成した。
	■羽田空港概要 ４本の滑走路（A:3,000m、B:2,500m、C:3,360m、D:2,500m）を有する。		■関西国際空港概要 3,000m級滑走路２本(A:3,500m、B:4,000m)を有する。
土量	約１億1,100万㎥※	約4,400万㎥	１期：約1億8,000万㎥　２期：約2億5,000万㎥
備考	※土量は、面積337haに対する埋立土量の計画値4333万㎥の関係を基にした面積比から推計。 【出典】 ・技術ノートNo.49特集：東京国際空港（東京都地質調査業協会） ・見解書の概要　羽田沖埋立事業の拡張（東京都） ・東京空港整備事務所HP（https://www.pa.ktr.mlit.go.jp/haneda/haneda/01-gaiyou/okiten/index.html）	【出典】 ・東京国際空港（羽田空港）再拡張事業の概要（東京空港整備事務所） ・SCOPENET特集　羽田空港再拡張事業　港湾空港総合技術センター（旧：港湾空港建設技術サービスセンター）	【出典】 ・関西国際空港全体構想促進協議会HP（http://www.fly-kix.jp/project/project.html） ・関西国際空港及び関連事業に係る環境監視結果平成26年度報告書（関西国際空港環境監視機構）

【出典】広域降灰WG報告 別添資料4

（事例）手段３：大規模な埋立て･土砂の集積の例②

○ 大規模な埋立･土砂の集積の例を以下に示す。
○ このうち中部国際空港は、護岸造成･埋立造成工事に約２年６か月と、年単位の期間を要している。

事業･施設名	中部国際空港	葛西沖埋め立て事業	忠隈炭鉱のボタ山
概要	 ■埋立面積：580ha ■事業概要：空港新設のため埋立て。2000年（平成12年）に工事着手し、2005年（平成17年）完成した。 ■中部国際空港概要 3,000m級滑走路（3,500m）を有する。	  (東京東部低地(ゼロメートル地帯)における水災害の歴史とその特性に関する研究(Ⅰ)) ■埋立面積：379.87ha ■事業概要：高潮に耐え得る高台造成のため埋立て。1972年（昭和47年）埋立て着手、1987年（昭和62年）完成した。	 ■埋立面積：22.4ha ■施設概要：忠隈炭鉱の経営時に使用されていた土砂の集積場。炭鉱は1966年（昭和41年）に閉山。高さ141mの３連の山となっている。
土量	約5,200万㎥	約2,500万㎥	約1,100万㎥※
備考	【出典】 ･中部国際空港における浚渫土による海上地盤造成（田邊俊郎，地盤工学会誌 Vol.57 No.6 No.617）	【出典】 ･東京東部低地（ゼロメートル地帯）における水災害の歴史とその特性に関する研究（Ⅰ）（土屋信行，水利科学第55巻第6号 No.323号）	※土量は、面積22.4ha、高さ141mの円錐形であると仮定し推計。 【出典】 ･飯塚市観光ポータルサイト（http://www.kankou-iizuka.jp/） ･炭鉱住宅地における閉山後の経年変化とその要因に関する研究 ―福岡県飯塚市を対象に―（安部知佳子 安武敦子，長崎大学大学院工学研究科研究報告）

【出典】広域降灰WG報告 別添資料4

（事例）手段３：過去の火山噴火時における火山灰の埋立処分

○ 過去の火山噴火時には、土捨て場等での処分の他、埋立て資材等としての利用などが行われており、1977年有珠山の噴火や1990-1995年雲仙普賢岳の噴火では、埋立て処理を行った。
○ 埋立て等での処分･利用に当たっては、処分場等の受入要件や、各種法令等に基づく手続きや基準等に従う必要があることに留意が必要（環境影響評価法による手続き、公有水面埋立法による許可申請等の手続き等を想定）。

○1977-78年有珠山の噴火



1977-78 年噴火では、山頂からのプリニー式噴火によって大量の軽石と火山灰が山麓を覆い、洞爺湖岸では湖面が隙間なく軽石に覆われるほどであった。この大量の火山灰は洞爺湖岸を埋め立てて処理することとなった。埋め立てられた場所は、現在では有珠山噴火記念公園として整備された。2000 年の噴火に伴う地殻変動では、公園内の一部に断層が生じ、現在は断層の原型は残されていないが、その高さの食い違いを見ることができる。

【出典】洞爺湖有珠ジオパーク データブック

○1990-1995年雲仙普賢岳の噴火



●位置図



島原市は災害復旧関連事業として，水無川河口から約１７５m北寄りの地点から北安徳ビーチタウン南寄り約１５０m地点までの約７８６mの沖合に，約２６haの範囲で，水無川流域の排土を利用した埋め立ての構想を示した。平成４年８月下旬，漁業権を持つ周辺の関係漁業協同組合(安中・湊・市・北部４漁協)から，ボーリングなどによる環境アセスメント調査実施に関する同意が得られ，１２月中旬までには埋め立ての環境影響評価が完了した。以降，県に対し，事業主体の島原市と県土地開発公社の公有水面埋め立て許可申請がなされ，平成４年度末に，県による砂防激甚災害対策特別緊急事業(砂防事業)及び公有地造成護岸等整備事業(海岸事業)として埋立事業がスタートした。

埋立地外縁の護岸工事は県が事業主体となり，また，埋立工事は島原市と県土地開発公社が事業主体となり，面積約２６ha の範囲内に約１５０万m³の土砂が埋め立てられた。

現在，これらの事業で新しく生まれた埋立地には，復興の象徴である「雲仙岳災害記念館」(平成１４年)や「島原復興アリーナ」(平成１２年)が建設され，また，周辺にはサッカー場や公園などが整備され，有効活用がなされている。

【出典】雲仙復興事務所WEB図書館

（参考）手段３：港湾法及び環境影響評価法による手続き

港湾法による港湾計画に関する手続き

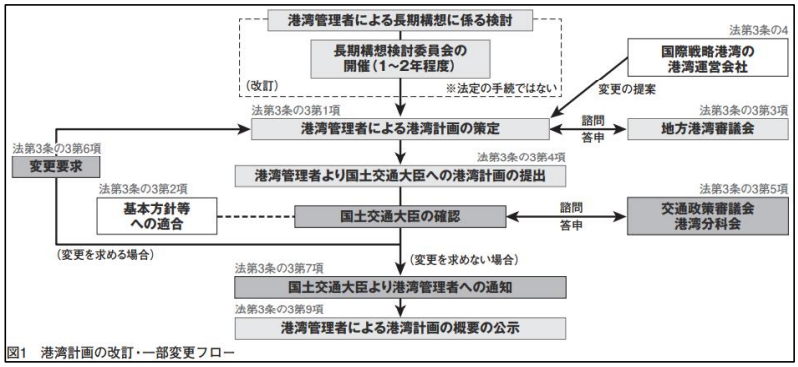
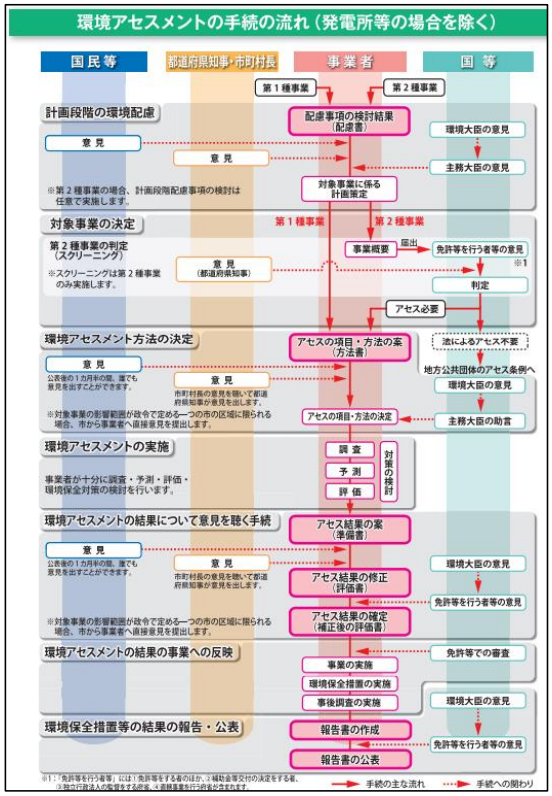


図1　港湾計画の改訂・一部変更フロー

【出典】「港湾」2020年10月号（公益社団法人日本港湾協会　2020年10月）

環境影響評価法に基づく環境アセスメントの手続き



【出典】環境アセスメント制度のあらまし（環境省　令和５年８月）

（参考）手段４：緊急海洋投入処分に係る関係法令

■海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

（昭和45年法律第136号）

（海洋汚染等及び海上災害の防止）
第二条　何人も、船舶、海洋施設又は航空機からの油、有害液体物質等又は廃棄物の排出、油、有害液体物質等又は廃棄物の海底下廃棄、船舶からの排出ガスの放出その他の行為により海洋汚染等をしないように努めなければならない。
２　略

（定義）
第三条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　～　五　略
六　廃棄物　人が不要とした物（油及び有害液体物質等を除く。）をいう。
六の二～三　略
七　排出　物を海洋に流し、又は落とすことをいう。
七の二　～十五　略

（船舶からの廃棄物の排出の禁止）
第十条　何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、この限りでない。
一　船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための廃棄物の排出
二　船舶の損傷その他やむを得ない原因により廃棄物が排出された場合において引き続く廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該廃棄物の排出
２　前項本文の規定は、船舶からの次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、適用しない。
一～　三　略
四　公有水面埋立法 第二条第一項 の免許若しくは同法第四十二条第一項 の承認を受けて埋立てをする場所又は廃棄物の処理場所として設けられる場所に政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出
五　次に掲げる廃棄物の排出であつて、第十条の六第一項の許可を受けてするもの
イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第六条の二第二項 若しくは第三項 又は第十二条第一項 若しくは第十二条の二第一項 の政令において海洋を投入処分の場所とすることができるものと定めた廃棄物
ロ　水底土砂（海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂（汚泥を含む。）をいう。）で政令で定める基準に適合するもの
六　緊急に処分する必要があると認めて環境大臣が指定する廃棄物の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準に従つてするもの
七～八　略
３　略

■海洋汚染防止法の施行について

（昭和47年9月6日　官安289号）

一　用語の意義について
（二）廃棄物
((イ))　廃棄物とは、法第三条第二号に規定しているように「人が不要とした物（油を除く。）」をいう。
((ロ))　「人が不要とした」とは、人が占有の意志を放棄し、かつその所持から離脱せしめることをいう。したがつて法でいう廃棄物は、例えば、「汚物＝廃棄物」というように物の属性として本来的に定まつているものではなく、当該排出の時点において当該物が不要物としての性格を有していることが客観的に判断されるかどうかによつて個別的に定まるものである。
土砂類についても「廃棄物」の定義に従い、その投入される形態が外面上同様であつても、次のように廃棄物となる場合とならない場合がある。
①　埋立、養浜、防波堤の基礎材等特定の事業の用に供するため、土取場等から特に採取した物を使用する場合は、その物は廃棄物とならない。
②　航路、泊地のしゆんせつ等別の目的の事業の結果生じた土砂類で廃棄することが必要とされる物を埋立場所等に投入した場合は、その物は廃棄物となる。
③　②の場合においても、投入される物が埋立等の施行者側における十分な管理の下に積極的に材料等として使用される場合は、その物は廃棄物とならない。ただし、その投入される物の材質が社会通念上埋立材等として認められない場合は、なお廃棄物として排出されるものと認めるのが相当である。
((ハ))　廃棄物となるためには、廃棄されるまでの過程において、いつたん人の所持下にあることが要件であり、いまだ人の所持に入つていないもの、例えば、海底の撹拌作業に伴い生ずるにごり、水底土砂を採取する際にバケツトから落ちこぼれる物、船舶に附着したカキ、藻類等は廃棄物とはならない。
((ニ))　海水そのものは廃棄物としては取り扱わない。また、海水と混合同化し通常海洋を汚染するおそれのないもの、例えば、タンク洗浄後にはつたクリーンバラスト水等は、海水に準ずるものとして廃棄物としては取り扱わない。

【出典】広域降灰WG報告 別添資料4より一部修正

（事例）手段４：緊急海洋投入処分の事例（東日本大震災）

＜東日本大震災の漁業系廃棄物の海洋投入処分（宮城県ヒアリング）＞

- 水産系廃棄物約5.3万トンを50海里沖で緊急海洋投入処分
- 腐敗進行性の水産物のうち、プラスティックや缶など包装材を取り除けるものについては海洋投入処分が埋立処分より望ましいと判断
- 問題発生（水産加工廃棄物の腐敗）後、およそ半月程度で告示発出
- ２隻の船（砂利運搬船・ガット船）で22～23回航行（各回１日程度のオペレーション）し、海洋投入処分を実施（週２～３回程度実施し、３か月間で全作業終了）

■用いた船舶

・砂利運搬船
・ガット船
※ガット船による投入処分イメージ（下記）

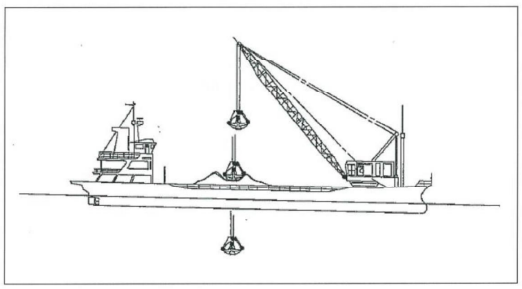


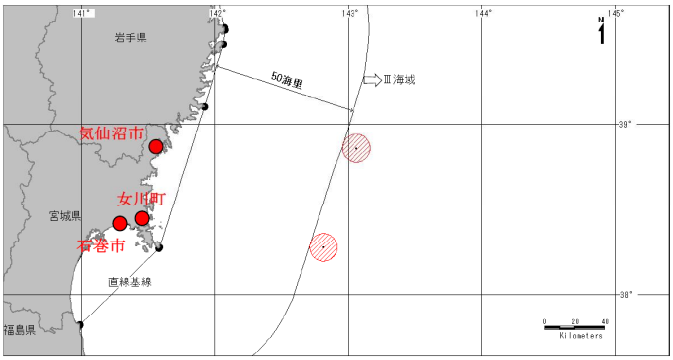
図 2 建設汚泥の海洋投入イメージ

【出典】海洋投入処分実施計画による処分方法の例
（環境省HP）

■排出海域

・宮城県・岩手県 50海里沖

環境省「廃棄物処理令第六条第一項第四号イ」の「（３）動植物性残さであって、摩砕したもの」であるためIII海域（50海里以遠）で海洋投入した。



※上の赤丸が、気仙沼市からの排出位置。
　下の赤丸が、石巻市及び女川町からの排出位置。

【出典】緊急的な海洋投入処分に関する告示（環境省　平成23年４月７日）

（事例）手段５：農地内の処分①

○ 農地内に堆積した火山灰については、火山灰の量が少ない場合には、すき込みや混合、火山灰の量が多い場合は、一部や全ての火山灰を除去した後に混合などが行われた事例がある。

○ 農地内処分の方法の検討に当たっては、火山灰の性質や堆積量、農地の状態、農地からの搬出が可能かどうか、などを踏まえて、検討を行う必要がある。

【有珠山の事例（1977年噴火）】

- 質的に作物への悪影響があまりないことから、耕土としての機能を回復することに主点をおいて復旧工法を検討。
- 農地、田ともに、降灰量が15cm未満の場合は、既存の耕土・心土との混合、15cm以上の場合は、原則として除灰。

【出典】有珠山噴火による農地農業用施設の復旧工法と解説　（片岡隆四、梅田安治、皆川美智也、林正　農業土木学会誌第46巻第１号　1977年）に基づき作成

【降灰に対する土壌改良対策の例】

熊本県においては、火山灰の酸度及び降灰量に応じた土壌改良対策の考え方が示されている。

表３　露地畑における降灰土壌の改良の目安

火山灰のｐＨ	降灰厚			
	０．１cm未満	０．１cm以上２cm未満	２cm以上５cm未満	５cm以上
５．５以上７．０未満	よく混和する	よく混和する	堆肥を基準量入れよく混和する	酸度矯正資材と堆肥を入れてよく混和する
４．０以上５．５未満		酸度矯正資材と堆肥を入れてよく混和する	酸度矯正資材と堆肥を入れてよく混和する	個別に技術担当者と対策を相談
４．０未満		酸度矯正資材と堆肥を入れてよく混和する	個別に技術担当者と対策を相談	火山灰は除去　技術担当者と対策を相談

※茶及びブルーベリーの場合は低pHを好むため、酸度矯正資材の使用は、火山灰のpHが４未満の場合に限る。

※水稲は代かき・栽培時の灌漑水で酸性成分が洗い流され、土壌の酸性による障害も認められないため、降灰対策として酸度矯正を必要としない。

【出典】阿蘇山中岳第一火口の噴火に伴う降灰の状況と土壌改良対策の考え方（第73報）
（熊本県農業革新支援センター　令和６年１月24日）

（事例）手段５：農地内の処分②

7. 火山灰の処理

○1707年富士山の宝永噴火

山北町教育委員会では、『河村城跡史跡整備マスタープラン（基本構想）』に基づき、河村城跡の現況遺構と古絵図との関係を明らかにするため、2003（平成15）年７月よりトレンチ発掘調査を実施している。同年12月17日に行われた山北町地方史研究会での安藤文一氏の講演「河村城跡発掘調査速報―南北朝から戦国時代の河村城を探る―」をもとに、発掘状況を見てみよう。

河村城跡は、南側を流れる酒匂川と北側の山北町の市街地に挟まれた丘陵地に位置し、中世（戦国期）には河村城が築かれていたが、その後河村城は廃止され、富士山宝永噴火のころには畑（みかん畑など）となっていた。宝永噴火で、この上に60～70cmにも達する焼砂・火山砂礫が堆積し、耕作不能の土地となった。自然堆積した場所を発掘すると、丘陵地の耕作土・黒土の上に、数cmの白い軽石層（最初の噴火で噴出）が堆積し、その上に黒いスコリア質の火山砂礫が60～70cm堆積していた。

そして、驚いたことに、当時の被災民たちは、叡智を注いで「天地返し」を実施し、これら降砂で埋まった畑を再び耕作可能な土地にしていたのである。

これまで史料上で「天地返し」という言葉は目にしていたが、実際に「天地返し」の断面を発掘したのは、これが初めてであった。機械力のない時代に、人力だけで１m以上も掘削し、下に埋もれた耕作土・黒土と上に降り積もった焼砂の天地を返して、畑を復元するという発想がすごい。大変な労力と時間がかかったことと思う。

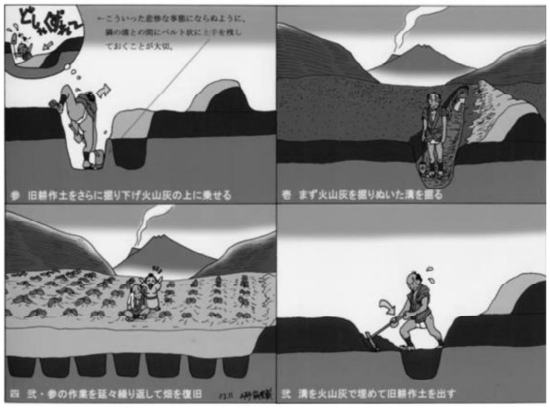


図４－３　「天地返し」の模式図（土砂崩壊氏作成）

【出典】災害教訓の継承に関する専門調査会報告書　1707 富士山宝永噴火
(中央防災会議　平成18年３月)



【出典】広域降灰WG報告 別添資料４



河村城址発掘現場(神奈川県足柄上郡山北町:萬年委員ご提供)

（参考）処理に当たって地方公共団体が活用可能な支援措置　①災害復旧事業

7. 火山灰の処理

■災害復旧事業
※降灰除去関係

担当：国土交通省水管理・国土保全局

概　　要： 火山の爆発に伴う多量の降灰が、「車馬の交通に著しい妨げのある崩土の堆積」と認められる場合、これの除去費用は災害復旧事業の対象となる。
※都道府県、市町村が管理する道路が対象（歩道のみは不可）
※「交通に著しい妨げのある」状況を確認するために、火山灰の堆積した路面において、車両の走行試験を実施し、採択基準となる火山灰の堆積厚を確認する。

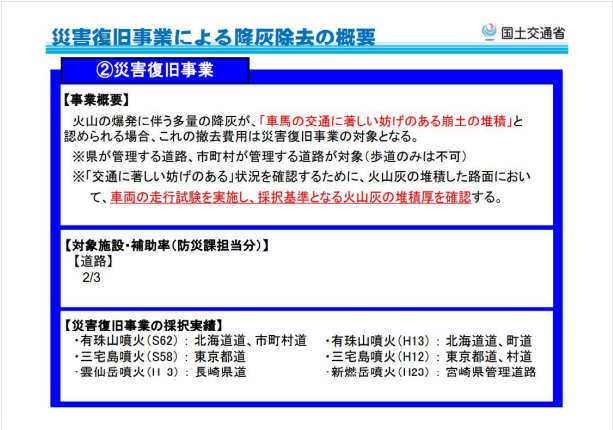
対　　象： 道路の復旧費用

補助要件： 車馬の交通に著しい妨げのある崩土の堆積が認められる場合（車両の走行試験を実施）

補助率等： ３分の２

地方財政措置： 補助災害復旧事業債
（充当率100%、交付税措置率95%）

※地方の実質的負担額1.7%



【出典】国土交通省HP「降灰除去に対する支援」
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/pdf/00-index-koubai-02.pdf

（参考）処理に当たって地方公共団体が活用可能な支援措置　②降灰除去事業

7. 火山灰の処理

■降灰除去事業

担当：国土交通省水管理・国土保全局、都市局

概　　要：火山の爆発に伴い多量の降灰があった市町村に対し、市町村が管理する道路、当該市町村の区域内の下水道、都市排水路、公園及び宅地について当該降灰の除去事業を実施した場合に、その費用の一部を補助。

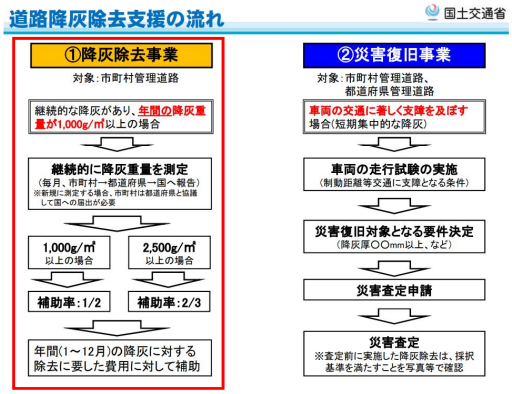
対　　象：道路・下水道・都市排水路・公園・宅地における降灰の除去費用

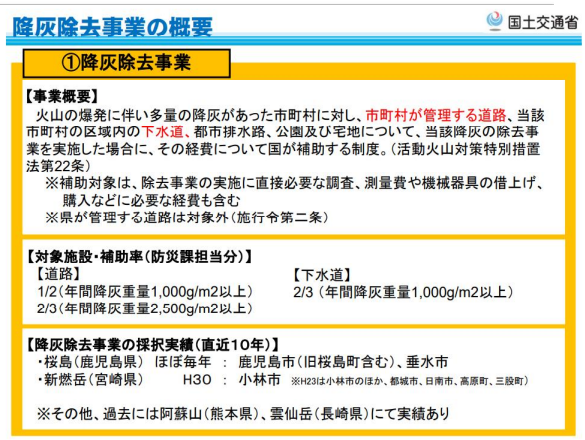
補助要件：①かつ②を満たすこと
① ２回以上降灰がある場合（連続する２月の期間において毎月1回以上降灰がある場合に限る）
② その年の１月から12月までの降灰重量の合計が1,000g/㎡以上の場合

補助率等：道路　：２分の１／３分の２（降灰量による）
下水道：３分の２
都市排水路、公園、宅地：２分の１

地方財政措置：①一般補助施設整備等事業債（充当率90%）
②①の地方債の当該年度の元利償還金の額に対し特別交付税措置（措置率：0.8）

※　地方の実質的負担額9.3%又は14%





【出典】国土交通省HP「降灰除去に対する支援」
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/pdf/00-index-koubai-02.pdf

（参考）処理に当たって地方公共団体が活用可能な支援措置　③都市災害復旧事業

7. 火山灰の処理

■都市災害復旧事業

担当：国土交通省都市局

概　　要：地方公共団体が管理する公園・都市施設等が被災した場合に、被災した施設を原形に復旧する、あるいは、被災前の効用を復旧する事業について費用の一部を負担。市街地が堆積土砂による災害を受けた場合に、市町村が行う堆積土砂排除事業について、その費用の一部を補助。

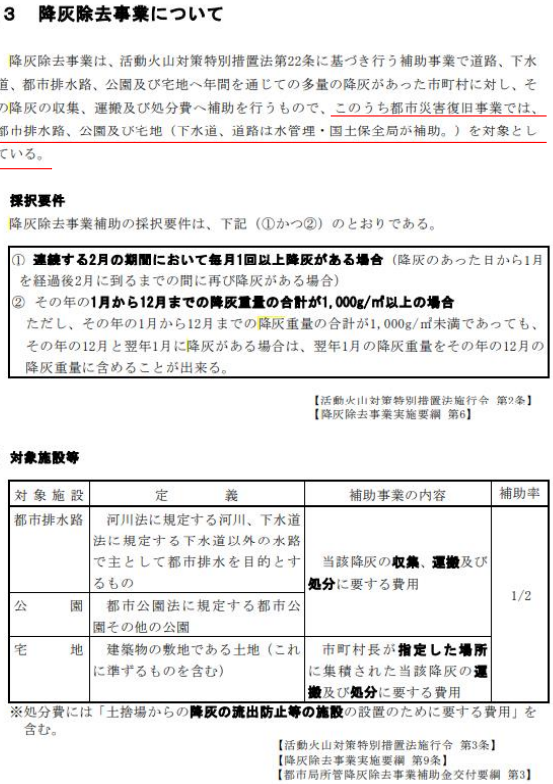
対　　象：都市排水路、公園、宅地における復旧費用
（※下水道、道路は水管理・国土保全局が補助）

補助要件：①かつ②を満たすこと
① 連続する２月の期間において毎月１回以上降灰がある場合（降灰のあった日から１月を経過後２月に到るまでの間に再び降灰がある場合）
② その年の１月から12月までの降灰重量の合計が1,000g/㎡以上の場合

補助率等：２分の１

地方財政措置：補助災害復旧事業債
（充当率100%、交付税措置率95%）

※地方の実質的負担額2.５%



第３　降灰除去事業について

降灰除去事業は、活動火山対策特別措置法第22条に基づき行う補助事業で道路、下水道、都市排水路、公園及び宅地へ年間を通じての多量の降灰があった市町村に対し、その降灰の収集、運搬及び処分費へ補助を行うもので、このうち都市災害復旧事業では、都市排水路、公園及び宅地（下水道、道路は水管理・国土保全局が補助。）を対象としている。

1　採択要件

降灰除去事業補助の採択要件は、下記（①かつ②）のとおりである。

① **連続する2月の期間において毎月1回以上降灰がある場合**（降灰のあった日から1月を経過後2月に到るまでの間に再び降灰がある場合）
② その年の**1月から12月までの降灰重量の合計が1,000g/㎡以上の場合**
ただし、その年の1月から12月までの降灰重量の合計が1,000g/㎡未満であっても、その年の12月と翌年1月に降灰がある場合は、翌年1月の降灰重量をその年の12月の降灰重量に含めることが出来る。

【活動火山対策特別措置法施行令　第2条】
【降灰除去事業実施要綱　第6】

2　対象施設等

対象施設	定義	補助事業の内容	補助率
都市排水路	河川法に規定する河川、下水道法に規定する下水道以外の水路で主として都市排水を目的とするもの	当該降灰の**収集**、**運搬**及び**処分**に要する費用	1/2
公園	都市公園法に規定する都市公園その他の公園		
宅地	建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む）	市町村長が**指定した場所**に集積された当該降灰の**運搬**及び**処分**に要する費用	

※処分費には「土捨場からの**降灰の流出防止等の施設**の設置のために要する費用」を含む。

【活動火山対策特別措置法施行令　第3条】
【降灰除去事業実施要綱　第9条】
【都市局所管降灰除去事業補助金交付要綱　第3】

【出典】都市災害復旧事業等事務必携（国土交通省　令和６年９月）
https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001769611.pdf

（参考）処理に当たって地方公共団体が活用可能な支援措置 ④農地災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業

7. 火山灰の処理

■農地災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業

担当：農林水産省農村振興局

概　　要：自然災害により被災した農地及び農業用施設の復旧に要する経費の一部を補助。

対　　象：自然災害で被災した農地、農業用施設の復旧費用

補助要件：降灰の場合には、降灰等の平均の厚さが、粒径1mm以下の場合2cm以上、粒径0.25mm以下の場合には5cm以上であること等

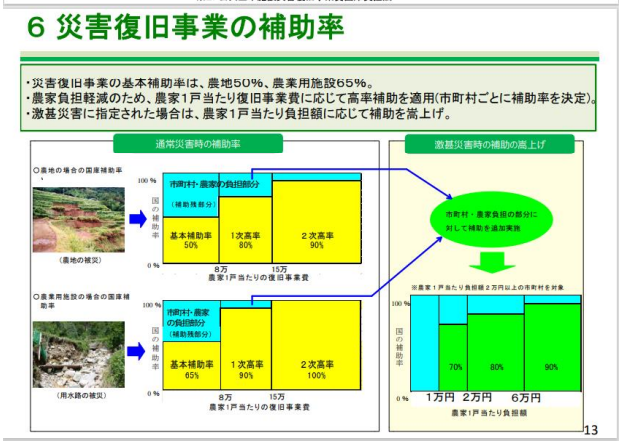
補助率等：農地50%、農業用施設65%補助
（農家1戸当たり復旧事業費に応じて高率補助を適用、激甚災害指定によるかさ上げあり）

地方財政措置：（例）農地の補助災害の場合
補助災害復旧事業債
（充当率90%、交付税措置率95%）

※地方の実質的負担額7.25%（基本補助率の場合）
その他、災害規模等により交付税措置率が細かく分かれており、詳細は農林水産省ホームページより確認可能。
https://www.maff.go.jp/j/nousin/tizai/jutousannyu.html#b02

【出典】農林水産省HP「災害復旧事業」
https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/





（参考）処理に当たって地方公共団体が活用可能な支援措置 ⑤災害等廃棄物処理事業

7. 火山灰の処理

降灰により発生する災害廃棄物の処理

■災害等廃棄物処理事業

担当：環境省環境再生・資源循環局

概　　要：市町村が行う災害等により特に必要となった廃棄物の処理費用を補助

対　　象：宅地

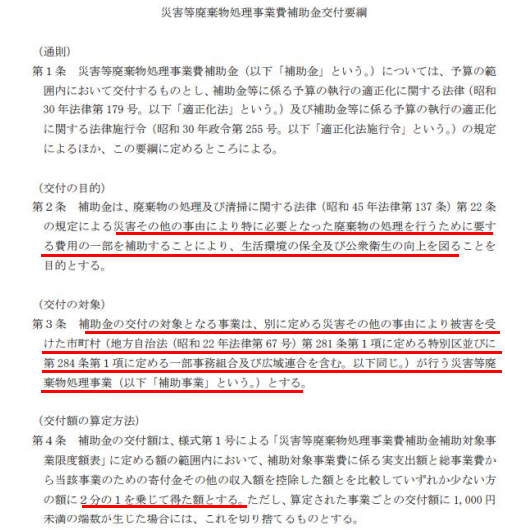
補助要件：災害廃棄物の処理（火山灰を除く）

補助率等：２分の１

地方財政措置：地方負担の80%について特別交付税措置

※地方の実質的負担額10%

【出典】災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領　（環境省）https://www.env.go.jp/content/900538150.pdf



災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　災害等廃棄物処理事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　補助金は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137条）第22条の規定による災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

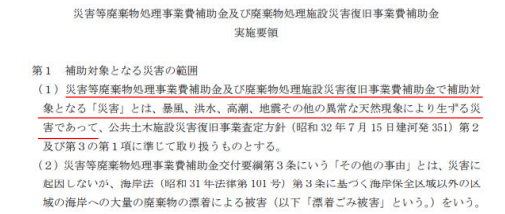
（交付の対象）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、別に定める災害その他の事由により被害を受けた市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第１項に定める特別区並びに第284条第１項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う災害等廃棄物処理事業（以下「補助事業」という。）とする。

（交付額の算定方法）

第４条　補助金の交付額は、様式第１号による「災害等廃棄物処理事業費補助金補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助対象事業費に係る実支出額と総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に２分の１を乗じて得た額とする。ただし、算定された事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱
https://www.env.go.jp/content/000124141.pdf



災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金
実施要領

第１　補助対象となる災害の範囲

（１）災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金で補助対象となる「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害であって、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年７月15日建河発351）第２及び第３の第１項に準じて取り扱うものとする。

（２）災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱第３条にいう「その他の事由」とは、災害に起因しないが、海岸法（昭和31年法律第101号）第３条に基づく海岸保全区域以外の区域の海岸への大量の廃棄物の漂着による被害（以下「漂着ごみ被害」という。）をいう。

国土交通省所管特殊地下壕等対策事業実施要領

（昭和 49 年 8 月 3 日 建設省都街発第 44-1 号
建設省都市局長から都道府県知事、指定都市の長あて
最終改正　令和 7 年 3 月 25 日　国都安第 156 号）

第１　目　的

この実施要領は、市街地に現存する特殊地下壕（農地等に係るもので陥没等により市街地に影響を及ぼすおそれのあるものを含む。）で、陥没等が顕著で危険度が増し、放置し難い場合、又は都市災害復旧事業に伴い埋戻し、防災処理等が必要となった場合について、地方公共団体がそれらの対策を実施する場合、及び、市街地に現存する亜炭鉱廃坑のうち、南海トラフ巨大地震の発生時に避難所等となる公共施設及び重要な住宅等の建築物の敷地に存在するものについて、地方公共団体が埋戻し等の対策を実施する場合、国は、この実施要領によって予算の範囲内で地方公共団体に補助を行い、もって民生の安定を図り公共の福祉を確保することを目的とする。

第２　定　義

１　「特殊地下壕」とは、戦時中に旧軍、地方公共団体、その他これに準ずるものが築造した防空壕等をいう。

２　「亜炭鉱廃坑」とは、鉱業権の設定を受けた者が採掘した亜炭の鉱山の廃坑をいう。

３　「特殊地下壕等対策事業」とは、下記の事業をいう。

ア　陥没、落盤又は壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、建築物等に対する危険度が増し、放置し難い特殊地下壕の全部又は一部の埋戻し等を行う事業

イ　都市計画区域内の都市施設が被災しその復旧に伴い特殊地下壕の埋戻し、防災処理等が必要となったものについて、壕の埋戻し及び壕口並びにその両側に土留壁を設けて施行する等必要最小限度の工事を行う事業

ウ　南海トラフ巨大地震において 6 弱以上の震度が想定される都府県の管内に存在する亜炭鉱廃坑（当該亜炭鉱に係る鉱業権の設定を受けた者が消滅しているもの又は無資力であるものに限る。）のうち、経済産業省が実施する南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業に採択され、当該事業の一環として行われる地盤ぜい弱性実地調査により震度 6 弱から 5 弱の地震により陥没又は落盤が発生する蓋然性が高いとされた箇所で、かつ地方公共団体により南海トラフ巨大地震に備えて地域防災計画等において当該震度の地震発生後も特定の機能を維持できるよう位置付けられた避難所等となる公共施設及び重要な住宅その他の建築物の敷地に存在するものについて、壁面のひび割れ、出水等が見られ、放置し難い場合にその全部又は一部の埋戻し等を行う事業

４　「市街地」とは、都市計画区域及び区域外の人家、工場等の集落地をいう。

５　「農地等」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年 5 月 10 日法律第 169 号）第 2 条第 1 項から第 4 項までに規定されている施設をいう。

第３　事業主体

特殊地下壕等対策事業は、地方公共団体が行う。

第４　適用除外

他省庁の所管に係る特殊地下壕並びに経済産業省が所管する特定鉱害復旧事業、旧鉱物採掘区域災害復旧事業及び南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業（地盤ぜい弱性実地調査を除く。）の対象となる亜炭鉱廃坑を除く。

第５　国の補助

国は事業主体に対して、特殊地下壕等対策事業（1 箇所当りの事業費 200 万円以上のものに限る。）に要する費用について予算の範囲内において、その 2 分の 1 以内を補助することができる。

第６　監督等

国土交通大臣は事業主体に対して、この要領の施行のため必要な限度において、特殊地下壕等対策事業の適正な施行を確保するため必要な措置を命じ、又必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

第７　その他

第２の３ア及びウに定める内容の事業については、アは令和 8 年度まで、ウは令和 10 年度までにそれぞれ採択されたものとする。

附　則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この要領は、平成 26 年 2 月 6 日（平成 25 年度補正予算成立の日）から適用する。

附　則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

国土交通省所管特殊地下壕等対策事業の運用方針

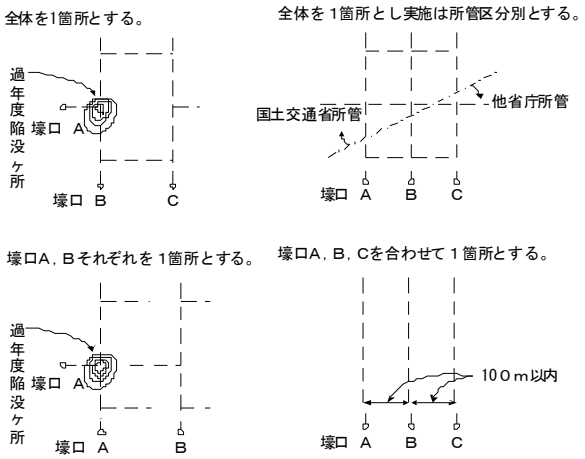
（昭和 49 年 8 月 3 日 建設省街発第 44-2 号
建設省都市局街路課長から都道府県主幹部長、指定都市主幹局長あて）
最終改正　平成 26 年 2 月 6 日　国都防第 84 号

1　実施要領第２の１における「その他これに準ずるもの」とは軍需工場、町内会（地方公共団体の指示によるもの）をいう。

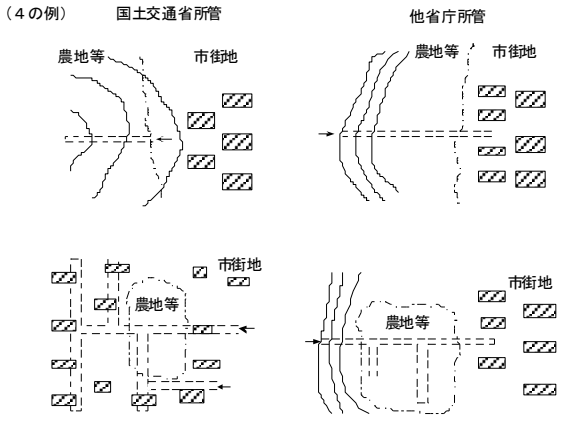
2　実施要領第２の１における「防空壕等」とは防空壕、防火水槽をいう。

3　実施要領第５における「１箇所当たりの事業費が 200 万円以上のもの」の取扱いについては、特殊地下壕においては、壕口が１箇所又は数箇所であっても壕内が同一機能であったもの及び隣接する壕口間の距離が 100m 以内のものは１箇所とし、亜炭鉱廃坑においては、避難所その他の施設の機能を維持できるよう地域防災計画等に位置づけられた一団の建築物の敷地を単位とする。

（３の特殊地下壕の例）



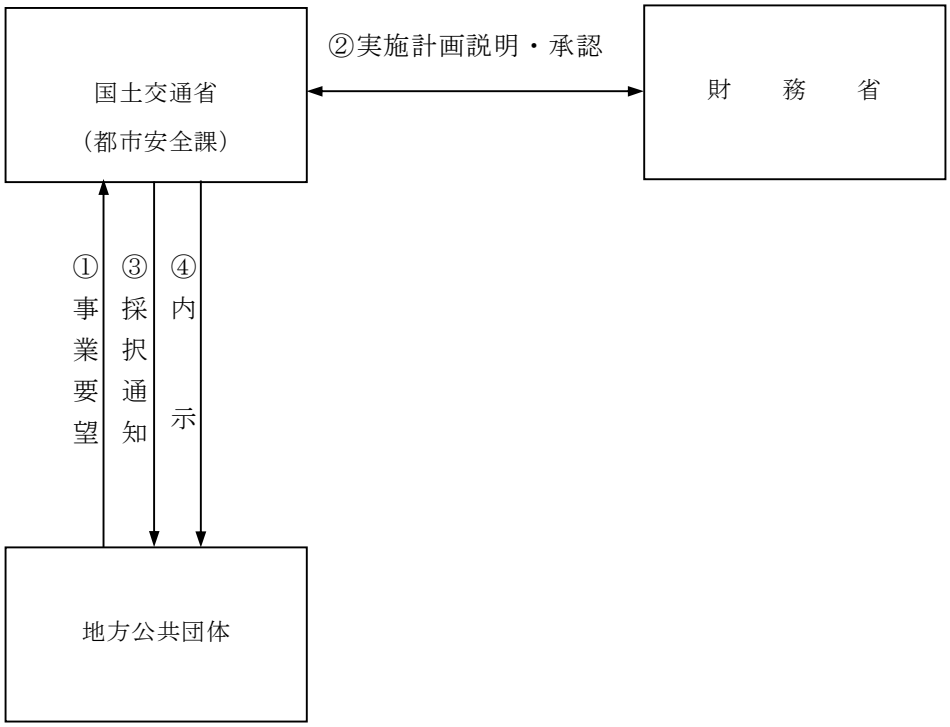
4　実施要領第１における「（陥没等により市街地に影響を及ぼすおそれのあるもの）」とは農地等に係る特殊地下壕で陥没等により、市街地に危険を及ぼすおそれのある場合、市街地に農地等の一部が存する場合等をいう。



5　現状では採択の必要はないが、他の事業（宅地造成事業、道路事業等）により危険となり埋戻等が必要となった場合は、本事業では採択しないものとする。

6　本事業の採択手順は、下記によるものとする。

○実施要領第２　３　ア及びウの事業



○実施要領第２　３　イの事業

都市災害復旧事業の現地査定に併せ、これに準じて現地査定を実施する。

附　則

この運用方針は、平成 26 年 2 月 6 日（平成 25 年度補正予算成立の日）から適用する。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（抄）

〔昭和 25 年　5 月 10 日　法律第 169 号〕
最終改正　平成 30 年　5 月 18 日　法律第　23 号

（目的）

第一条　省略

（定義）

第二条　この法律で「農地」とは耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）の目的に供される土地をいい、「農業用施設」とは農地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて次に掲げるものをいう。

一　かんがい排水施設

二　農業用道路

三　農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設

2　この法律で「林業用施設」とは、林地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて左に掲げるものをいう。

一　林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。以下同じ。）

二　林道

3　この法律で「漁業用施設」とは、漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であつて次に掲げるものをいう。

一　沿岸漁場整備開発施設（消波施設その他政令で定めるものに限る。）

二　漁港施設（漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設及び水域施設に限る。以下同じ。）

4　この法律で「共同利用施設」とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合その他営利を目的としない法人で政令で定めるものの所有する倉庫、加工施設、共同作業場その他の農林水産業者の共同利用に供する施設でその所有者の区分ごとに政令で定めるものをいう。

以下、省略

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（抄）

〔昭和 25 年 5 月 20 日　政令第 152 号〕
最終改正　平成 24 年 12 月 21 日　政令第 301 号

（沿岸漁場整備開発施設）

第一条　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第一号の政令で定める沿岸漁場整備開発施設は、護岸、堤防、突堤、導流堤及び水路（しゆんせつによるものを除く。）並びに水産動植物の定着のための捨石工その他の施設で農林水産大臣の定める基準に適合するものとする。

（共同利用施設の所有者）

第一条の二　法第二条第四項の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一　農事組合法人であつて、組合員たる資格、組合員の加入及び脱退に関する事項、組合員の属する世帯数その他農林水産大臣の定める事項が農林水産大臣の定める基準に適合するもの

二　農業、林業又は水産業の振興を主たる目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次に掲げる者が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を保有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの

イ　農業の振興を主たる目的とする法人にあつては、農業を営む者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人又は地方公共団体

ロ　林業の振興を主たる目的とする法人にあつては、林業を営む者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は地方公共団体

ハ　水産業の振興を主たる目的とする法人にあつては、水産業を営む者、水産業協同組合又は地方公共団体

三　地方公共団体

（共同利用施設の種類）

第一条の三　法第二条第四項の所有者の区分ごとに政令で定める施設は、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合並びに前条第一号及び第二号に掲げる者の所有に係るものにあつては農林水産物（その加工品を含む。）倉庫、農林水産業用生産資材倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業用生産資材（堆肥その他の自給的資材に限る。）製造施設、共同作業場、産地（水揚地を含む。）市場施設、種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、養殖施設、農林水産業用機具（漁船を含む。）修理施設、通信施設、電気供給施設、製氷冷凍冷蔵施設（貯氷施設を含む。）、給水施設、給油施設、林産物搬送施設、家畜診療施設、公害防止施設（農林水産物の生産又は処理加工に伴つて生ずる公害の防止のために必要なものに限る。以下この条において同じ。）及び鳥獣侵入防止施設とし、前条第三号に掲げる者の所有に係るものにあつては種苗生産

施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設及び鳥獣侵入防止施設とする。

以下、省略

特 別 交 付 税 に 関 す る 省 令（抄）

（ 昭和５１年１２月２４日　自治省令第３５号 ）

最終改正：令和4年12月12日総務省令第76号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第五条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項並びに第二十条第四項の規定に基づき、特別交付税に関する省令を次のように定める。

（算定資料の提出）

第一条　都道府県知事は、総務大臣の定める様式によつて、当該都道府県の特別交付税の額の算定に用いる資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに総務大臣に提出しなければならない。

２　市町村長は、総務大臣の定める様式によつて、当該市町村の特別交付税の額の算定に用いる資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに都道府県知事に提出しなければならない。

第二条～第三条　略

（道府県に係る三月分の算定方法）

第四条　各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。

一　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第十号二、第十四号、第十九号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第四十一号、第四十八号、第五十二号、第五十三号、第五十五号、第五十六号、第五十七号一、第六十号から第六十三号まで、第六十八号、第六十九号、第七十三号から第七十五号まで、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十八号及び第九十二号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一～十四　略	略
十五　特殊地下壕等対策事業に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　特殊地下壕等対策事業のために国が交付する補助金（次号において「特殊地下壕等対策事業補助金」という。）を受けて行う事業に要する経費のうち道府県が負担すべき額に〇・八を乗じて得た額 二　特殊地下壕等対策事業（特殊地下壕対策事業補助金の交付を受けて施行するものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額
十六　以降略	以降略

二 ～ 四 略

2 ～ 3 略

（市町村に係る三月分の算定方法）

第五条 各市町村に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額に第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一 ～ 二 略

三 次に掲げる額の合算額

イ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第二号二、第四号、第十号、第十三号、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第三十四号一、第四十号、第四十五号、第四十六号、第四十八号、第四十九号、第五十号一、第五十三号、第五十五号、第五十六号、第六十一号、第六十四号から第六十六号まで、第七十二号から第七十五号まで、第七十九号及び第八十五号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一～二 略	略
三 特殊地下壕等対策事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四 以降略	以降略

以下、省略

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（抄）

（平成２３年５月２日　法律第４０号）

最終改正　令和4年5月2日 法律第37号

第一章　総　則

（趣旨）

第一条　この法律は、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

２　この法律において「特定被災地方公共団体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものをいう。

３　この法律において「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域をいう。

第二章　特別の災害復旧事業についての補助

第三条　国は、特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体が加入する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合に対し、東日本大震災による被害を受けた次に掲げる施設の災害復旧事業について、その事業費の一部を、予算の範囲内において、補助する。

一　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定する水道施設（同条第二項に規定する水道事業若しくはこれに類する事業として政令で定めるもの又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に係るものに限る。）

二　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定する工業用水道施設（同条第四項に規定する工業用水道事業に係るものに限る。）

三　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第六項に規定する改良住宅又は同条第七項に規定する地区施設

四　警察施設のうち信号機、道路標識、道路標示又は交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項第一号ロに規定する交通管制センター

五　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる都市施設で政令で定めるもの

六　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第二項に規定する一般廃棄物の処理施設で政令で定めるもの

七　集落排水施設

2　前項の規定により国が事業費の一部を補助する場合における当該災害復旧事業費に対する国の補助率（特定被災地方公共団体である県に係るものに限る。）は、第六項の規定により決定された前項各号に掲げる事業ごとの当該県の災害復旧事業費の総額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額の当該災害復旧事業費の総額に対する率による。

一　平成二十三年度における当該県の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第四項に規定する標準税収入をいい、次号において「標準税収入」という。）の百分の四十までに相当する額については、百分の八十

二　前号に規定する標準税収入の百分の四十を超える額に相当する額については、百分の九十

3　前項の規定は、特定被災地方公共団体である市町村の災害復旧事業費の総額に係る国の補助率の算定方法について準用する。この場合において、同項各号中「百分の四十」とあるのは、「百分の二十」とする。

4　前二項の災害復旧事業費の総額には、特定被災地方公共団体が加入する地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合の施行する災害復旧事業の事業費で、当該一部事務組合又は広域連合に加入するそれぞれの特定被災地方公共団体の負担すべきものを含むものとする。

5　前項の一部事務組合又は広域連合の行う災害復旧事業の事業費に対して国が第一項の規定によりその事業費の一部を補助する場合における当該事業費に対する国の補助率は、当該一部事務組合又は広域連合に加入する特定被災地方公共団体が当該一部事務組合又は広域連合の規約で災害復旧事業費の分担について定めた割合を、第二項（第三項において準用する場合を含む。第七項及び第九項において同じ。）の規定により算定した当該特定被災地方公共団体に対する国の補助率に乗じたものの和とする。

6　第一項の規定により国がその事業費の一部を補助する災害復旧事業の事業費は、特定被災地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して主務大臣が決定する。

7　国は、前項の規定により災害復旧事業費を決定したときは、当該特定被災地方公共団体に対し、当該災害復旧事業が施行される各年度において、第二項の規定による国の補助率により補助する。

8　第一項第七号に掲げる施設に係る前項の規定による補助金の交付の事務は、農林水産大臣が行う。

9　第七項の場合において、国は、第二項の規定による国の補助率が決定する前でも、予算の範囲内において、各年度において施行される災害復旧事業の事業費の三分の二に相当する額を下らない額により、補助金を概算交付することができる。この場合においては、当該年度末において、精算するものとする。

（以下略）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令（抄）

（平成２３年５月２日　政令第１２７号）

最終改正　平成24年2月22日　政令第33号

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定被災地方公共団体）

第一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（次条において「法」という。）第二条第二項の政令で定める市町村は、別表第一のとおりとする。

（特定被災区域）

第二条　法第二条第三項の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村のうち政令で定めるものは、別表第二のとおりとする。

2　法第二条第三項のこれに準ずる市町村として政令で定めるものは、別表第三のとおりとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二三年八月一七日政令第二六一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二四年二月二二日政令第三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

別表第一　（第一条関係）

北海道	茅部郡鹿部町　二海郡八雲町　広尾郡広尾町　厚岸郡浜中町
青森県	八戸市　三沢市　上北郡おいらせ町　三戸郡階上町
岩手県	宮古市　大船渡市　花巻市　北上市　久慈市　遠野市　一関市 陸前高田市　釜石市　奥州市　岩手郡滝沢村　紫波郡矢巾町 西磐井郡平泉町　気仙郡住田町　上閉伊郡大槌町　下閉伊郡山田町 同郡岩泉町　同郡田野畑村　同郡普代村　九戸郡野田村　同郡洋野町
宮城県	仙台市　石巻市　塩竈市　気仙沼市　白石市　名取市　角田市　多賀城市 岩沼市　登米市　栗原市　東松島市　大崎市　刈田郡蔵王町 同郡七ケ宿町　柴田郡大河原町　同郡村田町　同郡柴田町　同郡川崎町 伊具郡丸森町　亘理郡亘理町　同郡山元町　宮城郡松島町　同郡七ケ浜町 同郡利府町　黒川郡大和町　同郡大郷町　同郡富谷町　同郡大衡村 加美郡色麻町　同郡加美町　遠田郡涌谷町　同郡美里町　牡鹿郡女川町

	本吉郡南三陸町
福島県	福島市　郡山市　いわき市　白河市　須賀川市　相馬市　二本松市 田村市　南相馬市　伊達市　本宮市　伊達郡桑折町　同郡国見町 同郡川俣町　安達郡大玉村　岩瀬郡鏡石町　同郡天栄村　耶麻郡猪苗代町 河沼郡湯川村　西白河郡西郷村　同郡泉崎村　同郡中島村　同郡矢吹町 東白川郡棚倉町　同郡矢祭町　同郡塙町　同郡鮫川村　石川郡玉川村 同郡浅川町　同郡古殿町　田村郡三春町　同郡小野町　双葉郡広野町 同郡楢葉町　同郡富岡町　同郡川内村　同郡大熊町　同郡双葉町 同郡浪江町　同郡葛尾村　相馬郡新地町　同郡飯舘村
茨城県	水戸市　日立市　土浦市　石岡市　結城市　下妻市　常総市　常陸太田市 高萩市　北茨城市　笠間市　取手市　牛久市　つくば市　ひたちなか市 鹿嶋市　潮来市　常陸大宮市　那珂市　筑西市　坂東市　稲敷市 かすみがうら市　桜川市　神栖市　行方市　鉾田市　つくばみらい市 小美玉市　東茨城郡茨城町　同郡大洗町　同郡城里町　那珂郡東海村 稲敷郡美浦村　同郡河内町　北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市　真岡市　大田原市　矢板市　那須塩原市　那須烏山市 芳賀郡益子町　同郡市貝町　同郡芳賀町　塩谷郡高根沢町　那須郡那須町 同郡那珂川町
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市　銚子市　船橋市　成田市　佐倉市　旭市　習志野市　我孫子市 浦安市　印西市　匝瑳市　香取市　山武市　印旛郡栄町　香取郡神崎町 山武郡大網白里町　同郡九十九里町　同郡横芝光町　長生郡白子町
新潟県	十日町市　中魚沼郡津南町
長野県	下高井郡野沢温泉村　下水内郡栄村

別表第二　（第二条第一項関係）

青森県	八戸市　上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市　宮古市　大船渡市　花巻市　北上市　久慈市　遠野市　一関市 陸前高田市　釜石市　二戸市　八幡平市　奥州市　岩手郡雫石町 同郡葛巻町　同郡岩手町　同郡滝沢村　紫波郡紫波町　同郡矢巾町 和賀郡西和賀町　胆沢郡金ケ崎町　西磐井郡平泉町　気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町　下閉伊郡山田町　同郡岩泉町　同郡田野畑村 同郡普代村　九戸郡軽米町　同郡野田村　同郡九戸村　同郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市　石巻市　塩竈市　気仙沼市　白石市　名取市　角田市　多賀城市 岩沼市　登米市　栗原市　東松島市　大崎市　刈田郡蔵王町 同郡七ケ宿町　柴田郡大河原町　同郡村田町　同郡柴田町　同郡川崎町 伊具郡丸森町　亘理郡亘理町　同郡山元町　宮城郡松島町　同郡七ケ浜町

	同郡利府町　黒川郡大和町　同郡大郷町　同郡富谷町　同郡大衡村 加美郡色麻町　同郡加美町　遠田郡涌谷町　同郡美里町　牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市　会津若松市　郡山市　いわき市　白河市　須賀川市　喜多方市 相馬市　二本松市　田村市　南相馬市　伊達市　本宮市　伊達郡桑折町 同郡国見町　同郡川俣町　安達郡大玉村　岩瀬郡鏡石町　同郡天栄村 南会津郡下郷町　同郡檜枝岐村　同郡只見町　同郡南会津町 耶麻郡北塩原村　同郡西会津町　同郡磐梯町　同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町　同郡湯川村　同郡柳津町　大沼郡三島町　同郡金山町 同郡昭和村　同郡会津美里町　西白河郡西郷村　同郡泉崎村　同郡中島村 同郡矢吹町　東白川郡棚倉町　同郡矢祭町　同郡塙町　同郡鮫川村 石川郡石川町　同郡玉川村　同郡平田村　同郡浅川町　同郡古殿町 田村郡三春町　同郡小野町　双葉郡広野町　同郡楢葉町　同郡富岡町 同郡川内村　同郡大熊町　同郡双葉町　同郡浪江町　同郡葛尾村 相馬郡新地町　同郡飯舘村
茨城県	水戸市　日立市　土浦市　石岡市　龍ケ崎市　下妻市　常総市 常陸太田市　高萩市　北茨城市　笠間市　取手市　牛久市　つくば市 ひたちなか市　鹿嶋市　潮来市　常陸大宮市　那珂市　筑西市　稲敷市 かすみがうら市　桜川市　神栖市　行方市　鉾田市　つくばみらい市 小美玉市　東茨城郡茨城町　同郡大洗町　同郡城里町　那珂郡東海村 久慈郡大子町　稲敷郡美浦村　同郡阿見町　同郡河内町　北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市　小山市　真岡市　大田原市　矢板市　那須塩原市　さくら市 那須烏山市　芳賀郡益子町　同郡茂木町　同郡市貝町　同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町　那須郡那須町　同郡那珂川町
千葉県	千葉市　旭市　習志野市　我孫子市　浦安市　香取市　山武市 山武郡九十九里町
新潟県	十日町市　上越市　中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

別表第三　（第二条第二項関係）

青森県	三沢市　三戸郡階上町
茨城県	古河市　結城市　坂東市
栃木県	足利市　佐野市
埼玉県	久喜市
千葉県	銚子市　市川市　船橋市　松戸市　野田市　成田市　佐倉市　東金市 柏市　八千代市　印西市　富里市　匝瑳市　印旛郡酒々井町　同郡栄町 香取郡神崎町　同郡多古町　同郡東庄町　山武郡大網白里町 同郡横芝光町　長生郡白子町

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（抄）

（平成23年5月2日　政令第134号）

最終改正　令和2年11月20日　政令第329号

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三条第一項第五号、第百三十五条及び第百三十七条並びに港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十五条の七第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（補助の対象となる都市施設）

第一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。)第三条第一項第五号の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。

一　道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第二項第一号、第四号及び第九号並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の三第一号に掲げる施設を含む。）のうち、同法第十八条第二項の規定による供用開始の公示がなされていないもの（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示のあったもの及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業により築造されたものに限る。）で、地方公共団体又は土地区画整理組合が管理するもの

二　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設で道路と鉄道とを立体交差とするもののうち、同法第十二条第三項の規定による検査を終了していないもので、地方公共団体（同法第七条第一項に規定する鉄道事業者であるものを除く。）又は土地区画整理組合が管理するもの

三　駅前広場並びに一般公共の用に供される自動車駐車場、自転車駐車場及び鉄道を横断して設けられている通路のうち、地方公共団体が管理するもの（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号）第一条第七号に定めるものに該当するものを除く。）

四　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第三十一条各号に掲げる施設（国土交通大臣の指定するものを除く。）で、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第一号に掲げる公園若しくは緑地に設けられ、又は都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内の同法第十一条第一項第二号に掲げる施設に設けられたもののうち、地方公共団体が管理するもの（公共土木施設災害復旧事業費国庫

負担法施行令第一条第十一号に定めるものに該当するものを除く。）

五　都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内にある排水施設のうち、地方公共団体が管理するもの

（以下略）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する省令（抄）

（平成２３年５月２日　国土交通省令第４０号）

（公園の施設）

第一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（以下「令」という。）第一条第四号に規定する国土交通大臣の指定する施設は、植栽及び生け垣とする。

第二条～七条　省略

附　則

この省令は、公布の日から施行する

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（抄）

（平成23年3月13日　政令第18号）

最終改正　令和4年3月24日政令第73号

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第七条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条並びに第二十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
東日本大震災	法第三条から第六条まで、第七条（第三号に係る部分に限る。）、第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条並びに中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第四百六十八号）の規定によりなお従前の例によることとされる中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十二号）附則第十五条の規定による改正前の法第十三条に規定する措置

備考　上欄の東日本大震災とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

（法第七条第三号の政令で定める養殖施設及びその災害復旧事業の補助率）

第二条　前条の激甚災害についての法第七条第三号の政令で定める養殖施設は、次に掲げるものであって当該激甚災害の発生の際に養殖の用に供されていたものとし、それぞれその災害復旧事業に係る同条の政令で定める率は、いずれも十分の九とする。

一　魚類養殖施設

二　貝類養殖施設

三　海藻類養殖施設

四　前三号に掲げる養殖施設以外の養殖施設

（法第八条 の政令で定める都道府県）

第三条　第一条の激甚災害についての法第八条第一項の政令で定める都道府県は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、三重県及び高知県とする。

２　第一条の激甚災害についての法第八条第二項の政令で定める都道府県は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県とする。

（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）

第四条　第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日とする。

（法第十二条第一項第一号の政令で定める地域等の特例）

第五条　第一条の激甚災害についての令第二十五条（令第四十八条において準用する場合を含む。）、第二十六条及び第二十七条の規定の適用については、令第二十五条中「激甚災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する被害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条及び第二十七条において「激甚災害による被災区域」という。）」とあり、令第二十六条各号中「激甚災害による被災区域」とあり、及び令第二十七条中「激甚災害による被災区域」とあるのは「全国の区域」と、同条第一号中「加工施設、検査施設」とあるのは「加工施設、販売施設、検査施設」とする。

（法第十六条第一項の政令で定める施設等の特例）

第六条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団体については、令第三十三条並びに第四十三条第一項第二号及び第三号の特定地方公共団体とみなして、これらの規定を適用する。

（法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日）

第七条　第一条の激甚災害についての法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日は、平成二十四年九月三十日とする。

附　則　（略）

東日本大震災による災害復旧事業の査定等の簡素化について

（平成２３年４月１９日　国都防第１１号
国土交通省都市・地域整備局都市・地域安全課
都市・防災対策推進室長から青森県、岩手県、
宮城県、仙台市、福島県、茨城県、千葉県、千
葉市、東京都の担当部局長あて）

災害復旧事業の災害査定等については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和３１年１２月１０日付け建設省発河第１１４号建設事務次官通知）」及び「公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針（昭和５９年９月１４日付け建設省都街発第３５号建設省都市局長通知）」並びに「都市災害復旧事業事務取扱方針（昭和３７年８月１４日付け建設省都発第１９４号建設省都市局長通知）」等により行っているところであるが、東日本大震災による激甚な被害の発生状況に鑑み、災害査定事務の速やかな処理を図るため、東日本大震災災害に限り、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴管下市町村に対しても、この旨周知徹底方取り計らわれたい。

記

１．　机上査定の適用限度額を現行３００万円未満から５０００万円未満に引き上げる。

２．　設計書添付図面（平面図及び標準断面図）を簡素化し、標準断面図による積上げをすることができるものとする

３．　総合単価の使用については「平成２３年東北地方太平洋沖地震による災害復旧事業の査定等の簡素化について（平成２３年４月１１日付け国土交通省河川局防災課課長補佐発出事務連絡）」によることとする。

平成２３年東北地方太平洋沖地震による災害復旧事業の査定の簡素化について

（平成２３年４月１１日
国土交通省河川局防災課課長補佐から青森県、岩手県、宮城県、仙台市、福島県、茨城県、千葉県、千葉市、東京都の担当課長あて）

標記について、平成23年東北地方太平洋沖地震による甚大な被害の発生状況を鑑み、災害復旧事業の速やかな処理を図るため、下記のとおり取扱うこととしたので通知する。

なお、貴管内市町村に対してもこの旨周知することをお願いする。

記

１．～２．　略

３．　総合単価を使用することができる一箇所工事の国庫負担申請額を、一千万円未満から一億円未満に引き上げる。

４．以降　略

東日本大震災による災害復旧事業の査定等の簡素化について

（平成２３年５月１１日　国都防第１９号
国土交通省都市・地域整備局都市・地域安全課
都市・防災対策推進室長から青森県、岩手県、
宮城県、仙台市、福島県、茨城県、千葉県、千
葉市、東京都の担当部局長あて）

災害復旧事業の災害査定等については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和３１年１２月１０日付け建設省発河第１１４号建設事務次官通知）」及び「公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針（昭和５９年９月１４日付け建設省都街発第３５号建設省都市局長通知）」並びに「都市災害復旧事業事務取扱方針（昭和３７年８月１４日付け建設省都発第１９４号建設省都市局長通知）」等により行っているところであるが、東日本大震災による激甚な被害の発生状況に鑑み、災害査定事務の速やかな処理を図るため、東日本大震災災害に限り、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴管下市町村に対しても、この旨周知徹底方取り計らわれたい。

記

１．　「公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針（昭和５９年９月１４日付け建設省都街発第３５号建設省都市局長通知）」第１５（保留）（１）に定める一箇所の決定見込金額を「４億円以上」から「３０億円以上」に引き上げる。

２．　「都市災害復旧事業事務取扱方針（昭和３７年８月１４日付け建設省都発第１９４号建設省都市局長通知）」第６（保留工事）３に定める一箇所の決定見込額を「１億円以上」から「５億円以上」に引き上げる。

３．　総合単価の使用工種等を拡大（５種１６規格の追加）とする。

平成２３年発生災における災害復旧事業の設計変更の取扱いについて（通知）

（平成２４年４月１７日　国水防第９２０号
国土交通事務次官から青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、新潟県、岐阜県、三重県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県の各都県知事、仙台市、千葉市の各市長あて）

標記について、平成２３年に発生した東日本大震災、新潟・福島豪雨、台風１２号、台風１５号による甚大な被害の発生状況に鑑み、災害復旧事業の速やかな処理を図るため、下記のとおり取扱うこととしたので通知する。

なお、貴管内市町村（政令市を除く）に対してもこの旨周知することをお願いする。

記

１．「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和31年12月10日付け建河発第114号建設事務次官通知）」第二十第一項第一号について、軽微な変更となる工事費の増減について、「三割以内で、かつ、一千万円以下のもの」を「三割以内で、かつ、五千万円以下のもの」とする。

【島根県知事宛のみ】

１．島根県広瀬土木事業所管内について、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和31年12月10日付け建河発第114号建設事務次官通知）」第二十第一項第一号について、軽微な変更となる工事費の増減について、「三割以内で、かつ、一千万円以下のもの」を「三割以内で、かつ、五千万円以下のもの」とする。

平成 28 年熊本地震による災害復旧事業の査定の簡素化について（通知）

（平成 28 年 5 月 27 日　国都安第 10 号
国土交通省都市局都市安全課長から熊本県土木部
道路都市局長、熊本市都市建設局長あて）

災害復旧事業の災害査定等については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和 31 年 12 月 10 日付け建設省発河第 114 号建設事務次官通知）」及び「公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針（昭和 59 年 9 月 14 日付け建設省都街発第 35 号建設省都市局長通知）」並びに「都市災害復旧事業事務取扱方針（昭和 37 年 8 月 14 日付け建設省都発第 194 号建設省都市局長通知）」等により行っているところであるが、平成 28 年熊本地震による激甚な被害の発生状況に鑑み、災害査定事務の速やかな処理を図るため、平成 28 年熊本地震による災害に限り、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴管下市町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底方取り計らわれたい。

記

１．机上査定の適用限度額を現行３００万円未満から２０００万円未満に引き上げる。

２．設計図書添付図面（平面図及び標準断面図）の簡素化ができることとする。

【熊本市都市建設局長宛の１．については下記のとおり】
１．机上査定の適用限度額を現行３００万円未満から５０００万円未満に引き上げる。

平成 28 年熊本地震による災害復旧事業の査定の簡素化について（通知）

（平成 28 年 8 月 25 日　国都安第 38 号
国土交通省都市局都市安全課長から熊本県
土木部長、熊本市都市建設局長あて）

災害復旧事業の災害査定等については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和 31 年 12 月 10 日付け建設省発河第 114 号建設事務次官通知）」及び「公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針（昭和 59 年 9 月 14 日付け建設省都街発第 35 号建設省都市局長通知）」並びに「都市災害復旧事業事務取扱方針（昭和 37 年 8 月 14 日付け建設省都発第 194 号建設省都市局長通知）」等により行っているところであるが、平成 28 年熊本地震による激甚な被害の発生状況に鑑み、災害査定事務の速やかな処理を図るため、平成 28 年熊本地震による災害に限り、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴管下市町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底方取り計らわれたい。

記

「公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針（昭和 59 年 9 月 14 日付け建設省都街発第 35 号建設省都市局長通知）」第 15（保留）（一）に定める一箇所の決定見込金額を「4 億円以上」から「10 億円以上」に引き上げる。

平成 28 年熊本地震による災害復旧事業の査定の簡素化について（通知）

平成 28 年 9 月 14 日　国都安第 42 号
国土交通省都市局長から 熊本県知事、
熊本市長あて

災害復旧事業の災害査定等については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）」、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和 31 年 12 月 10 日付け建設省発河第 114 号建設事務次官通知）」及び「公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針（昭和 59 年 9 月 14 日付け建設省都街発第 35 号建設省都市局長通知）」等により行っているところであるが、平成 28 年熊本地震による激甚な被害の発生状況に鑑み、災害査定事務の速やかな処理を図るため、平成 28 年熊本地震による災害に限り、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴管下市町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底方取り計らわれたい。

記

１．　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第六条第二項に定める一箇所工事とみなす運用については、別紙を参考にする。

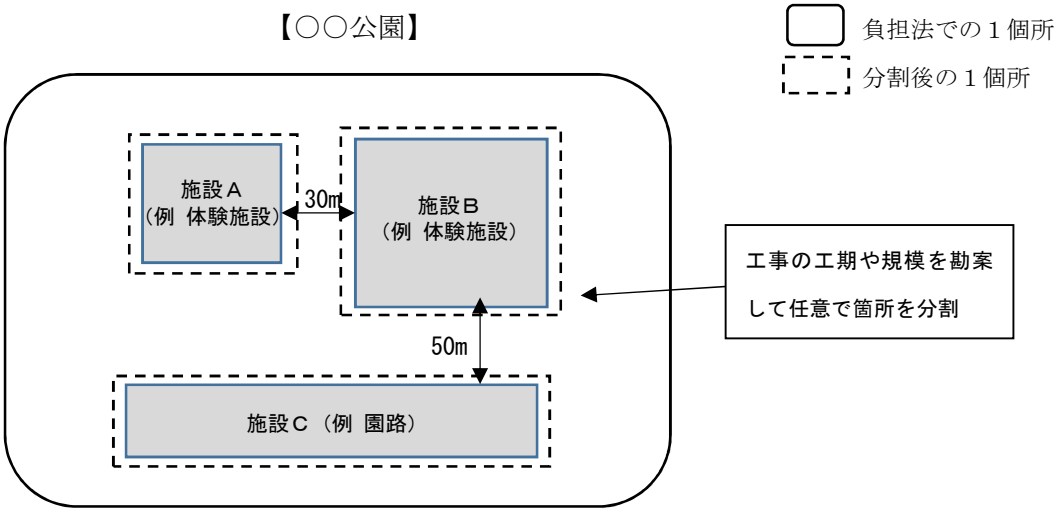
２．公園施設の応急工事の取扱いについては、被災施設の被害拡大を防止するため及び、被災施設に隣接する施設等への被害を防止するために緊急に行う必要がある以下の仮設については、応急仮工事として採択可能とする。

① 熊本城公園における復元建造物の倒壊防止のための仮設工事
② 熊本県民総合運動公園における屋内運動広場（パークドーム熊本）の外膜の張り替え工事

別紙

一箇所工事の扱いについては、次の扱いにより申請できるものとする。

・被災箇所の間隔が 100m 以内に近接している場合においても、災害復旧事業の迅速かつ効率的な実施を図るため、工事の工期や規模を勘案して分割し、分割後の各々の箇所を一箇所とみなすことができる。



公園等の都市施設に係る災害情報連絡要領について

（平成 13 年 2 月 6 日　国都まち発第 18 号
国土交通省都市･地域整備局長通知）

最終改正　平成 26 年 6 月 30 日　国都防第 8 号

公園等の都市施設に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、確実かつ迅速な災害情報の伝達及び地域の災害対策の充実を図る必要があることに鑑み、災害情報の連絡要領を別添のとおり作成したものである。

（以下、北海道開発局事業振興部長、沖縄総合事務局開発建設部長、地方整備局建政部長宛）

公園等の都市施設に係る災害情報の連絡については、別添要領に基づき、遺漏のないようにされたい。また、都道府県の災害に関する情報連絡にあたっては、別添要領に配慮の上、所要の措置を講じられたい。

なお、別添要領は、平成 13 年 2 月 6 日以降発生する災害等に適用するものとする。

（以下、都道府県･指定都市 都市災害復旧事業担当部局長宛）

公園等の都市施設に係る災害情報の連絡にあたっては、別添要領を参考とされ、迅速かつ的確な運用につき、十分な配慮をお願いしたい。

なお、別添要領は、平成 13 年 2 月 6 日以降発生する災害等に適用するものとし、貴管下市（指定都市を除く。）町村に対しても、上記の旨周知徹底を図られるようお願いしたい。

（別　添）

公園等の都市施設に係る災害情報連絡要領

１．目的

この要領の目的は、公園等の都市施設に係る災害の発生時等において、災害による危険を防止し、地域の災害対策等を効果的に進めるために、地震、水害等の災害状況や所管の事項に係る被災状況を迅速かつ的確に把握するための活動要領について示したものである。

２．通達における組織の定義

本省：国土交通本省都市局

地方整備局等：各地方整備局建政部、北海道開発局事業振興部、沖縄総合事務局開発建設部

事務所等：国営公園担当事務所等

都道府県等：各都道府県、各政令指定都市

３．情報連絡方法

（１）情報連絡の対象となる事象

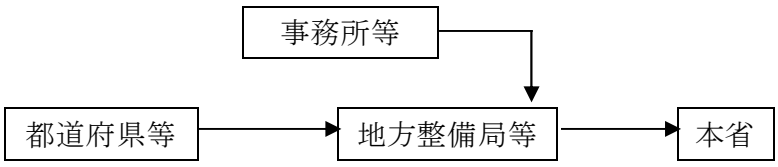
都道府県等及び地方整備局等は、以下に例示する地震、風水害、火山の噴火等の災害により所管の事項に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合には、（２）に定める方法によって情報連絡を行うものとする。

- 地震
- 河川の氾濫
- 土砂災害
- 火山の噴火
- 雪害災害
- 高潮、津波等による災害

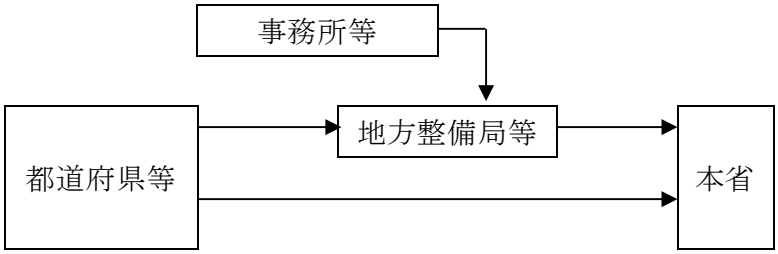
（２）連絡経路

災害の発生時等において、都道府県等は地方整備局等に連絡し、また地方整備局等は本省に連絡を行うものとする。

また、地方整備局等は、災害対策に関して都道府県等と連携し、必要に応じて支援するものとする。



ただし、重大な災害等の場合であって、国土交通省あるいは都市局として災害の状況を官邸危機管理センター、政府非常災害対策本部等に報告する必要がある場合等緊急の場合においては､都道府県等は本省にも直接連絡を行うものとする。



（３）本省担当課

国営公園に係るものは公園緑地・景観課とし、それ以外に係るものについては都市安全課とする。

なお、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第３条に掲げる公園及び都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針第１に掲げる事業の被害の発生状況、件数、被害額等の報告は、本省都市安全課に行うものとする。

公園等の都市施設に係る災害発生時における緊急情報連絡について

（平成 13 年 2 月 6 日　国都まち発第 19 号
国土交通省都市･地域整備局まちづくり
推進課長及び公園緑地課長通知）
最終改正　平成 25 年 3 月 29 日　国都防第 122 号

公園等の都市施設に係る災害情報連絡要領については、平成 13 年 2 月 6 日付国土交通省都市･地域整備局長通知で示したところであり、災害時の情報連絡は原則として地方整備局等を通じて本省に報告することとされているが、重大な災害等の場合であって、国として災害情報等を迅速かつ的確に集約する必要がある場合における情報連絡の当面の考え方について、別添「公園等の都市施設に係る災害発生時における緊急情報連絡について」を作成したものである。

（以下、北海道開発局事業振興部長、沖縄総合事務局開発建設部長、各地方整備局建政部長宛）

公園等の都市施設に係る災害発生時における緊急情報連絡については、別添に基づき遺漏のないようにされたい。また、都道府県等の災害等に関する情報連絡については、別添の運用につき、十分な配慮を願いたい。

（以下、各都道府県･指定都市災害復旧事業担当部局長宛）

公園等の都市施設に係る災害発生時における緊急情報連絡については、別添を参考とされ、迅速かつ的確な運用につき、十分な配慮をお願いしたい。

なお、貴管下市（指定都市を除く。）町村に対しても、この旨周知徹底を図られるようお願いしたい。

（別　添）

公園等の都市施設に係る災害発生時における緊急情報連絡について

公園等の都市施設に係る災害に関する情報連絡については、平成 13 年２月６日付国土交通省都市･地域整備局長通知においては、重大な災害等の場合であって、国土交通省あるいは都市局として災害の状況を内閣危機管理センター、政府非常災害対策本部等に報告する必要がある場合等緊急の場合においては、都道府県等から直接本省にも連絡（以下、「緊急情報連絡」という。）することとされているが、緊急情報連絡が必要な場合については、当面以下のとおりとする。

１．緊急情報連絡が必要な場合

災害等の状況が以下の各号の一に該当する場合、災害の発生及び被害に関する情報の第一報（発生場所、日時、災害状況等の概要を報告（特に定めがある場合を除き、様式は問わない)）を、「公園等の都市施設に係る災害情報連絡」と併せて、本通知に定める方法でも連絡するものとする。

① 最大震度５弱以上の地震が国内で発生した場合

② その他､公園等の都市施設に関する重大な被害が発生あるいは発生のおそれがある場合

②の目安としては、災害等の状況が以下の各号の一に該当する場合とする。

(1) 風水害災害

(2) 土砂災害（市街地への土砂流出）

(3) 津波警報(大津波)

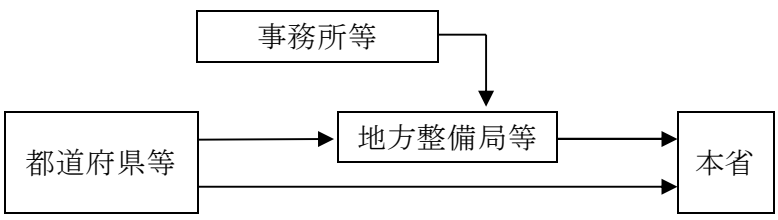
(4) 緊急火山情報

(5) 東海地震に関する警戒宣言

緊急情報連絡の判断にあたっては、上記の目安のほか、災害等の状況に応じて機動的かつ弾力的に運用するものとする。

２．緊急情報連絡経路

緊急情報連絡は、「公園等の都市施設に係る災害情報連絡要領」により本省都市局都市安全課（国営公園においては、公園緑地・景観課）に直接連絡するとともに、地方整備局等にもあわせて連絡するものとする。



第６　参考資料

1　都市災害復旧事業費施設別実績

※下水道（流域下水道・公共下水道・都市下水路）は59年度から、公園は平成10年度から負担法に基づいている　（単位：千円）

年	事業種別	被害報告額		申請			決定				
		箇所	事業費(A)	箇所	事業費(B)	(B)/(A)	箇所	事業費(C)	(C)/(B)	総国費(D)	(D)/(C)
昭和54年	流域下水道	0									
	公共下水道	12	66,000	6	35,710	54.1	6	29,830	83.5	19,885	66.7
	都市下水路	1	10,000	1	8,035	80.4	1	8,020	99.8	5,346	66.7
	公園	158	873,473	141	692,005	79.2	134	558,610	80.7	279,274	50.0
	堆積土砂	2	383,700	2	21,710	5.7	2	19,142	88.2	9,570	50.0
	街路	4	52,800	3	57,499	108.9	3	47,593	82.8	23,796	50.0
	都市排水路	5	35,200	2	5,971	17.0	2	5,900	98.8	2,949	50.0
	防空壕	0									
	指導監督事務費									5,378	
	計	182	1,421,173	155	820,930	57.8	148	669,095	81.5	346,198	51.7
昭和55年	流域下水道	2	25,601	2	17,738	69.3	2	9,254	52.2	6,169	66.7
	公共下水道	0									
	都市下水路	5	10,380	5	9,925	95.6	5	9,895	99.7	6,596	66.7
	公園	149	768,587	147	667,085	86.8	146	526,418	78.9	263,175	50.0
	堆積土砂	0									
	街路	2	14,500	2	15,339	105.8	2	14,169	92.4	7,084	50.0
	都市排水路	2	4,114	2	4,538	110.3	2	4,502	99.2	2,251	50.0
	防空壕	1	2,000	3	19,261	963.1	3	16,215	84.2	8,106	50.0
	指導監督事務費									6,604	
	計	161	825,182	161	733,886	88.9	160	580,453	79.1	299,985	51.7
昭和56年	流域下水道	4	129,270	4	108,450	83.9	4	58,702	54.1	39,133	66.7
	公共下水道	5	191,870	5	197,865	103.1	5	159,633	80.7	106,420	66.7
	都市下水路	17	78,567	17	84,446	107.5	16	73,720	87.3	49,143	66.7
	公園	297	1,155,912	307	1,089,507	94.3	309	775,816	71.2	386,412	49.8
	堆積土砂	2	10,000	1	7,424	74.2	1	4,058	54.7	2,029	50.0
	街路	3	9,103	3	11,783	129.4	3	8,640	73.3	4,320	50.0
	都市排水路	0									
	防空壕	0									
	指導監督事務費									13,575	
	計	328	1,574,722	337	1,499,475	95.2	338	1,080,569	72.1	601,032	55.6
昭和57年	流域下水道	0									
	公共下水道	25	767,914	27	457,745	59.6	27	375,832	82.1	250,546	66.7
	都市下水路	71	502,889	70	634,766	126.2	70	377,851	59.5	251,881	66.7
	公園	276	1,790,038	222	1,351,966	75.5	210	1,069,484	79.1	536,391	50.2
	堆積土砂	23	944,664	88	387,065	41.0	88	359,118	92.8	179,537	50.0
	街路	5	43,623	5	43,507	99.7	5	16,455	37.8	8,226	50.0
	都市排水路	0									
	防空壕	2	11,736	2	10,793	92.0	2	9,356	86.7	4,677	50.0
	指導監督事務費									30,285	
	計	402	4,060,864	414	2,885,842	71.1	402	2,208,096	76.5	1,261,543	57.1
昭和58年	流域下水道	3	22,800	3	24,290	106.5	3	13,541	55.7	9,026	66.7
	公共下水道	144	1,517,428	104	1,174,233	77.4	103	1,037,434	88.3	674,344	65.0
	都市下水路	10	25,105	9	22,947	91.4	9	19,299	84.1	12,863	66.7
	公園	124	751,799	123	716,509	95.3	117	554,666	77.4	277,306	50.0
	堆積土砂	23	486,509	19	465,841	95.8	19	423,510	90.9	211,752	50.0
	街路	2	9,190	2	10,583	115.2	2	9,691	91.6	4,845	50.0
	都市排水路	26	197,428	26	84,291	42.7	27	79,612	94.4	39,797	50.0
	防空壕	1	35,000	1	16,167	46.2	1	8,627	53.4	4,313	50.0
	指導監督事務費									29,997	
	計	333	3,045,259	287	2,514,861	82.6	281	2,146,380	85.3	1,264,243	58.9
昭和59年	流域下水道	0									
	公共下水道	0									
	都市下水路	3	85,000	3	82,464	97.0	3	59,149	71.7	39,452	66.7
	公園	14	71,167	14	79,785	112.1	14	68,316	85.6	34,153	50.0
	堆積土砂	0									
	街路	0									
	都市排水路	1	2,000	1	1,480	74.0	1	1,266	85.5	633	50.0
	防空壕	0									
	指導監督事務費									1,837	
	計	18	158,167	18	163,729	103.5	18	128,731	78.6	76,075	59.1
昭和60年	流域下水道	0									
	公共下水道	1	2,000	1	1,208	60.4	1	814	67.4	542	66.6
	都市下水路	3	30,000	3	23,300	77.7	3	22,194	95.3	14,803	66.7
	公園	115	860,112	107	628,705	73.1	105	545,062	86.7	272,502	50.0
	堆積土砂	1	210,000	1	209,932	100.0	1	195,622	93.2	97,811	50.0
	街路	1	16,544	1	17,233	104.2	1	16,176	93.9	8,088	50.0
	都市排水路	4	20,480	4	17,681	86.3	4	14,415	81.5	7,207	50.0
	防空壕	1	1,108	1	1,108	100.0	1	1,004	90.6	502	50.0
	指導監督事務費									10,027	
	計	126	1,140,244	118	899,167	78.9	116	795,287	88.4	411,482	51.7

年	事業種別	被害報告額		申請			決定				
		箇所	事業費(A)	箇所	事業費(B)	(B)/(A)	箇所	事業費(C)	(C)/(B)	総国費(D)	(D)/(C)
昭和61年	流域下水道	4	10,900	4	12,078	110.8	4	10,528	87.2	7,021	66.7
	公共下水道	14	586,400	14	580,641	99.0	13	537,870	92.6	358,753	66.7
	都市下水路	4	29,100	4	22,610	77.7	4	21,902	96.9	15,152	69.2
	公園	73	603,778	73	498,985	82.6	69	480,056	96.2	240,018	50.0
	堆積土砂	26	95,910	23	93,911	97.9	23	78,716	83.8	46,208	58.7
	街路	3	112,800	3	55,641	49.3	3	53,972	97.0	26,985	50.0
	都市排水路	1	5,857	1	5,623	96.0	1	4,701	83.6	2,350	50.0
	防空壕	0									
	指導監督事務費									10,440	
	計	125	1,444,745	122	1,269,489	87.9	117	1,187,745	93.6	706,927	59.5
昭和62年	流域下水道	1	195,700	1	195,605	100.0	1	179,975	92.0	120,043	66.7
	公共下水道	7	327,000	7	324,748	99.3	7	294,824	90.8	196,643	66.7
	都市下水路	2	19,800	1	9,562	48.3	1	7,886	82.5	5,259	66.7
	公園	56	569,177	56	453,424	79.7	57	413,568	91.2	206,771	50.0
	堆積土砂	1	17,000	1	16,378	96.3	1	12,189	74.4	6,094	50.0
	街路	0									
	都市排水路	0									
	防空壕	0									
	指導監督事務費									6,946	
	計	67	1,128,677	66	999,717	88.6	67	908,442	90.9	541,756	59.6
昭和63年	流域下水道	0									
	公共下水道	2	17,000	2	16,022	94.2	2	16,207	101.2	10,809	66.7
	都市下水路	1	8,342	1	8,218	98.5	1	8,447	102.8	6,757	80.0
	公園	54	401,726	34	313,330	78.0	31	277,329	88.5	138,656	50.0
	堆積土砂	7	141,409	2	113,011	79.9	7	115,152	101.9	93,287	81.0
	街路	0									
	都市排水路	0									
	防空壕	0									
	指導監督事務費									5,406	
	計	64	568,477	39	450,581	79.3	41	417,135	92.6	254,915	61.1
平成元年	流域下水道	2	400,000	2	333,533	83.4	2	307,060	92.1	204,808	66.7
	公共下水道	4	541,185	4	415,566	76.8	4	379,968	91.4	253,437	66.7
	都市下水路	2	9,000	2	6,393	71.0	2	5,843	91.4	3,897	66.7
	公園	22	464,097	21	441,967	95.2	21	390,913	88.4	195,452	50.0
	堆積土砂	1	13,350	1	2,000	15.0	1	2,000	100.0	1,000	50.0
	街路	0									
	都市排水路	0									
	防空壕	0									
	指導監督事務費									9,597	
	計	31	1,427,632	30	1,199,459	84.0	30	1,085,784	90.5	668,191	61.5
平成2年	流域下水道	3	25,500	4	26,380	103.5	4	23,681	89.8	15,793	66.7
	公共下水道	14	376,400	14	300,434	79.8	14	299,801	99.8	207,505	69.2
	都市下水路	2	12,000	1	3,999	33.3	1	3,553	88.8	2,369	66.7
	公園	124	1,754,098	118	1,270,086	72.4	110	1,081,163	85.1	540,554	50.0
	堆積土砂	3	225,000	3	234,440	104.2	3	196,748	83.9	160,463	81.6
	街路	0									
	都市排水路	0									
	防空壕	1	2,000	1	7,070	353.5	1	4,452	63.0	2,226	50.0
	指導監督事務費									19,854	
	計	147	2,394,998	141	1,842,409	76.9	133	1,609,398	87.4	948,764	59.0
平成3年	流域下水道	5	2,894,560	5	2,840,270	98.1	5	2,695,470	94.9	1,817,772	67.4
	公共下水道	18	310,151	18	287,004	92.5	18	239,476	83.4	139,825	58.4
	都市下水路	2	8,700	2	7,733	88.9	2	8,118	105.0	5,414	66.7
	公園	88	733,359	88	593,253	80.9	88	521,280	87.9	260,616	50.0
	堆積土砂	1	20,000	1	17,875	89.4	1	17,079	95.5	8,539	50.0
	街路	0									
	都市排水路	0									
	防空壕	0									
	指導監督事務費									9,077	
	計	114	3,966,770	114	3,746,135	94.4	114	3,481,423	92.9	2,241,243	64.4
平成4年	流域下水道	0									
	公共下水道	4	44,700	4	36,317	81.2	4	34,692	95.5	27,752	80.0
	都市下水路	0									
	公園	11	129,089	11	102,898	79.7	11	88,844	86.3	44,420	50.0
	堆積土砂	2	217,000	2	166,034	76.5	2	164,383	99.0	82,191	50.0
	街路	0									
	都市排水路	0									
	防空壕	0									
	指導監督事務費									3,819	
	計	17	390,789	17	305,249	78.1	17	287,919	94.3	158,182	54.9

年	事業種別	被害報告額		申請			決定				
		箇所	事業費(A)	箇所	事業費(B)	(B)/(A)	箇所	事業費(C)	(C)/(B)	総国費(D)	(D)/(C)
平成5年	流域下水道	3	18,000	3	20,703	115.0	3	20,008	96.6	16,005	80.0
	公共下水道	153	3,950,300	153	3,505,496	88.7	151	3,441,649	98.2	2,737,002	79.5
	都市下水路	4	24,050	4	18,899	78.6	4	19,049	100.8	12,704	66.7
	公園	156	3,378,142	159	2,704,082	80.0	159	2,232,849	82.6	1,116,398	50.0
	堆積土砂	43	458,700	41	322,498	70.3	41	267,454	82.9	133,725	50.0
	街路	2	17,970	2	17,970	100.0	2	17,094	95.1	8,547	50.0
	都市排水路	0									
	防空壕	0									
	指導監督事務費									85,688	
	計	361	7,847,162	362	6,589,648	84.0	360	5,998,103	91.0	4,110,069	68.5
平成6年	流域下水道	7	91,000	7	85,375	93.8	7	74,696	87.5	49,818	66.7
	公共下水道	253	5,871,490	253	4,807,415	81.9	253	4,604,377	95.8	3,949,371	85.8
	都市下水路	1	9,000	1	8,640	96.0	1	7,029	81.4	4,688	66.7
	公園	43	564,522	43	528,003	93.5	42	434,894	82.4	217,435	50.0
	堆積土砂	3	45,357	3	45,357	100.0	3	34,898	76.9	17,449	50.0
	街路	1	3,300	1	3,293	99.8	1	1,694	51.4	847	50.0
	都市排水路	0									
	防空壕	0									
	指導監督事務費									74,435	
	計	308	6,584,669	308	5,478,083	83.2	307	5,157,588	94.1	4,314,043	83.6
平成7年	流域下水道	18	278,400	18	276,786	99.4	18	267,765	96.7	205,414	76.7
	公共下水道	1,054	69,574,976	1,053	67,111,003	96.5	1,053	66,501,411	99.1	54,631,730	82.2
	都市下水路	0									
	公園	496	10,461,775	477	8,518,444	81.4	467	7,672,030	90.1	5,525,210	72.0
	堆積土砂	1	49,000	1	27,832	56.8	1	27,832	100.0	13,916	50.0
	街路	48	1,347,094	47	1,218,252	90.4	46	1,170,498	96.1	880,710	75.2
	都市排水路	0									
	防空壕	0									
	指導監督事務費									333,653	
	計	1,617	81,711,245	1,596	77,152,317	94.4	1,585	75,639,536	98.0	61,590,633	81.4
平成8年	流域下水道	0									
	公共下水道	3	570,000	3	402,370	70.6	3	399,557	99.3	266,503	66.7
	都市下水路	0									
	公園	10	173,596	10	176,443	101.6	10	98,759	56.0	49,376	50.0
	堆積土砂	0									
	街路	0									
	都市排水路	0									
	防空壕	1	35,484	1	15,785	44.5	1	13,859	87.8	6,929	50.0
	指導監督事務費									6,965	
	計	14	779,080	14	594,598	76.3	14	512,175	86.1	329,773	64.4
平成9年	流域下水道	0									
	公共下水道	2	32,000	2	30,422	95.1	2	30,329	99.7	21,681	71.5
	都市下水路	0									
	公園	66	1,211,888	66	918,622	75.8	66	791,231	86.1	395,598	50.0
	堆積土砂	0									
	街路	0									
	都市排水路	0									
	防空壕	1	20,000	1	19,975	99.9	1	17,329	86.8	8,664	50.0
	指導監督事務費									7,756	
	計	69	1,263,888	69	969,019	76.7	69	838,889	86.6	433,699	51.7
平成10年	流域下水道	10	361,600	10	313,933	86.8	10	304,146	96.9	202,860	66.7
	公共下水道	30	1,261,718	30	1,208,413	95.8	30	1,182,660	97.9	789,529	66.8
	都市下水路	1	2,000	1	1,407	70.4	1	1,470	104.5	980	66.7
	公園	144	2,549,906	144	2,036,941	79.9	144	1,851,697	90.9	1,304,893	70.5
	堆積土砂	2	16,600	2	13,338	80.3	2	13,325	99.9	6,662	50.0
	街路	1	42,000	1	36,636	87.2	1	35,708	97.5	17,854	50.0
	都市排水施設	0									
	広場等	28	751,670	28	553,700	73.7	28	508,792	91.9	254,389	50.0
	指導監督事務費									45,559	
	計	216	4,985,494	216	4,164,368	83.5	216	3,897,798	93.6	2,622,726	67.3
平成11年	流域下水道	6	4,139,654	6	4,034,133	97.5	6	3,525,229	87.4	2,351,325	66.7
	公共下水道	24	686,090	24	537,345	78.3	24	536,362	99.8	357,742	66.7
	都市下水路	0									
	公園	154	4,277,235	154	3,692,901	86.3	153	3,283,007	88.9	2,199,738	67.0
	堆積土砂	1	252,767	1	252,767	100.0	1	252,767	100.0	126,383	50.0
	街路	0									
	都市排水施設	1	6,000	1	4,351	72.5	1	4,349	100.0	2,174	50.0
	広場等	19	424,200	19	389,705	91.9	19	367,338	94.3	183,665	50.0
	指導監督事務費									27,137	
	計	205	9,785,946	205	8,911,202	91.1	204	7,969,052	89.4	5,248,164	65.9

年	事業種別	被害報告額		申請			決定				
		箇所	事業費(A)	箇所	事業費(B)	(B)/(A)	箇所	事業費(C)	(C)/(B)	総国費(D)	(D)/(C)
平成12年	流域下水道	26	318,370	26	313,220	98.4	26	277,807	88.7	185,296	66.7
	公共下水道	96	8,953,000	96	7,161,244	80.0	95	6,914,367	96.6	6,482,577	93.8
	都市下水路	6	1,244,000	6	1,091,858	87.8	6	812,067	74.4	541,649	66.7
	公園	58	1,182,132	58	1,023,080	86.5	58	928,143	90.7	629,530	67.8
	堆積土砂	1	73,000	1	69,933	95.8	1	62,663	89.6	53,200	84.9
	街路	2	26,300	2	19,921	75.7	2	18,691	93.8	9,345	50.0
	都市排水路	1	16,000	1	14,101	88.1	1	14,597	103.5	7,298	50.0
	広場等	4	72,400	4	57,337	79.2	4	54,671	95.4	27,335	50.0
	指導監督事務費									117,304	
	計	194	11,885,202	194	9,750,694	82.0	193	9,083,006	93.2	8,053,534	88.7
平成13年	流域下水道	0									
	公共下水道	11	328,900	11	231,097	70.3	11	220,490	95.4	169,429	76.8
	都市下水路	0									
	公園	62	1,136,501	62	1,002,186	88.2	62	963,068	96.1	643,285	66.8
	堆積土砂	0									
	街路	0									
	都市排水路	0									
	広場等	1	2,000	1	1,332	66.6	1	915	68.7	457	49.9
	指導監督事務費									15,709	
	計	74	1,467,401	74	1,234,615	84.1	74	1,184,473	95.9	828,880	70.0
平成14年	流域下水道	1	12,000	1	11,016	91.8	1	10,597	96.2	7,068	66.7
	公共下水道	14	371,700	14	242,908	65.4	14	241,011	99.2	170,820	70.9
	都市下水路	0									
	公園	27	752,464	27	559,562	74.4	27	357,191	63.8	238,784	66.9
	堆積土砂	0									
	街路	0									
	都市排水施設	1	6,000	1	4,224	70.4	1	3,144	74.4	1,572	50.0
	広場等	2	46,000	2	41,204	89.6	2	38,866	94.3	19,433	50.0
	指導監督事務費									8,177	
	計	45	1,188,164	45	858,914	72.3	45	650,809	75.8	445,854	68.5
平成15年	流域下水道	7	136,500	7	123,863	90.7	7	94,499	76.3	63,027	66.7
	公共下水道	130	4,252,000	130	3,840,750	90.3	130	3,740,570	97.4	3,165,659	84.6
	都市下水路	0									
	公園	75	1,832,039	75	1,583,144	86.4	75	1,455,083	91.9	1,011,680	69.5
	堆積土砂	1	13,601	1	9,557	70.3	1	9,070	94.9	7,047	77.7
	街路	0									
	都市排水路	0									
	広場等	5	59,500	5	43,460	73.0	5	38,866	89.4	19,432	50.0
	指導監督事務費									65,555	
	計	218	6,293,640	218	5,600,774	89.0	218	5,338,088	95.3	4,332,400	81.2
平成16年	流域下水道	26	1,881,210	26	1,779,829	94.6	26	1,720,556	96.7	1,526,416	88.7
	公共下水道	357	26,620,393	357	23,321,184	87.6	357	23,037,646	98.8	19,917,073	86.5
	都市下水路	2	42,600	2	27,970	65.7	2	24,235	86.6	16,164	66.7
	公園	278	4,521,099	278	3,569,299	78.9	278	**3,206,845**	89.8	2,397,214	74.8
	堆積土砂	18	1,535,822	18	1,040,213	67.7	18	1,017,206	97.8	860,175	84.6
	街路	0									
	都市排水路	6	82,278	6	81,858	99.5	6	59,954	73.2	31,502	52.5
	広場等	53	1,974,990	53	1,439,504	72.9	53	1,234,699	85.8	903,977	73.2
	指導監督事務費									428,727	
	計	740	36,658,392	740	31,259,857	85.3	740	30,301,141	96.9	26,081,248	86.1
平成17年	流域下水道	6	51,700	6	40,491	78.3	6	41,615	102.8	27,754	66.7
	公共下水道	26	1,112,300	26	936,297	84.2	26	816,750	87.2	555,526	68.0
	都市下水路	1	19,000	1	10,209	53.7	1	10,379	101.7	6,922	66.7
	公園	39	462,300	39	316,895	68.5	39	268,828	84.8	181,920	67.7
	堆積土砂	2	117,000	2	63,085	53.9	2	58,227	92.3	29,113	50.0
	街路	0									
	都市排水路	1	3,000	1	2,849	95.0	1	2,849	100.0	1,424	50.0
	広場等	13	734,800	13	423,130	57.6	13	322,993	76.3	161,494	50.0
	指導監督事務費									17,275	
	計	88	2,500,100	88	1,792,956	71.7	88	1,521,641	84.9	981,428	64.5
平成18年	流域下水道	0									
	公共下水道	2	26,179	2	22,066	84.3	2	23,058	104.5	16,051	69.6
	都市下水路	2	27,800	2	24,726	88.9	2	17,958	72.6	11,977	66.7
	公園	93	1,703,799	93	1,229,414	72.2	92	1,064,980	86.6	753,228	70.7
	堆積土砂	2	54,000	2	44,878	83.1	2	44,878	100.0	22,439	50.0
	街路	0									
	都市排水路	10	35,300	10	33,195	94.0	10	33,195	100.0	16,594	50.0
	広場等	8	96,200	8	67,293	70.0	8	41,997	62.4	20,998	50.0
	指導監督事務費									16,158	
	計	117	1,943,278	117	1,421,572	73.2	116	1,226,066	86.2	857,445	69.9

年	事業種別	被害報告額		申請			決定				
		箇所	事業費(A)	箇所	事業費(B)	(B)/(A)	箇所	事業費(C)	(C)/(B)	総国費(D)	(D)/(C)
平成19年	流域下水道	1	60,000	1	60,000	100.0	1	60,712	101.2	40,494	66.7
	公共下水道	93	10,674,700	93	10,372,772	97.2	93	9,976,424	96.2	8,057,266	80.8
	都市下水路	0									
	公園	34	529,000	34	469,907	88.8	34	436,728	92.9	313,819	71.9
	堆積土砂	0									
	街路	0									
	都市排水路	0									
	広場等	6	472,000	6	453,812	96.1	6	362,413	79.9	181,206	50.0
	指導監督事務費									161,467	
	計	134	11,735,700	134	11,356,491	96.8	134	10,836,277	95.4	8,754,252	80.8
平成20年	流域下水道	2	204,000	2	121,843	59.7	2	113,279	93.0	75,556	66.7
	公共下水道	8	518,300	8	426,061	82.2	8	426,461	100.1	392,712	92.1
	都市下水路	0									
	公園	9	159,700	9	124,120	77.7	9	104,744	84.4	70,661	67.5
	堆積土砂	0									
	街路	0									
	都市排水路	0									
	広場等	1	30,000	1	21,391	71.3	1	20,652	96.5	10,326	50.0
	指導監督事務費									7,502	
	計	20	912,000	20	693,415	76.0	20	665,136	95.9	556,757	83.7
平成21年	流域下水道										
	公共下水道	10	883,733	10	785,875	88.9	10	688,119	87.6	490,806	71.3
	都市下水路	0									
	公園	27	605,195	27	486,822	80.4	27	411,418	84.5	335,450	81.5
	堆積土砂	8	131,600	8	103,333	78.5	8	103,333	100.0	44,918	43.5
	街路	0									
	都市排水路	0									
	広場等	2	19,653	2	14,501	73.8	2	13,884	95.7	6,942	50.0
	指導監督事務費									14,297	
	計	47	1,640,181	47	1,390,531	84.8	47	1,216,754	87.5	892,413	73.3
平成22年	流域下水道	0									
	公共下水道	2	10,900	2	9,908	90.9	2	9,276	93.6	6,826	73.6
	都市下水路	0									
	公園	19	467,600	19	326,701	69.9	16	280,774	85.9	199,864	71.2
	堆積土砂	1	13,080	1	12,692	97.0	1	12,505	98.5	10,020	80.1
	街路	0									
	都市排水路	0									
	広場等	3	68,000	3	38,731	57.0	3	33,138	85.6	16,659	50.3
	指導監督事務費									5,049	
	計	25	559,580	25	388,032	69.3	22	335,693	86.5	238,418	71.0
平成23年	公園	565	34,605,317	565	22,933,426	66.3	565	21,639,439	94.4	17,191,970	79.4
	堆積土砂	9	451,970	9	405,956	89.8	9	397,598	97.9	254,765	64.1
	街路	42	3,239,905	42	785,334	24.2	42	719,778	91.7	576,050	80.0
	都市排水路	69	2,502,190	69	2,010,886	80.4	69	1,930,595	96.0	1,554,651	80.5
	広場等	83	1,778,958	83	1,233,463	69.3	82	1,115,828	90.5	902,022	80.8
	駅前広場等	22	1,151,131	22	501,403	43.6	22	419,978	83.8	336,154	80.0
	指導監督事務費									203,592	
	計	790	43,729,471	790	27,870,468	63.7	789	26,223,216	94.1	21,019,204	80.2
平成24年	公園	56	1,223,808	56	894,318	73.1	56	838,820	93.8	623,936	74.4
	堆積土砂	10	348,033	10	326,645	93.9	10	326,173	99.9	256,058	78.5
	街路	1	3,989	1	3,931	98.5	1	3,931	100.0	2,072	52.7
	都市排水路	0									
	広場等	6	172,605	6	103,521	60.0	6	101,066	97.6	51,368	50.8
	指導監督事務費									13,064	
	計	73	1,748,435	73	1,328,415	76.0	73	1,269,990	95.6	946,498	74.5
平成25年	公園	85	2,479,937	85	1,900,882	76.7	85	1,610,958	84.7	1,078,837	67.0
	堆積土砂	4	352,459	4	330,337	93.7	4	321,941	97.5	160,970	50.0
	街路	1	1,250	1	1,046	83.7	0	0	0.0	0	0.0
	都市排水路	10	390,860	10	351,679	90.0	10	308,464	87.7	154,228	50.0
	広場等	0									
	指導監督事務費									23,239	
	計	100	3,224,506	100	2,583,944	80.1	99	2,241,363	86.7	1,417,274	63.2
平成26年	公園	54	4,548,475	54	3,127,907	68.8	56	2,552,504	81.6	1,704,297	66.8
	堆積土砂	3	150,000	3	116,117	77.4	3	116,084	100.0	58,041	50.0
	街路	0		0			0				
	都市排水路	3	37,000	3	25,160	68.0	3	20,967	83.3	10,482	50.0
	広場等	0		0			0				
	指導監督事務費									10,907	
	計	60	4,735,475	60	3,269,184	69.0	62	2,689,555	82.3	1,783,727	66.3

年	事業種別	被害報告額		申請			決定				
		箇所	事業費(A)	箇所	事業費(B)	(B)/(A)	箇所	事業費(C)	(C)/(B)	総国費(D)	(D)/(C)
平成27年	公園	69	2,002,123	69	1,386,154	69.2	68	1,243,297	89.7	830,835	66.8
	堆積土砂										
	街路										
	都市排水路	2	13,000	2	7,970	61.3	2	6,703	84.1	3,351	50.0
	広場等	8	156,359	8	100,666	64.4	8	99,310	98.7	49,653	50.0
	指導監督事務費									14,094	
	計	79	2,171,482	79	1,494,790	68.8	78	1,349,310	90.3	897,933	66.5
平成28年	公園	120	22,990,776	119	14,593,564	63.5	119	13,307,707	91.2	11,449,847	86.0
	堆積土砂	4	118,374	4	116,626	98.5	4	107,908	92.5	78,353	72.6
	街路	1	12,000	1	9,993	83.3	1	9,993	100.0	4,996	50.0
	都市排水路										
	広場等	6	173,665	6	111,084	64.0	6	100,426	90.4	50,211	50.0
	指導監督事務費									112,223	
	計	131	23,294,815	130	14,831,267	63.7	130	13,526,034	91.2	11,695,630	86.5
平成29年	公園	54	2,223,165	54	1,507,007	67.8	54	1,457,902	96.7	979,974	67.2
	堆積土砂	2	4,213,000	2	4,089,643	97.1	2	2,849,856	69.7	2,367,512	83.1
	街路										
	都市排水路	2	17,000	2	16,710	98.3	2	16,293	97.5	8,146	50.0
	広場等	17	523,198	17	401,290	76.7	17	340,097	84.8	170,044	50.0
	指導監督事務費									62,139	
	計	75	6,976,363	75	6,014,650	86.2	75	4,664,148	77.5	3,587,815	76.9
平成30年	公園	218	5,792,115	218	3,941,817	68.1	217	3,730,102	94.6	2,767,149	74.2
	堆積土砂	18	11,391,186	18	9,788,408	85.9	18	9,750,166	99.6	6,305,843	64.7
	街路										
	都市排水路	6	200,000	6	76,366	38.2	6	76,150	99.7	38,073	50.0
	広場等	21	805,800	21	288,563	35.8	21	274,105	95.0	137,047	50.0
	査定設計委託費									22,342	
	指導監督事務費									159,736	
	計	263	18,189,101	263	14,095,154	77.5	262	13,830,523	98.1	9,430,190	68.2
令和元年	公園	209	11,863,776	209	7,461,519	62.9	208	6,867,612	92.0	4,815,533	70.1
	堆積土砂	16	9,515,372	16	6,830,422	71.8	16	6,719,235	98.4	4,829,555	71.9
	街路										
	都市排水路	14	698,006	14	584,475	83.7	14	572,864	98.0	286,430	50.0
	広場等	33	1,155,052	33	888,839	77.0	33	820,670	92.3	410,324	50.0
	査定設計委託費									73,292	
	指導監督事務費									208,605	
	計	272	23,232,206	272	15,765,255	67.9	271	14,980,381	95.0	10,623,739	70.9
令和2年	公園	49	2,903,148	49	2,179,710	75.1	49	2,052,116	94.1	1,615,695	78.7
	堆積土砂	10	9,200,220	10	7,335,470	79.7	10	7,303,967	99.6	5,932,078	81.2
	街路										
	都市排水路										
	広場等	2	77,000	2	48,534	63.0	2	36,457	75.1	18,228	50.0
	査定設計委託費									1,834	
	指導監督事務費									139,744	
	計	61	12,180,368	61	9,563,714	78.5	61	9,392,540	98.2	7,707,579	82.1
令和3年	公園	42	3,469,932	42	2,604,244	75.1	42	2,564,322	98.5	1,710,830	66.7
	堆積土砂	6	1,228,000	6	1,114,430	90.8	6	1,109,170	99.5	554,583	50.0
	街路										
	都市排水路										
	広場等	4	352,000	4	194,887	55.4	4	192,956	99.0	96,477	50.0
	査定設計委託費										
	指導監督事務費									8,665	
	計	52	5,049,932	52	3,913,561	77.5	52	3,866,448	98.8	2,370,555	61.3
令和4年	公園	58	3,455,228	58	3,053,761	88.4	58	2,899,276	94.9	1,956,652	67.5
	堆積土砂	12	207,200	12	197,537	95.3	12	196,712	99.6	120,734	61.4
	街路										
	都市排水路										
	広場等	10	169,127	10	131,276	77.6	10	126,979	96.7	63,487	50.0
	査定設計委託費									45,197	
	指導監督事務費									5,680	
	計	80	3,831,555	80	3,382,574	88.3	80	3,222,967	95.3	2,191,750	68.0
令和5年	公園	42	3,106,351	42	2,452,269	78.9	42	2,414,081	98.4	1,826,104	75.6
	堆積土砂	4	771,000	4	733,203	95.1	4	720,563	98.3	368,358	51.1
	街路										
	都市排水路										
	広場等	2	42,000	2	34,878	83.0	2	34,368	98.5	17,184	50.0
	査定設計委託費									50,168	
	指導監督事務費									1,328	
	計	48	3,919,351	48	3,220,350	82.2	48	3,169,012	98.4	2,263,142	71.4

年	事業種別	被害報告額		申請			決定				
		箇所	事業費(A)	箇所	事業費(B)	(B)/(A)	箇所	事業費(C)	(C)/(B)	総国費(D)	(D)/(C)
令和6年	公園	105	9,058,783	105	8,244,749	91.0	105	8,175,122	99.2	7,590,986	92.9
	堆積土砂	8	4,631,888	8	4,442,565	95.9	8	4,434,683	99.8	2,286,993	51.6
	街路	2	90,000	2	83,228	92.5	2	83,228	100.0	41,614	50.0
	都市排水路										
	広場等	26	2,893,760	26	2,675,171	92.4	26	2,671,133	99.8	2,071,149	77.5
	査定設計委託費									23,109	
	指導監督事務費									8,867	
	計	141	16,674,431	141	15,445,713	92.6	141	15,364,166	99.5	12,022,718	78.3

※平成23年の組織改編により下水道の所管が水管理・国土保全局に移行
※平成23年は東日本大震災分について未査定箇所があるため暫定値
※平成21年までは工事雑費込みの事業費を決定事業費として記載
※平成22年以降は工事雑費・事務費が国庫補助対象外となったことに伴い、国庫対象工事費を決定事業費に記載
※平成28年について未査定箇所があるため被害報告箇所と申請・決定箇所数が異なる
※平成27年～令和6年は査定決定ベースで記載

堆積土砂排除事業　平成23年度以降の実施箇所一覧

事業実施年度	事業主体数	事業主体
H23	3	千葉県浦安市、和歌山県新宮市、福島県白河市
H24	3	熊本県阿蘇市、大分県竹田市、熊本市
H25	3	岩手県盛岡市、秋田県仙北市、東京都大島町
H26	2	京都府福知山市、兵庫県丹波市
H28	3	北海道芽室町、岩手県久慈市・岩泉町
H29	2	福岡県朝倉市、大分県津久見市
H30	18	北海道厚真町、岡山県倉敷市、広島県呉市・福山市・三原市・東広島市・尾道市・江田島市・竹原市・熊野町・海田町・府中町・坂町、愛媛県宇和島市・西予市、福岡県 太宰府市、神戸市、広島市
R1	14	岩手県久慈市・山田町・普代村、宮城県丸森町、栃木県佐野市、群馬県富岡市・嬬恋村、埼玉県川越市・吉見町、東京都八王子市、長野県長野市・佐久市、岡山県新見市、さいたま市
R2	9	岐阜県下呂市、福岡県大牟田市、佐賀県嬉野市、熊本県人吉市・芦北町・八代市・天草市・球磨村・津奈木町
R3	6	青森県むつ市、新潟県糸魚川市、長野県茅野市、静岡県熱海市、佐賀県神埼市、長崎県雲仙市
R4	7	新潟県村上市・関川村、石川県小松市・白山市、 福井県南越前町、静岡県磐田市・袋井市
R5	4	山形県鶴岡市、長野県白馬村、福岡県久留米市、 福岡県朝倉市
R6	7	山形県酒田市・最上町・鮭川村、石川県珠洲市・輪島市、 滋賀県米原市、愛媛県松山市

2 降灰除去事業実績

○鹿児島県

（単位：千円）

	年度	公共下水道 事業費	公共下水道 国費	流失防止施設 事業費	流失防止施設 国費	宅地 事業費	宅地 国費	公園 事業費	公園 国費	合計 事業費	合計 国費
鹿児島市	S59	675	450			80,684	40,342			81,359	40,792
	60					487,152	243,576	12,470	6,235	499,622	249,811
	61					250,962	125,481	17,994	8,997	268,956	134,478
	62					189,720	94,860			189,720	94,860
	63			54,538	27,269	418,882	209,441	12,062	6,031	485,482	242,741
	H元			65,536	32,768	308,458	154,229			373,994	186,997
	2	降灰処分地の流出		151,624	75,812	536,222	268,111	14,614	7,307	702,460	351,230
	3	防止施設として、				532,908	266,454	4,100	2,050	537,008	268,504
	4	盛土及びのり枠工		16,382	8,191	630,084	315,042	3,087	1,543	649,553	324,776
	5					76,612	38,306			76,612	38,306
	6			10,846	5,423	106,310	53,155	5,644	2,822	122,800	61,400
	7					134,014	67,007	6,218	3,109	140,232	70,116
	8					7,786	3,893			7,786	3,893
	9									0	0
	10					2,594	1,297			2,594	1,297
	11					41,244	20,622	3,622	1,811	44,866	22,433
	12					60,030	30,015	1,706	853	61,736	30,868
	13			桜島地区のみ基準を超過		1,184	592	126	63	1,310	655
	14～20									0	0
	21					3,648	1,824	742	371	4,390	2,195
	22					56,024	28,012	1,147	573	57,171	28,585
	23					92,325	46,162	2,566	1,283	94,891	47,445
	24					175,578	87,789	3,821	1,910	179,399	89,699
	25					186,347	93,173	3,304	1,652	189,651	94,825
	26					123,583	61,791	3,961	1,980	127,544	63,771
	27	東桜島地区・西桜島地区のみ基準を超過				43,119	21,559	1,120	560	44,239	22,119
	28	東桜島地区のみ基準を超過				3,410	1,705	129	64	3,539	1,769
	29	西桜島地区のみ基準を超過				9,546	4,773	0	0	9,546	4,773
	30					86,391	43,195	619	309	87,010	43,504
	R元	東桜島地区・西桜島地区のみ基準を超過				19,356	9,678	857	428	20,213	10,106
	2	東桜島地区・西桜島地区のみ基準を超過				21,774	10,887	649	324	22,423	11,211
	3									0	0
	4	西桜島地区のみ基準を超過				10,619	5,309			10,619	5,309
	5					5,633	2,816	575	287	6,208	3,103
	6	西桜島地区のみ基準を超過				12,336	6,168	0	0	12,336	6,168
	計	675	450	298,926	149,463	4,714,535	2,357,264	101,133	50,562	5,115,269	2,557,739
桜島町	S59					13,864	6,932			13,864	6,932
	60					59,448	29,724			59,448	29,724
	61					15,226	7,613			15,226	7,613
	62					11,014	5,507			11,014	5,507
	63					15,672	7,836			15,672	7,836
	H元					11,194	5,597			11,194	5,597
	2	**平成16年から鹿児島市へ編入**				31,852	15,926			31,852	15,926
	3	**平成16年以降は鹿児島市の**				15,240	7,620			15,240	7,620
	4	**実績として計上**				26,162	13,081			26,162	13,081
	5					7,240	3,620			7,240	3,620
	6					3,520	1,760			3,520	1,760
	7					6,832	3,416			6,832	3,416
	8					4,486	2,243			4,486	2,243
	9					0	0			0	0
	10					1,240	620			1,240	620
	11					2,346	1,173			2,346	1,173
	12					2,466	1,233			2,466	1,233
	13～15					0	0			0	0
	計	0	0	0	0	227,802	113,901	0	0	227,802	113,901

※鹿児島市は市街地、東桜島地区、西桜島地区に区分けして降灰観測集計をしており、
年間1,000mg/m2を超過した地区に対して補助を実施している。

		公共下水道		流失防止施設		宅地		公園		合計	
	年度	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
垂水市	S59					6,440	3,220			6,440	3,220
	60					12,200	6,100			12,200	6,100
	61					16,800	8,400			16,800	8,400
	62					8,752	4,376			8,752	4,376
	63					8,354	4,177			8,354	4,177
	H元					7,494	3,747			7,494	3,747
	2					27,960	13,980			27,960	13,980
	3					26,186	13,093			26,186	13,093
	4					65,600	32,800			65,600	32,800
	5					35,948	17,974			35,948	17,974
	6					20,252	10,126			20,252	10,126
	7					43,452	21,726			43,452	21,726
	8					23,382	11,691			23,382	11,691
	9					0	0			0	0
	10					8,322	4,161			8,322	4,161
	11					8,688	4,344			8,688	4,344
	12					18,466	9,233			18,466	9,233
	13～20					0	0			0	0
	21					1,896	948			1,896	948
	22					19,801	9,900			19,801	9,900
	23					22,647	11,323			22,647	11,323
	24					41,948	20,974			41,948	20,974
	25					48,751	24,375			48,751	24,375
	26					39,168	19,584			39,168	19,584
	27					56,527	28,263			56,527	28,263
	28					0	0			0	0
	29					13,431	6,715			13,431	6,715
	30					16,397	8,198			16,397	8,198
	R元					18,255	9,127			18,255	9,127
	2					53,844	26,922			53,844	26,922
	3					20,733	10,366			20,733	10,366
	4					10,489	4,902			10,489	4,902
	5					0	0			0	0
	6					0	0			0	0
	計	0	0	0	0	702,183	350,745	0	0	702,183	350,745

		公共下水道		流失防止施設		宅地		公園		合計	
	年度	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
島原市	S59～H2					0	0			0	0
	3					2,690	1,345			2,690	1,345
	4					61,180	30,590			61,180	30,590
	5					235,290	117,645			235,290	117,645
	6～R6					0	0			0	0
	計	0	0	0	0	299,160	149,580	0	0	299,160	149,580

		公共下水道		流失防止施設		宅地		公園		合計	
	年度	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
指導監督費	S59										509
	60										2,856
	61										1,504
	62										1,047
	63										2,551
	H元										1,963
	2										3,811
	3										2,905
	4										4,011
	5										1,773
	6										732
	7										1,428
	8										534
	9										0
	10										182
	11										800
	12										800
	13										19
	14～20										0
	21										62
	22										384
	23～29										0
	30										517
	R元～6										0
	計										28,388

	年度	公共下水道 事業費	公共下水道 国費	流失防止施設 事業費	流失防止施設 国費	宅地 事業費	宅地 国費	公園 事業費	公園 国費	合計 事業費	合計 国費
鹿児島県合計	S59	675	450			100,988	50,494	0	0	101,663	50,944
	60					558,800	279,400	12,470	6,235	571,270	285,635
	61					282,988	141,494	17,994	8,997	300,982	150,491
	62					209,486	104,743	0	0	209,486	104,743
	63			54,538	27,269	442,908	221,454	12,062	6,031	509,508	254,754
	H元			65,536	32,768	327,146	163,573	0	0	392,682	196,341
	2			151,624	75,812	596,034	298,017	14,614	7,307	762,272	381,136
	3			0	0	577,024	288,512	4,100	2,050	581,124	290,562
	4			16,382	8,191	783,026	391,513	3,087	1,543	802,495	401,247
	5			0	0	355,090	177,545	0	0	355,090	177,545
	6			10,846	5,423	130,082	65,041	5,644	2,822	146,572	73,286
	7					184,298	92,149	6,218	3,109	190,516	95,258
	8					35,654	17,827	0	0	35,654	17,827
	9					0	0	0	0	0	0
	10					12,156	6,078	0	0	12,156	6,078
	11					52,278	26,139	3,622	1,811	55,900	27,950
	12					80,962	40,481	1,706	853	82,668	41,334
	13					1,184	592	126	63	1,310	655
	14～20									0	0
	21					5,544	2,772	742	371	6,286	3,143
	22					75,825	37,912	1,147	573	76,972	38,485
	23					114,972	57,485	2,566	1,283	117,538	58,768
	24					217,526	108,763	3,821	1,910	221,347	110,673
	25					235,098	117,548	3,304	1,652	238,402	119,200
	26					162,751	81,375	3,961	1,980	166,712	83,355
	27					99,646	49,822	1,120	560	100,766	50,382
	28					3,410	1,705	129	64	3,539	1,769
	29					22,977	11,488	0	0	22,977	11,488
	30					102,788	51,393	619	309	103,407	51,702
	R元					37,611	18,805	857	428	38,468	19,233
	2					75,618	37,809	649	324	76,267	38,133
	3					20,733	10,366	0	0	20,733	10,366
	4					21,108	10,211	0	0	21,108	10,211
	5					5,633	2,816	575	287	6,208	3,103
	6					12,336	6,168	0	0	12,336	6,168
	計	675	450	298,926	149,463	5,943,680	2,971,490	101,133	50,562	6,344,414	3,171,965

○宮崎県

（単位：千円）

	年度	公共下水道		流失防止施設		宅地		公園		合計	
		事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
都城市	23					550,328	275,164	19,467	9,733	569,795	284,897
三股町	23					25,674	12,837			25,674	12,837
宮崎県合計		－	－	－	－	576,002	288,001	19,467	9,733	595,469	297,734

３　災害査定の効率化を適用した実績

（H29.2.1「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」発出後）

１）本激により「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」適用

○平成３０年梅雨前線豪雨等（平成３０年７月豪雨を含む）による一連の災害（H30.5.20～7.10）

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ （通常 300 万円未満）	採択保留金額 の引上げ（通常 4 億円）	設計図書の 簡素化	一箇所工事
北海道	－	－	○	○
岐阜県	－	－	○	○
京都府	－	－	○	○
大阪府	－	－	○	○
兵庫県	2,400 万円以下	－	○	○
鳥取県	－	－	○	○
岡山県	1,000 万円以下	－	○	○
広島県	4,000 万円以下	－	○	○
山口県	1,000 万円以下	－	○	○
徳島県	－	－	○	○
香川県	－	－	○	○
愛媛県	1,700 万円以下	－	○	○
高知県	－	－	○	○
福岡県	3,000 万円以下	－	○	○
佐賀県	－	－	○	○
京都市	－	－	○	○
神戸市	－	－	○	○
岡山市	－	－	○	○
広島市	－	－	○	○
北九州市	－	－	○	○
福岡市	－	－	○	○

○平成３０年北海道胆振東部地震による災害

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ （通常 300 万円未満）	採択保留金額の引上げ （通常 4 億円以上）	設計図書の 簡素化	一箇所工事
北海道	－	－	○	○
札幌市	－	－	○	○

○令和元年東日本台風、台風第２０号及び第２１号の暴風雨及び豪雨による災害
（R1.10.11～10.26）

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ （通常 300 万円未満）	採択保留金額の引上げ （通常 4 億円以上）	設計図書の 簡素化	一箇所工事
岩手県	－	5 億円以上	○	○
宮城県	3,900 万円以下	5 億円以上	○	○
福島県	1,000 万円以下	5 億円以上	○	○
茨城県	－	5 億円以上	○	○
栃木県	4,000 万円以下	5 億円以上	○	○
群馬県	2,000 万円以下	5 億円以上	○	○
埼玉県	3,600 万円以下	5 億円以上	○	○
千葉県	－	5 億円以上	○	○
東京都	1,000 万円以下	5 億円以上	○	○
神奈川県	－	5 億円以上	○	○
新潟県	－	5 億円以上	○	○
長野県	3,500 万円以下	5 億円以上	○	○
静岡県	－	5 億円以上	○	○
仙台市	3,900 万円以下	5 億円以上	○	○
さいたま市	－	5 億円以上	○	○
千葉市	－	5 億円以上	○	○
川崎市	3,900 万円以下	5 億円以上	○	○
相模原市	－	5 億円以上	○	○

○令和２年５月１５日から７月３１日までの間の豪雨による災害（R2.5.15～7.31）

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ （通常 300 万円未満）	採択保留金額の引上げ （通常 4 億円以上）	設計図書の 簡素化	一箇所工事
岐阜県	－	5 億円以上	○	○
山口県	－	5 億円以上	○	○
広島県	－	5 億円以上	○	○
福岡県	2,000 万円以下	5 億円以上	○	○
熊本県	3,000 万円以下	5 億円以上	○	○

○令和４年台風第１４号、第１５号の暴風雨等による災害(R4.9.17～9.24)

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ （通常 1,000 万円未満）	採択保留金額の引上げ （通常 4 億円以上）	設計図書の 簡素化	一箇所工事
静岡県	5,000 万円以下	－	－	－
静岡市	7,330 万円以下	－	－	－

○令和６年能登半島地震（R6.1.1）

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ （通常 1,000 万円未満）	採択保留金額の引上げ （通常 4 億円以上）	設計図書の 簡素化	一箇所工事
新潟県	－	－	○	○
富山県	6,000 万円以下	－	○	○
石川県	4,700 万円以下	－	○	○
新潟市	－	－	○	○

２）財務省との個別協議により災害査定の効率化を実施

○平成３０年台風第１９号、第２０号、第２１号の暴風雨等による災害（H30.8.20～9.5）

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ （通常 300 万円未満）	採択保留金額の引上げ （通常 4 億円以上）	設計図書の 簡素化	一箇所工事
大阪府	400 万円以下	－	－	－
札幌市	2,000 万円以下	－	－	－
大阪市	350 万円以下	－	－	－

○令和元年８月から９月の前線に伴う大雨（台風第１０号、第１３号及び第１５号の暴風雨を含む。）による災害（R1.8.13～9.9）

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ （通常 300 万円未満）	採択保留金額の引上げ （通常 4 億円以上）	設計図書の 簡素化	一箇所工事
千葉県	1,500 万円以下	－	－	－

○令和元年東日本台風、台風第２０号及び第２１号の暴風雨及び豪雨による災害
（R1.10.11～10.26）【予算補助】

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ （通常 300 万円未満）		採択保留金額の引上げ （通常 1 億円以上）		設計図書の 簡素化	一箇所工事
	堆積土砂排除	都市排水施設等	堆積土砂排除	都市排水施設等		
岩手県	－	－	14 億円以上	－	－	－
宮城県	－	－	14 億円以上	3 億円以上	－	－
福島県	－	4,000 万円以下	－	3 億円以上	－	－
茨城県	－	－	－	3 億円以上	－	－
栃木県	－	－	14 億円以上	3 億円以上	－	－
群馬県	－	－	14 億円以上	－	－	－
埼玉県	－	－	14 億円以上	3 億円以上	－	－
東京都	－	－	14 億円以上	3 億円以上	－	－
神奈川県	－	－	14 億円以上	3 億円以上	－	－
新潟県	－	－	－	3 億円以上	－	－
山梨県	－	－	－	3 億円以上	－	－
長野県	－	－	－	3 億円以上	－	－
仙台市	－	－	－	3 億円以上	－	－
千葉市	－	－	－	3 億円以上	－	－

○令和２年５月１５日から７月３１日までの間の豪雨による災害(R2.5.15～7.31)【予算補助】

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ （通常 300 万円未満）		採択保留金額の引上げ （通常 1 億円以上）		設計図書の 簡素化	一箇所工事
	堆積土砂排除	都市排水施設等	堆積土砂排除	都市排水施設等		
熊本県	12 億 4,900 万円 以下	－	17 億 5,900 万円以上	－	－	－

○令和３年福島県沖地震による災害(R3.2.13)

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ （通常 300 万円未満）	採択保留金額の引上げ （通常 4 億円以上）	設計図書の 簡素化	一箇所工事
千葉県	600 万円以下	－	－	－

4　特殊地下壕等対策事業実績

事業実施年度	事業主体数	事　業　主　体
H10	６	神奈川県小田原市、大和市、愛知県瀬戸市、広島県大竹市、鹿児島県、鹿児島県鹿屋市
H11	１３	岩手県釜石市、山形県東根市、群馬県高崎市、東京都八王子市、山口県岩国市、福岡県筑紫野市、長崎県大村市、川棚町、芦辺町、大分県大分市、鹿児島県、鹿児島県鹿屋市、宮城県仙台市
H12	１４	山口県下関市、長崎県佐世保市、諫早市、川棚町、大分県宇佐市、鹿児島県、鹿児島県鹿屋市、出水市、金峰町、高尾野町、加治木町、沖縄県豊見城村、宮城県仙台市、神奈川県横浜市
H13	１３	東京都八王子市、神奈川県大和市、長崎県佐世保市、鹿児島県、鹿児島県鹿屋市、出水市、串木野市、加世田市、知覧町、市来町、東市来町、有明町、神奈川県横浜市
H14	１６	北海道美幌町、宮城県石巻市、埼玉県嵐山町、東京都八王子市、神奈川県大和市、静岡県浜松市、広島県海田町、山口県岩国市、鹿児島県、鹿児島県鹿児島市、鹿屋市、川内市、有明町、大崎町、串良町、沖縄県豊見城市
H15	１３	東京都大田区、東京都日野市、神奈川県綾瀬市、兵庫県明石市、鹿児島県、鹿児島県鹿児島市、鹿屋市、山川町、東市来町、志布志町、有明町、串良町、兵庫県神戸市
H16	１４	栃木県鹿沼市、東京都港区、神奈川県小田原市、綾瀬市、横須賀市、兵庫県明石市、長崎県佐世保市、鹿児島県、鹿児島県鹿児島市、鹿屋市、志布志町、有明町、千葉県千葉市、神奈川県横浜市
H17	１６	栃木県鹿沼市、群馬県高崎市、千葉県匝瑳市、東京都目黒区、世田谷区、長崎県佐世保市、大村市、熊本県水俣市、鹿児島県、鹿児島県鹿児島市、鹿屋市、南さつま市、日置市、北海道札幌市、愛知県名古屋市、福岡県福岡市
H18	２８	青森県むつ市、茨城県ひたちなか市、鹿嶋市、大洗町、群馬県富岡市、千葉県匝瑳市、神奈川県綾瀬市、逗子市、長野県上田市、鳥取県境港市、広島県尾道市、福岡県中間市、熊本県水俣市、大分県臼杵市、宮崎県宮崎市、国富町、鹿児島県、鹿児島県鹿屋市、鹿児島市、南さつま市、枕崎市、志布志市、湧水町、指宿市、沖縄県那覇市、糸満市、愛知県名古屋市、福岡県福岡市
H19	２８	岩手県二戸市、宮城県加美町、秋田県鹿角市、茨城県ひたちなか市、鹿嶋市、群馬県前橋市、神奈川県逗子市、長野県上田市、佐久市、愛知県豊田市、三重県伊勢市、岡山県、愛媛県松山市、福岡県宇美町、久留米市、佐賀県唐津市、長崎県大村市、熊本県水俣市、大分県臼杵市、鹿児島県鹿児島市、日置市、南さつま市、鹿屋市、薩摩川内市、沖縄県那覇市、東京都目黒区、静岡県浜松市、京都府京都市
H20	２１	宮城県塩竈市、多賀城市、茨城県日立市、神奈川県逗子市、鎌倉市、愛知県豊田市、広島県江田島市、愛媛県松山市、長崎県佐世保市、大村市、熊本県水俣市、大分県臼杵市、鹿児島県鹿屋市、日置市、南さつま市、志布志市、薩摩川内市、沖縄県那覇市、浦添市、糸満市、京都府京都市

事業実施年度	事業主体数	事　業　主　体
H21	１３	東京都中野区、西東京市、神奈川県逗子市、横須賀市、福岡県中間市、長崎県佐世保市、大村市、平戸市、大分県玖珠町、鹿児島県鹿屋市、鹿児島市、薩摩川内市、沖縄県那覇市
H22	１５	栃木県茂木町、岡山県倉敷市、福岡県宗像市、直方市、長崎県佐世保市、大村市、熊本県宇城市、大分県臼杵市、宇佐市、大分市、鹿児島県鹿屋市、湧水町、薩摩川内市、日置市、沖縄県那覇市
H23	１７	北海道札幌市、福島県二本松市、茨城県ひたちなか市、栃木県芳賀町、東京都日野市、山口県下関市、高知県南国市、福岡県直方市、長崎県佐世保市、大分県臼杵市、宇佐市、宮崎県都城市、鹿児島県鹿屋市、日置市、霧島市、沖縄県那覇市
H24	１０	青森県むつ市、東京都日野市、昭島市、福岡県大牟田市、長崎県佐世保市、大分県日田市、鹿児島県鹿屋市、霧島市、日置市、沖縄県浦添市
H25	１２	青森県むつ市、宮城県、東京都日野市、神奈川県大和市、富山県高岡市、兵庫県西宮市、長崎県佐世保市、大村市、大分県日田市、鹿児島県鹿屋市、兵庫県神戸市、広島県広島市
H26	１０	宮城県女川町、千葉県銚子市、東京都日野市、神奈川県横須賀市、岐阜県御嵩町、三重県伊賀市、高知県宿毛市、長崎県佐世保市、鹿児島県霧島市、兵庫県神戸市
H27	９	千葉県銚子市、東京都日野市、岐阜県御嵩町、三重県伊賀市、長崎県佐世保市、長崎市、鹿児島県鹿屋市、沖縄県那覇市、兵庫県神戸市
H28	１０	栃木県鹿沼市、千葉県木更津市、東京都日野市、山口県下関市、長崎県佐世保市、鹿児島県鹿屋市、霧島市、肝付町、千葉県千葉市、兵庫県神戸市
H29	１１	青森県三沢市、東京都世田谷区、日野市、神奈川県海老名市、広島県呉市、長崎県長崎市、佐世保市、鹿児島県鹿屋市、霧島市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市
H30	９	東京都世田谷区、日野市、神奈川県海老名市、愛媛県松山市、長崎県佐世保市、大分県玖珠町、鹿児島県いちき串木野市、日置市、兵庫県神戸市
R1	６	東京都世田谷区、日野市、神奈川県海老名市、長崎県佐世保市、鹿児島県日置市、兵庫県神戸市
R2	９	茨城県日立市、東京都日野市、京都府宇治市、兵庫県尼崎市、島根県松江市、長崎県佐世保市、沖縄県糸満市、神奈川県横浜市、兵庫県神戸市
R3	１２	北海道余市町、茨城県日立市、東京都世田谷区、日野市、神奈川県小田原市、島根県松江市、長崎県佐世保市、大村市、鹿児島県曽於市、南九州市、兵庫県神戸市、広島県広島市
R4	８	栃木県宇都宮市、東京都日野市、神奈川県海老名市、長崎県平戸市、鹿児島県鹿児島市、曽於市、南九州市、沖縄県糸満市

R5	6	青森県三戸町、東京都日野市、岐阜県御嵩町、愛媛県松山市、 鹿児島県曽於市、沖縄県那覇市
R6	5	東京都日野市、広島県広島市、長崎県長崎市、長崎県五島市、 熊本県熊本市

５　都市災害復旧事業制度の変遷

改訂年月日	法令・通達及び内容
昭２７．　７．３１ （建都発第８５４号、都市局長）	＜都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（火災復旧を除く）＞ １．都市災害復旧事業として行う重要な都市施設 イ、街路（橋梁、側溝含む）　幅員６m以上のもの、但し橋梁については４m以上のもの ロ、都市水利施設　水路（暗渠、サイホンを含む）、樋門、排水機及びその附属施設 ハ、防潮施設　防潮堤、水門 ニ、公園、緑地、運動場　体育施設、管理施設、樹木 ホ、市街地の災害の原因となるおそれある施設（防空壕等） ２．復旧限度 施設の原形復旧（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するためにする施設をすることを含む。）を原則とするが、原形に復旧することが困難な場合又は原形に復旧することが都市計画上著しく不適当な場合においては、これに代わるべき必要な施設を施行することができる ３．適用除外 イ、一箇所の工事の費用が１０万円に満たないもの ロ、経済効果の少ないもの ハ、維持工事とみるべきもの ニ、明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に基因して生じたものと認められるもの ホ、甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められるもの ヘ、災害復旧事業以外の事業の工事の施工中に生じた災害に係るもの ４．前項イ号の場合において、一の施設について災害にかかった箇所が５０m以内の間隔で連結している場合並びに一の施設について災害にかかった箇所が５０mをこえる間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の二以上にわたる工事で当該施設を分離して施行することが効用上困難又は不適当なものは、一箇所の工事とみなす 備考 （１）この方針は、他の法令により予算措置を講ずるもの以外について適用されるものとする （２）都市排水、防潮堤等の施設の不備に基因して市街地が水害を受けた場合は、都市防災事業として別途に予算措置を講じるものとする
昭２９．１０．１８改正 （都市局長通知）	１．都市災害復旧事業として行う重要な都市施設 ニ、公園、緑地、運動場　道路、橋梁、水路、崩壊防止の施設及び体育施設、管理施設（「樹木」を削除） ホ、市街地の災害の原因となるおそれある施設（防空壕等）

改訂年月日	法令・通達及び内容
	へ、市街地埋没、流失を復旧する為の施設等 ３．適用除外 ハ、維持工事とみるべきもの又は街路の路面流失厚１０㎝以下のもの ４．前項イ号の場合において、一の施設について災害にかかった箇所が５０ｍ以内の間隔で連結している場合並びに橋梁その他これに類する施設について災害にかかった箇所が５０ｍをこえる間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の二以上にわたる工事で当該施設を分離して施行することが効用上困難又は不適当なものは、一箇所の工事とみなす 備考 （３）第一項の体育施設、管理施設に関する土木施設を除く建築物及び同項へ（市街地埋没、流失を復旧する為の施設等）に該当するものについてはその都度大蔵省と特別に協議をなす
昭３０．　５．１８改正 （建設計発第１４３号、計画局長）	１．都市災害復旧事業として行う重要な都市施設 へ、市街地埋没、流失を復旧する為の事業　但し、被害面積５千坪以下及び埋没については、埋没土量２万立方米以下のものは対象外とする。
昭３７．　８．１４全面改定 （建設都発第１９４号、都市局長）	＜都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針＞ 第１　目的 都市計画区域内における都市施設が災害をうけた場合、又は、市街地が堆積土砂による災害を受けた場合において、地方公共団体が行う災害復旧事業、又は、堆積土砂排除事業に対して、国は、この基本方針によって予算の範囲内で補助を行い、これらの災害を速やかに復旧し、もって民生の安定を図り公共の福祉を確保することを目的とする。 第２　定義 １．この基本方針において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生ずる災害をいう。 ２．この基本方針において「災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設等の従前の効用を復旧するための事業を行うことを含む。以下同じ。）ことを目的とするものをいう。 ３．災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設等を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設等をすること目的とするものは、災害復旧事業とみなす。 ４．この基本方針において、「都市計画区域」とは都市計画法第２条により主務大臣の決定した都市計画区域をいう。

改訂年月日	法令・通達及び内容
	５．この基本方針において、「都市施設」とは、街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するもの（維持管理に属することとなるべきものを含む。）をいう。 ６．この基本方針において「市街地」とは、都市計画区域内及び同区域外の人家、工場等の集落地をいう。 ７．この基本方針において、「堆積土砂」とは、災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等をいう。 ８．この基本方針において、「堆積土砂排除事業」とは、市町村長が、当該市町村の区域内の市街地において、総量が３万立方メートル以上である堆積土砂、２千立方メートル以上の一団をなす堆積土砂、又は２０メートル以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量が２千立方メートル以上であるもので次の各号の一に該当するものを排除する事業をいう。 イ、都市計画区域内にあっては、都市施設以外の地域に堆積したものについて市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く。） ロ、都市計画区域外にあっては、市街地に堆積したものについて市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く。） ハ、上記イ、ロ、にかかわらず、市町村長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があるとみとめて搬出集積され、又は、直接排除されたもの。 第３　適用除外 この方針は、次の各号に掲げる災害復旧事業については、適用しないものとする。 １．施設ごとの工事の費用が、１０万円に満たないもの。 ２．工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの。 ３．維持工事とみるべきもの。 ４．明らかに設計の不備、又は工事施工の粗漏に起因し生じたもの。 ５．甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められる災害に係るもの。 ６．災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。 ７．その他別に定めるもの 第４　事業費の範囲 １．国が補助する災害復旧事業の事業費は、災害復旧事業のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雑費の合計額並びに事務費とする。 ２．前号に規定する工事費には応急工事費を含むものとする。 ３．前号に規定する応急工事費は、本工事の一部又は全部となるもののみとする。 ただし、下水道施設については、必要止むをえないものに限り応急仮工事を採択することができる。 附則 都市計画区域内の都市施設が被災しその復旧に伴い防空壕の埋戻し防災処理等の費用は、都市災害として

改訂年月日	法令・通達及び内容
	取り扱うものとする。但し、都市施設に関係のない防空壕のみの災害又は防空壕が災害の原因をなす場合（異常な天然現象によらないもの）においてはその取り扱いは保留とする。 ＜都市災害復旧事業事務取扱方針＞ 第１　趣旨 都市災害復旧事業に関する事務の取扱については、「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」に定めるもののほか、この事務取扱方針の定めるところによる。 第２　災害原因の確認 災害原因の確認については、被災施設の原形、及び被害状況等から災害復旧事業として採択できる災害であるかどうかを確認すること。 第３　復旧工事 災害にかかった施設を復旧する場合の工法は原則として原形に復旧（旧の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧すること。）することとし、原形に復旧することが、不可能若しくは著しく困難、又は、不適当な場合は、次の各号によるものとする。 １．原形に復旧することが不可能な場合 地形、地盤が著しく変動し、旧の位置に復旧することが不可能な場合、又は、原施設の形状、寸法では、復旧することが不可能である場合は、必要最小限度の工法によるものとする。 ２．原形に復旧することが著しく困難な場合 地形地盤が変動し、又は被災施設の除却が困難なため旧の位置に旧の形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧することが著しく困難なときは、当該施設の従前の効用を復旧する必要最小限度の工事を行うものとする。 ３．原形に復旧することが著しく不適当な場合 地形地盤が変動し、又は、災害の規模、若しくは原施設の形状、寸法等から判断して原形に復旧することが著しく不適当なときは、従前の効用を回復する必要最小限度の工事を行うものとする。又、原形に復旧しなくとも旧の施設の効用を復旧することが著しく効果的であると判断される場合においては、従前の効用を回復する必要最小限度の工事に相当する額を災害復旧額とするものとする。 第４　都市施設の範囲 基本方針第２の５にいう都市施設の範囲は、次に掲げるもののうち、復旧を必要とするものとする。 １．街路 都市計画法（大正８年法律第３６号）第３条の規定により決定された施設である道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定による道路の供用の告示がなされていないもの。（以下「街路」という。）

改訂年月日	法令・通達及び内容
	２．公園等 公園（自然公園法に規定する自然公園を除く）、広場、緑地、運動場及び墓地のうち、次の各号に掲げる個々の施設（樹木は含まない）とする。 （１）道路及び広場 （２）修景施設のうち水流、池、滝、つき山 （３）休養施設のうち休息所 （４）遊戯施設のうち徒渉池 （５）運動施設のうち野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、すもう場（特定の団体、個人の用に供せられるものを除く。）及びこれらに附属する観覧席、更衣室、控室、運動用具倉庫、シャワー等の工作物 （６）教養施設のうち野外劇場又は野外音楽堂 （７）便益施設のうち駐車場、便所、時計台、水飲場、手洗場 （８）管理施設のうち門、さく、管理事務所、詰所、照明施設、水道、暗渠、水門、護岸、擁壁（法面） （９）展望台 ３．下水道 下水道法（昭和３３年法律第７９号）第２条第３号に規定する公共下水道（終末処理場等他省所管の施設を除く。）及び同条第４号に規定する都市下水路のうち、次に掲げる施設とする。 （１）排水管、排水渠、マンホール、吐室、吐口、扉門、ます、その他の排水施設 （２）沈砂池、スクリーン、かす掻上機、ポンプ井、ポンプ、動力機関、電気設備、真空ポンプ、クレーン、その他のポンプ施設 （３）建物のうち、ポンプ機械室、動力機関室、ポンプ場建物（ポンプ場建物内にある事務室、倉庫を含む。）及び防水壁 （４）沈砂池、曝気槽、撒布濾床、消化層、その他の処理施設 ４．都市排水施設 排水路、排水機、樋門及びその附属施設 第５　適用除外 １．基本方針第４適用除外３の維持工事とみるべきものとは、次のものをいう。 （１）石積、石張等の差狂いのみの修正又は間詰めのみの工事 （２）街路、橋梁の附属物のみにかかるもの ２．基本方針第４適用除外４の明らかに設計の不備、又は、工事施工の粗漏に起因して生じたものとは、検査、監察等により工事の出来高不足、手直しが認められ補強、手直し工事を命ぜられていた施設が破損し、当該工事が未完了であったことに起因していると認められたもの等をいう。

改訂年月日	法令・通達及び内容
	３．基本方針第４適用除外７のその他別に定めるものとは、次のものをいう。 （１）幅員６ｍ未満の街路、又は、幅員４ｍ未満の橋梁に係るもの （２）幅員１ｍ未満の都市排水路にかかるもの （３）堆積土砂排除事業のうち、次の各号に掲げるもの イ　宅地等に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所以外に捨てた土砂にかかるもの ロ　事業の実施が確認できないもの ハ　自衛隊、地元等が無償で実施したもの又は失業対策事業その他の事業によって実施したもの （４）下水道施設及び都市排水施設の埋そくにかかるもので当該堆積土砂の断面積が管渠の断面積の３割に満たないもの。但し、３割以上のものにあっては、堆積量の７割までを排除するものとする。 第６　保留工事 災害復旧工事の決定にあたり、次の各号の一に該当する場合は保留工事とする。 １．災害復旧工事の採否、又は、採択工法について立会官と意見を異にする場合 ２．改良的に施行することがより効果的であると認められるときの災害復旧費を超える部分 ３．由緒ある建物等で原形に復旧する必要が認められるもので、その費用が多額となる場合 第７　査定の方法 事業主体より提出される国庫補助申請書に基づき大蔵省係官が立会の上原則として現地査定を行うものとする。 第８　単価、歩掛 単価、歩掛は、土木工事については、公共土木施設災害復旧事業に用いるものを使用し、建物の補修工事については公立学校災害復旧事業に用いるものを使用することとするが、上記以外のものにあっては現地の適正単価、歩掛によるものとする。 附則 １．基本方針附則にいう防空壕の採択については、壕の埋戻し及び壕口並びにその両側に土留壁を設けて施行する等必要最小限度の工事を行うことができる。 ２．次に示す事項については、公共土木施設災害復旧事業の取扱いに準じて取扱うものとする。 （１）報告に関する事務（下水道にかかる事業費については、補助率が異なるため、その他の事業費と区分して別欄に掲上すること。） （２）内未成の取扱い （３）他事業施工中の災害 （４）事業費の積算（但し、事務費率は総事業費の４％とする。） （５）その他、査定事務で特に本事務取扱方針に規定していないもの。

改訂年月日	法令・通達及び内容
昭４７．　７．１４改正 （建設省都街発第22号、都市局長）	＜都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針＞ 第２　定義 ４．この基本方針において、「都市計画区域」とは都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第５条により建設大臣又は都道府県知事が指定した都市計画区域をいう。 ５．この基本方針において、「都市施設」とは、街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものをいう。 ＜都市災害復旧事業事務取扱方針＞ 第４　都市施設の範囲 １．街路 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１８条、第１９条、又は第２２条の規定により決定された施設である道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定による道路の供用の告示がなされていないもの。（以下「街路」という。） ２．公園等 公園（自然公園法に規定する自然公園を除く）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地のうち、次の各号に掲げる個々の施設（樹木は含まない）とする。 ３．下水道 下水道法（昭和３３年法律第７９号）第２条第３号に規定する公共下水道、同条第４号に規定する流域下水道及び同条第５号に規定する都市下水路のうち、次に掲げる施設とする。 第５　適用除外の１．に追加 （３）ポンプ施設の被災により仮排水工事を行う場合、平常の排水量を排水するために要する費用等。 （４）その他前各事項に掲げるものに類するもの 第６　保留工事に追加 ４．一箇所の決定見込額が２千万円以上となる場合。
昭５３．１０．１３改正 （建設省都街発第51号、都市局長）	＜都市災害復旧事業事務取扱方針＞ 第５　適用除外の３．（２）に追加 （２）幅員１ｍ未満の都市排水路にかかるもの、ただし、管渠にあっては内径２５０ミリメートル未満のもの
昭５４．　１．２９改正 （建設省都街発第４号、都市局長）	＜都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針＞ 第１　目的の改正 主として都市計画区域内における都市施設が災害をうけた場合、（以下略）

改訂年月日	法令・通達及び内容
	第２　定義 ５．この基本方針において、「都市施設」とは、街路、公園等、下水道、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものをいう。 第４　事業費の範囲の３中 ただし、下水道については、（以下略） ＜都市災害復旧事業事務取扱方針＞ 第４　都市施設の範囲 ２．公園等 都市計画区域内にある公園（自然公園法に規定する自然公園を除く）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地（都市計画区域外にある都市公園法第２条に規定する都市公園を含む。）のうち、次の各号に掲げる個々の施設（植物を除く。）とする。 （２）修景施設のうち花壇、日陰だな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、燈籠、石組、飛石、その他これらに類するもの（木竹製類は除く。） （３）休養施設のうち休息所、ベンチ、野外卓その他これらに類するもの （４）遊戯施設のうちぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池その他これらに類するもの （５）運動施設のうち野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、漕艇場、スケート場、すもう場、弓場、鉄棒、つり輪その他これらに類するもの（特定の団体、個人の用に供せられるものを除く。）及びこれらに附属する観覧席、更衣室、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物 （７）便益施設のうち駐車場、便所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの （８）管理施設のうち門、さく、管理事務所、照明施設、ごみ処理場、水道、井戸、暗渠、水門、護岸、擁壁その他これらに類するもの ３．下水道 （３）ポンプ施設・処理施設にかかる建物及びこれらを補完する管理棟、倉庫並びに防水壁 （４）沈殿池、曝気槽、消化層、管理計量設備その他の処理施設 ４．都市排水施設 都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設 第５　適用除外の３の（４）中 （４）下水道及び都市排水施設の（以下略）

改訂年月日	法令・通達及び内容
昭５９．　３．２２改正 （建設省都街発第13号、都市局長）	＜都市災害復旧事業事務取扱方針＞ 第４　都市施設の範囲 ２．公園等 都市計画区域内にある公園（自然公園法に規定する自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地（都市計画区域外にある都市公園法第２条に規定する都市公園を含む。）並びに特定地区公園（特定地区公園事業費補助実施要領に基づき国の補助を受けた公園に限る。）のうち、次の各号に掲げる個々の施設（植物を除く。）とする。 （以下略）
昭５９．　９．１４改正 （建設省都街発第22号）事務次官 （建設省河防発第79号）	＜公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱の一部改正について＞ ・下水道施設が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担」法の対象施設になったことによる改正。
昭５９．　９．１４改正 （建設省都街発第32号、街路課長）	＜都市災害復旧事業査定申合事項＞ ・下水道施設が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担」法の対象施設になったことによる改正。
昭５９．　９．１４改正 （建設省都街発第33号、街路課長）	＜公共土木施設（下水道）災害復旧事業の取扱いに関する申合事項＞ ・下水道施設が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担」法の対象施設になったことにより制定。
昭５９．　９．１４改正 （建設省都街発第34号、街路課長）	＜都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針＞ ・下水道施設が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担」法の対象施設になったことによる改正。 ・下水道に関する規定の削除 ・堆積土砂排除事業において「‥‥２０メートル以内」を「‥‥５０メートル以内」に改正。 ・採択限度額の改正 都道府県・指定都市　１０万円　を　６０万円 市町村　　１０万円　を　３０万円 ＜都市災害復旧事業事務取扱方針＞ ・道路の付属物に「道路情報管理施設、共同溝等」を追加。 ・適用除外の「街路、橋梁の付属物のみにかかるもの」を「橋梁又はトンネルの照明設備のみに係る工事」に改正。 ・保留工事となる決定見込額「２千万円以上」を「５千万円以上」に引き上げる。

改訂年月日	法令・通達及び内容
昭５９．　９．１４改正 （建設省都街発第35号、都市局長）	＜公共土木施設（下水道）災害復旧事業査定方針＞ ・下水道施設が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担」法の対象施設になったことにより制定。
昭６２．１２．１７改正 （建設省都街発第34号、都市局長）	＜都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針＞ ＜都市災害復旧事業事務取扱方針＞ ・土地区画整理組合の管理に属する街路について補助対象施設に追加したことによる改正。
平　７．　３．２３ 改正 （建設省都街発第18号、都市局長）	＜都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針＞ ＜都市災害復旧事業事務取扱方針＞ ・街路事業の連続立体交差事業又は立体交差事業により整備された鉄道施設で鉄道事業者に管理が引き継がれる前のものを対象施設に追加したことによる改正。 ・都市公園法施行令の改正により、補助対象施設として新たに加えられた施設についても、都市災害復旧事業の対象に追加。
平　７．　３．２８ （建設省都街発第25号、都市局長）	＜建設省所管公共土木施設（下水道）災害復旧事業査定設計委託費等補助交付要綱＞ （通　則） 第１　建設大臣は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和２６年政令第１０７号、以下「施行令」という。）」第６条第１項の規定に基づき建設大臣に対して国庫負担申請を行うために必要な査定設計に要した経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助金の交付に関しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号、以下「適正化法」という。）」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）」及び「建設省所管補助金交付規則（昭和３３年建設省令第１６号）」に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。 （定　義） 第２　この要綱において、次に揚げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。 (1)　補助対象事業 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）」第２条の規定により指定された災害等で都市局長が特に被害が激甚であると認める災害に係るものであり、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７条、以下「負担法」という。）」が適用される建設省所管の災害復旧事業をいう。

改訂年月日	法令・通達及び内容
	(2)　補助対象団体 次のいずれかに該当する地方公共団体をいう。 ア　被害が甚大なことにより公共土木施設災害復旧事業費に対する国の負担率が０．６６７をこえることとなる地方公共団体 イ　国の負担率算定の基礎となる公共土木施設災害復旧事業費のうち、工事費の総額が、都市局長が別に定める金額以上となる地方公共団体 (3)　委託費等 補助対象団体が補助対象事業について、施行令第６条第１項に基づき建設大臣に対して、国庫負担申請を行う際に添付する査定設計書を作成するために必要とした調査、測量、試験又は設計に関する委託費若しくは請負費（「災害復旧事業にかかる事前協議の取扱いについて（昭和５０年２月２５日付建河防発第３７号建設省河川局防災課長通知）」記１に規定する事前協議の条件に基づき調査、測量、試験又は設計を必要としたものを除く。）をいう。 (4)　補助対象委託費等 補助対象となる委託費等の実支出額又は第３の規定により算出される補助対象限度額のいずれか低い額をいう。 （補助対象限度） 第３　補助対象限度額は、１箇所ごとの工事費の額に応じて次の各号に定める階層に分類し、各階層ごとに分類された工事費の合計額にそれぞれの委託費率を乗じて得た額の合計とする。 １　１箇所の工事費が百万円以下の場合　委託費率千分の５４ ２　１箇所の工事費が百万円をこえ１千万円以下の場合　委託費率千分の３６ ３　１箇所の工事費が１千万円をこえ３千万円以下の場合　委託費率千分の２７ ４　１箇所の工事費が１千万円をこえ１億円以下の場合　委託費率千分の１８ ５　１箇所の工事費が１億円をこえる場合　委託費率千分の９ （補助率） 第４　補助率は、第５に規定する補助対象事業者ごとの補助対象委託費等の２分の１以内とする。 （補助対象事業者） 第５　補助金の交付の対象となる者は、補助金対象委託費等に対する補助金の合計額が、都市局長が別に定める金額以上となる地方公共団体とする。 （以下省略）

改訂年月日	法令・通達及び内容
平　８．　３．２９改正 （建設省都街発第15号、街路課長）	＜都市災害復旧事業事務取扱方針＞ ・事務費（率）の見直しに伴う改正
平　８．　４．１改正 （建設省河防海発第42号、 事務次官） （建設省都街発第16号、街路課長）	＜公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱＞ ＜都市局所管降灰除去事業補助金交付要綱＞ ・事務費（率）の見直しに伴う改正
平　８．　４．１０改正 （政令第１０３号）	＜公共土木施設災害復旧国庫負担法施行令＞ ・事務費（率）の見直しに伴う改正
平　８．　６．１７改正 （建設省都再発第150号、 都市再開発防災課長）	＜都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告＞ ＜公共土木施設（下水道）災害復旧事業に関する事務取扱＞ ・建設省組織令の一部改正に伴い、都市災害復旧事業にかかる業務が都市再開発防災課の所掌となったことによる、被害報告の連絡先等の改正。
平　９．　４．１改正 （建設省都再発第23の2号、 都市局長）	＜都市災害復旧事業事務取扱方針＞ 第４　都市施設の範囲 ２．公園等 「都市公園区域内にある公園（自然公園法に規定する自然公園を除く。）広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地（都市計画区域外にある都市公園法第２条に規定する都市公園を含む。）及び特定地区公園（特定地区公園事業費補助実施要領に基づき国の補助を受けた公園に限る。）のうち都市公園法施行令第２５条に規定する公園施設（植物を除く。）とする。 第５　適用除外の３．に追加 （５）公園施設のうち、飛石、ベンチ、ぶらんこ等の単体の小規模な施設が単独で被災した場合で、その施設の機能が当該公園の根幹的な効用に関わらないもの。
平１０．　８．　３改正 （建設省都再発第85号、都市局長）	＜都市局所管降灰除去事業補助金交付要綱＞ ・事務費（率）の見直しに伴う改正

改訂年月日	法令・通達及び内容
平１０．　８．　３改正 （建設省都再発第72の２号、 都市局長）	＜都市局所管特殊地下壕対策事業実施要領＞ 第１　目的 この実施要領は市街地に現存する特殊地下壕（農地等に係るもので陥没等により市街地に影響を及ぼすおそれのあるものを含む）で、陥没等が顕著で危険度が増し、放置し難い場合、又は都市災害復旧事業に伴い埋戻し、防災処理等が必要となった場合について、地方公共団体がそれらの対策を実施する場合において、国は、この実施要領によって予算の範囲内で地方公共団体に補助を行い、もって民生の安定を図り公共の福祉を確保することを目的とする。 第２　定義 ２．「特殊地下壕対策事業」とは、下記の事業をいう。 ア　陥没、落盤又は壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、建築物等に対する危険度が増し、放置し難い特殊地下壕の全部又は一部の埋戻し等を行う事業 イ　都市計画区域内の都市施設が被災しその復旧に伴い特殊地下壕の埋戻し、防災処理等が必要となったものについて、壕の埋戻し及び壕口並びにその両側に土留壁を設けて施行する等必要最小限度の工事を行う事業 第４　適用除外 他省庁の所管に係る特殊地下壕を除く。 第７　その他 第２の２のアに定める内容の事業については、平成１４年度までに採択されたものとする。 附　則 この要領は平成１０年４月８日から適用する。
平１０．　８．　３改正 （建設省都再発第73の２号、 都市再開発防災課長）	＜建設省所管特殊地下壕対策事業の運用方針＞ ・３の隣接する壕口間の距離を「２０ｍ以内」を「１００ｍ以内」に改正。 ・「６　本事業の採択手順は、下記によるものとする。（手順省略）」を追加。
平１０．１２．１１改正 （建設省都再発第81の２号、 都市局長）	＜公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針＞ ・都市公園施設が「公共土木施設災害復事業費国庫負担」法の対象施設となったことによる改正。 ・採択限度額の改正 都道府県・指定都市　６０万円　を　１２０万円 市町村　３０万円　を　６０万円 ・机上査定額の引き上げ ２００万円未満　を　３００万円未満

改訂年月日	法令・通達及び内容
	・保留限度額の引き上げ ２億円以上　を　４億円以上
平１０．１２．１１改正 （建設省都再発第82の２号、 都市局長）	＜公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業取扱いに関する申合事項について＞ ・都市公園施設が「公共土木施設災害復事業費国庫負担」法の対象施設となったことによる改正。 ・増破等の取扱いについて「６０万円未満」を「１２０万円未満」に、「３０万円未満」を「６０万円未満」に改正 ・河川敷公園の採択要件を追加 ＜公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業に関する事務取扱いについて＞ ・都市公園施設が「公共土木施設災害復事業費国庫負担」法の対象施設となったことによる改正。
平１０．１２．１１改正 （建設省都再発第83の２号、 都市局長）	＜都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針＞ 第２　定義 ６．この基本方針において、「都市施設」とは、地方公共団体（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第７条第１項の鉄道事業者であるものを除く。）又は土地区画整理組合の維持管理に属する街路及び地方公共団体の維持管理に属する都市排水施設等をいう。 第３　適用除外 １．施設ごとの工事の費用が、都道府県又は指定都市に係るものにあっては120万円に、市町村（指定都市を除き、地方自治法第284条第１項から第３項までに規定する組合（第１項に規定するものについては市町村のみが設けたものに限る。）を含む。）又は土地区画整理組合に係るものにあっては60万円に満たないもの。 附　則 この改正は、平成10年12月11日から施行し、平成10年4月17日以降に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。 ＜都市災害復旧事業事務取扱方針＞ 第４　都市施設の範囲 ２．公園等　削除 ２．都市排水施設等 (1)　都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設。

改訂年月日	法令・通達及び内容
	(2)　都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園法に規定する自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第３条11号に規定する公園を除く。）のうち都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（植物を除く。）とする。 第６　保留工事 ３．一箇所の決定見込額が１億円以上となる場合 附　則 １　削除 １　次に示す事項については、公共土木施設災害復旧事業の取扱いに準じて取扱うものとする。 (4)　事業費の積算（ただし、事務費率は総事業費の３．４％とする。）
平１０．１２．１１改正 (建設省都再発第84の２号、 都市再開発防災課長)	＜都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について＞ ・都市公園施設が「公共土木施設災害復事業費国庫負担」法の対象施設となったことによる改正。　・ ・採択限度額の引き上げに伴う改正 都道府県・指定都市　６０万円　を　１２０万円 市町村　　３０万円　を　　６０万円
平１１．　３．３０改正 (建設省都再発第79号)　事務次官 (建設省河防海発第58号)	＜公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱＞ ・都市公園施設が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担」法の対象施設になったことによる改正 ・第二、第三及び第九中「又は下水道」を「、下水道又は公園」に改正 ・第二十条第一項第一号中「一千万円以下のもの」の下に「又は当該決定工事費の三割に相当する金額が三百万円以下であるときは、三百万円以内のもの」を追加 ・別記第二第２表の改正
平１２．　２．　７改正 (建設省河防海発第17号、 事務次官)	＜降灰除去事業実施要綱＞ ・補助の採択要件である対象期間を場合によって延長できるよう要件を緩和することによる改訂。 ・その年の一月から十二月までの降灰重量の合計が一平方メートル当たり千グラム未満であって、その年の十二月と翌年一月に降灰がある場合は、翌年一月の降灰重量をその年の十二月の降灰重量に含めることができるものとする。
平１２．　４．　３改正 (建設省都再発第33号)　事務次官 (建設省河防海発第72号)	＜公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱＞ ・設計単価、歩掛及び設計の変更の手続きを承認から同意に改正したことによる修正。

改訂年月日	法令・通達及び内容
平１３．　１．　４改正 (建設省都再発第1号)都市局長	＜都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針＞ ＜都市災害復旧事業事務取扱方針＞ ＜建設省所管特殊地下壕対策事業実施要領＞ ・省庁再編に伴い省名、局名の修正並びに担当課（都市再開発防災課→まちづくり推進課）の変更に伴う改正。
平１３．　１．　４改正 (建設省都再発第2号) 都市再開発防災課長	＜都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について＞ ＜建設省所管特殊地下壕対策事業の運用方針＞ ・省庁再編に伴い省名、局名の修正並びに担当課（都市再開発防災課→まちづくり推進課）の変更に伴う改正。
平１３．　２．１４改正 (国都まち発第24号) 都市・地域整備局長	＜公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針＞ ・省庁再編に伴い省名、局名の修正並びに担当課（都市再開発防災課→まちづくり推進課）の変更に伴う改正。
平１３．　２．１４改正 (国都まち発第27号) まちづくり推進課長	＜公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業に関する事務取扱いについて＞ ・前文中「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令」の次に「（以下「令」という。）」を加え、「したので遺憾のないよう措置されたい。」を「する。」に、「貴管下市町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底方取り計らわれたい。」を「貴管内市（指定都市を除く。）町村に対しても、この旨周知方お願いする。」に改める。 ・別紙の１～４中「一般災害を含む。」を「一般災害は、「下水道、公園等の都市施設に係る災害情報連絡要領」による。」に改める。同５～６については、次のとおり改める。 ５　災害査定（査定実施通知） 都市・地域整備局まちづくり推進課 → 都市災害担当課 ↓ 地方整備局建政部都市・住宅整備課（都市整備課） 北海道開発局事業振興部都市住宅課 沖縄総合事務局開発建設部建設行政課 （注）災害復旧工事費が2,000万円未満で、本省が令第15条第2項に基づき委任する場合

改訂年月日	法令・通達及び内容
平１３．　２．１４改正 （国都まち第16号、国河防第10号） 事務次官	6　査定復命書 都市・地域整備局まちづくり推進課 ⟶ （写） ⟶ 河川局防災課 ↑ 地方整備局建政部都市・住宅整備課（都市整備課） 北海道開発局事業振興部都市住宅課 沖縄総合事務局開発建設部建政行政課 （注）災害復旧工事費が2,000万円未満で、本省が令第15条第2項に基づき委任する場合 ＜公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について＞ ・２中「第２号」を「(2)」に、「第３号」を「(3)」に改める。 ・３中「事前工法協議」を「事前の打合せ」に改める。 ・４(1)イ中「承認単価」を「同意単価」に改める。 ・10表題「工法協議済みの箇所について」を「事前打合せ済みの箇所について」に、同本文中「工法協議済み」を「事前の打合せ済み」に、「工法協議の際」を「事前の打合せの際」に改める。 ・省庁再編に伴い省名、局名の修正並びに担当課（都市再開発防災課→まちづくり推進課）の変更に伴う改正。 ＜公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱＞ ・第四第一項中「昭和二十六年建設省令第十号」を「平成十二年運輸省・建設省令第十四号に、「機械器具費」を「船舶及び機械器具費」」に改める。 ・第五中「機械器具費」を「船舶及び機械器具費」に改める。 ・第十七第三項及び第四項中「規則第一条の三」を「規則第三条」に改める。 ・第十八第一項に後段として次のように加える。 「なお、目論見書については、本省査定分と地方整備局等査定分とを別葉にして作成すること。」 ・同第一項第一号イ中「都道府県工事にあつては青色、市町村工事にあつては赤色」を「都道府県工事のうち本省査定分にあつては青色、地方整備局等査定分にあつては茶色、市町村工事のうち本省査定分にあつては赤色、地方整備局等査定分にあつては水色」に、「海岸　□」を「海岸（港湾に係るものを除く）　□」に改め、同第四号に後段として次のように加える。 「なお、本省査定分と地方整備局等査定分とを別葉にして作成すること。」 ・同第二項中「令第六条第一項」を「規則第五条第二項」に、「設計書には、次の図面等を添付するものとする」を「平面図及び横断面図その他の必要な書類は、次のとおりとする」に、同第二号中「横断図」を「横断面図」に、同第三号中「縦断図」を「縦断面図」に改める。

改訂年月日	法令・通達及び内容
	・第二十第二項第二号中「違算又は誤測」を「誤測又は違算」に、同第三号中「設計の変更を申請」を「設計の変更の協議の申出を」に、「申請書に変更理由書」を「規則第九条に定める書類の他」に改め、「、変更対照表」を削る。 ・第二十二第四号中「承認」を「同意」に、同第五号中「規則第九条」を「規則第十一条」に改め、第二十二に次の一号を加える。 「六　規則第十一条の別に定める残存価額率については、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和三十四年三月十二日建設省発会第七十四号）の別表第１残存価額率表とする。」 ・別記第二中「平成」を削り、「海岸」を「海岸（港湾に係る海岸を除く）」に改める。 ・省庁再編に伴い省名の変更に伴う改正。
平１３．　６．２７改正 （国都防第15号 都市・地域整備局長）	＜建設省所管公共土木施設（下水道）災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱＞ ・表題「建設省所管公共土木施設（下水道）災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱」を「国土交通省所管公共土木施設（下水道）災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱」に改める。 ・「「災害復旧事業にかかる事前協議の取扱いについて（昭和５０年２月２５日付建河防発第３７号建設省河川局防災課長通知）」記１に規定する事前協議」を「「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて（平成１３年２月１４日国河防第２３号国土交通省河川局防災課長通知）」記１に規定する事前打合せ」に改める。 ＜都市局所管降灰除去事業補助金交付要綱＞ ・表題「都市局所管降灰除去事業補助金交付要綱」を「都市・地域整備局所管降灰除去事業補助金交付要綱」に改める。 ・第二の１の（４）中「第三号」を「第四号」に改める。 ・第五中「都市局所管国庫補助金交付申請等要領（昭和４９年４月１日付け建設省都総発第１００号都市局長通達）によるほか、必要な事項は別に定める。」を「国土交通大臣に提出するものとし、市町村（指定都市を除く。）事業は所管都道府県を経由するものとするほか、都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領（平成１３年６月２７日付国都総第２０００号都市・地域整備局長通達）によるものとする。」に改める。 ・附則２及び附則３は削除し、附則４を附則２に繰り上げる。 ・別表第１の（その３）表中「工程協議」を「工程打合せ」に改める。 ・別表第２中「承認単価」を「同意単価」に改める。 ・省庁再編に伴い省名、局名の修正に伴う改正。

改訂年月日	法令・通達及び内容
平１５．　３．３１改正 （国都防第36-2号 都市・地域整備局長）	＜国土交通省所管特殊地下壕対策事業実施要領＞ ・特殊地下壕対策事業期間の延伸に伴う改正。 ・第七中「平成１４年度」を「平成１９年」に改める。
平１６．　４．　１改正 （国都防第67-2号 都市・地域整備局長）	＜国土交通省所管公共土木施設（下水道）災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱＞ ・査定設計委託費の補助率改正に伴う改正 ・第三中「千分の五四」を「千分の一〇八」に、「千分の三六」を「千分の七二」に、「千分の二七」を「千分の五四」に、「千分の一八」を「千分の三六」に、「千分の九」を「千分の一八」に改める。
平１６．１２．１５改正 （政令　第３９６号）	＜公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令＞ ・都市公園法施行令改正に伴う変更 ・都市公園等整備緊急措置法を社会資本整備重点計画法に改正することによる変更 ・第一条十一号中「二十五条」を「三十一条」に「都市公園等緊急整備特別措置法(昭和47年法律67号)第二条第一項第三号に規定する公園若しくは緑地に」を「社会資本整備重点計画法恒例第二条第二号公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに」に改める。
平１８．　４．　３通知 （国都防第1号 まちづくり推進課長）	＜公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業成功認定の取扱いについて（通知）＞ ・公共土木施設（下水道・公園）の成功認定の実施、書類の制定
平１９．　３．１５改正 （国都防第112号 都市・地域整備局長）	＜都市災害復旧事業事務取扱方針＞ ・都市公園法施行令改正に伴う変更 ・第四二項(２)号中「二十五条」を「三十一条」に改める。
平１９．　３．２６改正 （国都防第111号 都市・地域整備局長）	＜国土交通省所管特殊地下壕対策事業実施要領＞ ・特殊地下壕対策事業期間の延伸に伴う改正。 ・第七中「平成１９年」を「平成２３年度」に改める。
平２０．　９．２５改正 （国都防第20号 都市・地域安全課長）	＜都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について＞ ＜国土交通省所管特殊地下壕対策事業の運用方針＞ ＜公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業に関する事務取扱いについて＞ ・国土交通省組織令の一部改正に伴い、担当課（まちづくり推進課→都市・地域安全課）の変更に伴う改正。

改訂年月日	法令・通達及び内容
平２２．　３．３１改正 （政令第７８号）	＜公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令＞ ・直轄事業負担金の業務取扱費を全廃する法改正に伴い、公共事業に係る補助金の事務費も全廃になったことによる改正。
平２３．　２．１５改正 （国都防第44号 都市・地域整備局長）	＜都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針＞ ・第四　事業費の範囲　一中「補償費、機械器具費及び工事雑費」を「補償費、及び機械器具費」に改める。 ＜都市災害復旧事業事務取扱方針＞ ・附則１（４）中「事業費の積算（ただし、事務費率は総事業費の３．４％とする。）」を「事業費の積算」に改める。 ＜都市・地域整備局所管降灰除去事業補助金交付要綱＞ ・第六「補助事業に要する経費の配分の軽微な変更は、補助金の額に変更を生じないもので、降灰除去費、用地費及び補償費、測量費及び機械器具費の各費目の相互間における流用で流用先の経費の２割（当該流用先の経費に相当する金額が２０万円に満たないときは、２０万円）以内の変更となるもの」に改める。 ・第七　三項を削除する。
平成２３．　３．１３ （政令第18号）	＜東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令＞ ・東日本大震災を激甚災害として指定
平成２３．　４．１１通知 （河川局防災課長補佐）	＜平成２３年東北地方太平洋沖地震による災害復旧事業の査定の簡素化について＞ ・総合単価を使用することができる一箇所工事の国庫負担申請額を、一千万円未満から一億円未満に引き上げ
平成２３．　４．１９通知 （国都防第11号 都市・防災対策推進室長）	＜東日本大震災による災害復旧事業の査定等の簡素化について＞ ・机上査定の適用限度額を現行３００万円未満から５０００万円未満に引き上げ ・設計書添付図面（平面図及び標準断面図）を簡素化し、標準断面図による積上げをすることができる ・総合単価の使用については「平成２３年東北地方太平洋沖地震による災害復旧事業の査定等の簡素化について」によること
平成２３．　５．　２改正 （法律第40号）	＜東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律＞ ・東日本大震災に対処するための、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等に

改訂年月日	法令・通達及び内容
	ての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について定める。
平成２３．５．１１通知 （国都防第19号 都市・防災対策推進室長）	＜東日本大震災による災害復旧事業の査定等の簡素化について＞ ・「公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針」第１５（保留）（１）に定める一箇所の決定見込金額を「４億円以上」から「３０億円以上」に引き上げ ・「都市災害復旧事業事務取扱方針」第６（保留工事）３に定める一箇所の決定見込額を「１億円以上」から「５億円以上」に引き上げる。 ・総合単価の使用工種等を拡大（５種１６規格の追加）とする。
平成２４．１．３１改正 （省令第３号）	＜公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則＞ ・様式第三中第三表から第十表までを削り、第十一表を第三表に改める。 ・様式第四備考３中「単価、」、「セメント＝１．３倍、」及び「等」を削る。
平成２４．１．３１改正 （国水防第762号 水管理・国土保全局長）	＜公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱＞ ・第四　一「河川局長」を「水管理・国土保全局長」に改める。 ・第二十　１ロ（イ）「設計労務単価の一・二倍又は設計資材単価の一・二倍に相当する金額以内の単価の変更」を「設計労務単価及び設計資材単価の変更」に改める。
平成２４．３．１６改正 （国都防第109号　都市局長）	＜国土交通省所管特殊地下壕対策事業実施要領＞ ・特殊地下壕対策事業期間の延伸に伴う改正。 ・第七中「平成２３年」を「平成２８年度」に改める。
平成２４．４．１７通知 （国水防第920号 国土交通事務次官）	＜平成２３年発生災における災害復旧事業の設計変更の取扱いについて＞ ・「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱」第二十第一項第一号について、軽微な変更となる工事費の増減について、「三割以内で、かつ、一千万円以下のもの」を「三割以内で、かつ、五千万円以下のもの」とする。
平成２５．２．６改正 （政令第２８号）	＜公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令＞ ・地方自治法の一部を改正する法律の一部の改正に伴う改正

改訂年月日	法令・通達及び内容
平成２５．　２．６改正 （省令第３号）	＜公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則＞ ・地方自治法の一部を改正する法律の一部の改正に伴う改正・第一条第六号中「自動車駐車場」の下に「又は自転車駐車場」を加え、同条第九号を削る。 ・様式第六の改正
平成２５．　３．２９改正 （国都防第122号　都市安全課長	＜公園等の都市施設に係る災害発生時における緊急情報連絡について＞ ・緊急情報連絡が必要な場合については、当面の運用を定める。
平成２５．　３．２９改正 （国都防第123号　都市安全課長）	＜都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について＞ ＜公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業に関する事務取扱いについて＞ ＜公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業成功認定の取り扱いについて＞ ＜国土交通省所管特殊地下壕対策事業の運用方針＞ ・国土交通省組織令及び組織規則の一部改正、及び公共土木施設災害復旧事業国庫負担法施行規則の一部改正に伴う改正
平成２５．　３．２９改正 （国都防第124号　都市安全課長）	＜都市・地域整備局所管降灰除去事業補助金交付要綱＞ ・国土交通省組織令及び組織規則の一部改正に伴う改正
平成２５．　３．２９事務連絡 （都市安全課長都市防災対策推進室長課長補佐）	＜公園の建設物及び機械、電気設備に係る都市災害復旧事業の設計単価及び歩係について＞ ・公園の建設物及び機械、電気設備に係る都市災害復旧事業の設計単価及び歩係の取扱いに関する通知
平成２６．２．６改正 （国都防第83号　都市局長） 平成２６．２．６改正 （国都防第84号　都市安全課長）	＜国土交通省所管特殊地下壕対策事業実施要領＞ ・特殊地下壕対策事業に一定の要件を満たす亜炭鉱廃坑対策を追加し、名称を特殊地下壕等対策事業とする改正 ＜国土交通省所管特殊地下壕対策事業の運用方針＞ ・上記改正に伴う改正
平成２６．６．３０改正 （国都防第8号　都市局長）	＜公園等の都市施設に係る災害情報連絡要領について＞ ・国土交通省組織規則の一部改正による改正
平成２８．４．１改正 （国水防第359号　事務次官）	＜公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱＞ ・第二十　設計の変更の改正

改訂年月日	法令・通達及び内容
平成２８．５．２７通知 （国都安第10号　都市安全課長）	・机上査定の適用限度額を現行３００万円未満から熊本県は２０００万円未満、熊本市は５０００万円未満に引き上げ ・設計図書添付図面（平面図及び標準断面図）の簡素化ができる
平成２８．８．２５通知 （国都安第38号　都市安全課長）	＜平成28年熊本地震による災害復旧事業の査定等の簡素化について＞ ・「公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針」第15（保留）（一）に定める一箇所の決定見込金額を「4 億円以上」から「10 億円以上」に引き上げる
平成２８．９．１４通知（国都安第38号　都市安全課長）	＜平成28年熊本地震による災害復旧事業の査定等の簡素化について＞ ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第六条第二項に定める一箇所工事について、工事の工期や規模を勘案して分割し、分割後の各々の箇所を一箇所とみなすことができる ・熊本城公園における復元建造物の倒壊防止のための仮設工事、熊本県民総合運動公園における屋内運動広場（パークドーム熊本）の外膜の張り替え工事を応急仮工事として採択可能とする
平成２９．２．１通知 （国都安第84号　都市局長 国水防第347号 水管理・国土保全局長 国港海第215号　港湾局長）	＜大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の策定について＞ ・大規模災害時における災害復旧事業の査定の簡素化等についての通知
平成２９．３．２７改正 （国都安第104号　都市局長）	＜国土交通省所管特殊地下壕対策事業実施要領＞ ・特殊地下壕等対策事業期間の延伸に伴う改正 ・第七中「平成２８年度まで」を「アは平成３３年度まで、ウは平成３２年度まで」に改める。 ・亜炭鉱廃坑対策の主体である経済産業省が実施する事業名称の変更に伴う改正
平成２９．５．２９通知 （国都安第15号　都市安全課長）	＜平成29年度以降における設計変更等についての財務局に対する協議について＞ ・都市災害復旧事業の設計変更について財務局へ協議する旨の通知
平成２９．５．２９事務連絡 （水管理・国土保全局防災課災害査定官/都市安全課都市防災対策室長/環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長）	＜「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説について＞ ・「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の策定」について、より理解を深め、実務に即した運用ができるように解説を作成

改訂年月日	法令・通達及び内容
平成２９．８．２４通知 （国都安第24号　都市安全課長）	＜公共土木施設（公園）災害復旧事業成功認定の取扱いの一部改正について＞ ・一部成功認定の取扱いを追加
平成３０．３．３０通知 （国都安第110号　都市局長）	＜都市局所管災害復旧事業の再調査要綱について＞ ・複数年度にわたる災害復旧事業で最終年度に行う再調査についての通知
平成３０．３．３０通知 （国都安第111号　都市局長）	＜国土交通省所管公共土木施設（公園）災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱について＞ ・国庫負担申請を行うにあたって要した設計委託費についての通知
平成３０．５．２３事務連絡 （都市安全課課長補佐）	＜大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の留意事項について＞ ・大規模査定方針を適用し机上にて実施した査定について、査定方法の妥当性について検証を行うための調査方法を示す。
平成３０．６．２９事務連絡 （都市安全課都市防災対策室長）	＜堆積土砂排除事業において堆積土砂を推計する際の留意事項について＞ ・堆積土砂排除事業における堆積土砂量について推計を行う場合の基本となる推計方法やこれによらない場合の協議方法を定めた周知
平成３０．７．３０事務連絡 （水管理・国土保全局防災課 災害査定官）	＜公共土木施設及び宅地の堆積土砂撤去の取り扱いについて＞ ・平成30年７月豪雨における公共土木施設及び宅地の甚大な被害の状況に鑑み、災害復旧事業の速やかな実施を図るための取扱い（連携スキーム）の周知
平成３０．７．３０事務連絡 （水管理・国土保全局防災課災害査定官 都市安全課都市防災対策室長 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長）	＜堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合においての国庫補助申請にあたっての留意事項＞ ・堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合においての申請のワンストップ化や申請書類の簡素化を定めたことの周知

改訂年月日	法令・通達及び内容
平成３１．４．５事務連絡 （水管理・国土保全局防災課災害査定官 都市安全課都市防災対策室長 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長）	＜「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説（平成31年4月改定）について＞ ・『激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要（平成29年12月21日 中央防災会議幹事会決定）』において、『今後は被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、災害終息後、最速で１週間程度で「指定見込み」の公表を行うもの。』とされており、解説発出当時（平成29年5月29日）と比べて甚大な被害が確実視された段階での「指定見込み」時期が明確になったことによる変更
令和１．６．　５事務連絡 （水管理・国土保全局防災課災害査定官 都市安全課都市防災対策室長 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長）	＜堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合においての国庫補助申請にあたっての留意事項（一部改訂）＞ ・堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合において、採択保留となった場合の取扱いを追加
令和１．１０．１８事務連絡 （水管理・国土保全局防災課災害査定官 都市安全課都市防災対策室長 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長）	＜堆積土砂排除事業　（国土交通省所管 及び 災害等廃棄物処理事業　（環境省所管 が携する場合においての国庫補助申請に当たっての留意事項　（一部改正）＞ ・堆積土砂量及び災害廃棄物量の推計資料について、家屋内と家屋外の取り扱いを統一
令和２．８．２１事務連絡 （都市局都市安全課都市安全対策官 港湾局海岸・防災課総括災害査定官 水管理・国土保全局防災課総括災害査定官	＜「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説について＞ 「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」の適用を受ける対象区域とならなかった区域に対して、やむを得ない事由等がある場合にも個別協議の実施が可能となった。

改訂年月日	法令・通達及び内容
令和３．３．３１改正 （国都安第１７１号　都市局長）	＜国土交通省所管特殊地下壕対策事業実施要領＞ ・特殊地下壕等対策事業のうち、「亜炭鉱廃坑」の事業期間を「平成32年度まで」から「令和6年度まで」に延伸。 ・亜炭鉱廃坑対策の主体である経済産業省が実施する事業名称の変更に伴う改正
令和３．３．３１改正 （国都安第１６２号　都市局長）	＜国土交通省所管公共土木施設（公園）災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱の一部改正について＞ ・補助対象限度額の算出に係る委託費率を、市町村事業について「1.47倍」に引上げ
令和３．５．１９改正 （国都安第１７４号　都市局長）	＜「公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針」の改正について＞ ＜「公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について」の改正について＞ ・下水道に係る規程について削除。（水管理・国土保全局が所管する査定方針、申合事項へ移行）
令和４．３．２５改正 （国都安第１０５号　都市局長）	＜「国土交通省所管特殊地下壕対策事業実施要領」の一部改正について＞ ・特殊地下壕等対策事業のうち、「特殊地下壕」の事業期間を「令和3年度まで」から「令和8年度まで」に延伸。
令和４．３．２５改正 （国都安第１４５号　都市局長）	＜「都市局災害復旧事業の再調査要綱」の一部改正について＞ ・別記様式第４、第５に箇所数欄を追加。
令和４．４．１改正 （国都安第９７号　都市局長）	＜「公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針」の改正について＞ ・机上査定限度額を300万円未満から1,000万円未満へ引き上げ。
令和６．１０．２８事務連絡 （農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室長 都市局都市安全課都市防災調整官 水管理・国土保全局防災課総括災害査定官 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長）	＜堆積土砂排除事業　（国土交通省所管 及び 災害等廃棄物処理事業　（環境省所管 が携する場合においての国庫補助申請に当たっての留意事項　（一部改正）＞ ・農地農業用施設災害復旧事業との連携を追加。

改訂年月日	法令・通達及び内容
令和６．10．30改正 （国都安第７１号　都市局長）	＜都市災害復旧事業国庫補助の都市施設にかかる特別の財政援助について（通知）＞ ・令和６年能登半島地震による災害に係る都市施設の災害復旧事業に要する費用について、国庫負担率を「十分の八」にかさ上げ
令和７．３．25改正 （国都安第156号　都市局長）	＜国土交通省所管特殊地下壕対策事業実施要領＞ ・特殊地下壕等対策事業のうち、「亜炭鉱廃坑」の事業期間を「令和６年度まで」から「令和10年度まで」に延伸。 ・亜炭鉱廃坑対策の主体である経済産業省が実施する事業名称の変更に伴う改正

６　都市災害復旧事業の国庫負担等の概要

区分	国庫負担等		地方財政措置	
	一般災害の場合	激甚災害の特例	起債	交付税
公園	法律補助 その年の災害復旧事業費が標準税収入の ０～１／２の部分　２／３ １／２～２倍の部分　３／４ ２倍超の部分　４／４	その年の災害復旧事業費の特定地方公共団体の負担額が標準税収入の 5/100～ 10/100の部分 県 - 市60/100 10/100～ 50/100の部分 県50/100 市70/100 50/100～100/100の部分 県55/100 市70/100 100/100～200/100の部分 県60/100 市75/100 200/100～400/100の部分 県70/100 市80/100 400/100～600/100の部分 県80/100 市90/100 600/100超の部分 県90/100 市90/100	地方負担額の100％ （過年災は90％）	起債の元利償還金の95％
街路 都市排水 施設等	予算補助　１／２	なし		
堆積土砂排除事業	予算補助　１／２	公共土木等と共にﾌﾟｰﾙ計算方式で算定された総合負担率が適用される。		
湛水排除事業	なし	同上	激甚災害の場合歳入欠かん等債として地方負担のおおむね　100/100	特別交付税 起債の元利償還金の57％